

熊本市地域防災計画

令和7年度（2025年度）版

本 編

熊本市防災会議

地域防災計画の構成と概要

熊本市地域防災計画は、本編と資料編で構成する。

熊本市地域防災計画の概要

本 編	第 1 部 総則		地域防災力の最大化に向けた基本的な考え方、災害想定、市民・事業者・地域の防災組織・行政の取組等を定める。
	第 2 部 自然災害対策	第 1 章 災害予防計画	地震・津波災害、洪水、土砂災害などに対して、平常時に行う事前の対策を定める。
		第 2 章 災害応急対策計画	地震・津波災害、洪水、土砂災害などの対応を定める。災害時の対応の基本となる計画となる。
		第 3 章 災害復旧・復興計画	地震・津波災害、洪水、土砂災害発生後の復旧や復興の取組を定める。
	第 3 部 大規模事故対策	第 1 章 原子力災害対策計画	玄海原子力発電所や川内原子力発電所から、放射性物質の異常な放出が起った場合又はそのおそれがある場合の対応を定める。
		第 2 章 海上災害対策計画	船舶の海難による油の流出、大規模な海上火災、船舶及び航空機の遭難による多数の人命の損失などによる海上災害が発生し又は発生するおそれのある場合の対応を定める。
		第 3 章 航空機災害対策計画	熊本空港及び熊本市域内において、航空機の墜落等により災害が発生した場合の対応を定める。
		第 4 章 危険物等災害対策計画	石油類、高圧ガス等の爆発、火災等による災害、地震等による大規模な災害が発生した場合の対応を定める。
資料編			条例や基準、災害協定、各種データ、様式などをとりまとめる。

第 1 部 総 則

第 1 節	計画の目的	3
第 1 項	計画の目的	3
第 2 項	作成機関等	3
第 2 節	計画の構成と内容	4
第 1 項	本編	4
第 2 項	資料編	6
第 3 項	計画の修正及び周知	6
第 3 節	熊本市防災会議	7
第 1 項	設置の根拠	7
第 2 項	所掌事務	7
第 3 項	組織構成	7
第 4 節	防災関係機関の処理すべき事務又は業務の大綱	8
第 1 項	防災関係機関の責務	8
第 2 項	処理すべき事務又は業務の大綱	9
第 5 節	熊本市の概況	16
第 1 項	自然的条件	16
第 2 項	社会的条件	18
第 6 節	過去の災害	20
第 1 項	過去の主な災害	20
第 2 項	調査研究	25
第 7 節	災害の想定	26
第 1 項	地震・津波災害の想定	26
第 2 項	風水害の想定	41
第 3 項	大規模事故災害の想定	42
第 8 節	地域防災力の最大化に向けて	44
第 1 項	地域防災力の最大化に向けた基本的な考え方	44
第 2 項	市民、事業者及び地域の防災組織の取組	48
第 3 項	市の取組	53

第 2 部 自然災害対策

第 1 章	災害予防計画	63
第 1 節	災害に強い人づくり・地域づくり	65
第 1 項	防災知識の普及啓発	65
第 2 項	地域の防災組織の育成	71
第 3 項	防災訓練計画	75

目 次

頁

第4項	災害ボランティア計画	80
第5項	事業者防災対策の促進計画	83
第6項	風水害の予防	85
第2節	行政の災害対応力の強化	87
第1項	防災拠点施設等の整備	87
第2項	広域応援体制等について	97
第3項	業務継続計画（BCP）及び災害時受援計画の策定	99
第3節	機動力及び資材器具等の点検整備計画	100
第1項	水防本部、災害警戒本部及び災害対策本部における機動力及び資機材の点検整備	100
第2項	水防用資機材の点検整備	100
第3項	消防団の積載車及び機械倉庫の整備	100
第4項	消防用資機材等の点検整備	100
第5項	その他の資材器具等の点検整備	101
第4節	災害に強い都市づくり	102
第1項	都市の防災化	102
第2項	公共施設の安全対策	112
第3項	ライフライン施設の安全対策	117
第4項	鉄道施設災害予防対策（九州旅客鉄道株式会社熊本支社）	120
第5項	地盤災害の予防対策	121
第6項	火災予防対策	124
第7項	危険物施設等の災害予防対策	127
第5節	避難計画	130
第1項	避難場所及び避難所の定義と指定	130
第2項	指定緊急避難場所及び指定避難所の機能整備	132
第3項	避難路の整備	133
第4項	避難誘導体制の整備	133
第5項	避難指示等の発令の判断基準の整理	134
第6項	避難場所及び避難方法等の事前周知	135
第7項	指定緊急避難場所及び指定避難所の開設・運営体制の整備	136
第8項	建設型応急住宅建設予定場所の選定	138
第9項	帰宅困難者対策	139
第10項	被災したペットの保護収容に関する対策	140
第6節	要配慮者等支援対策	141
第1項	避難行動要支援者支援の取組	141
第2項	要配慮者対策	145
第3項	女性やこども、性的マイノリティ等に対する対応	148
第7節	医療救護体制の整備	150
第1項	医療施設の安全性の確保	150
第2項	災害時における医療救護体制の整備	150

第 8 節	文教施設における予防対策	156
第 1 項	学校施設の整備と管理	156
第 2 項	児童・生徒等の措置と防災教育の実施	156
第 3 項	備品等の安全確保	156
第 4 項	給食設備等の措置	156
第 5 項	学校の衛生管理	157
第 6 項	学校施設の緊急使用	157
第 7 項	連携体制の整備	157
第 8 項	文化財への防災体制の整備	157
第 9 節	生活ごみ・し尿・災害廃棄物処理体制の整備	158
第 1 項	生活ごみ処理体制の整備	158
第 2 項	し尿処理体制の整備	158
第 3 項	災害廃棄物処理体制の整備	159
第 10 節	被災者の生活再建のための事前対策	160
第 1 項	り災証明の発行に関する事前準備	160
第 2 項	被災者生活支援制度の整備等	160
第 11 節	南海トラフ地震臨時情報発表に伴う防災対応	161
第 1 項	南海トラフ地震に関連する情報	161
第 2 項	被害への対応	162
第 3 項	南海トラフ地震防災上必要な教育及び広報	162
第 4 項	防災訓練	162
第 2 章	災害応急対策計画	163
第 1 節	市の防災組織	165
第 1 項	職員配備態勢	165
第 2 項	水防本部（風水害）	170
第 3 項	災害警戒本部	173
第 4 項	水防本部・災害警戒本部の組織	179
第 5 項	熊本市災害対策本部	183
第 2 節	情報の収集・伝達【地震・津波】	201
第 1 項	実施責任者	201
第 2 項	地震及び津波に関する情報の種類と伝達系統	202
第 3 項	通信体制の確立	206
第 3 節	情報の収集・伝達【風水害】	208
第 1 項	実施責任者	208
第 2 項	風水害に関する気象予報等伝達計画	209
第 3 項	通信体制の確立	221
第 4 節	避難情報の発令【地震・津波】	223
第 1 項	避難指示等	223
第 2 項	警戒区域の設定	227

目 次

	頁
第5節 避難情報の発令【風水害】	228
第1項 避難指示等	228
第2項 警戒区域の設定	237
第6節 被害情報	238
第1項 被害情報の収集・伝達	238
第2項 災害情報の広報伝達	243
第7節 安否不明者等の氏名公表・行方不明者の捜索	245
第1項 安否不明者の氏名公表	245
第2項 行方不明者の捜索	245
第8節 応援要請（受援）計画	246
第1項 応援要請発動の基準・根拠	246
第2項 災害対策本部における対応	247
第3項 自衛隊に対する災害派遣要請	248
第4項 行政機関に対する応援要請	252
第5項 民間団体等に対する応援要請	254
第6項 国、県による代行	254
第9節 応急公用負担と労働力の確保	255
第1項 従事命令等	255
第2項 物的応急公用負担	256
第3項 労働力の確保	257
第10節 二次災害防止対策	258
第1項 警戒・避難・誘導対策	258
第2項 二次災害防止対策	258
第3項 被災建築物応急危険度判定	259
第4項 被災宅地危険度判定	260
第11節 障害物等の除去対策	261
第1項 障害物の除去対象及び除去方法	261
第2項 災害救助法における障害物の除去	261
第3項 除去した工作物等の保管等の場所	262
第4項 工作物の処分方法	262
第12節 救出計画	263
第1項 実施責任者	263
第2項 救出対象者	263
第3項 救出の方法	263
第4項 救出期間	264
第5項 関係機関の連携	264
第6項 職員の安全確保	264
第7項 惨事ストレス対策	264

目 次

	頁
第 1 3 節 医療救護対策計画	265
第 1 項 実施機関	265
第 2 項 救護活動	265
第 3 項 救護所及び救護班の設置	267
第 4 項 個別疾患対策	267
第 5 項 惨事ストレス対策等	267
第 6 項 災害救助法に基づく措置	268
第 7 項 費用の負担	268
第 8 項 損害の補償	268
第 9 項 関係機関との連携・訓練	268
第 1 4 節 動物救護対策計画	269
第 1 項 実施体制	269
第 2 項 被災動物の救援活動	269
第 1 5 節 消防計画	270
第 1 項 消防局対策部	270
第 2 項 非常招集	273
第 3 項 風水害対策活動	274
第 4 項 地震対策活動	275
第 5 項 津波及び高潮対策活動	275
第 6 項 非常通信体制	275
第 7 項 応援及び受援体制の確立	276
第 8 項 避難の指示	277
第 9 項 消防団の活動	277
第 1 0 項 消防活動体制	278
第 1 6 節 警備・交通規制計画	279
第 1 項 警察の警備対策	279
第 2 項 海上における警備対策	279
第 3 項 交通規制計画	279
第 1 7 節 緊急輸送計画	282
第 1 項 緊急通行車両における輸送対象の限定	282
第 2 項 緊急通行車両の確認	282
第 3 項 輸送手段の確保	282
第 4 項 輸送道路の確保	283
第 1 8 節 避難者対策	285
第 1 項 避難誘導・移送	285
第 2 項 指定緊急避難場所及び指定避難所の開設・管理運営	287
第 1 9 節 要配慮者対策	300
第 1 項 避難行動要支援者の避難支援	300
第 3 項 社会福祉施設における対策	300
第 4 項 外国人に対する対策	301
第 5 項 観光客に対する対策	302
第 6 項 熊本県災害派遣福祉チーム（熊本 D C A T 及び熊本 D W A T）	302
第 7 項 情報の提供	302
第 8 項 生活の支援	303

目 次

	頁
第20節 安否情報の提供計画	304
第1項 市・県の役割	304
第2項 安否情報の収集	304
第3項 照会を行う者	304
第4項 照会手順	304
第5項 提供できる情報	305
第21節 救援対策計画	306
第1項 給水救援対策	306
第2項 食糧救援対策	308
第3項 生活必需品救援対策	310
第22節 保健衛生計画	313
第1項 防疫計画	313
第2項 食品衛生の確保	314
第3項 健康管理	315
第23節 遺体の収容埋葬計画	317
第1項 実施機関	317
第2項 遺体の検視、身元確認	317
第3項 遺体の引き渡し	317
第4項 遺体安置所の設置	317
第5項 遺体の収容	317
第6項 遺体の埋葬	318
第7項 遺体の火葬	318
第24節 住宅対策	319
第1項 建物の解体・撤去	319
第2項 応急仮設住宅の需要把握	319
第3項 応急仮設住宅(建設型応急住宅)の用地確保	319
第4項 応急仮設住宅(建設型応急住宅)の建設	320
第5項 応急仮設住宅(建設型応急住宅)の入居者選定	320
第6項 被災住宅の修理	321
第7項 公営住宅及び賃貸型応急住宅の確保	322
第8項 応急仮設住宅の運営管理	322
第25節 環境汚染対策	323
第1項 有害物質による環境汚染対策	323
第2項 建築物のアスベスト飛散防止対策	323
第26節 生活ごみ・し尿・災害廃棄物処理計画	324
第1項 生活ごみの処理	324
第2項 災害し尿の処理	325
第3項 仮設トイレの設置	325
第4項 災害廃棄物の処理	326
第5項 廃棄物処理施設の応急復旧	327

第 2 7 節	公共施設応急工事計画	328
第 1 項	公共土木施設	328
第 2 項	上水道施設	329
第 3 項	下水道施設	329
第 4 項	浄化施設	330
第 5 項	社会福祉施設	330
第 6 項	医療衛生施設	330
第 2 8 節	文教対策計画	332
第 1 項	学校の災害直後の措置	332
第 2 項	避難所開設への支援	332
第 3 項	応急教育の実施	332
第 4 項	学用品の調達・給与	333
第 5 項	学校給食の確保	333
第 6 項	教育施設の管理	334
第 7 項	文化財の保護	334
第 2 9 節	農林水産物応急対策計画	335
第 1 項	水害対策	335
第 2 項	干害対策	335
第 3 項	風害対策	335
第 4 項	霜害対策	336
第 5 項	雪害（寒害を含む）対策	336
第 6 項	のり養殖対策	336
第 3 0 節	電力施設応急対策計画	
	（九州電力(株)熊本支店、九州電力送配電(株)熊本支社）	337
第 1 項	応急対策の方法	337
第 2 項	応急対策実施にあたっての留意点	337
第 3 項	電力施設応急対策計画	338
第 3 1 節	ガス施設応急対策計画（西部ガス株式会社）	340
第 1 項	実施機関	340
第 2 項	保安体制	340
第 3 項	災害発生時におけるガス事業者の措置	340
第 4 項	ガス事業者と関係機関との連携	341
第 5 項	広報活動	341
第 6 項	都市ガス施設応急対策	342
第 3 2 節	通信施設応急対策計画（NTT西日本熊本支店）	345
第 1 項	通信施設災害応急対策	345
第 3 3 節	鉄道施設応急対策計画（九州旅客鉄道株式会社熊本支社）	347
第 1 項	災害時の列車の運転規制	347
第 2 項	地震計の設置箇所	347
第 3 項	災害時の代替輸送方法	347
第 4 項	災害対策本部の設置	347
第 5 項	連絡通報体制	347
第 6 項	応急措置（案内広報等）	348
第 7 項	応急復旧体制	348

目 次

頁

第34節	九州自動車道等災害対策計画(西日本高速道路(株)、九州地方整備局)	349
第1項	防災体制	349
第2項	交通規制	349
第3項	緊急通行車両の取扱い	350
第4項	救急救助体制	350
第5項	救急医療体制	350
第6項	情報連絡体制	351
第7項	広報	352
第35節	災害ボランティア活用計画	353
第1項	災害ボランティア活動を支援する体制整備	354
第2項	災害ボランティア団体の活動	356
第36節	災害救助法の適用	357
第1項	災害救助法の適用基準	357
第2項	滅失世帯の算定基準	358
第3項	救助の実施に関する事務手続き	359
第4項	災害救助法による救助の種類とその措置	360
第3章	災害復旧・復興計画	363
第1節	復旧・復興に向けた考え方	364
第2節	災害復興本部	365
第3節	市民生活安定のための緊急措置	366
第1項	り災証明書の発行	366
第2項	被災者台帳の整備	370
第3項	生活相談	371
第4項	災害弔慰金等の支給及び貸付制度	372
第5項	市税等の徴収猶予、減免等	374
第6項	その他郵便事業等の特別取扱い	375
第7項	義援金品の受入れ・配分	376
第8項	災害時の風評による人権侵害等を防止するための啓発	376
第4節	公共施設の災害復旧	377
第1項	災害復旧事業計画	377
第2項	激甚災害の指定	381
第3項	災害復旧に伴う財政援助の確保	382
第4項	その他の法律による災害復旧事業	383
第5節	大規模災害からの復興に関する法律	384
第6節	復興計画	385
第1項	策定方針	385
第2項	基本事項	385
第3項	復興計画策定委員会	385

第 3 部 大規模事故対策**第 1 章 原子力災害対策計画 387****第 1 節 総則 389**

- 第 1 項 計画の目的 389
- 第 2 項 計画の見直し 389
- 第 3 項 計画の周知徹底 389
- 第 4 項 原子力災害対策を重点的に実施すべき地域等の範囲 389
- 第 5 項 防災関係機関の処理すべき事務又は業務の大綱 397

第 2 節 災害予防計画 398

- 第 1 項 即応体制の整備 398
- 第 2 項 情報の収集・伝達体制等の整備 399
- 第 3 項 住民等への的確な情報伝達体制の整備 400

第 3 節 災害応急対策計画 401

- 第 1 項 応急活動体制の確立 401
- 第 2 項 屋内退避・避難収容等の防護活動 401
- 第 3 項 関係者等への的確な情報伝達活動 403

第 4 節 災害復旧計画 404**第 2 章 海上災害対策計画 405****第 1 節 総則 406**

- 第 1 項 計画の目的 406
- 第 2 項 災害の想定 406
- 第 3 項 防災関係機関の処理すべき事務又は業務の大綱 406

第 2 節 災害予防計画 409

- 第 1 項 海上交通の安全のための情報の充実 409
- 第 2 項 船舶の安全な運行の確保 409
- 第 3 項 迅速かつ円滑な災害応急対策、災害復旧への備え 410
- 第 4 項 海上防災思想の普及 413
- 第 5 項 海上交通環境の整備 413

第 3 節 災害応急対策計画 414

- 第 1 項 発災直後の情報の収集・連絡及び通信の確保 414
- 第 2 項 活動体制の確立 416
- 第 3 項 流出油防除対策 417
- 第 4 項 関係者等への的確な情報伝達活動 422
- 第 5 項 二次災害の防止活動 422

第 4 節 災害復旧計画 424

第 3 章	航空機災害対策計画	425
第 1 節	総則	426
第 1 項	災害の想定	426
第 2 項	防災関係機関の処理すべき事務又は業務の大綱	426
第 2 節	災害予防計画	428
第 1 項	航空交通の安全のための情報の充実	428
第 2 項	航空機の安全な運航の確保	428
第 3 項	迅速かつ円滑な災害応急対策、災害復旧への備え	429
第 3 節	災害応急対策計画	431
第 1 項	発災直後の情報の収集・連絡及び通信の確保	431
第 2 項	活動体制の確立	432
第 3 項	警戒区域の設定、緊急輸送のための交通の確保・緊急輸送活動	433
第 4 項	関係者等への的確な情報伝達活動	433
第 4 章	危険物等災害対策計画	434
第 1 節	総則	435
第 1 項	災害の想定	435
第 2 項	市及び消防機関の処理すべき事務又は業務の大綱	435
第 2 節	災害予防計画	436
第 1 項	自主防災体制の強化	436
第 2 項	防災用設備、資機材の整備、備蓄等	436
第 3 項	防災訓練の実施	436
第 3 節	災害応急対策計画	437
第 1 項	事業者間における相互応援体制	437
第 2 項	消防機関と事業者間における協力体制	437
第 3 項	市町村間における相互応援体制	437
第 4 項	避難	437
第 5 項	警戒区域の設定	437

部	章	節	項 目	頁	政 策 局	総 務 局	財 政 局	文 化 市 民 局	健 康 福 祉 局	こ ど も 局	環 境 局	経 済 観 光 局	農 水 局	都 市 建 設 局	各 区 役 所	消 防 局	交 通 局	上 下 水 道 局	病 院 局	教 育 委 員 会
第1部 総則	—	第1節	計画の目的	3	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
		第2節	計画の構成と内容	4	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
		第3節	熊本市防災会議	7	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
		第4節	防災関係機関の処理すべき事務又は業務の大綱	8	○															
		第5節	熊本市の概況	16	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
		第6節	過去の災害	20	○															
		第7節	災害の想定	26	○			○	○		○		○	○	○	○	○	○		
		第8節	地域防災力の最大化に向けて	44	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
第2部 自然災害対策	第1章	災害予防計画	第1節	災害に強い人づくり・地域づくり	65	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
			第2節	行政の災害対応力の強化	87	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
			第3節	機動力及び資材器具等の点検整備計画	100	○										○				
			第4節	災害に強い都市づくり	102				○		○			○		○		○		
			第5節	避難計画	130	○			○	○	○			○	○					○
			第6節	要配慮者等支援対策	141	○			○	○	○	○			○	○				
			第7節	医療救護体制の整備	150				○							○			○	
			第8節	文教施設における予防対策	156															○
			第9節	生活ごみ・し尿・災害廃棄物処理体制の整備	158						○							○		
			第10節	被災者の生活再建のための事前対策	160			○	○	○		○			○					
			第11節	南海トラフ地震臨時情報発表に伴う防災対応	161	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○

部	章	節	項 目	頁	政 策 局	総 務 局	財 政 局	文 化 市 民 局	健 康 福 祉 局	こ ど も 局	環 境 局	経 済 観 光 局	農 水 局	都 市 建 設 局	各 区 役 所	消 防 局	交 通 局	上 下 水 道 局	病 院 局	教 育 委 員 会
第2部	自然災害対策	第2章	災害応急対策計画	第1節	市の防災組織	165	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
				第2節	情報の収集・伝達【地震・津波】	201	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
				第3節	情報の収集・伝達【風水害】	208	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
				第4節	避難情報の発令【地震・津波】	223	○													
				第5節	避難情報の発令【風水害】	228	○													
				第6節	被害情報	238	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
				第7節	行方不明者等の氏名公表・行方不明者の搜索	245	○		○											
				第8節	応援要請（受援）計画	246	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
				第9節	応急公用負担と労働力の確保	255	○								○					
				第10節	二次災害防災対策	258	○						○	○	○	○				
				第11節	障害物等の除去対策	261								○	○					
				第12節	救出計画	263									○					
				第13節	医療救護対策計画	265				○					○	○			○	○
				第14節	動物救護対策計画	269				○										
				第15節	消防計画	270	○									○				
				第16節	警備・交通規制計画	279	○			○	○	○	○	○	○	○	○		○	
				第17節	緊急輸送計画	282	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
				第18節	避難者対策	285	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
				第19節	要配慮者対策	300	○			○	○	○			○					
				第20節	安否情報の提供計画	304				○					○					
				第21節	救援対策計画	306	○			○	○	○			○			○		
				第22節	保健衛生計画	313				○	○									
				第23節	遺体の収容埋葬計画	317				○										
				第24節	住宅対策	319								○						
				第25節	環境汚染対策	323					○									
				第26節	生活ごみ・し尿・災害廃棄物処理計画	324					○			○				○		
				第27節	公共施設応急工事計画	328				○	○	○		○	○			○	○	
				第28節	文教対策計画	332				○										○

部	章	節	項 目	頁	政 策 局	総 務 局	財 政 局	文 化 市 民 局	健 康 福 祉 局	こ ど も 局	環 境 局	経 済 観 光 局	農 水 局	都 市 建 設 局	各 区 役 所	消 防 局	交 通 局	上 下 水 道 局	病 院 局	教 育 委 員 会
第3部 大規模事故対策	第2章	海上災害対策計画	第1節 総則	406	○				○		○	○	○		○	○			○	
			第2節 災害予防計画	409	○	○			○		○	○	○	○	○	○				
			第3節 災害応急対策計画	414	○	○			○		○	○	○			○			○	
			第4節 災害復旧計画	424	○		○				○	○	○							

部	章	節	項 目	頁	政 策 局	総 務 局	財 政 局	文 化 市 民 局	健 康 福 祉 局	こ ど も 局	環 境 局	経 済 観 光 局	農 水 局	都 市 建 設 局	各 区 役 所	消 防 局	交 通 局	上 下 水 道 局	病 院 局	教 育 委 員 会
第3部 大規模事故対策	第3章	航空機災害対策計画	第1節 総則	426	○				○		○	○	○		○				○	
			第2節 災害予防計画	428	○	○	○		○					○		○			○	
			第3節 災害応急対策計画	431	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○

部	章	節	項 目	頁	政 策 局	総 務 局	財 政 局	文 化 市 民 局	健 康 福 祉 局	こ ど も 局	環 境 局	経 済 観 光 局	農 水 局	都 市 建 設 局	各 区 役 所	消 防 局	交 通 局	上 下 水 道 局	病 院 局	教 育 委 員 会
第3部 大規模事故対策	第4章	危険物等災害対策計画	第1節 総則	435	○											○				
			第2節 災害予防計画	436	○											○				
			第3節 災害応急対策計画	437	○									○	○	○				

第 1 部 総 則

項目	関連部局	ページ
第 1 節 計画の目的	全局	3
第 2 節 計画の構成と内容	全局	4
第 3 節 熊本市防災会議	全局	7
第 4 節 防災関係機関の処理すべき事務又は業務の大綱	政策局	8
第 5 節 熊本市の概況	全局	16
第 6 節 過去の災害	政策局	20
第 7 節 災害の想定	政策局、文化市民局、 健康福祉局、環境局、 農水局、都市建設局、 上下水道局、交通局、 各区役所、消防局	26
第 8 節 地域防災力の最大化に向けて	全局	44

第 1 節 計画の目的

【関連部局】
全局

第 1 項 計画の目的

この計画は、市の地域並びに市民の生命、身体及び財産を災害から保護するため、災害対策基本法（昭和 36 年法律第 223 号）第 42 条の規定に基づき、熊本市防災会議が本市の地域にかかわる災害対策について、その予防、応急対策及び復旧に用いる事項を定め、防災活動を総合的、かつ効果的に実施することにより、防災に万全を期するとともに、社会秩序の維持及び公共の福祉の確保に資することを目的とする。

第 2 項 作成機関等

本計画の作成機関及び庶務担当機関は、次のとおりである。

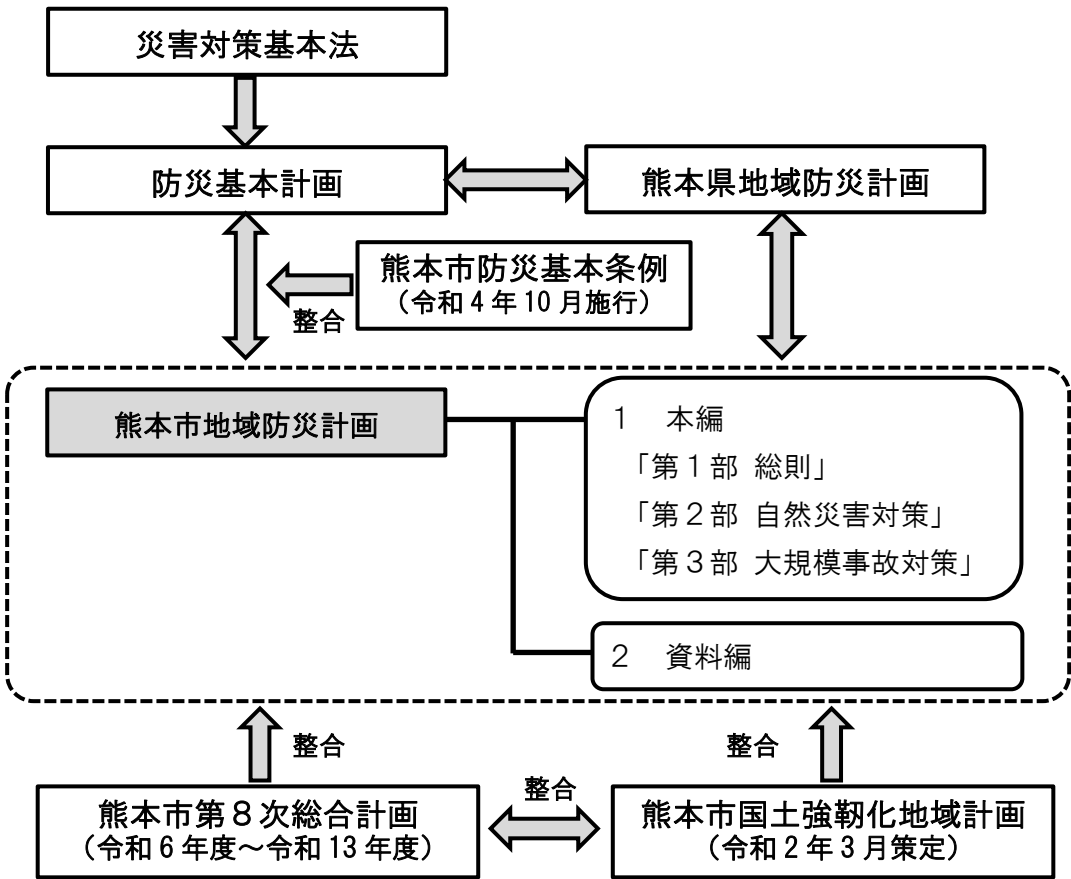
- 1 作成機関 熊本市防災会議
- 2 庶務担当機関 熊本市政策局危機管理防災部防災計画課

【関連部局】
全局

第 2 節 計画の構成と内容

本計画は、市民等の生命、身体、財産及び暮らし並びに個人の尊厳を各種災害から守るため、熊本市防災基本条例、熊本市第 8 次総合計画や熊本市国土強靱化地域計画との整合をとり、災害対策を総合的・計画的に実施するための計画として、位置付けている。

本計画の構成と内容は次のとおりである。



第 1 項 本編

本編は、第 1 部「総則」、第 2 部「自然災害対策」、第 3 部「大規模事故対策」で構成する。

1 第 1 部 総則

地域防災力の最大化に向けた基本的な考え方、災害想定、市民・事業者・地域の防災組織・市の取組や防災関係機関の処理すべき事務又は業務の大綱、熊本市防災会議の組織、防災に関する組織について定める。

また、第 8 節に地域防災力の最大化に向けた考え方や確認しておくべき事項をとりまとめている。

2 第2部 自然災害対策

自然災害対策は、「災害予防計画」「災害応急対策計画」「災害復旧・復興計画」を定める。

(1) 災害予防計画（地震・津波災害、風水害）

災害の発生をできるだけ未然に防止し、また、災害が発生した場合でも、その被害を可能な限り軽減するための予防計画を定める。

(2) 災害応急対策計画（地震・津波災害、風水害）

災害が発生し、また発生するおそれがある場合に、災害の発生を未然に防止し、又は応急対策を行うなど、災害の拡大を防止するため応急的に実施する対策の基本的な計画や市の組織体制、初動体制、配置計画について定める。

(3) 災害復旧・復興計画（地震・津波災害、風水害）

災害復旧・復興の実施にあたっての基本方針を定める。

3 第3部 大規模事故対策

大規模事故対策は、「原子力災害対策計画」「海上災害対策計画」「航空機災害対策計画」「危険物等災害対策計画」を定める。

(1) 原子力災害対策計画

原子力災害対策計画は、佐賀県玄海原子力発電所及び鹿児島県川内原子力発電所に対して、平成23年3月11日の東日本大震災により福島県で発生した東京電力福島第一原子力発電所の事故による原子力災害と同様の事故が万が一に発生した場合に備えることが必要と考えられることから、本市及び各防災関係機関がとるべき応急対策について定める。

(2) 海上災害対策計画

海上災害対策計画は、船舶の海難による油の流出、大規模な海上火災、大量の放射性物質の放出、船舶及び航空機の遭難による多数の人命の損失、その他異常な自然現象による海上災害が発生し、又は発生するおそれのある場合、海難救助、被害の防止及び災害の未然防止等応急措置を実施し、海上における住民の生命、身体及び財産を保護するとともに、社会秩序の維持にあたるものとし、これらの対策実施に必要な体制の確立等について定める。

(3) 航空機災害対策計画

航空機災害対策計画は、熊本空港及び熊本市域内において、航空機の墜落等により災害が発生した場合に、その災害の拡大を防止し被害の軽減を図るため、防災関係機関が実施する各種の対策を定める。

(4) 危険物等災害対策計画

危険物等災害対策計画は、石油類、高圧ガス等の爆発、火災等による災害はもとより、地震等による大規模な災害にも対処するため、事業所及び防災関係者が実施すべき各種の対策を定める。

第 2 項 資料編

条例や基準、災害協定、各種データ、様式などをとりまとめる。

第 3 項 計画の修正及び周知

1 計画の修正

この計画は、災害対策基本法第 42 条の規定に基づき、本市の都市構造の変化及び災害応急対策の効果等を考えあわせ、毎年検討を加え必要があると認めるときは、これを熊本市防災会議において修正する。

検討にあたっては、訓練や実際の災害対応等を通じ、計画の点検・見直しまでを P D C A サイクルで継続的に改善し、本市の防災力の向上を図る。

また、平成 28 年熊本地震における課題と教訓を踏まえ、「災害に強い都市・ひと・地域づくり」、「行政の災害対応力の強化」、「避難対策の強化」、「備蓄・供給体制の整備」、「広域連携・受援体制の整備」、「被災者の生活支援に向けたトータルケアの整備」の 6 つのポイントを中心に改定に取り組んできた。

2 計画の周知

この計画は、本市の職員及び防災関係機関に周知し、特に必要と認める事項については市民にも広く周知する。

第 3 節 熊本市防災会議

【関連部局】
全局

第 1 項 設置の根拠

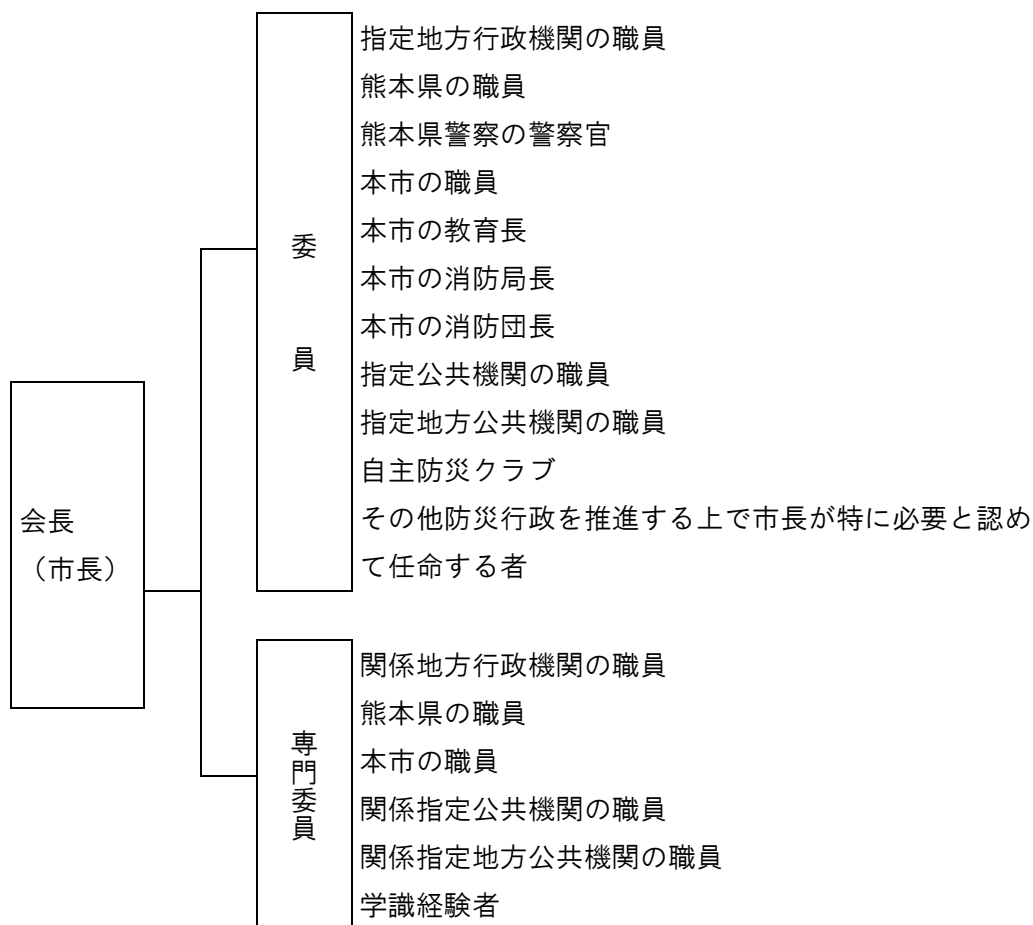
災害対策基本法第 16 条の規定及び熊本市防災会議条例に基づき、熊本市の地域に係る地域防災計画の作成及びその実施の推進のため、熊本市防災会議を設置する。

第 2 項 所掌事務

防災会議は、以下の事務をつかさどるものとする。

- 1 熊本市地域防災計画を作成し、及びその実施を推進すること。
- 2 市長の諮問に応じて市の地域に係る防災に関する重要事項を審議すること。
- 3 前号に規定する重要事項に関し、市長に意見を述べること。
- 4 水防法（昭和 2 4 年法律第 1 9 3 号）第 3 3 条第 1 項に規定する水防計画を調査審議すること。
- 5 前各号に掲げるもののほか、法律又はこれに基づく政令によりその権限に属する事務

第 3 項 組織構成



【資料編】2-3 熊本市防災会議条例

2-5 熊本市防災会議委員名簿

【関連部局】
政策局

第 4 節 防災関係機関の処理すべき事務又は業務の大綱

第 1 項 防災関係機関の責務

1 熊本市

市は、基礎的な地方公共団体として、災害時に市民等の生命、身体、財産及び暮らし並びに個人の尊厳を守るため、他の防災関係機関及び他の地方自治体の協力を得て、防災活動を実施する責務を有する。

また、上記の責務を十分に果たすため必要があるときは、他の地方公共団体と相互に協力するよう努めるとともに、消防機関等の組織整備並びに市区域内の公共的団体等の防災に関する組織及び住民の隣保協同の精神に基づく地域の防災組織の充実を図り、市の有するすべての機能を十分に発揮するよう努めるものとする。

2 熊本県

県は、県の地域並びに住民の生命、身体及び財産を災害から保護するため、他の防災関係機関及び他の地方公共団体の協力を得て、広域的、総合的な防災活動を実施するとともに、市町村及び指定地方公共機関の防災活動の実施を助け、かつ、その総合調整を行う責務を有する。

3 指定地方行政機関

指定地方行政機関は、住民の生命、身体及び財産を災害から保護するため、他の指定地方行政機関と相互に協力して防災活動を行うとともに、市及び県の防災活動が円滑に行われるよう必要な勧告、指導、助言その他適切な措置をとる。

4 指定公共機関及び指定地方公共機関

指定公共機関及び指定地方公共機関は、その業務の公共性又は公益性に鑑み、自ら防災活動を実施するとともに、市及び県の防災活動に協力する責務を有する。

5 公共的団体及び防災上重要な施設の管理者

公共的団体及び防災上重要な施設の管理者は、平素から災害予防体制の整備を図るとともに、市及び県その他防災関係機関の防災活動に協力するものとする。

第 2 項 処理すべき事務又は業務の大綱

市、国、県及び本市の区域を管轄若しくは区域内に所在する指定公共機関、指定地方公共機関、指定地方行政機関、公共的機関並びに公共的団体等は、おおむね次の事務又は業務を処理するものとする。

1 市

機関の名称	事務又は業務の大綱
熊本市	【災害予防】
	1 熊本市防災会議及び熊本市災害対策本部に関すること
	2 防災に関する組織の整備
	3 県及び防災関係機関との連絡調整に関すること
	4 他の市町村との相互応援及び広域一時滞在についての協定の締結に関すること
	5 災害危険区域の把握に関すること
	6 防災都市づくり事業の推進
	7 防災に関する施設及び設備の設置、改善及び整備
	8 防災に関する物資及び資機材の備蓄及び整備
	9 給水体制の整備
	10 防災知識の普及及び自主防災クラブの育成指導
	11 住民の自発的な防災活動の促進に関すること
	12 防災に関する訓練及び調査研究の実施
	13 事業者の防災対策の促進に関すること
	14 事業者の協力の確保についての協定の締結に関すること
	15 要配慮者（避難行動要支援者）の安全確保に関すること
	16 帰宅困難者対策の推進に関すること
	17 災害ボランティアの受入体制の整備に関すること
	【災害応急対策】
	1 避難の指示及び避難者の誘導並びに避難所の開設に関すること
	2 情報の収集、伝達及び被害調査並びに災害時の広報
	3 防災関係機関が実施する災害対策の調整に関すること
	4 管内の関係団体が実施する災害応急対策等の調整に関すること
	5 消防、水防その他の応急措置
	6 その他災害発生の防除又は拡大防止のための措置
	7 被災者に対する救助及び救護措置
	8 災害時の医療救護及び助産活動、給水等の応急措置
	9 緊急道路及び緊急輸送の確保
	10 清掃、防疫、その他の保健衛生
	11 災害対策要員の動員、雇上げ
	12 被災建築物の応急危険度判定の実施に関すること
	13 災害を受けた幼児・児童及び生徒の応急教育
	14 被災者からの相談に関すること
	15 災害ボランティアの活動支援に関すること
	【災害復旧】
	1 公共的施設及び設備の復旧に関すること
	2 生活困窮者に対する保護及び救助に関すること
	3 義援金品の受領及び配布に関すること
	4 被災産業(事業者)に対する融資等の対策に関すること

2 県

機関の名称	事務又は業務の大綱
熊本県	1 熊本県防災会議に関する事務 2 防災に関する施設の新設、改良及び復旧対策 3 災害に関する情報の伝達、収集及び被害調査 4 水防その他の応急処理 5 被災者に対する救助及び救護措置 6 災害時における保健衛生、文教、治安及び交通等の対策 7 その他県の所掌事務についての防災対策 8 市町村の災害事務又は業務の実施についての援助及び調整

3 指定地方行政機関

機関の名称	事務又は業務の大綱
九州財務局	【災害応急対策】 1 災害時における金融機関等に対する金融上の措置の要請に関する事 2 九州財務局が所掌する国有財産の無償貸付等の措置に関する事 【災害復旧】 1 被災地（地方公共団体）に対する財政融資資金地方資金の融資に関する事 2 公共土木施設及び農林水産業施設等の災害復旧事業費の査定立会
九州農政局	【災害予防】 1 主要食料の安定供給に関する事 2 農業に係る防災に関する事 3 農地、農業用施設の防災に関する事 【災害応急対策】 1 応急用食料の調達・供給に関する事 2 農業に係る災害応急対策に関する事 【災害復旧】 1 農業に係る災害復旧の指導調整並びに助成に関する事 2 農地、農業用施設の災害復旧に関する事 3 農地の保全に係る海岸保全施設等の災害復旧に関する事
九州厚生局	【災害応急対策】 1 災害状況の情報収集、通報に関する事 2 関係職員の現地派遣に関する事 3 関係機関との連携調整に関する事
九州森林管理局	【災害予防】 1 国有林野等の森林治水事業等及び防災管理に関する事 【災害応急対策】 1 災害対策用材の需給に関する事
九州経済産業局	【災害応急対策】 1 災害時における物資の供給及び価格の安定に関する事 2 被災商工業者に対する金融、税制及び労務に関する事
九州産業保安監督部	【災害予防】 1 鉱山における災害防止に関する事 2 火薬、高圧ガス、都市ガス、液化石油ガス及び電気施設等の保安確保対策に関する事 【災害応急対策】 1 鉱山における災害時の応急対策に関する事
九州総合通信局	【災害予防】 1 非常通信体制の整備に関する事 2 非常通信協議会の育成指導及び実施訓練等に関する事 3 災害時における通信機器及び移動電源車の貸出しに関する事 【災害応急対策】 1 災害時における電気通信の確保に関する事

機関の名称	事務又は業務の大綱
	2 非常通信の統制、監理に関する事 3 災害地域における電気通信施設の被害状況の把握に関する事
福岡管区気象台 熊本地方気象台	【災害予防】 1 気象、地象、地動及び水象の観測並びにその成果の収集、発表を行うこと 2 気象、地象（地震にあつては、発生した断層運動による地震動に限る）、及び水象の予報並びに警報等の防災気象情報の発表、伝達及び解説を行うこと 3 気象業務に必要な観測、予報及び通信施設の整備に努めること 4 地方公共団体が行う防災対策に関する技術的な支援・助言を行うこと 5 防災気象情報の理解促進、防災知識の普及啓発に努めること 【災害応急対策】 1 緊急地震速報、大津波警報・津波警報・津波注意報及び地震・津波情報を発表・伝達に関する事 2 二次災害防止のため、気象、地象（地震にあつては、発生した断層運動による地震動に限る。）、水象等に関する警報、注意報及び情報を発表・伝達及び解説を行うこと 3 災害発生時における気象、地象、水象等に関する観測資料を提供すること
熊本労働局	【災害予防】 1 工場及び事業所等における労働災害防止のための指導監督に関する事 【災害復旧】 1 被災地域内の事業所への雇用継続の要請、被災による離職者の再就職の斡旋等に関する事
九州運輸局 熊本運輸支局	【災害応急対策】 1 災害時における陸上・水上輸送の調整及び指導に関する事 2 災害時における自動車運送事業者に対する運送命令 3 災害時における関係機関と輸送荷受機関との連絡調整
熊本海上保安部	【災害応急対策】 1 災害時の海上における人命・財産の救助その他救済を必要とする場合の援助及び海上の治安並びに警備に関する事
大阪航空局 熊本空港事務所	【災害応急対策】 1 災害時における航空輸送等に係る活動への調整に関する事 2 遭難航空機の捜索及び救助に関する事
九州地方整備局	国土交通大臣が直接管理する河川・道路・官庁施設等について下記の措置をとる。 また、緊急を要すると認められる場合、協定書に基づく適切な緊急対応を実施する。 【災害予防】 1 気象観測通報についての協力に関する事 2 防災上必要な教育及び訓練等に関する事 3 災害危険区域の選定又は指導に関する事 4 防災資機材の備蓄、整備に関する事 5 雨量、水位等の観測体制の整備に関する事 6 道路、橋梁等の耐震性の向上に関する事 7 水防警報等の発表及び伝達に関する事 8 港湾施設の整備と防災管理に関する事 【災害応急対策】 1 水防活動の指導に関する事 2 災害時における交通規制及び輸送の確保に関する事 3 災害広報に関する事 4 港湾、港湾区域内における災害対策の技術指導に関する事 5 海上の流出油に対する防除措置に関する事

第 4 節 防災関係機関の処理すべき事務又は業務の大綱

機関の名称	事務又は業務の大綱
	6 監視カメラ及び災害調査用ヘリコプターによる被災地映像提供に関すること 7 災害対策用車両（照明車、排水ポンプ車等）の貸与に関すること 8 国土交通省所管施設の被災状況調査に関すること 9 通信途絶時における地方公共団体との通信確保（ホットライン確保）に関すること 10 市町村その他の防災関係機関との協定に基づく、災害応急対策の支援、協力に関すること 【災害復旧】 1 被災公共土木施設の復旧事業の推進に関すること 2 港湾、海岸保全施設等の応急工法の指導に関すること

4 自衛隊

機関の名称	事務又は業務の大綱
陸上自衛隊	1 航空機あるいは地上からの情報の収集・伝達 2 人命又は財産の保護（人員の救助、消防、水防、救援物資の輸送、通路の応急啓開、応急の医療、防疫、給水、炊飯、入浴支援等）

5 指定公共機関及び指定地方公共機関

機関の名称	事務又は業務の大綱
日本郵便株式会社 （九州支社）	【災害応急対策】 1 災害時における郵便業務運営の確保 2 災害救助法適用時における郵便業務に係る災害特別事務扱い及び援護対策 (1) 災害地の被災者に対する郵便葉書等の無償交付 (2) 被災者が差し出す郵便物の料金免除 (3) 被災地あて救助用郵便物等の料金免除 (4) 被災地あて寄付金を内容とする郵便物の料金免除 3 災害時における郵便局窓口業務の確保
鉄道関係機関（九州旅客鉄道株式会社、熊本電気鉄道株式会社）	【災害予防】 1 鉄道施設の防災対策に関すること 2 輸送施設の整備等安全輸送の確保に関すること 3 災害時における緊急輸送体制の整備に関すること 【災害予防対策】 1 災害時における鉄道車両等による救援物資、避難者等の緊急輸送に関すること 2 災害時における鉄道通信施設の利用に関すること 【災害復旧】 1 被災鉄道施設の復旧事業の推進に関すること
放送報道関係（日本放送協会熊本放送局、株式会社熊本放送、株式会社熊本日日新聞社、株式会社テレビ熊本、株式会社熊本県民テレビ、熊本朝日放送株式会社、株式会社エフエム熊本）	【災害予防】 1 防災知識の普及に関すること 2 災害時における放送・報道の確保対策に関すること 【災害応急対策】 1 気象予警報等の放送・報道周知に関すること 2 避難所等における災害情報収集のための放送受信の確保に関すること 3 災害時における広報に関すること 【災害復旧】 1 被災放送施設の復旧事業の推進に関すること
日本赤十字社 （熊本県支部）	【災害予防】 1 災害医療体制の整備に関すること 2 災害医療用薬品等の備蓄に関すること 【災害応急対策】

機関の名称	事務又は業務の大綱
	1 災害時における医療、助産及び死体処理の実施 2 災害援助等の奉仕者の連絡調整 3 義援金品の募集配分
西日本電信電話株式会社 (熊本支店)、NTTコミュニケーションズ株式会社、株式会社NTTドコモ、KDDI株式会社、ソフトバンク株式会社	【災害予防】 1 電気通信設備の整備と防災管理に関すること 2 応急復旧用通信施設の整備に関すること 【災害応急対策】 1 津波警報、気象警報の伝達に関すること 2 災害時における重要通信に関すること
日本銀行（熊本支店）	【災害予防】・【災害応急対策】 1 銀行券の発行及び通貨並びに金融の調整に関すること 2 資金決済の円滑の確保を通じ信用秩序の維持に資するための措置に関すること 3 金融機関の業務運営の確保に係る措置に関すること 4 金融機関による金融上の措置の実施に係る要請に関すること 5 各種措置に関する広報に関すること
自動車運送機関（公益社団法人熊本県トラック協会、一般社団法人熊本県バス協会、一般社団法人熊本県タクシー協会）	【災害応急対策】 1 災害時における自動車による人員及び救助物資等の輸送確保
海上輸送機関 (熊本フェリー株式会社、熊本県海運組合)	【災害応急対策】 1 災害時における船舶による人員及び救助物資等の輸送確保
九州電力株式会社熊本支店 九州電力送配電株式会社熊本支社	【災害予防】 1 電力施設の保全、保安対策 【災害応急対策】 1 災害時における電力供給確保 【災害復旧】 1 被災電力施設の復旧事業の推進
ガス供給機関 (西部ガス㈱供給本部 熊本供給部、一般社団法人熊本県LPガス協会)	【災害予防】 1 ガス施設の保全、保安対策 【災害応急対策】 2 災害時におけるガス供給の確保
西日本高速道路株式会社九州支社	【災害予防】 1 管理道路の整備と防災管理に関すること 【災害応急対策】 1 管理道路の疎通の確保に関すること 【災害復旧】 1 被災道路の復旧事業の推進に関すること
公益社団法人熊本県医師会	【災害応急対策】 1 災害時における医療、助産等の救護
一般社団法人熊本県歯科医師会	【災害応急対策】 1 災害時における歯科医療等の救護
公益社団法人熊本県薬剤師会	【災害応急対策】 1 災害時における薬剤師活動や医薬品供給
公益社団法人熊本県看護協会	【災害応急対策】 1 災害時における医療、助産等の救護
社会福祉法人熊本県社会福祉協議会	【災害応急対策】 1 災害時における住民支援、ボランティア支援
一般社団法人熊本県建設業協会	【災害応急対策】 1 災害時における応急対策

機関の名称	事務又は業務の大綱
熊本国際空港株式会社	【災害応急対策】 1 飛行場及びその周辺における航空機事故に関する消火及び救助に関すること 2 空港施設等の防災対策に関すること 3 災害時における航空輸送への協力に関すること

6 その他公共団体及び防災上重要な施設の管理者

機関の名称	事務又は業務の大綱
一般社団法人 熊本市医師会	【災害応急対策】・【災害復旧】 1 災害時における医療、助産等の救護
自主防災クラブ	【災害予防】 1 防災知識の普及 2 情報伝達・消火・避難・救護等の計画及び訓練の実施 3 防災用資機材の整備・点検
社会福祉法人 熊本市社会福祉協議会	【災害応急対策】・【災害復旧】 1 災害時のボランティアの受け入れに関すること 2 被災者の生活支援活動の協力に関すること 3 県社会福祉協議会による生活福祉資金貸付の受付・申込に関すること
株式会社 熊本シティエフエム	【災害予防】 1 防災知識の普及に関すること 2 災害時における放送・報道の確保対策に関すること 【災害応急対策】 1 気象予警報等の放送・報道周知に関すること 2 避難所等における災害情報収集のための放送受信の確保に関すること 3 災害時における広報に関すること 【災害復旧】 1 被災放送施設の復旧事業の推進に関すること
特定非営利活動法人 くまもと災害ボランティア団体ネットワーク	【災害応急対策】・【災害復旧】 1 NP0 やボランティア等の活動支援・調整に関すること
熊本商工会議所	【災害応急対策】・【災害復旧】 1 救助用物資、復旧資材の確保についての協力、斡旋 2 災害時における物価安定についての協力、徹底 3 商工業関係の被害調査、融資希望者のとりまとめ及び斡旋等についての協力
J A 熊本市	【災害応急対策】・【災害復旧】 1 農作物の被害調査又は協力 2 農作物の災害応急対策についての指導 3 被災農家に対する融資又はその斡旋並びに飼料、肥料等の確保又は斡旋
一般社団法人 熊本県宅地建物取引業協会	【災害応急対策】・【災害復旧】 1 被災者への利用可能な民間賃貸住宅の状況・情報提供及び住宅提供に関すること
公益社団法人 全日本不動産協会 熊本県本部	【災害応急対策】・【災害復旧】 1 被災者への利用可能な民間賃貸住宅の状況・情報提供及び住宅提供に関すること
公益社団法人 全国賃貸住宅経営者協会連合会	【災害応急対策】・【災害復旧】 1 被災者への利用可能な民間賃貸住宅の状況・情報提供及び住宅提供に関すること

機関の名称	事務又は業務の大綱
病院等経営者	【災害予防】・【災害応急対策】 1 避難施設の整備と避難訓練及び被災時における収容者保護 2 災害時における負傷者等の医療、助産救助
社会福祉施設 経営者	【災害予防】・【災害応急対策】 1 避難施設の整備と避難等の訓練 2 被災時における収容者保護
金融機関	【災害復旧】 1 被災事業者に対する資金融資及びその他の緊急措置
学校法人	【災害予防】・【災害応急対策】 1 避難施設の整備及び避難訓練 2 被災時における教育対策
危険物、火薬類及び高 圧ガスに関する施設 の管理者	【災害予防】 1 安全管理の徹底 2 防災施設の整備

【関連部局】
全局

第 5 節 熊本市の概況

第 1 項 自然的条件

1 地勢

本市は九州の中央、熊本県の西北部（東経：130° 42′ 38″、北緯：32° 48′ 00″）にあって、有明海に面し、坪井川、白川、緑川の 3 水系の下流部に形成された熊本平野の大部分を占めている。また、阿蘇火山と金峰山系との接合地帯の上に位置する本市は数多くの山岳、丘陵、台地、平野等によって四方を囲まれている。

北部は菊池川水系の中流域に位置し、菊池洪積台地に連なる畑作地帯があり、西部は金峰山系の急傾斜の山が重なる一方、中心部は阿蘇火山に源を発する白川と北方に流れを発する坪井川・井芹川が市街を貫流して西方の有明海に注いでいる。水源を東部台地に発する加勢川は水前寺・江津湖を経て木山川と合流して、本市の中南部を流下している。これらの川は、かんがい用水として中南部及び西部一帯の平野を潤し、農作に大きな効用をもたらしている。

また、西部の海岸地帯は、大部分が干拓地で地形的な変化に乏しく河口部の河床は白川、坪井川による阿蘇ヨナ質土壌の送流により次第に上昇している。

南部の富合・城南地区は、中心部を流れる浜戸川により平野を築いている。

2 地形・地質

本市は九州中部にあって、阿蘇カルデラの西約 36km の有明海に臨む熊本平野を中心に位置している。

市域は全体に標高が低く平坦な地形を示す部分が多いものの、市の西～北西部には金峰山を主とする山地があり、北～北東部には台地が発達している。また南～南西部には低地が広がって有明海に面している。

(1) 山地

市内にある傾斜の急な山地としては北西部に位置する金峰山がある。金峰山は頂部にカルデラを持つ火山であるが、現在は火山活動の兆候はない。また、市街地の北東部に分布する立田山山地は、かつては金峰山とひと続きであったものがその後の地殻変動や浸食作用の結果お互いに分離したものと考えられており起伏が小さく比較的緩斜面が多い。また、市の東方には阿蘇外輪山があるが、これは阿蘇カルデラ形成（約 9 万年前）に伴って大規模に噴出した火砕流堆積物からなる。

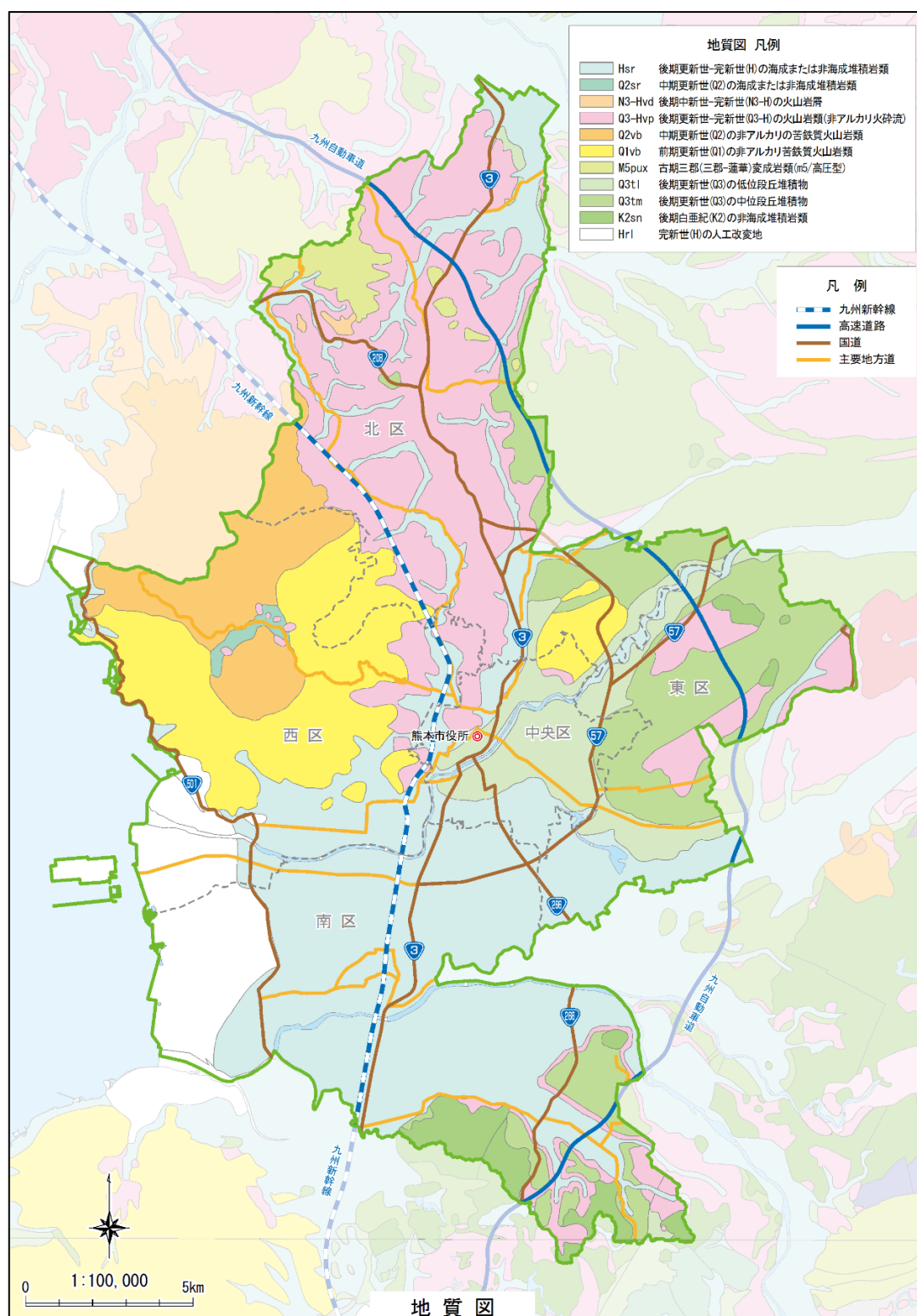
(2) 台地

市の北東部には広大な台地が分布する。台地は、基本的には阿蘇山から噴出した大規模な火砕流堆積物からなる。阿蘇の「灰石」はこの火砕流堆積物の固結した部分であるが、固結度の低い部分は九州南部のシラスと同様に、崩れやすい地質である。また、河川が台地を浸食してできた段丘の表層には、洪水などによって河川が運んだ砂礫層や火山灰層が厚く堆積している。

(3) 平地

熊本平野は南北約 8km、東西約 15km におよぶが、その低地部分は白川、緑川の沖積作用によって形成された平野である。平地の地質は、河川が運んだ砂礫や砂粘土及び阿蘇火砕流堆積物や阿蘇山以前の火山活動による溶岩等によって構成されており、特に市南西部地域は軟弱な地盤となっている。また、熊本平野のうち有明海沿岸の 2km の範囲は干拓によって形成されたものであり、標高は 2m 以下と低く表層の地盤も軟弱な粘性土からなっている。

■熊本市周辺の地質状況



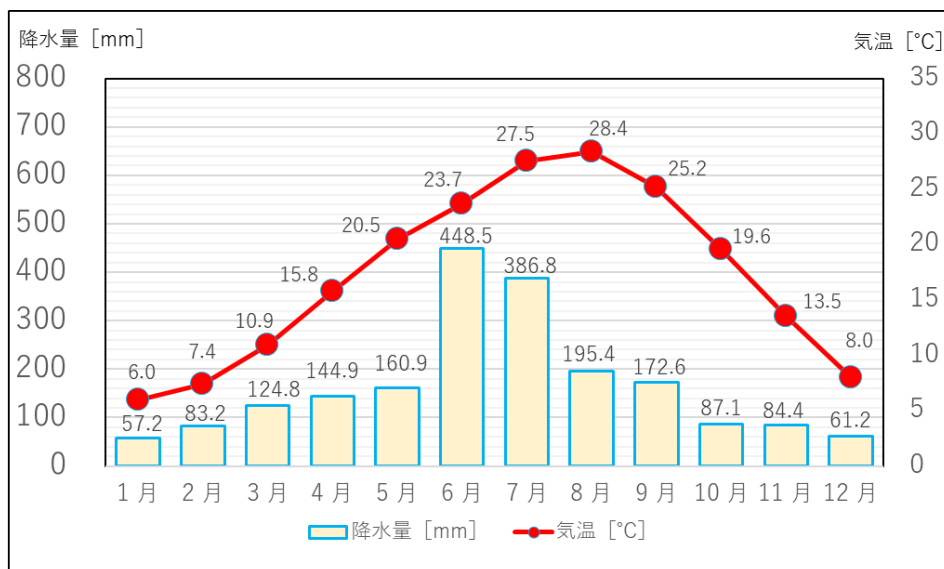
3 気象

本市は、内陸的な気象を示し、年平均気温の平年値（1991～2020 年の 30 年平均）は 17.2℃で、夏の暑さ、冬の寒さはともに厳しく、気温の日較差、年較差も大きい。

年降水量の平年値（1991～2020 年の 30 年平均）は約 2000mm で、梅雨期の 6～7 月が多く、特に梅雨末期には集中豪雨が発生し、大きな災害を引き起こすこともある。

また、台風による災害は、平成 3 年（1991 年）の台風 19 号や平成 11 年（1999 年）の台風 18 号のように、本市の西側コースをたどると、風による災害発生のおそれが高まり、高潮による災害のおそれも出てくる。もちろん雨による災害の発生は、台風のたどるコースにかかわらず、考えておかなければならない。更に最近では、本市も宅地開発等の都市化に伴って、これまで被害の少なかった地域で新たな災害が発生するおそれのあることも見逃してはならない。

■気温と降水量の月別変化【平年値（1991 年～2020 年）】（熊本地方気象台）



第 2 項 社会的条件

1 市勢の概要

本市は、明治 22 年（1889 年）の市制施行当時人口 42,725 人、面積 5.55km²であった城下町が、近代的都市機能の集積や平成 3 年（1991 年）の飽託郡四町や平成 20 年（2008 年）の富合町、平成 22 年（2010 年）3 月の植木町・城南町との合併などをはじめとする 18 次にわたる市域の拡大等によって、今や人口 73 万人を越えて、面積 390.32km²となった。

このような中、明治 22 年（1889 年）の熊本地震、昭和 2 年（1927 年）の潮害、昭和 20 年（1945 年）全市の大半が瓦礫と化した空襲による戦災、また、昭和 28 年（1953 年）の未曾有の白川大水害、平成 3 年（1991 年）9 月には熊本地方気象台観測史上最高の日最大瞬間風速 52.6 m/s を記録し多くの被害をもたらした台風 19 号、平成 24 年（2012 年）の九州北部豪雨や熊本地震に遭遇しその都度全市民の懸命の努力によって苦難を克服してきた。現在では九州の中央に位置する中枢都市として着実に発展を遂げ、平成 23 年（2011 年）3 月には九州新幹線鹿児島ルートが全線開業をし、平成 24 年（2012 年）4 月には指定都市としての新たなスタートを切った。

また、本市では、令和 6 年（2024 年）3 月に「熊本市第 8 次総合計画」を策定した。この新しい総合計画は、めざすまちの姿を

～市民が住み続けたい、だれもが住んでみたくなる、訪れたくなるまち、「上質な生活都市」～とし、これを実現するために必要な取組を分野横断的な「ビジョン」として体系化している。

2 人口・世帯数等

市制施行当時 42,725 人であった本市の人口は、その後数次にわたる市域の拡大や都市機能の集積等に伴い増大し、昭和 52 年（1977 年）には 50 万人を超え、更に平成 3 年（1991 年）2 月 1 日に飽託郡四町と、平成 20 年（2008 年）10 月 6 日に富合町、平成 22 年（2010 年）3 月 23 日に城南町及び植木町と合併し、72 万人を超え全国有数の大都市となり、平成 24 年度に全国で 20 番目の指定都市となった。過去の人口・世帯数の変化は以下のとおりである。

■熊本市の人口・世帯数の変化（各年 10 月 1 日現在）

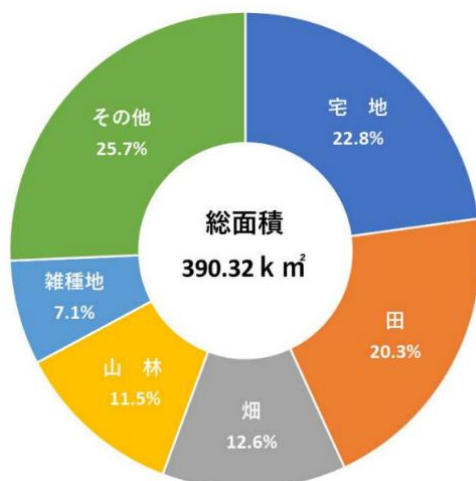


出典：WEB 熊本市統計書

3 土地利用

熊本市の地目別土地面積は次のとおりである。

■地目別面積（令和 5 年 1 月 1 日現在）



出典：WEB 熊本市統計書

【関連部局】
政策局

第 6 節 過去の災害

第 1 項 過去の主な災害

1 地震

平成 28 年（2016 年）熊本地震（以下「熊本地震」という。）では、観測史上初めて、同一地域において震度 7 の地震がわずか 28 時間の間に 2 度も発生し、大きな被害をもたらした。

後に「前震」とされる平成 28 年（2016 年）4 月 14 日 21 時 26 分に発生した地震は、熊本県熊本地方（北緯 32° 44.5′ 東経 130° 48.5′ ）の深さ 11 km 地点を震源とするマグニチュード 6.5 の地震（前震）が発生し、熊本市東区、西区、南区で震度 6 弱、熊本市中央区、北区で震度 5 強を観測し、上益城郡益城町では震度 7 を観測した。

その後、「本震」とされる 4 月 16 日 1 時 25 分に発生した地震は、同じく熊本地方（北緯 32° 45.2′ 東経 130° 45.7′ ）の深さ 12km 地点を震源とするマグニチュード 7.3 の地震（本震）が発生し、熊本市中央区、東区、西区では震度 6 強、熊本市南区、北区で震度 6 弱を観測し、上益城郡益城町及び阿蘇郡西原村で震度 7 を観測した。更にこの地震に伴い、午前 1 時 27 分に有明・八代海に津波注意報が発表されている。

4 月 14 日の地震は日奈久断層帯の北端部の活動、4 月 16 日の地震は布田川断層帯の活動によるもので、隣接する 2 つの断層帯が連動することで発生した連動型地震とみられている。

4 月 14 日から 16 日にかけて震度 6 弱以上の地震を 7 回観測し、平成 29 年（2017 年）1 月 31 日までに、震度 1 以上を観測した回数は 4,241 回であった。

また、この熊本地震は、道路、橋梁等のインフラ、災害時の避難所となる学校、公民館等の公共施設、さらには、河川の堤防や急傾斜地の擁壁などに甚大な被害を与えた。

熊本地震における熊本市の被害状況及び過去の主な地震被害の状況を次に示す。

■平成 28 年熊本地震における熊本市の被害状況

令和 7 年（2025 年）3 月 31 日現在

被害項目	被害状況
全壊家屋	5,764 件
大規模半壊家屋	8,972 件
半壊家屋	38,964 件
一部損壊家屋	82,985 件
死者	90 人（直接死 6 人 関連死 84 人）
重傷者	772 人（重度の障がい者 6 人を含む）

※家屋被害については、り災証明書交付件数

■熊本県内に被害をもたらした主な地震（県内の最大震度 4 以上）

西暦（和暦）	地域（名称）	マグニチュード (M)	主な被害
744. 06. 06 （太平 16）	天草郡、八代 郡、芦北郡	7. 0	田地 290、民家流出 470、 死者 1, 520
1619. 05. 01 （元和 5）	肥後・八代	6. 0	麦島城はじめ公私の家屋に被害
1625. 07. 21 （寛永 2）	熊本	5～6	熊本城の火薬庫爆発。天守付近の石壁、 城中の石垣に被害、死者約 50
1723. 12. 19 （享保 8）	肥後・豊後・ 筑後	6. 5	肥後で死者 2、家屋倒壊 980
1769. 08. 29 （明和 6）	日向・豊後・ 肥後	7. 3～7. 4	延岡城・大分城で被害大、 熊本領内でも被害大
1792. 05. 21 （寛政 4）	雲仙岳	6. 4	眉山が崩れ、津波が生じた。 津波による被害；死者約 15, 000、 家屋全壊 12, 000
1828. 05. 26 （文政 11）	長崎	6	天草で激しい被害
1889. 07. 28 （明治 22）	熊本	6. 3	飽田郡を中心に熊本県下で被害大 死者 20、負傷者 52、住家全壊 228、 半潰 138、地裂 880、堤防崩壊 45、 橋梁壊落 22・破損 37、道路損壊 133
1894. 08. 8 （明治 27）	熊本北部	6. 3	阿蘇郡永水村で家屋土蔵破損 15、 石垣の崩壊多数、 長陽村で家屋破損 1、石垣崩壊 9
1895. 08. 27 （明治 28）	熊本北東部	6. 3	阿蘇郡山西村で土蔵破損 400、 堤防亀裂 8、石垣崩壊 22、 永水村で家屋破損 5
1907. 03. 10 （明治 40）	熊本	5. 4	煉瓦煙突破壊 1、家・倉庫壁の亀裂 3
1909. 11. 10 （明治 42）	宮崎・熊本県境	7. 6	宮崎市で被害大、熊本県内で負傷 3
1931. 12. 21 （昭和 6）	八代海	5. 5	八代町沿岸で被害多少
1931. 12. 22 （昭和 6）	八代海	5. 6	八代町沿岸で被害多少
1931. 12. 26 （昭和 6）	八代海	5. 9	八代郡田浦付近で壁の剥落 50～60、 堤防亀裂、石垣崩壊、 大矢野島の護岸・堤防決壊
1937. 01. 27 （昭和 12）	熊本中部	5. 1	上益城郡秋津村で石橋崩落
1941. 11. 19 （昭和 16）	日向灘 （日向灘地震）	7. 2	死者 2、負傷者 18、家屋全壊 27・半壊 32
1968. 02. 21 （昭和 43）	宮崎県南西部 （えびの地震）	5. 7	死者 3、負傷者 42、家屋全壊 368、 半壊 3, 176、非住家被害 1, 494、 道路被害 73、橋梁損壊 9、堤防亀裂 4、 山（崖）崩れ 44、鉄道被害 6、 通信施設被害 100
1968. 02. 21 （昭和 43）		6. 1	
1968. 02. 22 （昭和 43）		5. 6	
1968. 03. 25 （昭和 43）	宮崎県南西部	5. 4	死者 3、住家全壊 18、半壊 147、 非住家被害 309、道路被害 6、橋梁損壊 5、 山（崖）崩れ 11、通信施設被害 97
1975. 01. 23 （昭和 50）	阿蘇山北東	6. 1	一の宮町三野地区に被害集中 負傷者 10、道路損壊 12、山（崖）崩れ 15

西暦（和暦）	地域（名称）	マグニチュード（M）	主な被害
1984. 08. 07 （昭和 59）	日向灘	7. 1	負傷者 9、建物一部損壊 319
1987. 03. 18 （昭和 62）	日向灘	6. 6	死者 1、負傷者若干、建物・道路に被害
1997. 03. 26 （平成 9）	薩摩地方	6. 6	水俣市を中心にシラス崩れ、壁の亀裂、窓ガラス割れ、落石等
1997. 05. 13 （平成 9）	薩摩地方	6. 4	水俣市を中心にシラス崩れ、がけ崩れ、屋根瓦の落下、家屋のひび割れ等
1999. 03. 09 （平成 11）	阿蘇地方	4. 8	西原村、長陽村等でブロック塀の倒壊、屋根瓦の落下、落石等
2000. 06. 08 （平成 12）	熊本地方	5. 0	益城町、嘉島町、御船町で屋根瓦の落下、砥用町で落石
2001. 01. 10 （平成 13）	阿蘇地方	4. 1	高森町で落石、水道管破裂、屋根瓦の落下、窓ガラス破損等
2005. 06. 03 （平成 17）	天草芦北地方	4. 8	負傷者 2（うち重傷者 1）
2011. 10. 05 （平成 23）	熊本地方	4. 5	住家の一部破壊
2016. 04. 14 （平成 28）	熊本地方 （熊本地震）	6. 5	死者 275、重軽傷者 2, 739、 住家全壊 8, 657、半壊 34, 489 被害額 3. 8 兆円（令和 7 年 4 月 11 日時点）
2016. 04. 16 （平成 28）		7. 3	

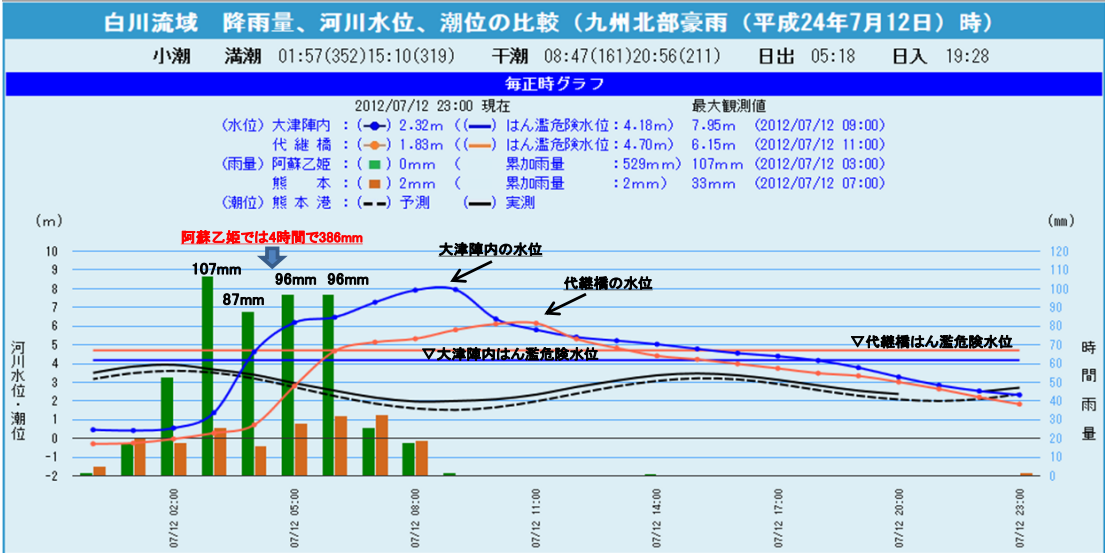
出典：熊本県地域防災計画（地震・津波災害対策編）2025 年度修正

【関連部局】
政策局

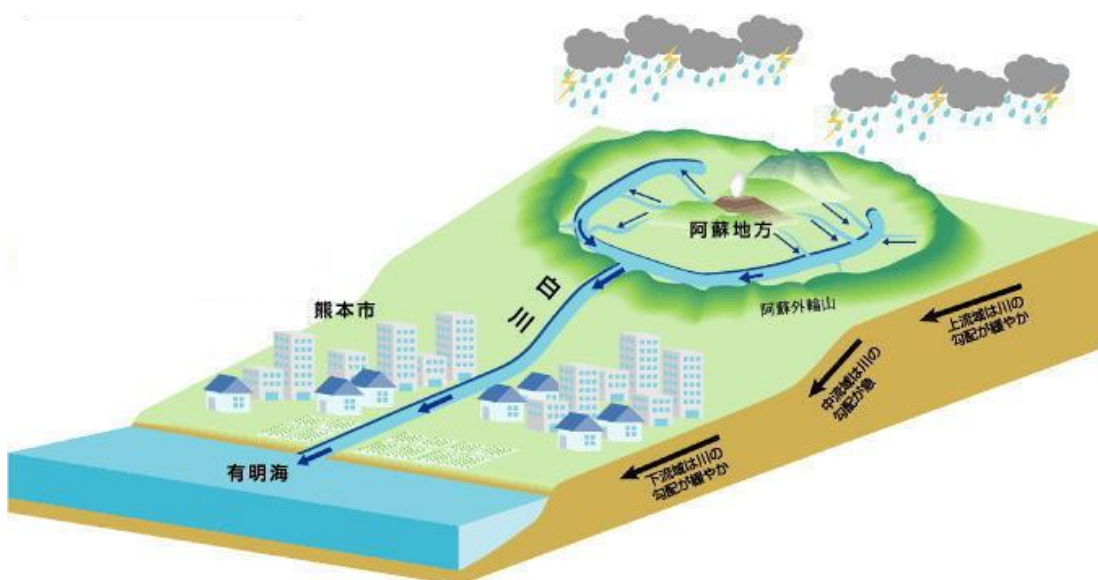
2 風水害

本市は九州中部にあって、梅雨期には多量の降雨があり、台風来襲期には豪雨の多い地域である。熊本平野は白川や緑川などの河川の運ぶ土砂によって形成されたことから、豪雨時の洪水災害が繰り返された地域である。また山地や台地辺部の急傾斜部では土砂崩れにも注意が必要である。

また、平成 24 年（2012 年）7 月 12 日に発生した平成 24 年九州北部豪雨では、市内の降雨量は多くなかったが、上流の阿蘇地方に 1 時間に 100mm 前後の降雨が 4 時間続いたことにより、市内を流れる白川の水位が大きく上昇し、流域の一部で甚大な被害が発生した。

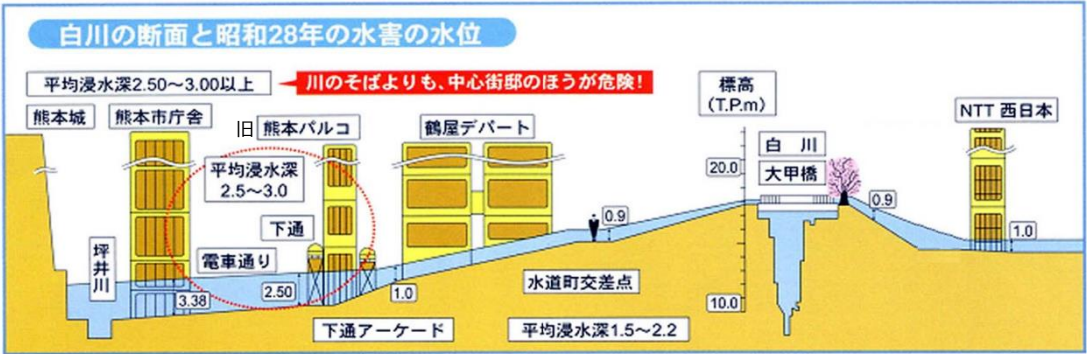


これは、白川流域の特徴として、次に示すように流域の約 8 割を豪雨地帯である阿蘇地方が占めていることから、市内の降雨量が少ないにもかかわらず、阿蘇地方で豪雨が発生すると、それが熊本市街部や下流部に一気に流れてくるためである。



市では、このとき白川下流域の越水を危険視しており、土木センター職員、消防団及び陸上自衛隊との対応で市街地の土のう積みなどの作業にあたったが、実際はそれより上流で浸水が発生しており、その情報が水防本部に入っていなかったという事実があった。

白川下流域の越水を危険視していたのは、次に示すように、熊本市街部が天井川である白川に隣接しており、白川が越水すると甚大な被害となるためである。



熊本市に被害を及ぼした主な風水害は次のとおりである。

■熊本市に被害を及ぼした主な風水害

西暦（和暦）	災害要因	名称	主な被害
1927. 9. 13 （昭和 2）	高潮災害	昭和 2 年 高潮災害	死者・行方不明者 423、重傷者 23、 有明海沿岸の各所で堤防決壊
1935. 6. 28～ 30（昭和10）	豪雨洪水	—	死傷者4、床上浸水520、床下浸水3, 077、 堤防決壊50、橋梁流失20
1953. 6. 25～ 28（昭和28）	大雨洪水	6. 26大水害	死者206、不明125、負傷者237、 被害戸数55, 664、堤防決壊・崖崩れ135
1957. 7. 25～ 26（昭和32）	大雨洪水	7. 26水害	死者83、不明29、負傷者140 被害戸数16, 190、堤防決壊・崖崩れ30
1975. 6. 25 （昭和50）	大雨	6. 25水害	住家全半壊12、床上床下浸水3, 441
1980. 8. 30 （昭和55）	集中豪雨	8. 30水害	住家半壊2、床上床下浸水5, 398、 堤防決壊・崖崩れ10
1982. 7. 23～ 25（昭和57）	梅雨前線	長崎豪雨 （7. 24水害）	死者4、家屋全半壊12、 床上床下浸水4506
1988. 5. 3～4 （昭和63）	大雨	5. 3水害	床上床下浸水5, 214、崖崩れ78
1990. 6. 28～ 7. 3（平成2）	集中豪雨	7. 2水害	死者2、床上床下浸水1, 474、 崖崩れ29、道路決壊2、 堤防決壊4
1991. 9. 27 （平成3）	台風	台風19号	死者1、負傷者16、家屋全壊79、 家屋半壊678、一部損壊63, 752、 瞬間最大風速52. 6m/s
1999. 9. 24 （平成11）	台風	台風18号	死者1、負傷者51、家屋全壊19、 家屋半壊238、一部損壊10, 170、 瞬間最大風速49. 0m/s
2012. 7. 12 （平成24）	梅雨前線	九州北部 豪雨	家屋全壊：88、家屋半壊：146、 一部損壊：20、床上浸水：314、 床下浸水：458

第 2 項 調査研究

【関連部局】
政策局

熊本市は、熊本市制が公布された明治 22 年(1889 年)に、金峰山南東麓付近を震央とするマグニチュード 6.3 の直下型地震に襲われている。熊本県下の被害は、家屋の全半壊が 475 棟、死者 20 名、負傷者 74 名の被害であった。

震災対策を効果的に進めるためには、地震危険度の予測、地震規模や地震被害の想定とそれに基づく予防対策や地震発生後の被害を最小限に止めるための応急対策、復旧復興対策を検討しておくことが重要である。

このことにより、昭和 63 年(1988 年)に震災対策基礎調査が報告され、これを震災対策計画の指標としてきた。

平成 7 年度から、あらためて震災対策基礎調査を開始し、基礎的な地盤の特性把握、地震動、液状化の危険度、建築物・ライフライン・人的被害など各種の被害想定を、平成 8 年度末に完了させた。

平成 9 年度には、一時避難場所を中心としたアセスメントを行うとともに、各種災害危険箇所・避難場所・防災関係施設等を図示した防災マップを作成し、町内自治会及び関係機関等へ配付した。

平成 24 年(2012 年)7 月の九州北部豪雨を受け、今後の減災対策のための方策を検討するため、熊本大学との共同研究により、次の事項について取り組み、研究成果を納めた。

- (1) 避難行動等に関する住民の防災意識の動向 (2,000 人アンケート)
- (2) 避難指示等の発令文(通知文)の内容
- (3) 効果的な避難情報の伝達方法(多様な手段の活用とその手法)
- (4) 自助、共助による円滑な避難行動につながる方策

しかし、平成 28 年(2016 年)4 月 14 日 21 時 26 分に熊本地方を震央とするマグニチュード 6.5 の地震(前震)が発生し、熊本市では震度 6 弱を観測した。その後、4 月 16 日 1 時 25 分に同じく熊本地方を震央とするマグニチュード 7.3 の地震(本震)が発生し、熊本市では震度 6 強を観測した。4 月 14 日の地震は日奈久断層帯の北端部の活動、4 月 16 日の地震は布田川断層帯の活動によるもので、隣接する二つの断層帯が連動することで発生した連動型地震とみられている。熊本市の被害は、死者 90 名、重傷者 766 名、家屋の全壊 5,764 棟、半壊 47,936 棟にも及んだ。(令和 7 年 3 月 31 日現在)

○ 昭和 63 年	——— 震災対策基礎調査
○ 平成 7 年～8 年度	——— 震災対策基礎調査
○ 平成 9 年度	——— 一時避難場所を中心としたアセスメントの実施
○ 平成 12 年度	——— 災害種別毎避難所調査
○ 平成 25 年度	——— 熊本市防災アセスメント調査

【関連部局】
政策局

第 7 節 災害の想定

第 1 項 地震・津波災害の想定

1 本市に影響を与える活断層

本市に影響を与える活断層は、益城町付近を走る「布田川断層帯・日奈久断層帯」と市内直下を走る「立田山断層」及び「水前寺山断層」の存在が確認されている。

(1) 布田川断層帯・日奈久断層帯

・布田川断層帯

布田川断層帯は、阿蘇郡南阿蘇村から上益城郡益城町木山付近を経て、宇土半島の先端に至る断層帯です。本断層帯は、概ね東北東-西南西方向に延び、全体の長さは約 64 km 以上の可能性があります。布田川断層帯は、断層線の分布等から、阿蘇村から木山付近に位置する長さ約 19 km と推定される布田川区間、木山付近から宇土市中心部に位置する長さ約 20 km の可能性がある宇土区間及び宇土市住吉町から宇土半島北岸に沿って宇土半島先端に至る長さ約 27 km 以上の可能性がある宇土半島北岸区間からなります。

出典：布田川断層帯・日奈久断層帯（地震調査研究推進本部）一部抜粋

・日奈久断層帯

日奈久断層帯は、上益城郡益城町木山付近から葦北郡芦北町を経て、八代海南部に至る断層帯です。本断層帯は、概ね北東-南西方向に延び、全体の長さは約 81 km である可能性があります。日奈久断層帯は過去の活動時期から、益城町木山付近から宇城市豊野町山崎付近まで延びる長さ約 16 km の高野-白旗区間、宇城市豊野町山崎から芦北町の御立岬付近に分布する長さ約 40 km の日奈久区間及び御立岬付近から八代海南部に位置する長さ約 30 km の可能性がある八代海区間に区分されます。

出典：布田川断層帯・日奈久断層帯（地震調査研究推進本部）一部抜粋

■ 「布田川断層帯」と「日奈久断層帯」

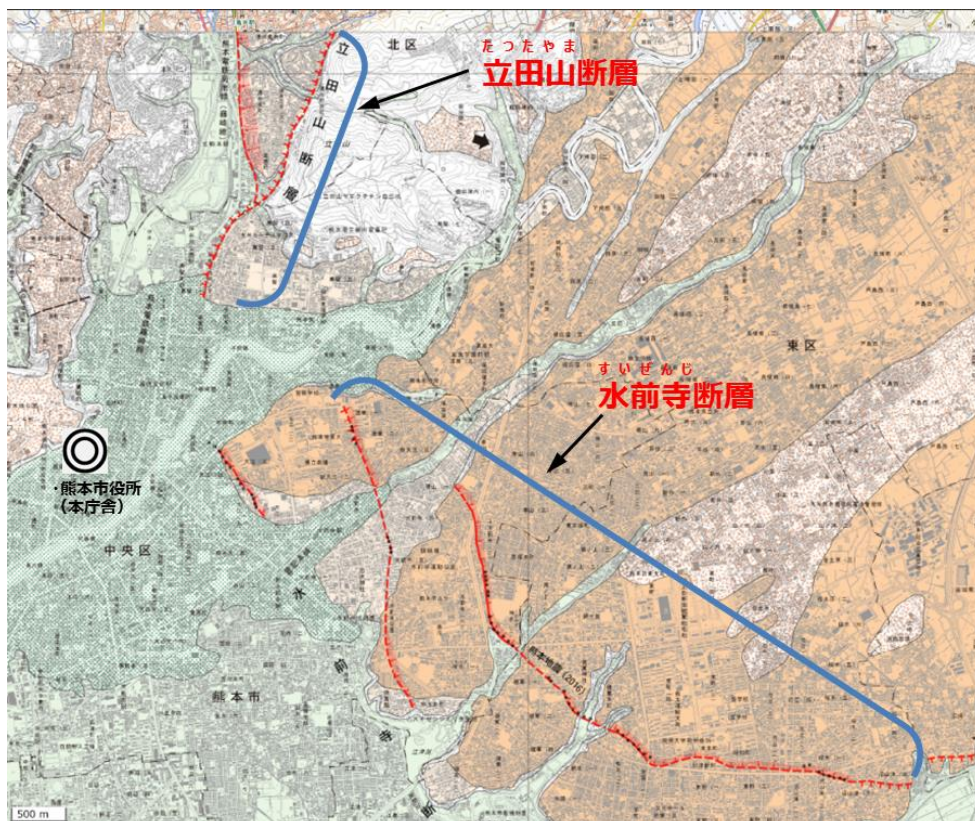


出典：布田川断層帯・日奈久断層帯の活断層位置と調査地点（地震調査研究推進本部）

(2) 「立田山断層」および「水前寺断層」

- ・立田山断層は、明治 22 年（1889 年）の熊本地震との関係についても指摘されていた。また、平成 28 年熊本地震後に実施された、平成 28 年熊本地震を踏まえた総合的な活断層調査（平成 28～30 年度、文部科学省研究開発局・国立大学法人九州大学）等を受け、「立田山断層」および「水前寺断層」が、都市圏活断層図（国土地理院）に掲載された。

■「立田山断層」と「水前寺断層」

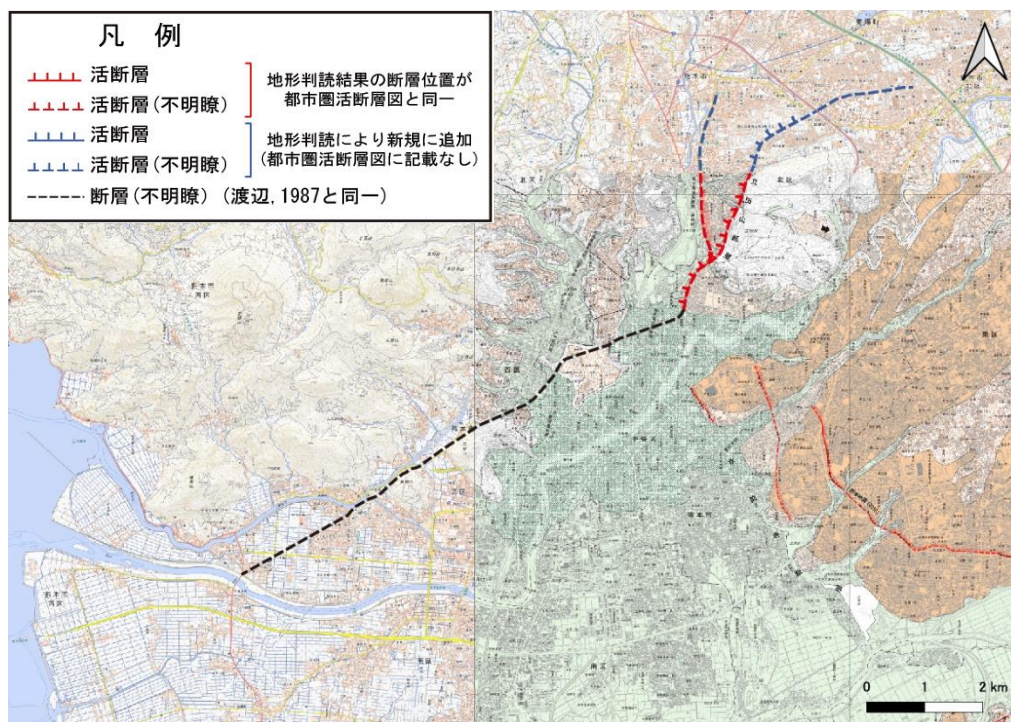


活断層図（都市圏活断層図）（国土地理院）一部加工（H29.10 公開）

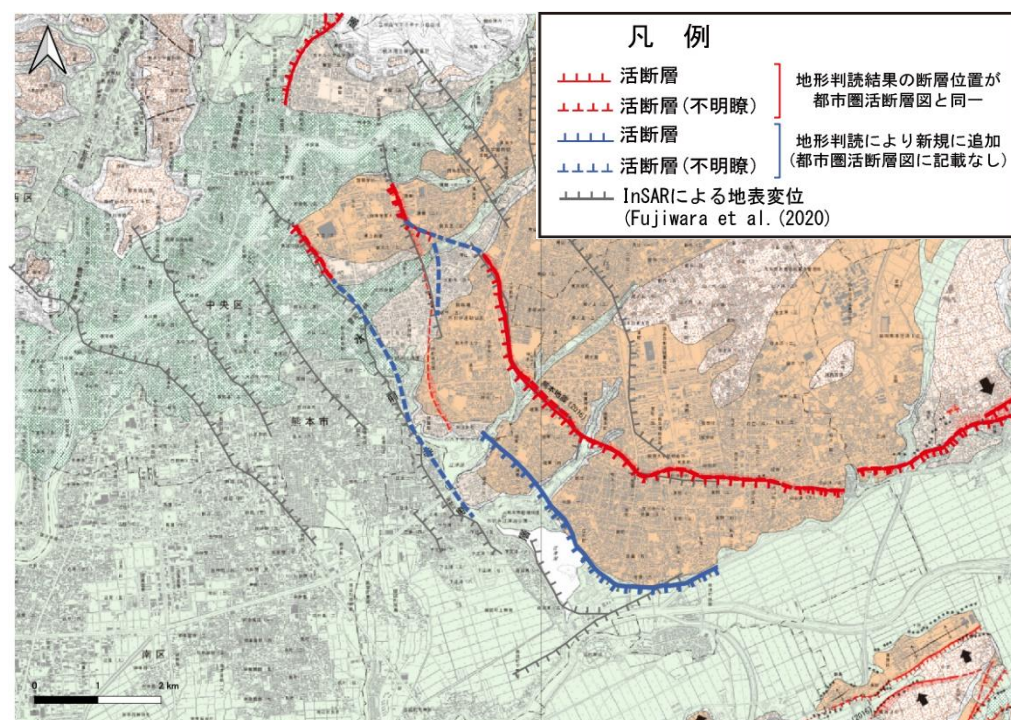
いずれの活断層も熊本市街地を通過していると見られ、令和 3 年度に熊本市で独自調査を実施した。調査結果概要としては以下のとおりである。

- ・「立田山断層」（都市圏活断層図では 2.6 km）は、北側に延伸、西側は不明瞭であるが、これまでの調査・研究等（平成 7 年熊本県調査の 14.3 km）と同程度の延長を想定するとした。
- ・「水前寺断層」は、都市圏活断層図と同程度の延長（7 km）で、一部追加を行った。総延長については、都市圏活断層からの変更なしと想定。

■「立田山断層」調査結果概要図



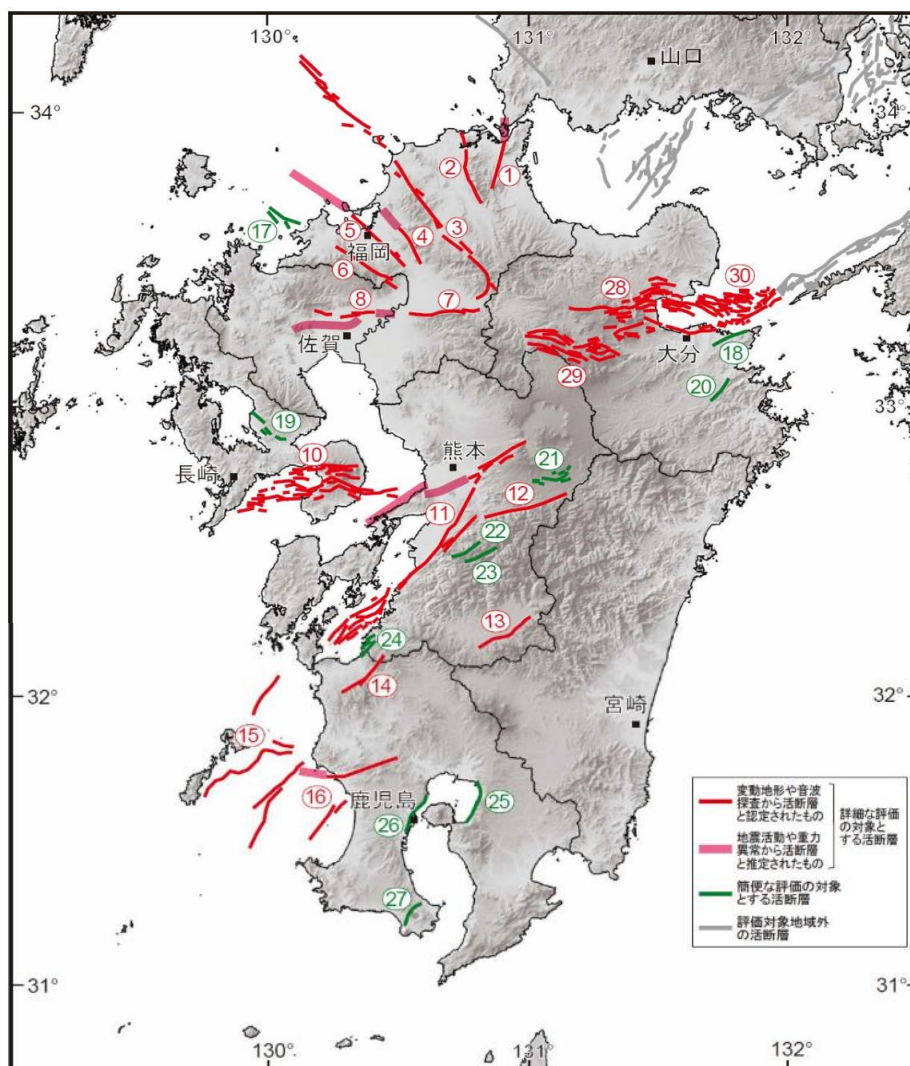
■「水前寺断層」調査結果概要図



(3) 主要活断層帯の長期評価の概要

地震調査委員会では、主要な活断層や海溝型地震（プレートの沈み込みに伴う地震）の活動間隔、次の地震の発生可能性〔場所、規模（マグニチュード）及び発生確率〕等を評価（長期評価）し、随時公表している。評価対象となった本市付近に位置する主要活断層帯は次のとおりであり、「布田川断層帯・日奈久断層帯」は今後 30 年間の地震発生確率の高いグループに属している。

■九州地域（評価対象地域）において評価対象とした活断層の分布



出典：活断層及び海溝型地震の長期評価結果一覧（令和 7 年 1 月 1 日での算定）
地震調査研究推進本部（令和 7 年 1 月 15 日公表）

■（参考）活断層の名称

詳細な評価の対象とする活断層	
10	雲仙断層群
11	布田川（ふたがわ）断層帯・日奈久（ひなぐ）断層帯
12	緑川断層帯
13	人吉盆地南縁断層
14	出水（いずみ）断層帯
28	日出生（ひじう）断層帯
29	万年山一崩平山（はねやまーくえのひらやま）断層帯
30	中央構造線断層帯（豊予海峡ー由布院）

簡便な評価の対象とする活断層	
21	阿蘇外輪南麓断層群
22	鶴木場（つるきば）断層帯
23	国見岳断層帯
24	水俣断層帯

■主要活断層帯の長期評価の概要 【算定基準日：令和 7 年(2025 年)1 月 1 日】

(陸域・沿岸域の活断層から発生する地震の今後 30, 50, 100 年以内の地震発生確率等)

＜熊本市付近を抜粋＞

断層帯名 (起震断層/活動区間)	長期評価で 予想した 地震規模	主な活断層 における 相対的評価	地震発生確率			平均活動 間隔	最新活動 時期
	(マグニチュード)	ランク	30 年 以内	50 年 以内	100 年 以内		
11-1 布田川断層帯 (宇土半島北岸区間)	7.2 程度 以上	X	不明	不明	不明	不明	不明
11-1 布田川断層帯 (宇土区間)	7.0 程度	X	不明	不明	不明	不明	不明
11-1 布田川断層帯 (布田川区間)	7.0 程度	Z	ほぼ 0 %	ほぼ 0 %	ほぼ 0 %	8,100 年～ 26,000 年 程度	平成 28 年 (2016 年) 熊本地震
11-2 日奈久断層帯 (八代海区間)	7.3 程度	S*	ほぼ 0% ～16%	ほぼ 0% ～30%	ほぼ 0% ～50%	1,100 年～ 6,400 年 程度	約 1,700 年前以後、 約 900 年前以前
11-2 日奈久断層帯 (日奈久区間)	7.5 程度	S*	ほぼ 0% ～6%	ほぼ 0% ～10%	ほぼ 0% ～20%	3,600 年～ 11,000 年 程度	約 8,400 年前以後、 約 2,000 年前以前
11-2 日奈久断層帯 (高野一白旗区間)	6.8 程度	X	不明	不明	不明	不明	約 1,600 年前以後、 約 1,200 年前以前

出典：活断層及び海溝型地震の長期評価結果一覧（令和 7 年 1 月 1 日での算定）
地震調査研究推進本部（令和 7 年 1 月 15 日公表）

凡例	色	30年以内の 地震発生確率
Sランク (高い)		3%以上
Aランク (やや高い)		0.1～3%未満
Zランク (-)		0.1%未満
Xランク (-)		不明（すぐに地震が起き ることが否定できない）

※地震後経過率が0.7以上である活断層については、
ランクに＊を付記する。

※用語の説明等については、地震調査研究推進本部のホームページを参照。

<http://www.jishin.go.jp/main/choukihyoka/ichiran.pdf>

2 対象とする被害想定

本市の地震被害想定は、「東日本大震災」を踏まえ、県が平成 23～24 年度に実施した「熊本県地震・津波被害想定調査」を受け、熊本市防災アセスメント調査を平成 25 年度に実施した被害想定としている。

調査結果から、市域への影響が大きかった「布田川・日奈久断層帯（中部・南西部連動型）」、「南海トラフ」、「布田川・日奈久断層帯（北東部単独型及び中部単独型）」、「立田山断層」の 4 地震を対象とし、以下に被害想定を記載する。

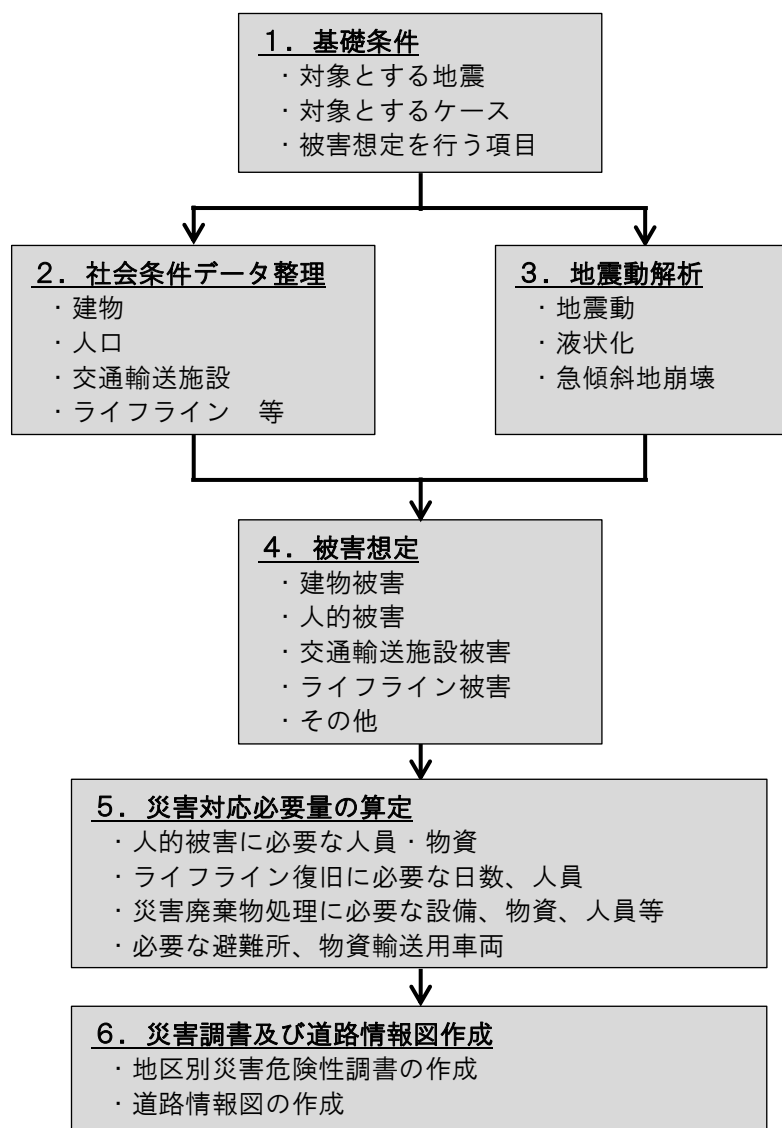
※上記の「布田川・日奈久断層帯」は、平成 25 年 2 月の区分見直しにより、布田川断層帯と日奈久断層帯に二分し、さらに布田川断層帯を布田川区間・宇土区間・宇土半島北岸区間、日奈久断層帯を高野一白旗区間・日奈久区間・八代海区間に区分されている。この被害想定においては、調査時点の断層帯及び活動区分で記載する。

【関連部局】
政策局

3 調査の流れ

被害想定調査は次に示すフローに沿って進めた。

被害想定を行う地震等の基礎条件を決め、次に熊本市域の建物・人口やその他交通・ライフラインなどの社会条件データを整理するとともに、地震動解析（地震動、液状化、急傾斜地崩壊）を実施。次に社会条件データと地震動解析より、被害想定や災害対応必要量を求める。最後に被害想定や災害対応必要量を活用し、災害調書や道路情報図を作成した。



【関連部局】
政策局

【関連部局】
政策局

4 基礎条件

(1) 対象とする地震と規模

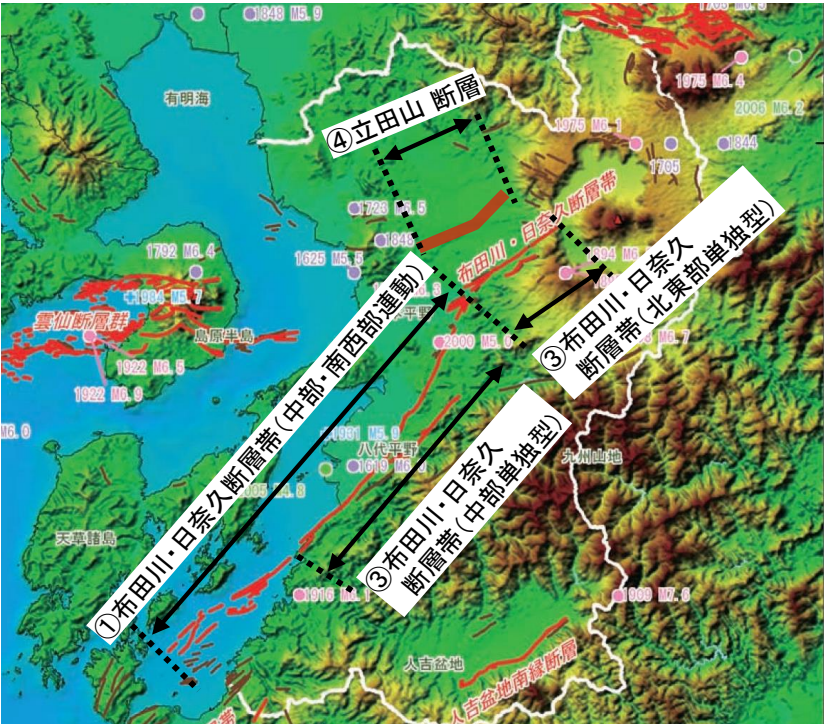
本調査の対象地震は、熊本県の調査で市域への影響が大きかった「布田川・日奈久断層帯（中部・南西部連動型）」と南海トラフに加え、熊本市直下に位置し市への影響が大きいと予想される「布田川・日奈久断層帯（北東部及び中部単独型）」、「立田山断層」の4地震とした。

さらに、破壊開始点の違いでもケースを設定し対象地震は4地震10ケースとした。

対象とする断層	地震規模	想定される破壊開始点ケース	想定される災害の種類	
			地震	津波
①布田川・日奈久断層帯（中部・南西部連動型）	M7.9	4	○	○
②南海トラフ	M9.0	—	○	○
③布田川・日奈久断層帯（北東部単独型）	M7.2	2	○	—
③布田川・日奈久断層帯（中部単独型）	M7.6	2	○	—
④立田山断層	M6.5	1	○	—

※立田山断層・・・国の地震調査研究推進本部が平成25年度に発表した「主要活断層帯の長期評価」で、立田山断層は対象になっていないが本市市街地の直下にある断層で被害も甚大であることから、被害想定の対象とする。

※破壊開始点・・・地震とは、地下の岩盤のずれ破壊によって大地が振動する現象である。このずれ破壊は、一度に断層全体で起こるのではなく、最初は一部の狭い範囲が破壊し、それが全体に伝わっていくようになっている。この最初に破壊が始まる箇所を「破壊開始点」と呼び、同じ断層であっても破壊開始点の位置によって各地の震度も異なる。破壊開始点の位置は、断層ごとに文部科学省等の調査機関で決められている。



(2) 被害想定の項目

被害想定を実施する項目を次に示す。

項 目		調査対象区分	
		地 震	津 波
1. 建物被害	揺 れ	●	
	液状化	●	
	急傾斜地崩壊	●	
	津 波		○
	地震火災	●	
2. 人的被害	揺 れ	●	
	急傾斜地崩壊	●	
	津 波		○
	地震火災	●	
3. ライフライン被害	上水道	●	○
	下水道	●	○
	電力施設	●	○
	電話・通信施設	●	○
	ガス（都市ガス）	●	○
	ガス（L P ガス）	●	
		●	
4. 交通施設被害	道路	●	○
	橋梁	●	
	鉄道	●	○
	路面電車	●	○
	漁港・港湾	●	○
		●	
5. 生活支障等	避難生活者	●	○
	帰宅困難者	●	
6. 災害廃棄物	瓦礫(災害廃棄物)の発生	●	○
7. その他の被害	災害時要援護者の被災・生活支障	●	○

5 社会条件データ**(1) 建物**

被害想定では、建物の木造・非木造の区分や建築年次により、地震時の被害の度合いが異なるとされている。

調査において、固定資産課税台帳より 50m メッシュの建物データを、構造別（木造・非木造）、建築年次別に作成した。

また、耐震基準改正前に建築された建物についても、熊本市建築物耐震改修促進計画（平成 24 年 3 月改訂版）の耐震化率（43.2%）より反映することとした。

■熊本市内の建物データ（平成 25 年 1 月 1 日時点）

築造年次	木造家屋(戸)	非木造家屋(戸)	合計(戸)
昭和 55 年以前 (耐震基準改正前)	45, 651	9, 277	54, 928
昭和 56 年以後 (耐震基準改正後)	117, 351	48, 529	165, 880
合計(戸)	163, 002	57, 806	220, 808

【関連部局】
都市建設局

(2) 人口

各シーンや災害要因ごとの被害想定を行うため、時間帯（夕方・夜）別に、50mメッシュの屋内人口、屋外人口を必要とし、平成 22 年の国勢調査、社会生活基本調査等より人口データを作成した。

また、「市内在住」、就労・就学による「市外からの流入」、「観光客」といった人口構成の内訳も社会生活基礎調査より算定した。同様に「市内在住」の人口に含まれる「災害時要支援者」の人数も算定し、被害想定に反映することとした。

■熊本市内の人口（人）

時間帯		屋内人口(人)	屋外人口(人)	合計(人)
夕方 (午後 6 時)	(合計)	534, 141	227, 123	761, 264
	(内訳)			
	市内在住	485, 553	206, 463	692, 016
	市外からの流入 (就労・就学)	41, 127	17, 487	58, 614
	観光客	7, 461	3, 173	10, 634
夜 (朝 5 時)	(合計)	730, 979	14, 129	745, 108
	(内訳)			
	市内在住	720, 547	13, 927	734, 474
	市外からの流入 (就労・就学)	0	0	0
	観光客	10, 432	202	10, 634

■市内在住に含まれる災害時要支援者数

時間帯	屋内人口(人)	屋外人口(人)	合計(人)
夕方(午後 6 時)	71, 385	30, 354	101, 739
夜 (朝 5 時)	99, 810	1, 929	101, 739

(3) ライフライン

ライフラインについての被害想定の対象は次のとおりである。

項目	被害想定の対象
1. 上水道	上下水道局が管理する上水道施設(管路及び施設)、給水区域及び給水人口
2. 下水道	上下水道局が管理する下水道施設(管路及び処理場、ポンプ場)、下水道整備区域、供用を受ける人口
3. 電力施設	電柱本数、電灯軒数、電力施設（変電所）
4. 通信	電柱本数、回線数分布（アナログ及び ISDN）、通信施設（交換局）
5. 都市ガス	都市ガス供給範囲と、地震時に供給停止を判定するための地震計位置
6. LP ガス	LP ガスを使用する戸数

(4) 交通輸送施設

交通輸送施設についての被害想定の対象は次のとおりである。

項目	被害想定の対象
1. 道路 (高速道路・一般道路)	道路種別毎の延長分布と、地震時に被害を受ける橋脚を有する橋梁の位置
2. 鉄道	地震時に被害を受ける橋脚を有する橋梁の位置
3. 市電	軌道事業施設
4. 漁港・港湾	港湾・漁港施設位置

【関連部局】
上下水道局

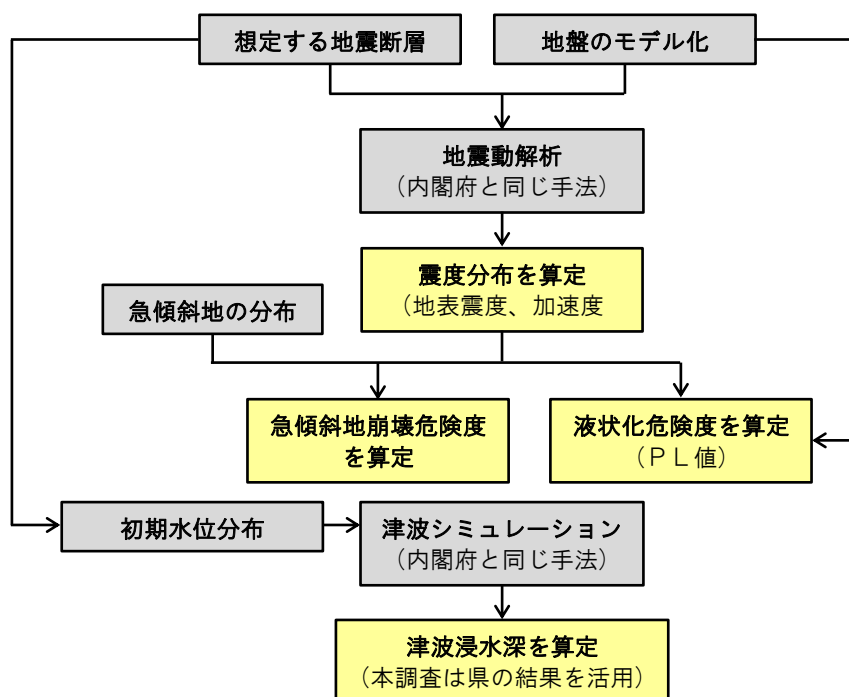
【関連部局】
都市建設局
交通局
農水局

6 地震動解析

(1) 震度及び、液状化、急傾斜地崩壊、津波解析の流れ

地震によって発生する震度、液状化、急傾斜地崩壊、津波の解析の流れを次に示す。

【関連部局】
政策局



(2) 震度分布

地震動解析による 4 地震 10 ケースの最大震度分布を資料編に示す。

各地震で以下のような特徴が見られる。

ア 布田川・日奈久断層帯（中部・南西部連動型）

断層の一部が直下にある南区の南方で、震度 6 強から震度 7 の強い揺れを示す。その他、中央区、北区、東区、西区では震度 5 弱から震度 6 弱となる。

一方、沿岸部では震度 3 から 4 と比較的低い揺れとなっている。

これは、有明粘土が堆積し、揺れが伝わりにくいためと思われる。

イ 南海トラフ（最大値）

本震度分布は、中央防災会議の解析結果である。市域で震度 5 弱から 5 強（一部 6 弱）となっている。

ウ 布田川・日奈久断層帯（北東部単独型）

断層が直下にある中央区と東区、そして南区の南方で、震度 6 弱の強い揺れを示す。その他、北区、西区では震度 5 弱から震度 5 強程度となる。沿岸部は布田川・日奈久断層帯（中部・南西部連動型）と同様に震度 3 から 4 と比較的低い揺れとなっている。

エ 布田川・日奈久断層帯（中部単独型）

布田川・日奈久断層帯（中部・南西部連動型）と同様に、断層の一部が直下にある南区の南方で震度 6 強から 7、中央区、北区、東区、西区では震度 5 弱から震度 6 弱、沿岸部では震度 3 から 4 となっている。

オ 立田山断層

断層が直下にある中央区のほか、市域の中央で震度 6 弱から 6 強の強い揺れを示す。その他の地域では、震度 5 弱から 5 強となり、沿岸部では他の地震同様、震度 4 と比較的低い揺れとなっている。

【資料編】3-3-4 震度分布

(3) 急傾斜地崩壊危険度

県が急傾斜地崩壊危険箇所として指定している急傾斜地危険箇所に対し、急傾斜地の高さや勾配、地盤等の状況から、危険度ランク別に分類し、この危険度ランクと震度の大きさ、及び斜面の整備率から、地震による崩壊危険度を予測した。

各地震の急傾斜地崩壊危険箇所数を合成した、市域で想定される最大の崩壊危険箇所の分布と、その箇所数を資料編に示す。

最大震度が高い南区の南方や、西区に、急傾斜地崩壊危険箇所が多く分布している。

【資料編】3-3-5 熊本市の急傾斜地崩壊分布図

(4) 液状化危険度

「液状化」は、地下水位が高く、砂を多く含むような軟弱な地盤において、「地震に伴う振動により液体のような泥水状態となる現象」である。

本調査では、先に実施した地震動の予測結果と地質データから、液状化の可能性を示す指標（P L 値）を算出し、液状化の可能性を判定した。

各地震の P L 値の最大値を合成した、市域で想定される最大の液状化可能性の分布と、その面積を資料編に示す。

表層地層が、埋め立て等の人工改変地や、白川・緑川等の河川沿いにある比較的近年の堆積物層の箇所で、液状化の可能性が高くなっている。

【資料編】3-3-6 熊本市の液状化分布図

(5) 津波浸水深

津波の想定を行う地震は、断層が海域にある布田川・日奈久断層群（中部・南西部連動型）と南海トラフである。

これらの地震による津波は、熊本県によって浸水シミュレーションがなされているため、本調査でもこれを活用することとした。

布田川・日奈久断層群（中部・南西部連動型）と南海トラフを合成した、市域で想定される浸水範囲及び浸水深分布と、その面積、最大浸水深等を資料編に示す。

本市では、西区と南区の沿岸地域において、市域の約 6%にあたる範囲で浸水することとなる。

【資料編】3-3-7 熊本市の津波浸水分布図

7 想定被害

(1) 建物被害

被害の算定にあたっては、複数の要因が重複して被害を起こす可能性がある。

(例：同一の家屋を、地震の揺れ、津波の流失の両方で、被災家屋として計上)

そこで、本調査では、県の調査と同じく、被害要因の重複を避けるため、「液状化 → 揺れ → 急傾斜地崩壊 → 津波 → 地震火災」の順番で被害の要因を割り当てるものとした。

(2) 人的被害

人的被害は、「揺れ」、「急傾斜地崩壊」、「津波」、「地震火災」による死者・重傷者・負傷者数を算出する。ここでは、重傷者は入院が必要な者を、また負傷者は入院の必要ないものの、病院において治療が必要な者を想定している。

なお、液状化による人的被害については、県の調査でも、過去にその実績がほとんどないことから被害数を算出していないので、本調査でも除外している。

また、「揺れ」、「急傾斜地崩壊」、「地震火災」は、屋内人口のみ被災することを想定し、「津波」は、屋内人口と屋外人口の両者が被災することを想定している。

■平成 25 年度熊本市防災アセスメント調査による被害想定(建物・人的被害)

【熊本市全体】

項目		対象地震					最大値
		布田川・日奈久断層帯 中部・南西部 連動型	南海トラフ (最大値)	布田川・日奈久断層帯 中部単独型	布田川・日奈久断層帯 北東部単独型	立田山断層	
液状化	全壊家屋	583 棟	1,275 棟	653 棟	480 棟	500 棟	1,275 棟
	半壊家屋	845 棟	1,913 棟	946 棟	700 棟	725 棟	1,913 棟
	死者	—	—	—	—	—	—
	重傷者	—	—	—	—	—	—
揺れ	全壊家屋	1,332 棟	0 棟	1,387 棟	315 棟	539 棟	1,387 棟
	半壊家屋	4,509 棟	273 棟	4,504 棟	3,123 棟	3,998 棟	4,509 棟
	死者	89 人	0 人	87 人	19 人	56 人	89 人
	重傷者	728 人	0 人	774 人	322 人	629 人	774 人
急傾斜地崩壊	全壊家屋	13 棟	1 棟	12 棟	8 棟	12 棟	13 棟
	半壊家屋	28 棟	1 棟	26 棟	18 棟	27 棟	28 棟
	死者	2 人	0 人	2 人	1 人	2 人	2 人
	重傷者	1 人	0 人	1 人	1 人	1 人	1 人
津波	全壊家屋	1,077 棟	1,535 棟	— 棟	— 棟	— 棟	1,535 棟
	半壊家屋	3,977 棟	4,531 棟	— 棟	— 棟	— 棟	4,531 棟
	死者	23 人	22 人	—	—	—	23 人
	重傷者	175 人	218 人	—	—	—	218 人
地震火災	全出火数	5 棟	5 棟	5 棟	2 棟	3 棟	5 棟
	炎上出火数	3 棟	2 棟	3 棟	1 棟	2 棟	3 棟
	死者	7 人	6 人	8 人	0 人	1 人	8 人
	重傷者	1 人	1 人	1 人	0 人	0 人	1 人

※各断層における検討ケースごとの被害想定のうち最大値を記載

(3) ライフライン被害

ア 上水道

断水率・断水人口を、地震による地表加速度及び液状化分布等から算出する。

津波の浸水範囲内にある配水池、ポンプ場等の主要施設を、津波による施設被害として算出する。

【関連部局】
政策局

【関連部局】
上下水道局

- イ 下水道
- 下水道施設(管路及び処理場、ポンプ場)の被害率・機能支障人口を、地震による地表加速度及び液状化分布等から算出する。
- 津波の浸水範囲内にある処理場、ポンプ場等の主要施設を、津波による施設被害として算出する。
- ウ 電力施設
- 地震火災による焼失家屋分布より延焼エリアを設定し、エリア内では全面的に停電が生じるとして、停電軒数を算出する。
- 津波の浸水範囲内にある発電所、変電所等の主要施設を、津波による施設被害として算出する。
- エ 通信
- 地震火災による焼失家屋分布より延焼エリアを設定し、エリア内では全面的に通信寸断が生じるとして、通信寸断数を算出する。
- 津波の浸水範囲内にある交換局等の主要施設を、津波による施設被害として算出する。
- オ 都市ガス
- 供給停止戸数を、震度分布と建物の揺れの大きさから算出する。
- 津波の浸水範囲内にあるガス貯蔵施設等の主要施設を、津波による施設被害として算出する。
- カ LPガス
- 被害件数を、震度分布とガスボンベ重量別の漏洩数から算出する。

■平成 25 年度熊本市防災アセスメント調査による被害想定(ライフライン)
【熊本市全体】

項目			対象地震					最大値
			布田川・日奈久断層帯 中部・南西部連動型	南海トラフ (最大値)	布田川・日奈久断層帯 中部単独型	布田川・日奈久断層帯 北東部単独型	立田山断層	
揺れ	上水道	断水人口 (発災直後)	339,770 人	－ 人	265,799 人	103,917 人	229,478 人	339,770 人
		断水人口 (発災 1 日後)	202,851 人	－ 人	155,401 人	63,755 人	138,003 人	202,851 人
		断水人口 (発災 2 日後)	196,413 人	－ 人	149,708 人	60,670 人	133,261 人	196,413 人
	下水道	支障人口	10,856 人	6,101 人	11,058 人	10,497 人	11,735 人	11,735 人
	電力	停電軒数	13,812 軒	10,894 軒	9,404 軒	3,514 軒	4,295 軒	13,812 軒
	電話・通信	不通回線数	164 回線	127 回線	112 回線	47 回線	66 回線	164 回線
	都市ガス	供給停止戸数	73,300 戸	0 戸	91,700 戸	91,700 戸	85,300 戸	91,700 戸
	LPガス	供給停止戸数	829 戸	0 戸	834 戸	550 戸	335 戸	834 戸
液状化	上水道	断水人口 (発災直後)	339,770 人	－ 人	265,799 人	103,917 人	229,478 人	339,770 人
		断水人口 (発災 1 日後)	202,851 人	－ 人	155,401 人	63,755 人	138,003 人	202,851 人
		断水人口 (発災 2 日後)	196,413 人	－ 人	149,708 人	60,670 人	133,261 人	196,413 人
	下水道	支障人口	10,856 人	6,101 人	11,058 人	10,497 人	11,735 人	11,735 人
津波	上水道	浸水施設数	2 施設	2 施設	－ 施設	－ 施設	－ 施設	2 施設
	下水道	浸水施設数	2 施設	2 施設	－ 施設	－ 施設	－ 施設	2 施設
	電力	浸水施設数	0 施設	0 施設	－ 施設	－ 施設	－ 施設	0 施設
	電話・通信	浸水施設数	2 施設	2 施設	－ 施設	－ 施設	－ 施設	2 施設

※各断層における検討ケースごとの被害想定のうち最大値を記載

(4) 交通施設被害

ア 道路（高速道路、一般道路）

地震による道路被害箇所数を、東日本大震災の実績より、震度に応じた単位延長あたりの被害箇所数として算出する。

地震による橋梁被害を、橋脚を有する橋梁を対象として、整備年度、耐震補強の有無などを加味し被害箇所数を算出する。

なお、橋脚のない橋（ワンスパン）は、現行の設計基準上落橋しないと見なされるため、被害想定の対象としない。

津波による被害延長を、浸水エリアに含まれる道路延長として算出する。

イ 鉄道

地震による橋梁被害を、震度別の橋脚被害率より算出する。

津波による被害延長を、浸水エリアに含まれる路線延長として算出する。

ウ 市電

地震による被害延長を、軌道被害が想定される液状化範囲又は電柱・電線の焼失が想定される延焼エリア内に含まれる線路延長として算出する。

エ 漁港・港湾

地震による被害岸壁数を、非耐震バースと基礎に作用する加速度に応じた港湾岸壁被害率の関係から算出する。

【関連部局】
都市建設局
交通局
農水局

■平成 25 年度熊本市防災アセスメント調査による被害想定（交通施設被害）

【熊本市全体】

項目			対象地震					最大値
			布田川・日奈久断層帯 中部・南西部連動型	南海トラフ （最大値）	布田川・日奈久断層帯 中部単独型	布田川・日奈久断層帯 北東部単独型	立田山断層	
揺れ	道路	被災箇所数	180 箇所	141 箇所	188 箇所	169 箇所	167 箇所	188 箇所
		一般道	橋梁被害 （落橋・倒壊）	10 橋	0 橋	11 橋	4 橋	8 橋
			橋梁被害 （亀裂・損傷）	14 橋	0 橋	13 橋	7 橋	9 橋
		高速道	橋梁被害 （落橋・倒壊）	0 橋	0 橋	0 橋	0 橋	0 橋
			橋梁被害 （亀裂・損傷）	4 橋	0 橋	4 橋	2 橋	0 橋
	市電	不通路線延長	全線	全線	全線	全線	全線	全線
	鉄道	在来線	大被害 （落橋・倒壊）	0 橋	0 橋	0 橋	1 橋	0 橋
			中被害 （亀裂・損傷）	0 橋	0 橋	0 橋	1 橋	0 橋
		新幹線	大被害 （落橋・倒壊）	0 橋	0 橋	0 橋	0 橋	0 橋
			中被害 （亀裂・損傷）	4 橋	0 橋	2 橋	2 橋	1 橋
津波	漁港・港湾	（漁港）被害岸壁数	38 施設	— 施設	31 施設	7 施設	10 施設	38 施設
		（港湾）被害岸壁数	23 施設	— 施設	16 施設	3 施設	10 施設	23 施設
	道路	被災箇所数	27 箇所	33 箇所	— 箇所	— 箇所	— 箇所	33 箇所
	鉄道	在来線 浸水鉄道延長	0 km	0 km	— km	— km	— km	0 km

※各断層における検討ケースごとの被害想定のうち最大値を記載

【関連部局】
政策局
文化市民局
健康福祉局
各区役所

(5) 生活支障

- ア 避難生活者
避難生活者を、建物被害やライフライン被害に伴い、避難所生活又は疎開を強いられる人数として算出する。
- イ 帰宅困難者
帰宅困難者を、滞留者数と帰宅困難割合の関係から算出する。

■平成 25 年度熊本市防災アセスメント調査による被害想定（避難生活者・帰宅困難者）
【熊本市全体】

項目		対象地震					最大値
		布田川日奈久断層 中部南西部運動型	南海トラフ (最大値)	布田川日奈久 断層中部単独 型	布田川日奈久断層 北東部単独型	立田山断層	
帰宅困難者数		31,157 人	31,157 人	31,157 人	31,157 人	31,157 人	31,157 人
避難者数	避難生活者 数	57,946 人	8,961 人	44,600 人	21,091 人	39,761 人	57,946 人
	疎開者数	31,202 人	4,825 人	24,016 人	11,357 人	21,410 人	31,202 人

※各断層における検討ケースごとの被害想定のうち最大値を記載

(6) 災害廃棄物

瓦礫（災害廃棄物）の発生を、被害を受けた建物の総床面積と面積当たり瓦礫重量の関係から算出する。

■平成 25 年度熊本市防災アセスメント調査による被害想定（災害廃棄物の発生量）
【熊本市全体】

項目		対象地震					最大値
		布田川日奈久断層 中部南西部運動型	南海トラフ (最大値)	布田川日奈久 断層中部単独 型	布田川日奈久断層 北東部単独型	立田山断層	
災害廃棄物の発生量		477,832t	413,031t	285,192t	164,227t	213,680t	477,832t

※各断層における検討ケースごとの被害想定のうち最大値を記載

(7) 災害時要援護者の被災・生活支障

一人暮らしの高齢者、障がい者、乳幼児、観光客などの災害時要援護者の死者数を、統計情報による対象者数と死者率の関係から算出する。

■平成 25 年度熊本市防災アセスメント調査による被害想定（災害時要援護者）
【熊本市全体】

項目		対象地震					最大値
		布田川日奈久断層 中部南西部運動型	南海トラフ (最大値)	布田川日奈久 断層中部単独 型	布田川日奈久断層 北東部単 独型	立田山断層	
災害時 要援護者	災害時要援護者 (観光客以外)の死 者数	49 人	9 人	41 人	9 人	24 人	49 人
	観光客の死者数	2 人	0 人	1 人	0 人	1 人	2 人

※各断層における検討ケースごとの被害想定のうち最大値を記載

【関連部局】
健康福祉局

第 2 項 風水害の想定

【関連部局】
政策局
都市建設局

1 水 害

国土交通省及び熊本県では、水防法第 14 条の規定により、洪水時の円滑かつ迅速な避難を確保し、又は浸水を防止することにより、水災による被害の軽減を図るため、管理河川が想定最大規模の降雨により氾濫した場合の洪水浸水想定区域を指定している。本市は、水防法第 15 条の規定により、この洪水浸水想定区域を基にハザードマップを作成し、地域の災害リスクの周知に努めている。

2 土砂災害

熊本県では、土砂災害防止法（土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律）に基づき、県内における土砂災害警戒区域・特別警戒区域を指定し告示している。

本市は、この土砂災害警戒区域・特別警戒区域を基にハザードマップを作成し、地域の災害リスクの周知に努めている。

本市における土砂災害警戒区域・特別警戒区域の指定区域等の詳細は資料編に示す。

【資料編】4-1 土砂災害警戒区域等

3 高潮災害

熊本県では、高潮時の円滑かつ迅速な避難を確保し、又は浸水を防止することにより、水災による被害の軽減を図るため、想定し得る最大規模の高潮による氾濫が発生した場合の高潮浸水想定を公表している。

本市は、この高潮浸水想定を基にハザードマップを作成し、地域の災害リスクの周知に努めている。

4 山地災害

熊本県では、山地災害危険地区調査結果に基づき、山地災害のおそれのある地区については、山地災害危険地区（「山腹崩壊危険地区」及び「崩壊土砂流出危険地区」、「地すべり危険地区」）を指定している。

本市における山地災害危険地区の設定区域等の詳細は資料編に示す。

熊本県がホームページ上で公開している「山地災害危険箇所マップ」にも記載されている。

【資料編】4-2 山腹崩壊危険地区

【資料編】4-3 崩壊土砂流出危険地区

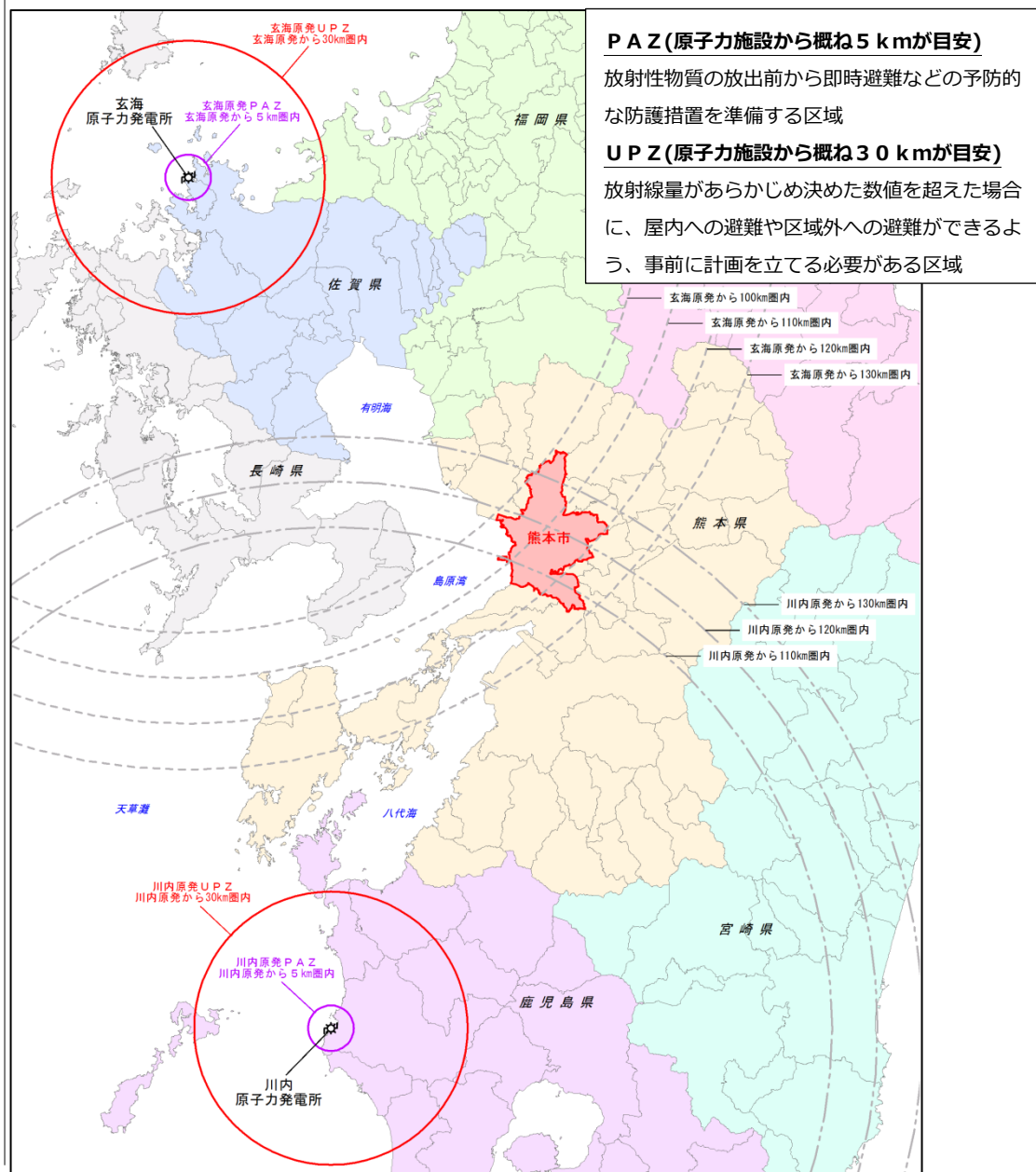
【資料編】4-4 地すべり防止区域

近年の社会・産業の高度化、複雑化、多様化を背景として、高度な交通・輸送体系の形成、トンネル、橋梁などの道路構造の大規模化に伴い、原子力災害、海上災害、航空機災害、危険物等災害など大規模な事故による災害対策についても一層の充実強化が求められている。

1 原子力災害

平成 23 年 3 月に発生した東北地方太平洋沖地震に伴う東京電力福島第一原子力発電所事故においては、放出された放射性物質の影響や避難を要する区域が極めて広範囲に及ぶこととなった。

本市は、九州内に所在する玄海原子力発電所及び川内原子力発電所から 100km 以上離れており、原子力災害対策指針で定められている P A Z 及び U P Z のいずれの範囲にも含まれていないが、広域避難の受入れや住民不安への対応など、国及び県と連携した対応が求められる。



2 海上災害

本市の沿岸海域における船舶の衝突、乗揚、転覆、火災、爆発、浸水、機関事故等の海難発生により、多数の遭難者、行方不明者、死傷者等が発生する事態が想定される。また、重油等が大量流出するなどにより、著しい海洋汚染、火災、爆発等が発生し、本市沿岸海域及び陸岸に被害が及ぶという事故も考えられる。

なお、本市に係る被害の想定は、次に示す災害又は事案が発生した場合とする。

■想定する海上事故災害

種類	内容
海難による人身事故	沿岸海域における船舶の衝突、乗揚、転覆、火災、爆発、浸水、機関故障等の海難発生により、多数の遭難者、行方不明者、死傷者等が発生した場合
重油等の流出事故	重油等が大量流出するなどにより、著しい海洋汚染、火災、爆発等が発生し、本市沿岸海域及び陸岸に被害が及んだ場合又は及ぶ可能性がある場合

3 航空機災害

熊本県内には阿蘇くまもと空港、天草空港があり、多数の航空機やヘリコプターが市内を飛行している状況にある。

航空機事故の特徴としては、旅客機の大型化に伴い、いったん発生すれば大惨事を招くおそれが大きくなっていること、特に局所的に甚大な人的被害が発生するおそれがあることが挙げられる。

本市における航空機事故としては、市街地に墜落する場合と山間部及び沿岸部に墜落する場合が考えられ、市街地へ墜落の場合、被災者が多数発生するおそれがあること、大規模な火災が発生するおそれがあること、搭載貨物も多種多様であること等について考慮し、山間部及び沿岸部における墜落の場合は、墜落地点の特定、捜索及び救急・救助活動に困難が予想されること等を考慮する必要がある。

4 危険物等災害

本市においてこれまで危険物、火薬類及び高圧ガスに関する施設（以下「危険物施設等」という。）における大規模な事故の事例はないが、危険物、火薬類及び高圧ガスの爆発、火災等の大規模事故が発生した場合は、一度に多数の死傷者を伴うおそれがあり、甚大な被害が予想される。

【関連部局】
全局

第 8 節 地域防災力の最大化に向けて

本節では、熊本市防災基本条例に基づき、市、市民、事業者及び地域の防災組織の役割を明らかにし、地域防災力の最大化に向けた基本的な考え方と取組を示す。

※地域防災力 住民一人一人が自ら行う防災活動、地域の防災組織、消防団、その他の地域における多様な主体が行う防災活動並びに地方公共団体、国及びその他の公共機関が行う防災活動の適切な役割分担及び相互の連携協力によって確保される地域における総合的な防災の体制及びその能力をいう。

第 1 項 地域防災力の最大化に向けた基本的な考え方

1 熊本市防災基本条例の基本理念等

令和 4 年（2022 年）10 月 1 日に施行した熊本市防災基本条例では、本市の防災は、市、市民、事業者及び地域の防災組織の役割を明らかにし、各々が防災意識及び災害対応力を高めるとともに、自助、共助及び公助を結集することにより行うこと、また、市、市民、事業者及び地域の防災組織は、これまでの災害の記録、記憶及び教訓を日常生活に生かし、災害の発生に備えるとともに、これを次の世代に伝承していくことを基本理念として、誰もが安心して暮らすことができる真に災害に強いまちの実現を目指すこととしている。

熊本市防災基本条例の基本理念

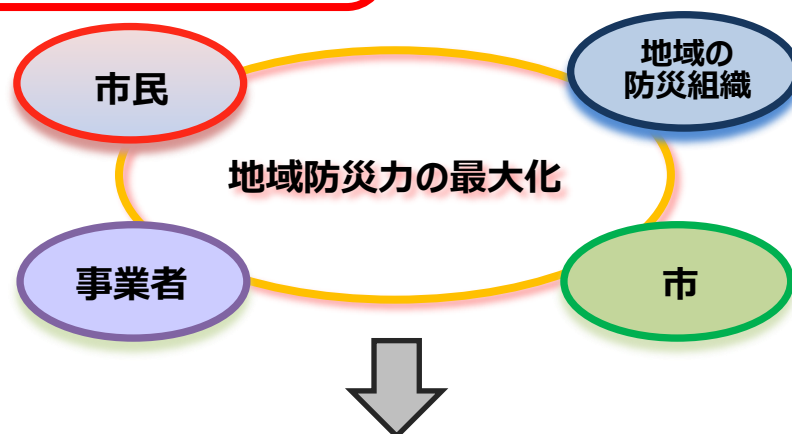
- 市、市民、事業者及び地域の防災組織の防災意識及び災害対応力の向上
- 自助、共助及び公助の結集による防災
- これまでの災害の記録、記憶及び教訓の次の世代への伝承

市民の役割

- ・ 自宅の防災対策や災害情報収集の環境整備
- ・ 最低 3 日分（推奨 1 週間分）の備蓄
- ・ 災害に関する正しい知識の習得
- ・ 地域における防災の取組への参加
- ・ 発生する可能性のある災害の把握
- ・ 避難行動・避難経路・避難場所の確認
- ・ 災害発生時における近隣同士の助け合い

地域の防災組織の役割

- ・ 発生する可能性のある災害の把握
- ・ 地域の特性に応じた訓練や講座等による学習の実施
- ・ 平時における地域住民の「顔が見える関係性」の構築
- ・ 災害が発生し、又は発生するおそれがある場合における避難所の運営



誰もが安心して暮らすことができる真に災害に強いまちの実現

事業者の役割

- ・ 従業員の安全確保の確認
- ・ 災害発生時における市民等の安全への貢献
- ・ 平時における地域の防災の取組及び市の防災施策への協力
- ・ 従業員の防災教育、施設の安全管理

市の役割

- ・ 防災施策の策定及び防災体制・組織の強化
- ・ 他の地方公共団体等からの応援及び必要物資の受援体制の整備
- ・ 市民、事業者及び地域の防災組織による防災活動の環境整備と支援
- ・ 職員の災害対応能力の向上
- ・ ハード・ソフト対策の着実な推進

※地域の防災組織とは、校区防災連絡会、避難所運営委員会及び自主防災組織をいう。

2 市・市民・事業者・地域の防災組織の役割

(1) 市民の役割

市民は自ら及びその家族の安全を確保するよう努めるものとし、平時からの備えやいざという時のための判断力・行動力を強化するとともに、地域での相互交流を深め、災害対応力の強化に努める。そのためには、災害情報メールや防災ラジオ等の災害情報を入手できる環境の整備、自宅の家具の転倒防止や最低3日分（推奨1週間分）の備蓄に努めるとともに、災害に関する正しい知識の習得、ハザードマップや避難行動・避難経路・避難場所の確認などに取り組む。また、出前講座等の防災啓発活動や防災訓練等の地域防災の取組への参加など、平時からの地域とのつながりと支え合いを大切にする。

(2) 事業者の役割

事業者は、平時より災害発生時における避難行動、安否の確認方法など従業員等の安全を確保するための行動や手段を確認し、災害発生時に迅速かつ適切に行動できるよう備えるとともに、施設及び設備の災害に対する安全性を確保する。

また、平時より地域における防災の取組や市が行う防災に関する施策に協力し、従業員が防災に関する知識及び技術を習得する機会を提供するとともに、災害発生時においては、自らの能力を活用して、市民等の安全確保に貢献する。

(3) 地域の防災組織の役割

校区防災連絡会、避難所運営委員会及び自主防災組織の地域の防災組織は、平時から地域コミュニティの維持・発展に取組、いざという時に互いに支え合う地域力の強化に努める。そのためには、地域の防災組織は、平時から地域住民との連携を深め、「顔の見える関係性」を構築するとともに防災訓練、地域版ハザードマップの作成・更新、地域の担い手の育成などに取り組む。また、市が任命する避難所担当職員及び避難所となる施設の管理者と共同して避難所運営委員会を組織し、避難所開設・運営マニュアルの整備を行い、災害発生時の対応力強化に取り組む。災害発生時においては、情報の収集及び伝達、初期消火、救助、応急手当、避難誘導等の地域における応急対策を行うとともに、地域の被災者支援等の復旧に向けた活動を推進する。

(4) 市の役割

市は、市民の安全と安心を確保するため、防災体制・組織の強化や対策を着実に進めるとともに、市民、事業者及び地域の防災組織の自発的な防災活動の促進を図り、災害発生時には自助・共助・公助を結集できるよう、多様な視点からの検討、仕組みづくりや環境の整備に努める。そのためには、必要な改善を速やかに行える体制・組織づくりや、災害に強い都市基盤の形成及び防災拠点施設の機能強化に努めるとともに、市民、事業者及び地域の防災組織の防災活動が促進される環境整備や必要な支援、市民・地域への防災に関する知識の普及、防災情報の提供、人材の育成や災害教訓の伝承などに加え、要配慮者や女性、性的マイノリティの視点なども積極的に取り入れ、様々な市民・地域の意見を反映できる仕組みづくりや、平時からの交流を深められる環境整備を推進する。

3 災害の記録、記憶及び教訓の伝承

本市は平成 24 年九州北部豪雨や平成 28 年熊本地震により明らかとなった様々な課題に対し、検証部会を開催し、そこから導き出される新たな課題への取組や改善を実践してきた。市民がより安全で安心できるまちを目指すためには、必要な改善を速やかに行う不断の努力を続ける姿勢を貫き、将来起こり得る災害への備えを進めていかなければならない。

しかし、時間の経過とともに熊本地震を経験していない世代が増えれば、震災の記憶は復興による街並みの変化とともに人々の記憶から薄れていくものである。本市の熊本地震からの創造的復興は、国内外からの多くの支援の上に成り立つものであり、震災経験をもつ熊本が、これらの経験や教訓を風化させることなく、次世代へ継承していくことが本市の使命である。そこで、熊本市防災基本条例において定めた「熊本地震の日」（毎年 4 月 16 日）を契機として、熊本地震を通じて得た災害の教訓等を次の世代に伝承するとともに、防災への関心及び理解を深める取組を継続的に行っていく。

第 2 項 市民、事業者及び地域の防災組織の取組

1 平時から取り組むべきこと

(1) 平時のうちに災害リスクの確認を

頻発する集中豪雨や大型台風から身を守るために大切なのは、市民自らが「避難行動」を事前に決めておくことである。その第一歩が、ハザードマップを見て自宅や会社、学校など身近な場所の災害リスクを知ることである。平時のうちに確認し、いざという時の「避難行動」を具体的に考えておくことが大切である。

【熊本市ハザードマップ】

洪水、土砂災害、津波、高潮の被害リスクなどを確認できます。

https://www.city.kumamoto.jp/hpkiji/pub/detail.aspx?c_id=5&type=top&id=27014



(2) 気象情報の確認

大雨、強風など気象現象によって生じる災害については、気象庁が発表する気象予報などから、ある程度の予測が可能であるため、平時から台風や大雨などの気象情報を確認する習慣をつけ、台風や大雨の時、どのタイミングでどのような行動をとるかを定めるタイムラインを作成し、余裕をもった事前の準備を心がける。

熊本市では市民が災害発生時における避難行動支援と防火・防災等で活用するため、携帯電話などのメールにより各種災害情報や気象情報などを知らせる「**熊本市災害情報メール**」を平成 18 年 12 月 15 日より配信している。

熊本市災害情報メールでは、**避難指示等の緊急防災情報、大雨情報や避難所開設等の防災情報、警報・注意報等の気象情報、火災情報等の消防情報、平時の防災・消防に関するお知らせ情報**を配信している。

①右の二次元バーコードを読み込むか、下記のアドレスへ空メールを送信し仮登録をします。

login@kumamoto.mailio.jp

②メール送信後、「熊本市災害情報メール本登録のお願い」というメールが届きますので、メール内の「本登録 URL」をクリックし、配信を希望する情報を選択し、本登録をします。



(3) 家庭内防災の取組

風雨により、自宅の周りやベランダに置かれた鉢植えや物干し竿などが飛ばされないようにする。側溝や雨どいなどに詰まりがあると、雨により溢れてしまうおそれがあるため、普段から掃除をしておく。

また、地震発生時の家具などの落下・転倒から身を守るため、家具の固定や寝室の家具の安全な配置などを行うとともに、必要に応じて住宅の耐震診断により耐震性能を確認し、耐震性が不足している場合は、地震の揺れによる自宅の倒壊を防ぐため、耐震改修等に取り組む。

熊本市では、市民宅に登録診断士を派遣し、2000 年 5 月 31 日以前の基準で建築された戸建木造住宅の耐震診断を行う「熊本市戸建木造住宅耐震診断士派遣事業」を実施しており、診断に要する費用のうち市民の負担は 5,500 円としている。（令和 6 年 4 月現在）

さらに、耐震診断を実施した戸建木造住宅で、上部構造評点が 1.0 未満のものを 1.0 以上とする耐震改修工事や建替えに要する費用の一部を補助する制度等を実施している。

(4) 避難行動・避難場所の確認

災害によっては、対処方法や避難場所が必ずしも同じではないため、災害ごとの避難行動を事前に確認しておく。

また、住まいや就業先、就学先等の生活に関わる地域における災害ごとの指定緊急避難場所（スペース）や地域の避難場所及び広域避難場所を確認しておく。災害の状況が落ち着いた後に、災害の影響で自宅が倒壊するなど、自宅へ戻れず避難生活が必要となった時の避難先となる指定避難所を確認し、家族や地域で話し合い、予め避難する場所を決めるなど、平時から認識を高めておく。

【風水害時の避難方法】

台風や大雨により浸水や土砂災害の影響を受ける可能性がある場合は、浸水想定区域外や土砂災害警戒区域外の安全な場所に移動する**立ち退き避難を基本**とする。

ただし、逃げ遅れて外へ出るとかえって危険な場合などは、建物内の上層階などの安全な場所で待避する**屋内安全確保**がある、なお、逃げ遅れた場合でも、近隣の安全性の高い場所や建物への避難も有効である。

(5) 地域コミュニケーションの充実

防災の知識だけでは、いざというときに行動できないことが多く、災害が発生した時に落ち着いて行動できるよう、地域の防災組織が実施する防災訓練に積極的に参加するなど、十分に訓練を積んでおく必要がある。

また、地域の人たちとのコミュニケーションを取り、要配慮者がいる家庭や地域の人たちの状況を把握し、災害発生時における各人の役割を明確にしておくことが大切である。平時から声をかけ合い、火災時における初期消火の方法や病人・ケガ人の避難方法などを決めておくとともに、地域における防火用水、飲料水の確保、物資の備蓄の有無なども確認しておく必要がある。さらに、夜間や停電の場合に備え、すみやかに避難所を開設できるように、市職員とともに指定緊急避難場所や指定避難所等の開け方（鍵の管理）や非常用電源の位置、電話、連絡網等をあらかじめ確認しておく必要がある。

事業者も地域の一員として平時から地域の防災訓練等の取組に参加するなど、地域とのコミュニケーションの充実を図り、災害発生時に、自らの能力を活用して市民等の安全に貢献できるよう地域との協力体制を構築する。

【地域版ハザードマップ】

熊本市では、町内自治会単位での「地域版ハザードマップ」の作成・更新をとおして市民の防災意識の高揚を図り、“自らの身は自らで守る”という**自助と地域住民が助け合う共助の意識**を涵養することで地域の防災体制の整備、要配慮者等の支援体制の構築、災害発生時の安全な避難経路や地域の指定緊急避難場所の明確化など**地域コミュニティによる防災力の強化**に取り組んでいる。

作成された同マップは、町内へ配布するとともに、熊本市ホームページに公開している。



(6) 要配慮者の支援

災害発生時に支援を必要とされる方に対する地域活動は、災害発生時だけでなく、平時からの活動も重要である。近所にお住まいの要配慮者を把握し、災害が発生した際の支援の方法をあらかじめ地域で決めておく。

【熊本市の避難行動要支援者等支援の取組】

熊本市では、「熊本市災害時要援護者避難支援制度」を設けて、平成 19 年（2007 年）10 月から災害時に避難支援を必要とする方の登録と個別避難支援プランづくりを開始した。要援護者情報は、本人の同意を得た上で、町内ごとの登録者名簿を民生委員、町内自治会、校区社会福祉協議会及び自主防災クラブ等の関係団体に提供し、個別避難支援プランの内容や避難経路の確認とあわせて、日常的な要援護者の見守り活動にも活用していた。

一方、平成 25 年（2013 年）の災害対策基本法の改正により、市町村に避難行動要支援者名簿の作成が義務化されたことなどを受けて、本市においても平成 27 年度（2015 年度）から災害対策基本法に基づく避難行動要支援者名簿を作成し、避難支援等に活用するよう整備している。

令和 7 年度（2025 年度）から、災害時要援護者避難支援制度の対象者を避難行動要支援者名簿に統合するかたちで一本化するとともに、令和 3 年（2021 年）の災害対策基本法の改正により市町村の努力義務とされた、避難行動要支援者について避難支援等を実施するための計画（以下「個別避難計画」という。）の作成について、より推進していく体制を構築する。

(7) 備蓄の推進

大規模災害に備え家庭や地域及び事業者の備蓄として、最低 3 日分（推奨 1 週間分）の食料と水を確保する。

災害発生時に避難するときのために、あらかじめ非常持ち出し品を準備しておく、すぐに持ち出せる場所に準備しておく。

持ち出し品は、いざという時に困らないよう電池や非常食、薬などを定期的に点検する。

2 災害発生時に対応すべきこと

(1) 発災直後は身を守る

自宅で地震に遭った場合は、あわてて外に飛び出さず、頭を保護し丈夫な机の下などに隠れるなど、安全確保に心掛ける。家族に負傷者が出た場合、適切な応急手当を行い、最寄りの医療機関へ搬送する。自宅から出火した場合、消火器等を用いて初期消火に努める。

屋外で地震に遭った場合には、ブロック塀の倒壊、自動販売機の転倒、看板や割れたガラスの落下に注意し、高い建物のそばから離れる。山やがけの近くでは、落石やがけ崩れに注意して、安全な場所に退避する。

がけ崩れ等の二次的な災害が発生するおそれがあると判断した場合や、消防署・警察署等に出動を求める場合は、落ち着いて迅速に通報する。

(2) 継続的な情報収集と安全確保

災害直後の速報だけでなく、更新情報などにも留意して最新の情報を収集し、避難行動などに役立てる。

特に津波災害では、第一波が去った後も、第二波、第三波と繰り返し津波に襲われる危険性があるため、常に確実な情報を得て最善の行動につなげる。

熊本市防災情報ポータル	市のホームページに防災に関する緊急情報を掲載します。 https://city-kumamoto.my.salesforce-sites.com/
防災情報くまもと (熊本県)	洪水浸水想定区域や土砂災害警戒区域等のハザード情報をはじめ、気象情報や避難指示の発令状況等、避難に関する情報を収集し、避難行動の判断に活用することができます。 https://portal.bousai.pref.kumamoto.jp/?
熊本県防災情報 メールサービス	気象警報・注意報、土砂災害警戒、竜巻情報、地震、津波、火山噴火、河川水位などの情報を携帯電話などにメールで受信できます。 (事前登録制) PC・スマートフォンの場合 https://plus.sugumail.com/usr/kumamoto-pref/home フィーチャーフォン(ガラケー)の場合 https://m.sugumail.com/m/kumamoto-pref/home
熊本県統合型防災情報 システム	気象、雨量、土砂災害危険度、河川水位などの情報を閲覧できます。 PC の場合 http://www.bousai.pref.kumamoto.jp/ スマートフォンの場合 http://www.bousai.pref.kumamoto.jp/smp/
熊本地方気象台 ホームページ	注意報・警報など様々な気象に関する情報が閲覧できます。 https://www.data.jma.go.jp/kumamoto/index.html
国土交通省九州地方整備局 (防災に関する情報)	気象・河川・道路に関する情報が閲覧できます。 http://www.qsr.mlit.go.jp/bousai_joho/index.html
国土交通省九州地方整備局 熊本河川国道事務所 (防災に関する情報)	熊本県内の白川・緑川の現在の様子、各地域の雨量・水位や国道 3 号、57 号、208 号の現在の様子など閲覧することができます。 http://www.qsr.mlit.go.jp/kumamoto/bousai/index.html
デジタル放送	各局の地デジ放送受信中のリモコン“d(データ)”ボタンを押すと最新の気象情報の閲覧ができます。

(3) 避難行動の自己判断

自分や家族の命を守るため、自らの判断で行動しなければならない状況が発生した場合、平時から備えた知識、収集した情報、今置かれている状況をよく整理し、これから起こり得ることをしっかりイメージして、最善の行動がとれる自己判断力を養うことが必要である。

熊本地震に限らず大きな震災では、自宅に戻り、その後発生した余震等による家屋倒壊で多くの方々が被害にあわれていることなどを教訓とすることも必要である。

(4) 避難行動時の助け合い

自らの家族の安全を確保した上で、隣近所に声を掛け、互いの安否を確認し、必要に応じて救出活動を行う。特に、高齢者や障がい者などの要配慮者のみの世帯には積極的に声をかける。

自主防災クラブは、平時の防災訓練等を通し、安全な避難の仕方、避難経路、隣近所の要配慮者への支援について、住民に啓発を行い、災害発生時に住民が落ち着いて助け合いながら避難できるよう準備しておく。

また、平時から避難所運営委員会と訓練を通じて連絡体制を図り、災害発生時に避難所と連携がとれるよう準備しておく。

(5) 避難所生活の助け合い

避難所は譲り合い、助け合って生活していく場である。避難所運営委員会を中心に、食事、トイレ掃除、物資の配布などは、避難者全員で分担し、起床・就寝・食事の時刻、飲酒・喫煙などの共同生活のルールを相談して決め、みんなが快適な避難所生活を送れるように努める。また、要介護高齢者、障がい者、乳幼児、妊産婦など、要配慮者のスペースや食事を優先するなど、互いに助け合いながら避難所生活を送る。

避難所運営委員会は、平時より各役割のリーダーを決めておき、避難所運営に関するマニュアルを作成し、災害発生を想定した避難所運営シミュレーション

(HUG) 等を行い、災害発生時に円滑な避難所設営・運営ができるよう準備しておく。

第 3 項 市の取組**1 災害に強い都市・ひと・地域づくり****(1) 熊本市国土強靱化地域計画に基づく災害に強い都市基盤の形成**

令和 2 年 3 月に制定した熊本市国土強靱化地域計画に基き、上質な生活都市を実現するとともに、「住み続けられるまちづくり」を行っていくため、あらゆるリスクを見据えつつ、どのような事が起ころうとも最悪な事態に陥る事が避けられるような行政機能や地域社会、地域経済を事前につくり上げていくこととしている。

そのため建築物やインフラの耐震化や機能強化、道路や公共交通、通信網等のネットワークの構築及び移動手段の多重化^{※1}などを行い、災害に強い都市基盤づくりを進めていく。

また、近年の激甚化・頻発化する災害を踏まえ、増大する災害リスクに的確に対応し「安全なまちづくり」を推進するため、令和 2 年 6 月に都市再生特別措置法等の改正がなされた。

「熊本市立地適正化計画（令和 3 年 3 月改定）」では、同計画の防災指針の中で、都市の将来像を“市民・地域・行政が災害リスクを自覚し、そのリスクや取組方針等を共有することで、具体的な行動や取組につなげていく、災害リスクに備え

【関連部局】
政策局
都市建設局

た多核連携都市”とし、ハード、ソフト両面からリスクの回避、低減に必要な具体的な取組などを設定している。

さらに、市街化調整区域の都市計画法第 34 条第 11 号条例指定区域（集落内開発制度指定区域）における災害リスクの高いエリアでは、開発許可を厳格化することとしており、今後市域全体においても、災害リスクを低減するための施策等、防災性を高めるための取組を検討する。

※1 バスや鉄軌道、自家用車、自転車など様々な移動手段を選択できること。

インフラ・市有建築物の耐震化等

- ア 平時のみならず、災害発生時にも機能する道路ネットワークを構築するため、環状道路をはじめとした幹線道路の整備を促進し、道路交通の円滑化を図る。
- イ 緊急輸送道路や幹線道路は、災害発生時において、人や物資の輸送又は緊急車両の通行のために重要な役割を果たすことから、橋梁の耐震化や無電柱化、更には沿道の建築物も含めた耐震化を進めていく。
- ウ 公園や広域交通拠点は災害発生時の緊急（一時）避難場所及び災害対応拠点となることから、誘導案内板の設置や耐震性貯水槽を備えた公園のトイレなどの設備の整備・改良、食料等の物資の備蓄など、防災・減災機能を強化する。
- エ 配水池及び浄化センターと防災拠点（広域避難場所・市役所本庁舎・上下水道局庁舎等）をつなぐ上下水道管路や施設の更新や耐震化を進めていく。
- オ 震災時の市有建築物の役割を維持し、施設利用者の安全確保はもとより、市民生活の支援や再建を迅速に行うため、計画的な耐震化を推進する。
- カ 災害発生時における避難所としての活用も視野に入れ、効果的・効率的な耐震化等を行っていく。

(2) 防災情報の発信及び地域・防災 DX の推進

令和 2 年度に更新した防災情報システムにより、市の災害対応力の向上を図るとともに、ハザードマップのインターネット上での公開や各戸配布により、地域防災力の向上を図る。また、市・市民・事業者及び地域の防災組織の連携をスムーズにすることで、情報の収集・発信及び伝達体制の強化に取り組んでいく。

ア 災害情報の収集・発信及び伝達体制の強化

- (ア) 熊本地震では、災害情報の収集・発信及び伝達に課題を残したことから、くまもとアプリ・防災行政無線・ホームページ・SNS^{※2}や電話・ファクシミリ・ラジオ・印刷物、広報車による巡回アナウンス等のあらゆる手段を活用し、正確かつ適切な情報の収集・発信及び伝達に取り組んでいく。
- (イ) 避難所を含めた市内部及び国・県等の外部機関、さらには、町内自治会等の地域団体・民間団体との情報共有体制を整備するとともに、指定避難所以外への避難者や車中泊の避難者等の情報収集に努め、効果的な情報伝達手段を確立する。

※2 Social Networking Service (Site) の略。インターネット上で、友人・知人間のコミュニケーションを円滑にしたり、趣味や嗜好、居住地域などのつながりを通じて新たな人間関係を構築する場を提供する会員制のサービスのこと。

イ ICT^{※3}等を活用したスマートシティ^{※4}の推進

(ア) ICT等の新技術の活用により、リアルタイムな情報収集・発信による適切な避難体制の確保や避難行動の促進と避難者の状況把握など安全・安心な市民生活を実現する。

(イ) 国の補助事業や地域企業との連携により、各公共施設における再生可能エネルギー^{※5}を活用した自立電源の確保を推進していく。

※3 Information & Communications Technology の略。情報通信技術のこと。

※4 ICT等の新技術やデータを活用し、多様な市民ニーズに対応したサービスの提供や都市機能を効率化・高度化することにより、地域の課題を解決し、持続的で上質な市民生活・都市活動を実現するまちのこと。

※5 太陽光や太陽熱、水力、風力、バイオマス、地熱など、永続的に再利用することが可能なエネルギーのこと。

(3) 互いに支え合う自主自立のまちづくりの推進

市民主体のまちづくり活動を支援し、地域の絆をより深めるとともに、高齢者や障がい者、妊産婦、こども等の要配慮者への理解を促進し、災害発生時にも市民が「おたがいさま」の心で助け合える地域づくりを推進する。

ア 地域のまちづくり活動支援

(ア) 市民が住み慣れた地域で安心して暮らし続けるためには、地域に暮らす住民同士が平時から顔の見える関係を築くことが必要である。そこで、地域公民館や地域コミュニティセンター等の地域活動拠点の更なる利活用を促進するとともに、地域の核となる町内自治会や校区自治協議会等の活動を支援し、地域のまちづくりの活性化を図る。

(イ) 熊本地震では、地域によって被害の状況も大きく異なり、行政に求められる支援のあり方も様々であることから、地域が主体となって、それぞれの地域の特色をいかした復興を行えるような支援の仕組みをつくる。

イ 地域における支え合い活動の推進

災害発生時に市民が「共助」の精神で互いに支え助け合えるよう、地域に暮らす高齢者や障がい者、妊産婦、こども等の要配慮者をはじめとした様々な市民に対する平時からの理解を促進し、地域住民や保健・医療・福祉・介護に関する専門機関などが連携した支援体制の整備を進める。

(4) 復興を支える担い手の育成

地域における多様な課題の解決や主体的なまちづくりの取組を支えるため、地域の活動を支える人材の発掘や育成に取り組んでいく。

また、市民ボランティアやNPO^{※6}、事業者などの活動をつなぎ、相互に連携した自主自立のまちづくりの取組を支援する。

※6 Non Profit Organization の略。私的営利を目的としない社会的な使命を目的とした民間の組織のこと。

ア 地域の担い手の発掘・育成

- (ア) 地域づくり活動に携わる人々の高齢化が進む中、地域の活性化のためには若い世代の担い手の育成が必要不可欠である。そこで、くまもとアプリの活用等により伝統ある地域のまつりの復活や魅力あるイベントへの若者の参加を促進し、実際に運営に関わる機会の創出に努めることで、地域愛ひいては郷土愛を醸成するとともに、担い手を発掘していく。あわせて、公設公民館における講座等の学びの場を通じ、担い手育成に取り組んでいく。
- (イ) 地域福祉の担い手である民生委員・児童委員等の確保・支援に取り組んでいく。

イ 市民公益活動^{※7}の推進

- (ア) 熊本地震では、若者をはじめとした多くの市民ボランティアやNPO、事業者の自主的・自発的な社会貢献活動が多く、市民の力となり、支えとなったことから、こうした団体と市との連携を更に強化するため、定期的な意見交換の機会を設けるとともに、熊本市市民公益活動支援基金の更なる充実や様々な情報の収集及び効果的な発信による市民公益活動の支援を行っていく。
- (イ) 市民活動支援センター「あいぼーと」において、市民活動団体の交流やネットワークづくりの場を提供する。

※7 社会的役割（他人や社会への貢献）を意識した市民による活動のこと。

(5) 市民・地域と市のパートナーシップの推進

熊本地震で学んだことを糧として、市民・地域と市が、災害などの非常時にも効果的・効率的に連携できるよう、行政が積極的に地域活動等に飛び込んでいくことにより、平時から信頼関係の強化に取り組んでいく。

また、市は施策の企画立案や実施の際に市民参画の機会を十分に確保し、市民は積極的に参画していくことで、市民と市が互いに理解し、協力し合い、市民を主体としたより魅力あるまちづくりを推進する。

ア 市民・地域と市の関係強化

まちづくりセンターに地域担当職員を配置し、平時から地域の相談や情報の収集・行政情報の発信、地域コミュニティ活動の支援などを行い、地域とともに課題解決に取り組むことを通じて、災害が発生し、また発生するおそれがある場合においても、市民・地域と市が連携し、地域の状況に応じた迅速かつ柔軟な対応ができる体制を整えていく。

イ 市民参画・協働の推進

市民主体の魅力あるまちづくりの推進や災害からの真の復興を実現するためには、市民やNPO、事業者等が持つ専門的な知識や経験が必要不可欠であることから、市の施策の企画立案・実施の際には多様な個人や団体が参画し、自由に意見の交換ができる場を十分に確保する。

2 市・市民・事業者・地域の防災組織の災害対応力の強化

熊本地震による被害の状況や復旧・復興へのプロセスを記録・保存するとともに、それらを踏まえた地域防災計画や危機管理体制の見直しを行う中で、「自助」・「共助」・「公助」に関する効果的な取組をまとめ、市・市民・事業者・地域の防災組織の役割を「熊本市防災基本条例」で明らかにし、それぞれの防災活動が促進される環境を整備するとともに、必要な支援を行うものとする。

(1) 市民の災害対応力の強化

- ア 防災等に関する市民への啓発活動や防災訓練への参加呼びかけを行うとともに、ハザードマップ^{※8}の作成・活用による避難経路・避難所等の確認を、地域の防災組織を通して積極的に促す。
- イ 発災後の最低3日分（推奨1週間分）を自らでしのげる食料・水等の備蓄の呼びかけのほか、電気等のエネルギーの自給を促進していく。
- ウ 保育所や認定こども園、幼稚園、学校等でこどもたちの防災教育に取り組むほか、事業者のみならず、そこで働く方々の防災意識向上に向けた取組を充実していく。

※8 自然災害で想定される被害範囲・程度等を地図に表したもので、それに加えて避難場所などの情報を図示し、迅速・的確な避難を手助けする地図のこと。

(2) 事業者の災害対応力の強化

地域の防災組織や市が実施する防災訓練への協力のほか、市との災害時連携協定の締結などの取組を推進する。

(3) 地域の防災組織の災害対応力の強化

自主防災クラブ、校区防災連絡会、及び避難所運営委員会など、地域住民で構成される防災組織の役割や活動を明確にした上でその活動を支援していくとともに、消防団の体制等の充実や地域における実践的な防災訓練の実施など、町内自治会や校区自治協等における災害対応力強化に必要な支援を行っていく。

(4) 市の災害対応力の強化

- ア 消防機能の充実、支援物資等の受入体制強化、集配拠点及び周辺交通アクセスの改善、近隣自治体や九州各県の自治体との連携強化等を進めていく。
- イ 平時から、地域との連携強化に向けた取り組みを進めるとともに、職員研修等を通じて職員の災害対応力の向上を図る。また、災害発生時には、市・市民・事業者・地域の防災組織が力を結集し、円滑な避難所運営などの対応に当たることができるよう、役割を整理する。
- ウ 事業者との災害発生時における協定締結を促進し、市・市民・事業者・地域の防災組織が一体となった効率的で効果的な災害対応体制を構築していく。なお、事業者とは訓練等を通じて、発災時の連絡先、要請手続等の確認を行うなど、実効性の確保に努めるものとする。
- エ 被災者の速やかな生活再建・住宅再建に資するよう、家屋等の被害調査・被災証明書の発行・各種支援制度の申請受付を迅速かつ効率的に行えるシステムの整備を進める。

- オ 災害発生時における救急医療体制を充実するため、公立病院を含む地域の医療機関の連携を強化する。

3 避難所運営の見直し・強化

熊本地震における避難所運営は、市の職員及び各自治体からの応援職員により行われた。その結果、避難所対応を担った職員の疲弊と避難者のニーズに十分に 대응することができない状況を招いた。これらの課題に対し、校区防災連絡会を組織するとともに市が任命する避難所担当職員及び避難所となる施設の施設管理者からなる避難所運営委員会を組織し、より地域の実情に応じた避難所運営を行う。また、バリアフリー化等の機能強化、備蓄物資の確保等を行う。

また、被災者の年齢、国籍、性別及び障害の特性に関する多様性を理解し、全ての被災者がその尊厳を傷つけられないことがないよう、十分な配慮（障がい者等にあつては障害者差別解消法に基づく合理的配慮^{※9}）をするとともに、指定避難所における福祉避難室の整備、更に福祉避難所を拡充し、開設訓練の充実等を図ることなどにより、発災直後から円滑に運用できるよう体制構築に取り組んでいく。さらに、避難所等の給水施設を活用することにより、応急給水態勢を強化する。

※9 障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律に基づき、障がい者等から何らかの配慮を求める意思の表明があった場合に、負担になり過ぎない範囲で、社会的障壁を取り除くために必要で合理的な配慮の提供を行うこと。

(1) 避難所の指定・運営方法等の見直し

- ア 自主防災クラブや校区防災連絡会と市が任命する避難所担当職員及び避難所となる施設の施設管理者からなる避難所運営委員会を組織するなど地域の防災組織を促進し、市民、地域の防災組織、避難所となる施設の管理者及び市は、平時から連携を深めるとともに、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合は、互いに協力して避難所運営を行う。
- イ 被災者の年齢、国籍、性別及び障害の特性に関する多様性を理解し、全ての被災者がその尊厳を傷つけられないことがないよう、避難所の指定のあり方や運営方法を改善する。
- ウ 在宅避難者等の支援のための拠点設置等の在宅避難者等の支援方策や、やむを得ず車中泊避難を行う場合における専用スペースの設置等の支援方策を検討する。
- エ 本計画の改定にあつては、必要に応じ、専門家等の助言、地域の実情及びアンケート調査の結果等を反映させる。また、分かりやすく災害現場で活用できる実動マニュアルを別途整備する。
- オ 避難所運営に携わる人員の確保のほか、ボランティアが効果的に機能するためのコーディネーターの配置などについて検討する。

(2) 避難所の機能強化

- ア 避難所においては、停電時に電力を供給する太陽光発電設備、電気自動車等による電力供給体制の整備、だれもが利用しやすいトイレや災害用マンホールトイレの整備、固定電話の設置など必要に応じた機能強化を行っていく。

- イ 熊本地震の対応における課題や今般の感染症予防対策等を踏まえ、避難所の教室を開放するにあたっては、熱中症対策のためのエアコン設置教室の開放、感染症予防対策としての避難スペース拡大、保健室の設置及び要配慮者等への福祉避難室の確保、トイレ未設置体育館における校舎内トイレの利用、浸水想定区域にある避難所での垂直避難のため校舎利用を進めていく。

(3) 備蓄物資確保・物資供給体制

- 各避難所等に必要な食料や保存飲料水、資材等の備蓄を進めていく。
- ア 小中学校等に分散備蓄している物資は、指定避難所の避難者へ配給する。
- イ 地域が把握した指定外の避難所や在宅被災者へは、指定避難所での配給も可能とし、在宅避難者等の支援拠点や車中泊避難を行うためのスペースの設置等の検討に併せて、必要に応じた物資の補充等の支援も検討する。
- ウ 大規模災害発生時に物資受入配送拠点となる施設候補地を事前に決めておき、災害の状況により開設できるよう整備する。
- エ 大規模災害発生時は、災害対策本部に各局職員で組織する物資供給班を設置し、区対策部等と連携し迅速な物資供給体制を整備する。
- オ 災害協定に基づき、物資受入・荷捌き、管理、配送業務などは、できるだけ団体、事業者に要請する。

(4) 指定都市市長会行動計画、九州市長会防災部会による被災地支援

- ア 「広域・大規模災害における指定都市市長会行動計画」において、熊本地震を踏まえてプッシュ型物資支援は、国の支援体制との整合性を図り、発災から 3 日以内を前提に被災地の近隣市より行うこととしており、九州市長会防災部会においては、備蓄物資を一覧できる台帳を整備し共有している。
- イ 九州市長会防災部会において、発災 24 時間後に即応支援班（10～25 班）を派遣し、集積拠点から避難所までのピストン輸送や荷捌き等支援を行う相互応援プランを策定している。

(5) 福祉避難所（福祉子ども避難所含む）の拡充等

- ア 災害発生時に福祉避難所となる施設を十分に確保するため、老人福祉施設や障害者支援施設、児童福祉施設等との事前協定締結に向けた協議を進める。
- イ 協定施設と熊本地震の対応に関する意見交換等を行う中で、相互の課題を洗い出し、必要な改善策を講じるほか、開設訓練への参加施設数の増加に努めることなどにより、福祉避難所の充実に取り組む。
- ウ 災害発生時に障がい児等が避難できる場所として福祉子ども避難所の確保に努め、開設訓練等に取り組む。

(6) 応急給水体制の強化

- ア 応急給水活動を円滑に行えるよう小中学校等における貯水機能付給水管^{※10}の整備を計画的に行う。
- イ 応急給水にあたっては、避難所等に設置された給水施設や、協定を締結した事業者の井戸、市が管理する地下水位観測用の井戸など豊富な地下水の有効活用により、速やかな生活用水の提供を行うとともに、災害の規模に応じて他の自治体からの給水車支援を要請し、給水車による補完的な給水拠点を設置するなど、応急給水体制を強化する。

※10 地震などの災害発生時に起こる断水に備えて水を貯めることができる給水管のこと。

4 被災者の生活再建に向けたトータルケア

総合相談窓口を各区に設置し、被災者の生活再建に向けた相談や様々な支援制度の情報提供など、分かりやすく丁寧な支援を行っていく。

また、関係機関と連携した就労支援や、職業訓練などによる職業能力の向上支援に取り組んでいく。

さらに、被災者を対象に、災害によって傷ついた心のケアなど、一人ひとりの状況に応じたきめ細かな支援を行っていく。

総合相談窓口を設置した際には、その連絡先を避難所の掲示板や市のホームページ等を通じて案内する。

(1) 生活再建に向けた支援・相談・情報提供

ア 既存制度も含め、被災者の生活再建を支援する各種事業を実施するとともに、ワンストップの総合相談窓口を各区に設置し、公的な支援制度に係る相談、情報提供等を実施する。また、法律の専門家の協力による二重ローン問題解消等の相談対応など、民間の支援制度に係る情報提供を行っていく。

イ 特に、生活再建が必要な子育て家庭が、安心してこどもを産み育てられるような環境整備を図るとともに、子育ての不安を解消する相談体制の充実や経済的負担の軽減を図る。

(2) 就労支援・職業訓練

大規模災害に起因する離職者に対して、関係機関と連携した就労支援や職業能力の向上支援を行っていく。

(3) 心のケア

ア 被災者に対する心のケアの体制を充実させ、心身の健康の確保に向け一人ひとりの状況に合わせたきめ細かな支援を実施する。

イ 熊本地震により傷ついた児童生徒に対して、スクールカウンセラーによるカウンセリングを行うなど、心のケアに取り組んでいく。

(4) 応急仮設住宅等における生活支援

避難所等から応急仮設住宅等に住まいを移した後も、孤立することなく心身ともに健康に暮らせるよう、入居者が集うことのできるスペースを確保するとともに、新たなコミュニティの中で生活する入居者の見守りや生活・健康相談、地域との交流の機会をつくるなど、被災者一人ひとりの状況に応じたきめ細かな支援を実施する。

(5) 恒久的な住まいの確保支援

被災住宅の公費解体・撤去や応急修理のほか、液状化などの宅地被害からの復旧支援など、居住環境の回復を支援するとともに、民間賃貸住宅やサービス付き高齢者向け住宅^{※11}等の新たな住まいに関する情報提供や金融面の相談支援などを行っていく。

また、耐震診断や耐震改修を促進し将来の地震発生へ向けた備えを強化する。

※11 介護・医療と連携して高齢者支援サービスを提供するバリアフリー構造の住宅のこと。

ア 安全・安心な生活環境の確保

- (ア) 被災住宅の応急修理や、液状化などによる宅地被害や擁壁崩壊などからの復旧を支援することで、二次被害を防ぎ、安全で安心な住まいの確保に努める。
- (イ) 災害発生時に発生したがれきの処理や、やむを得ず解体する家屋の解体・撤去に関する支援を行っていく。

イ 新たな住まいの確保

自力での住まいの確保が困難な被災者に対して、災害公営住宅を提供するなど、恒久的な住まいの確保支援に取り組んでいく。

ウ 将来の地震発生へ向けた備え

個人住宅の耐震診断及び耐震改修を促進し、再び地震が起こった際の被害の軽減を図る。

また、耐震診断士等の育成に努め、耐震化の促進に取り組んでいく。

第2部 自然災害対策

第1章 災害予防計画

項目	関連部局	ページ
第1節 災害に強い人づくり・地域づくり	全局	65
第2節 行政の災害対応力の強化	全局	87
第3節 機動力及び資材器具等の点検整備計画	政策局、消防局	100
第4節 災害に強い都市づくり	健康福祉局、環境局、都市建設局、消防局、上下水道局	102
第5節 避難計画	政策局、文化市民局、健康福祉局、こども局、都市建設局、各区役所、教育委員会	130
第6節 要配慮者等支援対策	政策局、文化市民局、健康福祉局、こども局、経済観光局、各区役所、消防局	141
第7節 医療救護体制の整備	健康福祉局、消防局、病院局	150
第8節 文教施設における予防対策	教育委員会	156
第9節 生活ごみ・し尿・災害廃棄物処理体制の整備	環境局、上下水道局	158
第10節 被災者の生活再建のための事前対策	財政局、文化市民局、健康福祉局、経済観光局、各区役所	160
第11節 南海トラフ地震臨時情報発表に伴う防災対応	全局	161

第1節 災害に強い人づくり・地域づくり

第1項 防災知識の普及啓発

【関連部局】
政策局

1 計画の方針

災害を最小限に食い止めるためには、市及び防災関係機関による災害対策の推進はもとより、市民一人ひとりが日頃から災害についての認識を深め、災害から自らを守るとともにお互いに助け合うという意識と行動が必要である。

このため、市及び防災関係機関は、国の「災害被害を軽減する国民運動の推進に関する基本方針（平成18年4月21日中央防災会議決定）」を踏まえ、自らの職員及び市民に対し、災害に関する正しい知識や災害予防・災害応急措置等の防災知識の普及徹底を図り、防災意識の高揚を図るものとする。

なお、防災知識の普及は、災害予防・災害応急措置の実施の任にある各機関が、それぞれの普及を要する事項について単独又は共同して行うものとし、市、市民、事業者及び地域の防災組織は、相互に連携し、災害の教訓等を踏まえた講座や訓練を実施する等あらゆる機会を通じて防災教育を推進するものとする。

その際には、要配慮者への対応や性別にとらわれないなど多様な視点に配慮するものとする。

2 職員に対する防災知識・技能の普及

【関連部局】
全局

災害発生時に本計画の実行上の主体となる市職員には、災害に関する豊富な知識が必要とされるほか、これらの知識に基づく適切な判断力が求められる。

このため、市は、防災業務に従事する職員に対して次の防災教育を実施し、職員の災害に関する知識の習得及び判断力の養成を図り、防災体制の確立等防災活動の円滑な推進を図るものとする。

また、日頃、防災業務に従事しない職員に対する研修会の実施などを通じて、組織全体の防災対応能力向上に努めるものとする。

(1) 方法

- ア 災害対策本部を構成する各部署の防災従事職員のスキル向上の訓練及び研修会の実施
- イ 避難所開設・運営マニュアル及び各局・区対策部災害対応マニュアル等に基づく訓練の実施
- ウ 市、国、県が主催する防災講演会及び防災訓練等への参加

(2) 内容

- ア 気象に関する一般知識、各種災害及び地域特性による被害状況
- イ 災害対策本部及び区役所・土木センターの活動（調整・判断）及び連携強化
- ウ 収集した情報から必要な情報を選別・整理・評価・伝達・共有する一元的な体制の確立について（災害情報トリアージの運用）

- エ 地域防災計画の内容の周知
- オ 災害対策基本法を中心とした法令等の知識の習得
- カ 防災に関する職場研修の実施及び防災講演会等への参加
- キ 震災対処訓練をはじめとする災害対応訓練の実施及び各対策部と危機管理防災部による事後検証の実施
- ク 避難所担当職員への校区防災連絡会及び避難所運営委員会における役割や避難所開設・運営マニュアルの策定等にかかる研修の実施
- ケ 年齢、国籍、性別及び障害の特性に関する多様性の理解促進に係る研修等の実施

【資料編】3-1-1 防災従事職員のスキル向上のための訓練実施要領

3-1-2 熊本市職員等の災害現場における避難発令マニュアル

【関連部局】
 政策局
 健康福祉局
 こども局
 消防局

3 市民等に対する防災知識の普及

市は、「自らの身の安全は自らが守る」という防災の基本について、市民等が自覚を持ち、防災意識の高揚が図られるよう、次により災害に関する防災知識の普及徹底を図るものとする。

(1) 方法

防災知識の普及にあたっては、報道機関等の協力を得るとともに、ビデオ、疑似体験装置等の活用に努めるものとする。

また、年齢、国籍、性別及び障がい等の特性に関する多様性を踏まえ、十分な配慮を行うものとする。

- ア 新聞、テレビ、ラジオ、有線放送等報道機関の利用
- イ 市政だより、ホームページ等への防災情報の掲載
- ウ 地域版ハザードマップ作成、ワークショップの開催
- エ 広報車による巡回広報
- オ 「自主防災クラブリーダー研修」の開催
- カ 総合防災訓練及び地域における防災訓練の実施
- キ 広域防災センターの活用
- ク 「防災出前講座」の実施
- ケ 在留外国人に対する防災研修の開催

(2) 内容

- ア 災害に関する一般的知識
- イ 過去の主な被害事例
- ウ 災害対策の現状
- エ 災害による被害想定調査結果
- オ 平常時の心得（日頃の準備）
 - (ア) 住宅の点検（住宅の耐震化・不燃化、ブロック塀補強等）
 - (イ) 屋内の整理点検（家具転倒防止等）
 - (ウ) 火災の防止
 - (エ) 応急救護

- (オ) 発災後の3日間程度を自らでしのげる食料・水等の備蓄のほか、電気等のエネルギーの自給促進
 - (カ) 寝所位置等の確認（斜面崩壊対策等）
 - (キ) 緊急告知ラジオの動作確認
 - (ク) 熊本市防災情報ポータルへのアクセス確認
 - (ケ) 熊本市災害情報メールへの登録
 - (コ) 指定緊急避難場所、指定避難所、避難路の確認
 - (サ) 緊急連絡先の確認
 - (シ) 家族間等による安否の確認方法
 - (ス) 非常持出品（救急箱、懐中電灯、ラジオ、乾電池、健康保険証・おくすり手帳（コピーでも可）等）の準備
 - (セ) 家庭動物との同行避難及び避難所での飼養の準備
 - (ソ) 平時からの健康づくり
- カ 災害発生時の心得
- (ア) 緊急地震速報を覚知した時の対応行動
 - (イ) 場所別、状況別の心得
 - (ウ) 出火防止及び初期消火
 - (エ) 避難の心得
 - (オ) 自動車運転者のとるべき措置

4 学校教育における防災知識の普及

市は、学校における体系的な防災教育に関する指導内容の整理、防災教育のための指導時間の確保など、防災に関する教育の充実に努めるものとする。

また、学校において、外部の専門家や保護者等の協力の下、防災に関する計画やマニュアルの策定が行われるよう促すものとする。

(1) 児童生徒等に対する防災知識の普及

学校における防災知識の普及は、安全教育の一環として児童生徒及び教職員等の生命、身体を守るため行うものである。

防災知識の普及は、各教科、特別活動における指導も含め、学校教育活動全体を通して行うものであり、その内容や指導の方法については、次の内容を中心に、学校の種別や児童生徒等の発達段階に応じて工夫を行い、防災に関する知識、判断力、行動力等を習得できるよう配慮するものとする。

ア 方法

- (ア) 防災パンフレット等の配布
- (イ) 防災映画、防災ビデオ等の上映
- (ウ) 広域防災センターの活用
- (エ) 防災指導員等による防災教育講座の実施
- (オ) 避難訓練の実施
- (カ) 地域性や児童の発達段階を考慮した防災指導

【関連部局】
教育委員会
事務局

イ 内容

- (ア) 災害時の身体の安全確保の方法（緊急地震速報の対応行動等）
- (イ) 災害時の自助、共助、公助の考え方とそれぞれの役割
- (ウ) 災害発生のしくみ
- (エ) 防災対策の現状

なお、災害が発生した場合において、自らの命を守るため主体的な行動がとれるよう、住んでいる地域の特徴や過去の災害の教訓等について防災教育の中に取り入れるとともに、災害を想定した避難訓練等を実施するものとする。

また、災害時の保護者への児童の引き渡し方法について、あらかじめ検討し、周知するものとする。

(2) 人材の育成

幼少年期から消防に対する関心を深めながら、防火防災思想の普及啓発を図り、防災・減災による明るいまちづくりの基礎となる人材の育成を行う。

ア 市内小学校を主体に編成する少年消防クラブを対象に、少年期のうちから消防の仕事（火災予防、応急手当等）や役割に興味を持たせ、活動を通じて市民の関心をも高めるもので、少年たちが防火・防災・救急についての諸問題を身近な生活の中から見出し、お互いに研究し、また、防火・防災思想を高めるなどクラブの活動を通して、その育成を図るものとする。

イ 幼稚園・保育園等の幼児で編成する幼年消防クラブを対象に、幼児期から消防に関心を持たせ身近な防火・防災を保護者とともに学び、その大切さを身につけるため積極的なクラブ活動を行い、幼児及び保護者の防火・防災思想を高めるため育成に努めるものとする。

(3) 教職員等に対する防災知識の普及

研修会等を通じて、教職員等の防災知識を高め、資質向上を図るものとする。

(4) 私立学校等に対する助言・指導

市及び県は、私立学校等に対して必要に応じて防災に関する指導、助言を行うものとし、私立学校等は防災知識の普及に努めるものとする。

5 ペットの飼い主に対する防災知識の普及

市民生活の生活様式や価値観が変化するなか、犬や猫などのペットを家族の一員としてともに暮らす方が増えている。

被災のおそれのある場合又は災害発生直後には、ペット同行で避難することが想定される。

避難所は多くの被災者が避難生活を送る場であるため、動物を苦手とする人やアレルギーなどの理由で動物と一緒にいられない人がいることを考慮し、他の避難者への配慮等が必要である。

また、ペット同行避難者が安心して利用できる避難所体制づくりを推進する。

そこで、ペットの飼い主に対し被災時の備えについて普及啓発を行う。

(1) 方法

- ア パンフレットの配布
- イ 啓発教育講座の実施

(2) 内容

- ア 災害に対する日頃の備えと心構え
- イ ペットのしつけと健康管理、飼い主の明示の必要性等の基礎知識の周知
- ウ 預け先の確保

6 防災上重要な施設の管理者等の指導

市及び防災関係機関は、防災上重要な施設管理者に対し、次の内容を中心に災害に関する防災対策研修等を実施し、その資質向上を図るものとし、特に出火防止、初期消火及び避難誘導等、発災時に対処しうる体制の整備を推進するものとする。

- (1) 避難誘導等防災体制の整備
- (2) 災害の特性及び過去の主な被害事例
- (3) 危険物施設等の位置、構造及び設備の保安管理
- (4) 出火防止、初期消火等の任務分担
- (5) 防災業務従事者の安全確保

7 事業者の防災活動の促進

市は、事業者の防災活動が促進される環境の整備や必要な支援を行い、従業員の防災意識の高揚、事業者の防災力向上の促進を図るものとする。

また、事業者を地域コミュニティの一員としてとらえ、地域の防災訓練への積極的参加の呼びかけ、防災に関するアドバイスをを行うとともに、研修会等による事業者の防災担当者の人材育成を図るものとする。

8 外国人に対する防災知識の普及

市は、日本語を母国語としない外国人のために、外国語による表記やふりがなを付記するなどわかりやすく説明した防災に関するカードの作成、配布を行うなど防災知識の普及に努めるものとする。

9 防災知識の普及の時期

市及び防災機関は、「熊本地震の日」、「防災週間」、「防災とボランティア週間」及び「熊本市消防避難訓練の日」等普及の内容により最も効果のある時期を選んで、市民に対し熊本地震の被害状況などを示しながらその危険性を周知させるとともに、適宜、防災避難訓練を実施するなど防災知識の普及啓発を行うものとする。

(1) 熊本地震の日

平成 28 年熊本地震を通じて得た災害の教訓等を次の世代に伝承するとともに、防災への関心及び理解を深めることを目的として、令和 4 年（2022 年）10 月 1 日に施行した熊本市防災基本条例で、毎年 4 月 16 日を「熊本地震の日」と定めた。

「熊本地震の日」は、市民一人ひとりが、家庭・地域・職場を守る防災意識を持つ

【関連部局】
政策局
消防局

【関連部局】
政策局
消防局

【関連部局】
政策局
消防局

ていただくとともに、非常用持ち出し品の点検や、身のまわりの安全点検に努めるなど、生活の中で防災について考え実行する日とする。

(2) 防災の日

大正 12 年（1923 年）9 月 1 日に発生した関東大震災による大惨事を教訓として、一人ひとりの防災対策の重要性を広く理解してもらうため制定された毎年 9 月 1 日の「防災の日」、防災意識の向上と日頃からの備えを啓発することを目的に制定された毎年 8 月 30 日から 9 月 5 日までの一週間の「防災週間」において、災害についての認識を深め、災害の未然防止と被害の軽減に資するための展示等を実施する。

(3) 津波防災の日

平成 23 年（2011 年）3 月 11 日に発生した東日本大震災による津波被害を受け、1854 年の安政南海地震の「稲むらの火」の故事にならい、平成 23 年 6 月に中央防災会議が「11 月 5 日」を「津波防災の日」と制定した。このことから、「津波」に対する認識を深めるとともに、津波に関する被害の軽減を目的とした広報等を実施する。

(4) 防災とボランティアの日

平成 7 年（1995 年）1 月 17 日に発生した阪神・淡路大震災において、各種のボランティア活動が大きな役割を果たした。これを契機に毎年 1 月 17 日を「防災とボランティアの日」（毎年 1 月 15 日～21 日防災ボランティア週間）と定め、防災関係機関をはじめ、多くの住民が災害時におけるボランティア活動や、自主的な防災活動について認識を深めるとともに、災害への備えを図ることを目的に各種の催しを行う。

(5) 熊本市消防避難訓練の日

昭和 48 年（1973 年）11 月 29 日に熊本市で発生した大洋デパート火災では、多くの尊い命が犠牲となった。この火災の経験及び教訓を風化させることなく、市民及び事業所等の防火意識の向上を図るとともに、火災に対する備えの充実を図るため、11 月 29 日を「熊本市消防避難訓練の日」と定め、大型商業施設等での総合消防訓練や防火啓発イベント、市民及び事業所等に向けた防火広報を実施し火災予防の重要性を周知していくものとする。

10 防災相談

市及び防災関係機関は、市民に対する防災知識の普及活動の一環として、防災相談体制を整え、市民からの相談に随時、適切に対応するものとする。

11 災害教訓の伝承

市は、大規模災害により生じた遺構を保存・管理し、過去に起こった大災害の教訓や石碑・モニュメント等の自然災害伝承碑が持つ意味を防災教育等を通じて後世に伝えていくよう努めるものとする。また、災害教訓の伝承の重要性について啓発を行う

【関連部局】
文化市民局

【関連部局】
全局

とともに、大規模災害に関する調査分析結果や映像を含めた各種資料の収集・保存・公開等により、市民による災害教訓を伝承する取組を支援するものとする。

第 2 項 地域の防災組織の育成

地域の防災組織の育成にあたっては、いつでもどこでも起こりうる災害による被害を軽減し、安全・安心を確保するためには、行政による公助はもとより、個々人の自覚に根ざした自助、身近な地域コミュニティ等による共助が重要であり、個人や家庭、地域、事業者、団体等社会の様々な主体が市民運動として防災・減災のための行動をとることが必要である。

このため、地域住民による防災活動を担う組織「校区防災連絡会」、「避難所運営委員会」の設立及び「自主防災組織（自主防災クラブ）」の結成を促進する必要がある、また、事業所においても自主的な防災組織の設置は、被害軽減のために有効である。

本市では、自主防災組織（自主防災クラブ）の結成及び育成・指導、防災資機材の助成、出前講座、地域版ハザードマップの作成・更新、リーダー研修等の活動全般の支援を行い、住民主導の地域防災体制の構築を図るとともに、日頃から地域住民への啓発活動や訓練などを積み重ねておく必要がある。

1 地域の防災組織

次の組織づくりを進めるにあたっては、男女共同参画の観点から、女性の参画の拡大に努めるものとする。

(1) 校区防災連絡会等

地域の防災組織として、校区自治協議会などの「地域」、本市が設置した「避難所担当職員」、避難所となる小中学校長の「施設管理者」などで構成される「校区防災連絡会」を小学校校区ごとに設立し、各指定避難所や指定緊急避難場所ごとに設置する「避難所運営委員会」の人選などを行うとともに、校区内の避難者情報の収集方法、報告先、物資供給方法などについて事前に協議を行う場と位置付けた。避難所運営委員会は、災害の発生及びそのおそれがある避難時に避難所の開設・運営を行うとともに、地域の特性を活かした「避難所運営マニュアル」を避難所ごとに事前に作成し、避難所運営訓練等を通じて気付いた点など、必要に応じて更新していくこととした。また、地域によっては、近隣にある地域の避難場所や屋外（車中）避難者、在宅避難者等の情報収集、物資の供給に加え、避難所以外に避難している地域住民の情報把握までも担うこととした。

(2) 自主防災クラブ

既存の町内自治会等の自治組織を自主防災組織（自主防災クラブ）として育成することを基本とし、次のような方法により組織づくりをするものとする。

ア 町内自治会等の自治組織の活動の一環として防災活動を組み入れることにより、自主防災組織として育成する。

イ 地域版ハザードマップ作成への取組等の充実強化を通して推進していくものとする。

【関連部局】
政策局
消防局
各区役所

ウ 女性団体、青年団体、PTA等その地域で活動している組織を活用して、自主防災組織として育成する。

エ リーダー研修会の実施、モデル地域の紹介等を通じ、防災知識の啓発を行い、自主防災組織の中心となるリーダーを育成することにより、自主防災組織の活動活性化を図る。

本市の自主防災クラブは、令和7年4月1日現在、738団体が結成されている。

【資料編】3-2-1 熊本市自主防災クラブ結成・育成指導に関する要綱

3-2-2 熊本市自主防災クラブ助成要綱

3-2-3 熊本市自主防災クラブ

(3) 育成指導及び活動促進

市は、地域防災計画に地域の防災組織の整備計画を定め、県や消防などの関係機関と連携しながら、その結成を主体的に促進するとともに、地域の防災組織の育成、強化に関して必要な支援、助言及び指導等を行うものとする。

具体的には、災害に対する地域の連帯及び地域防災活動の推進を図るため、町内自治会等の住民組織等を中心とした出前講座や地域での訓練支援及び総合防災訓練への参加等を推進している。また、平成30年度より、2日間の会場研修を主体とした防災士養成講座を毎年10月～11月頃に開催している。参加者は、校区防災連絡会や自治協議会などの地域団体から推薦された方を対象とし、防災士資格取得後は地域の防災リーダーとして活躍の場を広げることができるよう、引き続き実施していく。

県は、自主防災組織率を上昇させるため、市と密接に連携しつつ、必要な施策を講じるものとする。

具体的には、新たに設立される自主防災組織に対する資機材及び訓練経費の助成、新設された組織の活動が軌道に乗るまでの間の経費の支援、設立促進活動支援、県内各所での自主防災組織リーダー研修会の開催、優良自主防災組織に対する表彰、自主防災組織に対する啓発活動、設立・活動の手引きとなる設立実践マニュアルの配布を実施する。特に、自主防災組織リーダー研修会で育成した防災リーダーは、自らが居住する地域の自主防災組織の結成・活動の核となるよう、また、居住地以外における防災教育・訓練等の地域防災活動の活性化に資するよう、市と県が連携しながら、活用を図っていくものとする。

(4) 組織の編成単位

ア 地域住民が連帯感に基づいて防災活動を行うことが期待できる規模であること

イ 地域住民の基礎的な日常生活圏域としての一体性をもっている地域であること

(5) 活動計画の制定

組織の効率的な活動を推進するため、地域の規模、特性を十分活かした具体的な活動計画を制定するものとする。

(6) 主な活動内容

ア 平常時の活動

自主防災クラブ（未結成の町内自治会等を含む。）において、防災知識の普及、地域版ハザードマップの作成・更新、防災訓練、防災点検、防災用資機材の整備・保守、緊急連絡網の作成を実施し、この活動により区域内の住民の防災意

識の向上を図ると共に、災害時における「自助」「共助」力を強化する。この際、特に避難行動要支援者への支援体制の整備や避難体制の整備、女性参画の促進に留意する。

イ 災害時の活動

地域の防災組織と連携し、本市からの予防的避難所の運営等について協力の求めがあった場合、当該防災組織は当該地域の事情に応じ、可能な限り支援を行うよう努め、情報の収集・伝達、出火防止、初期消火、救出救護、避難誘導、給食、救援物資の配布等の活動により、被害の最小化に努める。

2 事業所の自衛消防組織等

【関連部局】
消防局

大規模災害発生時には、多数の者が利用・従事し、又は危険物を製造・貯蔵する施設・事業所等では、火災の発生、危険物の流出、爆発等により大規模な被害の発生が予想されることから、これらの被害の未然防止・軽減を図るため、関係法令等の規定により、施設等の代表者や責任者は、自衛消防組織等を結成し、あらかじめ消防・防災計画を定め、訓練を積み重ねておくものとする。

また、災害時に事業者の果たすべき役割（従業員・来客者等の安全確保、二次災害の防止、地域貢献度等）を十分に認識し、事業所は、大規模災害時に被害を最小限に食い止め、重要業務を継続するための事業継続計画（BCP）を策定し、BCPの継続的な運用・見直しを行う事業継続マネジメント（BCM）を構築するよう努めるものとする。特に、食料、飲料水、生活必需品を提供する事業者など災害応急対策等に係る業務に従事する事業所は、市、県が実施する事業所との協定の締結や防災訓練の実施等の防災対策の実施に協力するよう努めるものとする。

さらに、事業所は、豪雨や暴風などで屋外移動が危険な状況であるときに従業員等が屋外を移動することのないよう、また、避難を実施する場合における混雑・混乱等を防ぐため、テレワークの実施、時差出勤、計画的休業など不要不急の外出を控えさせるための適切な措置を講ずるよう努めるものとする。

(1) 事業所に対する指導

事業所の自衛消防組織等の設置について、指導する責任を有する関係機関は、所管事業所の指導を徹底するものとする。また、市・県・消防機関及び関係機関は、法令により自衛消防組織等の設置が義務付けられていない事業所に対しても、自主的な防災組織の必要性を説き、代表者や責任者の理解・協力を得て、防災組織の育成・強化を図るものとする。

なお、市は、事業所に対して地域コミュニティの一員として、地域の防災訓練等に積極的に参加するよう呼びかけるものとする。

(2) 対象施設

ア 中高層建築物、劇場、百貨店、旅館、ホテル、学校、病院等多数の者が利用し、又は出入りする施設

イ 危険物、高圧ガス、火薬類、毒劇物等を貯蔵し、又は取り扱う製造所、貯蔵所及び取扱所

- ウ 多数の従業員がいる事業所等で自衛消防組織を設置し、災害防止にあたることが効果的である施設
- エ 雑居ビルのような同一施設内に複数の事業所があり、共同して自衛消防組織を設置することが必要な施設

(3) 組織づくり及び活動計画の制定

組織の効率的な活動を推進するため、それぞれの施設において適切な規約等を作成し、事業所の規模、形態により実態に応じた組織づくり及び具体的な活動計画の制定を行うものとする。

(4) 主な活動内容

事業所等は、本市が実施する防災訓練等の防災事業の協力に努めるとともに、概ね次の活動を実施するものとする。

ア 平常時の活動

- (ア) 情報の収集・伝達方法の確立
- (イ) 避難対策
- (ウ) 防災訓練の実施
- (エ) 施設及び設備等の点検整備
- (オ) 従業員等の防災に関する教育の実施
- (カ) 事業所内備蓄の推進

イ 災害時の活動

- (ア) 情報の収集伝達
- (イ) 出火防止、初期消火の実施
- (ウ) 避難誘導
- (エ) 救出救護
- (オ) 地域の防災活動への協力
- (カ) 大規模災害時の帰宅困難者対策

3 地域住民及び事業者による地区内の防災活動の推進（地区防災計画）

市内の一定の地区内の住民及び当該地区に事業所を有する事業所は、当該地区における防災力の向上を図るため、共同して、防災訓練の実施、物資等の備蓄、高齢者等の避難に支援を必要とする者の避難支援体制の構築等自発的な防災活動の推進に努めるものとする。

この場合、必要に応じて、当該地区における自発的な防災活動に関する計画を作成し、これを地区防災計画の素案として市防災会議に提案するなど、市と連携して防災活動を行うこととする。

また、市は地域防災計画に地区防災計画を位置付けるよう市内の一定の地区内の住民及び当該地区に事業所を有する事業所から提案を受け、必要があると認めるときは、地域防災計画に地区防災計画を定めるものとする。

市地域防災計画に定められた地区は、地区防災計画に基づき、防災活動を実施し、地域の防災力強化に取り組むこととする。

(1) 地区

防災活動を行う主体に応じ自由に設定できる。

(例) 校区（町内）、都市部、郊外、住宅地、商業地、工業地、マンション、戸建住宅等

(2) 対象

区別なくあらゆる地区の地区居住者等を対象とする。

(例) 地域住民、地域の防災組織、事業者、地域の協議会、学校、病院、社会福祉法人等多様な者

(3) 内容

地区の特性、活動主体のレベルや経験等に応じて、自由に決めることができる。

(4) 計画提案

計画提案にあたっては、当該地区の地区居住者等であることを証明するために住民票、法人登記事項証明書等を添え、防災会議に提出する。

(5) 地域防災計画への規定

提案された地区防災計画は、地域防災計画に規定する必要があるか否かを市防災会議にて判断し、提案者へ結果を通知する。

なお、本市地域防災計画に定められた地区防災計画は以下のとおり。

1. 秋津校区地区防災計画（2019 年度）
2. 西原校区地区防災計画（2024 年度）
3. 画図校区地区防災計画（2025 年度）

【資料編】3-2-5 地区防災計画策定地区一覧

第 3 項 防災訓練計画

市及び防災関係機関は、地域防災計画、業務継続計画（BCP）等の習熟、関係機関の連携体制の強化、市民の防災意識の高揚を図ることを目的に、関係機関の参加と市民その他関係団体の協力を得て、大規模災害を想定した訓練を実施するものとする。

また、訓練の際には、年齢、国籍、性別及び障がい等の特性に関する多様性を踏まえ、十分な配慮を行うものとする。

1 県の総合防災訓練

(1) 目的

大規模地震・津波発生時には、家屋倒壊やがけ崩れ等からの救出・救護、二次的に発生する火災や津波からの避難・消火、通信や交通網の寸断等による混乱に対し、各種の対策が同時に要求される。

このような、地震・津波災害の特性から、県総合防災訓練では、風水害とともに大規模地震・津波を想定した訓練を実施し、防災関係機関の職員の能力向上、防災関係機関相互及び防災関係機関と住民等との連携強化、更には住民の防災意識の高揚を図るものとする。

【関連部局】
政策局
消防局

訓練にあたっては、訓練効果が得られるよう、訓練の目的を明確に、それに応じて災害の規模や被害想定、訓練参加者、使用する機材、実施時間等の訓練環境等について、具体的な設定を行い、参加者自身の判断を求められる内容を盛り込むことや国・広域からの応援を想定するなど、できるだけ実践的な訓練となるよう努める。

また、複数のヘリコプターによる救援、救助活動等を想定し、熊本県ヘリコプター運用調整会議構成機関等による連携訓練に定期的に取り組、災害時における円滑かつ安全なヘリコプター運用調整体制の検証・確立に努めるものとする。

(2) 訓練計画

市・県等防災関係機関は、自主防災組織（自主防災クラブ）、非常通信協議会、警備業協会、事業者、ボランティア団体及び地域住民等の協力のもと、開催地の地域特性等に応じた各種の個別訓練を有機的に連携した総合的な訓練を実施するものとする。訓練の内容は概ね次のとおりとする。

ア 情報収集伝達（津波情報伝達を含む）、イ 避難誘導、ウ 災害警備、
エ 救出・救助、オ 医療救護救出・救助、カ 消防、キ 水防、ク 道路啓開、
ケ 防疫

2 広域防災訓練

市及び県は、相互応援協定に基づき、広域的な応援が迅速かつ的確に実行できるようにするため、相互応援に関する広域防災訓練の実施に努めるものとする。

3 複合災害想定訓練

市、県、防災関係機関は、様々な複合災害を想定した図上訓練を行い、その結果を踏まえて災害ごとの対応計画の見直しに努めるものとする。

さらに、地域の特性に応じ、複合災害を想定し、要員の参集、合同の災害対策本部の立ち上げ等の実動訓練の実施に努めるものとする。

【関連部局】
政策局
消防局

【関連部局】
政策局
消防局

4 市の防災訓練

【関連部局】
政策局
消防局

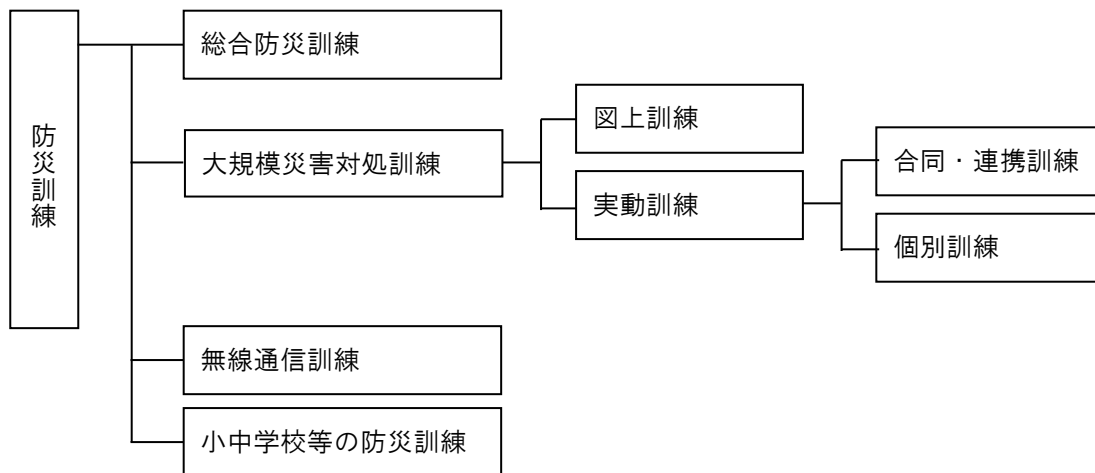
災害時における防災活動の円滑な実施を期するため、日頃から、災害を想定した訓練を積み重ね、体験による行動を理解しておくことが重要である。

このため、中期的な訓練順次（各年度毎に実施する訓練課目及びその実施順序：配列）の概要を確立するとともに、年度内においても各種訓練の特性に応じて訓練順次を設定し、訓練の効率化、スキルの段階的向上を図る。

本市では、各部門単位で防災訓練を行うとともに、防災関係機関相互及び市民との協力体制の確立に重点をおく総合防災訓練を実施する。

また、大規模災害対処訓練として、図上訓練を行うとともに、実動訓練として合同・連携訓練や、各防災関係機関においても、個別訓練を行い、防災活動の円滑を図る。

この際、訓練の実施にあたっては、目的と必要性に応じて、実践的な訓練内容となるよう努める。



(1) 防災訓練にあたっての基本的な考え方

- ア 最小限の基盤となる訓練課目は、毎年実施
- イ 図上訓練と実動訓練の双方を毎年実施
- ウ 年度の特性（計画等改定、組織改編等）を反映させた訓練課目を実施（検証等）
- エ 国、県主催の訓練内容との接続、課目重複の回避等を考慮
- オ 各区・地域の防災力（考える力）向上のため、訓練課目（内容）は努めて各区・地域に主体的に計画させ設定（選定）
- カ 関係機関の組織的な（大規模な）参加には、調整のために1年以上を要するため、課目の設定（選定）にあたって考慮
- キ 訓練順次の考え方
 - (ア) 基礎的な訓練から応用的な訓練へ積み上げ
 - (イ) 小規模の訓練から大規模の訓練へ積み上げ
 - (ウ) 単一機能（業務、活動、機関）訓練から連携訓練、総合訓練へ積み上げ
 - (エ) 市職員単独訓練から関係機関との協同訓練、市民参加型訓練へ積み上げ

(2) 総合防災訓練

市の総合防災訓練は、可能な限り他の防災関係機関や地域の防災組織、地域住民等の協力を得て、県の総合防災訓練に準じて計画的に実施するものとする。

なお、県は、防災訓練アドバイザーの派遣等、市防災訓練実施の支援を行うものとする。

(3) 大規模災害対処訓練

大規模災害時の対応に向けた職員の意識向上と連絡体制の強化を図るための「職員安否確認訓練・職員参集訓練」及び避難所開設運営マニュアル・物資供給計画に基づいた「避難所開設・運営」、「物資供給」、「情報伝達」等の実動訓練を地域と連携して行うことにより、実践に即した市民・地域・行政の災害対応力の向上を図るものとする。

また、情報の収集・評価・分析から各種災害応急対策の調整・方向性の立案並びに災害対策本部会議等の主催等の図上訓練を実施し、その調整・判断能力等の向上を図るものとする。

さらに、災害中間支援組織と災害時の情報共有や連携のオペレーションの訓練を実施し、NPO・ボランティア等との連携強化を図るものとする。

(4) 無線通信訓練（情報収集・伝達訓練）

無線通信の統制や重要通信の確保等非常通信を取り入れた通信訓練を実施するとともに、通信手段が途絶えたときを想定した訓練を実施する。

(5) 小中学校等の防災訓練

学校教育において、防災教育を積極的に推進するとともに、大規模災害を想定した避難訓練等を実施するものとする。

なお、訓練にあたっては、防災関係機関や家族、地域の防災組織、地域住民等の参加が可能となるよう工夫に努める。

また、学校においては、教育委員会の指導のもと、次の点に留意して定期的に訓練を行うものとする。

ア 地震に際して、落ち着いて、しかも素早く行動できるよう、その意味・必要性を理解させた上で、身の安全を守るための動作と方法を習得させる。

イ 避難訓練を通じて、防災意識を高めるとともに、より安全な体制づくりのための参考資料とする。

ウ 集団で行動することを通じて、緊急時における規律と協力の精神を養う。

【関連部局】
政策局
教育委員会

5 住民等の訓練

地域の防災組織や事業所の自衛消防組織による救出・救護、初期消火、避難誘導等の活動に期待することが大きく、これらの防災組織が災害発生時に適切な活動が行えるようにするためには、日頃から訓練の積み重ねが必要である。

このため、市・消防機関及び関係機関は、これらの防災組織の訓練について必要な助言及び指導を行うものとする。

なお、市民等が行う訓練については、地域の防災組織のリーダーや地区ごとのリーダーの参加を求め、効率的、実践的な訓練実施に努めるとともに、住民は地域の防災訓練など自発的な防災活動に参加するよう努めるものとする。

【関連部局】
政策局
消防局
各区役所

6 訓練の時期・場所等

(1) 訓練の時期

「熊本地震の日」、「防災週間」、「津波防災の日」、「防災とボランティア週間」及び「熊本市消防避難訓練の日」等啓発効果を含めて最も訓練効果のある時期を選び、積極的かつ継続的に実施するものとする。

(2) 訓練の場所

訓練の内容・規模により、最も訓練効果をあげ得る場所を選んで実施するものとする。

(3) 訓練の実施・指導等

市は、防災訓練を昼間・夜間等様々な条件に配慮し、居住地、職場、学校等においてきめ細かく定期的に行うよう努め、住民の津波発生時の避難行動、基本的な防災用資機材の操作方法等の習熟を図るものとする。

(4) 訓練の工夫

防災訓練の実施にあたり、市は訓練のシナリオに緊急地震速報を取り入れるなど、地震発生時の対応行動の習熟を図るよう努めるものとする。

なお、津波災害を想定した訓練の実施にあたっては、最大クラスの津波やその到達時間を踏まえた具体的かつ実践的な訓練を行うよう努めることとする。

(5) 訓練実施における要配慮者等への配慮

防災訓練を実施する際は、年齢、国籍、性別及び障がい等の特性に関する多様性を踏まえ、十分な配慮を行うものとする。

(6) 訓練の検証

防災訓練の実施後は、訓練結果の事後評価を通して課題を明らかにし、その改善を行うとともに、次回以降の訓練に反映させるように努めるものとする。

【関連部局】
政策局
消防局

【関連部局】
文化市民局
健康福祉局

第 4 項 災害ボランティア計画

1 地域福祉の推進

九州北部豪雨や熊本地震では、県内はもとより、全国各地から多くのボランティアが駆け付け、被災地において救援活動を行った。

災害時のボランティア活動は、被災者の自立や被災地の一日も早い復興を支援するものであり、救援活動に携わるボランティア（個人・団体）は、自主性、主体性を持ちながらも、被災地での救援活動を行うにあたっての基本的なルールを順守し、地域の関係機関等と相互に協力しながら活動を展開することが求められている。

また、災害発生時においては、地域住民相互の助け合いが不可欠であることから、平時から地域住民のボランティア活動に対する意識を高めるとともに、地域住民や地域の関係団体等がお互いに助け合い、支え合うような仕組みづくりを進めていくことが重要である。

そこで、災害発生時におけるボランティアによる救援活動が円滑かつ効果的に展開できるよう、市、県、熊本市社会福祉協議会（以下「市社協」という。）、熊本県社会福祉協議会（以下「県社協」という。）、日本赤十字社熊本県支部（以下「日赤県支部」という。）、熊本県共同募金会（以下「県共募」という。）、災害中間支援組織（NPO・ボランティア等の活動支援や活動調整を行う組織）等の連携のもと、平時から、以下の事業を積極的に推進することで体制整備を図る。

(1) 地域福祉の推進

市や市社協は、災害発生時に避難行動要支援者の避難誘導、地域住民の安全確認、避難所運営、被災者のニーズ把握、また、円滑かつ効果的な災害ボランティア活動を展開するため、平時からその地域における住民やボランティア、自主防災組織、NPO、社会福祉法人等と協力して、誰もが安心して暮らせるよう住民見守り活動や小地域ネットワーク活動などのまちづくり活動を進めるものとする。

また、町内自治会、民生委員・児童委員、校区社会福祉協議会等に対し、地域活動において、防災や災害時対応等について考えてもらう機会を積極的に取り入れるよう呼び掛ける。

(2) 関係機関との協働体制の構築

ア 県、県社協、日赤県支部、県共募等の関係機関は、平時から大規模災害を想定した災害ボランティアセンター設置訓練等を実施するなど、各機関相互の役割を明確にし、連携強化に努めるものとする。

イ 市や市社協等は、町内自治会、民生委員・児童委員、ボランティア、NPO、社会福祉施設等の関係機関・団体等と、日頃から、各種事業をとおして顔の見える関係を築いておくものとする。

ウ 災害中間支援組織と災害時の情報共有や連携のオペレーションの訓練を実施し、NPO・ボランティア等との連携強化を図るものとする。

特に、災害発生直後の混乱した時期における初動体制等を定めたマニュアルを策定し、大規模災害を想定した災害ボランティアセンター設置訓練等を実施するな

ど、各関係機関・団体相互の役割を明確にし、連携強化、情報の集約体制等の強化に努めるものとする。また、災害発生時に近隣市町村との連携が円滑になされるよう、平時から市町村社協間での応援協定の締結等による連携に努めるものとする。

(3) ボランティアの育成、登録、体制整備

災害発生時のボランティア活動が円滑に行われるよう、災害ボランティアの養成や登録システム、災害ボランティアセンターの設置拠点等を整備する。

ア 県社協及び市社協

災害時に必要な自己責任、自己完結型のボランティア活動のあり方などについての理解を深めるため、研修会、啓発事業などにより普及啓発を行うほか、災害発生時における連絡体制、活動内容などに関するルールづくり等に努める。また、災害時に被災住民が、ボランティアの支援を円滑に受け入れることができるよう、平時からボランティアの役割や活動内容について理解促進を図るものとする。

イ 市

(ア) 災害ボランティア

災害ボランティアセンターを設置した際、市社協が災害ボランティアの登録窓口となる。平常時のボランティア登録において、登録する個人や団体、企業等が被災者支援に関する専門的な知識・技能を有するかを確認し、災害ボランティアとして救援活動できる人員体制を整える。

(イ) 救急ボランティア

大規模災害に備え、行政が対処できる限界の隙間を埋めるためにも応急手当・応急救護の知識・技能を持った救急ボランティアを育成する。

■ ボランティア団体

ボランティア団体	事務局	電話
熊本市社協ボランティアセンター 登録ボランティア	熊本市社会福祉協議会 ボランティアセンター	096-322- 2331
赤十字防災ボランティア	日本赤十字社熊本県支部	096-384- 2111

(ウ) 災害ボランティアセンターの設置拠点

本部を市社協が管理する事務所等、救援活動を実施するために適切な場所に設置し、現地事務所については、必要に応じて災害対策本部と市社協が協議し、設置する。

ウ 日本赤十字社 熊本県支部

日本赤十字社熊本県支部（以下「日赤県支部」という。）を窓口し、防災ボランティアに登録する。

日赤県支部では防災ボランティアの養成に努めており、災害時には、本人の了解のもと、市災害ボランティアセンター及び県災害ボランティアセンターに、防災ボランティアの情報を提供する。

エ 県

県において、養成又は登録を行っている専門ボランティアは次のとおり。

登録種別	熊本県被災建築物 応急危険度判定 士認定制度	砂防ボランティア 登録制度	熊本県被災宅地 危険度判定士 認定制度
登録制度開始時期	平成 8 年 5 月	平成 9 年 7 月	平成 10 年 3 月
登録資格	建築士、建築施工管理技士、特定建築物調査員、行政職員等で講習受講者	なし (斜面判定士資格を所有することが望ましい。)	地方公共団体等の職員や 1 級土木施工管理技士等で、土木・建築技術に関する実務経験を有する者で講習受講者
登録者数	1,766 名	181 名	901 名
研修の内容	随時講習会及び実地訓練を実施	年一回講習会及び現地研修会を開催	随時講習会実施
活動内容	地震による被災建築物の危険度の判定	砂防知識の普及啓発、土砂災害警戒区域の点検、砂防施設の点検	地震等により被災した宅地の危険度判定
その他		熊本県砂防ボランティア協会（任意団体）を作っている	

出典：熊本県地域防災計画（共通対策編）2025 年度修正

(4) ボランティアの受入体制の整備

県社協は、大規模な災害発生時に県内外から訪れるボランティアが円滑に活動できるように、平時から県内外の社協や特定非営利活動法人くまもと災害ボランティア団体ネットワーク（KVOAD）及び特定非営利活動法人全国災害ボランティア支援団体ネットワーク（JVOAD）等と連携を図るなど、受入体制の整備を行うものとする。

(5) ボランティアコーディネーターやボランティアリーダーの養成及び資質向上

災害発生時にボランティアの需給調整や関係機関との連絡調整を行うボランティアコーディネーターやボランティアリーダーは被災地センターを円滑に運営するにあたって重要な役目を担っている。そこで、県社協や市社協は、平時から県や市と連携を図り、研修会などを通して災害ボランティアセンターの運営に必要となるボランティアコーディネーター、ボランティアリーダー等を計画的に養成するとともに、その資質の向上に努める。本市では、災害時に市社協職員がボランティアコーディネーターとして、災害対策本部との連絡調整を行うものとする。

第5項 事業者防災対策の促進計画

1 目的

熊本地震のような大規模地震や洪水等が世界各地で甚大な被害をもたらし、多くの事業者が操業停止に追い込まれている例が続いている。この場合、仮に廃業を免れても、復旧に時間がかかり顧客を失うと、その後に顧客を取り戻すことは容易ではないことが実例からも示されている。

さらに、近年、事業者は生産効率の向上等を目指して分業化及び外注化を進めてきたことから、原材料の供給、部品の生産、組立、輸送、販売などに携わる事業者のどれかが被災すると、サプライチェーン全体が止まり、国内はもちろん世界的にも影響を及ぼしかねない状況となっている。

このような中で、事業者は、自らの生き残りと顧客や社会への供給責任等を果たすため、どのような事態が発生しても重要な事業が継続・復旧できるよう、事業継続マネジメント（BCM）を導入する必要性が一層高まっている。

また、事業継続マネジメント（BCM）は、社会や地域における事業者の責任の観点からも必要と認識されるべきである。災害対策基本法に基づく国の「防災基本計画」においても、「災害時に重要業務を継続するための事業継続計画を策定・運用するよう努める」ことが、事業者の果たす役割の一つとして記載されている。

2 事業者の事業継続マネジメント（BCM）の取組み

事業者は、生命の安全確保、二次災害の防止、地域貢献・地域との共生、事業継続の重要性等を十分に認識し、防災体制の整備、防災訓練の実施、事業継続計画（BCP）の策定、各計画の点検・見直し、燃料・電力等の重要なライフラインの供給不足への対応、取引先とのサプライチェーンの確保等の事業継続上の取組を継続的に実施するなど事業継続マネジメント（BCM）の取組みを通じて、防災活動の推進に努める。

なお、計画の策定の際は、「民間と市場の力を活かした防災力向上に関する専門調査会」（内閣府）が示した「事業継続ガイドライン～あらゆる危機的事象を乗り越えるための戦略と対応～（平成25年8月改訂）内閣府」等を参考として、地域の実情に応じた計画策定に努める。

3 事業者の防災活動

事業者は、「消防団協力事業所表示制度」を活用した企業等のイメージアップや、消防団との協力、連携強化を進める等、次の防災活動に努める。

(1) 災害時の顧客や従業員の安全確保、二次災害等の防止を図るため、自主的な自衛消防隊等を編成し、次の活動を行う。

- ア 従業員等の防災教育
- イ 情報収集伝達体制の確立
- ウ 火災その他災害予防対策

【関連部局】
政策局
経済観光局
消防局

- エ 避難体制の確立
- オ 防災訓練の実施
- カ 応急救護体制の確立
- キ 飲料水、食料、生活必需品等災害時に必要な物資の確保（備蓄）
- ク 燃料・電力等重要なライフラインの供給不足への対策

- (2) 地域コミュニティの一員として、平常時から地域住民、地域の防災組織等と連携して災害に対応する仕組みの構築に努める。特に、平常時における事業活動で培った組織力や専門的な資機材、スキルは、多様な応急対策活動が可能であるほか、その事業所の業務に見合った応援（帰宅困難者への一時避難対策の施設の提供、食料や飲料水及び生活必需品の提供など）も行える特徴があり、地域防災力向上の鍵といえるものである。
- (3) 事業者の自主的判断による地域貢献だけでなく、市や防災関係機関が行う災害対策の一部を事業者が、その得意な業務において協力することについて、あらかじめ協定を締結するなど、平時から市や防災関係機関との連携に努める。
- (4) 災害時の事業活動の維持又は早期の機能回復は、都市機能回復に重要な役割を果たす一方、事業者は災害による被害を最小化し、自らの存続を図っていかなければならない。そのため、バックアップシステムの整備、要員の確保、安否確認の迅速化などにより、災害時に事業活動が中断した場合に、可能な限り短期間で重要な機能を再開できるような経営戦略の策定に努める。

4 市及び県の役割

(1) 防災訓練への参加の呼びかけ

事業者を地域コミュニティの一員として防災訓練等の機会をとらえ、事業者に対し防災訓練等の周知を行い、積極的参加を呼びかける。

(2) 事業所 BCP 策定支援及び事業継続マネジメント（BCM）への取組

市及び県は、事業者に対し事業継続計画（BCP）策定や事業継続マネジメント（BCM）導入に向けた普及啓発や指導助言に努める。

また、市においては、商工会、商工会議所と連携し小規模事業者の事業継続力強化を支援するための計画を作成し、BCP 策定率の向上に努める。

(3) 事業所との消防団活動協力体制の構築

市は、「消防団協力事業所表示制度」等を活用し、事業所との消防団活動協力体制の構築を図る。なお、制度の円滑な運用を行うため、「熊本市消防団協力事業所表示制度に関する規程」に基づき、地域の実情に適した消防団協力事業所の推進に努める。

※消防団協力事業所表示制度

消防団員の多くが被雇用者という状況の中、消防団の活性化のためには、被雇用者が入団しやすく、かつ消防団員として活動しやすい活動環境を整備することが重要である。消防団協力事業所表示制度は、事業所の協力を通じて事業所の消防団活動への協力が社会貢献として広く認められると同時に、地域防災体制がより一層充実されることを目的とした制度である。また、事業所が、市町村等の定める協力を行っている場合には「消防団協力事業所表示制度」表示マークを事業所に掲示したり、市報等で防災協力事業所であることを地域住民に紹介したりしている。

(4) 事業者の防災に係る取組の評価

市及び県は、事業者の防災に係る取組について、優良事業所表彰等により、事業者の防災力向上に努める。

(5) 金融的支援

被災した中小企業に対する資金対策としては、金融機関の融資、熊本県信用融資保証等により、事業所の復旧に必要な資金の融資が円滑に行われ、早期安定が得られるよう努める。

【資料編】17-6 災害に対する金融措置一覧

第 6 項 風水害の予防

【関連部局】

全局

1 風水害に対する事前対策

平成 24 年九州北部豪雨では、市内中心部を流れる白川の水位が大きく上昇し、市内流域で甚大な被害が発生した。白川下流域の越水を危険視し、全職員対応で市街地の土のう積みなどの作業にあたったが、実際はそれより上流で浸水が発生しており、その情報が水防本部に入っていなかったという事実があった。また、当日の水防本部に大量に寄せられる様々な情報には、重要度の低い情報の中に重要度の高い情報が紛れ込み、混乱した災害対策本部では、情報の到着順に処理を行ったため、被害の少ない地域に人員や資機材が投入され、被害の甚大な地域への資源（人・機材）の投入が遅れることとなった。

この経験を基に、毎年大雨による被害が発生する危険性についても考慮し、災害時においてどの情報の重要度が高いか判別できるよう、情報の共有、伝達体制の整備、情報の重要度・優先度の仕分けを行う災害情報トリアージによる情報収集体制の整備や、災害対策本部指揮室の設置、避難指示等判断基準の見直し、職員の防災スキル向上のための訓練等の事前対策を実施することとした。

また、市民が自助と共助の意識を涵養するとともに、災害時の安全な避難経路や指定緊急避難場所を確認できるよう、「地域版ハザードマップ」の作成に取り組むこととした。

今後も甚大化が予想される自然災害に対して、地域と市が一体となり、命を守ることを最優先に的確な避難行動の選択と速やかな行動を促すため、自助・共助意識を涵養するための出前講座等の防災啓発活動や、地域主導による防災訓練を継続し、市民・事業者・地域の防災組織・市の災害対応力をさらに強化することが必要である。

これらの対策は、気候変動の影響による水害の激甚化・頻発化等を踏まえ、被害を防止・軽減させるためのハード・ソフト対策等を推進するために、国・県・事業者・地域等の流域に関わるあらゆる関係者が協働して対策を行う「流域治水」の取り組みにも位置付けている。

2 激甚化する自然災害への対応

台風の接近や梅雨前線の停滞などによる風水害は、地震災害と違い、気象情報や過去の気象事例などにより、ある程度予想ができるため、気象庁や防災関係機関と連携し、事前の警戒体制をとることが可能である。

しかし、平成 24 年九州北部豪雨は深夜からの突然の豪雨であり、このタイミングで避難指示等を発令すれば、避難者にとって周囲は暗闇であり、豪雨による避難路は浸水状態、視界が遮られ音も聞こえにくい状況の中で、無理に避難を行おうとすれば、その途中で被災することが懸念される。そこで、熊本県内で 1 時間雨量 70mm 以上が予測されるなどといった、夜間に災害の発生する可能性が高いと予想される場合に、空振りをおそれず、危険の差し迫っていない日没前の明るいうちに住民の避難を促し、被害を未然に防止する「予防的避難」の取組を開始した。

激甚化する自然災害に対応するため、早めに避難情報を発令するなど、避難誘導の迅速化が必要である。

第 2 節 行政の災害対応力の強化

第 1 項 防災拠点施設等の整備

防災拠点とは、災害時の応急・復旧対策を実施するために重要な役割を担う場所のことをいい、避難所から備蓄倉庫、救援物資の集積所、がれき置き場、応急復旧活動の拠点、災害対策本部施設やその予備施設等幅広い概念で捉える。

災害対策本部、消防署所及び病院等の防災拠点となる施設・設備は、災害時の応急・復旧対策を実施するために重要な役割を担う施設である。このため、災害発生時に迅速かつ円滑な応急・復旧体制がとれるよう機能確保及び整備を図るものとする。

また、大規模災害が発生し県内外から広域的な応援を受ける場合に、自衛隊、警察、消防をはじめとする、応援隊等の人員・資機材・物資の集結・集積に必要な活動拠点について、確保を図るものとする。

【関連部局】
全局

【防災拠点】

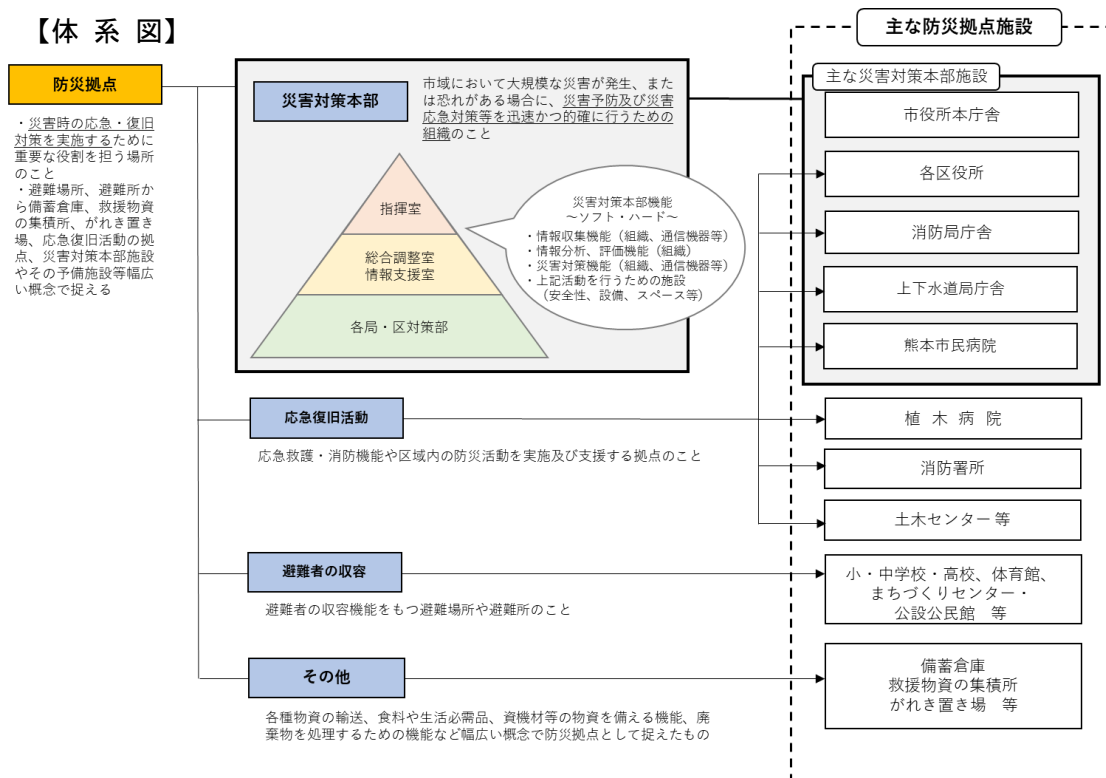
広義には避難地・避難所から備蓄倉庫、救援物資の集積所、がれき置き場、応急復旧活動の拠点、本部施設やその予備施設等幅広い概念で捉えられている一方、狭義には本部施設や応急復旧活動の拠点の意味で用いることが多い。

【広域防災拠点】

市町村域を越えた広域行政圏において、あるいは都道府県域を越えた大都市圏等において応急復旧活動の展開拠点となる施設や、被災地内への救援物資の輸送の中継拠点となる施設等を一般的名称として呼んでおり、その役割、機能、整備主体等は様々である。

～防災拠点等のあり方について～平成 24 年 7 月内閣府（防災担当）

【体 系 図】



1 防災拠点施設

災害が発生した場合、被害を未然に防ぎ、あるいは被害を最小に止めるための防災活動拠点として、物資の集積や情報の収集伝達が可能な施設を、市内各所に配置しておく必要がある。

防災拠点施設は、必要な資機材を配置するとともに、職員の定期訓練を実施し防災体制の強化を図る。

また、防災拠点施設では、大規模地震・津波発生時の機能の確保を図るため、耐震性及び耐火性の確保に努めるとともに、庁舎及び設備等の管理者は、地震発生直後の点検及び応急復旧について平時から体制等を整備しておくものとする。

さらに、防災拠点施設に太陽光など再生可能エネルギーを活用した発電設備の設置を推進し、災害時に安定した電力の供給を確保する。

また、桜町地区再開発施設における施設の耐震性の向上や設備基盤等の強化に続き、花畑広場並びに、熊本駅周辺地区等においても、帰宅困難者の受入拠点などを定めるエリア防災計画等に基づき、防災面での機能強化を図るものとする。

■主な防災拠点施設

災害時の役割	施 設 名
災害対策本部 （各局・区対策部）	市役所本庁舎、熊本市民病院、消防局庁舎、上下水道局庁舎 各区役所
応急復旧活動	各土木センター、消防署所、植木病院 等
避難者の収容等	各まちづくりセンター、公設公民館、小・中学校・高校、体育館 等

(1) 防災拠点施設

防災拠点施設では、災害発生時の防災活動担当区域を設定し、区域内の防災活動を実施及び支援するなど、災害対策の重要な拠点となるため、庁舎、通信施設、非常用電源等を定期的に点検し、機能の維持・管理を行うとともに、必要に応じ施設や機能の充実強化を図るものとする。そのため、情報システムの早期復旧及び維持にかかわる専門的技術を有する人材を確保するものとする。

また、大規模な地震発生後も継続して機能を果たせるよう、情報システム等サーバー機器、ロッカー、書架等の転倒防止対策を行うとともに、定期的に確認を行うものとする。さらに、災害発生時の被災者の円滑な救出・救助活動に支障が生じないよう、住民情報等の保管場所や保管媒体を複数確保するなどバックアップ体制を整備するものとする。

(2) 災害対策本部

災害対策本部は、市域において大規模な災害が発生、またはおそれがある場合に、災害予防及び災害応急対策等を迅速かつ的確に行うために、本庁舎等の各対策部の活動拠点となる施設に設置する。

また、災害発生時に市役所本庁舎に被害が生じた場合は、災害の種類や被災の状況等を考慮し、本部長（市長）の判断により災害対策本部のうち、指揮室等の機能を次のいずれかの代替施設に移転させる。

【関連部局】
政策局

代替施設は、耐震性、機能性、拠点性の観点等を考慮し複数選定することで、災害によるリスクを回避する。

・消防局庁舎 ・熊本城ホール ・熊本市民会館 ・上下水道局庁舎

(3) 応急復旧活動

応急復旧活動は、応急救護・消防機能や区域内の防災活動を実施及び支援する拠点となる施設で行う。

(4) 避難者の収容

避難者の収容は、避難者の収容機能を持つ避難場所や避難所となる施設で行う。

また、避難所のうち総合体育館・青年会館は、大規模な収容能力、利便性の高い立地条件や熊本地震で最後まで避難所として活用した実績等から、安全な避難所として機能し続けることが求められる。さらに、南海トラフ地震等の際には、他都市からの避難者の受入施設として活用ができることから、大規模な収容能力を発揮できる避難所として施設の整備に努めていく。

(5) その他の防災拠点施設

(2)から(4)に規定されているもののほか、各種物資の輸送、食料や生活必需品、資機材等の物資を備える機能、廃棄物を処理するための機能など幅広い概念で防災拠点としての役割を担う施設も防災拠点施設とする。

2 医療施設

(1) 災害時の拠点病院の確保

県は、災害時の医療体制を確保するため、災害拠点病院として以下の病院を指定している。

基幹災害拠点病院	○熊本赤十字病院
地域災害拠点病院	○済生会熊本病院 ○独立行政法人 国立病院機構 熊本医療センター

本市には応急救護機能を担う場所として、熊本市民病院と植木病院がある。

(2) 救護所の設置

本市としては、傷病者の応急処置にあたりとともに、市管理の避難場所（小・中学校等）に、必要に応じ医療救護所（医療処置を行うなど医師及び歯科医師の配置が必要な救護所）又は救護所（健康相談等の業務のみを行う救護所）を設置する。

また、こころの健康センターに、精神科医療救護班を設置し、救護所へ派遣する。精神科医の確保については県の協力を得て配置する。

3 消防署所及び消防団機械倉庫

災害発生時の活動拠点である、消防署所及び消防団機械倉庫を整備拡充するとともに、災害活動時に重要な通信施設の安全性の確保を図るものとする。

【関連部局】
健康福祉局
病院局

【関連部局】
消防局

(1) 消防署所の整備

消防署所は、災害活動の中枢をなすものであり、都市化の進展とともに適宜見直しを図りながら、適正配備を進める。

また、西消防署及び小島出張所については、浸水想定区域内に所在し、浸水が想定されるため、西消防署及び小島出張所を防災拠点として機能維持できるよう移転整備する必要がある。

なお、西消防署については、緊急消防援助隊の受入等受援体制を強化するための敷地の確保に努める。

(2) 消防署所の防災拠点化

災害活動拠点である消防署所は、災害が発生した場合でも被害が最小限かつ活動に支障がないよう整備しなければならない。活動用資機材の備蓄等、防災拠点としての機能を整備し、非常用自家発電設備等の維持管理を図っていく。特に、消防署は、災害発生時に被害状況の把握、災害対応及び消防団との連携等、各地区（各区）における指揮命令を行う最も重要な役割を担うため、災害発生時においても十分な機能の確保ができるよう施設の整備に努める。

(3) 消防団機械倉庫の整備

消防団は、地域に最も密着した防災機関であり、災害時にはその活動に大きな期待が寄せられている。機械倉庫を地域ごとに整備していくとともに、活動資機材を整備していく。

4 その他の市立施設

防災拠点施設以外の市の施設については、最寄りの防災拠点施設の予備として、防災拠点施設に被害があったときの代替施設とする他、必要に応じて物資搬入出の拠点として使用できるような空間を確保し、緊急時に備えた職員の訓練を定期的の実施する。

5 県による防災活動拠点の確保

県は、大規模災害発生時における迅速かつ的確な災害応急活動に資するため、以下の広域防災活動拠点を整備することとしている。

(1) 広域防災活動拠点

- ア 災害想定規模 : 広域の市町村におよぶ大規模な地震・津波災害
- イ 応援規模 : 県外からの応援
- ウ 役割 : 広域、全県的な活動拠点
- エ 拠点数 : 県内に数箇所程度
- オ 指定の状況

名称	対象地区	施設名等
広域防災活動拠点	県下全域	熊本県民総合運動公園、グランメッセ熊本、熊本県消防学校

(2) 九州域内の防災活動拠点

県は、県域を越えた広域的な災害に迅速に対応するため、阿蘇くまもと空港、天草空港を九州域内の防災活動拠点として効果的に活用することとし、空

港施設や空港周辺県有地における受援、応援機能の強化、また、本県の拠点港湾として、災害時の支援物資の供給、人的支援の活動拠点として整備等を行うこととしている。

(3) その他の防災活動拠点の確保

今後、大規模な災害に限らず、相当規模の災害や市町村区域内の災害など、災害規模に応じた防災活動拠点（地区防災活動拠点、地域防災活動拠点など）の確保を図る。

(4) 防災活動拠点への設備整備

防災活動拠点となる施設には、非常用電源設備、耐震性貯水槽、防災行政無線、備蓄倉庫、臨時ヘリポート等の設備の整備を図るものとする。

6 防災通信網の整備

市、県及び防災関係機関は、災害時の初動応急活動に係る防災通信網の重要性を認識し、情報通信施設等資機材及び運用体制の整備強化を積極的に行う。また、非常用電源設備を整備するとともに、無線設備や非常用電源設備の保守点検の実施と専門的な知見・技術を基に、耐震性のある堅固な場所への設置等を図る。

また、様々な環境下にある住民等及び職員に対して警報等が確実に伝わるよう、関係事業者の協力を得つつ、報道機関に加え、くまもとアプリ、防災行政無線、全国瞬時警報システム（J-ALERT）、テレビ、ラジオ（コミュニティFM放送を含む。）、携帯電話（緊急速報メール機能を含む。）、ソーシャルメディア等を用いた伝達手段の多重化、多様化を図る。

市、国、県及び放送事業者等は、気象、海象、水位等風水害に関する情報及び被災者に対する生活情報を常に伝達できるよう、その体制及び施設・設備の整備を図る。

現在、熊本市が運用している通信網は次のとおりである。

(1) 有線系（電話系）通信網

N T T の電話回線を使用する通信系であり、使用法の簡易さ、維持の容易さ・排他性・情報量の多さ・多様な使用形態という特徴から防災通信用には最適であるため、本通信網が利用できる場合は、他の通信網に優先して利用する。ただし、災害時には一部又は全部の回線に障害が発生することも考慮したうえで運用体制を整備する。

ア 災害時優先電話

外部との連絡に必要な電話回線を確保するため、特定の回線を N T T の回線規制を受けない優先回線に設定しておく。なお、本回線は発信時のみ優先となるため、担当部局にはその旨を周知し、優先回線を受信用途に使用しないために必要な注意事項を徹底しておく。

イ 特設公衆電話

N T T は特設公衆電話を事前設置しており、災害発生時に無料で利用できるようにしている。ただし、平常時は利用できない。

【資料編】5-2-6 特設公衆電話設置一覧

【関連部局】
政策局
総務局

ウ 携帯電話

一般回線と比べて被災時の立ち上がりが比較的速い携帯電話を必要数確保し、情報収集伝達に利用する。

エ 専用回線

一般回線と異なり使用上の規制を受けない専用回線を、災害発生時の情報収集伝達に利用できるよう方策を検討する。

オ FAX回線及びINSデータ回線

一般回線と比較して接続に規制がかかりにくいこれらの回線を情報収集伝達に利用できるよう、必要な機材を整備し運用計画を準備する。

(2) 熊本市防災行政無線

災害により電話等の有線通信網が被害を受けて使用が困難な場合、主として行政機関間の情報収集と、市民に対する情報伝達のための無線通信網として防災行政無線網を整備・運用する。

ア 移動系

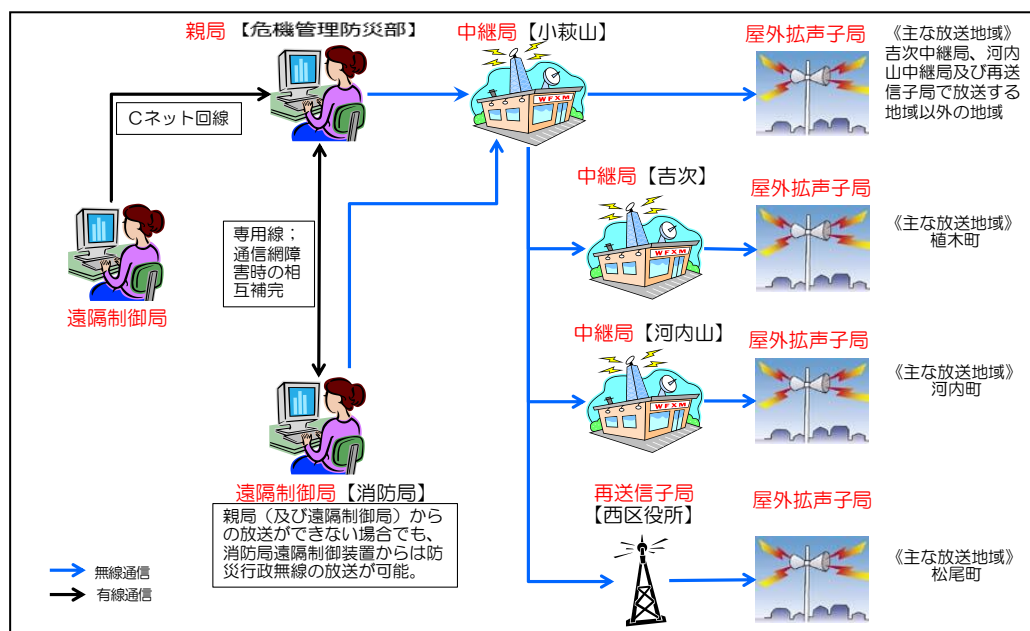
各区役所（各まちづくりセンター及び各区土木センターを含む）との連絡に使用する。

イ 固定系

市民に防災情報を提供するためと、河川溢水等による災害防止に要する情報収集を行うため、同報系とテレメータ系の2系統を整備・運用する。

(ア) 同報系

同報系防災行政無線は、市民へ一斉に迅速な情報伝達が可能な体制を構築するものとする。



【資料編】5-2-1 熊本市防災行政無線

(イ) テレメータ系（警報局を含む）

- ・ 河川の水位変化と各地の雨量をモニターし、避難のための情報を市民に伝達するために使用する。
- ・ 水位局：河川の水位をセンサーで検出し、テレメータに送信する。
- ・ 雨量計：設置場所の雨量を計測し、テレメータに送信する。
- ・ 警報局：河川附近の住民に対して、避難のための情報を放送する。

【資料編】5-2-1 熊本市防災行政無線

(3) 災害時情報伝達手段の多重化

ア 災害発生直前・直後……IP 無線の配備

災害時における避難関係や配備体制変更等の情報の同時共有のため各区役所、まちづくりセンター等の防災拠点施設に配備する。

イ 被災地対応……携帯電話（災害時優先）の配備

災害現地等への出勤の際の通信手段及び停電等により固定電話が使用できない場合の代替手段として、操作、移動の利便性を考慮して配備する。

ウ 避難所運営等……携帯電話

避難所及び現地本部・調整所等との通信手段として、迅速に設置でき、操作が簡単で容易に扱え、かつ通信規制がかからないことから配備する。

【資料編】3-3-3 情報伝達手段の多様化要領

5-2-5 熊本市防災情報伝達体制整備一覧

(4) 消防通信網

災害時における情報管理機能の充実強化を図るため、時代のニーズに応じた新技術を導入し、段階的な整備拡充を図る。

ア 消防指令管制システムの効率的運用

消防指令管制システムを構成する有線系、多重無線系、衛星通信系ネットワーク等を効果効率的に活用して、迅速かつ的確に災害情報収集・伝達を行う。

イ 画像電送システム

国・県・市を結ぶネットワークを効果効率的に活用し、迅速かつ的確に災害時における映像情報収集・伝達の的確・迅速化を図る。

ウ 非常通信体制の強化

有線・無線通信システムの一体的な運用等の、災害時における重要通信の確保に関する対策の推進を図る。

【資料編】5-2-2 消防通信

(5) その他の市関係無線

上下水道局や交通局が日常業務で使用している有線若しくは無線の施設・設備を防災情報収集伝達網に組み入れ、各局での災害時対応のツールとして利用する。

【資料編】5-2-3 熊本市上下水道局無線

5-2-4 熊本市交通局無線

【関連部局】
政策局

【関連部局】
消防局

【関連部局】
上下水道局
交通局

【関連部局】
政策局

（６）熊本県防災行政無線

熊本県が整備している防災行政無線を利用して、県内各自治体、各消防本部、日本赤十字社熊本県支部などの機関への連絡に使用する。

（７）（社）日本アマチュア無線連盟熊本県支部

アマチュア無線免許所有者のうち希望者により組織した（社）日本アマチュア無線連盟熊本県支部を、初動時の情報収集体制の一部として位置付ける。

7 防災資機材等の整備

消防防災活動に必要な資機材を各地域に整備するとともに、消防車両等を充実し、大規模災害に備えるものとする。

【関連部局】
消防局

（１）消防活動資機材の充実

各消防署所の消防車両、消防資機材、救急救助資機材及び消防団の積載車等の計画的な設備充実を図っていく。

【資料編】6-2 消防用機械等の配備及び保有状況

【関連部局】
消防局

（２）大規模災害用車両の整備

多数の職員を要する大規模災害に対応するため、緊急搬送車や災害支援車等を整備充実していく。

【資料編】6-5 車両関係等

【関連部局】
政策局
消防局

（３）資機材の調達

災害時における必要な資機材等の円滑な調達・支援要請等を図るため、平素から防災関係機関・団体相互間の緊密な連携・協力関係の保持に努めるものとする。

なお、市、県は、燃料、発電機、建設機械等の応急・復旧活動時に有用な資機材について、地域内の備蓄量、供給事業者の保有量を把握した上で、不足が懸念される場合には、防災関係機関や民間事業者との連携に努めるものとする。

【資料編】6-1 災害対策本部に備蓄する資機材等の保有状況

【関連部局】
政策局
消防局
各区役所

（４）防災倉庫等における資機材などの整備

市が災害時に救助を実施するうえで必要な資機材、非常食糧及び生活物資については、防災倉庫、備蓄倉庫、分散備蓄倉庫等に整備している。

【資料編】6-3 水防倉庫等

6-4 防災倉庫・備蓄倉庫・分散備蓄倉庫に関する維持管理規程

【関連部局】
消防局

（５）広域防災センターの防災備蓄整備

広域防災センター内の防災備蓄資機材を充実し、大規模災害に備えるものとする。

8 物資供給計画

【関連部局】
健康福祉局
経済観光局
文化市民局

大規模災害時における避難者数を 11 万人と想定し、指定避難所への避難者やそれ以外の被災者等への物資供給について、備蓄対策と受入・配送対策とを連携し、ニーズ把握、受入れ、配送等を盛り込んだ「物資供給計画」を次のとおり策定する。

(1) 基本的方針

- ア 物資供給、輸送等に関する災害協定や自治体間の相互応援協定を活かした物資受入配送対策とする。
- イ 各家庭、地域、事業者には災害発生から最低 3 日以上での備蓄促進を強化する。
- ウ 小中学校等に設置している分散備蓄物資は指定避難所へ配給する。また、指定避難所以外の被災者へも物資配給ができる体制を整備する。
- エ 各避難所運営委員会は、指定避難所をはじめ校区内の避難・被災者の情報把握に努め、物資ニーズをタブレット等により発注し、災害対策本部と連携し物資供給を行う体制を整備する。
- オ 避難者想定数及び上記を踏まえ、女性、子ども、高齢者、障がい者等の要配慮者の視点を考慮し、災害初動時に必要となる非常食、生活物資、資機材等の備蓄対策とする。

(2) 備蓄対策

- ア 災害協定による流通備蓄、家庭・地域内での備蓄促進等を踏まえ、行政で備蓄すべき数量を避難者想定者数の 11 万人の 1 日分とする。
- イ 備蓄する品目は、非常食、飲料水、生活必需品、資機材等とし、要配慮者の視点を踏まえた品目とする。
- ウ あらゆる機会を捉え、啓発・周知に努め、家庭、地域、事業所内の備蓄促進を図る。

(3) 物資供給体制

- ア 小中学校の分散備蓄倉庫、備蓄倉庫、防災倉庫に分散備蓄している物資は、指定避難所や、指定避難場所の避難者や、その他被災者及び救助活動や復旧活動従事者等必要とする者へ配給・貸与する。
- イ 地域が把握した指定外の避難所や在宅被災者へは、指定避難所での配給も可能とする。
- ウ 大規模災害時に物資受入配送拠点となる施設候補地を事前に決めておき、災害の状況により開設できるよう整備する。
- エ 大規模災害時は、災害対策本部に各局職員で組織する物資供給班を設置し、区対策部等と連携し迅速な物資供給体制を整備する。
- オ 災害協定に基づき、物資受け入れ、荷捌き、管理、配送業務などは、できるだけ団体、事業者に要請する。

(4) 指定都市市長会行動計画、九州市長会における災害時相互応援プランによる被災地支援

- ア 「広域・大規模災害における指定都市市長会行動計画」は、緊急の支援が必要とされる応急・復旧期を中心に、基礎自治体としての災害対応力と大都市としての総合力を有する指定都市が緊密に連携を図り、指定都市市長会として一体となって被災地支援に取り組むため必要な事項を定めている。
- イ 九州市長会における災害時相互応援プランは、災害時における相互支援の体制をさらに効果的なものとし、九州圏内の各市が連携を図り、九州市長会として一体となって被災地支援に取り組むための必要な事項について定めている。

【関連部局】
環境局
都市建設局
消防局
教育委員会
上下水道局

9 飲料水及び生活用水の確保

水道は、市民生活を営む上で最も身近でかつ重要なものである。

また、市民の生命を守るため、飲料水及び生活用水を確保することは、水道事業の最重要課題であり、今後、次のような取組を推進する。

(1) 災害対策用貯水施設の整備

緊急時の飲料水を確保するとともに、給水車等への充水作業の円滑化を図るため、主要な配水池や調整池に設置している緊急遮断弁及び給水塔の維持管理に努める。

また、上下水道局が定める応急給水計画に基づき、小中学校にある既存の貯水機能付給水管へ充水を行うとともに、給水車や給水タンク（車載型）等を利用した応急給水活動を実施する。

(2) 耐震性貯水槽（地下タンク）の点検

発災時の飲料水、生活用水及び初期消火用水の確保を目的として、耐震性貯水槽の整備がなされている。

所管課である各区土木センター及び消防局は、災害に備えて動作確認等の保守点検を適正に行う。

上下水道局は、点検時の仕切弁操作に係る支援作業を実施する。また、点検に併せて水質検査等を実施し、検査結果を所管課へ通知する。

(3) 水のため置きの促進

各家庭で緊急時の生活用水を確保するよう市民周知に努める。

【資料編】14-3 給水関係施設等

10 消防水利の整備

二次災害的に発生する火災から住民を守るため、消火栓の整備を図るとともに、消火栓使用不能に備え、防火水槽の設置の推進と耐震性貯水槽の適正な管理を行う。

また、自然水利を有効に活用するため、水利部署が可能な場所の把握を行う。

(1) 耐震性貯水槽及び防火水槽の整備

耐震性貯水槽は、一定の基準のもとに整備を進める。また、防火水槽は、原則として水利不便地区等に設置するものとする。

■防火水槽の設置状況（令和7年4月1日現在）

公設	834
私設	960
計	1,794

■耐震性貯水槽の設置状況（令和7年4月1日現在）

番号	所在地	容量等	備考
1	北区楠3丁目10-1（楠中央公園）	耐震性貯水槽 (100 t 型)	防災倉庫 を併設
2	中央区渡鹿1丁目15-1（渡鹿公園）		
3	東区錦ヶ丘8-1（錦ヶ丘公園）		
4	東区東野2丁目26-1（秋津中央公園）		
5	中央区八王寺町1075（八王寺中央公園）		
6	西区蓮台寺4丁目14（蓮台寺公園）		
7	中央区草葉町5-1（白川公園）		
8	南区馬渡1丁目63（平成中央公園）		
9	西区池上484（池上中央公園）	耐震性貯水槽 (60 t 型)	

(2) 自然水利の活用

地震発生時には、消火栓が使用不能になることが十分予想され、消防水利の確保が重要な問題になる。このため、市街地を流れる白川、坪井川等の河川からの消火用水の確保策を講じておくものとする。

(3) プール等の活用

学校プール及び事業所等の消防用水を、緊急水利として災害時に有効活用するため、関係機関と連携をとりながら確保策を講じておくものとする。

第2項 広域応援体制等について

大規模災害時における応急対策をより迅速・的確に実施するためには、広域的な支援・協力体制が不可欠であることから、各関係機関において相互応援の協定を締結する等、災害発生時に各主体が迅速かつ効果的な災害応急対策が行えるように努める。

また、大規模な災害による同時被災を避ける観点から、近隣の地方公共団体に加えて、遠方に所在する地方公共団体との間の協定締結にも考慮する。

1 市町村間の相互協力体制の整備

市は、必要に応じて、被災時に周辺市町村が後方支援を担える体制となるよう、平常時から「熊本県消防相互応援協定」に基づく消防相互応援の体制整備を推進するとともに、近隣の市町村と大規模災害時に備え「熊本県都市災害時相互応援に関する協

【関連部局】
都市建設局
消防局

【関連部局】
政策局

定」や「熊本県市町村災害時相互応援に関する協定」を締結しており、それぞれにおいて、後方支援基地として位置付けるなど、必要な準備を整えるよう努める。

また、熊本地震における対応等について検証し得られた知見を近隣自治体と共有し、圏域の災害対応力の向上を図るものとする。さらに、国や県と連携し、近隣自治体の復興に向けて必要な情報や技術等の提供を行うものとする。

市は、将来災害が発生した際に的確に対応するため、近隣自治体と連携して広域的な防災体制を強化するとともに、都市圏構成市町村全体の調整を行うこととする。

【資料編】8-3 災害協定一覧

2 防災関係機関の連携体制の整備

【関連部局】
政策局
消防局

(1) 共通

市は、県への応援要請が迅速に行えるよう、あらかじめ県と要請の手順、連絡調整窓口、連絡の方法を取り決めておくとともに、連絡先の共有を徹底しておくなど、必要な準備を整えておく。

また、市は、食糧、水、生活必需品、医薬品、血液製剤及び所要の資機材の調達並びに広域的な避難に必要となる施設等の相互利用等に関する応援体制の充実に努める。

(2) 消防機関

「熊本県消防相互応援協定」、「熊本県消防広域応援基本計画に基づく熊本市消防局応援計画・受援計画」等に基づき、緊急消防援助隊を充実強化するとともに、実践的な訓練等を通じて、人命救助活動等の体制整備に努める。

【資料編】7-1 熊本県消防広域応援基本計画に基づく熊本市消防局応援計画・受援計画

7-2 災害対策本部と消防局との連携強化要領

7-3 消防団との連携強化要領

3 防災関係機関の受援計画の整備

【関連部局】
全局

市、県及び防災関係機関は、災害の規模や被災地のニーズに応じて円滑に他の地方公共団体及び防災関係機関から応援を受けることができるよう、防災業務計画や地域防災計画等に受援計画を位置付ける。

受援計画には、受援先の指定、受援に関する連絡・要請の手順、応援隊の災害対策本部との役割分担・連絡調整体制、応援機関の集結・活動拠点、応援要員の集合・配置体制や資機材等の集積・輸送体制等のほか、受援に必要な事項を記載する。

4 広域応援拠点等の整備

【関連部局】
政策局
消防局

市は、災害の状況により広域拠点となる応援隊の受入れ・活動調整の拠点となる場所、施設等を選定、整備し、関係機関と情報を共有する。

第3項 業務継続計画（BCP）及び災害時受援計画の策定

【関連部局】
 全局

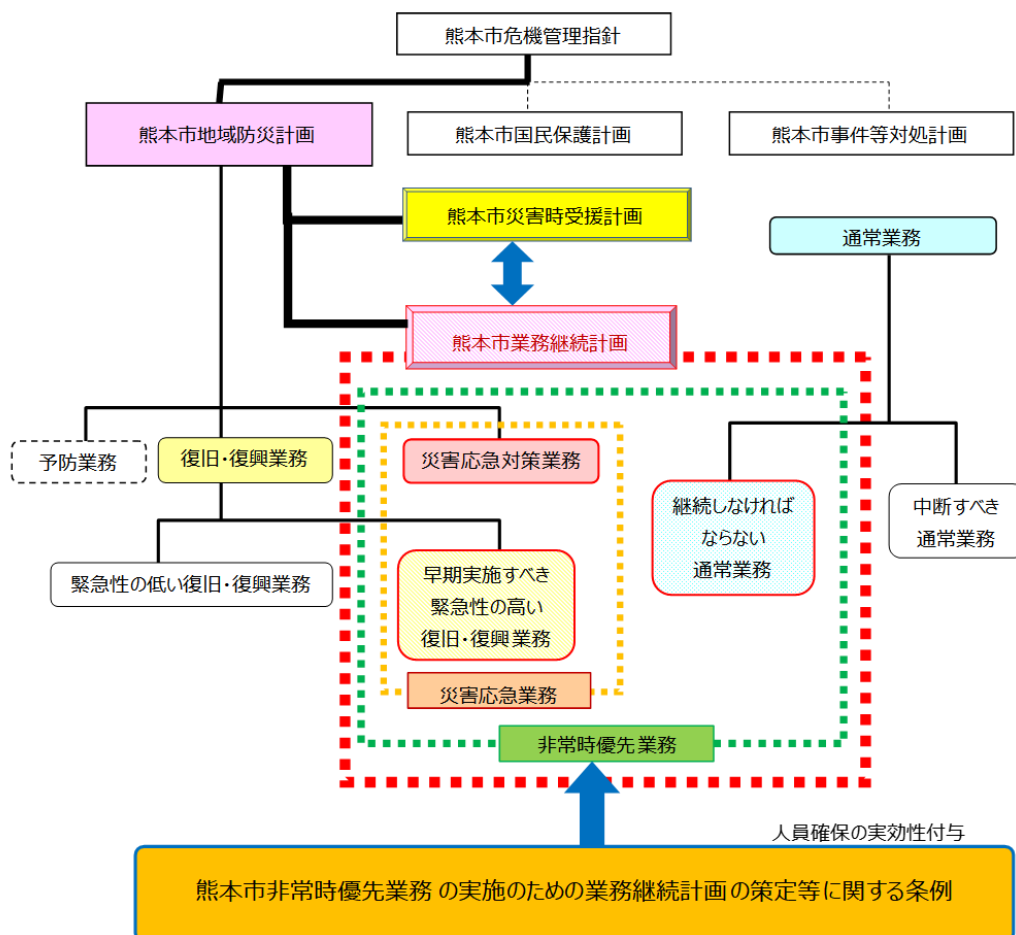
1 業務継続計画の策定

熊本市域において大規模災害が発生した際に本市自らも被災し、人員等の行政資源に制約がある状況下においても、災害対応その他市民生活に欠かせない重要業務を継続的に行うため、「熊本市非常時優先業務の実施のための業務継続計画の策定等に関する条例」に基づき業務継続計画を策定するとともに、非常時優先業務を選定している。

2 災害時受援計画の策定

大規模災害が発生した際に、他の地方公共団体や事業者及びボランティア等からの応援を円滑に受入れ、人的資源及び物的資源を非常時優先業務に効果・効率的に配分・配置し、熊本市業務継続計画の実効性を担保するため「熊本市災害時受援計画」を策定している。

業務継続計画・災害時受援計画の位置付けと業務の範囲



【関連部局】
政策局
消防局

第 3 節 機動力及び資材器具等の点検整備計画

災害応急対策に必要な機動力及び資材・器具等については、通常より十分留意して有事に際し、その機能を有効適切に発揮できるよう常時点検整備しておくものとする。

第 1 項 水防本部、災害警戒本部及び災害対策本部における 機動力及び資機材の点検整備

- 1 災害対策用資機材及び人員の輸送等の機動力を確保するため各課所管の機動力は、定期的に点検整備しておき、災害対策本部が設置された場合には、すべて本部の指揮下に配置し応急措置に支障のないようにする。
- 2 機動力の種類及び保有状況 **【資料編】6-5 車両関係等**
- 3 災害対策用として備蓄する資機材等の保有状況

【資料編】6-1 災害対策本部に備蓄する資機材等の保有状況

第 2 項 水防用資機材の点検整備

- 1 水防用資機材の点検は毎年 4 月に関係各課で定期的に行い、備蓄資機材の数量が不足する場合は、その都度補充して常時規定の数量を確保しておくものとする。
- 2 重要水防地域近辺に水防倉庫を設置し、水防に必要な資機材を備蓄する。

【資料編】6-3 水防倉庫等

第 3 項 消防団の積載車及び機械倉庫の整備

- 1 消防団の積載車は別に定める更新計画に基づき整備するものとする。
- 2 消防団の機械倉庫は団員詰所を併設し分団毎に整備するものとする。

第 4 項 消防用資機材等の点検整備

- 1 火災防御に必要な消防用資機材等の点検整備を行い、有事に際し十分活動できるよう万全を期するものとする。
- 2 消防用資機材等の配置及び保有状況

【資料編】6-2 消防用機械等の配備及び保有状況

- 3 消防水利状況

(1) 公設消火栓

公設消火栓は各配水系統の上水道に設けられたもので次のとおりである。

ア 設置数：18,577 基

イ 水圧(平時)：5～2kg/cm

ウ 消火栓を設置している配水管の径：300～75mm

(2) 防火水槽 令和 7 年 4 月 1 日現在

公設	834
私設	960
計	1,794

(3) 通信施設

災害の被害を軽減するには、まず正確な災害情報を収集し、分析し、災害の種別と形態に対応する消防隊等を迅速に出動させるとともに、災害現場での的確な通信業務の運用が重要である。

現在、消防指令管制システムを導入し、通信業務全般における円滑かつ効果的な運用を図っている。

第 5 項 その他の資材器具等の点検整備

その他災害予防及び災害応急対策活動に必要な資材器具等は、各種災害に対しては備蓄に努めるものとし、備蓄した資材器具等の点検整備は、その用途に応じて最も適当な時期に行うものとする。

第 4 節 災害に強い都市づくり

第 1 項 都市の防災化

災害に強い都市構造の形成を図るため、令和 2 年 3 月に制定した「熊本市国土強靱化地域計画」に基づき、幹線道路、避難路、指定緊急避難場所・指定避難所、広域避難場所、緊急輸送道路等の整備、延焼遮断帯並びに防災活動拠点ともなる都市公園、河川敷地、港湾など骨格的な都市基盤施設及び防災安全街区の整備、老朽化した住宅等が密集している地域の解消等を図るための土地区画整理事業、市街地再開発事業等による市街地の面的な整備、建築物や公共施設の耐震・不燃化、水面・緑地帯の確保、防災に配慮した土地利用への誘導等を計画的に行うものとする。

また、施設管理者は、商業施設及び駅等不特定多数の者が利用する都市の施設等の地震発生時における安全性の確保の重要性に鑑み、これらの施設における安全確保対策及び発災時の応急体制の整備を強化するものとする。

1 都市の防災・減災構造化

(1) 都市計画の地域等の指定状況

本市における都市計画法（昭和 43 年法律第 100 号）に基づく地域等の指定状況は次のとおりである。（令和 5 年 4 月 1 日現在）

■ 都市計画法に基づく地域等の指定状況

熊本都市計画区域	面積（約 ha）	割合（％）
市域面積	39,032	
都市計画区域		
市街化区域	10,795.4	
市街化調整区域	24,637.6	
用途地域		
第 1 種低層住居専用地域	1,068	9.9
第 2 種低層住居専用地域	107	1.0
第 1 種中高層住居専用地域	2,562	23.7
第 2 種中高層住居専用地域	2,484	23.0
第 1 種住居地域	1,244	11.5
第 2 種住居地域	641	5.9
準住居地域	224	2.1
近隣商業地域	542	5.0
商業地域	392	3.6
準工業地域	1,175	10.9
工業地域	357	3.3
防火地域		
防火地域	118	
準防火地域	1,490	
都市計画公園	計 673.9	
公園	423.8	
緑地	214.8	
墓園	35.3	

注）これらは、いずれも土地利用の面から都市の構造に関わるものであるが、中でも特に、都市の防災化に関係の深いものは防火地域及び準防火地域である。防火地域及び準防火地域は、都市計画法に基づき市街地における火災の防除をするため決定さ

【関連部局】
都市建設局

れるが、これらの地域内では、建築基準法(昭和 25 年法律第 201 号)の規制により、建築物や工作物に一定の防火性能や不燃化措置を義務付けるものである。

(2) 緊急輸送道路等の整備

緊急輸送道路は、災害直後から発生する緊急輸送を円滑かつ確実に実施するために必要な道路であり、道路の耐震性が確保することが重要である。

このことから、熊本県内においても「熊本県緊急輸送道路ネットワーク計画」が県内全域を対象に策定されており、指定された緊急輸送道路に対し、無電中化や橋梁の耐震補強等の整備を推進していく。

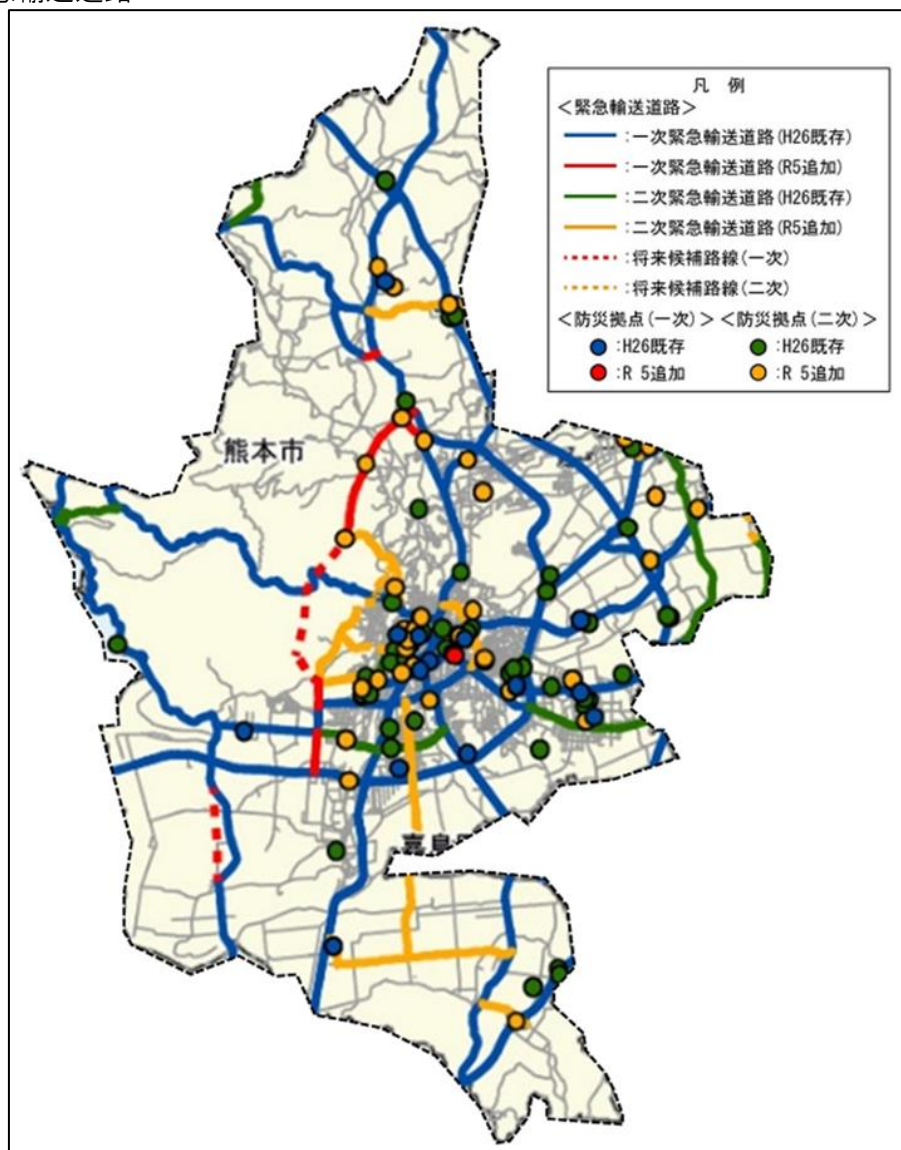
なお、熊本市内において緊急輸送道路に指定されている路線は、以下のとおりである。

第1次緊急輸送道路			
路線名	接続路線		延長 (km)
	起点	終点	
九州縦貫自動車道鹿児島線	玉名郡南関町関外目(福岡県境)	人吉市大畑麓町(宮崎県境)	134.7
国道3号	山鹿市鹿北町岩野(福岡県境)	水俣市袋(鹿児島県境)	140.7
国道57号	阿蘇市波野小園(大分県境)	宇城市三角町三角浦((市)住吉熊本線との交差点)	95.6
国道208号	熊本市北区植木町植木(国道3号との交差点)	荒尾市原万田(福岡県境)	24.3
国道218号	宇城市松橋町久具(国道3号との交差点)	上益城郡山都町長崎(宮崎県境)	56.6
国道266号	天草市牛深町(市道との交差点)	熊本市本荘5丁目(国道3号との交差点)	156.2
国道387号	菊池市重味((主)阿蘇公園菊池線との交差点)	熊本市北区山室(国道3号との交差点)	28.9
国道501号	玉名郡長洲町長洲(国道389号との交差点)	宇土市馬之瀬町(国道57号との交差点)	40.4
(主)熊本玉名線(県道1号)	熊本市中央区南坪井町(国道3号との交差点)	玉名市大倉(国道208号との交差点)	27.7
(主)熊本停車場線(県道22号)	熊本市西区春日1丁目(県道28号 熊本高森線との交差点)	熊本市中央区迎町(国道3号との交差点)	1.3
(主)熊本高森線(県道28号)	熊本市西区小島下町(国道501号との交差点)	熊本市中央区神水1丁目(国道57号との交差点)	10.4
(主)熊本益城大津線(県道36号)	熊本市中央区神水二丁目(国道57号との交差点)	菊池郡大津町下町(国道443号との交差点)	16.1
(主)熊本港線(県道51号)	熊本市西区沖新町(熊本港)	熊本市南区近見町(国道3号との交差点)	8.6
(一)熊本空港線(県道103号)	熊本市東区長嶺東8丁目((一)小池竜田線との交差点)	熊本市東区小山((市)小山平山町第1号線との交差点)	4.8
(一)小池竜田線(県道232号)	熊本市東区長嶺東8丁目((一)熊本空港線との交差点)	熊本市東区御嶺5丁目(国道57号東バイパスとの交差点)	0.9
(市)水前寺公園水前寺6丁目第1号線(1級)	熊本市中央区出水1丁目((主)熊本高森線との交差点)	熊本市中央区神水2丁目(国道57号との交差点)	0.9
(市)紺屋今町花畑第1号線(1級)	熊本市中央区花畑町((主)熊本高森線との交差点)	熊本市中央区紺屋今町(国道3号との交差点)	0.6
(市)二本木2丁目新大江1丁目第1号線(1級)	熊本市西区二本木3丁目((主)熊本高森線との交差点)	熊本市中央区白山2丁目((主)熊本高森線との交差点)	3.3
(市)本荘5丁目常山9丁目第1号線(1級)	熊本市中央区迎町1丁目(国道3号との交差点)	熊本市東区長嶺南2丁目((市)月出1丁目月出8丁目第1号線との交差点)	5.8
(市)小山町平山町第1号線(その他)	熊本市東区小山5丁目((一)熊本空港線との交差点)	熊本市東区平山町(菊陽町境)	1.2
国道3号(熊本バイパス)	熊本市北区四方奇町(国道3号との交差点)	熊本市東区新南6丁目(国道57号との交差点)	7.7
国道3号(植木バイパス)	熊本市北区植木町鞍掛(国道208号との交差点)	熊本市北区植木町鑑田((一)玉名植木線との交差点)	2.2
臨港道路1号線	熊本市西区新港2丁目(熊本港夢咲島埠頭)	熊本市西区沖新町((主)熊本港線起点)	1.6
(市)秋津新町新外3丁目第1号線(2級)	熊本市東区東町3丁目((主)熊本益城大津線との交差点)	熊本市東区秋津新町((主)熊本高森線との交差点)	1.1
(市)月出1丁目月出8丁目第1号線(1級)	熊本市東区長嶺南2丁目((市)月出1丁目月出8丁目第1号線との交差点)	熊本市東区長嶺南4丁目((一)熊本空港線との交差点)	0.9
熊本西環状線(下硯川工区・花園工区) ((一)砂原四方奇線(県道342号))	熊本市北区下硯川町(下硯川IC)	熊本市西区花園7丁目(花園IC)	4.6
熊本西環状線(池上工区) ((一)砂原四方奇線(県道342号))	熊本市西区池上町(池上IC(仮称))	熊本市西区花園7丁目(花園IC)	4.6
国道3号(植木バイパス)	熊本市北区植木町鑑田((一)玉名植木線との交差点)	熊本市北区四方奇町(国道3号との交差点)	0.9
国道501号(飽田バイパス)	熊本市西区中島町(国道501号との交差点)	熊本市南区銭塘町(国道501号との交差点)	3.4
(一)池上インター線(県道344号)(池上工区)	熊本市西区池上町(池上IC(仮称))	熊本市西区池上町((都)野口清水線との交差点)	1.0
(一)玉名植木線(県道113号)	熊本市北区植木町鑑田(国道3号(植木バイパス)との交差点)	熊本市北区植木町鑑田(国道3号との交差点)	0.4
(都)野口島崎線(島崎工区)	熊本市西区上代2丁目((主)熊本高森線との交差点)	熊本県熊本市西区池上町((都)春日池上線との交差点)	0.8
(都)野口島崎線(野口工区)	熊本市南区野口2丁目((主)熊本港線との交差点)	熊本市西区新土河原2丁目((主)熊本高森線との交差点)	1.2
第2次緊急輸送道路			
路線名	接続路線		延長 (km)
	起点	終点	
(主)熊本高森線(県道28号)	熊本市中央区神水1丁目(国道57号との交差点)	阿蘇郡高森町高森(国道265号との交差点)	46.7
(主)山鹿植木線(県道55号)	山鹿市南島(国道3号との交差点)	熊本市北区植木町鈴麦(国道208号との交差点)	13.2
(一)辛川鹿本線(県道138号)	熊本市東区鹿湯瀬町((一)瀬田熊本線との交差点)	菊池郡菊陽町津久礼(国道57号との交差点)	1.5
(一)戸島熊本線(県道228号)	熊本市中央区水上前寺1丁目(国道57号との交差点)	熊本市中央区出水1丁目((主)熊本高森線との交差点)	1.4
(一)益城菊陽線(県道235号)	上益城郡益城町惣領((主)熊本益城大津線との交差点)	熊本市東区小山町((一)熊本空港線との交差点)	3.2
(市)鹿湯瀬町小山7丁目第1号線(2級)	熊本市東区鹿湯瀬町((一)辛川鹿本線との交差点)	熊本市東区小山町((一)益城菊陽線との交差点)	2.1
(市)野中3丁目田迎5丁目第1号線(1級)	熊本市西区野中3丁目((主)熊本高森線との交差点)	熊本市南区田迎5丁目(国道266号との交差点)	4.4
(主)熊本高森線(県道28号)	熊本市中央区手取本町1((主)熊本高森線との交差点)	熊本市西区春日3丁目((主)熊本高森線との交差点)	2.6
(市)河内町船津河内町野出第1号線	熊本市西区河内町船津(国道501号との交差点)	熊本市西区河内町野出((主)熊本玉名線との交差点)	2.4

第2部 自然災害対策
第1章 災害予防計画
第4節 災害に強い都市づくり

(一)花園インター線(県道343号)(花園工区)	熊本県熊本市西区花園7丁目(花園IC)	熊本県熊本市西区上熊本3丁目(主)熊本原坂線との交差点)	2.1
(一)幸川鹿本線(幸川工区)	熊本市東区小山(国道443号との交差点)	菊陽町幸川(国体道路との交差点)	1.5
(都)花園上熊本線	熊本市西区花園3丁目((都)池田町花園線との交差点)	熊本県熊本市西区上熊本3丁目(主)熊本原坂線との交差点)	1.4
(都)池田町花園線	熊本市西区島崎6丁目((都)野口島崎線との交差点)	熊本市西区花園3丁目((都)花園上熊本線との交差点)	0.5
(都)野口島崎線	熊本市西区島崎4丁目((市)新町3丁目島崎7丁目第1号線との交差点)	熊本市西区島崎6丁目((都)池田町花園線との交差点)	0.2
(都)新町戸坂線	熊本市中央区横手1丁目((一)小島新町線との交差点)	熊本市西区横手4丁目((一)小島新町線との交差点)	0.8
(主)大津植木線(県道30号)	熊本市北区植木町植木(市町村道との交差点)	北熊本SIC	3.0
(主)熊本原坂線(県道31号)	熊本市西区上熊本2丁目(主)熊本王名線との交差点)	熊本市西区花園7丁目((一)花園インター線との交差点)	1.6
(主)宇土甲佐線(県道38号)	熊本市南区城南町阿高(国道266号との交差点)	熊本市南区城南町塚原(市町村道との交差点)	1.6
(一)並建熊本線(県道227号)	熊本市西区春日4丁目((都)田崎春日線との交差点)	熊本市西区春日4丁目((都)田崎春日線との交差点)	3.6
(一)小島新町線(県道237号)	熊本市中央区新町2丁目(主)熊本高森線との交差点)	熊本市西区横手4丁目(市町村道との交差点)	0.2
(一)住吉熊本線(県道316号)	熊本市北区弓削4丁目(国道57号との交差点)	菊池郡菊陽町光の森7丁目(市町村道との交差点)	0.6
(都)野口島崎線(島崎工区)	熊本市西区上代2丁目(主)熊本高森線との交差点)	熊本市西区島崎4丁目((市)新町3丁目島崎7丁目第1号線との交差点)	2.8
(都)本荘犬洲線	熊本市中央区本荘町((都)二本木新大江線との交差点)	上益城郡嘉島町犬洲(主)熊本嘉島線との交差点)	5.4
(都)坪井龍田陳内線	熊本市中央区妙体寺町(国道3号との交差点)	熊本市中央区西子飼町((都)子飼新大江線との交差点)	0.5
(都)子飼新大江線	熊本市中央区東子飼町((都)坪井龍田陳内線との交差点)	熊本市中央区新大江1丁目((都)二本木新大江線との交差点)	1.9
(都)二本木新大江線	熊本市中央区白山3丁目(主)熊本高森線との交差点)	熊本市中央区新大江1丁目((都)子飼新大江線との交差点)	0.4
(一)田迎木原線	上益城郡嘉島町犬洲(主)熊本嘉島線との交差点)	熊本市南区富合町横津(市)南田尻横津第1号線との交差点)	2.9
(市)南田尻横津第1号線	熊本市南区富合町横津(市)古閑廻江第1号線との交差点)	熊本市南区富合町横津(一)田迎木原線との交差点)	1.8
(市)古閑廻江第1号線	熊本市南区富合町新(市)廻江新第1号線との交差点)	熊本市南区富合町横津(市)南田尻横津第1号線との交差点)	0.5
(市)廻江新第1号線	熊本市南区富合町清藤(市)清藤第1号線との交差点)	熊本市南区富合町新(市)古閑廻江第1号線との交差点)	0.5
(市)清藤第1号線	熊本市南区富合町清藤(市)廻江新第1号線との交差点)	熊本市南区富合町清藤(国道3号との交差点)	0.4
(市)島田城南橋線	熊本市南区富合町横津(一)田迎木原線との交差点)	熊本市南区城南町(市)宮地第15号線との交差点)	1.6
(市)宮地第15号線	熊本市南区城南町(市)島田城南橋線との交差点)	熊本市南区城南町宮地(市)宮地さんさん1丁目第1号線との交差点)	1.0
(市)宮地さんさん1丁目第1号線	熊本市南区城南町宮地(市)宮地第15号線との交差点)	熊本市南区城南町さんさん1丁目(国道266号との交差点)	0.8
(一)小島新町線	熊本市中央区横手1丁目((都)新町戸坂線との交差点)	熊本市中央区新町2丁目(主)熊本高森線との交差点)	0.5
(都)新町戸坂線	熊本市西区横手4丁目((一)小島新町線との交差点)	熊本市西区戸坂((都)野口島崎線との交差点)	0.7

■ 緊急輸送道路



(3) 防火地域及び準防火地域

建築物の不燃化等を促進することにより、都市の防災性をより一層向上させるため防火地域及び準防火地域を適切に配置する。

防火地域及び準防火地域の検討に当たっては、都市の成長に伴った都市構造の変化を踏まえ、高容積指定地区や老朽化した密集している地域だけでなく、大規模地震の発生時の指定緊急避難場所となる公園や避難経路となる幹線街路の沿線や、延焼の防止の観点から十分考慮する必要がある。

また、被災地において、救急、医療、復旧活動等の中心となるような公共建築物のある地区やその周辺においても、防火性を高める必要がある。

【関連部局】
都市建設局
消防局

(4) 市街地の再整備

災害に強い都市にするためには、老朽化した建築物が密集し、生活環境の悪化した市街地において、市街地再開発事業や土地区画整理事業等の手法を活用し、土地の合理化（隣地との共同建替えなど）等により、耐震・耐火性能に優れた良好な建築物への建替え促進や、公園、緑地、広場、街路などの公共施設の整備と有効なオープンスペースの確保を総合的に進める必要がある。

※ 桜町地区再開発施設においては、施設の防災・減災機能を強化した建替えが完了し、大規模災害時において帰宅困難者等の受け入れが可能となっている。

【関連部局】
都市建設局

(5) 一般建築物等の災害予防に関する啓発等

ア 防災知識の普及

市、県は、建築物の災害予防について、建築物防災週間を中心にポスター掲示、パンフレット配布等の普及活動を行う。

イ 落下物による危険防止

地震時に、建築物の窓ガラスや看板などの落下による危険を防止するため、落下物の危険がある建築物について、その所有者や管理者に対し改修を指導する。

また、日頃から落下物の危険性に対し啓発を行うことも重要である。

ウ ブロック塀等の転倒防止

市、県は、ブロック塀、広告板その他の工作物又は自動販売機等の転倒防止のための指導及び啓発を行う。

エ 家具等の転倒防止対策

市、県は、住宅、事務所等の建築物内の本棚、食器等の転倒又は棚の上の物の落下等による被害を防止するため、広報誌やパンフレットなどにより、住民に対して家具等の転倒防止の普及啓発を行う。

【関連部局】
都市建設局

(6) 救急医療体制

阪神・淡路大震災や東日本大震災のような広域的災害の場合、どの医療機関がどの程度の損壊を受けるのか予測することは不可能である。そこで、災害時救急医療の拠点となる医療機関として公的医療機関を中心に災害拠点病院（P89、150 参照）を指定するとともに、市内の医療機関で受け入れが困難な重症患者は、熊本県と連携を図りヘリコプター等を用いて広域搬送を実施する。

(7) 道路橋梁、河川対策

緊急輸送道路等を中心に道路や橋梁等の防災・減災化を図る為、「市無電柱化推進計画」に基づく整備、「市橋梁耐震補強計画」に基づく耐震化及びアンダーパス

【関連部局】
都市建設局

部等の道路の冠水を防止するため、排水施設及び排水設備の補修等を推進する。

国道、県道、市道等の重要幹線道路の沿道の不燃化を図り、通行機能及び延焼遮断機能の強化を図る。市内を流れる河川の沿道の不燃化を図るとともに、公園、学校、福祉施設、社会教育施設などの公共施設との回遊性を確保し、緊急避難通路としての役割を負わせる。

【関連部局】
都市建設局

2 道路交通の混乱防止対策

災害の発生直後の混乱により道路交通が阻害された場合、災害対策活動に必要な人員・資機材が必要な現場に届かないという事態が発生することが懸念される。

このような事態を防止するための対策を市、消防、警察及び自衛隊等が連携して以下のとおり推進する。

(1) 自動車運転者の取るべき措置の周知徹底

災害発生時に運転者が取るべき措置について、以下の事項を周知徹底するものとする。

ア 走行中の車両運転者は、次の要領により行動する。

- (ア) 急ハンドル、急ブレーキを避けるなど、できる限り安全な方法により、車両を道路の左側に停止させること。
- (イ) 停止後は、カーラジオ等により災害情報及び交通情報を聴取し、その情報及び周囲の状況に応じて行動すること。
- (ウ) 引き続き車両を運転するときは、道路の損壊、信号機の作動停止、道路上の障害物などに十分注意すること。
- (エ) 車両を置いて避難するときは、できるだけ道路外の場所に移動しておくこと。やむを得ず道路上に置いて避難するときは、道路の左側に寄せて駐車し、エンジンを止め、エンジンキーは付けたままとし、窓を閉め、ドアはロックしないこと。
- (オ) 駐車するときは、避難する人の通行や災害応急対策の実施の妨げとなるような場所には駐車しないこと。

イ 津波から避難するためやむを得ない場合を除き、避難のために車両を使用しないこと。ただし、津波から避難をするためにやむを得ず車両を使用するときは、道路の損壊、信号機の作動停止、道路の障害物などに十分注意しながら運転すること。

ウ 災害対策基本法に基づく交通規制が行われたときには、通行禁止区域等（交通規制が行われている区域又は道路の区間をいう。以下同じ。）における一般車両の通行は禁止又は制限されることから、同区域等内に在る運転者は次の措置をとること。

- (ア) 速やかに、車両を次の場所に移動させること。
 - a 道路の区間にかかる通行の禁止又は制限が行われたときは、規制が行われている道路の区間以外の場所
 - b 区域にかかる通行の禁止又は制限が行われたときは、道路外の場合

- (イ) 速やかな移動が困難なときは、車両をできる限り道路の左端に沿って駐車するなど、緊急通行車両の通行の妨害とならない方法により駐車すること。
- (ウ) 通行禁止区域内等において、警察官の指示を受けたときは、その指示に従って車両を移動又は駐車すること。なお、警察は運転者が、警察官の指示に従わなかったり、現場にいないために措置をとることができないときは、警察官が自らその措置をとることがあり、この場合、やむを得ない限度において、車両等を破損することができる。また、警察官がその場合にいない場合に限り、災害派遣を命ぜられた自衛官又は消防職員は、自衛隊用緊急通行車両又は消防用緊急車両の円滑な通行のため、警察官に代わり警察官が行う命令又は措置を行うことができる。この場合において、自衛官又は消防職員は当該命令又は措置をとった場所を管轄する警察署長に、直ちに通知しなければならない。

(2) 交通安全施設の防災機能強化

緊急輸送道路として確保すべき道路を重点に、交通信号機、交通管制システム等の交通安全施設の停電対策、耐震対策及び復旧対策等の防災機能の強化を図る。

(3) 災害発生時における迅速な交通広報

報道機関等を通じて、一般通行車両及び住民等に対し、道路の被害状況、交通規制状況、迂回路等の情報の周知徹底を図り、道路交通に支障のないよう万全を期すものとする。

(4) 自動車・自転車違法駐車対策

災害時に備えて、平常時から以下の事業を通じ、緊急時の通行の妨害になるような自動車・自転車の違法駐車防止に向けて周知徹底を図る。

ア 交通安全教育

高齢者、子ども、その保護者を対象に、歩行者及び自転車利用者としての安全教育を実施する。

イ 違法駐車対策

熊本市違法駐車等の防止に関する条例（平成 4 年条例第 17 号）に基づき、違法駐車等を防止するため、指定した重点地域において、助言及び啓発を行う。

ウ 放置自転車対策

現在、市民の手軽な交通手段として利用されている自転車を公共の場所に放置しないように、その駐輪マナーの向上を図り、また自転車等駐車場の整備を推進するとともに、熊本市自転車の安全利用及び駐車対策等に関する条例（昭和 60 年条例第 31 号）に基づき自転車放置禁止区域を指定し、放置自転車については随時移動保管を実施していく。

(5) 自動車運転者に対する広報

運転者に対して地震情報を的確に伝えるとともに、通行規制路線や幹線道路への流入を禁じる等の制限の周知を図るため、情報板の整備や公共交通機関の通信網を利用した道路上における広報機能の向上を図る。

(6) 自動車運転者のモラルの向上

違法駐車や災害時の自家用車の利用など、個人の勝手な行動により災害対策活動が阻害される事例は通常の火災等でも多く見られ、特に大規模災害時には、このような状況が致命的な結果につながるものと考えられている。

日頃から機会を捉えて運転者のマナーアップを図ることで、災害時に十分な道路交通を確保するよう、運転者への啓発を推進する。

(7) 災害における交通マネジメント

ア 九州地方整備局は、災害復旧時に、渋滞緩和や交通量抑制により、復旧活動、経済活動及び日常生活への交通混乱の影響を最小限に留めることを目的に、交通需要マネジメント（※1）及び交通システムマネジメント（※2）からなる交通マネジメント施策の包括的な検討・調整等を行うため、「災害時交通マネジメント検討会（以下、「検討会」という。）」を組織する。

イ 市は、自ら必要と認めたときは、国土交通省九州地方整備局に検討会の開催を要請することができる。

ウ 検討会において協議・調整を図った交通マネジメント施策の実施にあたり、検討会の構成員は、自己の業務に支障のない範囲において構成員間の相互協力を行う。

エ 検討会の構成員は、平時から、あらかじめ連携に必要な情報等を共有しておくとともに、連携強化のための協議等を行うものとする。

※1 交通需要マネジメント：自動車の効率的な利用や公共交通機関への利用転換など、交通行動の変更を促して、発生交通量の抑制や集中の平準化などの交通需要の調整を行うことにより、道路交通の混雑を緩和していく取組

※2 交通システムマネジメント：道路の交通混雑が想定される箇所において実効性を伴う通行抑制や通行制限を実現することにより、円滑な交通を維持する取組

3 建築物の防災対策

(1) 既存建築物の耐震診断及び耐震改修の促進

平成7年（1995年）に発生した阪神淡路大震災を教訓に、耐震診断及び耐震改修を促進することを目的とした「建築物の耐震改修の促進に関する法律（耐震改修促進法）」が制定された。その後、東日本大震災の発生を受け、平成25年（2013年）11月に一部改正され、一定規模以上の不特定多数の者が利用する建築物等に、耐震診断の実施と結果報告が義務付けられた。本市では多くの被害を受けた平成28年（2016年）熊本地震による教訓を生かし、令和3年（2021年）4月に改訂した「熊本市建築物耐震改修促進計画」に基づき、既存建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図る。

(2) 建築物の不燃化促進

木造住宅密集地等において、火災の危険性が高い地区については、防火地域等の見直しにより建築物の不燃化を促進する。

【関連部局】
都市建設局

(3) 医療施設の安全性の確保

病院や診療所については、震災時に、救護や傷病者の収容を行うことから、関係部局との連携を密にし、構造、防災設備、防火設備、避難経路等の安全性について指導を行う。

また、新しく建設される病院、診療所についても建築基準法の遵守はもちろん、総合的に安全性の高いものとなるよう指導を行う。

4 防災空間の確保

(1) 公共空地の整備

今後のまちづくりにおいては、災害時に活用できる公共空地の配置や防災・減災機能に配慮した整備を検討する。

(2) 既設の公共空地の活用

国・県・市の公共空間に限らず、都市公園や駅周辺における駅前広場のような既設の公共的空地も、避難場所、延焼遮断帯、救援物資の集積場所として有効な場所として考えられるので、管理者や所有者とも一体となって災害時の利用について検討を進める。

5 造成地の災害予防対策

(1) 計画方針

造成地で発生する災害の防止を図るため、都市計画法に規定されている開発許可の審査及び当該工事の施工において、指導、監督を行う。

(2) 造成地における開発許可基準

開発区域の地盤が軟弱である場合、崖がある場合、切土・盛土を行う場合は、各々、地盤沈下、がけ崩れ等が発生しないよう、土の置き換え、水抜き、擁壁の設置その他の措置が講ぜられること。

(3) 盛土等による災害の防止のための取組

盛土等による災害防止に向けた総点検等を踏まえ、各法令に基づき、人家・公共施設等に被害を及ぼすおそれのある盛土等に対する安全性把握のための詳細調査や崩落の危険が確認された盛土等に対する撤去、擁壁設置等の対策又は是正指導等を関係機関と連携して行う。

6 広域避難場所及び避難路等の整備等

震災時に住民を安全に避難させるため、広域避難場所及び避難路を次の事項に留意して選定、整備し、住民に周知するものとする。

(1) 広域避難場所等の選定

市は、市街地を要避難地域及び非焼失地域に区分し、広域避難場所は非焼失地域内で選定するものとする。要避難地域、非焼失地域、広域避難地及び火災に対する避難圏域の選定基準は、次のとおりとする。

【関連部局】
都市建設局

ア 要避難地域

(ア) 木造建物の建ぺい率がおおむね 10%を越える街区が連続した市街地で、その面積が広域に及び、火災時に、住民が組織的、計画的に避難する必要がある地域

(イ) 津波、浸水、山崩れ及び地すべり等の被害が生ずるおそれのある地域

イ 非焼失地域

要避難地域以外の地域

ウ 広域避難場所

(ア) 火災の延焼によって生じる輻射熱、熱気流等に対し、避難者の安全を確保できること。特に周辺市街地の火災による輻射熱を考慮して算出した安全面積が、おおむね 10ha 以上であること。ただし、10ha 未満のものであっても、周辺地域に耐火構造物が存在し、火災に対し有効な遮蔽ができる場合は選定することができる。

(イ) 危険物、大量可燃物等の災害の発生要因及び拡大要因となるものが存在しないこと。

(ウ) 津波、浸水等の危険のないこと。

(エ) 避難者が安全に到達できる避難路と連絡されていること。

(オ) 一定期間の、避難者の応急救護活動が実施できること。

エ 火災に対する避難圏域（広域避難地等に避難する住民の居住地域の範囲）

(ア) 広域避難場所の収容可能人口は、避難者 1 人当たりの必要面積をおおむね 1m² 以上として算定すること。

(イ) 火災に対する避難圏域の境界は、原則として町丁単位とするが、町丁区画が細分化されていないような場合は、道路、河川、鉄道等を境界とすること。

(ウ) 広域避難場所の収容可能人口が不足するため、住民等が最短距離にある広域避難場所に避難することができない場合は、歩行距離の増分が極端に増加しないよう留意するものとし、各町丁から広域避難地等までの歩行負担がなるべく均等になるようにすること。

(エ) 火災に対する避難圏域は、夜間人口により定めるが、昼間人口が増加する地域では広域避難場所の収容可能人口に余裕をもたせるものとする。

【資料編】10-3 広域避難場所

(2) 避難路の選定

市は、広域避難場所等を記載した「地域版ハザードマップ」の作成に努め、市民は、これを基に災害発生時の安全な避難路を選定し、地域版ハザードマップに記入するものとする。

【資料編】3-2-6 避難地・避難路の指定

(3) 広域避難場所等の整備

ア 避難場所標識等

避難誘導を円滑に行うため、避難場所周辺に避難場所標識を設置するとともに、避難場所を遠方から確認できるよう、市街地の状況に応じ必要な広域避難場所についてランド・マークを設置する。

イ 給水施設

広域避難場所における給水活動を円滑に行うため、次の措置を講ずる。

- (ア) 広域避難場所内又は周辺の配水場における貯留水を利用するために必要な機材（ポンプ等）を整備する。
- (イ) 広域避難場所内又は周辺の公共施設、ビルの受水槽の活用について、管理者等と協議する。
- (ウ) 必要に応じ大型耐震性貯水槽を設置する。

ウ 応急救護所等

広域避難場所における災害応急対策活動が円滑に実施できるよう、広域避難場所内部の整地、公用用地としての取得に努めるとともに、医療救護、給水、給食、情報連絡等の拠点となる施設及び放送施設を整備する。

エ 進入口

進入口が不足しているため、避難者が滞留するおそれのある広域避難場所について、進入口の拡幅、増設を行う。

(4) 避難路の安全確保

市及び関係機関は、次により広域避難場所等への安全確保を図るものとする。

ア 火災に対する安全性の強化

- (ア) 避難路の沿道は、避難者を市街地大火から守るために、有効な耐火建築物の整備を促進する。
- (イ) 必要な箇所に貯水槽等の消防水利施設その他避難者の安全のために必要な施設を配備する。

イ 主要道路における施設等の整備

主要道路については、災害発生後、一般車両の通行を禁止する措置を取る必要があるか検討を行い、必要と判断された場合には施設等を整備に努める。

ウ ライフライン施設等に係る防災措置

(ア) 危険物施設等

危険物施設等の周辺については、地震発生後、一般車両の通行を禁止する措置を取る場合に必要な施設等を整備する。

(イ) 上水道施設

避難路に埋設されている水道施設による事故未然防止のため、主要道路の巡回点検を行うとともに、必要に応じ、管路更新等を実施する。

(ウ) 電力施設

避難路の安全を確保するため次の措置を講ずる。

a 設備構築

電気設備技術基準、及びその他の関係法令に基づき設備を構築し、避難路の安全を確保する。

b 設備管理

避難路の設備の維持管理強化を図るため、配電設備を中心とした関連設備の巡回点検を強化する。

【関連部局】
都市建設局
消防局
上下水道局

エ ガス施設

避難路に埋設されているガス施設による災害を未然に防止するため、主要路線の巡回点検を強化するとともに、必要な本管の取り替え及び防護を実施する。

オ その他の占用物件

避難路に係るその他の占用物件については、巡回点検を強化するとともに、震災時における危険性、当該物件の公共性を勘案して、必要に応じて除去等の措置を講ずる。

第 2 項 公共施設の安全対策

地震発生時の公共施設等の被害は、物的な損害にとどまらず、地震直後の避難行動、消防活動、医療活動等に大きな影響を及ぼす。また、その中でも道路施設、上水道及び下水道等の生活関連施設の被害は、日常生活に支障を生じさせることが明らかである。

このような被害をできるだけ防止するため、関係各機関は、以下のような対策をとるものとする。

1 道路施設の対策

道路施設は、災害直後の避難者の避難路、消防活動、救助活動の救援路として、また、応急復旧活動期には救援物資や復旧資材の輸送路として重要である。また、道路施設の災害対策を進めるにあたっては、防災拠点間の道路網となる重要な役割をもつ緊急輸送道路の整備等に併せ、健常者だけでなく、障がい者、高齢者等いわゆる要配慮者の歩行避難に配慮した道路環境の整備を総合的かつ計画的に考えることが重要である。

(1) 道路環境の整備

ア 直轄国道の整備（国土交通省）

直轄国道（国道 3 号、57 号、208 号）の環境整備を行う。

イ 国道（直轄国道以外）・県道・市道の整備（熊本市）

- (ア) 良好な道路環境を維持するため、道路の緑化を推進する。特に延焼遮断帯として役割が期待される路線や避難上必要と認められる路線については、難燃性の樹種を選定するよう配慮する。
- (イ) 歩行者が安全に通行できる空間づくりをめざし歩道整備が必要な箇所において整備を進める。
- (ウ) 道路案内標識の設置にあたっては、災害時の避難の安全確保の観点からデザインその他必要な配慮を行う。
- (エ) 路上駐車、放置自転車等のために災害時の避難や消防、救急救助活動に支障のある区域については、駐車場及び駐輪場の整備、確保に努める。特に、不特定多数の人が集まり、災害時の避難や消防、救急救助活動に支障の大きい地域については、駐車防止等に関し市が必要な管理、指導を行えるよう検討する。
- (オ) 法面の崩壊・落石、路面の崩壊、道路施設の変状・破壊等の被害が想定される危険箇所について、落石対策などの補強対策を実施するとともに、幹線

【関連部局】
都市建設局

道路の整備を促進して、道路網の多重化を図り、救援・消防活動にも有効な道路の整備を図る。

(カ) その他良好な道路機能の維持を図るため、道路改良等の整備に努める。

熊本市で整備中の主要幹線道路（令和 7 年 3 月 31 日現在）	
	(都) 坪井龍田陣内線 (都) 池田町花園線 (一) 砂原四方寄線（池上工区） (一) 池上インター線（池上工区） (一) 砂原四方寄線（砂原工区） 国道 501 号（飽田バイパス） (一) 天明川尻線（海路口工区）
	など

(2) 橋梁等の道路施設点検・修繕

市管理の橋梁等の施設に関し、定期的な点検を行うとともに、構造物の劣化状況や 2 次被害等のリスクを考慮し、優先度の高いものから、順次、修繕を進めていく。

(3) 災害時優先復旧道路の指定

地震発生後の避難、消火、輸送等の応急対策活動を迅速、的確に行うことは、市民の生命、身体、財産の安全を守るために最優先されるべき課題である。そこで、道路が被害を受けた場合、あるいは放置車両等で閉塞した場合に優先的に復旧すべき道路を指定するものとする。

ア 路線等の指定

- (ア) 公共的施設等と連絡する路線
- (イ) 市が指定する広域避難場所及び一時避難場所に連絡する路線
- (ウ) 港湾、空港等の輸送拠点へ連絡する路線
- (エ) 救急指定病院等の医療機関周辺の路線

イ 路線等の安全性の向上

- (ア) 予想される道路被害と路線の重要性を総合的に考慮し、かつ耐震補強を推進しながら被害の軽減に努めるとともに、代替路線についても配慮する。
- (イ) 地震発生時に直接的な被害を受けなくても、車両の放置等によって道路の有効幅員がせばめられ、結果的に機能を発揮できなくなるおそれがある。このため、地震発生時にドライバーがとるべき行動について周知徹底するとともに、選定路線について駐車禁止措置に配慮する。
- (ウ) 市民に対して、避難場所へ至る避難道路の広報、伝達を行う。

2 河川の対策

海岸部や河川沿岸下流部の低地帯は、浸水被害に対して、脆弱である。

また、中・上流部においても、堤防の沈下や、崩壊した土砂等によりせき止められた水が、あふれるような事態が生じる。

各河川管理者及び防災関係機関は、地震による浸水を招かないように、二次災害発生防止に重点を置き、安全対策の推進を図るものとする。

(1) 河川構造物の耐震化

河川管理者は、浸水被害等の影響を考慮して、堤防、水門、排水機場等の耐震性に配慮する。

(2) 応急復旧体制の整備

地震発生後の二次災害を防止するため、あらかじめ下記の事項について整備し、安全性の向上に努める。

- ア 震度 5 強以上の地震発生時の施設点検要領の整備
- イ 要員及び資機材の確保
- ウ 応急措置実施要領の整備
- エ 応援協力体制の充実

(3) 熊本市域を流下する主要河川の状況

水系	河川名	級別	流域面積 (km ²)	計画高水 流量 (m ³ /s)	河川延長 (km)	改修 着手年	摘要
白川	白川	1 級	480	3,000	63.2	昭 31	国土交通省管理 (直轄区間 17.3km)
緑川	緑川	1 級	1,100	4,200	71.3	〃 37	国土交通省管理 (直轄区間 30.8km)
	加勢川	1 級	253.8	1,100	20.9	〃 37	国土交通省管理 (直轄区間 13.1km)
	無田川	1 級	2.5	—	2.3		県管理
	木部川	1 級	20.4	48.2	4.9	平 4	〃
	天明新川	1 級	16.97	120	11.6	昭 54	〃
	高良川	1 級	5.5	—	1.5		県管理
	内田川	1 級	7.4	50	4.2	昭 50	〃
	矢形川	1 級	34.9	340	13.7	〃 48	〃
	木山川	1 級	100	660	16.5	〃 62	〃
	秋津川	1 級	23.3	240	6.2	〃 44	〃
	鶯川	1 級	2.8	32	1.7	平 8	市管理
	健軍川	1 級	14.6	190	6.8	昭 47	〃
	藻器堀川 (本川)	1 級	2.8	55	3.8	〃 60	〃
	保田窪 放水路	1 級	5.3	95	4.3	〃 63	〃
	浜戸川	1 級	93.1	620	27.3	〃 35	国土交通省管理 (直轄区間 5.3km)
	潤 川	1 級	18.4	140	5.7	〃 60	県管理
	安永川	1 級	—	—	1.1	—	〃
	谷郷川	1 級	2.8	—	2	—	〃
	錦郷川	1 級	4.9	—	5.8	—	〃
	滑 川	1 級	—	—	2.2	—	〃
	西迫川	準用	—	—	0.8	—	市管理 他 12 河川
菊池川	合志川	1 級	202.2	1,100	21.95	昭 15	国土交通省管理 (直轄区間 10.1km)
	木葉川	1 級	50	200	12.1	〃 21	県管理
	神ノ木川	1 級	2.3	32.6	2	〃 52	〃
	千田川	1 級	4	50.4	7.4	〃 49	〃

水系	河川名	級別	流域面積 (km ²)	計画高水 流量 (m ³ /s)	河川延長 (km)	改修 着手年	摘要
	宮原川	1 級	3.2	40	5.2	〃 47	県管理
	豊田川	1 級	14.4	94	7.1	〃 37	〃
	夏目川	1 級	4.5	628	2	〃 60	〃
	小野川	1 級	4	48	3.2	〃 48	県管理
	中谷川	1 級	—	—	2.2	—	県管理
	上生川	1 級	22.3	200	4.5	平元	県管理
	菖蒲川	準用	—	—	0.7	—	市管理 他 14 河川
坪井川	坪井川	2 級	141.7	560	23.2	〃 33	県管理
	井芹川	2 級	55.7	360	14.6	〃 39	〃
	堀川	2 級	25.5	40	10.8	〃 53	〃
	西浦川	2 級	5	—	2.1	—	〃
	西谷川	2 級	13.2	—	3.6	—	〃
	立福寺川	2 級	5.3	—	1.7	—	〃
	万石川	2 級	3.6	75	1.2	昭 48	市管理
	菟谷川	2 級	1.7	35	0.8	〃 48	〃
	麴川	2 級	3.1	59	1.7	〃 51	〃
	谷尾崎川	準用	2.3	40	1.3	〃 53	市管理 他 2 河川
単独	河内川	2 級	7.8	55	6.6	〃 38	県管理
	千間江湖	2 級	1.5	15	4.7	昭 40	〃
	除川	2 級	5.9	40	3.3	〃 42	〃

※上記の法河川指定（区間）以外の普通河川で、39 河川が砂防指定されている。記載数値は、河川整備計画(工事实施計画)を記載。未策定河川は、河川(準用)現況調書延長を適用

3 港湾施設の対策

【関連部局】
都市建設局

港湾施設は、災害時の応急対策において重要な役割を果たし、その中でも特に、岸壁、栈橋等の係留施設は、救急援助物資や応急復旧資機材の陸揚げ等に必要な施設である。

県の拠点港湾(八代港、三角港、熊本港)における港湾施設は、災害発生時の機能の確保等に関して官民一体となった対策が必要であり、港湾施設に関しては、必要な耐震診断、調査を実施し、必要な補強改修を行う。

また、平成 28 年熊本地震では、熊本港が支援物資や給水、入浴支援の防災拠点として機能したことから、圏域の住民生活や経済活動を停滞させないために、特に耐震強化岸壁の早期整備が不可欠である。

世界最大級の半導体企業の進出により、半導体関連産業の集積や設備投資が活発化しており、今後益々熊本港を利用した海上物流需要の増大が見込まれている。大規模災害時にも背後地域の経済活動を維持し、物流・防災拠点としての役割を果たすため、国・県・熊本連携中枢都市圏構成市町村と連携し、耐震強化岸壁整備を推進する。

4 上水道施設の対策

【関連部局】
上下水道局

上水道は、市民生活に欠くことのできない重要な施設であり、特に貯水施設は、災害時においても最低限確保すべき飲料水を供給するための最重要な施設である。

災害時の被害を最小限にとどめるため、施設の耐震性、安全性の強化を図り、整備を推進する。

また、災害発生直後の飲料水の確保と速やかな復旧を図るための具体的な行動を定めた「災害対策マニュアル」の周知を徹底する。

(1) 主要施設耐震化の推進

取水、送水、配水施設等の耐震性の強化を図り、平常時からその機能について適切な維持管理を行うことで、防災対策上、十分な安全性の確保に努める。また、配水池と防災拠点（災害拠点病院・市役所本庁舎・上下水道局庁舎等）をつなぐ上水道管路や施設の更新や耐震化を進めるものとする。

(2) 管路の耐震化及び水融通管・補給水管の整備

災害における断水及び管路被害の低減を図るよう、被害予測結果により、耐震管の整備を促進する。また、安定給水のため水融通管・補給水管を整備する。

(3) 電力の確保

災害発生時に電力確保することは重要であり、主要施設の非常用発電設備の設置等をより充実させる。

(4) 応急給水拠点の整備

災害時の断水に備え、指定避難所に設置されている貯水機能付給水管を活用して応急給水を行うために必要となる装備品を配備する。

【資料編】14-3 給水関係施設等

5 下水道施設の対策

下水道は、市民が健康的で文化的な生活を営む上で重要な施設であり、快適で美しい都市環境を維持するためにも欠かせない施設である。そこで、合流式の下水道区域における市街地の浸水による被害を防ぐため、絶えず下水道管の維持管理に留意し、特に浸水のおそれのある地域については、重点的に実施するものとする。

(1) 構造面での対策

- ア 浄化センターと防災拠点（広域避難所・市役所本庁舎・上下水道局庁舎等）をつなぐ下水道管路や施設の更新や耐震化を進めるものとする。
- イ 耐震性の低い老朽化した施設については、改築時に必要な補強工事を実施する。
- ウ 処理場内の配管類に可とう性を持たせる。
- エ 配管材の検討を行う。
- オ マンホールと管渠の接続部には、可とう性継手を用いる。

(2) システムとしての対策

- ア 重要幹線の2条化を検討する。
- イ 重要幹線については各処理場とのバイパス管を検討する。
- ウ 停電に備え複数回線受電を行うとともに自家発電装置を設置する。

(3) 体制面での対応

- ア 下水道台帳のバックアップシステムを設ける。
- イ 地盤の液状化が予想される地域の施設について、その対策を検討する。
- ウ 緊急な諸活動が迅速かつ円滑にできるよう、平常時から資機材等の手配について民間団体等と連携しておく。

【関連部局】
上下水道局

第 3 項 ライフライン施設の安全対策

地震発生時の電気、電話、ガス等のライフラインの被害は、市民の文化的生活に対して大きな打撃を与える。このような被害をできるだけ防止するため、関係各機関は以下のような対策をとるものとする。

1 電力施設の対策（九州電力送配電株式会社熊本支社）

現在の都市機能は、そのほとんどが電気に何らかの形で依存している。

したがって、災害時の停電が市民に与える影響は極めて大きいものとなる。

このため、電気施設に関しては、地震時においても停電になりにくい設備の実現、停電した場合の早急な復旧のための予防対策が求められる。

そこで、以下のような対策をとるものとする。

(1) 電力供給施設の耐震性確保

電力供給設備の設計基準では、震度 6 強相当の耐震性能を有することとしており、現在の設備は、これに基づいて設計施工されている。

また、東日本大震災発生後電力中央研究所において検討した結果、現行耐震基準で妥当であることを確認している。

なお、旧基準により設置されている設備については、全て補強等により改修済みである。

(2) 送配電系統の対策

電力供給系統の 1 系統の障害により、著しい電力供給支障が発生するおそれがある場合についても、他系統に切り替えて電力供給の確保ができる対策をとるものとする。

また、電気が、津波警報等の伝達や夜間の避難時の照明の確保等、円滑な避難を行うために重要であることから、電力供給のための体制確保等必要な措置を講じるとともに、災害応急活動拠点等に対して電力を優先的に供給するための方策を検討するものとする。

(3) 緊急用資機材及び人員の確保

災害時に備え緊急用資機材を備蓄しておくほか、これらの資機材が不足する場合を考慮して平常時から外部団体等に対し、あらかじめ非常時の資機材の補給に関する依頼をしておくものとする。

また、復旧要員についても、社員のほか、非常時に要員が不足する場合に備えて、外部団体等に対して応援の要請を行える体制を整えておく。

(4) 災害復旧訓練

大規模地震・津波発生を前提とした初動体制から対策本部機能確立までの総合的な訓練や電力施設等の応急復旧訓練を実施するものとする。

(5) 電気による火災・感電（2 次災害）の防止対策

電力の送電開始時の電気火災発生、切れた電線の接触による感電等 2 次災害の未然防止のため、日頃からテレビ、ラジオ、新聞等の報道機関を利用するほか、パンフレット、チラシ等の配布により広報活動を行うものとする。

2 都市ガス施設の対策（西部ガス株式会社供給本部熊本供給部）

都市ガスは、現代都市において熱源としてのみならず、冷房設備などの動力源としても使用されており重要なライフライン機能である。同時に、施設の破損によってガスが流失した場合は、二次災害の防止及び被害拡大防止が要求される。

このため、以下のような対策をとるものとする。

(1) 都市ガス施設耐震計画

ア ガス製造、供給施設所の耐震性確保

ガス製造、供給所施設は、そのほとんどが耐震設計されているが、過去の災害例を参考として更に各施設の耐震化を図る。また、停電時でも機能が損なわないよう、保安電力を確保する。

イ ガス管路の対策

ガス管路のうち中圧管などの主要管路については、耐震性が考慮されているが、既設管の一部の低圧管（白ガス管等）については耐震性の低いガス管が使用されており、これらについては、計画的、あるいは他工事等の機会をとらえて、ネジ接合鋼管を耐震性、耐食性の高いポリエチレン管等へ順次敷設替えを行う。

ウ 供給系統の対策

ガス導管網をブロック化し、2次災害防止のためのガス供給停止をブロック単位で行うことにより、供給停止が全体に拡大しないよう対策を講じるものとする。

エ 需要家ガス設備の対策

ガス配管は、建設設備の1つとして建物と同等以上の耐震性が要求される。

一般にガス配管は、建物の躯体等に支持材を使用して固定することから、耐震性を向上するには、ガス配管の支持固定が重要な要素となる。

また、一般家庭用の場合、震度5程度（250ガル）を感知するとガスを遮断する機能をもった、マイコンメーターを設置している。

オ 緊急用資機材

災害時に備え緊急用資機材を確保しておくとともに、これらの資機材が不足する場合を考慮して、平常時から外部団体及び民間機関等に対し、あらかじめ非常時の資機材の補給に関する依頼をしておくものとする。

(2) 機能の確保

ア ガス施設の災害予防措置

災害発生時のガス施設の被害を最小限にするため、関係法令、諸規程等の定めに従い、次のとおり平常時からガス施設の点検及び整備に努めるものとする。

(ア) ガス製造所、ガスホルダー及びガス輸送導管等は、大規模地震に耐えうるように設計するとともに、厳しい施工管理と密度の高い設備管理により十分な耐震性を維持する。

(イ) 低圧ガス導管網及び需要家のガス設備に対しても「ガス導管耐震設計指針」（日本ガス協会）等の技術指針に基づいて敷設する。

(ウ) S I 値※や最大加速度値を計測するため地震計の設置を行う。

※ Spectrum Intensity の略。「地震によって一般的な建物がどれだけ大きく揺れるか」を数値化したもの。地震の揺れの指標は、体感的なものとしては「震度」、測定値としては「加速度」を用いるのが一般的。しかし、被害の有無は最大加速度よりも S I 値の大小で判断するほうがより確かである。なお、気象庁が整備している地震計測網の指標である計測震度と S I 値は非常に相関が高いことが明らかになっており、簡易震度計として用いることも可能である。

イ 非常体制の整備

大規模地震が発生したときに、非常体制が有効に機能するように動員基準、組織、業務分担及び通報連絡体制を整備し、社員等関係者に周知徹底を図るものとする。

また、あらかじめ対策本部となるべき場所を定め、その場所を社員及び関連会社社員に周知徹底するとともに、災害時優先電話、通信機器、被害状況連絡票及び需要家リスト等所要の設備・資料を設置するものとする。

ウ 防災教育及び防災訓練

(ア) 防災意識高揚を図り、災害の予防及び災害発生時の被害の拡大を防止するための防災に関する専門知識、関係法令、各種規程、基準及び要領について、社員等関係者に対する教育を実施するものとする。

(イ) 防災活動を迅速に推進するため、年1回以上の防災訓練を実施するとともに、地方公共団体等が実施する防災訓練に積極的に参加するものとする。

エ 防災用資機材の確保及び整備等

(ア) 災害発生時の被害を最小限とするため、緊急措置及び早期復旧に必要な資機材について、平常時からその確保に努めるとともに、定期的にその保管状況を点検整備するものとする。

(イ) 災害発生時における迅速な緊急出動を可能とするため車両を常時稼働可能な状態に整備しておくものとする。

オ 関連会社との協力体制の整備

災害発生時に関連会社からの人員及び資機材の提供が迅速に行えるように、あらかじめ協力体制を整備しておくものとする。

カ 広報活動

平時から需要家に対して、チラシ、テレビ、HP、検針票等を利用して、ガスに関する安全知識の周知に努めるものとする。

また、テレビ、ラジオ、新聞等の報道機関に対して、災害発生時の情報を速やかに連絡できる体制を確認しておくものとする。

3 通信施設の対策（NTTグループ）

現代は情報の時代であり、その情報流通の大きな部分を受け持っているのが通信設備である。現代の通信は単に人と人との会話を伝えるだけでなく、各種データ端末やコンピューター間で多数の情報が交流しており、通信の不通は社会生活や経済に与える影響が多大である。このため、大規模地震・津波発生時において途絶しない設備の実現、被災地に殺到する通信への対処方法等の対策の推進を図ることとする。

このため、以下のような予防対策をとるものとする。

(1) 施設の耐震性強化

営業所、交換所等の施設は、そのほとんどが耐震設計されているが、既往災害例を参考として更に施設の耐震強化を図るものとする。

(2) 通信回線施設の機能の確保

屋外通信回線は、主に電柱及び電話線等からなるが、大規模地震発生時における情報通信の重要性に鑑み、災害時の通信手段の確保のために通信ケーブルの地中化を促進するものとする。また、携帯、自動車電話及び衛星通信等の移動無線回線を活用して緊急情報連絡用の回線の設定に努めるとともに、これらの無線回線を活用したバックアップ対策の推進を図るものとする。

(3) 通信路の多ルート化の促進

災害時における情報通信の重要性に鑑み、災害時の通信手段の確保のため、回線系統の二重化を進め、1 系統に故障が発生し、通信が不能になった場合でも予備系統に切り替えることによって迂回通信が確保できるよう対策を実施するものとする。

(4) 災害時優先回線の設定

大規模地震発生時には、各地から多数の電話が殺到することが予想される。

このような状況下でも防災関係機関等への非常・緊急通報については優先的に電話回線が使用できるよう防災関係機関等が災害発生時に使用する電話回線については、災害時優先電話とする。

そこで、熊本市の申請により災害発生時に使用する電話については、災害時の規制が行われない災害時優先電話回線に設定登録している。

(5) 緊急用資機材、人員の確保

災害時に備え災害対策機器等の緊急用資機材を確保しておくほか、復旧要員についても熊本市周辺部で大規模震災等が発生した場合、広域応援体制を発動し全国からレスキュー隊等の復旧要員を迅速に被災地へ派遣できる体制を整えておく。

(6) 災害復旧訓練

大規模地震・津波発生を前提とした初動体制から災害対策本部機能確立までの総合的な訓練や通信施設等の応急復旧訓練を実施するものとする。

第 4 項 鉄道施設災害予防計画（九州旅客鉄道株式会社熊本支社）

1 施設の現状

県内における鉄道施設の延長は、線路延長 263.2km、盛土延長 106.3km、切取延長 58.6km となっている。また、橋梁は 993 箇所で 15km、トンネルは 54 箇所で 18.2km となっている。

2 施設、設備の耐震化の確保

建造物の設計は、土木関係構造物設計標準仕様書（J R 九州）に則した設計を行い、耐震性を確保するものとする。

3 防災訓練

大規模地震発生時に適切な処置がとれるよう防災訓練を適宜、次のとおり実施するものとする。

- (1) 社員の非常呼集訓練
- (2) 避難誘導訓練
- (3) 消火訓練
- (4) 列車脱線訓練

4 防災関係資材の点検整備

救援車、車両台車、緊締用品、照明用品、ジャッキ類等を常に整備し、完全な状態にしておくものとする。

5 避難誘導体制の周知

大規模地震発生時、駅においてはコンコース、改札口等の旅客の見やすい箇所に旅客誘導上必要な情報の内容を掲示するとともに、随時放送を行い情報の周知徹底を図るものとする。また、列車乗客においては、速やかに列車の運行状況、接続状況について詳しく案内するとともに、状況に応じて適切な誘導に努めるものとする。

第5項 地盤災害の予防対策

地震による被害は、直接振動によって建築物、構造物等が破損・倒壊するもののほか、地盤が変状・崩壊することによって生じる被害があり、被害の発生状況は、地盤の特性によって大きく左右される。この種の被害としては、地盤の液状化と急傾斜地の崩壊等による被害に大別される。

このような被害をできるだけ防止するため関係各機関は、以下のような対策をとるものとする。

1 地盤の液状化対策

液状化現象は、砂質地盤特有の現象で、地下水を含んだ砂層が液体状になってしまう現象で、地下水面が10mより浅く、あまり締め固まっておらず、水がどうにか動ける程度の粒径の場合にその可能性が高いことが判っている。

熊本市震災対策基礎調査によれば、熊本平野は地下水位が極めて高い特徴があるが、更に砂質性の地盤が多いため、液状化に対して要注意の地域が市中心部、南部及び西部に比較的多く存在する結果となっている。

(1) 土木施設構造物の対策

土木施設構造物（道路、港湾、河川、橋梁等）の液状化対策は、大別すると地盤改良による工法と構造物で対処する工法がある。これらの工法の実施にあたっては、各工法の特徴を考慮し、一つの工法だけにとらわれず、二種以上の工法比較検討し最適な工法の採用に努める。

【関連部局】
都市建設局

【関連部局】
都市建設局

(2) 建築物の対策

建築物の液状化対策の工法は、敷地地盤の液状化の発生があっても被害を起こさず、これを最小限に抑えるために建築物に施す対策工法と、敷地地盤の液状化の発生を抑制し、流動の範囲を制限するためにその敷地内に施す対策工法に大別できる。これらの工法の実施にあたっては、各工法の特徴や限界を勘案し効果的に組み合わせることが望まれる。

(3) 地下埋設物の対策

地下埋設物（上下水道、ガス、電気、電話）の液状化対策工法は、地下埋設管路の対策工法と、地盤改良工法の 2 つに大別される。

地下埋設物は、都市のライフライン施設であり、相互に深く依存するネットワークであるので、施設の耐震化等の事前対策から応急復旧に至るまでの各対策について総合的な対策を講ずることが望まれる。

【関連部局】
上下水道局

2 急傾斜地崩壊等の対策

急傾斜地崩壊等による災害の予防対策は、主に県において計画実施されているが、おおよそ次のとおりである。

【関連部局】
都市建設局

(1) 急傾斜地崩壊防止対策

最近における災害の中で、集中豪雨による急傾斜地の崩壊（がけ崩れ）が各地に多発し、公共建物、病院、人家密集地等に重大な被害を及ぼしている。

本市における急傾斜地のうち、特に公共建物、医療機関、人家密集地等に重大な被害が予想される危険区域については、擁壁を設置し、又は法切工を行う等所要の措置を実施する必要があるが、この対策は昭和 44 年度から始まった事業で、法律により急傾斜地崩壊危険区域の指定を行い、県が逐次防災工事を施工している。

【資料編】4-1 土砂災害警戒区域等

(2) 地すべり防止対策

地すべりは、脆弱な地質地帯で、雨水、地下水等が作用して引き起こされるが、その対策として、危険が予想される地域に、擁壁工事等を施工し、地すべりによる土砂を阻害することにより付近一帯の道路、港湾、農地、各種施設及び家屋等を保護するとともに、これらの被害を軽減し、特に関係住民に対しては移転を指導し、その安全を図るものとする。

松尾町上松尾及び河内町船津に地すべりのおそれがあり、計 56ha が地すべり防止区域に指定されている。

【資料編】4-4 地すべり防止区域

(3) 山崩れ防止対策

山崩れ等の防止対策として、溪流荒廃を防止するための治山ダムや山腹崩壊地の拡大を防ぐ山腹工を整備し、山地の保全を図る。

ア 山腹崩壊危険地区

山腹崩壊のおそれがある地区について山腹崩壊危険地区が指定されている。

イ 崩壊土砂流出危険地区

崩壊土砂流出のおそれがある地区について崩壊土砂流出危険地区が指定されている。

【資料編】4-2 山腹崩壊危険地区、4-3 崩壊土砂流出危険地区

(4) 宅地造成等の規制対策

宅地造成工事により、がけ崩れ又は土砂流出等の災害の生ずるおそれの著しい地域については、昭和42年2月1日付にて別表に定める宅地造成工事規制区域として国土交通大臣の指定を受けている。この区域内においては新規の宅地造成工事は勿論、既成の宅地についても指導、規制を行い、災害を未然に防止するよう努力している。なお、指導にあたっては関係機関とも協力するものとする。

(5) がけ地近接等危険住宅移転対策

がけ地の崩壊、土石流、地すべり等は、そこに住む人々の生命及び財産に重大な被害をもたらすことから、がけ地に近接する危険住宅の移転を促進し、住民の生命の安全を確保するため、がけ地近接等危険住宅移転事業制度に基づき、危険住宅の除却に要する経費及び危険住宅に代わる住宅の建設（購入）に要する経費について、その一部を国、県などにより補助するものである。

【関連部局】
都市建設局

(6) 災害関連地域防災がけ崩れ対策

激甚災害に伴い崩壊等が生じ、放置すれば次期降雨等により被害を与えるおそれがある場合に、市が事業主体となって緊急的に崩壊防止工事を実施するものである。

【関連部局】
都市建設局

対策に要する経費については、その一部を国、県から補助される。

【資料編】4-5 がけ崩れ危険箇所

3 災害危険地域の指定

県が指定する洪水、地すべり及び高潮等により、災害発生のおそれがある災害危険地域について、行為規制等の必要な措置を講ずるための危険区域の巡視等災害予防上必要な措置について定めるものとする。

【関連部局】
都市建設局
消防局

(1) 災害危険地域の現況

ア 土砂災害警戒区域等指定区域

イ 河川、海岸及び重要水防箇所等

【資料編】4-1 土砂災害警戒区域等、4-2 山腹崩壊危険地区、

4-3 崩壊土砂流出危険地区、4-4 地すべり防止区域、4-5 がけ崩れ危険箇所、

4-6 砂防指定地、4-7 重要水防区間及び箇所、4-8 重要水防施設、

4-9 海岸、4-10 道路冠水・落石・崩壊

(2) 実施責任

ア 土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律、地すべり等防止法及び急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律に基づく指定区域並びに法指定以外の指定区域の行為の制限、その他災害予防上必要な設置については県と協力し、万全を期するものとする。

イ 河川及び海岸の災害危険地域の巡視及び災害予防上必要な措置については、水防法の定めるところにより行うものとする。

(3) 危険地域の予防査察等

ア 水防関係

市は、県知事から水防警報が発せられたとき、水位がはん濫注意水位に達したとき、その他水防上必要があると認められるときは、災害危険地域について、河川、海岸及び堤防等の巡視を行うものとし、また、消防団を出動させ、又は出動の準備をさせるものとする。

イ 防災関係施設（堤防、樋門等）の整備により危険地域の指定から外されている場合においても、異常な水位（潮位）の上昇により破堤・越波等の発生するおそれもあるため、警戒、巡視等においては、従来からリストアップされた危険地域だけでなく、水位（潮位）と堤防等の高さを比較のうえ適切に対応するものとする。

なお、通報その他災害予防上必要な事項については、熊本市水防計画の定めるところによる。

ウ 地すべり、がけ崩れ関係

地すべり等防止法により市では、松尾町要江等 2 箇所が山地の地すべりとして指定されているが、その他の地すべり、がけ崩れが予想される地区を巡回し、また住民からの連絡、通報とあわせて、事前に住民の避難指定等適切な措置をとるよう努めるものとする。

第 6 項 火災予防対策

地震発生時には、火気設備及び火気器具（以下「火気設備器具」という。）、危険物などを要因とする多くの潜在的な出火危険がある。火気器具自体の転倒、落下、また、建築物の倒壊や家具等の収容物の転倒、落下により、可燃物が火気設備器具に接触する等、二次的な火災が発生し多大の被害が予想されるため、以下のような対策をとるものとする。

【関連部局】
消防局

1 出火防止対策

地震に伴う火災は、同時に多数の地点で出火する特徴から、消防力は分散され、また、道路の損壊や倒壊物による道路閉塞で消火活動が阻害され、大火災になりやすく、特に木造家屋密集地域では延焼速度が早く広範囲への延焼が予想される。

このようなことから、一般家庭や事業所等において、出火の危険性につながる要因を検討し、その対応策について、技術的あるいは日常的な管理上の安全対策を推進するとともに、防災意識の高揚と地震発生時の行動力の向上を図ることによって、震災時における出火の防止を目標とする。

(1) 火気設備器具の安全対策

火気設備器具の転倒防止などの安全措置及び耐震安全装置等の設置促進を図るとともに、火気使用場所及び周辺の不燃化等による安全環境の整備指導を推進する。

また、平成 16 年改正の消防法及び熊本市火災予防条例に基づき、住宅の用途に供される建築物には、住宅用防災機器を設置し、維持管理しなければならない。

(2) 電気・ガス設備の安全対策

建築物又は電柱の倒壊等により、電線の切断や電気・ガス設備器具の損傷、あるいはガス配管の折損等が出火又は延焼拡大の要因につながることから、一般家庭、事業所における地震時の電気及びガスの遮断操作の指導を推進する。

(3) 自主管理による出火防止対策

建築物の高層化・複雑化に伴い、消防機関による予防行政及び消防活動を補完する防火管理者及び防災管理者（以下「防災管理者等」という。）の役割の重要性が増加している。そこで、大規模地震にあっても防火管理及び防災管理業務を有効に遂行できるよう防火管理者等に対する講習会を実施する等、防火管理者等の資質の向上を図り、自主チェック体制を強化することにより、地震時の出火危険の排除を促進する。

また、各家庭にあつては、地震に対する知識の高揚に努め、地域ぐるみの出火防止対策を推進する。

(4) 防災製品の普及指導

防災製品は、出火及び延焼拡大防止に非常に効果があるので、その普及を図る。特に高齢者等の要配慮者が居住する家庭に対しては、防災製品のカーテン・じゅうたん等の普及促進を図るものとする。

(5) 消防同意制度の活用

火災を未然に防止し、また万一出火した場合、その火災の拡大及び延焼を防止するため、建築物の新築、増築、改築等を行う際、計画の段階において火災予防上の観点から、専門的立場で審査し、防火区画等構造上の安全性、消防用設備等の設置を促進し、建築確認を行う建築主事及び指定確認検査機関と連絡調整を図り、建築物の一層の安全確保に努める。

(6) 防火意識の普及対策

ア 熊本市消防避難訓練の日

昭和 48 年（1973 年）11 月 29 日に発生した大洋デパート火災の経験及び教訓を風化させることのないよう、毎年 11 月 29 日を「熊本市消防避難訓練の日」と定めた。

「熊本市消防避難訓練の日」は、大型商業施設等での総合消防訓練等を実施し、市民・事業所等の防火意識の向上及び火災に対する備えの充実を図るものとする。

イ 危険物安全週間

毎年 6 月の第 2 週を「危険物安全週間」として全国的に危険物の規制に関する政令等に係る位置、構造及び設備の基準の維持や取扱い、移送や運搬について危険物事業所等に対してポスターの配布等により危険物の取扱い等に係る意識の啓発向上を図る。

ウ 文化財防火デー

昭和 24 年（1949 年）1 月 26 日、国宝法隆寺金堂焼失により文化遺産保護のため、消防庁は文化庁と共唱して昭和 30 年（1955 年）から 1 月 26 日を「文化財防火デー」と定めている。

歴史と伝統のなかで先人が残した貴重な文化財を、火災・震災等の災害から守り、後世に継承していくため、文化財関係者の訓練の実施と市民の文化財愛護意識の普及に努める。

エ 火災予防運動

春（3月1日～3月7日）・秋（11月9日～11月15日）の年2回全国的に火災予防運動を実施している。

市民及び事業所関係者の防火意識の高揚を図るため、各種行事を積極的に展開する。

オ 救急の日

毎年9月9日を「救急の日」と定め、市民一人ひとりの理解と認識を深め、救命率を向上させるため、有事に備えた応急処置等の救急技術の普及に努める。

カ 119 番の日

毎年11月9日を「119 番の日」と定め、市民の防火・防災意識の一層の高揚を図り、正しい通報要領等の普及に努める。

2 初期消火対策

【関連部局】
消防局

地震時には、多くの出火要因が考えられることから、出火防止対策の徹底によっても、なお、相当数の火災の発生が予想される。

さらに、震災時には消防活動がさまざまな障害によって、現行の消防体制のみでは対応できない事態が予想されることから、延焼火災を防止するため、市民一人ひとりの防災行動力の向上を図り、家庭や事業所を含めた地域一体となった自衛消火体制を確立することを目標とする。

(1) 市民の防災行動力の向上

市民一人ひとりの初期消火など防災行動力の向上を図るため、町内自治会や事業所等を単位とした防災研修、訓練を行い、組織的に災害に立ち向かう防災行動力のある市民の育成に努める。

(2) 初期消火資器材の普及促進

消火器、水バケツなど初期消火資器材の普及促進を図り、震災時の初期消火体制の充実を推進する。

(3) 事業所における自衛消防隊の防災行動力の向上

震災時において、消防用設備等を有効活用した迅速かつ的確な初期消火及び延焼防止を行い、被害を軽減するため防災研修、訓練を強化し、自衛消防隊の防災行動力の向上に努める。

また、事業所間相互協力体制の強化を図るとともに、地域との協働体制づくりを推進する。

(4) 消防用設備等の適正化

消防用設備等の適正な設置指導を行うとともに、事業所等の建物に設置された消防用設備等が震災時に有効に機能するよう日常的かつ定期的な維持管理の徹底を推進する。

3 事業所の防火対策

(1) 立入検査の実施

事業所に対し、火災発生のおそれのある箇所に立ち入り、出火危険、人命危険を排除するため、火災予防上必要な処置を指導するとともに、その実態を把握することにより出火時の被害を最小限にとどめることを目的とする。

特に、不特定多数の者が出入りし、また、勤務する事業所にあつては、一旦火災が発生すると人的、物的に多大な損害が予想される。

このことから、有効な立入検査の実施及び防火教育を実施し、災害時において的確に対処し、自衛消防隊の確立を図り、さらに、地域と一体化した自主防火管理体制の向上に努めるものとする。

(2) 特別検査等の実施

ア 大規模物品販売店舗・飲食店舗等ビルの特別検査

大規模物品販売店舗・飲食店舗等ビルは、不特定多数の者が出入りするため、一旦火災が発生すれば大惨事に発展するおそれがある。

このため、特別検査を実施し、従業員の防火意識の高揚、避難上必要な施設の管理の徹底等を図り、利用客の安全・安心を確保する。

イ 警防活動困難区域の調査

木造建築物が密集している地域又は消防自動車の進入困難な区域等においては、一旦火災が発生すれば延焼拡大の可能性が大きいため、日常における防火意識の高揚を図るため適宜調査を実施する。

【関連部局】
消防局

第 7 項 危険物施設等の災害予防対策

大規模地震・津波発生時、危険物・火薬類・高圧ガスから出火した場合は、急速に火災が拡大するおそれや爆発するおそれがあり、劇物・毒物・放射性物質については、漏洩、飛散、流出等の被害が予想される。

また、災害防御活動は困難であることから、人命、建築物等、地域に及ぼす影響及び被害は大規模化する可能性がある。

このようなことから、被害を最小限にすることを目的として、以下の対策をとるものとする。

1 危険物対策

消防法に基づき、次のとおり危険物施設の関係者への指導を行うものとする。また、立入検査等の機会を利用して、危険物施設における防災対策を指導するものとする。

(1) 危険物施設に対する安全指導

消防法に基づく危険物施設の許認可及び届出受理に際しては地震・津波対策を指導する。

(2) 危険物の管理、保管の徹底

関係者による危険物の貯蔵取扱いが適正に行われるよう消防法令の基準に基づく管理、保管を徹底させる。

【関連部局】
消防局

(3) 危険物の流出防止対策

危険物流出防止に関する防油堤、配管等設備の耐震構造を強化するよう指導し、地下水等の汚染防止を図るため定期点検の励行を促進する。

(4) 自主保安体制の確立

事業者の自主保安活動を促すとともに、自主点検及び保安教育の充実を図る。
また、地震・津波時の応急体制の確立と訓練について指導する。

2 火薬類対策

火薬類取締法に基づき、次のとおり火薬庫等の関係者への指導を行うものとする。
また、立入検査等の機会を利用して、火薬庫等における防災対策を指導するものとする。

(1) 火薬庫等に対する安全指導

火薬類取締法に基づき火薬庫等の許認可及び届出受理に際しては地震・津波対策を指導する。

(2) 火薬類の管理・保管

関係者による火薬類の貯蔵取扱いが適正に行われるよう、火薬類取締法令に基づく管理、保管を徹底させる。

(3) 自主保安管理の徹底

火薬類取締法に基づき、事業者の自主保安活動を促すとともに、保安管理体制の強化及び保安教育の実施を徹底させる。また、地震・津波時の応急体制の確立と訓練について指導する。

3 高圧ガス対策

高圧ガス保安法に基づき、次のとおり高圧ガス施設の関係者への指導を行うものとする。また、立入検査等の機会を利用して、高圧ガス施設における防災対策を指導するものとする。

(1) 高圧ガス施設に対する安全指導

高圧ガス保安法に基づき高圧ガス施設の許認可及び届出受理に際しては地震・津波対策を指導する。

(2) 自主保安管理の体制の充実

事業者の自主保安活動を促すとともに、自主点検及び保安教育の充実を図る。また、地震・津波時の応急体制の確立と訓練について指導する。

4 毒物・劇物対策

(1) 貯蔵取扱等施設に対する安全性の指導

事業者等に対して、地震・津波を考慮した貯蔵取扱いが適正に行われるよう徹底させる。

【関連部局】
消防局

【関連部局】
消防局

【関連部局】
健康福祉局

(2) 自主保安管理の徹底

事業所等は、各種法令を遵守するとともに、自己の責任において防災体制を整備し、保安管理体制の強化及び保安教育の実施を徹底させる。

(3) 立入検査時の指導

関係法令等による届出等により毒物・劇物を確実に掌握することに努め、事業所等には、地震・津波時の出火防止を指導し徹底させる。

5 有害物質等による環境汚染対策

【関連部局】
環境局

市は、大規模地震・津波による有害物質等保管・使用事業所等からの有害物質等の飛散・流出を防止し、又は安全性を確保するため、以下の対策をとるものとする。

- (1) 事業所等で保管・使用されている有害化学物質の種類や排出量等を定期的に把握する。
- (2) 事業所に対し、有害物質等の飛散・流出時の体制の整備を行うよう周知する。

第 5 節 避難計画

災害から市民等の生命・身体等の安全を守るとともに、二次災害の回避及び住居等が被災した場合の一時的な生活空間を確保するため、必要な避難場所や避難所の選定や整備等について定めるものとする。

計画にあたっては、熊本地震における課題等を踏まえ、被災者の年齢、国籍、性別及び障害の特性に関する多様性を理解し、全ての被災者がその尊厳を傷つけられないことがないように、避難所の指定の在り方や運営方法を改善する。また、「避難生活の環境変化に対応した支援の実施に関する検討会 とりまとめ」（内閣府：令和 6 年 6 月）を受け、「場所（避難所）の支援から人（避難者等）の支援へ」の基本的な考え方の転換のもと、在宅や車中泊等の避難者への対応に関する検討を進める。

第 1 項 避難場所及び避難所の定義と指定

市民等の安全を確保するための避難場所及び避難所の定義及び指定にあたっての選定基準について、下記のとおり定める。

1 避難場所及び避難所の定義

(1) 一時的に避難する避難場所（スペース）

ア 指定緊急避難場所

風水害・地震・津波等の災害の発生又はおそれがある場合に、危険を回避するため、一時的に身を守るための避難場所であり、公設公民館、市立の学校施設、近隣公園等の比較的規模の大きな都市公園及び県・私立高校等のグラウンド等を指定している。

イ 地域の避難場所

指定緊急避難場所以外で、災害の発生又はおそれがある場合に、一時的に避難する場所として地域が指定した避難場所であり、地域の公民館や地域コミュニティセンターなどを指定している。

ウ ペット同伴避難場所

ペットとその同行者が屋内で避難することができるペット同行者専用の避難場所のこと。（飼い主がペットと同じスペースで過ごすことを意味するものではない。）

エ 広域避難場所

地震などによる火災の延焼拡大により、地域全体が危険になった場合に一時的に市民等の生命と安全を守る場所として、公園・広場等の空地を指定している。

(2) 避難生活する避難所

ア 指定避難所

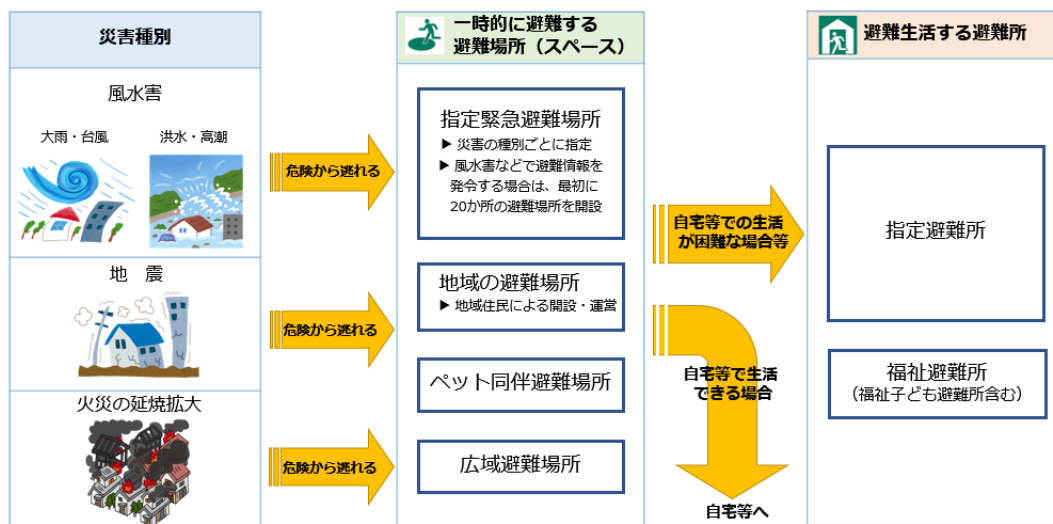
風水害・地震等の災害により住宅等が全半壊・焼失等の被害を受け、生活の場が失われた場合などに、短期的かつ応急的な生活の拠点として宿泊滞在する施設であり、主として市立の小中高等学校や公共施設を指定している。

【関連部局】
政策局
文化市民局
健康福祉局
こども局
教育委員会
各区役所

イ 福祉避難所（福祉子ども避難所含む）

災害対策基本法に規定される災害が発生し、災害救助法が適用された場合に、必要に応じ、各指定避難所や指定避難所に準じる施設（以下「指定避難所等」という。）での生活が困難な高齢者、障がい者、乳幼児、妊産婦等、特に配慮を要する者を対象に滞在させることを想定した二次的な避難所であり、協定の締結団体に加入する社会福祉施設等に設置する。

福祉子ども避難所は、共同生活が困難な障がい児等及びその家族のため、必要な配慮と支援体制の整った市内にある特別支援学校と協定を締結し確保している。



※ 危険区域に該当していない場合や安全性が確認できる場所であれば、在宅避難も可能

2 避難場所及び避難所の指定基準

避難場所及び避難所の拡充・補完については、下記の基準と地域的特性を総合的に考慮し、指定の可否を判断する。

(1) 避難場所及び避難所

ア 指定の基準

- (ア) 土砂災害などの二次災害のおそれがないこと。
- (イ) 安全な避難経路が確保できること。
- (ウ) 一時的に宿泊滞在が可能な建物等が確保できること。
- (エ) 救援物資等の輸送経路が確保できること。
- (オ) 水道、トイレ、電話等の施設が整っていること。
- (カ) 夜間休日等を含め利用できること。
- (キ) 耐災害性（耐震・耐火・耐水害等）が確保されていること。

イ 災害種別の避難場所

市が指定した災害種別・区分別の避難場所は、【資料編】10 避難対策を参照。

3 ペット同伴避難場所の拡充

市有施設をはじめ、民間企業とも連携しペット同伴避難場所の拡充に取り組む。

4 福祉避難所（福祉子ども避難所含む）の拡充等

高齢者や障がい者、妊産婦、こども等、避難所等で生活に支障がある方々に対し、その家族や支援者も含め、十分な配慮（障がい者等にあつては障害者差別解消法に基づく合理的配慮）をするとともに、指定避難所における福祉避難室の整備、更に福祉避難所（福祉子ども避難所含む）を拡充し、開設訓練の充実等を図ることなどにより、発災直後から円滑に運用できるよう体制構築に取り組むものとする。

また、協定施設と熊本地震における対応に関する意見交換等を行う中で、相互の課題を洗い出し、必要な改善策を講じるほか、開設訓練への参加施設数の増加に努めるなどにより、福祉避難所（福祉子ども避難所含む）の充実に努めるものとする。

第 2 項 指定緊急避難場所及び指定避難所の機能整備

指定緊急避難場所及び指定避難所については、地域の特性に応じて下記の事項に留意し施設の整備及び機能等の向上を図るものとする。

1 指定緊急避難場所の整備

（1）通信手段の確保

災害時優先電話、無線通信機器等の整備を行い、災害対策本部や区対策部等との通信手段の確保に努める。

（2）設備等の整備

非常用照明施設、非常用電源、テレビ、ラジオ等被災者による災害情報の入手に資する機器の整備、施設の耐震性等の安全性の確保に努める。

2 指定避難所の整備

（1）安全性の確保

指定避難所の安全性を確保するため、構造体の耐震化に取り組み、非構造部材についても建替えや大規模改修の機会に併せて必要な耐震改修の検討を行う。避難に使用する階段等の構造物や転落防止のための柵の整備について検討し、安全性を向上させる。

（2）要配慮者に配慮した施設整備

避難場所の段差解消のためのスロープ・手摺りの設置などのバリアフリー化を推進する。

（3）通信手段の確保

災害時優先電話、無線通信機器等の整備を行い、災害時の通信手段の確保に努める。

（4）非常用電源・照明器具の確保

災害時の停電に備え、発動発電機や外部給電機器等の非常用電源及び投光器等の照明器具の確保に努める。

(5) 備蓄物資等の確保

「熊本市物資供給計画」に基づいた分散備蓄倉庫等の設置により、初期の避難生活に必要な食料・物資等を備蓄する。

(6) 生活環境の確保

新設及び改修される際は、避難生活に必要なエアコン、トイレ・シャワー等の増設など避難生活環境の向上に努める。

【資料編】6-4 防災倉庫・備蓄倉庫・分散備蓄倉庫に関する維持管理規程

(7) 感染症対策

避難所における呼吸器系の感染症への対策として、マスクや手指消毒液をはじめ感染対策として必要な物資を確保し、避難所内の適切な換気を実施するとともに、避難者の十分なスペースを確保することとする。

併せて、避難者の体温測定や体調の記録を行うなど健康状態を確認すること、避難所内の清掃や消毒、清潔保持等、衛生管理を適切に行うこと、感染症を発症した避難者や疑いのある者の専用スペース又は個室を確保することが適切であること等、避難者の健康管理や避難所の衛生管理、感染症患者や発熱者への対応等に取り組むこととする。

第3項 避難路の整備

1 災害発生時に安全な避難路の選定

市は、指定緊急避難場所等を記載した地域版ハザードマップの作成に努め、市民はこれを基に災害発生時の安全な避難路を選定し、地域版ハザードマップに記入するものとする。

また、市民は津波発生時には徒歩による避難を原則としつつ、地域の実情に応じて自動車で安全かつ確実に避難できる避難路について検討するものとする。

2 避難路の整備計画

市及び県は、地域の特性に応じた避難路等（指定緊急避難場所等に通じ、避難者の迅速かつ安全な避難行動を確保するために必要な構造を有する道路、緑地又は緑道）の整備及び案内標識、誘導標識等の整備に努めるものとする。

また、市は、熊本地震で滑動した盛土や被災した民間宅地擁壁により、指定緊急避難場所等に通じる道路に被害が発生するおそれがあるものは、迅速かつ安全な避難行動を確保するため、滑動崩落防止事業等の実施に努めるものとする。

【資料編】3-2-6 避難地・避難路の指定

第4項 避難誘導体制の整備

1 避難誘導体制の整備

市は、地域住民が円滑に避難できるよう、区対策部と施設管理者と連携し、自主防災クラブ、町内自治会、消防団等による避難誘導体制の整備に努めるものとする。

このため、市は地域住民とワークショップを通じた「地域版ハザードマップ」の作成に取り組み、自主的な避難意識の啓発と普及及び避難訓練等の促進を図る。

また、市は、災害時に自ら避難をすることが困難な方（避難行動要支援者）の実効性のある避難支援体制づくりを行うため、避難行動要支援者の名簿を整備し、その外部提供に関し同意のある方の情報を平常時から地域団体等へ提供するとともに、優先度が高い避難行動要支援者については、福祉専門職の参画などにより、迅速かつ効果的な個別避難計画の作成を推進する。

2 広域避難及び被災者の搬送

市、県は、大規模広域災害時に円滑な広域避難が可能となるよう、他の地方公共団体との広域一時滞在に係る応援協定の締結、熊本連携中枢都市圏の近隣市町村との広域的な避難体制の構築や、被災者の搬送が円滑に実施されるよう搬送事業者等との協定の締結など、発災時の具体的な避難・受入方法を含めた手順等を定めるよう努めるものとするとともに、県と連携して広域避難計画の作成を検討する。

また、災害発生のおそれ段階であっても、必要と認めるときは、広域避難を検討のうえ、実施するものとする。

3 施設管理者対策

病院、工場、事業所、デパート、駅等多数の者が出入りする施設の設置者又は管理者は、当該施設内にいる者の避難を迅速かつ安全に行うため、具体的な避難計画を策定し、市、消防機関、警察等との綿密な連絡をとり、災害時に対処する体制を常に確立しておくものとする。

4 児童生徒等の対策

市、県は、学校等が保護者との間で、災害発生時における児童生徒等の保護者への引渡しに関するルールを、あらかじめ定めるよう促すものとする。

また、市は、小学校就学前のこどもたちの安全で確実な避難のため、災害発生時における幼稚園・保育所等の施設と市相互間の連絡・連携体制の構築に努めるものとする。

第 5 項 避難指示等の発令の判断基準の整理

市は、高齢者等避難、避難指示（以下、「避難指示等」という。）を適切なタイミングで適当な対象地域に発令できるように、国の定める避難指示等ガイドライン等を基に、あらかじめ発令の判断基準を定めておくとともに、安全な場所にいる人まで避難場所に行く必要がないこと、避難先として安全な親戚・知人宅等も選択肢としてあること、警戒レベル 4 で「危険な場所から全員避難」すべきこと等の避難に関する情報の意味の理解の促進に努める。

そのため、避難指示等の発令・伝達に関し、災害緊急時にどのような状況において、どのような対象区域の住民に対して避難勧告等を発令すべきか等の判断基準（具体的な

考え方) について、「避難情報に関するガイドライン 令和3年5月10日 内閣府」を参考にマニュアルを整備するものとする。

また、平時から津波発生時を想定した避難シミュレーション訓練を行うなど、発令の判断基準等が適切かどうか確認を行うものとする。

さらに、市は、避難指示を行う際に、国又は県に必要な助言を求めることができるよう、ホットラインの構築や連絡調整窓口、連絡の方法を取り決めておくとともに、連絡先の共有を徹底しておくなど、必要な準備を整えておくものとする。

第6項 避難場所及び避難方法等の事前周知

【関連部局】
政策局

1 市

市は、市民が災害発生時に的確な避難行動ができるように、ハザードマップ等の配布又は回覧など、居住する地域の災害リスクや住宅の条件等を考慮したうえでとるべき行動や適切な避難先を判断できるよう周知に努めるとともに次の事項について住民に対する周知徹底を図るものとする。

- (1) 洪水・高潮・津波浸水想定区域、土砂災害警戒・特別警戒区域
- (2) 指定緊急避難場所、指定避難所等の名称及び場所
- (3) 指定緊急避難場所、指定避難所への経路
- (4) 避難の指示の伝達方法
- (5) 避難後の心構え
- (6) 車中泊避難の注意事項

(車中泊のリスク、短期限定の避難、エコノミークラス症候群の防止策)

なお、住民、地域の防災組織、消防機関、警察、学校等の多様な主体の参加のもと、上述の(1)～(6)の内容等を記載した、具体的かつ実践的な避難計画の策定を行うとともに、次の事項について取り組むものとする。

- (7) 避難場所案内標識(多言語)等の設置
- (8) 「地域版ハザードマップ」の作成・配布
- (9) 市ホームページへの掲載
- (10) 防災訓練・「出前講座」の実施による啓発
- (11) 出前講座・防災教育での啓発

また、津波避難計画には、消防機関が津波からの円滑な避難の確保等が行われるよう、次の事項を定めるものとする。

- (12) 津波警報等の情報の的確な収集及び伝達
- (13) 津波からの避難誘導等
- (14) 地域の防災組織等の津波避難計画作成等に対する支援
- (15) 津波到達予想時間等を考慮した退避ルール

これらについては、各種防災施設の整備状況や被害想定を検証等を定期的に行い、必要に応じて見直していくものとする。

2 住民

住民は 1 (1)～(6) の内容や、家族との連絡方法等を平時から確認しておき、大規模災害の発生、津波が発生した場合の備えに万全を期するよう努めるものとする。

第 7 項 指定緊急避難場所及び指定避難所の開設・運営体制 の整備

風水害、地震等による災害が発生した場合、または特別警報級の発表のおそれがあり風水害による予防的避難が必要で、本市から予防的避難所の運営等について協力を求める場合、指定緊急避難場所及び指定避難所の迅速かつ円滑な開設・運営が行えるよう、次の方針により体制の整備に努めるものとする。

※避難所の開設・運営に関する詳細については、「避難所開設・運営マニュアル」参照。

※予防的避難に関する詳細については、「予防的避難時の避難場所開設・運営マニュアル」参照。

1 避難所開設・運営の基本方針

市民、地域の防災組織、避難所を設置する施設の管理者及び市は、互いに協力して避難所の開設や運営を行うことを基本とする。

ア 校区防災連絡会

校区防災連絡会は、小学校区ごとに設置し、平時から、避難所運営委員会の設置に向けた協議等を行う。

(ア) 構成員

- ・校区自治協議会などの地域団体
- ・施設管理者（学校長又は代表者）
- ・市職員（避難所担当職員等）

(イ) 主な活動内容

- ・指定避難所ごとに、避難所運営委員会の構成団体等の検討
- ・地域の避難施設、避難所間の情報収集・物資配布体制の確認
- ・訓練の時期・内容を検討及び実施 等

イ 避難所運営委員会

避難所運営委員会は、指定避難所ごとに設置し、平時から、避難所運営のルールづくり（避難所開設運営マニュアルの作成）等を行い、災害時に避難所の開設・運営を行う。

(ア) 構成員（「校区防災連絡会」で指名）

- ・地域団体など
- ・施設管理者（学校長又は代表者）
- ・市職員（避難所担当職員）

(イ) 主な活動内容

- ・避難所運営委員会の組織、活動班の決定（委員長、副委員長、総務班、福祉班 等）

- ・避難所開設運営マニュアルの作成・修正
- ・近隣にある地域の避難場所や屋外（車中）避難者、在宅避難者等の情報収集、物資の供給 等

※ 指定避難所や指定避難所に準じる施設以外の避難所

指定避難所や指定避難所に準じる施設以外の避難所は、避難所運営委員会が避難場所や避難者数等の情報収集、物資分配を行うなど、避難所運営委員会が支援する。

ウ 避難所担当職員

避難所担当職員は、指定避難所等に配置された市の職員で、平時から、「校区防災連絡会」や「避難所運営委員会」の一員として、避難所開設に必要な準備や避難訓練等を行う。

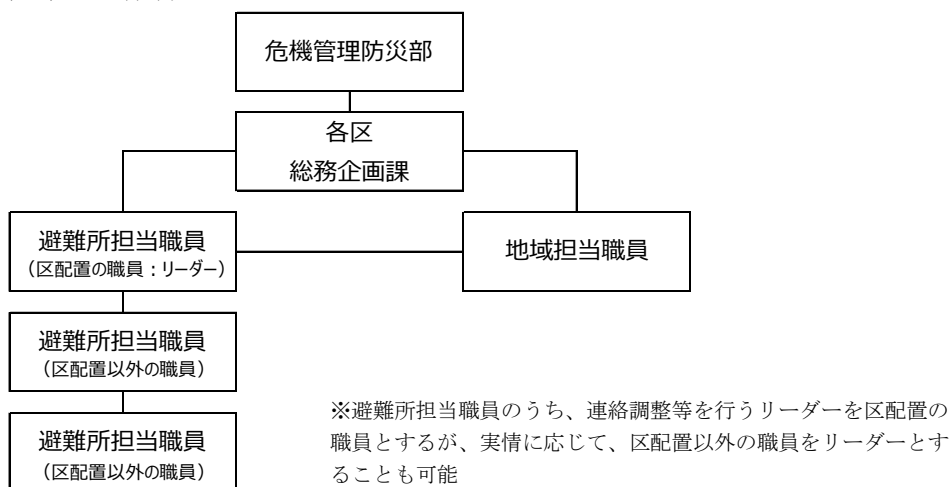
震度 6 弱以上の地震が発生した場合等は、避難所へ自動参集し、地域団体や施設管理者等と連携し、避難所の開設・運営等を実施する。

（ア）対象施設等

対象施設：指定避難所や指定避難所に準じる施設

配 置 数：1 施設に 3 名

（イ）平時の体制

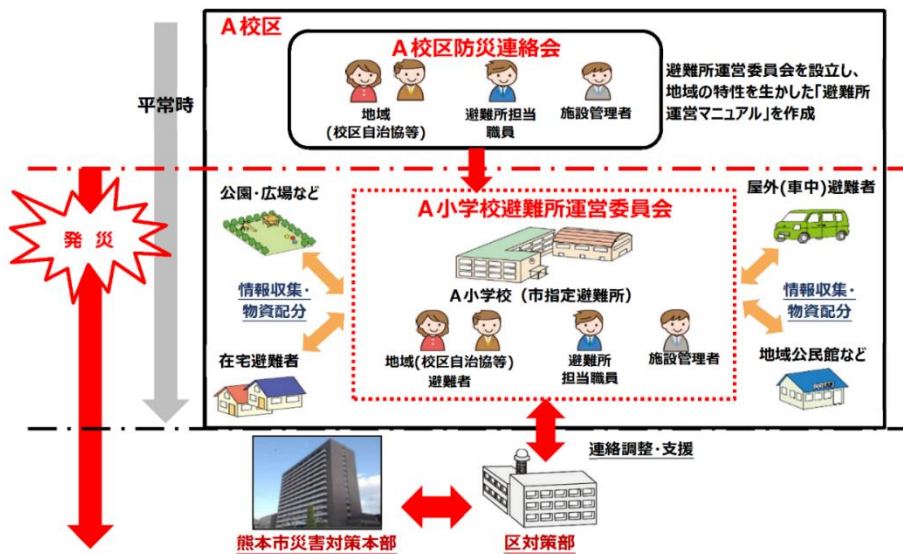


（ウ）避難所担当職員の業務（役割）

平常時：校区防災連絡会及び避難所運営委員会への参加等

発災時：初動期（発災後 3 日間程度）の避難所運営等

避難所開設・運営のイメージ



第 8 項 建設型応急住宅建設予定場所の選定

市は、周辺の医療機関、学校、商店及び交通機関などの場所を総合的に配慮して、公園等の公有地を第一に予定地とし、建設型応急住宅建設予定地の確保を行っておくものとする。特に、発災直後は、このような候補地は災害廃棄物の仮置場や自衛隊等救助機関の活動拠点として使われることがあるため、建設型応急住宅の建設に支障を来すことのないよう留意することとする。

県は、建設型応急住宅建設予定地の確保を行うよう市に助言するものとし、県全体の確保状況の把握・調整を行うものとする。

また、市、県は、学校の敷地を建設型応急住宅の用地等として定める場合には、学校の教育活動に十分配慮するものとする。

応急仮設住宅 建設候補地

令和 7 年 4 月現在

区	施設名称
中央区	渡鹿公園、坪井中央公園、八王寺中央公園、南熊本公園
東区	錦ヶ丘公園、秋津中央公園、山ノ内中央公園、秋津三丁目公園
西区	石神山公園、小島公園、柿原公園、河内グラウンド、中島中央公園 蓮台寺公園、古荘公園、池上中央公園
南区	御幸中央公園、飽田公園グラウンド、平成中央公園、天明運動施設 塚原グラウンド、木部中央公園、笛田中央公園、刈草中央公園、 高グラウンド、白藤公園、富合屋外運動場
北区	寂心公園、合志川河川公園、楠中央公園、清水新地コート 武蔵ヶ丘中央公園、田原スポーツ公園、北部公園、田原坂公園 和泉貢緑地、植木総合スポーツセンター公園、八景水谷公園

応急仮設住宅の建設地は、原則として建設候補地の中から、災害の規模・種類・場所等により適宜選定し、災害対策本部において決定する。

第9項 帰宅困難者対策

市は、公共交通機関が運行を停止した場合、自力で帰宅することが困難な者（帰宅困難者）が発生するおそれがあることから、必要に応じて、滞在場所の確保や水、トイレの提供などの帰宅困難者対策を行う。

【関連部局】
政策局
健康福祉局
都市建設局

1 市民への啓発

市、県は、住民に対して、災害発生時における安全確保、家族との連絡手段の確保、徒歩帰宅路の確認等について、必要な啓発を図るものとする。

2 事業所等への啓発

市、県は、事業所等に対して、一斉帰宅による混乱発生を防止するため、発災後、従業員や顧客等を一定期間滞在させることの重要性や、そのための食料・水・毛布等の備蓄の推進等について、必要な啓発を図るとともに、「事業所における帰宅困難者対策ガイドライン」の作成を促すものとする。

また、大規模な集客施設等の管理者に対して、利用者の誘導體制の整備を促すものとする。

3 避難所等の提供

市は、避難所に帰宅困難者が来訪した場合の対応方法をあらかじめ定めておくよう努めるものとする。特に主要駅等の周辺地域においては、多くの帰宅困難者の発生が見込まれることから、既に指定している避難所のほか、帰宅困難者が一時的に滞在できる施設の確保を検討するものとする。

＜大規模災害時における帰宅困難者一時滞在施設＞

○熊本桜町ビル（帰宅困難者の受入可能人数：約 11,000 人）

○熊本駅周辺地区（帰宅困難者の受入可能人数：約 1,800 人）

4 輸送の支援

公共交通機関の運行停止が長期化する場合の運行可能な端末地までの輸送支援等について検討するものとする。

5 情報提供体制の整備

市、県は、公共交通機関の運行状況や道路の復旧情報など帰宅するために必要な情報をインターネット、避難施設等における張り紙や、報道機関による広報など、多様な手段により、迅速に提供できる体制を整備するものとする。

6 安否確認の支援

市、県は、災害時の家族・親戚等の安否確認のためのシステム（災害伝言ダイヤル（171）や災害用伝言板サービス等）の効果的な活用が図られるよう普及・啓発に努めるものとする。

7 徒歩帰宅者に対する支援

市、県は、コンビニ、小売業関係団体と災害時の徒歩帰宅者への水やトイレの提供などを内容とした協定締結を促進するものとする。

第 10 項 被災したペットの保護収容に関する対策

市、県は、被災地に残されたペットの収容及び餌の確保、特定動物の逸走防止及び捕獲等の措置が、地域住民、獣医師会、動物愛護団体等と連携して迅速に行われるよう努めるものとする。

【関連部局】
健康福祉局

第6節 要配慮者等支援対策

第1項 避難行動要支援者支援の取組

本市では、「熊本市災害時要援護者避難支援制度」を設けて、平成19年（2007年）10月から災害時に避難支援を必要とする方の登録と個別避難支援プランづくりを開始した。要援護者情報は本人の同意を得た上で、町内ごとの登録者名簿を民生委員・児童委員、町内自治会、校区社会福祉協議会及び自主防災クラブ等の関係団体に提供し、個別避難支援プランの内容や避難経路の確認とあわせて、日常的な要援護者の見守り活動にも活用していた。

一方、平成25年（2013年）の災害対策基本法の改正により、市町村に避難行動要支援者名簿の作成が義務化されたことなどをを受けて、本市においても平成27年度（2015年度）から災害対策基本法に基づく避難行動要支援者名簿を作成し、避難支援等に活用するよう整備している。

令和7年度（2025年度）から、災害時要援護者避難支援制度の対象者を避難行動要支援者名簿に統合するかたちで一本化するとともに、令和3年（2021年）の災害対策基本法の改正により市町村の努力義務とされた、避難行動要支援者について避難支援等を実施するための計画（以下「個別避難計画」という。）の作成について、より推進していく体制を構築する。

1 要配慮者

要配慮者とは、災害対策基本法第8条第2項第15号に定める高齢者、障害者、乳幼児のほか、妊婦、外国人等の防災施策において特に配慮を要する者とする。

2 避難行動要支援者

避難行動要支援者は、災害対策基本法第49条関連及び「避難行動要支援者の避難行動支援に関する取組指針（平成25年8月（令和3年5月改定））」に基づき、次に掲げる方を対象とする。

- ① 要介護認定3～5を受けている者
- ② 身体障害者手帳1、2級を所持している者
- ③ 療育手帳Aを所持している者
- ④ 精神障害者保健福祉手帳1、2級を所持している者
- ⑤ 指定難病医療受給者
- ⑥ その他、災害が発生し、又は災害が発生するおそれがある場合に自ら避難することが困難と認められる単身の高齢者又は高齢者のみの世帯の者、障がいのある者、妊産婦、乳幼児、医療依存度の高い者等であって、避難の支援を希望するもの

※ ただし、社会福祉施設又は医療機関等に入所等している者は、原則として含まない。

【関連部局】
政策局
健康福祉局

【関連部局】
政策局
健康福祉局
こども局

【関連部局】
政策局
健康福祉局

3 避難行動要支援者名簿

(1) 名簿の作成及び共有

市は、災害が発生し、又は災害が発生するおそれがある場合に、自ら避難することが困難な方の生命又は身体を災害から保護するために必要な措置を実施するため、前目に掲げる避難行動要支援者の名簿を作成し、庁内関係部署において共有する。

(2) 名簿の作成方法等

名簿は、所管する部署から避難行動要支援者に該当する者に係る個人情報（災害対策基本法第 49 条の 10 第 2 項に規定されている事項に限る）の提供を受け、作成する。

(3) 名簿の記載事項

災害対策基本法第 49 条の 10 第 2 項の規定により、名簿に記載する事項は、以下のとおりとする。

○氏名	○生年月日	○性別	○住所又は居所
○電話番号その他の連絡先	○避難支援等を必要とする事由		
○その他避難支援等の実施に関し市長が必要と認める事項			

(4) 名簿の更新

名簿は、年 1 回以上更新する。

4 個別避難計画

(1) 個別避難計画の作成

市は、災害対策基本法第 49 条の 14 第 1 項に基づき、名簿情報に係る避難行動要支援者ごとに、個別避難計画を作成するよう努めるものとする。

(2) 個別避難計画作成の進め方

個別避難計画は、個別避難計画を作成することについて同意を得られた避難行動要支援者について作成する。個別避難計画を作成することについて同意を得られた避難行動要支援者について、ハザードの状況、本人の心身の状況及び世帯の状況などを考慮し、より優先度が高いと考えられる避難行動要支援者の個別避難計画作成から進めることとする。優先度が高いと考えられる避難行動要支援者の個別避難計画については、福祉専門職の参画などにより、迅速かつ効果的な個別避難計画作成を推進する。

(3) 優先度の高い避難行動要支援者の範囲

避難行動要支援者のうち、優先度が高いと考えられる避難行動要支援者については、以下の項目を踏まえて特定する。

①避難行動要支援者の居住地におけるハザードの状況

洪水・高潮・津波浸水想定区域、土砂災害警戒・特別警戒区域等

②避難行動要支援者の心身の状況

介護サービスを利用している者又は障害福祉サービスを利用している者等

③避難行動要支援者の世帯の状況

高齢者又は障がい者等で構成される世帯等

(4) 個別避難計画作成に必要な個人情報及びその入手方法

個別避難計画の作成に必要な情報については、避難行動要支援者名簿に記載している情報及び災害対策基本法第 49 条の 14 第 4 項に基づく市が保有する避難行動要支援者に関する情報を利用する。その他の避難行動要支援者にかかる個人情報、緊急連絡先及び避難支援等実施者等に関する個人情報は、本人又は家族等から提供を受ける。また、必要に応じて、福祉専門職等に対して当該避難行動要支援者の情報提供を求める。

(5) 個別避難計画の更新

個別避難計画は、避難行動要支援者の心身の状況の変化や災害時の避難方法等の変更があった場合において、状況に応じて更新する。

5 名簿情報及び個別避難計画情報の提供

(1) 避難支援等関係者

災害対策基本法 49 条の 11 第 2 項に基づく避難支援等関係者は、次のとおりとする。

- ア 消防機関
- イ 熊本県警察
- ウ 民生委員・児童委員
- エ 熊本市社会福祉協議会
- オ 自主防災クラブ
- カ 町内自治会
- キ 校区社会福祉協議会
- ク 校区防災連絡会
- ケ 高齢者支援センターささえりあ（地域包括支援センター）
- コ 障がい者相談支援センター
- サ その他の避難支援等の実施に携わる関係者として市長が認める者

(2) 名簿情報及び個別避難計画情報の提供

市は、災害対策基本法第 49 条の 11 第 2 項及び第 49 条の 15 第 2 項に基づき、避難支援等関係者に対して、名簿情報及び個別避難計画情報（以下「名簿情報等」という。）を提供する。ただし、名簿情報については避難行動要支援者の同意が得られない場合、個別避難計画情報については避難行動要支援者及び避難支援等実施者の同意が得られない場合は、この限りではない。

災害が発生し、又は災害が発生するおそれがある場合において、避難行動要支援者の生命又は身体を保護するために特に必要があると認めるときは、災害対策基本法第 49 条の 11 第 3 項及び第 49 条の 15 第 3 項に基づき、同意の有無にかかわらず、避難支援等の実施に必要な限度で、避難支援等関係者その他の者に対し、名簿情報等を提供する。

【関連部局】
政策局
健康福祉局

【関連部局】
政策局
健康福祉局
消防局
各区役所

6 名簿情報等の適正管理

(1) 市の名簿情報等の管理

名簿情報等には秘匿性の高い個人情報が含まれるため、市は、名簿情報等を適切に管理する。

(2) 名簿情報等の提供に際し情報漏えいを防止するための措置

避難支援等関係者に対する名簿情報等の提供に際し、市は、以下に掲げる措置を講ずる。

ア 名簿情報等の提供範囲は、避難行動要支援者を担当する地域の避難支援等関係者に限る。

イ 避難支援等関係者には、災害対策基本法に基づき、守秘義務が課せられていることを十分に説明する。

ウ 提供を受けた名簿情報等については、施錠可能な場所へ保管するよう指導する。

エ 名簿情報等の複製は市において行うため、各自での複製は行わないよう指導する。

オ 名簿情報等の提供先が個人ではなく団体の場合、団体内部で名簿を取り扱う者を指定するよう指導する。

7 避難支援体制

(1) 避難支援等の基本的な考え方

大規模な災害が発生した場合には、行政のみによる避難支援等は困難となる。

そのため、市は、共助の考え方を基本として、家族、近隣の者、地域組織、福祉サービス提供者等の職員など、避難行動要支援者の身近にいる人がまずは支援活動に当たるよう、地域の支援者に対して啓発を行い、地域による避難行動要支援者支援体制構築の取組を促す。

また、自助の考え方から、市は、避難行動要支援者本人が基本的な備えをするよう、周知啓発を行う。

(2) 支援体制の構築

市は、避難支援に必要な名簿情報等を避難支援等関係者と共有することで、避難行動要支援者の早期避難につなげるとともに、市内の防災・福祉・保健・医療・地域づくりなどの関係部署、庁外の避難支援等関係者、医療・福祉などの関係機関との連携が深まるように努める。また、避難行動要支援者の避難支援等を迅速に実施するための計画等や連絡体制を整備する。

(3) 避難支援等関係者等の安全確保

名簿情報等の提供を受けた避難支援等関係者は、避難支援等関係者又はその家族等の生命及び身体の安全を十分に確保した上で、可能な範囲で支援活動を実施する。

なお、災害時等における避難支援等については、地域活動として可能な範囲で行うもので、法的な責任や義務を負うものではない。

【関連部局】
政策局
健康福祉局
各区役所

また、名簿情報等の提供を受けた避難支援等関係者（公務災害補償等の対象者を除く。）が、災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合において、支援活動に従事したことにより、死亡し、負傷し、若しくは疾病にかかり、又は障がいの状態となった場合は、災害対策基本法第 65 条第 1 項及び第 84 条第 1 項に基づき損害補償の対象となる。ただし、避難行動要支援者は、同様の状態となっても同法の損害補償の対象とはならない。

第 2 項 要配慮者対策

大規模災害発生の際に最も憂慮するのは、高齢者や障がい者、乳幼児等の自力で避難することが困難な人、或いは観光客や外国人等のように、危険地域や避難情報などが分かりにくい人である。

これら、要配慮者と言われる人は、高齢化や国際化が進むなかで、本市の防災対策上その重要性は増す一方である。

本項では、これら要配慮者が被害を受けることのないよう次のような対策をとるものとする。

1 在宅要配慮者対策

心身に障がいを有する在宅者、在宅の長期療養者、認知症を有する高齢者については、身体機能や判断機能の低下による行動困難などの防災上の課題がある。

また、妊産婦・乳幼児がいる家庭や高齢者のみの家庭、常時一人暮らしの高齢者においても防災上の特段の配慮が必要である。

(1) 地域ぐるみの支援体制づくり

災害時において、即時に動けて頼りになるのは、近隣の住民の助け合いである。日頃から地域の交流を活発にし、連帯感を深めるとともに、校区社協、民生委員・児童委員、町内自治会、婦人会、消防団、自主防災クラブ等の地域内諸団体や、市内の社会福祉施設、民間福祉団体を含めた相互の連携による災害時の支援体制づくりを呼びかける。

(2) 対象者の把握

地域ぐるみで在宅要配慮者を支援していくためには、まず、対象者の把握を行う必要がある。

そのため、市は広報や地域の協力を通じ、災害時において支援を必要とする方々に「避難行動要支援者名簿登録申請書兼同意書」の提出を促すなど、対象者の把握を行い、その情報を市と地域で共有しながら日頃の見守りや災害時の支援を進めていく。

また、関係各課では、それぞれの所管業務の遂行上、介護等を必要とする者の名簿を概ね整理保管しているが、対象者のプライバシー保護の観点からその適正な管理に十分な配慮をしつつ防災対策面での活用を図る。

【関連部局】
健康福祉局
こども局

(3) 情報連絡手段の整備

介助支援の必要な市民を対象とした連絡手段の確保に努めるとともに、視覚、聴覚等障がい者への情報連絡手段についても検討する。

(4) 在宅要配慮者及びその家族に対する啓発

在宅で支援を必要とされる方及びその家族には、広報等により、日常的な防災に対する理解と日頃からの対策の必要性の啓発に努めるとともに、地域で防災訓練が実施される際に積極的な参加を呼びかける。

また、災害発生時に近隣の協力が得られるよう、普段から交流に努めることも必要である。

(5) 高齢者世帯等に対する防災意識の啓発

災害に備えた安全な居住環境を確保するため、関係行政機関及び関係各種団体と連携しながら、防火・防災に関する指導や相談活動を行い、防災意識の啓発に努める。

2 社会福祉施設における対策

社会福祉施設には、自力では歩行できない高齢者や身体障がい者、精神に障がいのある人や児童が入所あるいは通所している。これらの人々は、災害発生時に自力で行動することは困難であり、介助が欠かせない。

災害発生時にこれらの人々の安全を確保するため、日頃から十分な防災対策をとっておく必要がある。

(1) 防災設備等の整備

施設入所者や通所者は、大規模地震や津波発生の際に、とっさの自己防御がとれない可能性が高いことから、各施設の管理者は、施設の耐震性を確保するとともに、施設の設備点検を常に行い、その安全性を高める必要がある。

また、ライフライン等の機能停止の際にも、施設入所者の生活を維持できるよう非常用発電や非常用給水タンクなどの設備の整備や非常用食糧、医薬品等の備蓄に努めなければならない。

(2) 防災計画の策定

大規模地震や津波発生時には、施設職員の迅速で的確な行動が重要であるため、各施設管理者は職員の任務分担、動員計画、避難方法等を詳細に定めた実効ある防災計画を策定しておくものとする。策定にあたっては、施設に入所している人々の障がい程度は様々であるため、それぞれの施設の実情に見合った綿密な防災計画を策定するものとする。

特に、夜間は職員が手薄になることと、入所者が就寝中のため避難行動が昼間にもまして困難になることを考慮した計画とする。また、災害発生時に保護者、家族等と確実に連絡がとれるよう、緊急連絡先の整備を行うものとする。

(3) 情報連絡手段の整備

大規模地震や津波発生時の関係機関への迅速な連絡が行えるよう、緊急時の情報伝達の手段、方法を定めておくとともに、災害時においても使用可能な通信手段の整備に努めるものとする。

(4) 地域社会との連携

社会福祉施設の入所、通所者は、自力での避難が困難である者が多く、災害発生時の避難にあたっては、施設職員だけでは不十分であり、地域住民のボランティア活動が望まれる。日頃から、地域との交流に努め、災害時には地域住民の協力が得られるよう必要な体制づくりに努めるものとする。

3 外国人に対する対策

【関連部局】
政策局

外国人は、言葉や文化・生活習慣の違いが原因となり、防災に関する情報や災害時における緊急情報、避難指示等が理解できず的確な避難行動が取れない可能性があり、被害を受けることが考えられる。このため、日頃から十分な防災対策を行う必要がある。

(1) 外国人への情報提供等

国際交流会館において、日頃から多言語での相談窓口を設置するなど、外国人への情報提供に努めるとともに、市の窓口においては、手続き・相談を円滑に行うため、通訳等の支援に努めるものとする。

国際交流会館の指定管理者は、「市政だより」の暮らし、健康に関する情報や本市で外国人が生活する上で必要となる情報をやさしい日本語・英語・中国語・韓国語・ベトナム語に翻訳し、独自のホームページに掲載するとともに、警報以上の災害情報が出された場合には、多言語防災メールへ登録している外国人へ災害情報を配信するなど情報提供を行うものとする。

また、防災カードを多言語で作成し、外国人への配布に努めるものとする。

(2) 関係各所との連携

災害時に備えて、国際交流会館の指定管理者、県・市町村、各大学、民間団体、在留外国人コミュニティ及び自治会等との連携を図り、防災意識の啓発や、外国人が防災訓練等の地域活動へ積極的に参加できる環境づくりに努めるものとする。

また、傷病者に備えて、外国語で診療を受けることができる医療機関を把握するとともに、医療機関との連携を深めておくこととする。

非常時においては、外国人への配慮が欠如することのないよう、地域住民との協働で災害時でも役立つ日本語講座を実施することなどにより、地域と外国人との顔の見える関係づくりを促進していくものとする。

(3) 大規模災害時の対策

大規模災害発生時においては、政策局対策部により、外国人避難対応施設である国際交流会館を避難所として開設するものとする。

発災後は、国際交流会館の指定管理者や関係機関等と連携し、速やかに情報収集や多言語翻訳を行い、市のホームページやSNS等を通して、外国人への情報提供を行うものとする。また、市等から発信される災害情報を円滑に提供できるように、必要に応じて災害多言語支援センターを設置する。

あわせて、外国人避難者を把握するために、各避難所での登録状況の把握や関係機関等への情報収集を行い、野外等の避難者に対してはSNS等を活用した状況把握に努めるものとする。

また、各避難所においては、多言語化された情報提供に努めるものとする。

■外国人避難対応施設

施 設 名	住 所	電話番号
熊本市国際交流会館	熊本市中央区花畑町 4 番 18 号	096-359-2020

4 観光客に対する対策

大規模災害発生時、ホテル、旅館等の宿泊施設やホール設備等を有する施設においては、利用者は施設に不慣れなため、緊急時の避難誘導に混乱を生じる可能性が高い。

災害が発生した際、迅速・的確な情報の伝達と被害を未然に防止するため、十分な防災対策を講じることが必要である。

(1) 緊急連絡体制の整備

各施設は、大規模災害発生時に関係機関へ迅速な連絡が行えるよう、情報の収集と伝達の手段、方法を定めておく。

また、災害時において使用可能な通信手段の整備に努める。

(2) 避難誘導に対する対策

観光客は地理に不案内なため、観光地周辺の避難所の周知を行うものとする。

第 3 項 女性やこども、性的マイノリティ等に対する対応

東日本大震災を始めとした過去の大規模災害において、女性用下着や生理用品、粉ミルク等の生活必需品の不足や、授乳や着替えをするための場所の未設置、あるいは「女性」という理由だけで食事準備や清掃等の役割を割り振っていた避難所も見られるなど、避難所運営において様々な課題があった。このことは、熊本地震においても一部の避難所で見られるなど、過去の大規模災害の教訓を十分に生かすことができなかった。

また、大規模災害時においては、過度なストレス等を原因とする DV（ドメスティック・バイオレンス）や性犯罪等の女性やこどもに対する暴力も増加する傾向が見られる。

これらは、平常時における男女共同参画に関する潜在的な課題が、大規模災害という非常時に表出しやすいためであり、平常時から女性やこども、性的マイノリティ等の避難者を想定した男女共同参画の視点に基づく防災対策について理解を深め、関係機関等が連携する体制を整えておく必要がある。

1 平常時における男女共同参画の視点に基づく防災対策

男女共同参画センターはあもにいは、地域団体等を対象とした防災出前講座を開催し、男女共同参画の視点に基づく防災意識の向上を図るとともに市が行う女性防災リーダーの育成に協力する。

市は、啓発紙への記事掲載や防災出前講座・セミナー等の開催を通じて、男女共同

【関連部局】
経済観光局

【関連部局】
文化市民局

参画の視点に基づく防災意識の向上を図るよう努める。

2 関係機関との連携

平常時より、男女共同参画センターはあもにいが中心となり、市内で活動する子育て支援団体や女性団体、全国の男女共同参画センター等との連携体制を整え、正確な情報の発信や有用な情報の共有、大規模災害時における各種団体の役割や機能の把握を行うよう努める。

また、市は大規模災害時においてもDV被害者への相談対応ができるよう、警察をはじめとした各関係機関やDV被害者支援団体との連携を強化するよう努める。

さらに、男女共同参画の視点のみならず、大規模災害発生時（特に避難所運営）において様々な生活上の困難を抱える市民等に対する正しい理解と認識のもとに多様性を尊重した対応がなされるよう、関係機関と連携し防災活動を積極的に推進する。

3 大規模災害時の対策

男女共同参画センターはあもにいにおいて、男女共同参画の視点に基づく避難所運営について周知徹底させるため、避難所の巡回等を行う。

市は、男女共同参画センターはあもにいや警察等関係機関と協力し、避難所等におけるDVや性犯罪防止対策に努めるほか、被害者からの相談受付を行う。

第 7 節 医療救護体制の整備

大規模な災害においては、広域的に多数の傷病者が発生することが予想され、被災地域内で十分な医療が提供されないおそれがある。このため、平時から市、県及び医療関係機関等は、次に掲げるところにより災害時の医療保健体制の充実を図る。

第 1 項 医療施設の安全性の確保

- 1 市及び県は、医療施設に対する安全性を確保するため、医療施設の管理者が実施する次の事項に関し、必要に応じて指導、助言を行う。
- (1) 医療施設における耐震性その他安全性を確保すること。

(2) 医療施設の職員に対し、災害対策に関する啓発を行うこと。

(3) 医療施設の職員及び入院患者に対し、避難訓練を実施すること。

(4) 医療施設の入院患者の避難路の確保と周知を行うこと。
- 2 市、県は、医療機関の管理者に対し、医療施設における消火器具、警報器、避難用器具等の整備保全及び電気器具、石油その他の危険物の適切な管理について指導を行う。
- 3 市、県は、放射性同位元素、病原微生物、毒物類等の保健衛生上危害を生ずるおそれのある物を取り扱う医療機関の管理者に対しては、災害の発生時におけるこれらの物の取扱いについて指導を行う。

第 2 項 災害時における医療救護体制の整備

1 体制整備の考え方

- (1) 市は、市保健所管轄圏域内の災害時医療体制の整備に努め、県は、県下における統括的な災害時医療体制の整備に努める。
- (2) 県は、被災地域内の救護所や医療機関で対応できない重症者等に対応するため、県内各地域の災害拠点病院等の機能強化を図るなど、重症患者の受入れに関する後方支援体制の整備を促進するよう努めるものとする。

■基幹災害拠点病院（県全域で活動）

病院名	住所	DMA T	三次救急
熊本赤十字病院	熊本市東区長嶺南 2-1-1	5 チーム	救命/DH

■地域災害拠点病院（熊本市等で活動）

病院名	住所	DMA T	三次救急
済生会熊本病院	熊本市南区近見 5-3-1	5 チーム	救命
国立病院機構 熊本医療センター	熊本市中央区二の丸 1-5	3 チーム	救命



出典：第 8 次熊本県保健医療計画より

- (3) 市、県は、広域災害・救急医療情報システム（E M I S）を拡充強化し、災害時における情報の収集及び連絡体制の整備に努め、操作等の研修・訓練を定期的に行うものとする。
- (4) 市、県は、熊本県保健医療推進協議会、2 次医療圏毎の地域保健医療推進協議会及び救急医療専門部会を通じて、日頃から災害時の医療に関係する諸機関・団体等の連携強化に努める。
- (5) 市は、「災害時における保健活動初動対応マニュアル」及び「健康福祉局対策部災害対応マニュアル」を策定し、健康福祉局対策部と区対策部の連携した救護体制が図れるようマニュアル等も含めて整備する。
- (6) 全ての病院等は、災害時における救急患者への医療支援に備え、業務継続計画（B C P）を検討し、災害時における情報の収集、発信方法、救急患者の受け入れ方法、医療チーム等の派遣方法等を記したマニュアルの作成に努める。

2 医療救護体制の整備

- (1) 市、県は、各医療関係団体間における県内及び県外との災害時の相互支援に関する協定等の締結状況を把握する。
- (2) 市、県は、あらかじめ日赤熊本県支部、県医師会、市医師会、県歯科医師会、市歯科医師会、県薬剤師会、市薬剤師会、県看護協会、県栄養士会等医療関係団体及び熊本赤十字病院等災害拠点病院に対して、災害時における医療救護体制、特に緊急派遣が可能な医療救護班等の編成状況等の把握に努める。
- (4) 熊本市市民病院、植木病院は、あらかじめ職員による医療救護班を編成しておく。また、県はあらかじめ医療救護班等の編成状況の把握に努める。
- (5) 日赤熊本県支部は、指定公共機関として医療救護体制を整備する。
- (6) 県医師会は、指定地方公共機関として医療救護体制を整備する。
- (7) 災害拠点病院は、災害派遣医療チーム（以下「DMAT」という。）の編成に努めるとともに傷病者の受入体制や医療用資器材の貸出し機能を整備する。
また、ヘリポートの整備や食料、飲料水、医薬品、非常電源用燃料の備蓄等の充実に努めるものとする。
- (8) 県は、DMATを保有する病院のうち、DMATの派遣に協力する意志のある病院をDMAT指定医療機関に指定し、派遣に関する協定を締結する。
- (9) DMAT指定医療機関は、実働可能なDMATの確保に努めるとともに、DMAT隊員である医師の中から統括DMATを確保するよう努めるものとする。

■統括DMAT

厚生労働省が実施する「統括DMAT」研修を終了し、厚生労働省に登録された者。統括DMATは、通常時にはDMATに関する研修や県の災害医療体制に関する助言等を行い、災害時にはDMATの活動方針の決定やDMATの指揮、関係機関との調整を行う。

- (10) 県は、医療機関と協力し広域災害時におけるDMAT等の派遣及び受入体制の整備を進める。
- (11) 県は、「熊本県災害医療コーディネーター」を設置し、発災直後の急性期から県下全域の災害医療体制の統括・調整等を行い、DMAT撤収後の急性期以降は、県内外から参集する日本医師会等の医療支援チームの受入や地域への派遣等、県下全域の災害医療コーディネート活動を担うものとする。
市は、「熊本市地域災害医療コーディネーター」を設置し、熊本市圏域内の災害医療体制の統括・調整等を行い、DMAT撤収後の急性期以降は、県を通じて派遣される医療支援チームの受入及び避難所への派遣、その他医療支援チームの保健医療活動に関すること等、地域災害医療コーディネート活動を担うものとする。
- (12) 市、県は、災害医療訓練等を実施し、災害医療コーディネーターの資質向上や連携体制の構築等に努めるものとする。また、市は、関係機関・団体による関係者会議を平時に実施し、災害時における関係機関・団体との情報共有及び連絡体

制の確認、関係機関・団体それぞれの役割の確認等を行い、災害時の保健医療提供体制の整備に努めるものとする。

- (13) 県は、県薬剤師会、市薬剤師会と連携して、災害医療コーディネーターの総合的な指示のもと、薬剤師活動及び医薬品供給に関する支援及び実施、県外からの支援を効率的かつ効果的に受け入れるための調整機能を担う、災害薬事コーディネーターを養成するものとする。
- (14) 公的病院等においては、熊本県公的病院災害ネットワークにより相互の連携を図り、応援体制を整備する。
- (15) 熊本大学病院は、特定機能病院として機能強化を図り、重篤な傷病者の受入れ体制を整備する。
- (16) 各機関、団体は災害に備え医療チーム等の派遣訓練を行う。また、多発外傷、挫滅症候群、広範囲熱傷など震災で多発する重篤救急患者の対応研修を実施する。

3 災害時における救急患者等の搬送体制の確保

- (1) 市、県は、災害時における救急患者及び医療救護活動従事者の搬送のため、平時から陸路、海路、空路を利用した複数の搬送手段の確保に努める。
- (2) 市、県は、前項の搬送を円滑に進めるため、警察、消防、自衛隊、海上保安庁等緊急輸送に係る機関と搬送に関する実動訓練等を実施するなど連携を図る。
- (3) 県は、広域医療搬送に備えて、広域医療搬送拠点として使用することが適当な空港、大規模な空き地等をあらかじめ抽出し、当該施設の管理者と災害時における施設の使用等について調整を図るものとする。

なお、これらの広域医療搬送拠点には、関係機関（厚生労働省、日本赤十字社、消防機関、DMA T 指定医療機関等）と協力しつつ、傷病者の広域医療搬送に必要なトリアージ（緊急度判定に基づく搬送順位の決定）や救急措置等を行うための場所・設備（航空搬送拠点臨時医療施設（SCU））を確保するものとする。

また、当該施設の運用計画の策定に努めるものとする。

4 災害時における医療支援チーム等との連携

市、県は、災害時において医療支援チーム等の確保、受け入れに係る調整を行い、適切な医療スタッフの配置を図るため、平時から医療支援チーム等の把握に努め、受け入れ体制の確立に努めるものとする。

5 災害時における医薬品等の安定供給の確保対策

- (1) 県は、災害時における医薬品、歯科用品等（以下「医薬品等」という。）の供給に関する情報収集及び伝達のため、各種団体と緊急連絡網を整備するものとする。

- (2) 県は、初動医療のための医薬品等（4千人分）を県内4ヶ所に1千人分ずつ分散して備蓄するものとする。なお、備蓄医薬品等については、適宜、品目・数量等の点検及び見直しを実施するものとする。
- (3) 県は、災害時の医療品等確保のための中長期的対策として、医薬品等供給団体及び医療機関等の協力を得て、医薬品等の安定確保に努めるものとする。
- (4) 県は、災害時における医薬品等の供給、医療機器の修理・交換等に関する情報収集及び伝達のため、各種団体と緊急連絡網を整備するものとする。
- (5) 県は、災害時における医薬品等の搬送の際の緊急車両としての通行許可について考慮するとともに、陸上交通遮断等を想定し、船舶の確保あるいは防災消防ヘリコプター及び自衛隊のヘリコプター等の活用も含めて、医薬品等の搬送体制の確保を図るものとする。
- (6) 他県からの医薬品等応援物資の受け入れ、他県への支援の際には、専門知識を有する者が不可欠であるため、県薬剤師会等の連携を密にし、マンパワーの確保を図るものとする。
- (7) 県は、医薬品等の供給確保を図る上で必要な事項について、医薬品等供給関係団体との間で協定を締結し、適宜、協定内容の充実・強化に努めるものとする。

6 災害時の後方支援

(1) 被災地域外医療機関等の協力確保

市、県は、被災地域内の医療活動で対処することが困難な規模の災害が発生した場合における災害時救急医療を確保するため、県内医療関係団体における支援体制の確立に努めるものとする。

(2) 「九州・山口9県災害時応援協定」等の運用

県は、県単独で対処することが困難な規模の災害が発生した場合における医療を確保するため、「九州・山口9県災害時応援協定」等に基づき、他県との災害時の相互協力体制の確立に努めるものとする。

7 防疫体制の整備

(1) 講習会、研修会等の実施

市、県は、防疫業務担当者に対して、関係法令、実務等に関する講習会、研究会等を実施することにより、災害時の防疫活動の迅速かつ適切な確保に努めるものとする。

(2) 防疫班等の整備

ア 市、県は、あらかじめ災害時における防疫体制を確立するための防疫班を編成するものとし、本市では健康福祉局対策部における「保健医療対策班」と、区対策部における「保健福祉班」を編成している。

イ 市、県は、災害時の防疫活動に必要な医薬品等の供給に支障を来さないよう、日頃より各関係団体等から医薬品等の需給状況について情報収集を行うものとする。また、県は、緊急時における消毒等の防疫活動のための薬剤、機器、機材を各保健所に備蓄するものとする。

ウ 市は、災害時の防疫活動のための薬剤、機器、機材等を整備し、あらかじめ周到な防疫計画を立てておくものとする。

(3) 検病体制の整備

県は、あらかじめ災害時における検病調査班を編成するものとする。

(4) 近隣県との応援体制

県は、あらかじめ災害時における近隣県との防疫体制に関する応援体制の整備を図るものとする。

8 個別疾患等に対する医療の確保

(1) 難病、人工透析

ア 市、県は、あらかじめ人工呼吸器装着患者、酸素療法患者等特別な配慮を要する難病患者、透析患者等の受療状況及び治療に必要な施設を有する医療機関の把握に努めるものとする。

イ 市、県は、あらかじめ関係団体との連携のうえ、医療機関における医薬品等の確保状況の把握に努めるものとする。

(2) 妊産婦、新生児

市、県は、あらかじめ、高度医療を必要とする妊産婦、新生児について、医療機関の受入状況の把握に努めるものとする。

9 職員の安全確保

医療救護活動を実施する各機関は、職員の安全確保を図りつつ、効率的な医療救護活動を行うため、関係機関相互の連携体制の強化を図るとともに、職員の教育訓練を行い、医療救護機能の強化を図るものとする。

【関連部局】
教育委員会

第 8 節 文教施設における予防対策

大規模地震による文教施設の被害を最小限にとどめるため又は幼稚園及び小・中・高校並びに各種学校の児童・生徒及び教職員の安全を確保するため、以下のような対策をとるものとする。

第 1 項 学校施設の整備と管理

- 1 校舎等の安全性の確保のため、耐震、耐火建築物の建設に努める。
- 2 学校は、大規模震災に備え、教育施設及び通学路の危険箇所の調査を実施し、危険箇所があった場合は、教育委員会へ報告する。
- 3 学校は、常設消火器、防火扉、非常警報装置、非常口、非常階段等を定期的に点検する。
- 4 学校は、電気器具、ガス器具、暖房器具、灯油及びプロパンガスの保管等について定期的に点検する。
- 5 学校は、地震による火災の発生に備え、プール貯水槽に常時貯水しておく。

第 2 項 児童・生徒等の措置と防災教育の実施

- 1 学校は、児童・生徒等に対し、災害に対する正しい知識と対応行動及び避難訓練等の防災教育を継続的に実施する。なお、大規模地震・津波が発生した場合において、適切な行動がとれるよう、住んでいる地域の特徴や過去の津波の教訓等について防災教育の中に取り入れるとともに、地震・津波災害を想定した避難訓練等を実施する。
- 2 災害時の保護者への児童の引渡し方法について、あらかじめ検討を行う。
この際、防災教育の実施に当たっては、消防団員等の活用に努める。
- 3 学校は、あらかじめ P T A や地域諸団体と協議し、緊急時の保護者や地域諸団体との連絡方法、下校の安全確保などについて確立しておく。
- 4 学校は、緊急時の職員の行動計画、組織、緊急連絡体制を確立しておく。

第 3 項 備品等の安全確保

- 1 学校は、落下及び転倒するおそれのある備品等について、点検と転倒防止措置を講じる。
- 2 学校は、実験用危険薬品類の安全保管及び重要書類の非常持ち出しについて、あらかじめ定めておく。

第 4 項 給食設備等の措置

- 1 学校は、大規模地震が発生した場合に被害を受けやすい給食設備等を調査し、被害を受けないよう適切な措置を講じる。
- 2 学校は、給食設備が火災の原因とならないよう消火体制、設備を整備しておく。

- 3 被災時に円滑に給食ができるよう、災害時の体制を整備しておく。

第5項 学校の衛生管理

- 1 学校は、校長を中心とした救急班、防疫班を編成し、緊急時の衛生管理体制を確立する。
- 2 学校は、緊急医薬品を常備し、定期的に点検する。

第6項 学校施設の緊急使用

学校は、災害時における対応はもとより、特別警報級の災害発生前の予防的避難においても、当該施設が指定緊急避難場所及び指定避難所に指定されている場合、学校施設の管理体制について関係機関と協議し、学校開放時のマニュアルを作成しておく。

第7項 連携体制の整備

- 1 教育委員会は、有線通信の機能を喪失した場合に備え、連絡手段を検討しておく。
- 2 教育委員会及び学校は、災害時の連絡網を整備し、参集体制を確立しておく。

第8項 文化財への防災体制の整備

文化財は郷土の歴史や文化を正しく理解するための貴重な歴史的財産であり、適切な保存と活用の調和を図りながら後世に伝えていかなければならない。

このため、災害時における被害を未然に防止する観点から実状に即した対策を講じ文化財を保護するとともに、文化財防災ウィール（文化庁のマニュアル）及び各施設の消防計画等に基づき、災害時の対応を定める。

特に、入館者及び施設利用者の安全かつ迅速な避難のため、避難経路の表示と避難路・避難場所の安全確保を行い、避難訓練を定期的実施する等の対策の推進に努める。

第 9 節 生活ごみ・し尿・災害廃棄物処理体制の整備

第 1 項 生活ごみ処理体制の整備

1 趣旨

災害時にも通常どおり排出される生活ごみに加え、避難所から排出される避難所ごみを適正に処理する体制の整備に努める。

2 ごみ処理要領への習熟と体制の整備

市は、ごみ処理活動の要領・内容に習熟するとともに、必要な体制の整備に努める。

3 ごみの仮置場の選定

原則として既設のごみステーションを一次仮置場とし、別途、必要に応じて地元住民が土地の管理者の同意を得た上で、収集車の出入りが可能で周辺の迷惑にならない場所に設置することとする。

4 廃棄物処理施設の整備

廃棄物処理施設については、大規模災害時に稼働することにより、電力供給や熱供給等の役割も期待できることから、始動用緊急電源のほか、電気・水・熱の供給設備を設置するよう努める。

第 2 項 し尿処理体制の整備

1 趣旨

災害により発生したし尿を適正に処理する体制の整備に努める。

2 し尿処理要領への習熟と体制の整備

市は、し尿処理活動の要領・内容に習熟するとともに、必要な体制の整備に努める。

3 災害用仮設トイレの整備

市は、発災時に避難所など多くの人が集まる場所に仮設トイレが必要数配備できるよう、災害支援に関する協定等により、レンタル業者やし尿処理業者等と連携体制の強化を図り、仮設トイレの優先的な確保に努める。また、下水道本管に接続するマンホールトイレの導入を拡充する。

4 携帯用トイレ等の普及啓発

市は、災害用仮設トイレの整備と並行して、緊急時に使用する携帯用トイレ等の普及促進のため、家庭等における災害必需品としての意識向上が図られるよう啓発に努める。

第3項 災害廃棄物処理体制の整備

1 趣旨

住民が自宅内にある被災したものを片付ける際に排出される片付けごみや、損壊家屋の撤去（必要に応じて解体）等に伴い排出される廃棄物（以下、「災害廃棄物」という。）を適正に処理する体制の整備に努める。

2 災害廃棄物の処理要領への習熟と体制の整備

市は、災害廃棄物処理活動の要領・内容に習熟するとともに、必要な体制の整備に努める。

3 災害廃棄物の仮置場の選定

短期間での災害廃棄物のリサイクル、焼却処分、最終処分が困難な場合を想定し、以下の点に留意して、災害廃棄物の仮置場（二次仮置場）の候補地をあらかじめ選定しておくものとする。

- (1) 他の応急対策活動に支障のないこと。
- (2) 環境衛生に支障がないこと。
- (3) 搬入に便利なこと。
- (4) 分別、焼却、最終処分を考慮した場合に便利なこと。

4 応援協力体制の整備

市は、応援協力体制を整備するにあたり、廃棄物処理業者等の各種団体並びに他自治体と応援協書の締結を行うなど、事前に応援体制の整備を図るものとする。

また、災害発生時に災害廃棄物の処理の対応を、市が単独で行うことが困難な場合は、県と連携し他自治体との応援協力体制を迅速に構築する。

【関連部局】
財政局
文化市民局
健康福祉局
経済観光局
各区役所

第 10 節 被災者の生活再建のための事前対策

第 1 項 り災証明の発行に関する事前準備

市は、り災証明書の交付に必要な業務の実施体制の確保を図るため、り災証明書の交付に関する規程や様式の準備、関係職員が事務処理にあたって参照できる簡便なマニュアルの作成、他の地方公共団体又は民間団体との連携の確保その他必要な措置を講じるよう努めるとともに、被災者の速やかな生活再建・住宅再建に資するよう、家屋等の被害調査・り災証明書の発行・各種支援制度の申請受付を迅速かつ効率的に行えるシステムの整備を進める。

あわせて、県等が実施する住家等被害認定の研修会などに参加し、災害時においては、迅速に被害認定を行うことができるよう職員の技術向上に努める。

また、大規模災害時には、調査に必要な傾斜器等の資機材の不足が予想されることから、各区役所にあらかじめ資機材等を備蓄しておく。

なお、り災証明の発行については、市民目線でのワンストップ窓口を目指し、関連部局によるプロジェクトチームで事前対策を講じる。

第 2 項 被災者生活支援制度の整備等

市は、大規模災害が発生し多数の被災者が生じた際、一日も早く安心して自立的な生活を取り戻すため、以下のような生活再建に向けた総合的な支援ができるよう被災者生活支援のための制度整備を推進する。

- 1 各種支援金や貸付制度等の経済的支援、関係機関と連携した就労支援等の支援制度の情報提供や相談対応を行うため、各区にワンストップの総合相談窓口を設置する体制を整備する。
- 2 被災住宅の応急修理や液状化などによる宅地被害の復旧支援のほか、被災者が恒久的な住まいへ移行できるよう、コミュニティの維持・形成にも配慮しながら、災害公営住宅の提供や借上型仮設住宅の確保などの支援制度を整備する。
- 3 学校にスクールカウンセラーを配置するなど相談支援体制を強化し、心のケアを充実させる。妊産婦・乳幼児においても、心身の健康等に関する相談支援体制を確保する。また、建設型仮設住宅を建設した際、入居者等に対する見守りや生活・健康相談を実施し、一人ひとりの状況に応じたきめ細やかな支援体制を整備する。

第 1 1 節 南海トラフ地震臨時情報発表に伴う防災対応

南海トラフ沿いの地域においては、地震調査研究推進本部地震調査委員会の長期評価によるとマグニチュード 8～9 クラスの地震が今後 30 年以内に発生する確率は 80% 程度（令和 7 年 1 月 1 日現在）とされている。

内閣府が令和 7 年 3 月に公表した南海トラフ巨大地震が発生した場合に、想定される最大の震度は市域で震度 5 弱から 6 弱となっていることから、必要な備えを進めることが重要である。

なお、南海トラフ巨大地震が発生した場合に著しい地震災害が生ずるおそれがある「南海トラフ地震防災対策推進地域」の本市の指定については、今後検討されている。

【熊本市における被害想定】

「第 1 部総則 第 7 節 第 1 項 地震・津波災害の想定」参照

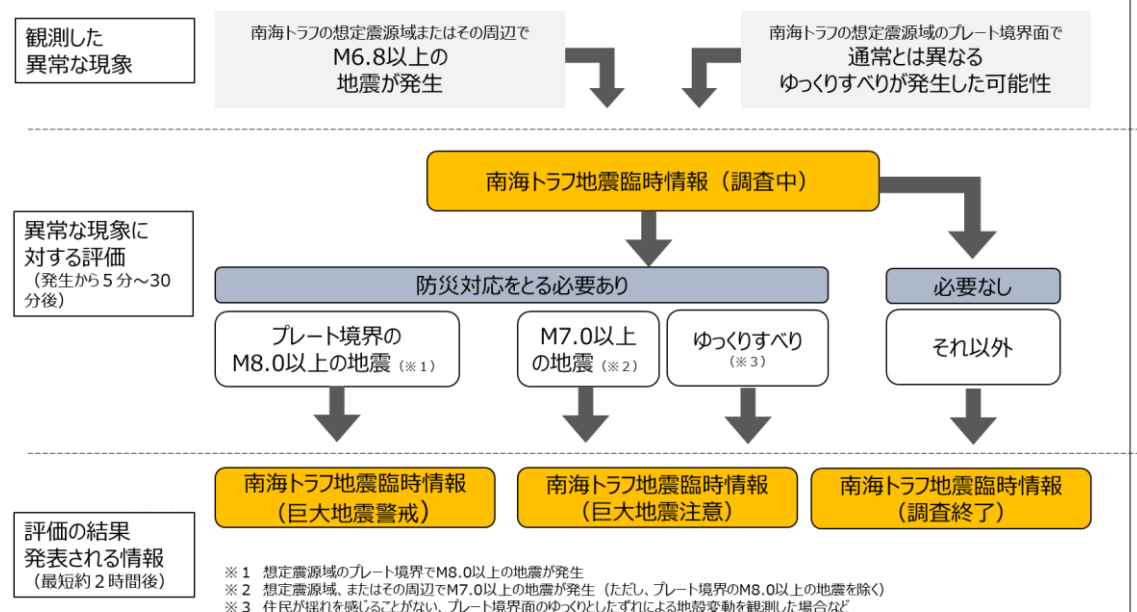
【関連部局】
 全局

第 1 項 南海トラフ地震に関連する情報

気象庁は、南海トラフ沿いで異常な現象が観測され、大規模な地震と関連するかどうか調査を開始した場合や、その調査結果を発表する場合などに「南海トラフ地震臨時情報」を発表することとしている。

また、調査結果を発表した後の状況の推移等を発表する場合には「南海トラフ地震関連解説情報」が発表される。

なお、「南海トラフ地震臨時情報」は、「巨大地震警戒」等の防災対応等を示すキーワードを付記して発表される。



第 2 項 被害への対応

南海トラフ巨大地震では、震度 6 弱以上または浸水深 30 cm 以上の浸水面積が 10 ha 以上となる市区町村は、30 都府県の 737 市区町村と超広域におよび従来の応急対策やこれまでであった国の支援システム、地方公共団体間の応援システムが機能しなくなるということを考える必要がある。

このため、災害応急対策を行うに当たっては、人的・物的資源が、国、地方及び民間を通じて絶対的に不足するとともに、発災直後には被害情報が全く不足することを前提に、優先順位を付けて対処することを検討する。その際に、本市への被害が比較的少なかった場合には自力で災害対応を行い、併せて、被害の甚大な地域への支援を行うことも検討する。

また、地域特性等を踏まえ、津波により避難が必要となることが想定される地域に対しては、避難場所・避難路等の指定、津波情報の収集・伝達の方法、避難指示の具体的な発令基準、避難訓練の内容、要配慮者の避難対策等について、平時から避難誘導體制の強化を図る。

※出典：南海トラフ地震防災対策推進基本計画（令和 3 年 5 月 25 日 中央防災会議）

第 3 項 南海トラフ地震防災上必要な教育及び広報

市は、防災関係機関、自主防災組織等と協力して、住民等に対して、南海トラフ地震防災上必要な教育及び広報を推進するものとする。

防災教育は、地域の実態に応じて行うものとし、その内容は次のとおりとする。

- ア 南海トラフ地震臨時情報等の内容及びこれに基づきとられる措置の内容
- イ 南海トラフ地震に伴い発生すると予想される地震動及び津波に関する知識
- ウ 地震・津波に関する一般的な知識
- エ 南海トラフ地震臨時情報等が出された場合及び南海トラフ地震が発生した場合の出火防止対策、近隣の人々と協力して行う救助活動・避難行動、初期消火及び自動車運転の自粛等防災上とるべき行動に関する知識

第 4 項 防災訓練

南海トラフ地震の発生を想定し、県、関係機関との連携や地域住民等の自主防災体制との協調体制の強化を目的とした防災訓練を実施する。

【防災訓練計画】

「第 2 部 自然災害対策 第 1 章 第 1 節 第 3 項 防災訓練計画」参照

第2章 災害応急対策計画

災害が発生した場合の被害を最小限に食い止めるには、防災活動のための要員の確保と、被害の発生を迅速に把握し必要な対策を実施できるような指揮体制を、発災後できるかぎり早く確立する必要がある。

このような立場から、本市及び各防災関係機関がとるべき応急対策について計画するものである。

項目	関連部局	ページ
第1節 市の防災組織	全局	165
第2節 情報の収集・伝達【地震・津波】	全局	201
第3節 情報の収集・伝達【風水害】	全局	208
第4節 避難情報の発令【地震・津波】	政策局	223
第5節 避難情報の発令【風水害】	政策局	228
第6節 被害情報	全局	238
第7節 安否不明者等の氏名公表・行方不明者の検索	政策局、文化市民局	245
第8節 応援要請（受援）計画	全局	246
第9節 応急公用負担と労働力の確保	政策局、消防局	255
第10節 二次災害防止対策	政策局、農水局、都市建設局、各区役所、消防局	258
第11節 障害物等の除去対策	都市建設局、各区役所	261
第12節 救出計画	消防局	263
第13節 医療救護対策計画	健康福祉局、各区役所、消防局、病院局、教育委員会	265
第14節 動物救護対策計画	健康福祉局	269
第15節 消防計画	政策局、消防局	270
第16節 警備・交通規制計画	政策局、文化市民局、健康福祉局、環境局、経済観光局、農水局、都市建設局、各区役所、消防局、交通局、病院局	279
第17節 緊急輸送計画	全局	282
第18節 避難者対策	全局	285
第19節 要配慮者対策	政策局、健康福祉局、こども局、経済観光局、各区役所	300
第20節 安否情報の提供計画	文化市民局、各区役所	304
第21節 救援対策計画	政策局、文化市民局、健康福祉局、環境局、経済観光局、各区役所、上下水道局	306

項目	関連部局	ページ
第 22 節 保健衛生計画	健康福祉局、こども局	313
第 23 節 遺体の収容埋葬計画	健康福祉局	317
第 24 節 住宅対策	都市建設局	319
第 25 節 環境汚染対策	環境局	323
第 26 節 生活ごみ・し尿・災害廃棄物処理計画	環境局、都市建設局、上下水道局	324
第 27 節 公共施設応急工事計画	健康福祉局、こども局、環境局、農水局、都市建設局、上下水道局、病院局	328
第 28 節 文教対策計画	文化市民局、教育委員会	332
第 29 節 農林水産物応急対策計画	農水局	335
第 30 節 電力施設応急対策計画	-	337
第 31 節 ガス施設応急対策計画	-	340
第 32 節 通信施設応急対策計画	-	345
第 33 節 鉄道施設応急対策計画	-	347
第 34 節 九州自動車道等災害対策計画	-	349
第 35 節 災害ボランティア活用計画	文化市民局、各区役所	353
第 36 節 災害救助法の適用	全局	357

第1節 市の防災組織

災害発生に対応し、被害の軽減と応急・復旧活動を実施するため、必要な人員を確保し、活動態勢を整える必要がある。

本節では、水防本部（風水害）や災害警戒本部及び災害対策本部の組織等を規定するとともに、職員配備態勢を策定する。

【関連部局】
全局

第1項 職員配備態勢

災害が発生し、又は発生するおそれがある場合、災害応急対策を円滑に実施できるようあらかじめ職員の配備態勢を定めておく。

1 職員配備態勢の整備

組織計画に定められた各関係局・区長並びに関係各部・課(室)長は、災害発生のおそれ、又は災害が発生した場合における災害応急措置を迅速かつ確実に推進するため、所属職員の全部又は一部が直ちに応急措置に従事し活動できるようにあらかじめ配備態勢を定めて所属職員に徹底しておくとともに、相互に協調するよう努めるものとする。

2 配備基準

本部署名	配備態勢	種別	災害の種類	発動基準	人員
災害警戒本部（地震・津波）	注意態勢	レベル2 情報収集態勢	風水害	・大雨、大雪、洪水、高潮注意報※1が発表されたとき ※1 台風接近時等、緊急に対応が必要な場合に限る ・県知事から洪水予報及び水防警報の通知があったとき ・危機管理監が必要と判断したとき	3～13
			地震・津波	・津波注意報が発表された場合 ・南海トラフ地震臨時情報（調査中）が発表されたとき	3
		レベル3 初動準備態勢	風水害	・大雨、大雪、洪水、高潮、暴風、暴風雪、波浪警報が発表されたとき ・高齢者等避難発令（警戒レベル3）	52
			地震・津波	・震度4の地震発生 ・南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）が発表されたとき	25～63
災害警戒本部	警戒態勢	レベル4 応急活動準備態勢	風水害	・今後の降雨状況の激化及び被害状況の拡大が予想されるとき ・土砂災害警戒情報が発表されたとき ・避難指示発令（警戒レベル4）	95
			地震・津波	・高潮注意報・警報に加え津波注意報が発表された場合 ・震度5弱の地震発生 ・長周期地震動階級3が発表された場合 ・南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）が発表されたとき	98
		レベル4強化 災害警戒態勢	風水害	・応急活動準備態勢による処理や対応が速やかにできないと予想されるとき ・その他本部長が必要により当該配置を指示したとき	248
			地震・津波	・津波警報が発表された場合（避難指示発令） ・震度5強の地震発生	
			原子力	・県から原子力災害に関する警戒事態若しくは施設敷地緊急事態が発生した旨の連絡を受けたとき	

本部名	配備態勢	種別	災害の種類	発動基準	人員
災害対策本部	非常態勢	レベル5 災害対応態勢	風水害	・特別警報級等発表、または発表が見込まれ、大規模な災害が発生するおそれがある場合 ・局地的な災害が発生した場合 ・災害応急対策活動を遂行できる体制とし、又全庁総力態勢に直ちに移行できる体制とする ・緊急安全確保発令	最大1/3程度の職員
			地震・津波	・大津波警報が発表された場合 ・局地的な災害が発生した場合 ・災害応急対策活動を遂行できる体制とし、又全庁総力態勢に直ちに移行できる体制とする	
			原子力	・全面緊急事態が発生し内閣総理大臣が原子力緊急事態宣言を発出した場合 ・県が災害対策本部を設置した場合又は市長が必要と認めた場合	
		レベル5強化 全庁総力態勢	風水害	・市内全域にわたり災害が発生し、特に被害が基大な場合 ・災害対応態勢によりがたく、災害対策本部の職員を増員し、災害応急対策活動が強力に遂行できる体制とする	全職員
			地震・津波	・海岸部全域に災害が発生し被害が基大な場合 ・震度6弱以上の地震発生 ・長周期地震動階級4が発表された場合 ・全域にわたり災害が発生し、特に被害が基大な場合	
			原子力	・国からの指示等により、住民等に対し、屋内退避もしくは避難のための立ち退きの指示があった場合	

3 職員の配備

災害の規模、種別、程度に応じて配備態勢を段階的に定めており、必要に応じた防
災態勢をとるため、職員に対して参集通知を行う。

参集通知を受けた職員は、あらかじめ各対策部で策定している職員の動員計画に基
づき速やかに定められた部署につく。

4 参集通知の伝達

- (1) 参集通知に備え、誰が本部からの連絡を受けるのか、あらかじめ各対策部にお
いて動員計画の中で定めておく。
- (2) 伝達は、原則として電話で行うが、大規模災害時には電話等も不通となること
も考えられるので、各職員はラジオ・テレビ・SNS 等の情報に基づき自ら判断
し、参集通知がない場合も自主的に参集する。
- (3) 勤務時間外に参集通知がある場合に備え、各対策部各班は、あらかじめ緊急連
絡網を作成し、職員に周知しておく。

5 参集通知があったとき

- (1) 各対策部長は、あらかじめ定めている動員計画に基づき職員の配備を行う。な
お、災害の状況によっては、配備人員を増やすなど災害活動に支障が生じないよ
う配慮する。
- (2) 配備に付く職員は、被災状況を確認しながら指定された場所にできるだけ早く
参集する。
- (3) 各対策部長は、参集した職員に災害状況の周知を図るとともに、分担事務の確
認、割当等を行い、情報の収集伝達、現地調査、応急措置等を実施する体制の確
立を行う。また、事態の長期化が見込まれる場合、状況から判断し、職員に待機
を命じ、長期対応の態勢を整える。
- (4) 従事職員数等の報告

ア 水防本部若しくは災害警戒本部が設置された場合は、各水防部若しくは各警戒
部の責任者は本部室（危機管理防災部）へ動員配備状況を報告する。

イ 災害対策本部が設置された場合は、各対策部総務班は、対策部の動員配備状況
をとりまとめ、定期的に総合調整室に報告する。

6 勤務時間外の参集

勤務時間外に震度6弱以上又は長周期地震動階級4の大規模地震が発生した場合に
は、必要となる人員を如何に迅速に確保するかが課題となる。以下の2項目に整理
し、その手順を示す。

- 安否確認
- 職員の緊急参集及び参集状況の把握

(1) 安否確認

ア 安否確認事項

- 本人（無事・負傷）○家族等の安否（無事・負傷）○その他

イ 職員の安否確認の手順

(ア) 職員は、自身の所属に上記の安否確認事項連絡をする。

各所属は、職員から安否連絡がない場合には、個別連絡を取り、安否を確認
する。

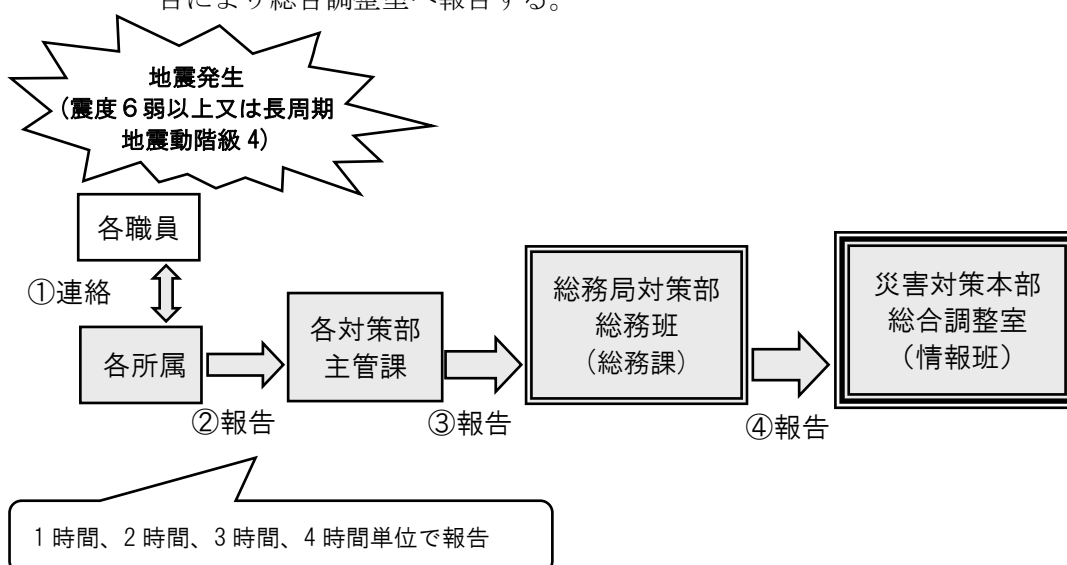
なお、各職員及び各所属は、平常時から、連絡責任者、連絡先、連絡手段
（災害伝言ダイヤル等）を互いに確認しておく。

(イ) 各所属は、安否確認状況報告様式を準用して、安否の確認結果を取りまと
め、各対策部主管課に報告する。

(ロ) 各対策部主管課は、対策部内の確認結果を、安否確認状況報告様式によ
り、総務局対策部総務班（総務課）へ報告する。

応援対策部議会局班は、他の応援対策部の確認結果を取りまとめて報告す
る。

(エ) 総務局対策部総務班（総務課）は、各対策部の集計結果を安否確認状況報
告により総合調整室へ報告する。



(2) 職員の緊急参集及び参集状況の把握

ア 参集状況確認事項

- 勤務地 ○最寄りの職場 ○避難所 ○自宅待機 ○その他

イ 職員の参集先

(ア) 勤務地への参集

職員は、休日・夜間等の勤務時間外に震度 6 弱以上の大規模地震が発生した場合には、原則として、徒歩、自転車又はバイク（車は利用しない）で勤務地に参集する。

ただし、自宅が津波避難区域になっている場合や、倒壊するおそれがある場合などにおいては、自らの安全確保を行った上で参集する。

(イ) 最寄り職場への参集＝自分の勤務地への参集が困難な場合の対応

交通機関等の途絶等により勤務地に参集することが困難な場合には、所属に連絡して指示を受けるか、最寄りの区役所、まちづくりセンター等に参集する。

(ウ) 自宅待機＝参集が困難な場合の対応

a 以下に掲げる事由等により、勤務地にも、最寄りの区役所等にも参集が困難な場合には、安否情報を所属に連絡したうえで、原則として自宅待機とする。

① 自己又は家族が被災したことにより、これらの者に切迫した危険がある場合

② 自己又は家族の病気等の理由により活動が困難な状況にある場合

③ 他の業務で遠隔地に出張中の場合

④ 参集途中の火災等により、参集が事実上不可能な場合若しくは生命若しくは身体に著しい危険が予想される場合又は救命活動に参加する必要がある場合

⑤ 育児休業、病気休職、病気休暇その他参集が困難な事情により休業、休職等を認められている場合

⑥ その他前各号に掲げる事由に準じる事由がある場合

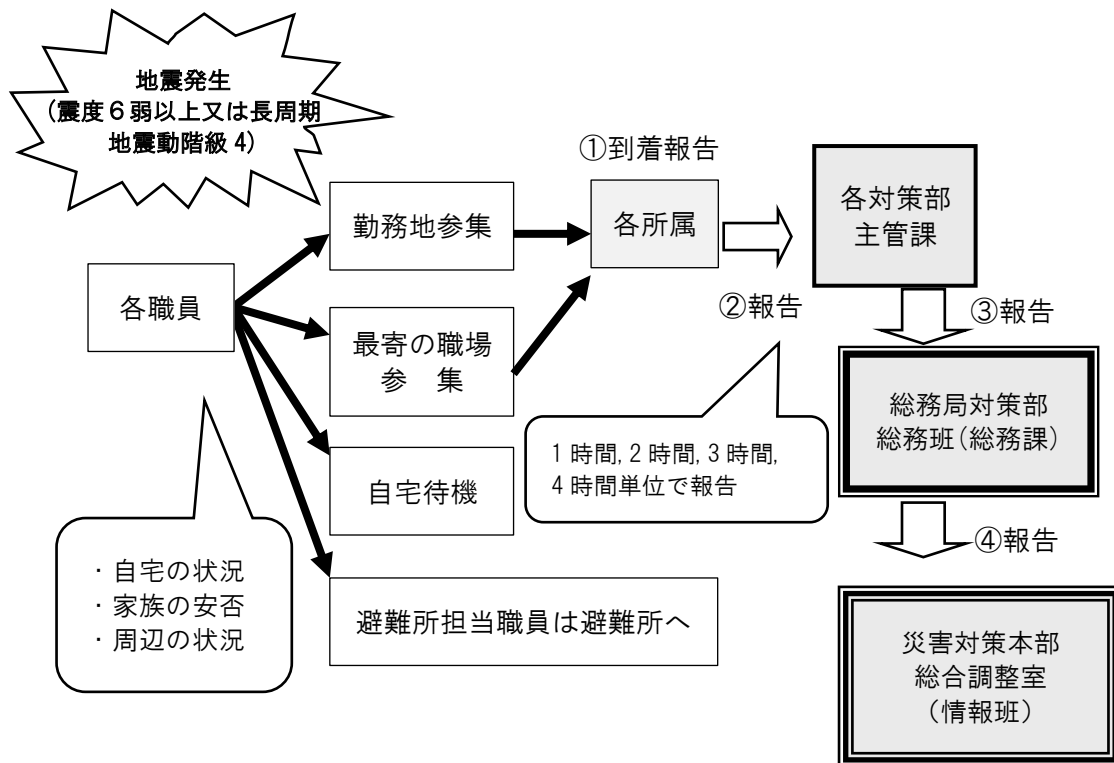
b 待機期間の行動

周辺の状況把握に努めつつ所属先との連絡・指示を待つ。

また、待機の間は、自宅周辺での救出・救助活動、避難者支援に携わるなど地域の応急活動に積極的に参加する。

(エ) 避難所担当職員は避難所へ

熊本市域のいずれかで震度 6 弱以上の地震が発生した場合には、全ての避難所担当職員は、指示を待つことなく、担当する避難所へ参集する。



イ 職員の参集状況把握手順

- (ア) 参集した職員（最寄りの職場を含む。）は所属に対して、到着を報告する。
- (イ) 各所属は、参集状況報告様式を準用して、参集状況を取りまとめ、各対策部主管課に報告する。
- (ウ) 各対策部主管課は、対策部内の参集状況を、参集状況報告様式により総務局対策部総務班（総務課）へ報告する。応援対策部議会局班は、他の応援対策部の参集状況を取りまとめ報告する。
- (エ) 総務局対策部総務班（総務課）は、各対策部の集計結果を参集状況報告により総合調整室へ報告する。

第 2 項 水防本部（風水害）

1 熊本市水防本部の設置基準

水防本部は、水災に関する情報連絡及び防除活動を迅速かつ的確に行うため、熊本市災害警戒本部の設置前に設置する。

水防本部は、次の各号のいずれかに該当する場合であって、危機管理監が必要と認めるときに設置する。

- (1) 熊本地方気象台から大雨、洪水、高潮等に関する注意報又は警報が発表されたとき
- (2) 水防法第 10 条（国の機関が行う洪水予報等）第 3 項の規定に基づく知事からの洪水又は高潮に関する通知があったとき
- (3) 水防法第 11 条（都道府県知事が行う洪水予報）第 1 項の規定に基づく知事からの洪水に関する通知があったとき
- (4) 水防法第 16 条（水防警報）第 3 項の規定に基づく知事からの水防警報に関する通知があったとき
- (5) 前各号に掲げるもののほか、情報収集などの対応が必要なとき

■熊本市水防本部の設置基準表

態勢	配備態勢	配備基準	総員
注意態勢	レベル 2 情報収集 態勢	○大雨、大雪、洪水、高潮注意報※ ¹ が発表されたとき ○県知事から洪水予報及び水防警報の通知があったとき ○その他、危機管理監が必要と判断したとき ※ 1 台風接近時等で緊急に対応が必要な場合に限る	3～13 名
	レベル 3 初動準備 態勢	○大雨、大雪、洪水、高潮、暴風、暴風雪、波浪警報が発表されたとき ○高齢者等避難発令（警戒レベル 3）	52 名

※風水害における警戒態勢時には熊本市災害警戒本部を設置する。その設置基準は「第 3 章 第 1 節第 3 項災害警戒本部 1 設置基準」を参照

2 設置者及び本部長

危機管理監は、水防本部の設置者及び本部長とする。ただし、危機管理監に事故があるとき又は危機管理監が欠けたときは、次の順位で代行する。

第 1 順位	政策局長
第 2 順位	政策局総括審議員（総括審議員を置かない場合にあっては、危機管理防災部長）

3 水防本部の組織

「本編第 2 部第 2 章第 1 節第 4 項 水防本部・災害警戒本部の組織」別表 1 熊本市水防本部態勢図のとおり。

4 事務分掌

水防本部の主な事務分掌は次のとおりとする。

班名	事務分掌
責任者	○態勢における全ての権限を担う。 ○現在の各班及び水防部の活動・災害応急対策等及び態勢等の状況を把握し、必要に応じ初期応急対策及び新たな態勢への変更を協議する。 ○災害情報トリアージについての全ての情報を確認し、トリアージ区分の最終決定を行う。 ○出勤職員の把握を行う。 ○気象予報、災害状況等により、「小島河川防災センター」及び「白川地域防災センター（わくわくランド）」へ職員を配置する。
管理班	○被害情報の把握 ・災害情報トリアージ用紙の複写を責任者より受取り、区分ごとに整理し、被害状況を明確に把握する。 ・降雨・水位状況を正確に把握し、気象等の予警報を防災情報システムに入力するとともに、被害が集中している箇所がある場合は、責任者に報告する。 ○各班及び水防部の活動・災害応急対策等及び態勢等を把握、整理するとともに、各班及び水防部へその情報を伝達する。 ○災害応急対策の総括を行う。 ・情報記録板（ホワイトボード等）に、災害応急対策及び配備態勢等を時系列で記載するとともに災害応急対策及び配備態勢の変更等必要がある場合、関係機関及び市各課への情報を伝達する。 ・避難場所における情報を整理・分析する。 ・その他、水防本部室各班からの情報を整理する。 ・上記の全ての事項について、逐次整理・集計等し、現況を掲示・表示（地図等への記載を含む）するとともに、日毎の総括を紙媒体及び電子媒体で保存する。 ○報道機関に関する説明及び整理を行う。 ○関係機関・関係者への説明資料を作成する。 ○国・県への連絡・協議を行う。
情報班	○班員は、通報者からの情報を基に災害情報トリアージ用紙を作成し、防災情報システムへ簡易入力するとともに班長に報告する。 ○班長は作成された災害情報トリアージ用紙の情報内容を確認、照合、統・整合するとともに、情報区分及びトリアージ区分を判断する。また、これを責任者に報告するとともに、水防本部室の各班へ情報伝達を指示する。 ○その他必要に応じて、各班及び水防部へ情報を伝達する。 ○班長は、災害情報トリアージ用紙を確認後、班員へ伝達する。 ○班員は、班長から渡された災害情報トリアージ用紙に基づき防災情報システムに本入力する。また、入力後は防災情報システムのクロノロジーの内容を確認し、トリアージの区分等の情報を整理し、班長に報告する。 ○情報記録板（ホワイトボード等）に、災害情報を時系列で記載するとともに、その災害情報を地図等に記載整理する。また、必要がある場合、関係各課への情報を伝達する。 ○班長は、災害情報トリアージ用紙を区分ごとかつ受付番号順に整理する。 ○班長は、被害情報を被害区分に応じて整理・集計し、現況を掲示・表示（地図等への記載を含む）するとともに、日毎の総括を紙媒体及び電子媒体で保存する。 ○班長は必要に応じて、土木情報班と協議を行う。 ○責任者の指示により、白川地域防災センター（わくわくランド）へ出勤し、白川及び国の情報収集を実施する。

班名	事務分掌
土木情報班	○「電話対応」「情報入力」「情報集計」「状況調査」「現場監視」を担当し、情報の収集にあたる。(兼務可) ○災害情報トリアージ用紙及び防災情報システム入力については、管理班、情報班と同様に対応する。 ○班員は、被害状況の収集、精査及び国、県等の他機関への伝達等を実施する。
各区水防部	○各区水防部は、情報対応班及び土木実動班に「電話対応」「情報入力」「情報集計」「本部室連絡」「状況調査」を担当させ、本部室等との連絡及び情報の収集、現場の対応にあたる。(兼務可) ○災害情報トリアージ用紙及び防災情報システム入力については、管理班、情報班と同様に対応する。 ○区水防部で対応が出来ないと判断したら、本部室へ連絡し、指示を得る。 《情報対応班》 ○班員は、状況調査を実施する。 (各区の担当者は土木実動班と協力して実施する。) ○班員は現場や電話対応により、被害の応急処置などが必要な場合は、土木実動班に対応を依頼する。 《土木実動班》 ○班員は、被害状況調査及び報告、ならびに簡易な復旧作業、被害防止作業等を実施する。
上下水道水防部	○上下水道水防部は、情報収集班・実動班に「電話対応」「情報入力」「情報集計」「本部室連絡」「状況調査」「現場監視」を担当させ、本部室との連絡及び情報の収集、現場の対応にあたる。(兼務可) ○災害情報トリアージ用紙及び防災情報システム入力については、管理班、情報班と同様に対応する。 ○上下水道水防部で対応が出来ないと判断したら、本部室へ連絡し、指示を得る。 ○班員は、被害状況調査、簡易な復旧作業、被害防止作業等を実施する。
農水水防部	○農水水防部は、情報収集班・実動班に「電話対応」「情報入力」「情報集計」「本部室連絡」「状況調査」「現場監視」を担当させ、本部室との連絡及び情報の収集、現場の対応にあたる。(兼務可) ○災害情報トリアージ用紙及び防災情報システム入力については、管理班、情報班と同様に対応する。 ○農水水防部で対応が出来ないと判断したら、本部室へ連絡し、指示を得る。 ○班員は、被害状況調査、簡易な復旧作業、被害防止作業等を実施する。

5 水防本部の廃止

水防本部長は、災害の危険が解消されたと認められるときは、水防本部を廃止する。

ただし、降雨状況の激化や、避難指示を発令するなど、局地的な災害が発生するおそれがある場合、本部長の判断により災害警戒本部へ移行する。

第 3 項 災害警戒本部

市域において風水害、地震・津波等の災害が発生し又は発生するおそれがある場合において、その災害の程度が熊本市災害対策本部を設置するに至らない場合、必要に応じて設置する。

災害警戒本部は、災害に関する情報を収集し、関係機関との連絡調整あるいは市域のいずれかで発生した災害に対する応急措置を行うとともに、災害の状況に応じて、速やかに災害対策本部に移行できる態勢を整えておくことを目的にする。

1 設置基準

災害警戒本部は、次の各号のいずれかに該当する場合であつて、危機管理監が必要と認めるときに設置する。

- (1) 今後の降雨状況の激化及び被害状況の拡大が予想されるとき
- (2) 土砂災害警戒情報が発表されたとき
- (3) 避難指示発令（警戒レベル 4）
- (4) 気象庁発表による震度 4 以上の地震が、市域に発生した場合
- (5) 長周期地震動階級 3 が発表された場合
- (6) 津波予報区（有明海及び八代海をいう。）に津波注意報又は津波警報が発表された場合
- (7) 気象庁発表による南海トラフ地震臨時情報（情報種別が、「調査中」、「巨大地震注意」又は「巨大地震警戒」に限る。）が発表された場合
- (8) 県から原子力災害に関する警戒事態若しくは施設敷地緊急事態が発生した旨の連絡を受けた場合
- (9) 火災、爆発、放射線物質の大量放出、多数の者の遭難を伴う船舶の沈没、航空機の墜落等で災害が発生した場合
- (10) 前各号に掲げるもののほか、災害が発生し又は発生するおそれがある場合

震災における全職員参集条件は、熊本市域のいずれかで震度 6 弱以上又は長周期地震動階級 4 の地震が発生した場合とする。

■災害警戒本部の設置基準表

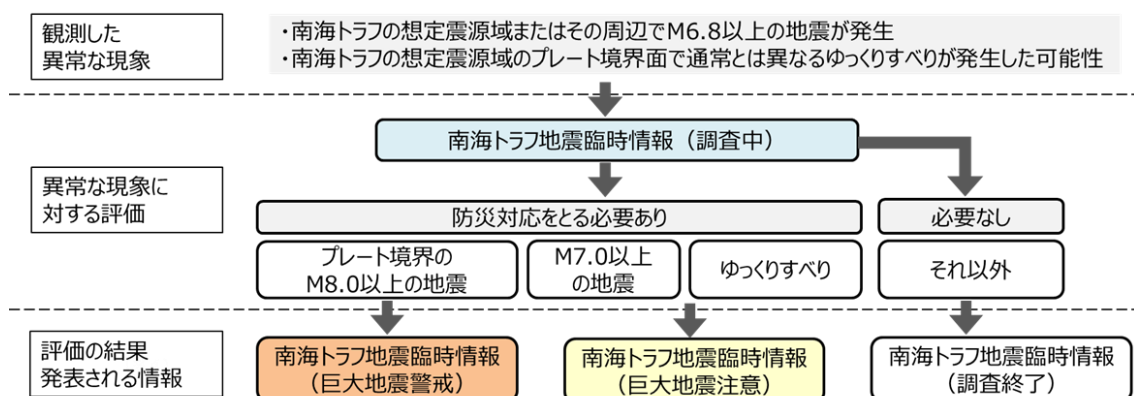
配備態勢	配備基準	総 員
レベル 2 情報収集態勢	【地震・津波】 ○津波注意報が発表された場合 ○南海トラフ地震臨時情報（調査中）が発表されたとき	3 名
レベル 3 初動準備態勢	【地震・津波】 ○震度 4 の地震発生 ○南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）が発表されたとき	25～63 名
レベル 4 応急活動準備態勢	【風水害】 ○今後の降雨状況の激化及び被害状況の拡大が予想されるとき ○土砂災害警戒情報が発表されたとき ○避難指示発令（警戒レベル 4） 【地震・津波】 ○高潮注意報・警報に加え津波注意報が発表された場合 ○震度 5 弱の地震発生 ○長周期地震動階級 3 が発表された場合 ○南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）が発表されたとき	95～98 名
レベル 4 強化 災害警戒態勢	【風水害】 ○応急活動準備態勢による処理や対応が速やかにできないと予測されるとき ○その他本部長が必要により当該配置を指示したとき 【地震・津波】 ○津波警報が発表された場合（避難指示発令） ○震度 5 強の地震発生 【原子力】 ○県から原子力災害に関する警戒事態若しくは施設敷地緊急事態が発生した旨の連絡を受けたとき	248 名

＜参考：南海トラフ地震臨時情報発表の流れ＞

気象庁は、南海トラフ沿いで異常な現象が観測され、大規模な地震と関連するかどうか調査を開始した場合や、その調査結果を発表する場合などに「南海トラフ地震臨時情報」を発表することとしている。

また、調査結果を発表した後の状況の推移等を発表する場合には「南海トラフ地震関連解説情報」が発表される。

なお、「南海トラフ地震臨時情報」は、「巨大地震警戒」等の防災対応等を示すキーワードを付記して発表される。



2 設置者及び本部長

危機管理監は、災害警戒本部の設置者及び本部長とする。ただし、危機管理監に事故があるとき又は危機管理監が欠けたときは、次の順位で代行する。

第 1 順位 政策局長

第 2 順位 政策局総括審議員（総括審議員を置かない場合にあっては、危機管理防災部長）

3 災害警戒本部の組織

「本編第 2 部第 2 章第 1 節第 4 項 水防本部・災害警戒本部の組織」別表 2～別表 4 熊本市災害警戒本部態勢図のとおり。

4 事務分掌

災害警戒本部の本部室及び各警戒部の主な事務分掌は次のとおりとする。

対策部	事務分掌
災害警戒本部室	【対応部】 ○初期応急対策及び配備態勢の検討に関する事 ○県及び防災関係機関との連絡調整に関する事 ○災害対策本部の設置の助言に関する事 【情報部】 ○気象予報、地震・津波情報等の収集・伝達 ○被害情報の収集、分析及び伝達に関する事 ○職員参集状況の確認及び報告
各区警戒部 農水警戒部 上下水道警戒部	○初期応急対策及び配備態勢の検討に関する事 ○所管施設等における被害情報の収集、分析及び伝達に関する事 ○職員参集状況の確認及び報告に関する事

災害警戒本部の各班等の主な事務分掌は次のとおりとする。

班名	事務分掌
本部室 共通 室長	○態勢における全ての権限を担う。 ○現在の各対策部の活動・災害応急対策等及び態勢等の状況を把握し、必要に応じ初期応急対策及び新たな態勢への変更を協議する。 ○災害情報トリアージについての全ての情報を確認し、トリアージ区分の最終決定を行う。 ○出勤職員の把握を行う。 ○気象予報、災害状況等により、「小島河川防災センター」及び「白川地域防災センター（わくわくランド）」へ職員を配置する。 ○副責任者がいる場合においては、責任者を補佐するとともに、責任者が不在の場合は、責任者の権限を持つ。

班名		事務分掌
本部室	対応部	○被害情報の把握、共有する。 ・電話対応班が作成した災害情報トリアージ用紙の複写を室長より受取り、区分ごとに整理し、被害状況を明確に把握する。 ・災害情報トリアージ区分 A の場合は、5 階指揮室(設置された場合)に更に複写を行い情報提供する。また、必要に応じて、監視パトロール班に情報を提供する。 ○各警戒部の態勢・活動状況を把握、整理するとともに、各課へその情報を伝達する。 ○災害応急対策の総括を行う。 ・情報記録板(ホワイトボード等)に、災害応急対策及び配備態勢等を時系列で記載するとともに、災害応急対策及び配備態勢の変更等必要がある場合、関係機関及び各対策部へ情報を伝達する。 ・避難場所における情報を整理・分析する。 ・その他、災害警戒本部各班からの情報を整理する。 ・上記の全ての事項について、逐次整理・集計等し、現況を掲示・表示(地図等への記載を含む)するとともに、日毎の総括を紙媒体及び電子媒体で保存する。 ○関係機関・関係者への説明資料を作成する。 ○国・県への連絡・協議を行う。 ○管財課は必要車両を確保するために、別室にて準備する。 また、責任者との連絡を密に行う。
		○報道機関に関する説明及び整理を行うとともに、各機関との連絡調整、対応を行う。 ○記者会見、各種手段により広報を行う。
	電話対応班	○班員は、通報者からの情報を基に災害情報トリアージ用紙を作成(要請場所の地図添付含)、班長に報告する。 ○班長は作成された災害情報トリアージ用紙の情報内容を確認、照合、統・整合するとともに、情報区分及びトリアージ区分の判断並びに番号を付与する。また、これを室長へ報告を行うとともに、災害警戒本部の各班へ情報伝達を指示する。 ○要請に対応する各部(区役所・土木センター等)へ電話、FAX 等で情報の伝達、対応依頼を行う。 ○その他必要に応じて、関係各課へ情報を伝達する。
	情報部 情報整理班	○班長は、電話対応班より渡された災害情報トリアージ用紙を確認後、班員へ伝達する。 ○班員は、班長から渡された災害情報トリアージ用紙に基づき防災情報システムに入力する。また、入力後は防災情報システムのクロノロジーの内容を確認し、トリアージの区分等の情報を整理し、班長に報告する。 ○情報記録板(ホワイトボード等)に、災害情報を時系列で記載するとともに、その災害情報を地図等に記載整理する。また、必要がある場合、関係各課へ情報を伝達する。 ○班長は、災害情報トリアージ用紙を区分ごとかつ受付番号順に整理する。 ○班長は、被害情報を被害区分に応じて整理・集計し、現況を掲示・表示(地図等への記載を含む)するとともに、日毎の総括を紙媒体及び電子媒体で保存する。 ○班員(観察員)は、降雨・水位状況を正確に把握し、気象等の予警報を防災情報システムに入力するとともに、被害が集中している箇所がある場合は、責任者及び管理調整班に報告する。 ○班長は必要に応じて、各土木センター等と協議を行う。 ○責任者の指示により、白川地域防災センター(わくわくランド)へ出勤し、白川及び国の情報収集を実施する。

班名			事務分掌
本部室	情報部	土木 情報班	○班の責任者は、「電話対応」「情報入力」「情報集計」「状況調査」「現場監視」の担当者を配置し、情報の収集にあたる。(兼務可) ○災害情報トリアージ用紙及び防災情報システム入力については、管理調整班、電話対応班、情報整理班と同様に対応する。 ○班員は情報部副責任者(土木情報)の指示に従い、被害状況の収集、精査及び国、県等の他機関への伝達等を実施する。 ○班員は現地での対応が出来ないと判断したら、情報部副責任者(土木情報)に報告し、指示を得る。
		監視 パトロール班	○班長は、室長及び管理調整班と協議し、必要がある場合、現地調査へ班員を出動させる。 ○班長は、出動した班員と随時防災行政無線等にて、調査結果について連絡を受け、責任者等に随時報告するとともに、防災情報システムに入力する。 ○班員は、現地調査へ出動する場合は、ヘルメットやライフジャケットなどの装備を整え防災行政無線などの連絡機器を携帯し、随時本部及び班長と連絡を取り合う。 ○班員は、現地調査を行う場合、浸水状況や被害状況がわかるように写真及び動画を撮影する。 ○現地調査の結果、消防局への出動依頼、消防団への動員依頼、資材などの配置が必要と判断した場合、室長へ報告する。 ○室長の指示により、小島河川防災センターへ出動し、情報の収集に努める。 ○室長の指示により、現場映像システムを利用し、現地情報を送信する。
	各区警戒部		○班の責任者は、区役所及び各土木センター(室)に「電話対応」「情報入力」「情報集計」「本部室連絡」「状況調査」の担当者を配置し、各担当者は本部等との連絡及び情報の収集、現地の対応にあたる。(兼務可) ○災害情報トリアージ用紙及び防災情報システム入力については、管理調整班、電話対応班、情報整理班と同様に対応する。 ○責任者は、区警戒部で対応が出来ないと判断したら、本部室へ連絡し、指示を得る。 《情報対応班》 ○班員は責任者の指示に従い、状況調査を実施する。 (各区の担当者は土木実動班と協力して実施する。) ○班員は現場や電話対応により、被害の応急処置などが必要な場合は、土木実動班に対応を依頼する。 ○班員は現地での対応が出来ないと判断したら、情報対応班の責任者に報告し、指示を得る。 《土木実動班》 ○班員は責任者の指示に従い、被害状況調査及び報告、ならびに簡易な復旧作業、被害防止作業等を実施する。 ○班員は現地での対応が出来ないと判断したら、土木情報班責任者に報告し指示を得る。
農水警戒部			○班の責任者は、「電話対応」「情報入力」「情報集計」「本部室連絡」「状況調査」「現場監視」の各担当者及び「実動班」の担当者を配置し、本部との連絡及び情報の収集、現場の対応にあたる。(兼務可) ○災害情報トリアージ用紙及び防災情報システム入力については、管理調整班、電話対応班、情報整理班と同様に対応する。 ○責任者は、農水警戒部で対応が出来ないと判断したら、本部室へ連絡し、指示を得る。 ○班員は責任者の指示に従い、被害状況調査、簡易な復旧作業、被害防止作業等を実施する。 ○班員は現地での対応が出来ないと判断したら、実働班責任者に報告し、指示を得る。

班名	事務分掌
上下水道警戒部	○班の責任者は、「電話対応」「情報入力」「情報集計」「本部室連絡」「状況調査」「現場監視」の各担当者及び「実動班」の担当者を配置し、本部との連絡及び情報の収集、現場の対応にあたる。（兼務可） ○災害情報トリアージ用紙及び防災情報システム入力については、管理調整班、電話対応班、情報整理班と同様に対応する。 ○責任者は、上下水道警戒部で対応が出来ないと判断したら、本部室へ連絡し、指示を得る。 ○班員は責任者の指示に従い、被害状況調査、簡易な復旧作業、被害防止作業等を実施する。 ○班員は現地での対応が出来ないと判断したら、上下水道警戒部の責任者に報告し、指示を得る。

5 災害警戒本部の廃止

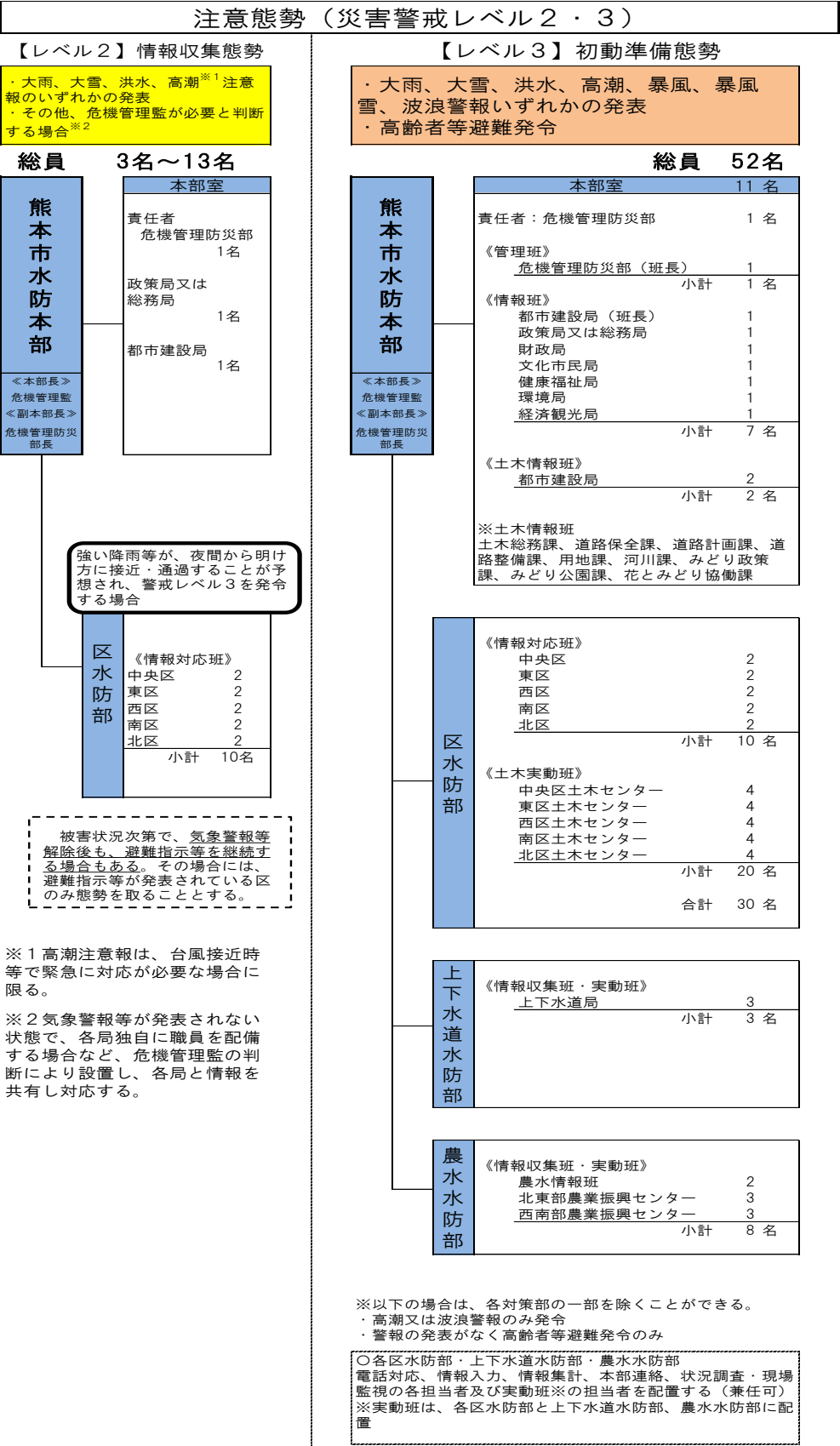
災害警戒本部長は、災害の危険が解消されたと認められるときは、災害警戒本部を廃止する。

ただし、「特別警報級等の発表、または発表が見込まれ、大規模な災害が発生するおそれがある場合」、「局地的な災害が発生した場合」や、「大津波警報が発表された場合」など、災害が拡大するおそれがある場合、市長の判断により災害対策本部へ移行する。

また、津波は、段階的に災害の切迫度が高まる洪水等、土砂災害、高潮と異なり、危険な地域から一刻も早い避難が必要であることから、「緊急安全確保」ではなく、「避難指示」のみを発令し、指定緊急避難場所等への立退き避難を促すこととする。

第 4 項 水防本部・災害警戒本部の組織

別表 1 【熊本市水防本部態勢図】

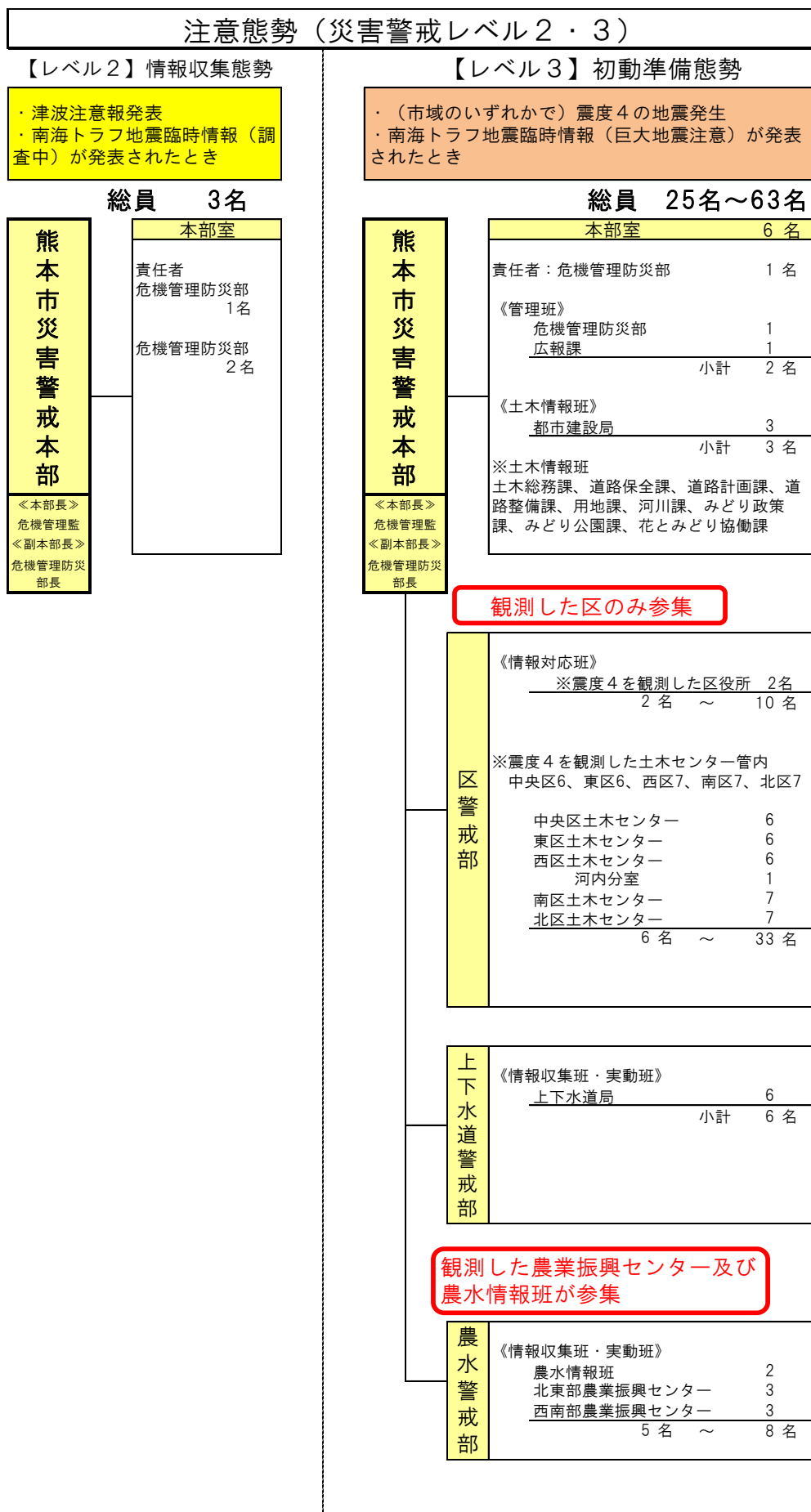


別表2【熊本市災害警戒本部（風水害時）態勢図】

警戒態勢（災害警戒レベル4）	
【レベル4】応急活動準備態勢 ・今後の降雨状況の激化及び被害状況の拡大が予想されるとき ・土砂災害警戒情報が発表されたとき ・避難指示発令 総員 95名 熊本市災害警戒本部 本部室 23名 責任者：危機管理防災部 1名 副責任者：危機管理防災部 1名 《管理調整班》 危機管理防災部（班長） 1 政策局又は総務局（調整担当） 1 広報課（報道担当） 1 消防局（消防担当）※夜間のみ 1 都市建設局（情報担当） 1 教育委員会（学校避難所担当） 1 小計 6名 《電話対応班》 都市建設局（班長） 1 政策局又は総務局 1 財政局 1 文化市民局 1 健康福祉局 1 こども局 1 経済観光局 1 農水局 1 小計 8名 《情報整理班》 政策局又は総務局（班長） 1 文化市民局 1 環境局 2 小計 4名 《土木情報班》 都市建設局 3 小計 3名 区警戒部 《情報対応班》 中央区 5 東区 5 西区 5 南区 5 北区 5 小計 25名 《土木実動班》 中央区土木センター 6 東区土木センター 6 西区土木センター 6 河内分室 1 南区土木センター 7 北区土木センター 7 小計 33名 合計 58名 上下水道警戒部 《情報収集班・実動班》 上下水道局 6 小計 6名 農水警戒部 《情報収集班・実動班》 農水情報班 2 北東部農業振興センター 3 西南部農業振興センター 3 小計 8名 ※高潮又は波浪警戒のみ発令の場合は、状況に応じ区水防部、土木水防部、上下水道水防部、農水水防部の一部を除くことができる。	【レベル4強化】災害警戒態勢 ・応急活動準備態勢による処理・対応が速やかにできないと予測されるとき ・その他本部長が必要により配備の指示をしたとき 総員 248名 熊本市災害警戒本部 本部室 60名 室長：危機管理防災部 課長級 1名 【対応部】 責任者 正）危機管理防災部 課長級 1名 副）政策局又は総務局 課長級 1名 連絡幹部 消防局 1名 《管理調整班》 危機管理防災部（班長） 1 危機管理防災部 5 政策局又は総務局（調整担当） 2 消防局（消防担当）※夜間のみ 1 都市建設局（情報担当） 2 教育委員会（学校避難所担当） 4 管財課（車両担当） 1 小計 16名 《報道対応班》 広報課（班長） 1 広報課 1 小計 2名 【情報部】 責任者 正）危機管理防災部 課長級 1名 副）都市建設局 課長級 1名 副）危機管理防災部 課長級 1名 副）都市建設局（土木情報） 課長級 1名 《電話対応班》 都市建設局（班長） 1 政策局又は総務局 2 財政局 2 文化市民局 1 健康福祉局 3 こども局 1 経済観光局 2 農水局 1 小計 13名 《情報整理班》 政策局又は総務局（班長） 1 文化市民局 2 環境局 2 都市建設局（観測兼務） 3 小計 8名 《監視パトロール班》 都市建設局（班長） 1 都市建設局 3 農水局 3 小計 7名 《土木情報班》 都市建設局 6 小計 6名 区警戒部 責任者 正）課長級：各区1名 5名 副）課長級又は主幹級：各区2名 10名 《情報対応班》 中央区 10 東区 10 西区 10 南区 10 北区 10 小計 65名 《土木実動班》 各土木センター所長もしくは課長：1名 10名 （各センター2名） 中央区土木センター 14 東区土木センター 14 西区土木センター 14 河内分室 1 南区土木センター 16 北区土木センター 16 小計 85名 合計 150名 上下水道警戒部 責任者 正）課長級 1名 副）主幹級 2名 《情報収集班・実動班》 上下水道局 18名 小計 21名 農水警戒部 情報収集責任者 課長級もしくは主幹級 1名 実動班責任者 所長もしくは課長 各センター：1名 2名 《情報収集班・実動班》 農水情報班 2 北東部農業振興センター 6 西南部農業振興センター 6 小計 17名

※責任者交代及び不在の場合は、責任者指名とする。

別表3【熊本市災害警戒本部（地震・津波等）態勢図】



別表4【熊本市災害警戒本部（地震・津波等）態勢図】

警戒態勢（災害警戒レベル4）	
【レベル4】応急活動準備態勢 ・(市域のいずれかで)高潮注意報・警報に加え津波注意報発表 ・(市域のいずれかで)震度5弱の地震発生 ・長周期地震動階級3が発表された場合 ・南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）が発表されたとき 熊本市災害警戒本部 総員 98名 本部室 26名 責任者：危機管理防災部 1名 副責任者：危機管理防災部 1名 《管理調整班》 危機管理防災部（班長） 1 政策局又は総務局（調整担当） 1 広報課（報道担当） 1 消防局（消防担当）※夜間のみ 1 都市建設局（情報担当） 1 教育委員会（学校避難所担当） 1 小計 6名 《電話対応班》 都市建設局（班長） 1 政策局又は総務局 1 財政局 1 文化市民局 1 健康福祉局 1 こども局 1 経済観光局 1 農水局 1 小計 8名 《情報整理班》 政策局又は総務局（班長） 1 文化市民局 1 環境局 2 小計 4名 《土木情報班》 都市建設局 6 小計 6名 全区参集 区警戒部 《情報対応班》 中央区 5 東区 5 西区 5 南区 5 北区 5 小計 25名 《土木実動班》 中央区土木センター 6 東区土木センター 6 西区土木センター 6 河内分室 1 南区土木センター 7 北区土木センター 7 小計 33名 合計 58名 上下水道警戒部 《情報収集班・実動班》 上下水道局 6 小計 6名 農水警戒部 《情報収集班・実動班》 農水情報班 2 北東部農業振興センター 3 西南部農業振興センター 3 小計 8名	【レベル4強化】災害警戒態勢 ・(市域のいずれかで)津波警報発表 ・(市域のいずれかで)震度5強の地震発生 ・県から原子力災害に関する警戒事態若しくは施設敷地緊急事態が発生した旨の連絡を受けたとき 熊本市災害警戒本部 総員 248名 本部室 60名 室長：危機管理防災部 課長級 1名 【対応部】 責任者 正) 危機管理防災部 課長級 1名 副) 政策局又は総務局 課長級 1名 連絡幹部 消防局 1名 《管理調整班》 危機管理防災部（班長） 1 危機管理防災部 5 政策局又は総務局（調整担当） 2 消防局（消防担当）※夜間のみ 1 都市建設局（情報担当） 2 教育委員会（学校避難所担当） 4 管財課（車両担当） 1 小計 16名 《報道対応班》 広報課（班長） 1 広報課 1 小計 2名 【情報部】 責任者 正) 危機管理防災部 課長級 1名 副) 都市建設局 課長級 1名 副) 危機管理防災部 課長級 1名 《電話対応班》 都市建設局（班長） 1 政策局又は総務局 2 財政局 2 文化市民局 1 健康福祉局 3 こども局 1 経済観光局 2 農水局 1 小計 13名 《情報整理班》 政策局又は総務局（班長） 1 文化市民局 2 環境局 2 都市建設局（観測兼務） 3 小計 8名 《監視パトロール班》 都市建設局（班長） 1 都市建設局 3 農水局 3 小計 7名 《土木情報班》 都市建設局 6 小計 6名 全区参集 区警戒部 《情報対応班》 中央区 10 東区 10 西区 10 南区 10 北区 10 小計 65名 《土木実動班》 中央区土木センター 14 東区土木センター 14 西区土木センター 14 河内分室 1 南区土木センター 16 北区土木センター 16 小計 85名 合計 150名 上下水道警戒部 責任者 正) 課長級 1名 副) 主幹級 2名 《情報収集班・実動班》 上下水道局 18名 小計 21名 農水警戒部 情報収集責任者 課長級もしくは主幹級 1名 実動班責任者 所長もしくは課長 各センター：1名 2名 《情報収集班・実動班》 農水情報班 2 北東部農業振興センター 6 西南部農業振興センター 6 小計 17名

※責任者交代及び不在の場合は、責任者指名とする。

第5項 熊本市災害対策本部

市域において大規模な災害が発生し、又は発生するおそれがある場合は、災害予防及び災害応急対策等を迅速かつ的確に行えるよう「熊本市災害対策本部」を設置し、災害対策に取り組む。

【関連部局】
全局

1 設置基準

(1) 風水害における災害対策本部の設置基準

市長は、次の基準に達したとき、災害対策本部を設置する。

配備態勢	配備基準		総員
レベル5 災害対応態勢	○特別警報級等の発表、または発表が見込まれ、大規模な災害が発生するおそれがある場合 ○局地的な災害が発生した場合 ○緊急安全確保発令（警戒レベル5）		最大1/3 程度の職員
	配備内容	災害応急対策活動を遂行できる体制とし、又全庁総力態勢に直ちに移行できる体制とする。	
レベル5 強化 全庁総力態勢	○市内全域にわたり災害が発生し、特に被害が甚大な場合		全職員
	配備内容	災害対応態勢によりがたく、災害対策本部の職員を更に増員し、災害応急対策活動が強力に遂行できる体制とする。	

(2) 地震・津波における災害対策本部の設置基準

市長は、次の基準に達したとき、災害対策本部を設置する。

配備態勢	配備基準		総員
レベル5 災害対応態勢	○大津波警報が発表された場合 ○局地的な災害が発生した場合		最大1/3 程度の職員
	配備内容	災害応急対策活動を遂行できる体制とし、又全庁総力態勢に直ちに移行できる体制とする。	
レベル5 強化 全庁総力態勢	○海岸部全域に災害が発生し被害が甚大な場合 ○震度6弱以上の地震発生 ○長周期地震動階級4が発表された場合 ○市内全域にわたり災害が発生し、特に被害が甚大な場合		全職員
	配備内容	災害対応態勢によりがたく、災害対策本部の職員を更に増員し、災害応急対策活動が強力に遂行できる体制とする。	

(3) 原子力災害における災害対策本部の設置基準

市長は、次の基準に達したとき、災害対策本部を設置する。

配備	配備基準	総員
レベル5 災害対応態勢	○全面緊急事態が発生し内閣総理大臣が原子力緊急事態宣言を発出した場合 ○県が災害対策本部を設置した場合又は市長が必要と認めた場合	最大1/3 程度の職員
レベル5 強化 全庁総力態勢	○国からの指示等により、住民等に対し、屋内退避もしくは避難のための立ち退きの指示があった場合	全職員

2 設置・指揮の権限

市長は、災害対策本部の設置及び指揮を行うが、市長の判断を仰ぐことができないときは、次の順位で代行する。

第1順位 副市長	第2順位 危機管理監	第3順位 政策局長

3 災害対策本部

災害対策本部の設置基準に達したときは、次の配備態勢をとるものとする。

熊本市災害対策本部（非常態勢）

※熊本市災害対策本部の設置に伴い熊本市水防本部は廃止（熊本市水防本部規程 第2条第2項）、熊本市災害警戒本部は廃止（熊本市災害警戒本部要綱 第7条）

【レベル5】災害対応態勢

【レベル5強化】全庁総力態勢

総員：最大1/3程度の職員

総員：全職員

災害対策本部会議											
本部長		副本部長		本部員							
				（※下記の他に本部長が指名する者）							
市長	副市長	危機管理監	政策局長	総務局長	財政局長	文化市民局長	健康福祉局長	こども局長	環境局長	経済観光局長	農水局長
		議会局長	教育長	消防局長	交通事業管理者	上下水道事業管理者	病院事業管理者	中央区長	東区長	西区長	南区長
											北区長

災害対策本部指揮室（5階）											
本部長（市長）、副本部長（副市長）、危機管理監、関係局長、防災関係機関（国交省、自衛隊、熊本県、熊本県警、ライフライン関係） ※市民の生命・身体・財産に対する危機事象が切迫あるいは発生し、市長、副市長又は危機管理監のいずれかが必要と認める場合、指揮室を開設する											

総合調整室（5階）		情報支援室（3階）	
室長	危機管理防災部長	責任者	正）危機管理防災部職員 副）危機管理防災部職員
副室長	危機管理防災部危機管理課長	管理調整班	班長：危機管理防災部職員
調整班	班長（危機管理防災部職員）	電話対応班	班長：都市建設局職員
	副班長（土木情報）：都市建設局課長級職員	情報整理班	班長：政策局又は総務局の職員
	班員（各局主管課の主幹級以上の職員（各1名））	土木情報班	班長：都市建設局職員
	※都市建設局のみ職員3名		
	※各局の実情に応じて、主管課以外の主幹級以上の職員も可能		
情報班	班長（危機管理防災部職員） 班員（各局の主査級の職員（各1名））		
広報班	班長（広報課長） 班員（広報課職員）		
総務班	班長（危機管理防災部職員） 班員（危機管理防災部職員）		
受援班	班長（政策局又は総務局課長級職員）		
	副班長（政策局又は総務局課長級職員） 班員（政策局、総務局、文化市民局及び経済観光局の職員） ※政策局、総務局は班長含め各2名、その他は各1名		
物資供給班	班長（文化市民局又は経済観光局課長級職員） 班員（文化市民局、経済観光局、健康福祉局の職員） ※班長含め各3名		
被災者支援班	班長（危機管理防災部職員） 班員（災害救助法担当職員） ※文化市民局、健康福祉局、経済観光局は各2名、都市建設局は4名		

※上記各班への各対策部からの参集要員は、
【レベル4強化】災害警戒態勢と同様

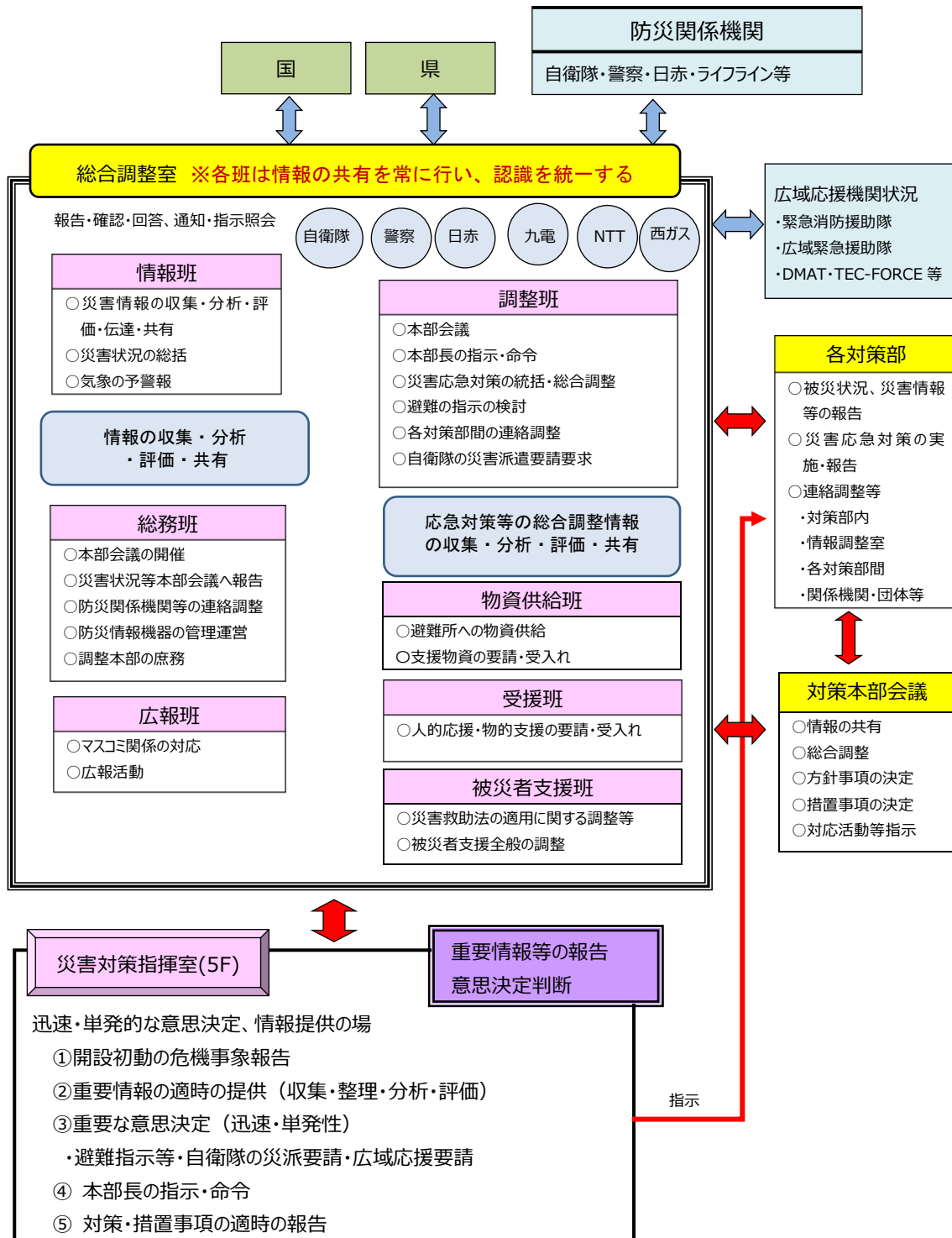
※情報部副責任者（土木情報班ライン）の都市建設局課長級1名及び管理調整班の都市建設局2名は、調整班とする。

各局・区対策部					
政策局対策部長 （政策局長） 政策総務班長（総合政策部長） 秘書班長（秘書部長）	総務局対策部長 （総務局長） 総務班長（行政管理部長） 情報システム班長（デジタル部長） 情報契約班長（契約監理部長）	財政局対策部長 （財政局長） 財政総務班長（財政部長） 被害調査班長（税務部長）	文化市民局対策部長 （文化市民局長） 市民総務・応急支援班長（市民生活部長） 人権推進班長（人権推進部長） 文化創造班長（文化創造部長） 熊本城班長（熊本城総合事務所長）	健康福祉局対策部長 （健康福祉局長） 福祉総務班長（健康福祉部長） 保健医療対策班長（保健衛生部長）	
こども局対策部長 （こども局長） こども総務班長（こども育成部長）	環境局対策部長 （環境局長） 環境総務班長（環境推進部長） 廃棄物処理班長（資源循環部長）	経済観光局対策部長 （経済観光局長） 経済総務班長（産業部長） 観光交流班長（観光交流部長） スボ・ツ・イベント班長（スボ・ツ・イベント部長）	農水局対策部長 （農水局長） 農政総務班長（農政部長）	都市建設局対策部長 （都市建設局長） 都市総務班長（都市政策部長） 交通政策班長（交通政策部長） 住宅班長（住宅部長） 公共建築班長（公共建築部長） 土木班長（土木部長） 森の都推進班長（森の都推進部長）	
消防局対策部長 （消防局長） 消防総務班長（総務課長） 管理班長（管理課長） 情報整理班長（予防課長） 情報収集班長（規制課長） 指揮運用班長（警防課長） 通信運用班長（情報司令課長） 救急運用班長（救急課長） 地区隊班長 （中央、東、西、南、北、益城西河各署長）	各区対策部長 （中央、東、西、南、北各区長） 各区総務班長（各区民部長） 各区総務副班長（各区土木センター所長） 各区保健福祉班長（各区保健福祉部長）	交通局対策部長 （交通事業管理者） 交通総務・市電班長（交通局次長）	上下水道局対策部長 （上下水道事業管理者） 上下水道総務班長（総務部長） 上水道班長（維持管理部長） 下水道班長（計画整備部長）	病院局対策部長 （病院事業管理者） 病院総務班長（病院局事務局長） 診療対策班長（部長指名者） 植木診療対策班長（植木病院院長）	
	教育委員会対策部長 （教育長） 教育総務班長（教育総務部長） 学校対策班長（学校教育部長）		応援対策部長 （議会局長） 議会局班長 監査事務局班長 人事委員会事務局班長 選挙管理委員会事務局班長 農業委員会事務局班長 （部長指名者）（監査事務局長）（人事委員会事務局長）（選挙管理委員会事務局長）（農業委員会事務局長）		

(1) 災害対策本部の仕組み

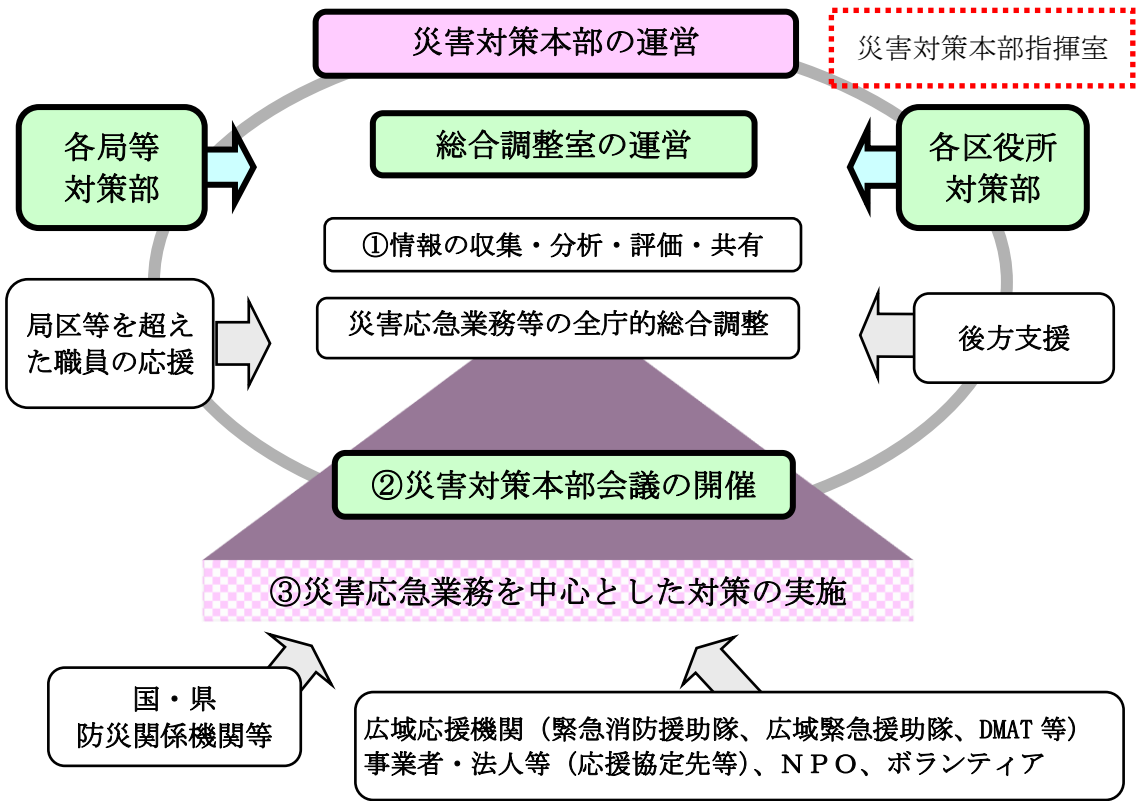
災害対策本部の仕組みは次のとおりとする。

【関連部局】
全局



(2) 災害対策本部の運営の考え方

災害対策本部の運営の考え方は次のとおりとする。



4 災害対策本部会議

【関連部局】
政策局

本部長は本部会議を開催し、災害応急対策の方針の決定や各部の連絡・調整を行う。
なお、第 1 回対策本部会議は、直ちに開催するものとする。

本部会議の開催時期	○本部設置後随時 ○その他本部長が必要と認めた場合
本部会議の構成員	○本部長（市長） ○副本部長（副市長） ○本部員（危機管理監、政策局長、総務局長、財政局長、文化市民局長、健康福祉局長、こども局長、環境局長、経済観光局長、農水局長、都市建設局長、議会局長、教育長、消防局長、交通事業管理者、上下水道事業管理者、病院事業管理者、中央区長、東区長、西区長、南区長、北区長、その他本部長が指名する者）
事務局	○危機管理防災部 ○その他必要な職員
報告事項	○各班の配備体制 ○緊急措置事項
協議事項	○被害状況の把握 ○応急対策に関すること ○本部の配備体制の切り替え及び廃止に関すること ○本部の移転に関すること ○自衛隊・県・他市町村及び防災関係機関への応援の要請に関すること ○NPO、ボランティアの調整に関すること ○避難の指示、警戒区域の指定に関すること ○災害救助法の適用に関すること ○激甚災害の指定に関すること ○応急対策に要する予算及び資金に関すること ○市民向緊急声明の発表に関すること ○国・県等への要望及び陳情等に関すること ○その他災害対策の重要事項に関すること

このほか、非常に強い台風が接近し、暴風域に入り猛烈な雨風が発生する見込みであり、市民生活に多大な影響を及ぼすおそれがある場合など、災害対策本部の設置基準を満たしていなくても、本部会議構成員による会議体を臨時に設置し、公共施設の閉鎖や公共交通の停止などの方針決定を行うことができるものとする。

5 災害対策本部指揮室

(1) 災害対策本部指揮室の目的

風水害、地震・津波災害及び国民保護事態等の危機事象の発生又は発生のおそれがある場合等において、市長（災害対策本部長）等が市としての重要な意思決定とそれに基づく指揮、指示等を迅速かつ的確に行うため、必要な情報の収集、分析、判断を行う場として、「災害対策本部指揮室（以下、「指揮室」という。）」を設置する。

【資料編】2-11 災害対策本部指揮室の設置運営要領

(2) 指揮室の開設・運用の考え方

ア 指揮室の開設及び閉鎖

(ア) 開設

- a 市民の生命・身体・財産に対する危機事象が切迫あるいは発生し、市長、副市長又は危機管理監のいずれかが必要と認める場合、指揮室を開設する。
- b 開設後は、危機管理監又はその代理者が指揮室を管理するとともに、必要となる防災関係機関等（国交省、自衛隊、県、県警、ライフライン関係者等）に対して連絡要員の派遣を要請する。

(イ) 閉鎖

危機事象がおおむね収束した場合、市長の指示に基づき、指揮室を閉鎖する。

イ 指揮室の運用

- (ア) 冷静に情報を分析し、重要な決定を行うことができる環境を確保するため、指揮室への入室は市の幹部職員（危機事象に係わる主たる関係局長）、危機管理防災部の職員、防災関係機関の連絡要員など必要不可欠な者に限定する。
- (イ) 指揮室の電話回線等は秘匿し、報道機関や市民等からの照会対応は行わないものとする。
- (ウ) 危機管理監は、指揮室で勤務する危機管理防災部の職員の配置基準を定めておくものとする。
 - a 危機事象に照らし指揮室の開設が予期される場合は、職員1名を配置し、指揮室の開設準備に着手させる。
 - b 開設時には、情報システム運用要員、情報の集約（把握）と連絡調整要員等複数の必要な要員を確保し運営する。
 - c 指揮室入口及び5階西側入口の鍵の管理は、勤務時間外においては、守衛室から借用する。

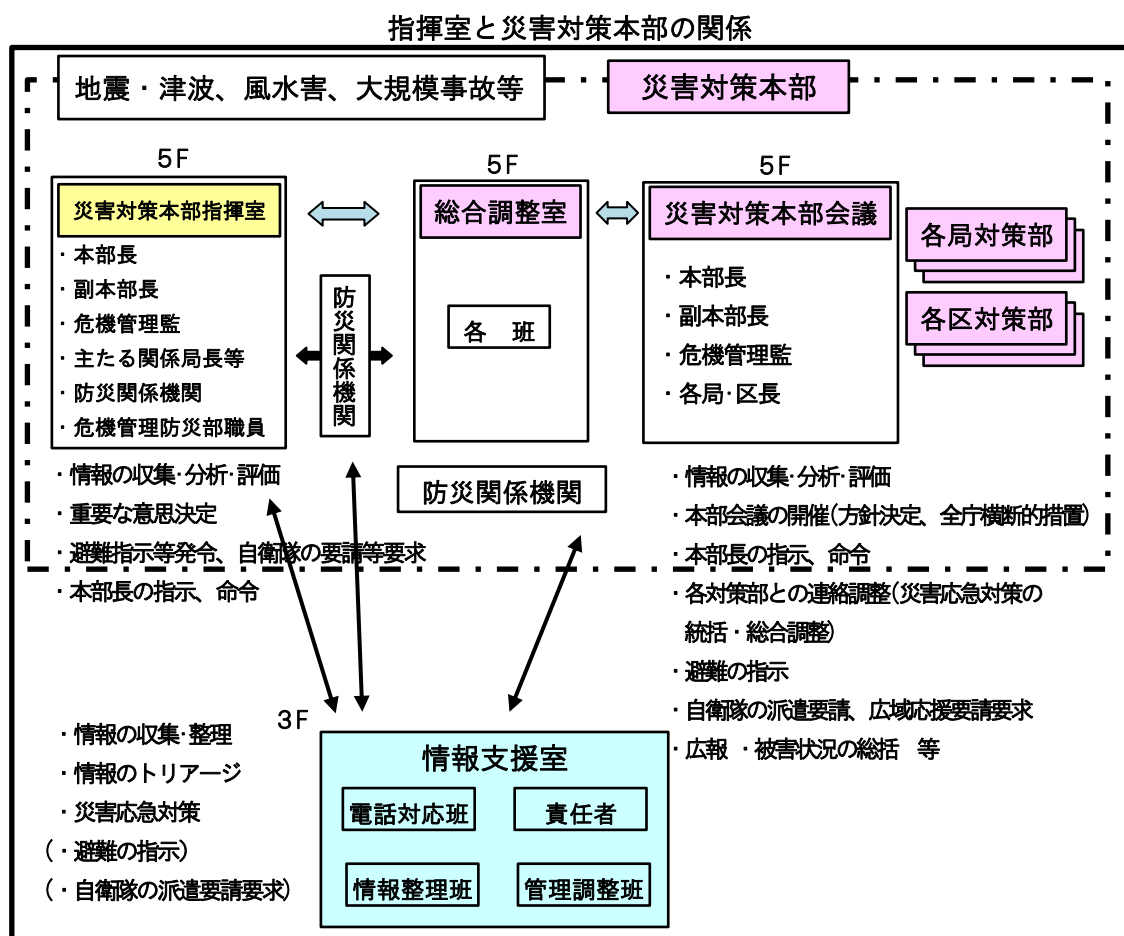
【関連部局】
政策局

(3) 指揮室で提供する重要情報及び意思決定事項等

以下事項を基本に、実施する。

- ア 開設初動時における危機事象の状況の報告
- イ 緊急的な重要情報の適時の提供
- ウ 災害等情報の集約と分析情報の提供
- エ 緊急で重要な意思決定とそれに伴う指揮命令・指示・措置等
(災害対策本部会議での意思決定時事項を除く)
 - (ア) 避難指示の発令等緊急的な意思決定
 - (イ) 対策本部の設置
 - (ウ) 自衛隊の災害派遣要請、広域応援要請の決定
 - (エ) 意思決定に伴う、指示・措置事項等
 - (オ) その他
- オ 危機事案対応の状況報告 (中間報告含む。)
- カ 災害対策本部会議の開催と意思決定事項の細部事項
 - (ア) 応急災害活動等の対応方針決定
 - (イ) 各局・区等横断的な対応・措置事項等
- キ その他、市長 (本部長) の意思決定、措置等の補佐に関する事項

(4) 指揮室と災害対策本部との関係 (概念図)



(5) 指揮室整備の考え方

指揮室には、Ｃネット端末、関係機関とのホットライン電話を含む情報・通信機器等を常備し、常時、開設及び運用が可能な状態を維持するものとする。

6 総合調整室

(1) 設置基準及び設置・指揮の権限

災害対策本部の設置基準及び設置・指揮の権限に準ずる。

(2) 組 織

総合調整室の組織は、熊本市災害対策本部組織図に示すように次のとおりとする。

総合調整室	室長	危機管理防災部長
	副室長	危機管理防災部危機管理課長
	調整班	班長：危機管理防災部職員 副班長（土木情報）：都市建設局課長級職員 班員：各局主管課の主幹級以上の職員（各1名） ※都市建設局のみ職員3名 ※各局の実情に応じて、主管課以外の主幹級以上の職員も可能
	情報班	班長：危機管理防災部職員 班員：各局の主査級の職員（各1名）
	広報班	班長：広報課長 班員：広報課職員
	総務班	班長：危機管理防災部職員 班員：危機管理防災部職員
	受援班	班長：政策局又は総務局の課長級職員 副班長：政策局又は総務局の課長級職員 班員：政策局、総務局、文化市民局及び経済観光局の職員（政策局、総務局は班長含め各2名、その他は各1名）
	物資供給班	班長：文化市民局又は経済観光局の課長級職員 班員：文化市民局、経済観光局、健康福祉局の職員（班長を含め各3名）
	被災者支援班	班長：危機管理防災部職員 班員：災害救助法担当職員（文化市民局、健康福祉局、経済観光局は各2名、都市建設局は4名）

(3) 事務分掌

総合調整室の主な事務分掌は次のとおりとする。

部班	事務分掌
総合調整室 （危機管理防災部長）	本部の事務を総合調整し、各局・区対策部間の連絡調整を行う。
調整班長 （危機管理防災部職員）	1 本部会議に関すること 2 本部長の指示及び命令に関すること 3 災害応急対策の総合調整に関すること 4 避難指示等の検討に関すること 5 各対策本部間の連絡調整に関すること 6 応援要請に関すること 7 自衛隊災害派遣の要請等に関すること
情報班長 （危機管理防災部職員）	1 災害情報の収集及び伝達に関すること 2 災害情報の総括に関すること 3 災害協定の総括に関すること 4 気象の予警報に関すること
広報班長 （広報課長）	1 マスコミ関係の対応に関すること 2 広報活動に関すること

【関連部局】
政策局
総務局
各区役所

総務班長 (危機管理防災部職員)	1 本部会議の開催に関すること 2 災害情報等の本部会議への報告に関すること 3 防災関係機関等との連絡調整に関すること 4 防災情報機器の管理運営に関すること 5 庶務に関すること
受援班長・副班長 (政策局又は総務局の課長級の職員)	1 人的応援の要請及び受入れに関すること 2 物的支援の要請及び受入れに関すること
物資供給班長 (地域政策課長)	1 物資供給に関すること
被災者支援班長 (危機管理防災部職員)	1 災害救助法の適用に関すること 2 被災者支援全般の調整に関すること

7 情報支援室の事務分掌

情報支援室の主要な事務分掌は次のとおりである。

班名	事務分掌
責任者	○情報支援室における全ての権限を担う。 ○現在の各所管部署の活動・災害応急対策等及び態勢等を把握する。 ○災害情報トリアージについての全ての情報を確認し、トリアージ区分の最終決定を行う。 ○副責任者においては、責任者を補佐するとともに、責任者が不在の場合は、責任者の権限を持つ。
管理調整班	○被害情報の把握、共有する。 ・電話対応班が作成した災害情報トリアージ用紙の複写を責任者より受取り、区分ごとに整理し、被害状況を明確に把握する。 ・災害情報トリアージ区分 A の場合は、5 階指揮室に更に複写を行い情報提供する。また、必要に応じて、関係区対策部に情報を提供する。 ・観察員は、降雨・水位状況を正確に把握し、気象等の予警報を防災情報システムに入力するとともに、被害が集中している箇所がある場合は、責任者に報告する。 ○災害応急対策の総括を行う。 ・要請に対応する各部（区役所・土木センター等）へ電話、FAX 等で情報の伝達、対応依頼を行う。 ・その他、各対策部からの情報を整理する。 ○管財課は必要車両を確保するために、別室にて準備する。 また、責任者との連絡を密に行う。
電話対応班	○班員は、通報者からの情報を基に災害情報トリアージ用紙を作成（要請場所の地図添付含）、班長に報告する。 ○班長は作成された災害情報トリアージ用紙の情報内容を確認、照合、統・整合するとともに、情報区分及びトリアージ区分の判断並びに番号を付与する。また、これを責任者へ報告を行うとともに、各対策部の各班へ情報伝達を指示する。 ○その他必要に応じて、各対策部へ情報を伝達する。
情報整理班	○班長は、電話対応班より渡された災害情報トリアージ用紙を確認後、班員へ伝達する。 ○班員は、班長から渡された災害情報トリアージ用紙に基づき防災情報システムに入力する。また、入力後は防災情報システムのクロノロジーの内容を確認し、トリアージの区分等の情報を整理し、班長に報告する。 ○班長は、災害情報トリアージ用紙を区分ごとかつ受付番号順に整理する。 ○班長は必要に応じて、各土木センター等と協議を行う。 ○責任者の指示により、白川地域防災センター（わくわくランド）へ出勤し、白川及び国の情報収集を実施する。

土木情報班	○班長は、「電話対応」「情報入力」「情報集計」「状況調査」「現場監視」の担当者を配置し、情報の収集にあたる。(兼務可) ○災害情報トリアージ用紙及び防災情報システム入力については、管理調整班、電話対応班、情報整理班と同様に対応する。 ○班員は現地での対応が出来ないと判断したら、調整班に報告し、指示を得る。

8 各対策部の事務分掌

各部班の所掌事務は、次のとおりとする。

対策部 共通事務	1 所管業務に関する災害情報の総合調整室への報告に関すること。 2 所管事務に関する活動・災害応急対策及び態勢等の総合調整室への報告に関すること。 3 所属職員の参集状況、被災状況（安否確認、被害）等の総務局対策部への報告に関すること。 4 対策部内の連絡調整に関すること。 5 対策部内の庶務に関すること。 6 対策部内の職員の配置運用に関すること。 7 所管業務に関する応援（受援）に関すること。
班共通 事務	1 所管業務に関する災害情報の収集と集計及び対策部への報告に関すること。 (防災情報システムへの入力を含む) 2 所管事務に関する活動・災害応急対策及び態勢等の対策部への報告に関すること。 (防災情報システムへの入力を含む) 3 所管施設等の被害状況把握と利用者の安全確保及び応急復旧対策の実施に関すること。 (防災情報システムへの入力を含む) 4 所管施設の災害時における目的外臨時使用に関すること。 5 所属職員の参集及び被災状況（安否確認、被害）等の対策部への報告に関すること。 6 所管業務に関わる関係機関・団体（災害時協定含む）との連絡調整に関すること。 7 所管施設が避難所となった場合の開設、管理運営に関すること。 8 所管業務に関わる避難行動要支援者対策に関すること。 9 所管業務に関する各班相互の連携協力及び連絡調整に関すること。 10 所管業務に関わる被災者支援対策に関すること。

【関連部局】

政策局
総務局
財政局
文化市民局
健康福祉局
こども局
環境局
経済観光局
農水局
都市建設局
各区役所
消防局
交通局
上下水道局
病院局
教育委員会
議会局
監査事務局
人事委員会
事務局
選挙管理
委員会
事務局
農業委員会
事務局

部班	事務分掌
政策局対策部長 政策局防災・減災責任者 (政策局長)	関係省庁との連絡調整及び各局各区との総合調整を行う。 平常時から、所轄業務における危機管理（(1)危機の把握(2)実動マニュアルの整備(3)情報連絡体制の確立(4)訓練・研修の実施(5)市民等への意識啓発といった事前対策）を主体的に行う。
政策総務班長 (総合政策部長)	1 対策部共通事務及び班共通事務に関すること。 2 外国人避難者に関すること。 3 関係省庁との連絡調整に関すること。 担当課 政策企画課、データ戦略課、国際課、庁舎建設課、庁舎周辺まちづくり課、東京事務所、都市政策研究所
秘書班長 (秘書部長)	1 班共通業務に関すること。 2 災害対策本部長、副本部長の秘書等に関すること。 3 災害コールセンターに関すること。 4 被災した市民の法律相談に関すること。 5 市民意識の把握に関すること。 6 市民への災害情報の広報及びプレスセンター開設、報道機関に対する情報提供等に関すること。 7 災害寄附金に関すること。 担当課 秘書課、広報課、広聴課
総務局対策部長 総務局防災・減災責任者 (総務局長)	他の自治体への職員派遣要請及び非常時ネットワーク運用を行う。 平常時から、所轄業務における危機管理（(1)危機の把握(2)実動マニュアルの整備(3)情報連絡体制の確立(4)訓練・研修の実施(5)市民等への意識啓発といった事前対策）を主体的に行う。

第 2 部 自然災害対策
第 2 章 災害応急対策計画
第 1 節 市の防災組織

総務班長 (行政管理部長)	1 対策部共通事務及び班共通事務に関すること。 2 職員の参集状況及び被災状況（安否確認、被害）の総括に関すること。 3 職員の配置、給与、厚生（生活支援）及び健康管理等に関すること。 4 他自治体への応援要請及び応援職員全般に関すること。 5 緊急輸送車両の調達及び運用管理に関すること。
	担当課 総務課、法制課、改革プロジェクト推進課、業務支援課、人事課、労務厚生課、管財課
	情報システム班長 (デジタル部長)
情報システム班長 (デジタル部長)	1 班共通事務に関すること。 2 各種情報ネットワークの非常時運用に関すること。
	担当課 情報政策課、デジタル戦略課、システム推進課
情報契約班長 (契約監理部長)	1 班共通事務に関すること。 2 応急工事及び緊急物品等の契約に関すること。
	担当課 契約政策課、工事契約課、技術管理課
財政局対策部長 財政局防災・減災責任者 (財政局長)	災害応急対策予算の編成を行い復旧復興に迅速に対応するとともに、被害調査を集計して情報の集約を図り、被災市民の支援を行う。 平常時から、所轄業務における危機管理（(1)危機の把握(2)実動マニュアルの整備(3)情報連絡体制の確立(4)訓練・研修の実施(5)市民等への意識啓発といった事前対策）を主体的に行う。
財政総務班長 (財務部長)	1 対策部共通事務及び班共通事務に関すること。 2 災害応急対策等の予算編成に関すること。 3 災害対策本部の出納に関すること。
	担当課 財政課、債権管理課、資産マネジメント課、会計総室
被害調査班長 (税務部長)	1 班共通事務に関すること。 2 市域の被害認定調査及び被災情報の集計、伝達等に関すること。 3 災害による税の減免に関すること。
	担当課 税制課、市民税課、固定資産税課、納税課
文化市民局対策部長 文化市民局防災・減災責任者 (文化市民局長)	物資の要請・調達、ボランティア本部の設置、被災者の安否情報の提供、避難所運営の環境整備に関する調整を行う。平常時から、所轄業務における危機管理（(1)危機の把握(2)実動マニュアルの整備(3)情報連絡体制の確立(4)訓練・研修の実施(5)市民等への意識啓発といった事前対策）を主体的に行う。
市民総務・ 応急支援班長 (市民生活部長)	1 対策部共通事務及び班共通事務に関すること。 2 市民の安否情報の総括に関すること。 3 ボランティア本部の設置及びボランティア活動の総合調整に関すること。 4 物資の要請・調達に関すること。 5 避難所の集約等に関する各区対策部との調整に関すること。
	担当課 地域政策課、戸籍住民課、生涯学習課、生活安全課、オンブズマン事務局
人権推進班長 (人権推進部長)	1 班共通事務に関すること。 2 人権相談に関すること。 3 避難所における男女共同参画の視点の啓発に関すること。
	担当課 人権政策課、男女共同参画課
文化創造班長 (文化創造部長)	1 班共通事務に関すること。 2 指定文化財等の被害調査及び情報収集、集計、伝達（国、県等への伝達を含む）に関すること。
	担当課 文化政策課、文化財課
熊本城班長 (熊本城総合事務 所長)	1 班共通事務に関すること。 2 観光者の避難及び支援等に関すること。
	担当課 総務管理課、復旧整備課、熊本城調査研究センター
健康福祉局対策部長 健康福祉局防災・減災責任者 (健康福祉局長)	被災者の治療と救急搬送が迅速に行われるよう、医療関係機関等との連絡調整と被災市民の医療福祉、健康管理、防疫活動、備蓄物資の総合管理及び被災後の生活支援等を行う。 平常時から、所轄業務における危機管理（(1)危機の把握(2)実動マニュアルの整備(3)情報連絡体制の確立(4)訓練・研修の実施(5)市民等への意識啓発といった事前対策）を主体的に行う。

福祉総務班長 (健康福祉部長)	1 各対策部共通事務及び班共通事務に関すること。 2 遺体の埋火葬に関すること。 3 リ災証明及び弔慰金、見舞金等の総括に関すること。 4 遺体の身元確認及び引渡しに関すること。 5 被災者支援の総合調整に関すること。 6 避難行動要支援者（要医療援護者を除く）に関すること。 7 義援金の受入、配分計画に関すること。 8 備蓄物資（食料・飲料水・生活必需品）の在庫管理及び緊急時の物資供給班との調整に関すること。	
	担当課	健康福祉政策課、保護管理援護課、高齢福祉課、介護保険課、介護事業指導課、指導監査課、障がい福祉課、障がいサービス課、障がい者福祉相談所、国保年金課
保健医療対策班長 (保健衛生部長)	1 班共通事務に関すること。 2 負傷者及び要援護者の医療に関すること。 3 医薬品、衛生材料の確保及び搬送に関すること。 4 医療機関及び各区救護所等の情報収集、集計、伝達に関すること。 5 避難所における避難者の健康相談、管理、保健衛生等に関すること。 6 災害時の保健師活動に係る各区保健こども課との連携調整に関すること。 7 災害時の衛生管理に関すること。 8 遺体収容所（遺体安置所）の設置及び管理運営に関すること。 9 遺体収容等に関すること。 10 被災動物（犬・猫に限る）に関すること。	
	担当課	健康危機管理課、感染症予防課、医療対策課、生活衛生課、食品保健課、動物愛護センター、健康づくり推進課、国保年金課、こころの健康センター
こども局対策部長 こども局防災・減災責任者 (こども局長)		
こども総務班長 (こども育成部長)	1 各対策部共通事務及び班共通事務に関すること。 2 こどもの避難及び支援等に関すること（他対策部の所管に属するものを除く。） 3 管轄する保育園、幼稚園、認定こども園等の管理及び幼児の安全確保に関すること。	
	担当課	こども政策課、こども支援課、保育幼稚園課、こども家庭福祉課、妊娠内密相談センター、こども発達支援センター、児童相談所、こどもの権利サポートセンター
環境局対策部長 環境局防災・減災責任者 (環境局長)		
環境総務班長 (環境推進部長)	被災地の災害廃棄物、避難所等の生活ごみ及びし尿等の収集、処理を行い、良好な生活環境の維持に努める。 平常時から、所轄業務における危機管理（(1)危機の把握(2)実動マニュアルの整備(3)情報連絡体制の確立(4)訓練・研修の実施(5)市民等への意識啓発といった事前対策）を主体的に行う。	
	担当課	環境政策課、脱炭素戦略課、水保全課、環境総合センター
廃棄物処理班長 (資源循環部長)	1 班共通事務に関すること。 2 災害廃棄物、生活ごみ及びし尿等の処理計画の策定に関すること。 3 災害廃棄物及び生活ごみの収集、処理に関すること。 4 仮設トイレの設置及び管理運営等に関すること。 5 し尿等の収集、処理に関すること。	
	担当課	廃棄物計画課、環境施設課、事業ごみ対策課、浄化対策課、各クリーンセンター、東部環境工場

経済観光局対策部長 経済観光局防災・減災責任者 (経済観光局長)	経済、観光業の早期復興のための支援策を立案、実施するとともに救援物資等の輸送計画立案・実施及び管理を行う。 平常時から、所轄業務における危機管理（(1)危機の把握(2)実動マニュアルの整備(3)情報連絡体制の確立(4)訓練・研修の実施(5)市民等への意識啓発といった事前対策）を主体的に行う。	
経済総務班長 (産業部長)	1 各対策部共通事務及び班共通事務に関すること。 2 商工業の被害調査及び集計・伝達、復興支援に関すること。 3 災害時特例等の金融支援及び相談に関すること。	担当課 経済政策課、商業金融課、雇用対策課、企業立地推進課、起業・新産業支援課
観光交流班長 (観光交流部長)	1 班共通事務に関すること。 2 観光業の復興支援に関すること。 3 観光者の避難及び支援等に関すること。 4 救援物資等の輸送計画立案、実施等に関すること。	担当課 観光政策課、誘致戦略課、動植物園
スポーツ・イベント班長 (スポーツ・イベント部長)	1 班共通事務に関すること。 2 物資集積センターの開設及び施設管理に関すること。	担当課 スポーツ振興課、イベント推進課、競輪事務所
農水局対策部長 農水局防災・減災責任者 (農水局長)	農業及び水産業の被害状況の把握を行うとともに、早期復興のための支援策を立案、実施する。 平常時から、所轄業務における危機管理（(1)危機の把握(2)実動マニュアルの整備(3)情報連絡体制の確立(4)訓練・研修の実施(5)市民等への意識啓発といった事前対策）を主体的に行う。	
農政総務班長 (農政部長)	1 各対策部共通事務及び班共通事務に関すること。 2 農業及び水産業の被害調査及び集計・伝達、復興支援に関すること。 3 農地の法面崩壊危険箇所の情報収集、集計、伝達に関すること。 4 漁港の漂流物対策に関すること。	担当課 農業政策課、農業支援課、農地整備課、北東部農業振興センター農業振興課、同基盤整備課、西南部農業振興センター農業振興課、同基盤整備課、水産振興センター
都市建設局対策部長 都市建設局防災・減災責任者 (都市建設局長)	応急危険度判定の実施、避難者の輸送に係る事業者との調整を行うとともに、被災市民へ住宅の提供等を行う。 平常時から、所轄業務における危機管理（(1)危機の把握(2)実動マニュアルの整備(3)情報連絡体制の確立(4)訓練・研修の実施(5)市民等への意識啓発といった事前対策）を主体的に行う。	
都市総務班長 (都市政策部長)	1 各対策部共通事務及び班共通事務に関すること。 2 応急危険度判定に関すること。 3 被災建築物の相談等に関すること。 4 がけ地近接危険住宅箇所及び宅地造成崩壊危険箇所の情報収集、集計、伝達に関すること。 5 液状化被害地域の調査等に関すること。	担当課 都市政策課、市街地整備課、都市デザイン課、開発指導課、建築指導課、都市安全課
交通政策班長 (交通政策部長)	1 班共通事務に関すること。 2 避難者の輸送に係る事業者との調整に関すること。 3 公共交通機関等の被害情報の収集、集計、伝達に関すること。	担当課 交通企画課、公共交通推進課、地域交通支援課
住宅班長 (住宅部長)	1 班共通事務に関すること。 2 市営住宅の被害状況調査及び応急対策に関すること。 3 仮設住宅の建設、入居者選考、管理等に関すること。 4 避難生活者の市営住宅等への入居等に関すること。 5 仮設住宅等に係る被災者の入居、相談及び撤去の管理に関すること。 6 被災住宅の相談等に関すること。	担当課 住宅政策課、市営住宅課、空家対策課
公共建築班長 (公共建築部長)	1 班共通事務に関すること。 2 市有建築物の被害状況調査及び応急対策に関すること。	担当課 建築保全課、営繕課、設備課

土木班長 (土木部長)	1 班共通事務に関すること。 2 国・県・市道等の情報収集、集計、国・県等への伝達に関すること。 3 国・県・市管轄の河川等の情報収集、集計、国・県等への伝達に関すること。 4 緊急輸送道路等の交通規制に関すること。
	担当課 土木総務課、道路計画課、道路整備課、道路保全課、河川課、用地課
森の都推進班長 (森の都推進部長)	1 班共通事務に関すること。 2 公園・緑地及び街路樹等の樹木の被害調査及び情報収集、集計、伝達に関すること。 3 森林の被害調査及び情報収集、集計、伝達、復興支援に関すること。 4 山腹崩壊危険箇所、崩壊土砂流出危険箇所、地すべり危険箇所の情報収集、集計、伝達に関すること。
	担当課 みどり政策課、みどり公園課、花とみどり協働課
各区対策部長 各区防災・減災責任者 (各区長)	市民の窓口となり、区域内の被災状況を把握して避難や避難所などでの支援を迅速に行い、保健福祉など様々な対応を実施して市民生活の維持安定を図る。 平常時から、所轄業務における危機管理（(1)危機の把握(2)実動マニュアルの整備(3)情報連絡体制の確立(4)訓練・研修の実施(5)市民等への意識啓発といった事前対策）を主体的に行う。
各区総務班長 (各区民部長)	1 各対策部共通事務及び班共通事務に関すること。 2 区内における災害対策に関すること。 3 区内の被災状況及び避難情報の調査、収集、伝達等に関すること。 4 区民の安否情報及び災害情報の広報活動に関すること。 5 所管する庁舎設置の防災行政無線の運用に関すること。 6 ボランティア活動の調整等に関すること。 7 区内の土砂災害の情報収集、集計、伝達に関すること。 8 他対策部に属さない業務に関すること。 9 総合相談窓口の開設及び運営に関すること。 10 区内の校区自治会との連絡調整に関すること。 11 区所管の避難所の開設及び管理運営に関すること。 12 区所管の避難所の人員及び物資需要の把握に関すること。 13 区所管の避難所における救援物資等の配布、管理等に関すること。 14 区所管の避難所及びその周辺における災害情報の収集、伝達等に関すること。
	担当課 総務企画課、区民課、各まちづくりセンター
各区総務副班長 (各区土木センター所長)	1 区内の国・県・市道等の被害調査及び情報収集、集計、伝達に関すること。 2 区内の国・県・市管轄の河川等の被害調査及び情報収集、集計、伝達に関すること。 3 区内の緊急輸送道路等の障害物の除去や交通規制に関すること。 4 区内の公園・河川避難者の誘導等に関すること。 5 区内の公園・河川・空地の避難場所の管理等に関すること。 6 区内の急傾斜地崩壊危険箇所、土石流危険渓流及び地すべり危険箇所の応急対策、情報収集、集計、伝達に関すること。
	担当課 各土木センター
各区保健福祉班長 (各区保健福祉部長)	1 班共通事務に関すること。 2 区内の医療機関及び救護所等の情報収集、伝達に関すること。 3 区内の避難者の健康管理及び医療情報等の提供、相談に関すること。 4 区内の避難所内救護所の設置、管理運営に関すること。 5 区内の避難行動要支援者（要医療援護者を除く）に関すること。 6 区内の被災者に対する救援・義援物資の集積、配布、管理全般に関すること。 7 区内の防災倉庫及び備蓄倉庫の備蓄物資の管理及び配分に関すること。 8 区内のり災証明及び弔慰金、見舞金等の支給に関すること。
	担当課 福祉課、保護課（中央区は保護第一課、保護第二課）、保健こども課
消防局対策部長 消防局防災・減災責任者 (消防局長)	消火、救急救助活動を行うことによって、市民の生命・身体・財産を災害から直接防護する。 平常時から、所轄業務における危機管理（(1)危機の把握(2)実動マニュアルの整備(3)情報連絡体制の確立(4)訓練・研修の実施(5)市民等への意識啓発といった事前対策）を主体的に行う。

消防局対策副部長（総務部長・予防部長・警防部長）		
消防総務班 （総務課長） （総務課副課長）	消防総務係 （総務班主査）	1 対策部の総務に関すること。 2 部長の伝令に関すること。 3 災害対策会議全般の統合調整に関すること。 4 広報及び広聴並びに報道機関との連絡に関すること（災害事案内容に関するものを除く）。
	人事厚生係 （人事班主査）	1 職員の参集受付に関すること。 2 職員の労務管理に関すること。 3 職員の配置及び派遣に関すること。 4 職員の公務災害に関すること。 5 職員の衛生対策、リ災職員及び家族等の被害調査並びに救護に関すること。 6 職員の非常食材、衣料等の確保配分に関すること。
	対策係 （企画班主査）	1 熊本市との連絡調整に関すること。 2 被害報の取りまとめに関すること。
管理班 （管理課長） （管理課副課長）	管理係 （財務班主査）	職員、庁舎等の緊急を要する資金の調達。調整等に関すること。
	施設係 （施設班主査）	1 庁舎の保全及び庁舎関係被害の取りまとめに関すること。 2 寝具に関すること。
	装備係 （装備班主査）	1 車両資機材及び燃料の調達配分に関すること。 2 消防資機材の応急修理に関すること。
予防部長		
情報整理班 （予防課長） （予防課副課長）	情報整理係 （査察指導班、火災調査班主査）	1 災害状況の集計及び記録の作成に関すること。 2 消防総務係等への資料提供に関すること。
	防災センター係 （予防班主査）	防災用資機材の備蓄、保管及び貸出に関すること。
情報収集班 （規制課長） （規制課副課長）	情報収集係 （設備規制班主査）	災害情報の収集に関すること。
	危険物係 （危険物班・保安班主査）	1 危険物施設等の災害状況の把握及び対策部への報告に関すること。 2 火薬類又は高圧ガスに関する施設の応急対処に係る指導に関すること。
警防部長		
指揮運用班 （警防課長） （警防課副課長）	警防係 （警防救助班主査） （訓練研修班主査）	1 熊本県、国及び関係機関との連絡調整に関すること。 2 警防活動方策及び指導に関すること。 3 方面及び全市的大部隊運用に関すること。 4 延焼阻止線の検討に関すること。 5 災害状況図及び警防活動図の作成に関すること。 6 消防資機材の整備及び運用に関すること。 7 広域応援及び緊急消防援助隊に関すること。
	消防団係 （消防団班主査）	1 消防団員の動員に関すること。 2 消防団出場指令及び情報伝達に関すること。 3 消防団の公務災害に関すること。
通信運用班 （情報司令課長） （情報司令課副課長）	通信運用係 （情報管理班主査） （指令班主査）	1 警防隊の出場指令に関すること。 2 指揮命令の伝達に関すること。 3 通信の運用及び無線の統制に関すること。 4 通信施設の応急復旧に関すること。 5 気象警報、災害情報等の受報、伝達に関すること。 6 広報及び広聴並びに報道機関との連絡に関すること（災害事案内容に関するものに限る）。

救急運用班 (救急課長) (救急課副課長)	救急運用係 (救急管理 班主査) (救急指導 班主査)	1 救急活動の方策に関すること。 2 救急資機材の整備及び運用に関すること。 3 関係医療機関との連携に関すること。
地区隊(署長)(副署長)		
署総務班 (指導課長)	署総務係 (総務班主査)	1 地区隊の総務に関すること。 2 参集職員に関すること。 3 対策部への連絡に関すること。 4 庁舎の保守及び応急復旧に関すること。 5 通信施設の保守に関すること。
	情報収集係 (予防班主査)	1 被害状況及びその他の情報収集報告に関すること。 2 対策部への伝令派遣に関すること。 3 区役所との連絡調整に関すること。
署警防班 (警防課長)	防護係 救急救助係 (警防課長代理) (警防班主査) (救急救助班主査) (計画管理班主査)	1 招集の伝達に関すること。 2 警防活動方針に関すること。 3 現場広報に関すること。 3 警報の伝達に関すること。 4 火災防御及び救急救助活動に関すること。 5 消防資機材の調達及び確保に関すること。 6 消防団の運用に関すること。 7 仮救護所の設置に関すること。 8 避難指示に関すること。 9 防災機関との連絡に関すること。 10 警防活動状況、被害状況及びその他の情報の収集に関すること。 11 管内の災害状況図及び警防活動図の作成に関すること。 12 医療機関との連絡に関すること。 13 負傷者の把握に関すること。
消防団各方面隊 (副団長)	消防分団 (分団長)	1 火災防御及び人命救助に関すること。 2 警戒線の配備、飛火警戒等に関すること。 3 管内住民への情報伝達、避難指示に関すること。 4 地区隊への伝令派遣に関すること。
交通局対策部長 交通局防災・減災責任者 (交通事業管理者)	市電の臨時運行体制を整え、運行確保に努める。 平常時から、所轄業務における危機管理(1)危機の把握(2)実動マニュアルの整備(3)情報連絡体制の確立(4)訓練・研修の実施(5)市民等への意識啓発といった事前対策)を主体的に行う。	
交通総務・市電班長 (次長)	1 各対策部共通事務及び班共通事務に関すること。 2 市電の臨時運行の実施に関すること。	
	担当課	総務課、運行管理課
上下水道局対策部長 上下水道局防災・減災責任者 (上下水道事業管理者)	上水道施設及び下水道施設の早期復旧に努めるとともに、上水道に係る断水地域への応急対応を講じる。 平常時から、所轄業務における危機管理(1)危機の把握(2)実動マニュアルの整備(3)情報連絡体制の確立(4)訓練・研修の実施(5)市民等への意識啓発といった事前対策)を主体的に行う。	
水道総務班長 (総務部長)	1 各対策部共通事務及び班共通事務に関すること。 2 上下水道事業に関する広報及び被災市民からの相談に関すること。 3 上下水道施設の被害調査及び応急対策状況の総括に関すること。	
	担当課	総務課、経営企画課、料金課
上水道班長 (維持管理部長)	1 班共通事務に関すること。 2 上水道施設(管路・配水池・給水装置等)の被害状況調査及び復旧計画に関すること。 3 被災地域に対する応急給水活動に関すること。 4 上水道水源の確保及び水質管理に関すること。	
	担当課	水道整備課、水道維持課、水運用課、給排水設備課、計画調整課
下水道班長 (計画整備部長)	1 班共通事務に関すること。 2 下水道施設(管路、浄化センター、ポンプ場等)の被害状況調査及び復旧計画に関すること。 3 下水道の使用制限に関すること。	
	担当課	下水道整備課、下水道維持課、水再生課、給排水設備課、計画調整課

第 2 部 自然災害対策
第 2 章 災害応急対策計画
第 1 節 市の防災組織

部班	事務分掌
病院局対策部長 病院局防災・減災責任者 (病院事業管理者)	公的病院として市民等の医療活動に従事し、入院患者の安全を確保する。 平常時から、所轄業務における危機管理 ((1) 危機の把握 (2) 実動マニュアルの整備 (3) 情報連絡体制の確立 (4) 訓練・研修の実施 (5) 市民等への意識啓発といった事前対策) を主体的に行う。
病院総務班長 (病院局事務局長)	1 各対策部共通事務及び班共通事務に関すること。 担当課 総務企画課、医事課、財務課
診療対策班長 (部長指名者)	1 班共通事務に関すること。 2 対策部長が定める所掌事務に関すること。 担当課 診療各科・各部
植木診療対策班長 (植木病院院長)	1 班共通事務に関すること。 2 対策部長が定める所掌事務に関すること。 担当課 植木病院
教育委員会対策部長 教育委員会防災・減災責任者 (教育長)	児童・生徒の安全対策を実施し、教育施設に設置される避難所の開設運営を行うとともに、教育機関等の早期再開を図る。 平常時から、所轄業務における危機管理 ((1) 危機の把握 (2) 実動マニュアルの整備 (3) 情報連絡体制の確立 (4) 訓練・研修の実施 (5) 市民等への意識啓発といった事前対策) を主体的に行う。
教育総務班長 (教育総務部長)	1 各対策部共通事務及び班共通事務に関すること。 2 教育委員との連絡調整に関すること。 3 教育施設の避難所開設及び管理運営に関すること。 4 避難所及びその周辺における災害情報の収集、伝達等に関すること。 5 学校施設の被害調査に関すること。 6 教育機関等の再開計画に関すること。 担当課 教育政策課、教育改革推進課、学校施設課、放課後児童育成課、地域教育推進課、図書館、博物館 (教育センター)
学校対策班長 (学校教育部長)	1 班共通事務に関すること。 2 児童・生徒の安否情報及び保護者との連絡調整に関すること。 3 学校教職員の安否確認及び支援等に関すること。 4 児童・生徒の安全対策の総括に関すること。 5 被災児童及び生徒への学用品の調達支給に関すること。 6 学校再開計画に関すること。 7 学校の保健衛生に関すること。 8 児童・生徒の精神的ケアに関すること。 担当課 指導課、学務支援課、教職員課、総合支援課、健康教育課、人権教育指導室、教育センター、各学校 (教育政策課)
応援対策部長 応援対策部防災・減災責任者 (議会局長)	他対策部の応援業務に携わる。 平常時から、所轄業務における危機管理 ((1) 危機の把握 (2) 実動マニュアルの整備 (3) 情報連絡体制の確立 (4) 訓練・研修の実施 (5) 市民等への意識啓発といった事前対策) を主体的に行う。
議会局班長 (部長指名者)	1 各対策部共通事務及び班共通事務に関すること。 2 他対策部の応援に関すること。 3 議会災害対策会議の庶務に関すること。 4 議員の安否情報及び連絡調整に関すること。 担当課 総務課、議事課、政策調査課
監査事務局班長 (監査事務局長)	1 班共通事務に関すること。 2 他対策部の応援に関すること。 担当課 監査事務局
人事委員会事務局班長 (人事委員会事務局長)	1 班共通事務に関すること。 2 他対策部の応援に関すること。 担当課 人事委員会事務局
選挙管理委員会事務局班長 (選挙管理委員会事務局長)	1 班共通事務に関すること。 2 他対策部の応援に関すること。 担当課 選挙管理委員会事務局
農業委員会事務局班長 (農業委員会事務局長)	1 班共通事務に関すること。 2 他対策部の応援に関すること。 担当課 農業委員会事務局

9 災害対策本部（指揮室等）の設置場所

- (1) 本部は熊本市役所指揮室に置く。
- (2) 本部を設置したときは、市役所正面玄関及び本部室前に「熊本市災害対策本部」等の標識を掲示する。
- (3) 災害発生時に市役所本庁舎に被害が生じた場合は、災害の種類や被災の状況等を考慮し、本部長（市長）の判断により災害対策本部機能を次の施設に本部機能を移転させる。

・消防局庁舎 ・熊本城ホール ・熊本市民会館 ・上下水道局庁舎

10 災害対策本部の設置準備

次の手順により、災害対策本部の設置準備を行う。

- (1) 市庁舎の被害状況（建物、室内、電気、通信機器等）の把握、火気・危険物の点検を行う。
- (2) 来庁者、市庁舎内にいる市民及び職員等の安全を確認し、来庁者を避難所等安全な場所へ誘導する。（対応者：自衛防災消防隊）
- (3) 停電の場合には、自家用発電機による通信機器、本部室等最低限の機能確保を行う。故障等で確保できないときには、修理業者へ連絡を行う。
- (4) 本部長の判断のもと、災害対策本部の設営に入る。
- (5) 熊本県との通信手段を確保し、災害対策本部の設置を報告する。

熊本県 危機管理防災課	T E L (096)213-1000	F A X (096)213-1001
	県防災行政無線番号	300-7007、7008
	県防災 F A X 番号	300-7001

- (6) 本部室に通信機器、テレビ、ラジオを準備するとともに、防災関係機関との連絡調整ができるホットライン（非常時緊急電話）を設定する。
- (7) 本部室に市内の地図（全図、ハザードマップ等）、ホワイトボード、災害トリアージシステム等を準備する。
- (8) 応急対策に従事する者の食糧の調達及び宿泊場所の確保を行う。

11 現地災害対策本部

- (1) 本部長は、災害の規模・状況等により、必要と認めるときは、被災地にあつて災害対策本部の事務の一部を行う現地災害対策本部を設置することができる。
- (2) 現地災害対策本部長は、副本部長、本部員その他の職員の中から災害対策本部長が指名する者を充てる。

12 災害対策本部の廃止

災害のおそれがなくなったと認められたとき、又は災害に対する応急対策の措置が終了したと認められたとき、災害対策本部長は災害対策本部を廃止する。

また、その後の状況を確認し、現地災害対策本部も廃止する。

1 3 設置及び廃止の公表

災害対策本部を設置及び廃止した場合、速やかに県知事及び防災関係機関にその旨通知するとともに、報道機関等を通じて市民に対して発表する。

第 2 節 情報の収集・伝達【地震・津波】

災害応急活動等を効果的に実施するため、大規模地震・津波発生時における各種地震情報、津波情報に係る情報の収集、伝達に努めるものとする。

第 1 項 実施責任者

【関連部局】
全局

1 市

市長は、管内の被害報告等を収集し、県その他関係機関に通報又は報告を行うものとする。

なお、県への報告にあたっては、初動期は直接県庁に報告するものとし、県本庁からの指示に基づき熊本土木事務所を経由して報告する体制に移行するものとする。

ただし、通信の途絶等により、市長が県（県本庁又は熊本土木事務所）に報告することができないときは、直接国（総務省消防庁）に対して被害報告を行うものとする。

この場合、通信が回復次第、速やかに県に報告するものとし、情報の一元的処理及び情報の迅速かつ的確な処理ができるよう、あらかじめ被害報告責任者を定めておくものとする。

また、「火災・災害等即報要領（昭和 59 年 10 月 15 日付消防災第 267 号）」の一部が改正され、地震が発生し、当該市町村の区域内で震度 5 強以上を記録したもの（被害の有無を問わない。）については、市が直接消防庁に対して報告するものとする。（平成 12 年 11 月 22 日付け消防災第 98 号・消防情第 125 号消防庁長官による）

2 県

県知事は、県の地域に係る被害報告等の収集を行うとともに、その概要を県防災会議の委員の属する機関に通報し、速やかに国等関係機関に報告するものとする。

【国への報告の基準】

災害対策基本法第 53 条第 2 項に基づき、内閣総理大臣に報告すべき災害の基準は次のとおりとする。

- (1) 県において災害対策本部を設置した災害
- (2) 災害の状況及びそれが及ぼす社会的影響等から特に報告の必要があると認められる程度の災害
- (3) (1)又は(2)に定める災害になるおそれのある災害

上記の報告は、消防庁を窓口として行うものとし、消防組織法第 4 条第 2 項第 7 号に基づく災害報告取扱要領及び火災・災害等即報要領により行う消防庁への報告と一体的に行うものとする。

3 防災関係機関等

県内における指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関、防災上重要な施設の管理者（以下「防災関係機関等」という。）は、当該所管に係る被害報告等の収集を行うとともに、県その他の関係機関に通報又は報告を行うものとする。

【関連部局】
政策局

第 2 項 地震及び津波に関する情報の種類と伝達系統

1 地震及び津波に関する警報・注意報の種類

(1) 緊急地震速報（警報）

気象庁は、地震波が 2 つ以上の地震観測点で観測され、最大震度 5 弱以上または最大長周期地震動階級 3 以上と予想された場合に、地震の発生時刻、震源の推定値、地震発生場所の震央地名、震度 4 以上または長周期地震動階級 3 以上と予想される地域名を速報する。

また、日本放送協会（NHK）は、テレビ、ラジオを通じて住民に提供する。
なお、震度 6 弱以上または長周期地震動階級 4 の揺れを予想した緊急地震速報（警報）は、地震動特別警報に位置付けられる。

注）緊急地震速報（警報）は、地震発生直後に震源に近い観測点で観測された地震波を解析することにより、地震による強い揺れが来る前に、これから強い揺れが来ることを知らせる警報である。このため、震源付近では強い揺れの到達に間に合わないことがある。

(2) 大津波警報・津波警報・注意報

気象庁は、地震が発生した時は地震の規模や位置を速やかに推定し、これらをもとに沿岸で予想される津波の高さを求め、津波による災害の発生が予想される場合には、地震が発生してから約 3 分を目標に、次の発表基準等により大津波警報、津波警報又は津波注意報（以下これらを「津波警報等」という。）を発表する。

なお、大津波警報については、津波特別警報に位置づけられる。

■津波警報・注意報の種類と発表される津波の高さ等

津波警報等の種類	発表基準	発表される津波の高さ		想定される被害と津波警報等を見聞した場合にとるべき行動
		数値での発表 (予想される津波の高さ区分)	巨大地震の場合の発表	
大津波警報	予想される津波の最大波の高さが高いところで 3m を超える場合	10m 超 (10m < 予想される津波の最大波の高さ)	巨大	巨大な津波が襲い、木造家屋が全壊・流失し、人は津波による流れに巻き込まれる。沿岸部や川沿いにいる人は、ただちに高台や津波避難ビルなど安全な場所へ避難する。警報が解除されるまで安全な場所から離れない。
		10m (5m < 予想される津波の最大波の高さ ≤ 10m)		
		5 m (3m < 予想される津波の最大波の高さ ≤ 5m)		
津波警報	予想される津波の最大波の高さが高いところで 1m を超え、3m 以下の場合	3m (1m < 予想される津波の最大波の高さ ≤ 3m)	高い	標高の低いところでは津波が襲い、浸水被害が発生する。人は津波による流れに巻き込まれる。沿岸部や川沿いにいる人は、ただちに高台や津波避難ビルなど安全な場所へ避難する。警報が解除されるまで安全な場所から離れない。
津波注意報	予想される津波の最大波の高さが高いところで 0.2m 以上、1m 以下の場合であって、津波による災害のおそれがある場合	1 m (0.2m ≤ 予想される津波の最大波の高さ ≤ 1 m)	(表記しない)	海の中では人は速い流れに巻き込まれ、また、養殖いかだが流失し小型船舶が転覆する。海の中にいる人はただちに海から上がって、海岸から離れる。海水浴や磯釣りは危険なので行わない。注意報が解除されるまで海に入ったり海岸に近付いたりしない。

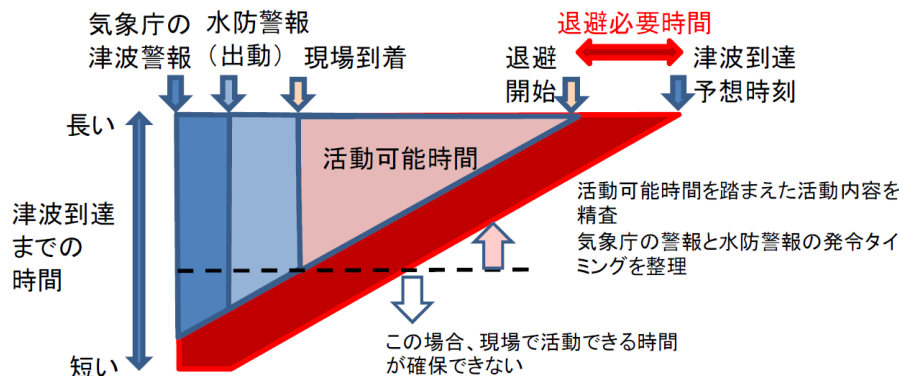
注)「津波の高さ」とは、津波によって潮位が高くなった時点における潮位と、その時点に津波がなかったとした場合の潮位との差であって、津波によって潮位が上昇した高さをいう。

(3) 津波に関する水防警報

県知事は、国土交通大臣が指定した海岸・河川について、水防警報の通知を受けたとき、又は県知事が指定した海岸・河川について水防警報をしたときは、関係水防管理者その他水防に関係のある機関に通知するものとする。

※日本近海における地震発生の場合、地域にとって該当する地震の震源域に関する情報をもとに、あらかじめ津波到達時間が推定できていることが大前提となる。

※各地域の実状や立地条件を踏まえて、「活動可能時間」の有無を検討し、状況に応じて水防警報の発表基準を定めるものとする。



※退避必要時間の確保を最優先し、活動可能時間は他の必要な時間を差し引いた結果得られる時間

ア 水防警報を行う河川（津波）

河川名	区域	延長
白川	幹川	17 K 300
	左岸	
	右岸	
緑川	幹川	30 K 800
	左岸	
	右岸	
	江戸川	6 K 300
	左岸	
	右岸	
	加勢川	11 K 500
	左岸	
	右岸	
	御船川	6 K 700
	左岸	
	右岸	

イ 警報の種類（津波）

種類	内容
待機（津波）	水防団員の安全を確保した上で待機する必要がある旨を警告するもの。
出動（津波）	水防機関が出動する必要がある旨を警告するもの。
解除（津波）	水防活動の必要が解消した旨を通告するもの。

ウ 水防警報対象観測所と条件（津波）

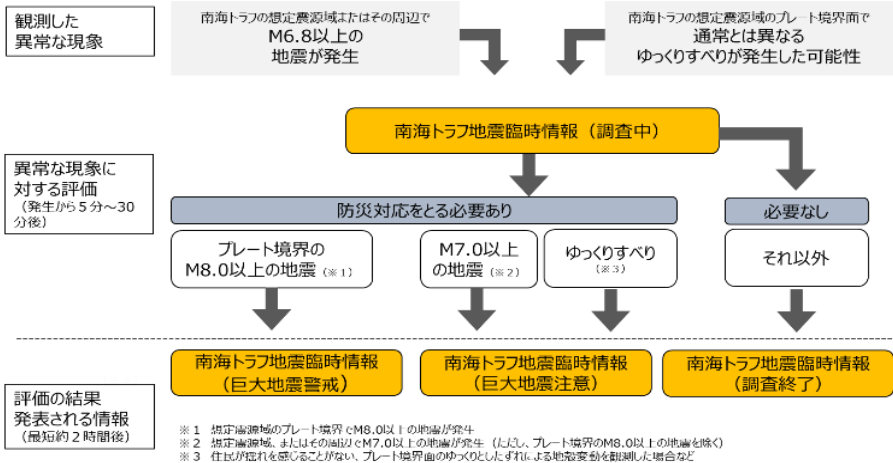
水系名	河川名	対象観測所	待機 (津波)	出動 (津波)	解除 (津波)
白川	白川	代継橋	有明・八代海において、津波警報が発表される等、水防団の待機が必要と認められるとき。	有明・八代海において、発表されていた津波警報が解除される等、水防作業が安全に行える状態で、かつ水防機関出動の必要が認められるとき。	水防機関による巡視等により被害が確認されなかったとき、又は応急復旧等が終了したとき等、水防活動を必要とする河川状況が解消したと認められるとき。
緑川	緑川	中甲橋	有明・八代海において、津波警報が発表される等、水防団の待機が必要と認められるとき。	有明・八代海において、発表されていた津波警報が解除される等、水防作業が安全に行える状態で、かつ水防機関出動の必要が認められるとき。	水防機関による巡視等により被害が確認されなかったとき、又は応急復旧等が終了したとき等、水防活動を必要とする河川状況が解消したと認められるとき。
		城南	有明・八代海において、津波警報が発表される等、水防団の待機が必要と認められるとき。	有明・八代海において、発表されていた津波警報が解除される等、水防作業が安全に行える状態で、かつ水防機関出動の必要が認められるとき。	水防機関による巡視等により被害が確認されなかったとき、又は応急復旧等が終了したとき等、水防活動を必要とする河川状況が解消したと認められるとき。
緑川	加勢川	大六橋	有明・八代海において、津波警報が発表される等、水防団の待機が必要と認められるとき。	有明・八代海において、発表されていた津波警報が解除される等、水防作業が安全に行える状態で、かつ水防機関出動の必要が認められるとき。	水防機関による巡視等により被害が確認されなかったとき、又は応急復旧等が終了したとき等、水防活動を必要とする河川状況が解消したと認められるとき。
	御船川	御船	有明・八代海において、津波警報が発表される等、水防団の待機が必要と認められるとき。	有明・八代海において、発表されていた津波警報が解除される等、水防作業が安全に行える状態で、かつ水防機関出動の必要が認められるとき。	水防機関による巡視等により被害が確認されなかったとき、又は応急復旧等が終了したとき等、水防活動を必要とする河川状況が解消したと認められるとき。

（４）南海トラフ地震に関連する情報

気象庁は、南海トラフ沿いで異常な現象が観測され、大規模な地震と関連するかどうか調査を開始した場合や、その調査結果を発表する場合などに「南海トラフ地震臨時情報」を発表することとしている。

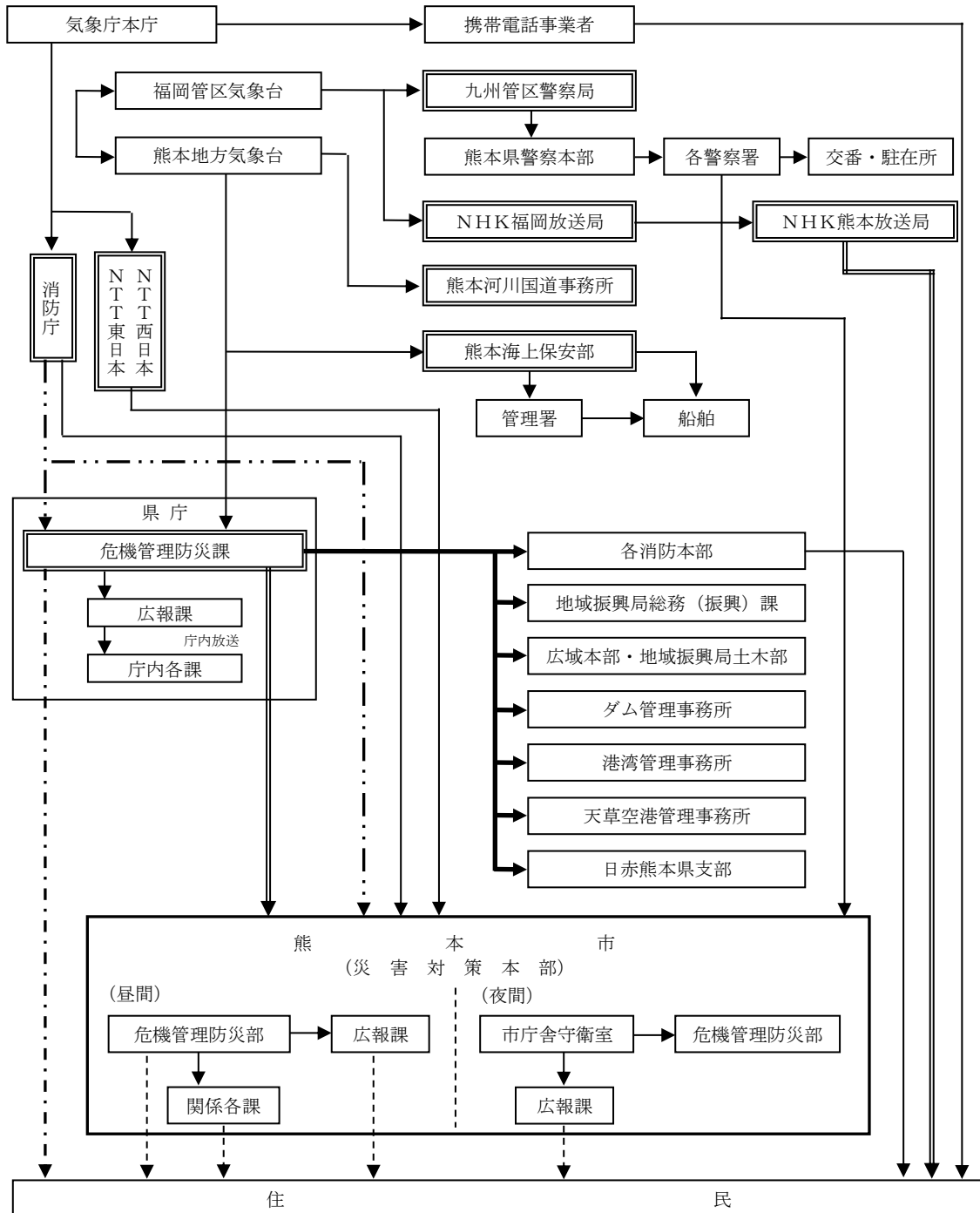
また、調査結果を発表した後の状況の推移等を発表する場合には「南海トラフ地震関連解説情報」が発表される。

なお、「南海トラフ地震臨時情報」は、「巨大地震警戒」等の防災対応等を示すキーワードを付記して発表される。



2 地震及び津波に関する伝達系統図

(1) 津波警報等、地震及び津波に関する情報の伝達系統



- (注) (1) ——— 加入・庁内電話
 ——— 県防災情報ネットワークシステム防災行政無線
 全国瞬時警報システム (J-ALERT)
 - - - 防災情報メール
 - · - 防災情報提供システム

(2) 特別警報が発表された際には、熊本県は市町村への通知が、市町村は住民等への周知の措置が、それぞれ義務付けられている。

(注) 二重枠で囲まれている機関は、気象業務法施行令第8条第1号及び第9条の規定に基づく法定伝達先。

(注) 二重線の経路は、気象業務法第15条の2によって、特別警報の通知もしくは周知の措置が義務付けられている伝達経路。

※ 緊急速報メールは、大津波警報・津波警報が発表されたときに、携帯電話事業者を通じて関係するエリアに配信される。

【関連部局】
 政策局
 総務局
 消防局

第 3 項 通信体制の確立

1 通信設備

収集した情報について、時期を逸せず有効、適切に利用できるように、災害対策本部、各対策部、防災関係機関及び国・県の各間において、迅速、的確に伝達できる通信体制を確立する。

市では次の通信設備を配置し、一つの通信設備に支障がでてでも対応できるように、多ルート化を図るものとする。

主な災害時通信手段		主 な 通 信 区 間	主 な 使 用 条 件
有線	一般回線	○各対策部及び関係機関との連絡	N T T の一般回線が使用可能な場合は、原則として、こちらを利用する。
	災害時優先電話		電話ごとに連絡責任者と専用従事者を指名して窓口の統一を図る。
	携帯電話		機動性を有効に活用するように運用する。
	F A X		原則として単独送信とし、一斉通信をしない。送信エラーが発生したときは、再送信の前に相手先に原因がないか必ず確認を取る。
無線	熊本県防災行政無線（衛星系）	○災害対策本部と県、近隣市町村、関係機関との連絡	
	熊本市防災行政無線（移動系）	○移動車両や災害現場の臨時指揮所、防災拠点等との連絡	災害現場と無線機を常設していない防災拠点では、連絡要員をつけて無線機を輸送配置し、無線機の使用方法的説明及び通信管理に当たらせる。
	熊本市防災行政無線（固定系）	○設置地域の住民に対する情報伝達	統制局には無線従事者を適切に配置し運用する。
	その他の無線（上下水道局、交通局）	○各部局間の連絡	各部局で整備している無線機は、業務ごとの連絡網として使用するほか、災害対策本部の指示を受けて情報収集に使用する。
	熊本シティエフエム災害緊急放送（緊急告知ラジオ放送を含む）	○住民に対する情報伝達	熊本シティエフエムが管理する放送設備を使用し、通常の放送番組に優先して臨時的災害放送を行う。

2 設備の保持

通信設備が被害を受けて使用が困難になった場合は、使用可能な通信網で代替するとともに、迅速な復旧を図る。

(1) 有線系

有線系通信網は、熊本市の場合全て N T T 回線であるため、N T T に優先的な復旧を申し入れるとともに、直ちに無線による連絡体制をとる。

(2) 防災行政無線・移動系

基地局の送受信が困難になった場合は、携帯型無線機による運用に切り換える。移動局や常設携帯型無線機の故障についても、本庁に連絡を取り予備の携帯無線機を新たに配置する。応急修理はその後に行う。

(3) 防災行政無線・固定系

何らかの機能不能が判明したときは、至急担当メーカーに連絡し修理を依頼するとともに、移動系無線機を持った職員を配置するなど、代替手段を講じる。

(4) その他の無線

各部局の無線機については、それぞれで修理及び代替手段への切替えを実施する。ただし、どちらも防災行政無線の運用及び復旧に障害をきたさないことを条件とする。

3 通信の統制

災害時に発生する混乱により、通信網は混雑するおそれがあるので、有線系についてはNTT、無線系は各通信網の管理担当者による適切な通信統制を行い、防災関係の情報通信が円滑に行われるようにする。

第 3 節 情報の収集・伝達【風水害】

市に災害の発生のおそれがある場合、気象業務法に基づいて発表される特別警報、警報及び注意報、水防法に基づく水防警報、消防法に基づく火災気象通報等を市民に迅速かつ確実な伝達に努めるものとする。

第 1 項 実施責任者

1 市

市長は、管内の被害報告等を収集し、県その他関係機関に通報又は報告を行うものとする。

なお、県への報告にあたっては、原則として、県央振興局又は熊本土木事務所を経由して県本庁に報告するものとする。

ただし、通信の途絶等により、市長が県（県本庁又は熊本土木事務所）に報告することができないときは、直接国（総務省消防庁）に対して被害報告を行うものとする。

この場合、通信が回復次第、速やかに県に報告するものとし、情報の一元的処理及び情報の迅速かつ的確な処理ができるよう、あらかじめ被害報告責任者を定めておくものとする。

2 県

県知事は、県の地域に係る被害報告等の収集を行うとともに、その概要を県防災会議の委員の属する機関に通報し、速やかに国等関係機関に報告するものとする。

【国への報告の基準】

災害対策基本法第 53 条第 2 項に基づき、内閣総理大臣に報告すべき災害の基準は次のとおりとする。

- (1) 県において災害対策本部を設置した災害
- (2) 災害の状況及びそれが及ぼす社会的影響等から特に報告の必要があると認められる程度の災害
- (3) (1) 又は (2) に定める災害になるおそれのある災害

上記の報告は、消防庁を窓口として行うものとし、消防組織法第 4 条第 2 項第 7 号に基づく災害報告取扱要領及び火災・災害等即報要領により行う消防庁への報告と一体的に行うものとする。

3 防災関係機関等

県内における指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関、防災上重要な施設の管理者（以下「防災関係機関等」という。）は、当該所管に係る被害報告等の収集を行うとともに、県その他の関係機関に通報又は報告を行うものとする。

第 2 項 風水害に関する気象予報等伝達計画

【関連部局】
全局

1 予警報等の種類

(1) 特別警報、警報及び注意報

大雨や強風などの気象現象によって、災害が起こるおそれのあるときには「注意報」が、重大な災害が起こるおそれのあるときには「警報」が、重大な災害が起こるおそれが著しく大きい場合には「特別警報」が、現象の危険度と雨量、風速、潮位等の予想値を時間帯ごとに明示して、県内の市町村ごとに熊本地方気象台から発表される。

また、大雨や洪水などの警報等が発表された場合のテレビやラジオによる放送などでは、重要な内容を簡潔かつ効果的に伝えられるよう、これまでどおり市町村等をまとめた地域の名称を用いる場合がある。

ア 熊本地方気象台が熊本市に発表する特別警報、警報・注意報の種類及び発表基準

(令和 5 年 6 月 8 日現在)

種類		発表基準					
特別 警 報	大雨特別警報	○大雨が特に異常であるため重大な災害が発生するおそれが著しく大きい場合。大雨特別警報には、大雨特別警報（土砂災害）、大雨特別警報（浸水害）、大雨特別警報（土砂災害、浸水害）のように、特に警戒すべき事項が明記される。					
	大雪特別警報	○大雪が特に異常であるため重大な災害が発生するおそれが著しく大きい場合。					
	暴風特別警報	○暴風が特に異常であるため重大な災害が発生するおそれが著しく大きい場合。					
	暴風雪特別警報	○雪を伴う暴風が特に異常であるため重大な災害が発生するおそれが著しく大きい場合。「暴風による重大な災害」に加えて「雪を伴うことによる視程障害などによる重大な災害」のおそれについても警戒を呼びかける。					
	波浪特別警報	○高い波が特に異常であるため重大な災害が発生するおそれが著しく大きい場合。					
	高潮特別警報	○台風や低気圧等による海面の異常な上昇が特に異常であるため重大な災害が発生するおそれが著しく大きい場合。					
警 報	大雨警報	○大雨によって重大な災害が起こるおそれがあると予想される場合。 大雨警報には括弧を付して、大雨警報（土砂災害）、大雨警報（浸水害）として、特に警戒すべき事項が明記される。 具体的には、つぎの条件が該当する場合である。 ・ 表面雨量指数 ^{注1} が28以上、又は土壌雨量指数 ^{注2} が159以上になると予想される場合。ただし、この土壌雨量指数は熊本市に設定された基準の最小値を示す。					
	洪水警報	○河川の上流域での降雨や融雪等により河川が増水し、重大な災害が起こるおそれがあると予想される場合。 具体的には、つぎの基準に達すると予想される場合。 <table><tr><td>流域雨量 指数基準^{注3}</td><td>天明新川流域=9.3、加勢川流域=6.9、浜戸川流域=21.9、木山川流域=35.5、坪井川流域=20、堀川流域=19.5、井芹川下流流域=18.1、河内川流域=11.4、健軍川流域=9.4、秋津川流域=7.5、除川流域=4.8、千間江湖川流域=5.3、澗川流域=15.2</td></tr><tr><td>複合基準^{注4}</td><td>合志川流域=（12,33）、白川流域=（22,30.8）、天明新川流域=（12,8.8）、浜戸川流域=（12,17.6）、坪井川流域=（24,17.8）、井芹川下流流域=（24,14.3）、河内川流域=（12,10.2）、健軍川流域=（24,8.4）、秋津川流域=（22,7.1）</td></tr><tr><td>指定河川洪水 予報による基準</td><td>菊池川水系〔広瀬・佐野〕、白川〔代継橋〕、 緑川水系〔城南・中甲橋・大六橋・御船〕</td></tr></table>	流域雨量 指数基準 ^{注3}	天明新川流域=9.3、加勢川流域=6.9、浜戸川流域=21.9、木山川流域=35.5、坪井川流域=20、堀川流域=19.5、井芹川下流流域=18.1、河内川流域=11.4、健軍川流域=9.4、秋津川流域=7.5、除川流域=4.8、千間江湖川流域=5.3、澗川流域=15.2	複合基準 ^{注4}	合志川流域=（12,33）、白川流域=（22,30.8）、天明新川流域=（12,8.8）、浜戸川流域=（12,17.6）、坪井川流域=（24,17.8）、井芹川下流流域=（24,14.3）、河内川流域=（12,10.2）、健軍川流域=（24,8.4）、秋津川流域=（22,7.1）	指定河川洪水 予報による基準
流域雨量 指数基準 ^{注3}	天明新川流域=9.3、加勢川流域=6.9、浜戸川流域=21.9、木山川流域=35.5、坪井川流域=20、堀川流域=19.5、井芹川下流流域=18.1、河内川流域=11.4、健軍川流域=9.4、秋津川流域=7.5、除川流域=4.8、千間江湖川流域=5.3、澗川流域=15.2						
複合基準 ^{注4}	合志川流域=（12,33）、白川流域=（22,30.8）、天明新川流域=（12,8.8）、浜戸川流域=（12,17.6）、坪井川流域=（24,17.8）、井芹川下流流域=（24,14.3）、河内川流域=（12,10.2）、健軍川流域=（24,8.4）、秋津川流域=（22,7.1）						
指定河川洪水 予報による基準	菊池川水系〔広瀬・佐野〕、白川〔代継橋〕、 緑川水系〔城南・中甲橋・大六橋・御船〕						

種類		発表基準						
警 報	暴風警報	○暴風によって重大な災害が起こるおそれがあると予想される場合。 具体的には、つぎの条件が該当する場合である。 ・平均風速が20m/s以上になると予想される場合。						
	暴風雪警報	○雪を伴う暴風により重大な災害が起こるおそれがあると予想される場合。「暴風による重大な災害」に加えて「雪に伴うことによる視程障害などによる重大な災害」のおそれについても警戒を呼びかける。 具体的には、つぎの条件が該当する場合である。 ・雪を伴い、陸上、海上ともに平均風速が20m/s以上になると予想される場合。						
	大雪警報	○大雪によって重大な災害が起こるおそれがあると予想される場合。具体的には、つぎの条件が該当する場合である。 ・12時間降雪の深さが山地で20cm以上、平地で10cm以上になると予想される場合。						
	波浪警報	○高い波によって重大な災害が起こるおそれがあると予想される場合。 具体的には、つぎの条件が該当する場合である。 ・有義波高が2.5m以上になると予想される場合。						
	高潮警報	○台風や低気圧等による海面の異常な上昇によって重大な災害が起こるおそれがあると予想される場合。 具体的には、つぎの条件が該当する場合である。 ・海岸線の潮位が東京平均海面（TP）で3.5m以上になると予想される場合。						
注 意 報	大雨注意報	○大雨によって災害が起こるおそれがあると予想される場合。 具体的には、つぎの条件が該当する場合である。 ・表面雨量指数 ^{注1} が15以上、又は土壌雨量指数 ^{注2} が96以上になると予想される場合。ただし、この土壌雨量指数値は熊本市に設定された基準の最小値を示す。						
	洪水注意報	○河川の上流域での降雨や融雪等により河川が増水し、災害が起こるおそれがあると予想される場合。 具体的には、つぎの基準に達すると予想される場合。 <table><tr><td>流域雨量 指数基準^{注3}</td><td>天明新川流域=7.4、加勢川流域=5.5、浜戸川流域=17.5、木山川流域=28.4、坪井川流域=16、堀川流域=15.6、井芹川下流流域=14.4、河内川流域=9.1、健軍川流域=7.5、秋津川流域=6、除川流域=3.9、千間江湖川流域=4.2、潤川流域=12.1</td></tr><tr><td>複合基準^{注4}</td><td>合志川流域=（12, 23.4）、白川流域=（13, 27.7）、緑川流域=（12, 38.2）、天明新川流域=（12, 5.9）、加勢川流域=（7, 5.5）、浜戸川流域=（9, 15.8）、坪井川流域=（12, 12.8）、井芹川下流流域=（7, 12.9）、河内川流域=（12, 6.4）、健軍川流域=（12, 6）、秋津川流域=（12, 4.8）、除川流域=（7, 3.8）、潤川流域=（11, 6.9）</td></tr><tr><td>指定河川洪水 予報による基準</td><td>菊池川水系【佐野】、白川【代継橋】、緑川水系【城南・大六橋】</td></tr></table>	流域雨量 指数基準 ^{注3}	天明新川流域=7.4、加勢川流域=5.5、浜戸川流域=17.5、木山川流域=28.4、坪井川流域=16、堀川流域=15.6、井芹川下流流域=14.4、河内川流域=9.1、健軍川流域=7.5、秋津川流域=6、除川流域=3.9、千間江湖川流域=4.2、潤川流域=12.1	複合基準 ^{注4}	合志川流域=（12, 23.4）、白川流域=（13, 27.7）、緑川流域=（12, 38.2）、天明新川流域=（12, 5.9）、加勢川流域=（7, 5.5）、浜戸川流域=（9, 15.8）、坪井川流域=（12, 12.8）、井芹川下流流域=（7, 12.9）、河内川流域=（12, 6.4）、健軍川流域=（12, 6）、秋津川流域=（12, 4.8）、除川流域=（7, 3.8）、潤川流域=（11, 6.9）	指定河川洪水 予報による基準	菊池川水系【佐野】、白川【代継橋】、緑川水系【城南・大六橋】
	流域雨量 指数基準 ^{注3}	天明新川流域=7.4、加勢川流域=5.5、浜戸川流域=17.5、木山川流域=28.4、坪井川流域=16、堀川流域=15.6、井芹川下流流域=14.4、河内川流域=9.1、健軍川流域=7.5、秋津川流域=6、除川流域=3.9、千間江湖川流域=4.2、潤川流域=12.1						
	複合基準 ^{注4}	合志川流域=（12, 23.4）、白川流域=（13, 27.7）、緑川流域=（12, 38.2）、天明新川流域=（12, 5.9）、加勢川流域=（7, 5.5）、浜戸川流域=（9, 15.8）、坪井川流域=（12, 12.8）、井芹川下流流域=（7, 12.9）、河内川流域=（12, 6.4）、健軍川流域=（12, 6）、秋津川流域=（12, 4.8）、除川流域=（7, 3.8）、潤川流域=（11, 6.9）						
	指定河川洪水 予報による基準	菊池川水系【佐野】、白川【代継橋】、緑川水系【城南・大六橋】						
	強風注意報	○強風によって災害が起こるおそれがあると予想される場合。 具体的には、つぎの条件が該当する場合である。 ・陸上、海上ともに平均風速が10m/s以上になると予想される場合。						
風雪注意報	○雪を伴う強風により災害が発生するおそれがあると予想される場合。「強風による災害」に加えて「雪を伴うことによる視程障害などによる災害」のおそれについても注意を呼びかける。 具体的には、つぎの条件が該当する場合である。 ・雪を伴い、陸上、海上ともに平均風速10m/s以上になると予想される場合。							
大雪注意報	○大雪によって災害が起こるおそれがあると予想される場合。 具体的には、つぎの条件が該当する場合である。 ・12時間降雪の深さが山地で5cm以上、平地で3cm以上になると予想される場合。							
波浪注意報	○高い波によって災害が起こるおそれがあると予想される場合。 具体的には、つぎの条件が該当する場合である。 ・有義波高が1.5m以上になると予想される場合。							

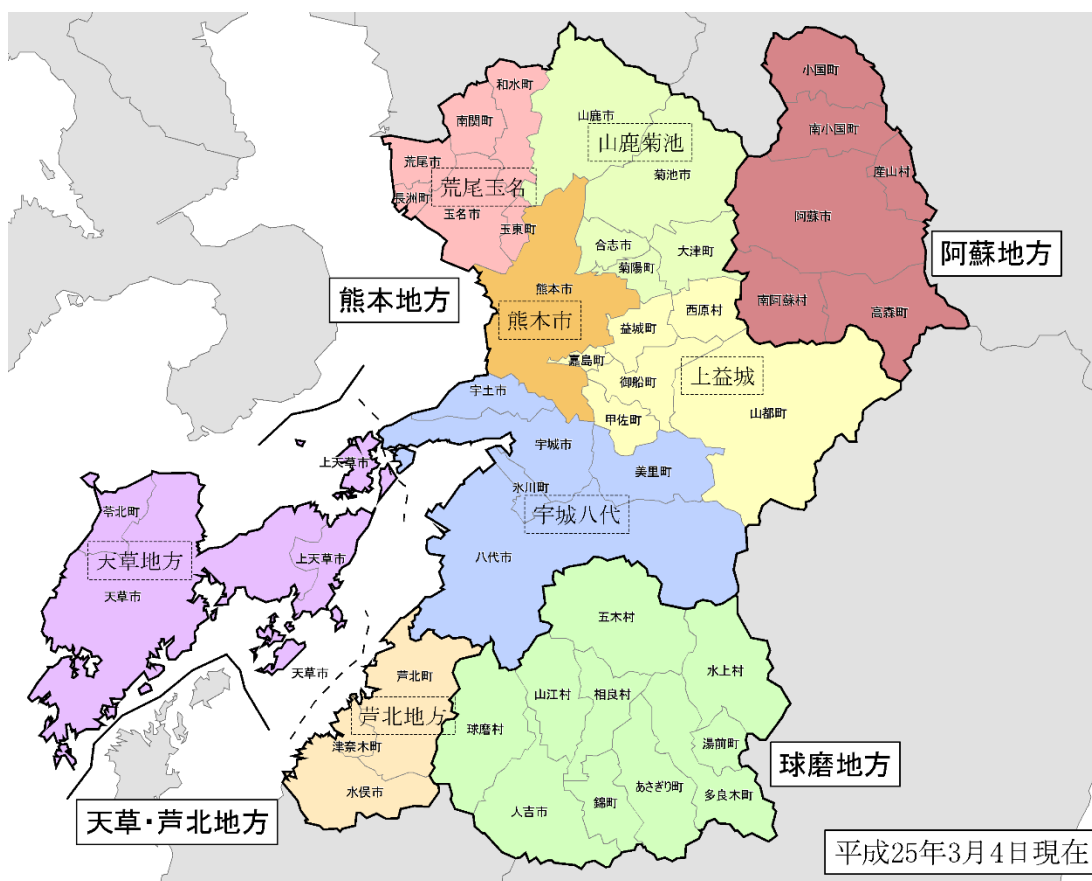
種類		発表基準
注 意 報	高潮注意報	○台風や低気圧等による海面の異常な上昇によって災害が起こるおそれがあると予想される場合。 具体的には、つぎの条件が該当する場合である。 ・海岸線の潮位が東京湾平均海面(TP)上2.8m以上になると予想される場合。
	雷注意報	○落雷による災害が発生するおそれがあると予想される場合。また、発達した雷雲の下で発生することの多い竜巻等の突風や「ひょう」による災害について注意喚起が付加されることもある。急な強い雨への注意についても雷注意報で呼びかける場合がある。
	融雪注意報 ^{注5}	○融雪により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。 具体的には、浸水、土砂災害等の災害が発生するおそれがあるときに発表される。
	濃霧注意報	○濃霧によって交通機関等に著しい支障が生じるおそれがあると予想される場合。具体的には、つぎの条件が該当する場合である。 ・濃霧によって陸上の視程100m以下、海上の視程500m以下になると予想される場合。
	乾燥注意報	○空気が乾燥し、火災の危険が大きいと予想される場合。具体的には、つぎの条件が該当する場合である。 ・実効湿度が65%以下で、最小湿度が40%以下になると予想される場合。
	霜 注 意 報	○早霜、晩霜によって農作物に著しい被害が予想される場合。具体的には、つぎの条件が該当する場合である。 ・11月20日までの早霜、3月20日以降の晩霜で最低気温が3℃以下になると予想される場合。
	なだれ注意報	○なだれが発生して災害が起こるおそれがあると予想される場合。具体的には、つぎの条件が該当する場合である。 ・積雪の深さ 100cm 以上で、次のいずれかが予想される場合。 1. 気温 3℃以上の好天 2. 低気圧等による降雨 3. 降雪の深さ 30cm 以上
	低 温 注 意 報	○低温によって農作物、水道管(破裂)、道路(凍結)等に著しい被害が起こるおそれがあると予想される場合。具体的には、つぎの条件が該当する場合である。 ・冬期：平地で最低気温が-5℃以下になると予想される場合。 ・夏期：日平均気温が平年より4℃以上低い日が3日続いたあと、さらに2日以上続くと予想される場合。
	着氷(雪)注意報	○着氷(雪)が著しく、通信線や送電線等に被害が起こると予想される場合。具体的には、つぎの条件が該当する場合である。 ・大雪注意報・大雪警報の条件下で気温が-2℃から+2℃と予想される場合。

- 注1) 表面雨量指数とは、短時間強雨による浸水危険度の高まりを把握するための指標である。
- 注2) 土壌雨量指数とは、降った雨が土壌中に水分量としてどれだけ貯まっているかを指数化したもので、土砂災害発生の危険度を示す指標である。土壌雨量指数は1 km 格子毎に設定している。
- 注3) 流域雨量指数とは、細分区域・市町村をまたがって流下する河川について、河川に集まってくる水の量から洪水の危険度を示す指標である。このため、上流域で降った雨も含めて、洪水危険度を監視することが可能である。
- 注4) 複合基準は(表面雨量指数, 流域雨量指数)の組み合わせによる基準値を表している。
- (7) 発表の基準の欄に記載した数値は、熊本県における過去の災害発生頻度と気象条件との関係を調査したうえで決定したものである。

- (イ) 特別警報、警報、注意報はその種類に係わらず、これらの新たな特別警報、警報又は注意報が行われたときに切り替えられるものとし、又は解除されるときまで継続されるものとする。
- (ウ) 特別警報・警報・注意報には防災上特に必要とする事項を「注意警戒文」として、以下を本文冒頭にできる限り簡明にして記載する。
 - (い つ) 注意警戒すべき期間…「〇〇日昼過ぎから夕方にかけて」等具体的に示す
 - (どこで) 注意警戒すべき地域…現象の中心になると予想される地域を概ね一次細分区域毎に示す。
 - (何 が) 警戒すべき対象災害…土砂災害、浸水害、高波等具体的に示す。

イ 特別警報・警報・注意報の発表地域

原則として市町村（二次細分区域）ごとに発表する。気象台から発表される気象情報やテレビ・ラジオで特別警報・警報・注意報を放送される際は、市町村等をまとめた地域が利用される場合がある。熊本市は市町村等をまとめた地域、二次細分区域ともに「熊本市」である。



■警報・注意報の地域細分図

一次細分区域	市町村等をまとめた区域	二次細分区域
熊本地方	山鹿菊池	山鹿市、菊池市、合志市、大津町、菊陽町
	荒尾玉名	荒尾市、玉名市、玉東町、和水町、南関町、長洲町
	熊本市	熊本市
	上益城	西原村、御船町、嘉島町、益城町、甲佐町、山都町
	宇城八代	宇土市、宇城市、八代市、美里町、氷川町
阿蘇地方		阿蘇市、高森町、南阿蘇村、南小国町、小国町、産山村
天草・	天草地方	天草市、上天草市、苓北町
芦北地方	芦北地方	水俣市、芦北町、津奈木町
球磨地方		人吉市、錦町、あさぎり町、多良木町、湯前町、水上村、相良村、五木村、山江村、球磨村

(2) 気象情報

気象情報は、気象業務法に基づき、観測の成果の発表や予報事項に関する情報を、一般及び関係機関に対し発表し、円滑な防災活動ができるように支援するもので、その情報は次の3つに大別される。

- ア 災害に結びつくような顕著な現象の発現が予想されるが特別警報、警報、注意報等を未だ行うに至らない場合などに予告的に発表する予告的情報。
- イ 顕著な現象が切迫しているかあるいは発現して、特別警報、警報や注意報などを行っている場合などに、特別警報・警報・注意報を補完するための補完的情報。
- ウ 大雨警報を発表中に、キキクル（危険度分布）の「危険」（紫）が出現し、かつ数年に一度しか起こらないような短時間の猛烈な雨、熊本県では1時間110mm以上を観測若しくは解析した場合に、さらに強く警戒を呼びかける「熊本県記録的短時間大雨情報」がある。

(3) 火災気象通報

火災気象通報とは、消防法に基づいて熊本地方気象台長が、気象の状況が火災の予防上危険であると認めたときに、その状況を直ちに県知事に通報するものである。県知事は、この通報を受けたときは、直ちにこれを市長に通報しなければならない。火災気象通報を行う場合の基準は、次のとおりである。

【火災気象通報を行う場合の基準】

乾燥注意報または陸上に強風注意報（降水が見込まれる場合を除く）を発表したとき。

火災警報とは消防法に基づいて市長が火災気象通報を受けたとき、又は気象状況が火災の予防上危険であると認めるときに一般に対して警戒を喚起するために行う警報をいう。

(4) 指定河川（白川、緑川水系、球磨川、菊池川水系）洪水予報の発表基準

白川、緑川水系、球磨川、菊池川水系の洪水に関して、国土交通省熊本河川国道事務所・八代河川国道事務所・菊池川河川事務所と熊本地方気象台が共同して行う白川、緑川水系、球磨川、菊池川水系における洪水予報の種類は次のとおりである。

種類	発表基準
氾濫注意情報（洪水注意報）	基準地点の水位が氾濫注意水位に達し、水位が更に上昇することが予想されるときに発表する
氾濫警戒情報（洪水警戒報）	基準地点の水位が避難判断水位に到達し、水位が更に上昇するとき又は氾濫危険水位に到達することが予想されるときに発表する。
氾濫危険情報（洪水警戒報）	基準地点の水位が氾濫危険水位に到達したとき、又は急激な水位上昇により、まもなく危険水位を超え、さらに水位の上昇が見込まれ、氾濫のおそれがあるとき発表する。
氾濫発生情報（洪水警戒報）	洪水予報の実施区間内で氾濫が発生したときに発表する。

(5) 水防警報

水防警報とは、水防法に基づき国土交通大臣又は県知事が指定する河川、海岸又は湖沼について洪水、津波又は高潮による災害の発生が予想される場合、国土交通大臣が指定する河川については、国土交通省の出先機関の長（八代河川国道事務所長、菊池川河川事務所長及び熊本河川国道事務所長）が、県知事が指定する河川等については、県知事が水防を必要と認め警告を発するものをいう。

(6) 水防に関する情報

水防に関する情報とは、河川の氾濫をはじめとした水災の防止を目的として、河川の水位、河川水位に影響を及ぼす雨量等の情報を県が任意で発するものである。

(7) 土砂災害警戒情報

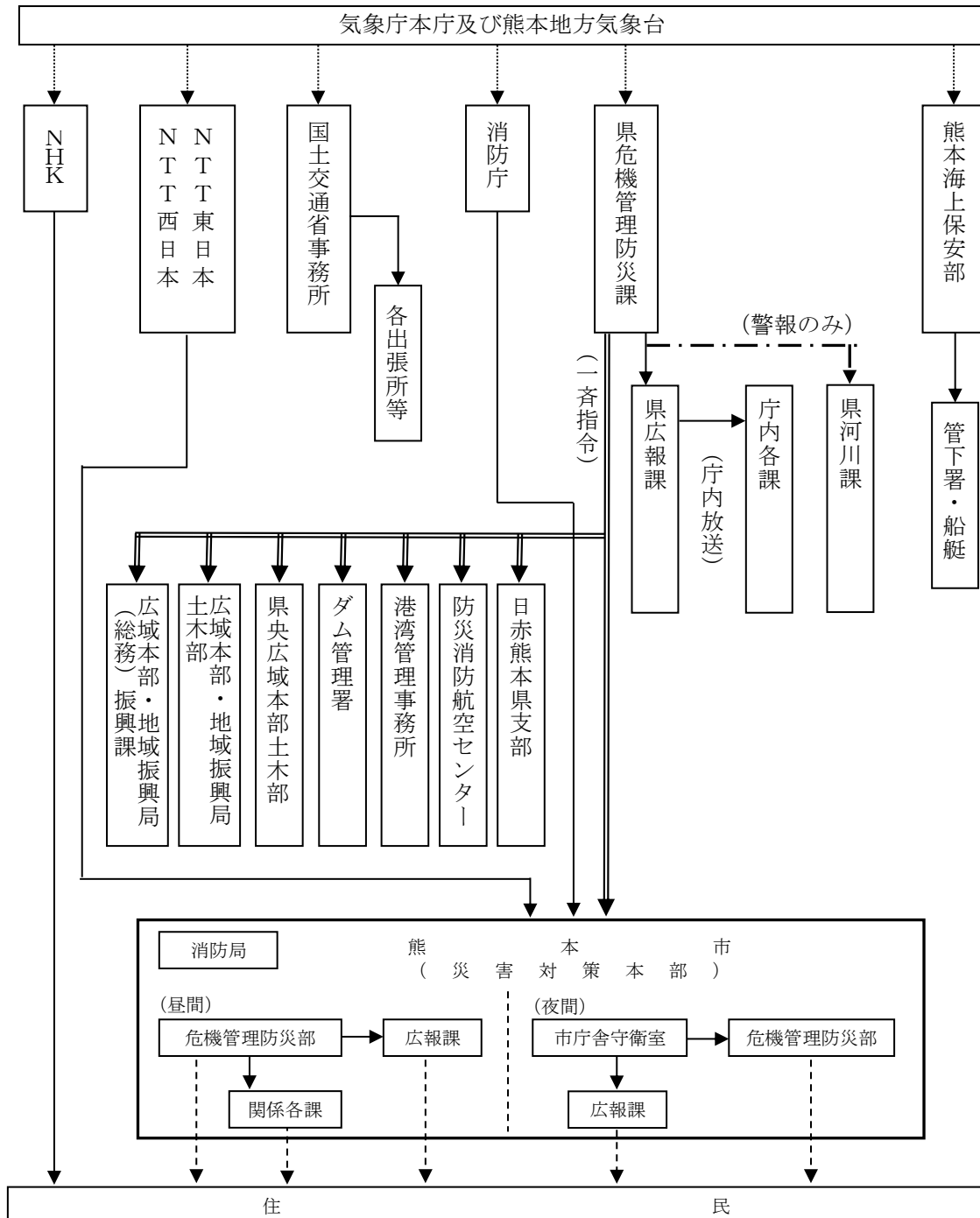
土砂災害警戒情報とは、土砂災害による人的被害防止の観点から、気象業務法、災害対策基本法及び土砂災害防止法に基づき、大雨警戒発表中で更に大雨による土砂災害発生の危険度が高まった市町村に対して、市町村長が防災活動や住民等への避難指示等の災害応急対応を適時適切に行えるよう支援すること、また、住民の自主避難の判断等に利用できることを目的として、熊本県と熊本地方気象台が共同して発表するものである。

(8) 土砂災害危険度情報

土砂災害危険度情報とは、土砂災害警戒情報を補足する情報として、1 km メッシュに細分化した地域単位で土砂災害発生の危険度情報を熊本県統合型防災情報システムを通じ提供するものである。

(1) 特別警報、警報及び注意報の伝達系統

特別警報、警報及び注意報の伝達系統は次のとおりである。ただし、注意報については、関係機関が注意報の種類若しくは時期により伝達を必要としないと認めるものについてはこの限りでない。



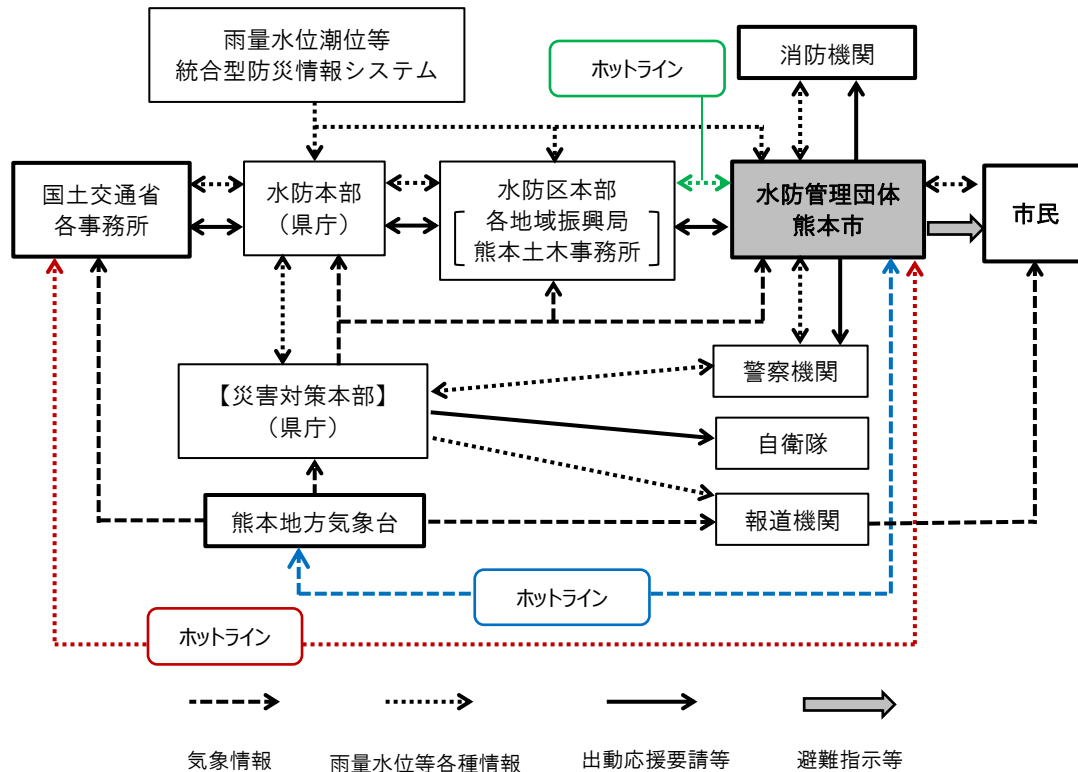
注) ————— 加入電話等 ===== 防災情報ネットワーク
..... 法定伝達先 - . - . - 防災行政無線
----- 防災情報提供システム

特別警報が発表された際には、熊本県は市町村への通知が、熊本市は住民等へ周知の措置が、それぞれ義務付けられている。

(2) 水防計画における情報の伝達系統

県は、熊本地方気象台と国土交通省が共同で行う洪水予報や水防警報及び県知事が行う水防警報を市に通知するとき、次の伝達系統により実施する。

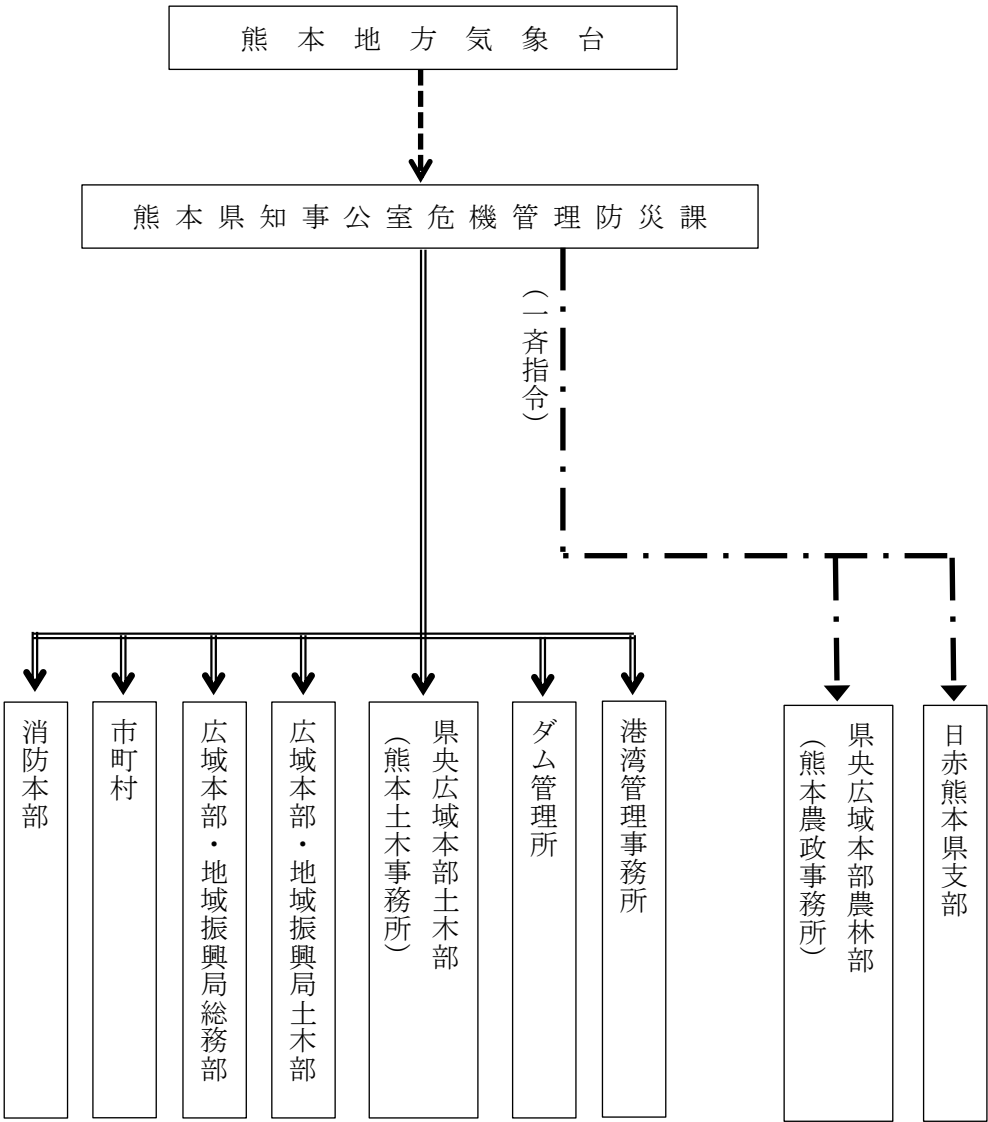
【水防情報等の連絡系統】



(3) 土砂災害警戒情報の伝達系統

土砂災害警戒情報は、土砂災害による人的被害防止の観点から、大雨警報発表中で更に大雨による土砂災害発生の危険度が高まった市町村に対して、市町村長が防災活動や住民等への避難指示等の災害応急対応を適時適切に行えるよう支援すること、また、住民の自主避難の判断等に利用できることを目的として、熊本県と熊本地方気象台が共同して発表するものである。気象庁ホームページ「土砂キクル（大雨警報（土砂災害の危険度分布）」及び熊本県ホームページ「防災情報くまもと」でも提供される。

土砂災害警戒情報の伝達系統図



- (注) (1) 地域振興局及び熊本土木事務所においては、管内市町村への警戒を促すこと。
- (2) は、専用回線
 は、防災情報ネットワークまたは防災行政無線
 は、防災行政無線

3 浸水想定区域内の施設に対する洪水予報等の伝達

熊本市内における、洪水浸水想定区域又は高潮浸水想定区域内の施設に関し、次に掲げる伝達方法等に基づき、洪水予報等の伝達を行う。当該区域内の施設管理者は、情報を得たら早めの避難を行うもの。

(1) 伝達方法など

ア 伝達方法

- ① 熊本市（水防本部、災害警戒本部又は災害対策本部）からメール又は F A X（国管理河川）
- ② 県の防災情報メール（国・県管理河川）

イ 伝達時期

洪水予報及び水防警報を熊本市（水防本部、災害警戒本部又は災害対策本部）が受信したとき

※白川・緑川・加勢川・坪井川・井芹側・堀川・天明新川・千間江湖川・除川・健軍川・藻器堀川の洪水ハザードマップは熊本市ホームページに掲載。

URL : <https://www.city.kumamoto.jp/>

(2) 浸水想定区域内の施設の名称及び所在地

水防法第 15 条に規定により浸水想定区域内の施設の名称及び所在地を次に示す。

ア 地下街等

水防法第 15 条の規定により、次の施設については洪水予報等を伝達する。

また、これらの施設には、洪水時等の円滑かつ迅速な避難を確保するための「避難確保計画」及び洪水時等の浸水の防止を図るための「浸水防止計画」の策定が義務付けられた。

施設名等	管理者等	F A X	電話番号	所在地
熊本市辛島公園地下駐車場	熊本城ホール運営共同事業体	359-7896	328-2923	中央区辛島町 1-地下 1
熊本桜町ビル	熊本桜町ビル全館管理室	355-5579	325-1248	中央区桜町 3-33
鶴屋百貨店	(株)鶴屋百貨店	356-3061	327-3672	中央区手取本町 6-1
テトリアくまもとビル	テトリアくまもとビル管理事務所	351-1769	351-1769	中央区手取本町 8-1
鶴屋パーキング	(株)鶴屋百貨店	327-3583	327-3703	中央区安政町 3-35
びぶれす熊日会館	(株)熊日会館	327-5130	327-5130	中央区上通町 2-33

イ 地下空間施設等

水防法に規定されない次の施設に関しても洪水予報を伝達する。

施設名等	管理者等	F A X	電話番号	所在地
手取本町地下道	熊本市中央区土木センター維持課	359-8606	355-2936	中央区手取本町 6-1 地先
熊本市辛島公園地下通路	熊本城ホール運営共同事業体	359-7896	328-2923	中央区辛島町 1-地下 1
上通アーケード	上通商栄会	351-9092	353-1638	中央区城東町 3-20
下通アーケード	下通繁栄会	352-3375	352-3377	中央区下通 1-6-27
サンロード新市街アーケード	熊本市新市街商店街振興組合	356-3986	356-3877	中央区新市街 7-20 ヴィレラ辛島 404 号
熊本市中央繁栄会連合会	熊本市中央繁栄会連合会	322-6455	322-6428	中央区花畑町 11-32

ウ 要配慮者利用施設

水防法第15条の規定により、利用者の円滑かつ迅速な避難の確保を図る必要がある浸水想定区域内の要配慮者利用施設※については、洪水予報等を伝達する。

また、これらの施設には、「避難確保計画の作成」及び「訓練の実施」が義務付けられた。

※要配慮者利用施設とは

高齢者や障がい者、幼児等が利用する施設で、主なものとして次に掲げる施設

- ①老人福祉施設、障害者支援施設、児童福祉施設（保育所等）
- ②病院、診療所（有床に限る）
- ③幼稚園、小学校、中学校、高等学校、特別支援学校

【資料編】10-4 災害危険区域内の要配慮者利用施設

エ 大規模な工場その他の施設

水防法第15条の規定により、次の施設については洪水予報等を伝達する。

また、これらの施設には、洪水時等の浸水の防止を図るための「浸水防止計画」策定の努力義務が課せられた。

施設名等	管理者等	F A X	電話番号	所在地
株式会社 熊本日新聞社	株式会社 熊本日新聞社	366-4111	361-3111	中央区世安 1-5-1

(3) 浸水の防止や円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な訓練その他の措置に関する計画（「避難確保計画」）の作成

ア 水防法第15条の規定により、浸水想定区域内の地下街等の所有者又は管理者は、単独で又は共同して、国土交通省令で定めるところにより、地下街等の利用者の洪水時等の円滑かつ迅速な避難の確保及び洪水時の浸水防止を図るために必要な訓練その他の措置に関する計画を定めなければならない。

イ 水防法第15条の規定により、浸水想定区域内の要配慮者利用施設の所有者又は管理者は、国土交通省令で定めるところにより、要配慮者利用施設の利用者の洪水時等の円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な訓練その他の措置に関する計画を作成するとともに、当該計画で定めるところにより要配慮者利用施設の利用者の洪水時等の円滑かつ迅速な避難の確保のための訓練を実施するほか、要配慮者利用施設の利用者の洪水時等の円滑かつ迅速な避難の確保を行う自衛水防組織を置くよう努めなければならない。

ウ 水防法第15条の規定により、浸水想定区域内の大規模工場等の所有者又は管理者は、国土交通省令で定めるところにより、当該大規模工場等の洪水時等の浸水の防止を図るために必要な訓練その他の措置に関する計画を作成するとともに、当該計画で定めるところにより当該大規模工場等の洪水時等の浸水の防止のための訓練を実施するほか、当該大規模工場等の洪水時等の浸水の防止を行う自衛水防組織を置くよう努めなければならない。

4 土砂災害警戒区域内の要配慮者利用施設に対する土砂災害に関する情報の伝達

熊本市内における土砂災害警戒区域内の要配慮者利用施設に対して、土砂災害警戒情報等の土砂災害に関する情報の伝達方法等を次に示す。

【資料編】10-4 災害危険区域内の要配慮者利用施設

(1) 伝達方法など

ア 伝達方法

熊本市（水防本部、災害警戒本部又は災害対策本部）からメール等

イ 伝達時期

土砂災害警戒情報を熊本市（水防本部、災害警戒本部又は災害対策本部）が受信したとき

(2) 避難計画の策定

ア 要配慮者利用施設の施設管理者は、本計画に定める土砂災害に関する情報、予報及び警報、避難指示等の情報の伝達方法を活用し、施設利用者が安全な避難行動をとるために必要な訓練や避難計画を策定しなければならない。

イ 市は土砂災害警戒区域内の要配慮者利用施設等の管理者、施設の防災責任者等に対する説明会等を実施する。

第3項 通信体制の確立

【関連部局】
全局

1 通信設備

収集した情報が、時期を逸せず有効、適切に利用できるように、災害対策本部、各対策部、防災関係機関及び国・県の各間において、迅速、的確に伝達できる通信体制を確立する。

市では次の通信設備を配置し、一つの通信設備に支障がでてでも対応できるように、多ルート化を図るものとする。

主な災害時通信手段		主 な 通 信 区 間	主 な 使 用 条 件
有線	一般回線	○各対策部及び関係機関との連絡	N T Tの一般回線が使用可能な場合は、原則として、こちらを利用する。
	災害時優先電話		電話ごとに連絡責任者と専用従事者を指名して窓口の統一を図る。
	携帯電話		機動性を有効に活用するように運用する。
	F A X		原則として単独送信とし、一斉通信をしない。送信エラーが発生したときは、再送信の前に相手先に原因がないか必ず確認を取る。
無線	熊本県防災行政無線（衛星系）	○災害対策本部と県、近隣市町村、関係機関との連絡	
	熊本市防災行政無線（移動系）	○移動車両や災害現場の臨時指揮所、防災拠点等との連絡	災害現場と無線機を常設していない防災拠点では、連絡要員をつけて無線機を輸送配置し、無線機の使用方法的説明及び通信管理に当たらせる。
	熊本市防災行政無線（固定系）	○設置地域の住民に対する情報伝達	統制局には無線従事者を適切に配置し運用する。
	その他の無線（上下水道局、交通局）	○各部局間の連絡	各部局で整備している無線機は、業務ごとの連絡網として使用するほか、災害対策本部の指示を受けて情報収集に使用する。
	熊本シティエフエム災害緊急放送（緊急告知ラジオ放送を含む）	○住民に対する情報伝達	熊本シティエフエムが管理する放送設備を使用し、通常の放送番組に優先して臨時の災害放送を行う。

2 設備の保持

通信設備が被害を受けて使用が困難になった場合は、使用可能な通信網で代替するとともに、迅速な復旧を図る。

(1) 有線系

有線系通信網は、熊本市の場合全てN T T回線であるため、N T Tに優先的な復旧を申し入れるとともに、直ちに無線による連絡体制をとる。

(2) 防災行政無線・移動系

基地局の送受信が困難になった場合は、携帯型無線機による運用に切り換える。
移動局や常設携帯型無線機の故障についても、本庁に連絡を取り予備の携帯無線機を新たに配置する。応急修理はその後に行う。

(3) 防災行政無線・固定系

何らかの機能不能が判明したときは、至急担当メーカーに連絡し修理を依頼するとともに、移動系無線機を持った職員を配置するなど、代替手段を講じる。

(4) その他の無線

各部局の無線機については、それぞれで修理及び代替手段への切替えを実施する。
ただし、どちらも防災行政無線の運用及び復旧に障害をきたさないことを条件とする。

3 通信の統制

災害時に発生する混乱により、通信網は混雑するおそれがあるので、有線系についてはNTT、無線系は各通信網の管理担当者による適切な通信統制を行い、防災関係の情報通信が円滑に行われるようにする。

第 4 節 避難情報の発令【地震・津波】

災害のため危険な状態にある住民に対して、避難指示（以下、「避難指示等」という。）の発令、伝達するものとする。

第 1 項 避難指示等

【関連部局】
政策局

1 実施責任者

災害から住民の生命、身体を保護するための避難指示等の実施責任者は次表のとおりであるが、県知事は、市が全部又は大部分の事務を行うことができなくなったときは、市の実施すべき措置の全部又は一部を代行することとする。

なお、市長は、一般住民に対して避難準備を呼びかけるとともに、要配慮者等、特に避難行動に時間を要する者に対して、早めのタイミングで避難開始を求めるため、高齢者等避難を発令するものとする。

区分	災害の種類	実施責任者
高齢者等避難	全災害	市町村長 [※]
避難指示	全災害	市町村長 [※] （災害対策基本法第 60 条）
		警察官（災害対策基本法第 61 条及び警察官職務執行法第 4 条）
		海上保安官（災害対策基本法第 61 条）
		災害派遣時の自衛官（自衛隊法第 94 条）
	洪水災害	県知事又は、その命を受けた職員（水防法第 29 条）
		水防管理者（水防法第 29 条）
	地すべり災害	県知事又は、その命を受けた吏員（地すべり等防止法第 25 条）

※ 急を要する避難指示等の発令については、地方自治法 153 条第 1 項に基づき副市長及び危機管理監は、市長の代理で発令を行い、その後報告する。

2 地震・津波災害における避難指示等の基準

(1) 地震に関する避難指示等

発生する地震災害規模等は様々な場合が想定されるが、避難指示等を伝達すべき対象地域の範囲を踏まえ、局地的な災害による地域を限定した避難を要する場合と、同時多発的な火災発生等で広域的な避難を要する場合の 2 つを想定する。

区分	避難指示等の基準
局地的な災害で地域を限定した場合	○河川が地震被害を受け、浸水等による危険があるとき ○火災が拡大するおそれがあるとき ○爆発するおそれがあるとき ○ガスの流出拡散により、周囲地域に危険が及ぶと予想されるとき ○地すべり、崖崩れ等の土砂災害により著しく危険が切迫しているとき ○建物が被害を受け、居住に危険があるとき ○その他生命、身体を守るため必要と認められるとき
広域的な災害で地域を限定しない場合	○火災が延焼し更に拡大し又はそのおそれがあるとき ○ガスの流出拡散により、広域的な危険が予測されるとき ○県災害対策本部長から避難についての指示の要請がなされたとき ○その他生命、身体を守るため必要と認められるとき

(2) 津波に関する避難指示等

ア 想定する事態

津波はその高さが 20 c m～30 c m 程度であっても、急で強い流れが生じるため、これに巻き込まれて流されれば、生命が脅かされるおそれがあることから、大津波警報・津波警報・津波注意報のいずれかが発表された場合でも直ちに避難行動をとる必要がある。

よって、想定する事態は、大津波警報・津波警報・津波注意報の発表の対象とする津波（20 c m 以上の津波）を想定する。

イ 発令対象区域

津波で避難指示の対象とする区域は、津波注意報や津波警報の場合、漁業従事者・沿岸の港湾施設等の仕事に従事する者・海水浴客等を念頭に、海岸堤防等より海側の区域や熊本市津波ハザードマップに示している津波浸水想定区域とする。

ウ 活用情報

(ア) 津波注意報・警報等

津波警報等は、津波の発生が予想される場合、地震の発生から 3 分を目処に発表される。

津波予報区	入手先	予測する内容
有明・八代海	気象庁ホームページ https://www.jma.go.jp/	○津波注意報、津波警報、大津波警報の発表 ○注意報・警報等の注意警戒期間の情報

■津波警報等と予想高さ・発表される津波高さの関係

	予想される津波高さ	発表される津波の高さ	
		数値	定性的表現
大津波警報	10m 超	10m 超	巨大
	5m～10m	10m	
	3m～5m	5m	
津波警報	1m～3m	3m	高い
津波注意報	20 c m～1m	1m	(表記しない)

(イ) 活用情報の留意点

- 津波警報等は、沿岸に近い海域で大きな地震が発生した場合、津波の襲来に間に合わないことがあることに留意する。
- 津波警報等は、精査した地震の規模や実際に観測した津波の高さをもとに、内容の更新がある場合があることに留意する。
- 津波と満潮の時刻が重なると、潮位の高い状態に津波が重なり、被害がより大きくなる場合がある。（「各地の満潮時刻・津波到達予想時刻に関する情報」を参照）
- 津波の高さは、「沖合の津波観測に関する情報」で発表される沖合での観測値に比べ、沿岸ではさらに高くなることに留意する。

エ 発令にあたっての留意点

- (ア) 津波は長い時間くり返し来襲するので、津波警報・注意報が解除されるまでは、避難を継続する必要がある。
- (イ) 津波は、第一波（最初に来る波）が観測されてから最大波が観測されるまでに数時間以上かかることがあることに留意する。

オ 発令基準（津波）

区分	発令対象区域	発令条件
【警戒レベル 4】避難指示	○漁業従事者、沿岸の港湾施設等で仕事に従事する者、海水浴客等を念頭に、海岸堤防等より海側の区域	津波注意報が発表された場合
	○津波浸水想定区域	津波警報が発表された場合
	○津波警戒ラインより海側	①～②のいずれか一つに該当する場合 ①大津波警報が発表された場合 ②停電、通信途絶等により、津波警報等を適時に受けることができない状況において、強い揺れ（震度4程度以上）を感じた場合、あるいは、揺れは弱くとも1分程度以上の長い揺れを感じた場合

注1）どのような津波であっても、発令対象区域から一刻も早く避難することが必要であることから、「高齢者等避難」は発令せず、「避難指示」のみを発令する。

注2）避難指示の解除については、当該地域の大津波警報、津波警報、津波注意報がすべて解除された段階とする。なお、浸水被害が発生した場合の解除については、津波警報等がすべて解除され、かつ、住宅地等で浸水が解消された段階とする。

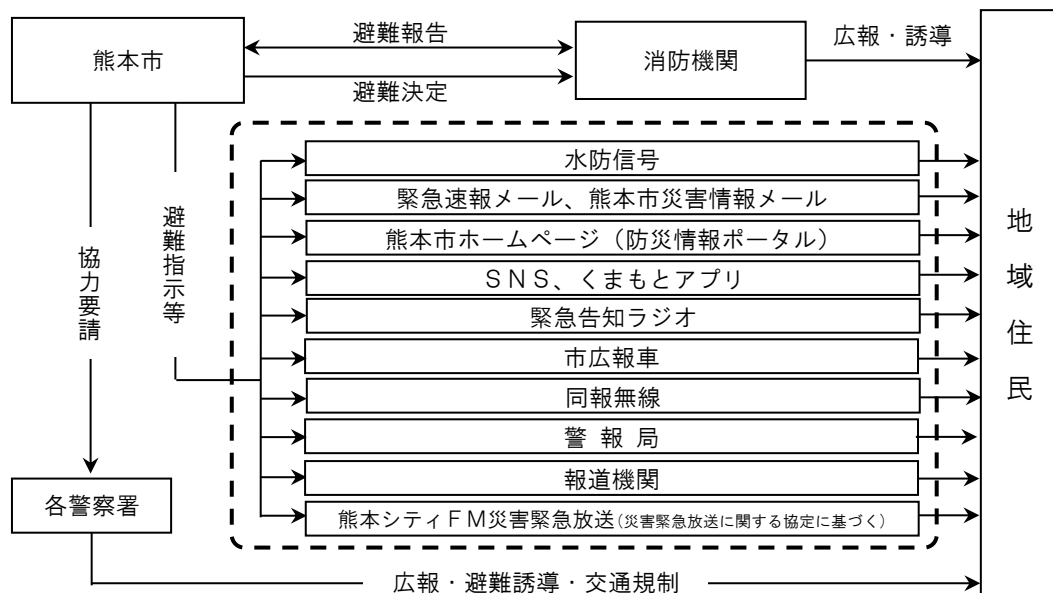
3 避難指示等の内容（災害対策基本法第 60 条第 1 項の規定に基づき市長が行う場合）

避難指示等の発令にあたっては、原則として次のことを明らかにして伝達するものとする。

- (1) 避難対象地域（町丁名、施設名等）
- (2) 避難の理由（避難要因となった危険要素とその所在地、避難時間等）
- (3) 避難先（安全な方向及び避難場所の名称）
- (4) その他（避難行動時の最小携帯品、高齢者等の優先避難、介助の呼びかけ等）

4 避難指示等の伝達方法

避難指示等を発令した場合は、次に示す有線、無線、広報車、報道機関等の最も迅速かつ適切な方法で行い、地域住民に周知徹底を行うものとする。



また、上記の多様な手段に加え、本市では「情報伝達手段の多様化要領」に基づき、報道機関や交通事業者、商店街など民間事業者を通じた市民への情報伝達ができる多様な情報伝達体制を確保し、災害時等の市民等の迅速な避難行動等における安全の確保を図るものとする。

【資料編】3-3-3 情報伝達手段の多様化要領

5 避難指示等の解除

市長は、避難の必要がなくなったときは、直ちに、その旨を公示しなければならない。避難指示等の解除の住民等への伝達は、避難場所として利用する施設等における口頭及び放送・掲示等による伝達、報道機関を通じての広報、職員による看板・ポスター等の掲示等による。

6 避難指示等の報告

市長は、自ら若しくは権限を委任した市職員が避難指示等を行ったとき、及び権限を代行した警察官等が避難の指示を行ったと通知してきたとき、並びにこれらの避難指示等が解除されたときは、次の事項を記録するとともに、速やかにその旨を県に報告する。

- (1) 発令者
- (2) 発令の理由及び発令日時
- (3) 避難の対象区域
- (4) 避難場所
- (5) その他必要な事項

第 2 項 警戒区域の設定

【関連部局】
 政策局

災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合、生命又は身体に対する危険を防止するため特に必要があると認められる場合、法令に基づき警戒区域を設定し、災害応急対策従事者以外の立ち入りを制限若しくは禁止し、市民の退去を命ずることができる。

発 令 者	設 定 の 要 件	根 拠 法 令
市長	○災害が発生し、又は災害が発生しようとしている場合において、市民の生命、身体に対する危険を防止するため、特に必要と認めるとき	災害対策基本法 第 63 条 第 1 項
警察官	○上記の場合において、市長若しくはその委任を受けた市職員が現場にいないとき、又はこれらの者から要請があったときは警戒区域を設定する。この場合、警察官は直ちに警戒区域を設定した旨を市長に通知する。	災害対策基本法 第 63 条 第 2 項
自衛官	○災害派遣を命ぜられた部隊の自衛官は、市長若しくはその委任を受けた市職員が現場にいない場合に限り、警戒区域を設定する。この場合、自衛官は直ちに警戒区域を設定した旨を市長に通知する。	災害対策基本法 第 63 条 第 3 項
消防長 又は 消防署長	○ガス・火薬又は危険物の漏えい、飛散、流出等の事故が発生した場合において、火災が発生するおそれが著しく大であり、かつ火災が発生したならば人命又は財産に著しい被害を与えるおそれがあると認められるときで、火災警戒区域を設定したとき	消防法 第 23 条の 2
消防吏員 又は 消防団員	○火災の現場において消防警戒区域を設定したとき	消防法 第 28 条 第 1 項

第 5 節 避難情報の発令【風水害】

災害のため危険な状態にある住民に対して、高齢者等避難、避難指示（以下、「避難指示等」という。）の発令、伝達するものとする。

第 1 項 避難指示等

1 実施責任者

災害から住民の生命、身体を保護するための避難指示等の実施責任者は次表のとおりであるが、県知事は、市が全部又は大部分の事務を行うことができなくなったときは、市の実施すべき措置の全部又は一部を代行することとする。

なお、市長は、一般住民に対して避難準備を呼びかけるとともに、要配慮者等、特に避難行動に時間を要する者に対して、早めのタイミングで避難開始を求めるため、高齢者等避難を発令するものとする。

区分	災害の種類	実施責任者
高齢者等避難	全災害	市町村長 [※]
避難指示	全災害	市町村長 [※] （災害対策基本法第 60 条）
		警察官（災害対策基本法第 61 条及び警察官職務執行法第 4 条）
		海上保安官（災害対策基本法第 61 条）
		災害派遣時の自衛官（自衛隊法第 94 条）
	洪水災害	県知事又は、その命を受けた職員（水防法第 29 条）
		水防管理者（水防法第 29 条）
	地すべり災害	県知事又は、その命を受けた吏員（地すべり等防止法第 25 条）

※ 急を要する避難指示等の発令については、地方自治法 153 条第 1 項に基づき副市長及び危機管理監は、市長の代理で発令を行い、その後報告する。

2 風水害における避難指示等の基準

(1) 避難指示等発令時の状況と住民に求める行動

避難指示等は、基本的に「避難情報に関するガイドライン」に基づいて発令することとする。

■避難指示等の発令時の状況と住民に求める行動

避難情報等	発令される状況及び居住者がとるべき行動
【警戒レベル 5】 緊急安全確保 (熊本市が発令)	●発令される状況：災害発生又は切迫 (必ず発令される情報ではない) ●居住者がとるべき行動：命の危険 直ちに安全確保！ ・指定緊急避難場所等への立退き避難することがかえって危険である場合、緊急安全確保する。(ただし、災害発生・切迫の状況で、本行動を安全にとることができるとは限らず、また、本行動をとったとしても身の安全を確保できるとは限らない。)

【関連部局】
政策局

【警戒レベル４】 避難指示 （熊本市が発令）	●発令される状況：災害のおそれ高い ●居住者等がとるべき行動：危険な場所から全員避難 ・危険な場所から全員避難（立退き避難又は屋内安全確保）する。
【警戒レベル３】 高齢者等避難 （熊本市が発令）	●発令される状況：災害のおそれあり ●居住者がとるべき行動：危険な場所から高齢者等は避難・高齢者等※は危険な場所から全員避難（立退き避難又は屋内安全確保）する。 ※避難を完了させるのに時間を要する在宅又は施設利用者の高齢者及び障害のある人等、及びその人の避難を支援する者 ・高齢者等以外の人にも必要に応じ、出勤等の外出を控えるなど普段の行動を見合わせ始めたり、避難の準備をしたり、自主的に避難するタイミングである。例えば、地域の状況に応じ、早めの避難が望ましい場所の居住者等は、このタイミングで自主的に避難することが望ましい。
【警戒レベル２】 大雨・洪水・高潮 注意報 （気象庁が発表）	●発表される状況：気象状況悪化 ●居住者がとるべき行動： ・ハザードマップ等により自宅・施設等の災害リスク、避難場所や避難経路、避難のタイミング等を再確認するとともに、避難情報の把握手段を再確認・注意するなど、避難に備え自らの避難行動を確認。
【警戒レベル１】 早期注意情報 （気象庁が発表）	●発表される状況：今後気象状況悪化のおそれ ●居住者がとるべき行動：災害への心構えを高める ・防災気象情報等の最新情報に注意する等、災害への心構えを高める。

(2) 水害に関する発令基準

ア 想定される事態

避難が必要となる水害は、河川の氾濫による浸水を想定することとする。

イ 発令対象区域

水害で避難指示等の対象とする区域は、洪水浸水想定区域や重要水防箇所を基本とする。

ただし、それ以外の区域についても、河川の堤防決壊等による河川管理施設の異常や住家への浸水が発生又は発生するおそれがあると予想される場合などは、事態の状況に応じて発令対象とする。

ウ 洪水予報・水防警報基準水位

(7) 洪水予報基準水位

水系名	予報区域名	河川名	洪水予報基準地点	量水標設置場所	水防団待機水位	氾濫注意水位	避難判断水位	氾濫危険水位
緑川	緑川水系	緑川	中甲橋	下益城郡美里町岩下	2.00	3.00	4.10	4.60
緑川	緑川水系	緑川 浜戸川	城南	熊本市南区城南町千町	3.30	4.30	5.80	6.20
緑川	緑川水系	加勢川	大六橋	上益城郡嘉島町 三郎無田	2.50	3.20	3.90	4.40
白川	白川	白川	代継橋	熊本市中央区紺屋今町	2.70	3.70	5.20	5.50
菊池川	菊池川水系	合志川	佐野	菊池市泗水町	2.00	2.70	2.80	3.10

(イ) 水防警報基準水位

水系名	河川名	観測所名	地先名	水防団待機水位	氾濫注意水位	避難判断水位	氾濫危険水位
しらかわ白川	しらかわ白川	じんない陣内	菊池郡大津町大字陣内	2.83	4.00	4.00	5.19
	くろかわ黒川	くろかわ黒川	阿蘇市阿蘇町大字内牧字宝泉	2.07	3.45	3.65	4.53
	しらかわ白川	よしわらばし吉原橋	熊本市北区龍田町弓削字小坂屋敷310-2	1.67	2.62	3.51	3.95
つぼいがわ坪井川	つぼいがわ坪井川	てんまんぼし天満橋	熊本市西区城山大塘町1636	2.41	2.80	4.36	4.64
		つぼい坪井	熊本市中央区坪井5-16	3.03	5.30	5.65	5.72
		たかひらばし高平橋	熊本市北区高平2-23	1.95	3.20	3.20	3.72
		つるはたばし鶴羽田橋	熊本市北区四方寄80	1.51	2.46	3.22	3.42
	いせりがわ井芹川	いけのうえ池上	熊本市西区池上町	1.80	2.60	2.60	3.08
		つるのばし鶴野橋	熊本市西区花園7-12-1	1.97	2.76	2.76	3.13
		にしざと西里	熊本市北区硯川町	0.95	1.48	1.48	1.79
よけがわ除川	よけがわ除川	よけがわ除川	熊本市西区沖新町3330	3.04	3.32	3.80	3.93
せんげん千間えご江湖	せんげん千間えご江湖	せんげんえご千間江湖	熊本市南区白石町1495	2.04	2.54	2.54	2.93

水系名	河川名	観測所名	地先名	水防団 待機水位	氾濫 注意水位	避難 判断水位	氾濫 危険水位
みどりかわ 緑 川	てんめい 天明 しんかわ 新川	みなみたかえ 南 高江	熊本市南区南 高江町4-1	2. 67	2. 84	2. 84	3. 12
	はまどがわ 浜戸川	はまどがわ 浜戸川	熊本市南区 城南町塚原字 敷田	2. 09	2. 96	2. 96	3. 42
	うるごがわ 潤 川	うるごがわ 潤 川	宇土市三拾町 字西田93-1	1. 96	2. 16	2. 16	2. 28
	きやまがわ 木山川	あかい 赤井	上益城郡益城 町宮園	2. 53	3. 63	3. 86	4. 39
		けんつもり 県津森	下益城郡益城 町大字田原字 中須	1. 70	2. 28	3. 14	3. 35
	やかたがわ 矢形川	おちあいばし 落合橋	上益城郡御船 町大字木倉字 筒井崎7511	2. 15	3. 38	3. 65	3. 76
		かしま 嘉島	上益城郡嘉島 町大字井寺 矢形川 右岸	4. 68	5. 75	6. 91	7. 01

エ 発令基準

区分	洪水予報河川	水防警報河川
【警戒レベル5】 緊急安全確保	(災害が切迫) ●国管理河川の洪水の危険度分布(水害リスクライン)で「氾濫している可能性(黒)」になった場合 ●堤防に異常な漏水・侵食の進行や亀裂・すべりの発生等により決壊のおそれが高まった場合 ●樋門・水門等の施設の機能支障が発見された場合や排水機場の運転を停止せざるをえない場合 (災害発生を確認) ●堤防の決壊や越水・溢水が発生した場合 (指定河川洪水予報の氾濫発生情報、水防活動に従事する者からの報告等により把握できた場合)	(災害が切迫) ●堤防に異常な漏水・侵食の進行や亀裂・すべりの発生等により決壊のおそれが高まった場合 ●樋門・水門等の施設の機能支障が発見された場合や排水機場の運転を停止せざるをえない場合 ●川の洪水警報の危険度分布(キキクル)で「災害切迫(黒)」が出現した場合 (災害発生を確認) ●堤防の決壊や越水・溢水が発生した場合 (指定河川洪水予報の氾濫発生情報、水防活動に従事する者からの報告等により把握できた場合)
【警戒レベル4】 避難指示	●指定河川洪水予報により、川の水位観測所の水位が氾濫危険水位に到達したと発表された場合又は急激な水位上昇により、まもなく危険水位を超え、さらに水位の上昇が見込まれると発表された場合 ●国管理河川の洪水の危険度分布(水害リスクライン)で「氾濫危険水位の超過に相当(紫)」になった場合 ●堤防に異常な漏水・侵食等が発見された場合 ●ダム管理者から、異常洪水時防災操作開始予定の通知があった場合	●川の水位観測所の水位が氾濫危険水位に到達した場合 ●川の水位が一定の水位を超えた状態で、急激な水位上昇のおそれがある場合 ●川の洪水警報の危険度分布(キキクル)で「危険(紫)」が出現した場合(流域雨量指数の予測値が洪水警報基準を大きく超過する場合) ●堤防に異常な漏水・侵食等が発見された場合 ●ダム管理者から、異常洪水時防災操作開始予定の通知があった場合 ●警戒レベル4 避難指示の発令が必要となるような強い降雨を伴う前線や台風等が、夜間から明け方に

区分	洪水予報河川	水防警報河川
	●警戒レベル4 避難指示の発令が必要となるような強い降雨を伴う前線や台風等が、夜間から明け方に接近・通過することが予想される場合 ●警戒レベル4 避難指示の発令が必要となるような強い降雨を伴う台風等が、立退き避難が困難となる暴風を伴い接近・通過することが予想される場合	接近・通過することが予想される場合 ●警戒レベル4 避難指示の発令が必要となるような強い降雨を伴う台風等が、立退き避難が困難となる暴風を伴い接近・通過することが予想される場合
【警戒レベル3】 高齢者等避難	●指定河川洪水予報により、川の水位観測所の水位が避難判断水位に到達し、かつ、水位予測において引き続きの水位が上昇する予測が発表されている場合 ●川の水位観測所の水位が氾濫危険水位に到達する予測が発表されている場合 ●国管理河川の洪水の危険度分布（水害リスクライン）で「避難判断水位の超過に相当（赤）」になった場合 ●堤防に軽微な漏水・侵食等が発見された場合 ●警戒レベル3 高齢者等避難の発令が必要となるような強い降雨を伴う前線や台風等が、夜間から明け方に接近・通過することが予想される場合	●川の水位観測所の水位が避難判断水位到達した場合 ●川の洪水警報の危険度分布（キキクル）で「警戒（赤）」が出現した場合（流域雨量指数の予測値が洪水警報基準に到達する場合） ●上流で大量又は強い降雨が見込まれる場合 ●堤防に 軽微な漏水・侵食等が発見された場合 ●警戒レベル3 高齢者等避難の発令が必要となるような強い降雨を伴う前線や台風等が、夜間から明け方に接近・通過することが予想される場合

(3) 土砂災害における発令基準

ア 想定される事態

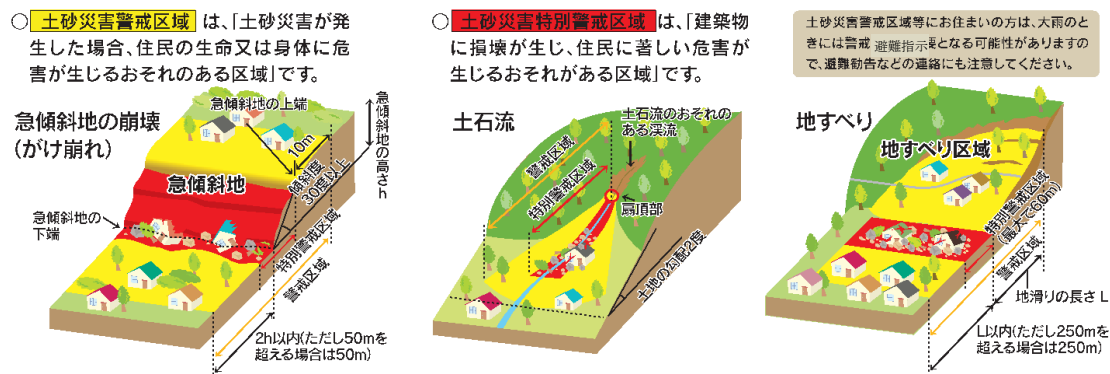
想定される事態は、「土石流」、「急傾斜地の崩壊」、「地すべり」の発生を想定する。

「地すべり」については、地すべり現象を把握した際に県等が実施する緊急調査の結果、危険があると認められ土砂災害緊急情報が市に通知された場合に避難指示等を発令する。

イ 発令対象区域

土砂災害で避難指示等の対象とする区域は、土砂災害警戒区域・特別警戒区域、土砂災害危険箇所とし、「気象庁」における「危険度分布（キキクル）」を参照し、危険度が高まっている土砂災害メッシュに対して一体となって避難すべき地区毎に発令する。

ただし、土砂災害警戒区域等の隣接区域及び前兆現象や土砂災害が発生した箇所の周辺区域についても、事態の状況に応じて発令対象とする。



ウ 発令基準

発令内容	発令基準
【警戒レベル5】 緊急安全確保	（災害が発生直前又は既に発生しているおそれ） ●大雨特別警報（土砂災害）（警戒レベル5相当情報〔土砂災害〕）が本市に発表された場合 ●土砂災害の危険度分布（キキクル）で「災害切迫（黒）」（警戒レベル5相当情報〔土砂災害〕）となった場合」 （災害発生を確認） ●土砂災害の発生が確認された場合
【警戒レベル4】 避難指示	●土砂災害警戒情報（警戒レベル4相当情報〔土砂災害〕）が本市に発表された場合 ●土砂災害の危険度分布（キキクル）で「危険（紫）」（警戒レベル4相当情報〔土砂災害〕）となった場合 ●警戒レベル4 避難指示の発令が必要となるような強い降雨を伴う前線や台風等が、夜間から明け方に接近・通過することが予想される場合（夕刻時点で発令） ●警戒レベル4 避難指示の発令が必要となるような強い降雨を伴う台風等が、立退き避難が困難となる暴風を伴い接近・通過することが予想される場合（夕刻時点で発令） ●土砂災害の前兆現象（山鳴り、湧き水・地下水の濁り、溪流の水量の変化等）が発見された場合

【警戒レベル 3】 高齢者等避難	●大雨警報（土砂災害）（警戒レベル 3 相当情報[土砂災害]）が発表され、かつ、土砂災害の危険度分布が「警戒（赤）」（警戒レベル 3 相当情報[土砂災害]）となった場合 ●警戒レベル 3 高齢者等避難の発令が必要となるような強い降雨を伴う前線や台風等が、夜間から明け方に接近・通過することが予想される場合（大雨注意報が発表され、当該注意報の中で、夜間～翌日早朝に大雨警報（土砂災害）（警戒レベル 3 相当情報[土砂災害]）に切り替える可能性が高い旨に言及されている場合など）（夕刻時点で発令）

（4）高潮災害における発令基準

ア 想定する事態

高潮により命を脅かす危険性がある次の場合を想定する。

- （ア） 高潮時の波浪が海岸堤防を越えるなどにより、海岸堤防に隣接する家屋等を直撃する場合
- （イ） 高潮高が海岸堤防等の高さを大きく超えるなどにより、広い範囲で深い浸水が想定される場合

イ 発令対象区域

高潮災害に対する避難指示等の発令対象区域は、高潮浸水想定区域とする。

ウ 発令基準

区分	高潮災害
【警戒レベル 5】 緊急安全確保	（災害発生を確認） ●海岸堤防等が倒壊した場合
【警戒レベル 4】 避難指示	●高潮警報（警戒レベル 4 相当情報）又は高潮特別警報（警戒レベル 4 相当情報）が発表された場合 ●警戒レベル 4 避難指示の発令が必要となるような強い降雨を伴う台風が、夜間から明け方に接近・通過することが予想される場合（高潮注意報が発表され、当該注意報において、夜間～翌日早朝までに警報に切り替える可能性が高い旨に言及される場合など）（夕刻時点で発令）
【警戒レベル 3】 高齢者等避難	●高潮注意報の発表において警報に切り替える可能性が高い旨に言及された場合（数時間先に高潮警報が発表される状況の時に発表） ●高潮注意報が発表されている状況において、台風情報で、台風の暴風域が市町村にかかると予想されている、又は台風が市町村に接近することが見込まれる場合 ●警戒レベル 3 高齢者等避難の発令が必要となるような強い降雨を伴う台風が、夜間から明け方に接近・通過することが予想される場合（夕刻時点で発令） ●「伊勢湾台風」級の台風が接近し、上陸 24 時間前に、特別警報発表の可能性のある旨、府県気象情報や気象庁の記者会見等により周知された場合

3 指定行政機関の長等による助言

市長は、避難のための立ち退きの指示、安全確保措置の指示をしようとする場合において、必要があると認めるときは、災害対応の多くの専門的知見等を有し、ダムや河川等の施設を管理していることの多い指定行政機関の長若しくは指定地方行政機関の長又は県知事に対し、当該指示に関する事項について、助言を求めるとともに、必要に応じて気象防災アドバイザー等の専門家の技術的な助言等を活用し、適切に判断を行うものとする。

また、大規模な土砂災害発生後には、必要に応じて国土交通省緊急災害派遣隊（T E C - F O R C E）や専門技術者等に対して派遣を要請し、二次災害の危険性等について、市及び防災関係機関に助言を求める。

専門機関名	連絡先	備考
熊本県 危機管理防災課	096-333-2115	
熊本県 県央広域本部 土木部	096-333-2795	
熊本地方気象台	096-324-3283	気象に関する助言
熊本河川国道事務所	096-382-1111	

4 避難指示等の内容（災害対策基本法第 60 条第 1 項の規定に基づき市長が行う場合）

避難指示等の発令にあたっては、原則として次のことを明らかにして伝達するものとする。

- (1) 避難対象地域（町丁名、施設名等）
- (2) 避難の理由（避難要因となった危険要素とその所在地、避難時間等）
- (3) 避難先（安全な方向及び避難場所の名称）
- (4) その他（避難行動時の最小携帯品、高齢者等の優先避難、介助の呼びかけ等）

【避難情報の伝達文（例）】

■水害の場合

発令区分	広報文（例）
【警戒レベル 5】 緊急安全確保	■緊急放送、緊急放送、緊急安全確保発令 ■こちらは 熊本市です。 ■〇〇川が増水し 既に堤防を越え 氾濫が発生しているおそれがあります！〇〇地区の洪水浸水想定区域に対し、警戒レベル 5「緊急安全確保」を発令しました。 ■避難場所等への立退き避難が危険な場合には、自宅や近くの建物 で少しでも浸水しにくい高い場所に移動するなど、命の危険が迫っているので、直ちに身の安全を確保してください。
【警戒レベル 4】 避難指示	■緊急放送、緊急放送、避難指示発令 ■こちらは、熊本市です。 ■〇〇川が増水し 氾濫するおそれが高まったため、〇〇地区の洪水浸水想定区域に対し、警戒レベル 4「避難指示」を発令しました。 ■〇〇地区の洪水浸水想定区域にいる方は、避難場所や安全な親戚・知人宅等に今すぐ避難してください。 ■ハザードマップで、自宅が安全だと確認できた場合は、自宅で避難しても構いません。 ■ただし、避難場所等への立退き避難が危険な場合には、自宅や近くの建物で少しでも浸水しにくい高い場所に移動するなど、身の安全を確保してください。
【警戒レベル 3】 高齢者等避難	■緊急放送、緊急放送、高齢者等避難発令。 ■こちらは、熊本市です。 ■〇〇川が 増水し 氾濫するおそれがあるため、〇〇地区の洪水浸水想定区域に対し、警戒レベル 3「高齢者等避難」を発令しました。 ■〇〇地区の洪水浸水想定区域にいる高齢者や障害のある人など避難に時間のかかる方やその支援者の方は、避難場所や安全な親戚・知人宅等に速やかに避難してください。 ■ハザードマップで、自宅が安全だと確認できた場合は、自宅で避難しても構いません。 ■それ以外の方も、不要不急の外出を控えたり、避難の準備を整えとともに、必要に応じ、自主的に避難してください。 ■特に、急激に水位が上昇しやすい中小河川沿いにお住まいの方や避難経路が通行止めになるおそれがある方は、自主的に避難してください。

■ 土砂災害の場合

発令区分	広報文（例）
【警戒レベル5】 緊急安全確保	■緊急放送、緊急放送、緊急安全確保発令 ■こちらは 熊本市です。 ■〇〇市に大雨特別警報（土砂災害）が発表され、〇〇地区では土砂災害が既に発生している可能性が極めて高い状況 であるため、〇〇地区の土砂災害警戒区域に対し、警戒レベル5「緊急安全確保」発令しました。 ■避難場所等への立退き避難が危険な場合には、少しでも崖や沢から離れた建物や自宅内の部屋 に移動するなど、命の危険が迫っているので、直ちに身の安全を確保してください。
【警戒レベル4】 避難指示	■緊急放送、緊急放送、避難指示発令 ■こちらは、熊本市です。 ■土砂災害が発生するおそれが高まったため、〇〇地区の土砂災害警戒区域に対し、警戒レベル4「避難指示」を発令しました。 ■〇〇地区の土砂災害警戒区域にいる方は、避難場所や安全な親戚・知人宅等に今すぐ避難してください。 ■ただし、 避難場所等への立退き避難が危険な場合には、少しでも崖や沢から離れた建物や自宅内の部屋に移動するなど、身の安全を確保してください。
【警戒レベル3】 高齢者等避難	■緊急放送、緊急放送、高齢者等避難発令。 ■こちらは、熊本市です。 ■土砂災害が発生するおそれがあるため、〇〇地区の土砂災害警戒区域に対し、警戒レベル3「高齢者等避難」を発令しました。 ■〇〇地区 の土砂災害警戒区域にいる高齢者や障害のある人など避難に時間のかかる方やその支援者の方は、避難場所や安全な親戚・知人宅等に速やかに避難してください。 ■それ以外の方も、不要不急の外出を控えたり、避難の準備を整えとともに、必要に応じ、自主的に避難してください。 ■特に、崖付近や沢沿いにお住まいの方や、避難経路が通行止めになるおそれがある方は自主的に避難してください。

■ 高潮災害の場合

発令区分	広報文（例）
【警戒レベル5】 緊急安全確保	■緊急放送、緊急放送、緊急安全確保発令 ■こちらは 熊本市です。 ■〇〇地区に高潮氾濫発生情報が発表され、まもなく高潮氾濫が発生するため、〇〇地区の高潮浸水想定区域に対し、警戒レベル5「緊急安全確保」を発令しました。 ■避難場所等への立退き避難が危険な場合には、自宅や近くの建物で少しでも浸水しにくい高い場所に移動するなど、命の危険が迫っているので、直ちに身の安全を確保してください。
【警戒レベル4】 避難指示	■緊急放送、緊急放送、避難指示発令 ■こちらは、熊本市です。 ■高潮氾濫 が発生するおそれが高まったため、〇〇地区の高潮浸水想定区域に対し、警戒レベル4「避難指示」を発令しました。 ■〇〇地区の高潮浸水想定区域にいる方は、避難場所や安全な親戚・知人宅等に今すぐ避難してください。 ■ハザードマップで、自宅が安全だと確認できた場合は、自宅で避難しても構いません。 ■ただし、避難場所等への立退き避難が危険な場合には、自宅や近くの建物で、少しでも浸水しにくい高い場所に移動するなど、身の安全を確保してください。 ■今後、台風の接近により暴風となることが見込まれるため、その前に避難してください。

発令区分	広報文（例）
【警戒レベル3】 高齢者等避難	■緊急放送、緊急放送、高齢者等避難発令。 ■こちらは、熊本市です。 ■高潮氾濫が発生するおそれがあるため、〇〇地区の高潮浸水想定区域に対し、警戒レベル3「高齢者等避難」を発令しました。 ■〇〇地区の高潮浸水想定区域にいる高齢者や障害のある人など避難に時間のかかる方やその支援者の方は、避難場所や安全な親戚・知人宅等に速やかに避難してください。 ■ハザードマップで、自宅が安全だと確認できた場合は、自宅で避難しても構いません。 ■それ以外の方も、不要不急の外出を控えたり、避難の準備を整えるとともに、必要に応じ、自主的に避難してください。 ■特に、海岸沿いにお住まいの方や避難経路が通行止めになるおそれがある方は、自主的に避難してください。 ■今後、台風の接近により暴風となることが見込まれるため、その前に避難してください。

5 避難指示等の伝達方法

「第2章 第4節 第1項 4 避難指示等の伝達方法」（P226）に準じる。

6 避難指示等の解除

「第2章 第4節 第1項 5 避難指示等の解除」（P226）に準じる。

7 避難指示等の報告

「第2章 第4節 第1項 6 避難指示等の報告」（P226）に準じる。

第2項 警戒区域の設定

「第2章 第4節 第2項 警戒区域の設定」（P227）に準じる。

【関連部局】
政策局

第 6 節 被害情報

災害発生時に、災害対策の基本的な方針を迅速に決定し、効果的な災害応急活動等を円滑に実施するため、被害発生に係る情報や災害関連情報の収集・伝達を行うための体制について定める。

また、災害時の個人情報の取扱いについて、「防災分野における個人情報の取扱いに関する指針」を活用し、災害に係る様々な業務において人の生命、身体又は財産の保護が最大限図られるよう、適切に対応するものとする。

第 1 項 被害情報の収集・伝達

災害が発生した場合、被害規模の早期把握に努め、人命救助と火災への対応、県に対する応援要請等、災害応急対策の基本方針を迅速に意思決定するため、次に示す情報の収集・伝達を行う。

1 災害初動期の情報収集

(1) 情報収集事項

災害初動期は次の情報を中心に収集するものとする。

情報の区分	主な情報内容
地震・津波に関する情報	○地震・津波情報、津波警報・注意報等の発表状況
風水害に関する情報	○警報・注意報、土砂災害警戒情報等の発表状況
人命に関する情報	○死者、負傷者及び要救助者の発生状況 ○土砂崩れ、建物倒壊等に伴う生き埋め災害情報 ○職員の安否確認
被害拡大に関する情報	○火災発生の状況 ○がけ崩れ等の二次災害発生状況 ○危険物の漏洩、ガス漏れ情報
応急対策活動上必要な情報	○市役所庁舎等の災害活動拠点の被害状況 ○道路などの応急対策活動にあたって重要となる施設の被害状況

(2) 勤務時間内における情報収集活動

各対策部は次の要領により被害状況を収集する。

区分	情報収集の方法等
災害警戒本部 水防本部	○市役所庁舎周辺の被害確認 ○市民等からの通報 ○外出職員からの情報 ○避難所からの情報
各警戒部 各水防部	○119番通報（消防局） ○所管施設の被害確認 ○市民等からの通報 ○外出職員からの情報 ○情報収集要員からの情報

(3) 勤務時間外における情報収集活動

職員は、参集途上における被害状況を把握し、その情報は各警戒部又は水防部において集約し災害警戒本部又は水防本部に報告するものとする。

なお、参集途上における情報収集は、あくまでも概略的な情報収集とし、迅速な参集を第一に考えなければならない。

【関連部局】
全局

ただし、勤務場所への参集途上において災害の発生又は人身事故等に遭遇した場合、消防機関へ連絡し、周囲の住民と協力し人命救助を優先し、勤務場所へは、情報を連絡する。

2 災害対策本部設置後の情報収集

(1) 各対策部及び住民からの情報収集

情報支援室及び総合調整室（情報班）は、各対策部や住民から収集する災害情報を、災害情報トリアージ用紙に記入し、互いに情報共有するとともに災害対策本部指揮室に報告するものとする。収集する災害情報を下表に示す。

なお、指揮室は、被害が甚大で調査が困難な場合、必要に応じ自衛隊、警察本部へ、ヘリコプターによる広域的な情報収集を要請し、早期把握に努めるものとする。

■災害情報収集事項

情報区分		収集する情報の内容	
防災気象情報等		○地震・津波の情報、警報・注意報、土砂災害危険度情報等	
被害情報	人的被害	○発生場所、原因及び被害者数 ○被害者の住所、氏名、年齢等 ○負傷者の負傷程度及び収容先	死者 安否不明者・行方不明者 負傷者
	建物被害	○被災棟数及び被害程度 ○床上・床下浸水棟数及び被害程度 ○建物の名称及び所在地 ○被災世帯及び被災者数	住家・非住家 事業所
	公共施設被害	○被災棟数及び被害程度 ○床上・床下浸水棟数及び被害程度 ○施設の名称及び所在地 ○入所者の被災状況及び避難状況	福祉施設、教育施設 清掃施設、その他の施設
	土木施設被害	○被害箇所と被害程度 ○応急措置等の対応状況 ○道路の通行止め箇所	道路・橋梁・公園 河川
	農水関係被害	○被害箇所と被害程度	農水産関係
ライフライン情報		○被害箇所と被害程度 ○応急措置等の対応状況 ○停電、ガス供給停止、断水状況 ○交通機関の運行状況	上下水道関係 電力・電話・ガス関係 交通関係
消防情報		○119番通報の状況 ○火災発生状況及び延焼状況 ○救助、救急事案の発生状況及び対応状況 ○危険物施設等の被害状況 ○ガス漏れ等の発生状況	
医療救護情報		○医療機関の被害状況 ○応急救護所等の設置状況	
避難情報		○自主避難の状況 ○避難指示の発令状況 ○避難世帯数及び避難者数 ○避難所の開設状況	
その他の情報		○その他の被害箇所と被害の程度 ○その他必要な情報等	ブロック塀倒壊、がけ崩れ、その他

3 防災関係機関からの情報収集

総合調整室及び各対策部は、状況に応じて、防災関係機関から次の情報を収集するものとする。

収集担当	収集する情報	収集機関
総合調整室	地震・津波の情報、警報・注意報、土砂災害警戒情報等	熊本地方気象台
	死者、行方不明者の状況及び交通規制の状況	熊本県警察
	ライフラインの被害（停電戸数、通信不通回線数）と復旧状況	九州電力送配電（株）熊本支社 N T T 西日本熊本支店 西部ガス（株）供給本部熊本供給部
	鉄道施設の被害と復旧状況等	J R 九州熊本支社 熊本電気鉄道（株）
	県下の被害情報	熊本県危機管理防災課
健康福祉局	医療施設の被害と診療状況等	熊本市医師会 熊本市歯科医師会
都市建設局	国管理道路、橋梁の被害と復旧状況	熊本河川国道事務所
	県管理道路、橋梁の被害と復旧状況	県央広域本部
	九州自動車道の被害と復旧状況等	N E X C O 西日本（株）九州支社
	国管理河川の被害と復旧状況	熊本河川国道事務所
	県管理河川の被害と復旧状況	県央広域本部
	県管理砂防施設等の被害と復旧状況等	県央広域本部

4 情報伝達の経路

(1) 有線通信網（携帯電話、インターネットによる通信及び SNS を含む）

電話等の有線通信網が機能しているときは、本庁職員は所属課（ただし災害対策本部から指定を受けた情報収集要員は災害対策本部）へ、各出先機関は所属局又は所属部の主管課へ連絡する。

消防局、交通局、病院局及び上下水道局は総合調整室へ連絡するものとし、総合調整室要員を災害対策本部に配置する。なお、呼出番号はあらかじめ課で指定しておき、災害時優先電話には接続しないように留意する。

内線電話は、生命に係わる緊急の場合を除き使用を禁止する。

また、警察通信施設、気象官署通信施設、鉄道通信施設、電気事業通信施設、その他の専用通信施設等を有する官公署等と緊密な連絡のもとに、これらの施設を優先的に利用し、通信連絡の万全を期すものとする。

熊本県水防本部
383-2120
県央広域本部土木部
096-333-2795
096-383-3112 (水防待機時)

水位観測所

熊本地方気象台
324-3283

河川課
県央広域本部土木部
各地域振興局

警察署
熊本中央警察署 323-0110
熊本南警察署 326-0110
熊本東警察署 368-0110
熊本北合志警察署 341-0110

熊本市水防本部
熊本市災害警戒本部
(本部室)
代表 328-2222

市水防関係各部

陸上自衛隊
第8師団第42即応機動連隊
代表 343-3141

報道機関

市民

・熊本シティエフエム
災害緊急放送(災害緊急放送に関する協定に基づく)
・緊急告知ラジオ

ウ 水防関係各部は、とりまとめた水防状況を速やかに総合調整室へ通報若しくは報告する。

有線通信網が使用不能のときは、無線連絡網を利用する。防災行政無線の運用は本節第３項に従う。各局で保有する無線により収集した情報は、基地局で収集した情報を取りまとめた後、防災行政無線等を使用して災害対策本部に伝達する。

情報収集要員の安全確保に留意するものとし、平時から安全確保の方法等について検討・対策を進めるものとする。

総合調整室及び情報支援室は、各対策部や防災関係機関から収集した被害情報を熊本県防災情報共有システムへ入力し、適時、災害対策本部指揮室に報告するものとする。

- ア 避難指示の発令等緊急的な意思決定
- イ 対策本部の設置
- ウ 自衛隊の災害派遣要請、広域応援要請の決定
- エ 意思決定に伴う、指示・措置事項等

(2) 災害対策本部会議の開催と意思決定事項の細部事項

- ア 災害応急活動等の対応方針決定
- イ 各局・区等横断的な対応・措置事項等（総合調整室）
- 総合調整室は、災害対策指揮室における意思決定事項を各対策部へ伝達するものとする。

7 被害情報等の共有

被害情報及び防災関係機関が実施する応急対策の活動情報は、効果的に応急対策を実施する上で不可欠であることから、被害の程度に応じ、市、国、県及び防災関係機関等は、情報の収集・連絡を迅速に行う。この場合、市、県は県防災情報共有システムや県統合型防災情報システム、防災情報提供システムを活用して、各種防災情報の効率的な収集及び情報に基づく意思決定の迅速化、防災関係機関相互の情報の共有化を図るものとする。

さらに、市は避難指示等を発令した場合には、災害情報共有システム（Lアラート）への情報配信を行い、テレビ、ラジオ等の報道機関を通じて住民への迅速な伝達を図るものとする。

8 県への被害報告

総合調整室は災害情報及び被害情報を「被害報告取扱要領」に基づき県へ報告する。県へ報告ができない場合は、直接国（総務省消防庁）に報告する。

報告の種類	報告の時期	様式	報告先
災害情報	○被害発生後、直ちに ○報告内容に変化があれば、その都度	第1号	県央広域本部 総務部
被害状況報告（速報）	○被害状況が判明次第 ○指定がない場合、毎日9時30分まで及び14時30分までに	第2号	
被害状況報告（確定）	○被害調査が終了したとき、又は応急対策が終了した日から10日以内	第2号	
各部門別被害状況報告（速報・確定）	○被害調査が終了したとき、又は応急対策が終了した日から10日以内	第3号	危機管理 防災課
住民避難等報告	○一定期間をおいて報告	第4号	

- 【資料編】5-3-1 被害報告取扱要領
- 5-3-2 収集および報告要領
- 5-3-3 報告等の種別
- 5-3-4 報告等の様式および報告等の系統

9 国への被害報告

総合調整室は、「火災・災害等即報要領」に基づき、地震が発生し、市内で震度5強以上を記録したとき、第一報を覚知後30分以内で、可能な限り早く、分かる範囲で直接国（総務省消防庁応急対策室）に報告するものとする。

- 【資料編】5-3-6 火災・災害等即報要領
- 5-3-7 火災・災害等即報要領様式

第 2 項 災害情報の広報伝達

【関連部局】
政策局

市、県及び防災関係機関は災害時における情報及び被害状況等を、報道機関その他を通じて速やかに関係機関及び住民に周知徹底し、被害の軽減と民心の安定を図るものとする。

1 実施機関

災害対策基本法第 50 条に定められている災害応急対策の実施責任者は、それぞれの分担事務又は業務について、同法第 51 条の規定に基づく広報活動に努めるものとする。

2 実施機関相互の連絡

各実施機関は、相互に情報の通報及び交換を行うよう努めるものとする。

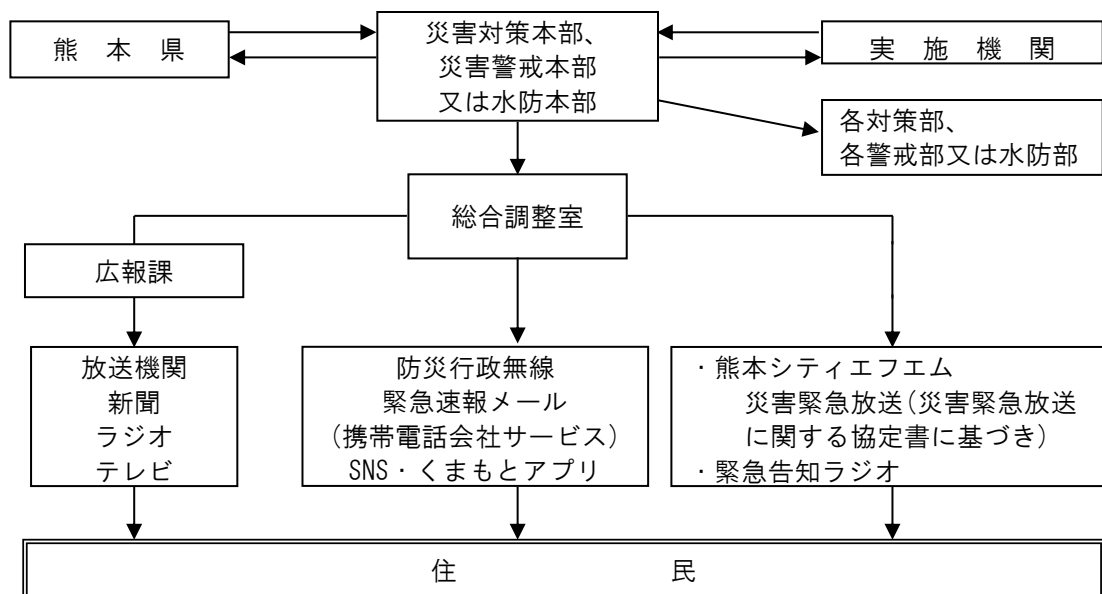
なお、熊本県と連絡が取れない場合は、総務省消防庁（TEL：03-5253-7777）へ連絡するものとする。

【資料編】5-1-2 関係機関等とのホットラインの整備要領

3 市における広報系統

(1) 広報系統

市における広報系統は、概ね次のとおりとする。



(2) 広報の方法と内容

災害の規模、態様に応じて、適切な方法と内容の広報を行うものとする。

特に、視覚障がい者や聴覚障がい者等への配慮として、音声案内や文字情報の提示、点字化、手話通訳によるテレビ放送等を検討する。また、必要に応じて各種関係団体との連携を図るものとする。

なお、広報活動に従事するものの安全確保について留意する。

時 期	方 法	内 容
災害発生直後	○防災行政無線等による広報 ○広報車による広報 ○消防団による広報 ○広報紙、チラシ等による広報 ○報道機関への広報依頼 ○熊本市災害情報メール ○市ホームページへの掲載	○地震、津波、浸水、土砂災害に関する情報 ○混乱防止の呼び掛け ○高齢者等避難、避難指示の伝達・誘導 ○出火防止の呼びかけ ○人命救助協力の呼びかけ ○被害状況 ○応急対策進捗状況 ○避難所等の情報
応急対策活動時	○指定緊急避難場所等への職員の派遣 ○携帯電話メールサービス ○SNS による広報 ○くまもとアプリによる広報	○地震・津波、浸水、土砂災害に関する情報 ○被害状況 ○応急対策進捗状況 ○交通機関の状況 ○道路交通状況 ○ライフラインの状況 ○物資の供給状況 ○健康管理の情報

※安否不明者や行方不明者及び死者の氏名等の情報は、県災害対策本部が原則公表するものとし、公表に当たっては、市は県及び警察と連携を図るものとする。

第7節 安否不明者等の氏名公表・行方不明者の搜索

災害によって安否不明等になった者の氏名等の公表や行方不明となった者の搜索を実施するための計画を定める。

【関連部局】
政策局
文化市民局

第1項 安否不明者の氏名公表

- 1 県は、人命救助活動の効率化、円滑化を図るため、警察及び市町村と連携し、安否不明者※1、行方不明者※2及び死者※3の氏名等※4の情報を以下の場合を除き原則公表するものとする。
 - (1) 行方不明者・安否不明者
 - ① 住民基本台帳の閲覧制限がある場合
 - (2) 死者
 - ① 遺族の同意がない場合（※）
 - ② 住民基本台帳の閲覧制限がある場合

（※）遺族の同意がない場合であっても、「より高い公益上の必要性」がある場合は公表する。

（例：死者の氏名等を公表しないことにより、多くの人が安否情報を求めて被災地を訪ね、新たに被害が生じるなどして、救命救急活動に支障が生じている場合など）
- 2 市は、県が定めた手順に基づき、所在不明となっている者等の情報を収集して県及び警察と共有し、災害に起因する安否不明者、行方不明者及び死者であることの判断をしたものについて、住民基本台帳の閲覧制限※5の確認を行い、県に報告するものとする。
 - ※1 行方不明者（当該災害が原因で所在不明となり、かつ、死亡の疑いのある者。）となる疑いのある者。
 - ※2 当該災害が原因で所在不明となり、かつ、死亡の疑いのある者。
 - ※3 当該災害が原因で死亡し、死体を確認した者、又は、死体を確認できないが、死亡したことが確実な者。
 - ※4 住所（字名まで）、氏名（読み方を含む）、年齢、性別、死因等。
 - ※5 配偶者暴力防止法・ストーカー規制法・児童虐待防止法等に基づき、住民基本台帳の閲覧や住民票の写し等の交付を制限されている場合。

第2項 行方不明者の搜索

行方不明者の搜索は、関係機関・団体と緊密な連携をとり、早急に実施するものとする。

また、災害時における行方不明者の搜索については、災害救助法適用の有無に関わらず、市が災害救助法及び熊本市災害救助法施行細則を基準として実施する。

1 実施機関

行方不明者の搜索は、市長が、警察、消防、海上保安部、警察医会、警察歯科医師会等の協力を得て行うものとする。

市だけでは十分な対応ができない場合、市及び県は、周辺市町村、自衛隊等に対し応援要請を行い、これらの機関の応援を得て実施するものとする。

2 行方不明者の搜索

市は、防災関係機関と連携して行方不明者の搜索及び行方不明者に関する情報収集を行うものとする。

第 8 節 応援要請（受援）計画

大規模災害発生時には、その被害が拡大することが予想されるため、本市単独では災害への対応が困難若しくは不可能な場合は、速やかに関係機関等への応援要請等を行うものとする。

なお、他の市町村が被災した際の応援については、「熊本市災害時受援計画」に基づき対応する。

第 1 項 応援要請発動の基準・根拠

1 応援要請発動の基準・目安

- 次の例を参考に応急対策が困難と判断した場合に、協定先に対して応援要請を行う。特に、大規模災害時には、被害状況の把握に時間を要することが考えられることから、発災直後から防災関係機関等と連絡を取り合うなど、応援要請の機を逸しないように留意する。
- (1) 災対本部指揮室において、その時点又は以降に応急対策の実施が困難と判断される場合
 - (2) 各部において、その時点又は以降に当該部所管の協定の対象となる業務の実施が困難又は応援を受けることが災害対応により有効に機能すると判断される場合
 - (3) 特別な技術、知識、経験等を有する職員が不足する場合
 - (4) その他本部長が応援要請の必要があると認める場合

2 職員派遣の法的根拠

大規模災害発生時に防災関係機関等に職員派遣を依頼する法的根拠等は次のとおりである。

■ 派遣依頼先・内容等及び法的根拠

対策等	依頼先	根拠法令等
地方自治体等への応援要請	○指定地方行政機関等の長（職員の派遣要請）	災害基29-2
	○県知事（指定行政機関及び指定地方行政機関の職員の派遣あっせん要請）	災害基30-1
	○県知事（他の自治体職員の派遣あっせん要請）	災害基30-1 自治252の17
	○他の市町村長（応援の要求）	災害基67
	○県知事（応援の要求及び応急措置の実施要請）	災害基68
	○応援協定自治体の長（物資・資器材・車両提供、職員の派遣等）	自治体相互応援協定
自衛隊への派遣要請等	○県知事（自衛隊の派遣要請）	災害基68の2
	○自衛隊（県知事に派遣要請の要求ができない場合の通知）	災害基68の2-2
消防に関する応援要請	○消防本部等（消防相互の応援等）	消組39
	○県知事（消防庁長官に対する応援要請）	消組44
防災関係団体等への応援要請	○防災関係団体、民間団体（事業者、NPO、NGO等）（協定に定める事項）	各種応援協定等

（凡例） 災害基：災害対策基本法 / 自治：地方自治法 / 消組：消防組織法

第2項 災害対策本部における対応

【関連部局】
全局

1 災害対策本部で対応する協定等

次のような協定については、災害対策本部において対応する。

なお、自衛隊との連携については別途定める。

(1) 自治体相互応援協定

九州九都市災害時相互応援に関する協定

熊本市及び尼崎市災害時相互応援に関する協定

熊本市及び福井市災害時相互応援協定

九州九都市水道局災害時相互応援に関する覚書

熊本県都市災害時相互応援に関する協定

熊本県市町村災害時相互応援に関する協定

島原市及び熊本市災害時相互応援協定

21 大都市災害相互応援協定

災害時相互応援協定（松山市）

災害時相互応援協定（総社市）

大規模災害時の応援に関する協定（国土交通省）

(2) 指定地方行政機関等の防災関係団体との間で、関連分野において連携を必要とするもの

(3) 受援内容が多岐にわたるなど、応援団体との間で総合調整を要する協定の運用等

【資料編】8-3 災害協定一覧

2 応援の要請

本部長が必要と認める場合、あらかじめ調整した連絡先に対し応援要請を行う。

協定等に定められた方法で行うことを原則とするが、そのいとまがないなどやむを得ない場合には電話等の手段により口頭で行うものとする。

また、応援要請を行った際に、応援都市等から先遣隊（あるいは調整隊。以下同じ。）が派遣される旨の情報を得た場合には、本市の災害状況や途中のルート状況など、情報提供を併せて行うよう努める。

3 先遣隊の受入れ

応援都市等から先遣隊が災害対策本部に到着した際には、災害状況など今後の活動に必要な情報共有を行うものとする。

4 応援部隊（実際に活動する部隊）の活動調整

災害対策本部は、応援都市等に対し希望する受援内容を伝えるなど、活動調整を行う。調整結果は、総合調整室から各対策部に伝達するとともに、以降の調整方法等について併せて協議を行う。必要に応じて、更に詳細な内容に関する打合せを各対策部との間で実施する。

また、先遣隊の活動スペースを災害対策本部近傍に確保するとともに、活動調整が円滑に進むよう配慮しなければならない。

5 応援部隊の待機場所等の確保

災害対策本部は各対策部と調整を行い、応援都市からの部隊の待機場所、ミーティングスペースを確保する。また、必要に応じて駐車場、宿所、食料、飲料水等を各対策部と調整のうえ準備する。

6 関係機関相互の連携

活動が長期間に及ぶことを想定し、活動の一体性を確保する観点から、応援都市の先遣隊の代表者を災害対策本部会議に参加させ、本市の災害対策本部の方針等を確認してもらうとともに、応援都市からのアドバイスも得るように努める。同様の連携を、総合調整室や活動現場においても確保し、共に災害対応を行うものとする。

第 3 項 自衛隊に対する災害派遣要請

災害に際して、市民の人命・身体及び財産の保護のための応急対策が、市の動員能力を超えていると判断され自衛隊の災害派遣を必要とするときは、自衛隊法（昭和 29 年法律第 165 号）第 83 条に基づく災害派遣を県知事が要請するよう県に対して求めることができる。

1 災害派遣要請の基準

- (1) 天災地変その他災害に際して人命又は財産保護のため緊急に必要であり、かつ自衛隊以外の機関では対処することが困難であると認められるとき。
- (2) 災害の発生が迫り予防措置が急を要する場合で自衛隊の派遣以外に方法がないと認められるとき。

2 派遣要請の方法

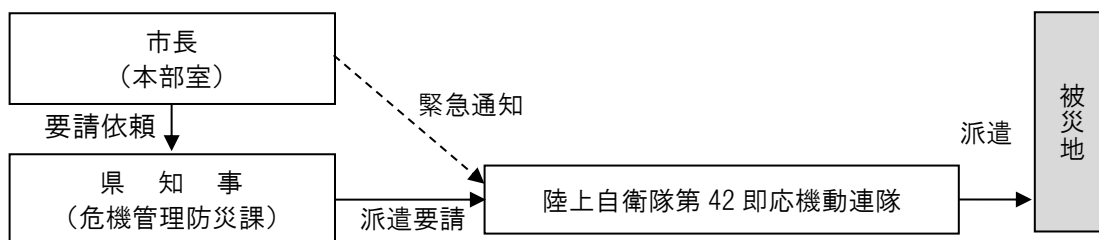
- (1) 本部長は、県知事に対し自衛隊の災害派遣を依頼しようとするとき、災害派遣要請書に記載する事項を明らかにし、電話又は口頭をもって県（危機管理防災課）に依頼する。なお、事後速やかに依頼文書を提出する。この場合において、本部長は必要に応じて、その旨及び市の地域に係る災害の状況を自衛隊に通知する。
- (2) 本部長は、通信の途絶等により、県知事に対して(1)の依頼ができない場合には、その旨及び災害の状況を自衛隊に通知することができることとする。この場合において、自衛隊は、その事態に照らし特に緊急を要し、県知事の要請を待っていないとまがないときは、部隊等を派遣できることとする。本部長は、前述の通知をしたときは、速やかに県知事にその旨を通知しなければならない。

【関連部局】
政策局

要請依頼先	電話 096-213-1000 F A X 096-213-1001 県防災行政無線番号 300-7007、7008 県防災 F A X 番号 300-7001
	緊急時は、陸上自衛隊第 42 即応機動連隊へ通知 電話 096-343-3141
要請依頼伝達方法	文書各 1 部（緊急時は、電話・無線で行い、事後文書送付）
要請依頼内容	○災害の状況 ○派遣を要請する事由 ○派遣を希望する期間 ○派遣を希望する区域及び活動内容 ○派遣部隊との連絡方法、その他参考となる事項

【資料編】8-1 自衛隊の災害派遣、撤収要請様式

■自衛隊派遣要請の流れ



3 自衛隊の支援活動内容

- (1) 人命救助：行方不明者の搜索、被災者の救出・救助
- (2) 消火活動：林野火災等に対し、航空機による消火
- (3) 水防活動：土のうの作成、運搬、積み込み
- (4) 救援物資の輸送：車両及びヘリコプターによる物資の輸送
- (5) 道路の応急啓開：応急の土木工事、土砂崩れに対する工事等
- (6) 医療、防疫：応急救護及び除染車等による地域の防疫
- (7) 給水活動：水タンク車、水トレーラーによる給水
- (8) 給食：炊事車による炊飯（温食）
- (9) 宿泊活動：天幕（テント）を使用した宿泊施設の設置
- (10) 入浴活動：公園及びグラウンド等の野外における応急風呂の開設

4 自衛隊の自主派遣

災害の発生が突発的で、その救援が特に急を要し、県知事の派遣要請を待ついとまがないとき、自衛隊の指定部隊等の長は、自衛隊法第 83 条の規定により、県の要請を待つことなく、その判断に基づいて部隊を派遣し、救援活動を実施する。

5 派遣要請決定後の措置

(1) 自衛隊の受け入れ

総合調整室総務班は自衛隊の派遣が確定したとき、次のとおり部隊の受け入れ体制を準備する。

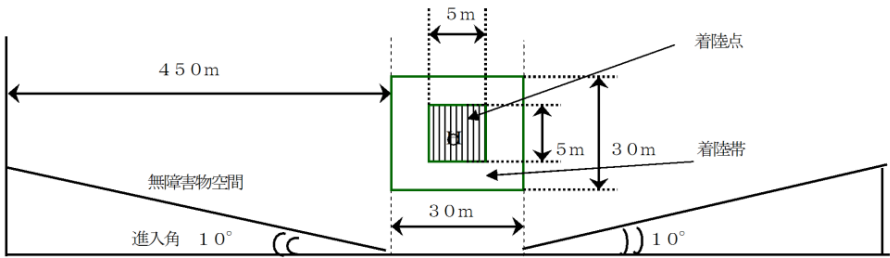
連絡窓口	派遣自衛隊に対し連絡員の派遣を要請し、連絡窓口を一本化する。
作業計画	○災害派遣を要する被災地への誘導を行う。 ○災害状況を収集し、災害派遣活動に必要な情報を事前に伝達する。 ○臨時ヘリポートの開設準備や、必要な宿泊施設、野営施設、資機材を可能な限り準備し、部隊到着後の迅速な活動開始を支援する。 ○災害派遣活動の間は、連絡及び活動記録要員を同行させ、作業状況の把握と災害対策本部との緊密な連絡体制保持に努める。 ○災害派遣部隊が、庁内に指揮・調整活動のための前方指揮所の設置を要望する場合は、必要な施設を提供し、災害派遣活動の円滑化を図る。

(2) 臨時ヘリポートの設置

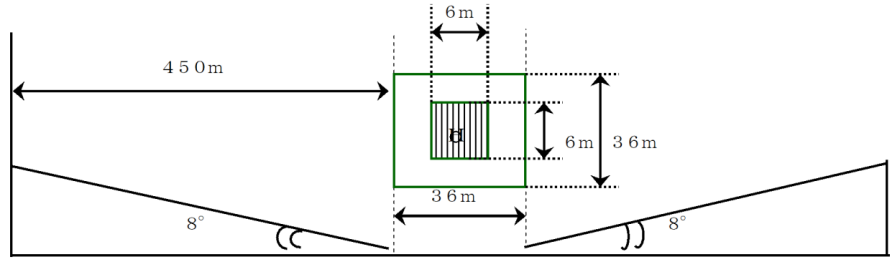
ヘリコプターを使用する災害派遣要請した場合は、総合調整室総務班は、臨時ヘリポート等の諸準備を行う。

ア 臨時ヘリポートの基準（機種に応ずる発着附近の基準）

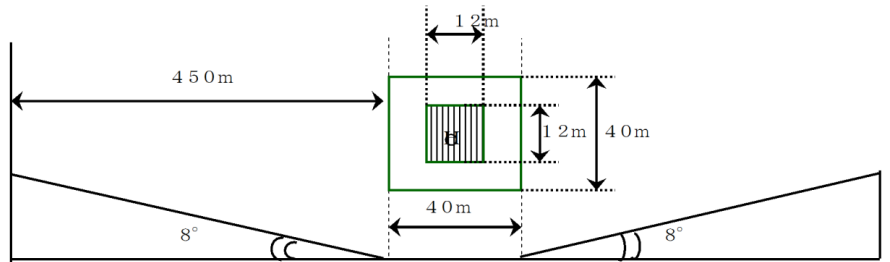
【OH-6D（小型ヘリ）】



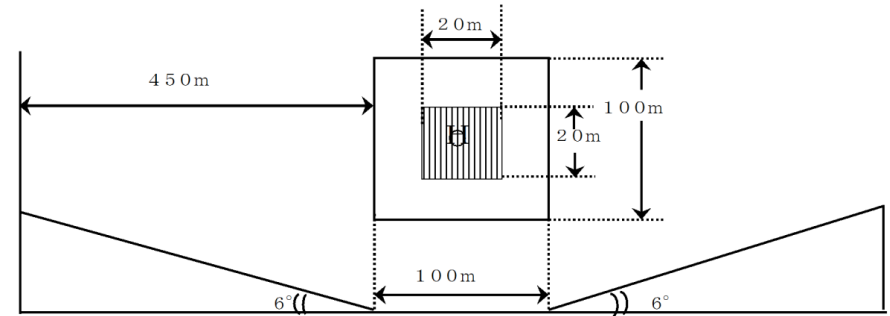
【UH-1J（中型ヘリ）】



【UH-60JA（中型ヘリ）】



【CH-47J（超大型ヘリ）】



注1）発着点とは、安全、安易に設置できるように準備された時点をいう。

注2）無障害地帯とは、発着に障害とならない地帯をいう。

注3）この基準は、気候、湿度、気圧、風向、高度等天候の条件により変動する。

イ 標示

(7) 上空から確認しうる風の方向を標示する旗。又は、発煙筒を離着陸地点から約50m離れた位置に設置する。

(4) 着陸時点には、石灰等を用いて直径7m以上の⊕の記号を標示する。

ウ 危険防止

(7) 離着陸時は、風圧等により危険であるので場内にいる者を排除する等の立入禁止措置をとる。

(4) 離着陸地点付近は、平坦で回転翼の回転によって砂塵等があがらない場所を選定し、物品等異物を放置しない。また、砂塵が舞い上がる場合は散水する。

(7) 安全上の監視員を配置する。

(エ) 着陸したヘリコプターから隊員が降りて合図するまでは、絶対に近づかないこと。

(3) 自衛隊の撤収要請

災害派遣の目的が達成された時、又はその必要がなくなったときは、県知事及び派遣部隊の長と協議の上、派遣部隊の撤収要請依頼を行う。

【撤収要請】

1. 本部長（市長）は、自衛隊の派遣の必要がなくなったと認めた場合は、県知事に自衛隊の撤収を要請する。
2. 県知事等は、自衛隊の派遣の必要がなくなったと認めた場合は、指定部隊等の長に自衛隊の撤収を要請する。
3. 災害派遣命令者は、前項の要請があった場合又は派遣の必要がなくなったと認めた場合は、速やかに部隊等の撤収を命じなければならない。

6 経費の負担区分

災害派遣部隊が活動に要した経費のうち、次のものは市の負担とする。

その他必要経費は、自衛隊と協議して決定する。

- 派遣部隊が連絡のために宿泊施設等に設置した電話の施設費及び当該電話による通話料金
- 派遣部隊が宿泊のため要した宿泊施設、借上料、電気量、水道料及び汲み取り料
- 活動のため現地で調達した資機材の費用

【関連部局】
政策局
消防局

第 4 項 行政機関に対する応援要請

1 県知事に対する要請

対策本部長は災害対策基本法第 68 条に基づき、応急措置に必要があると認めるときは、県知事に対して応援を求め、又は応急措置の実施を要請する。ただし、緊急時は電話、無線で直接要請し後日文書を送付する。

要請先	電話 096-213-1000 F A X 096-213-1001 県知事 (危機管理防災課) 県防災行政無線番号 300-7007、7008 県防災 F A X 番号 300-7001	
要請伝達方法	文書 1 部〈緊急時は、電話・無線で行い、事後文書送付〉	
応援の要請	○災害の状況 ○応援を必要とする理由 ○応援を希望する物資等の品名、数量 ○応援を必要とする場所・活動内容 ○その他必要な事項	災害対策基本法 第 68 条
職員派遣要請・あっせん	○派遣の要請又はあっせんを求める理由 ○職員の職種別人員数 ○派遣を必要とする期間 ○派遣される職員の給与その他勤務条件 ○その他必要な事項	

2 他市町村長に対する要請

対策本部長は、応急措置に必要があると認めるときは、「熊本県市町村災害時相互応援に関する協定」に基づき、他市町村長に対して応援を求め、又は応急措置の実施を要請する。

■ 応援活動内容

○食糧、飲料水及び生活必需物資並びにその供給に必要な資機材の提供
○被災者の救援・救助、医療、防疫、施設の応急復旧等の活動に必要な資機材及び物資の提供
○救援・救助活動等の応急復旧活動に必要な車両、舟艇等の提供
○救援・救助、医療、防疫、清掃その他応急復旧活動に必要な職員の派遣
○前各号に掲げるもののほか、特に被災市町村から要請があった事項

3 消防広域応援

大規模災害が発生した場合の消防機関の応援体制は、次のとおりである。

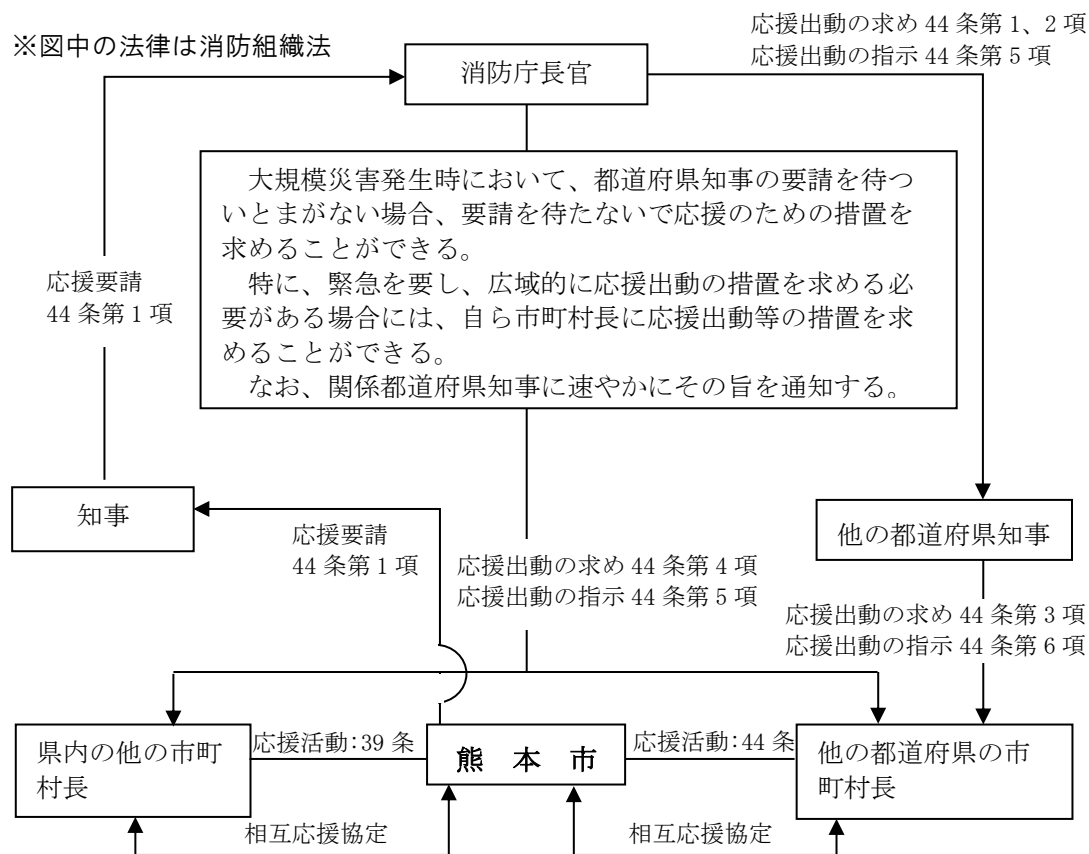
(1) 県内の消防機関への応援要請（県内応援隊）

大規模災害が発生した場合、消防局長（消防局対策部）は「熊本県消防広域応援基本計画」に基づき県知事へ応援要請を行う。

(2) 県外の消防機関への応援要請（緊急消防援助隊）

大規模地震発生時において、対策本部長の指示により、消防局長（消防局対策部）は、「熊本県消防広域応援基本計画」に基づき県知事に対し応援要請を行う。

なお、県知事に連絡が取れない場合は、直接消防庁長官へ応援要請するものとする。消防長官へ要請後、「緊急消防援助隊」が派遣される。



(3) 防災消防ヘリコプター

対策本部長の指示により、消防局長（消防局対策部）は「大規模特殊災害時における広域航空消防応援実施要綱」に基づき応援要請を行う。

(4) 応援隊の受入れ

消防局対策部は、応援隊の派遣が確定したとき、次のとおり応援隊の受け入れ体制を準備する。

連絡窓口	応援隊に対し連絡員の派遣を要請し、連絡窓口を一本化する。
作業計画	○応援を求める作業について、速やかに作業計画を立てる ○必要な宿泊施設、野営施設、資機材を確保する。

なお、緊急消防援助隊の応援要請を行った場合は、「熊本市消防局受援計画」に基づき、緊急消防援助隊が円滑に活動できるよう、次に示す事項について支援体制の確保を図る。

- 情報提供体制
- 通信運用体制
- ヘリコプター離着陸場の確保
- 補給体制等

【関連部局】
全局

第 5 項 民間団体等に対する応援要請

総合調整室総務班は、必要と判断した場合は、最適と考えられる団体に対して、応援を要請する。

【資料編】8-3 災害協定一覧

要 請 先	内 容
卸売業者、スーパー、デパート、農業団体、事業所、その他	○食料（生鮮品を含む）生活必需品・飲料水・資材置場・車両・防災資機材・医薬品・仮設住宅・応急復急資機材等

第 6 項 国、県による代行

【関連部局】
全局

- (1) 県は、被災により市がその全部又は大部分の事務を行うことが不可能となった場合には、応急措置を実施するため市に与えられた権限のうち、次の実施すべき応急措置の全部又は一部を市に代わって行うものとする。

ア 警戒区域を設定し、災害応急対策に従事する者以外の者に対して当該区域への立ち入りを制限し、若しくは禁止し、又は当該区域からの退去を命ずる権限

イ 他人の土地等を一時使用し、又は土砂等を使用し、若しくは収用する権限

ウ 現場の災害を受けた工作物等で応急措置の実施の支障となるものの除去等をする権限

エ 現場にある者を応急措置の業務に従事させる権限
- (2) 国土交通省等は、被災により市及び県がその全部又は大部分の事務を行うことが不可能となった場合は、応急措置を実施するため市に与えられた権限のうち、次の実施すべき応急措置の全部又は一部を市に代わって行うものとする。

ア 緊急輸送路を確保するため緊急かつ必要最小限のがれき・土砂等の除去や航路啓開のための港湾区域内の流木の除去等

イ 他人の土地等を一時使用し、又は土砂等を使用し、若しくは収用する権限

ウ 現場の災害を受けた工作物等で応急措置の実施の支障となるものの除去等をする権限

エ 現場にある者を応急措置の業務に従事させる権限

第 9 節 応急公用負担と労働力の確保

【関連部局】
消防局
政策局

災害対策基本法（この節において以下「法」という。）の規定により、市長は災害の発生を防御し、又は災害の拡大を防止するために必要な応急措置（以下「応急措置」という。）を速やかに実施するため、人員物資として民間等の人員物資を使用することができる。これを応急公用負担と言い、大別して人的公用負担と物的公用負担がある。

本節では、この応急公用負担等の適用について記述するとともに、大規模災害発生後の対策実施に必要な労働力の確保を図るための方策について述べる。

第 1 項 従事命令等

人的公用負担は、法に規定された公務員が職権で従事命令等を発することにより実施される。本項では、市長が本来有する職権及び県知事の委任により生じる職権を中心に、従事命令等の種類等を述べる。

1 従事命令等の種類

法に定める従事命令等については、行使者により以下のような種類がある。

(1) 市長が行使する従事命令（法第 65 条）

市長は、防災上応急措置を実施するため、緊急の必要があるときは市内の住民又は実施すべき現場にある者を応急措置の業務に従事させることができる。

また、市長及びその委任を受けた市職員が現場にいないか、その者から権限行使を要求されたときは、警察官又は海上保安官が命令できる。（同条第 2 項）

災害派遣要請を受けて出動した自衛官は、市長及びその委任を受けた市職員が現場にいないときは命令できる。（同条第 3 項）

災害発生により市が事務の大部分以上を行えなくなったときは、県知事が職権を代行する。（法第 73 条）

(2) 県知事が行使する命令（法第 71 条関係）

県知事は、以下の職権を行使することができる。

市長は、県知事の職権の一部を委任された場合、委任された職権を行使することができる。

ア 従事命令

以下の者（災害救助法施行令第 4 条に規定）に対し、応急措置に従事させる命令。

- (ア) 医師、歯科医師又は薬剤師
- (イ) 保健師、助産師又は看護師
- (ウ) 土木技術者又は建築技術者
- (エ) 大工、左官又はとび職
- (オ) 土木業者又は建築業者及びこれらの従業者
- (カ) 地方鉄道業者及びその従業者
- (キ) 軌道経営者及び従業者
- (ク) 自動車運送業者及びその従業者
- (ケ) 船舶運送業者及びその従業者
- (コ) 港湾運送業者及びその従業者

イ 協力命令

応急措置を要する者及びその近隣者を応急措置に協力させる命令。

ウ 管理

以下の施設（災害救助法施行令第 6 条に規定）を、施設の有する人員機材を一体として応急措置に動員すること。

- (ア) 病院、診療所
- (イ) 助産所
- (ウ) 旅館
- (エ) 飲食店

(3) 警察官が行使する命令(警察官職務執行法第 4 条関係)

警察官は、その場に居合わせた者、その事物の管理者その他関係者に対し、危険防止のため通常必要と認められる措置をとることを命じることができる。

(4) 消防吏員又は消防団員が行使する命令（消防法第 29 条関係）

消防吏員及び消防団員は、消火若しくは延焼の防止、又は人命の救助のために必要があるときは、火災が発生せんとし、又は発生した消防対象物及びこれらのもののある土地を使用、処分又はその使用を制限することができる。

2 公務災害補償及び費用弁償

従事命令により、応急措置に従事した者が、そのために死亡し、負傷し、若しくは疾病にかかり、又は障害の状態となったときは、熊本市消防団員等公務災害補償条例（昭和 41 年条例第 39 条）に基づき、本人又はその遺族若しくは被扶養者が被る損害を補償しなければならない。

また、県知事の従事命令（市長が一部委任されたときの従事命令含む）による応急措置の従事者には、実費弁償する必要がある。なお、この場合、市長によって権限が行使された場合でも、損失補償、実費弁償及び損害補償が生じた場合は、県知事が費用負担する。

第 2 項 物的応急公用負担

応急措置に必要な土地建物や土石などが緊急に必要なときは、他人の所有するそれらを一定の手続きのもとで使用又は収用できる。これを物的公用負担といい、以下のとおり法に定められている。

1 種類

法第 64 条により、応急公用負担できるものは、以下のとおりである。

- (1) 土地、建物その他の工作物の一時使用
- (2) 土石、竹木その他の物件の使用及び収用

2 実施者

応急公用負担の実施者は、優先順位ごとに以下のとおりとする。

- (1) 市長（法第 64 条第 1 項）
- (2) 市長の委任を受けて職権を行う市職員（地方自治法第 153 条第 1 項）

- (3) (1)、(2)のいずれも現場にいない場合又はこれらの者から要求があった場合、警察官又は海上保安官（法第 64 条第 7 項）
- (4) (1)、(2)、(3)のいずれも現場にいない場合、自衛隊法により災害派遣を命じられた自衛隊の部隊等の自衛官（法第 64 条第 8 項）

3 実施手続き（法施行令第 24 条）

権限を行使する場合は、その占有者、所有者その他当該土地建物に権原を有する者（以下「占有者等」という。）に対し、以下の事項を通知しなければならない。占有者等の氏名及び住所が不明のときは、市庁舎又は管轄の区役所、警察署若しくは熊本海上保安部に掲示しなければならない。

当該土地建物等の名称又は種類、形状、数量、所在した場所、当該処分に係る期間又は期日のその他必要な事項。

4 実施上の注意事項

- (1) 市長に代わり職権を行使した警察官、海上保安官及び自衛官は、直ちにその旨を市長に通知しなければならない。（法第 64 条第 7 項及び第 8 項）
- (2) 土地、建物等の一時使用及び土石、竹木等の物件の使用若しくは収用により通常生ずべき損失については、処分を実施した国又は地方公共団体が補償しなければならない。（法第 82 条）

第 3 項 労働力の確保

災害対策に必要な労働力を市職員以外に求めるときは、通常、以下の手続きにより熊本県熊本土木事務所に日雇求職者の斡旋を要請する。

1 要請の方法

市長又は災害対策本部長名で、文書又は口頭により要請する。

2 要請内容

1 の要請を行う場合は、以下の事項を明らかにする。

- (1) 求人者名（熊本市長又は熊本市災害対策本部長）
- (2) 職種別の所要労務者数
- (3) 作業場所及び作業内容
- (4) 労働条件
- (5) 宿泊施設の状況
- (6) その他必要な事項

第 10 節 二次災害防止対策

第 1 項 警戒・避難・誘導対策

地震後、土砂災害警戒区域等に近接し、土砂災害のおそれのある区域の住民に対しては、最寄りの避難所に避難するよう指示するとともに誘導を行う。また、要配慮者については、地区消防団、自主防災クラブ、町内自治会等の協力を得て、迅速かつ適切な避難誘導に努めるものとする。

第 2 項 二次災害防止対策

1 土砂災害警戒区域等への立ち入りの制限

急傾斜地崩壊危険箇所、地すべり危険箇所、山腹崩壊危険地区、土石流危険渓流、土砂災害警戒区域、崩壊土砂流出危険地区及びがけ地近接危険住宅周辺については、安全が確認されるまで住民の高齢者等避難、避難指示を継続するとともに、警戒区域の設定及び立ち入り禁止等の必要な措置を講じる。

2 救助活動及び復旧活動等の警戒

生き埋めになった者及び行方不明者の搜索活動並びに応急復旧工事の実施にあたっては、十分に注意・監視を行うものとする。

3 応急対策

安全が確認された後は、直ちに二次災害発生防止のための応急対策を行う。

平成 28 年 4 月 14 日、16 日に発生した「熊本地震」では、余震の発生や梅雨・台風などによる土砂災害や洪水などの二次災害を予防・防止することを目的に『「平成 28 年熊本地震」を踏まえた防災行動計画』を平成 28 年 5 月に策定し、対策を講じることとした。

【関連部局】
消防局
農水局
都市建設局
政策局
各区役所

【関連部局】
消防局
農水局
都市建設局

第3項 被災建築物応急危険度判定

【関連部局】
都市建設局

1 被災建築物応急危険度判定の目的等

被災建築物応急危険度判定は、被災した建築物を調査し、余震などによる倒壊の危険性や外壁・窓ガラスの落下、付属設備の転落などの危険性を判定することにより、人命にかかわる二次的災害を防止することを目的とし、熊本県被災建築物応急危険度判定士認定要項や全国被災建築物応急危険度判定協議会による全国統一の応急危険度判定基準により実施される。

2 応急危険度判定士

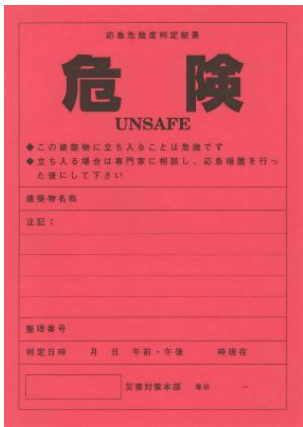
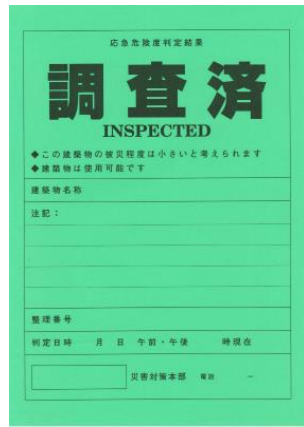
応急危険度判定士は、被災した建築物を調査し、その判定結果を建築物の見やすい場所に表示することにより、その建築物の危険性に関する情報を、居住者、付近を通行する歩行者などに対して提供する。

3 実施体制

建築物被害を及ぼす大規模な地震が発生した場合は、建築物の被害情報の把握を行い、これを基に応急危険度判定の要否の判断を行う。

震度6弱以上の地震が発生した場合は実施本部を立ち上げ、応急危険度判定の必要性を判断する。判定は震度6弱以上の場合は原則実施し、5強以下の場合は被害状況に応じ判断する。応援が必要と実施本部が判断した際に、県（支援本部）へ被災建築物応急危険度判定士等の派遣を要請する。

■被災建築物応急危険度判定の判定内容

判定内容	  		
	建築物の損傷が著しく、倒壊などの危険性が高い場合であり、使用及び立ち入りができない。	建築物の損傷は認められるが、注意事項に留意することにより、立ち入りが可能である。	建物の損傷が少なく、使用可能である。

【関連部局】
都市建設局

第 4 項 被災宅地危険度判定

1 被災宅地危険度判定の目的等

被災宅地危険度判定は、宅地が大規模かつ広範囲に被災した場合、被害の発生状況を迅速かつ的確に把握することにより、宅地の二次的災害を軽減・防止し、住民の安全を確保することを目的としており、都道府県が実施する「被災宅地危険度判定士講習会」を受講し登録された土木または建築等の技術者による「被災宅地危険度判定士」により実施される。

2 被災宅地危険度判定士

被災宅地危険度判定士は、調査票に定められた客観的な基準により、目視や損壊箇所の計測などによって被害状況を調査し、その判定結果を見やすい場所に表示することにより、居住者やその付近を通行する歩行者などに宅地や擁壁等の危険性に関する情報提供を行う。

3 実施体制

宅地に被害を及ぼす大規模な地震が発生した場合は、相談窓口を設置し宅地の被害情報の把握を行い、これを基に危険度判定の要否の判断を行う。

危険度判定が必要と判断した場合は、県へ被災宅地危険度判定士の派遣を要請する。派遣された判定士は、被災した宅地について調査を行い、二次災害発生の危険の程度の判定・表示を行う。

判定用資機材の備蓄として判定調査票、判定ステッカー（危険：赤、要注意：黄色、調査済：青）、測定ポールや測定器等を備蓄している。

■被災宅地危険度判定の判定内容

判定内容	被災宅地危険度判定結果 危険宅地 UNSAFE - この宅地に入るとは危険です - 立ち入る場合や復旧にあたっては専門家に相談して下さい - この判定は二次災害の軽減・防止を目的としています - この判定は宅地に係る判定です・建築物の判定ではありません - この判定は「被災証明」に係る調査ではありません 注記： 調査番号 判定日時 年 月 日 午前・午後 時現在 (災害対策本部) 電 話 () 宅地危険度判定実施本部	被災宅地危険度判定結果 要注意宅地 LIMITED ENTRY - この宅地に入る場合は十分注意して下さい - 応急的に補強する場合は専門家に相談下さい - この判定は二次災害の軽減・防止を目的としています - この判定は宅地に係る判定です・建築物の判定ではありません - この判定は「被災証明」に係る調査ではありません 注記： 調査番号 判定日時 年 月 日 午前・午後 時現在 (災害対策本部) 電 話 () 宅地危険度判定実施本部	被災宅地危険度判定結果 調査済宅地 INSPECTED - この宅地の被災度は小さいと考えられます - この判定は二次災害の軽減・防止を目的としています - この判定は宅地に係る判定です・建築物の判定ではありません - この判定は「被災証明」に係る調査ではありません 注記： 調査番号 判定日時 年 月 日 午前・午後 時現在 (災害対策本部) 電 話 () 宅地危険度判定実施本部
解説	この宅地に入るとは危険である。	この宅地に入る場合は十分に注意してください。	この宅地の被災程度は小さいと考えられます。

第11節 障害物等の除去対策

救急救助、避難、応急、復旧活動の障害となる倒壊家屋や構造物並びに、がけ崩れや浸水等により道路、河川等に運ばれた土砂、石、竹木等の障害物を除去し、市民の生命、身体及び財産を保護するとともに交通路を確保する。

【関連部局】
都市建設局
各区役所

第1項 障害物の除去対象及び除去方法

1 障害物の除去対象

- (1) 住民の生命、財産等を保護するための除去を必要とする場合。
- (2) 河川の氾濫、堤防や護岸の決壊等の防止、その他水防活動実施のため除去を必要とする場合。
- (3) 緊急な措置を実施するため、特に除去を必要とする場合。
- (4) その他特に公共的な立場から除去を必要とする場合。

2 障害物の除去方法

- (1) 中央区、東区、西区、南区、北区の各土木センターが所有する建設機械・建設資機材を用いて行うが、処理能力が不足する場合は、(一社)熊本都市建設業協会等の協力を得て速やかに行うものとする。
- (2) 前記により実施困難な場合は、県を通じ自衛隊の派遣を要請して行うものとする。
- (3) 除去作業実施にあたっては、応急措置の実施上、やむを得ない場合のほか周囲の状況等を考慮し、事後において支障の起こらないよう配慮して行うものとする。

第2項 災害救助法における障害物の除去

災害救助法を適用した場合の障害物の除去基準は、同法及びその運用方針によるが、その概要は次のとおりとする。

1 障害物除去の対象者

- (1) 当面の日常生活が営み得ない状態にあること。
- (2) 日常生活に欠くことのできない場所に運び込まれた障害物の除去に限ること。
- (3) 自らの資力をもってしては、障害物の除去ができないものであること。
- (4) 住家は半壊又は床上浸水したものであること。
- (5) 障害物の除去を実施することができる戸数は、半壊及び床上浸水戸数のおおむね15%以内の戸数であること。

2 除去の方法

障害物の除去は、県知事より権限を委任された場合は市において労務者又は技術職員を動員して実施する。

3 除去の期間

除去の実施期間は、原則として災害発生の日から 10 日以内とする。

第 3 項 除去した工作物等の保管等の場所

工作物等の保管等の場所については、おおむね次のとおりとする。

1 保管する場合

除去した工作物等は、市長又は警察署長において次のような場所に保管し、その旨、保管を始めた日から 14 日間公示する。

- (1) 再び人命、財産に被害を与えない安全な場所。
- (2) 道路交通の障害とならない場所。
- (3) 盗難等の危険のない場所。
- (4) その他、その工作物等に対応する適当な場所。

2 廃棄の場所

廃棄するものについては、障害物除去の実施者の所有に属する遊休地及び空地、その他廃棄に適当な場所。

第 4 項 工作物の処分方法

市長又は警察署長が保管する工作物等の処分については、保管所において行うものとするが処分の方法については、次により行うものとする。

- 1 保管した工作物等が滅失し、又は破損するおそれがあるときは、その工作物等を売却し、代金を保管するものとする。
- 2 当該工作物等の保管に不相当な費用を要するか、又は手数料を要すると認めたときは、その工作物等を売却し、代金を保管するものとする。
- 3 売却方法及び手続きは、競争入札又は随意契約により行うものとする。
- 4 その他、他の法令等に特別の規定があるものについては、それぞれ当該法令等の規定の定めるところによるものとする。

第 12 節 救出計画

【関連部局】
消防局

災害のため生命、身体が危険な状態にある者、あるいは生死不明の状態にある者を、消防、警察、自衛隊等、その他関係機関及び災害の現場にある者の協力を得て、搜索救出し、被災者の救護にあたるものとする。

第 1 項 実施責任者

- 1 救出は、市、行政機関及びその他関係機関が協力して実施するものとする。
- 2 災害対策基本法及び他の法令の規定により災害応急措置の実施責任を有する者はもちろん、災害の現場にある者、住民及び自主防災クラブは救出を実施し、又は市長に協力するものとする。

第 2 項 救出対象者

- 1 災害によって生命、身体が危険な状態にある者で、おおむね次のような場合とする。
 - (1) がけ崩れ等のため倒壊家屋の下敷きになったような場合
 - (2) 水害の際に流失家屋とともに流されるか、孤立した地域等に取り残されたような場合
 - (3) 山津波、地すべり等により生き埋めになったような場合
 - (4) 河川における遭難等が生じたような場合
 - (5) 大規模地震・津波及びその後の火災、家屋の倒壊等によって生命に危険がある者
 - (6) その他大規模な災害等により多数救出を要する場合
- 2 災害のため生死不明の状態にある者で、おおむね次のような場合とする。
 - (1) 行方不明の者で諸般の状態から判断して、生存していると推定される場合
 - (2) 行方は判っているが、生命があるかどうか明らかでない場合

第 3 項 救出の方法

1 市による救出

- (1) 市は、消防、警察、自衛隊等、その他関係機関と連携・協力し救出活動を実施するものとする。
- (2) 救出活動に必要な資器材を確保し、迅速かつ的確な救出活動を実施するものとする。なお、平時においては、保有資機材のリスト作成及び点検整備に努めるものとする。

【資料編】6-2 消防用機械等の配備及び保有状況

- (3) 市による救出が困難な場合は、速やかに県内外の市町村、消防機関、警察、自衛隊等、その他の関係機関の応援を求めるものとする。

2 警察による救出

災害発生のおそれがある場合は、人的被害の未然防止を最重点とした警備対策を講じるとともに、災害が発生したときは次により被災者の救出措置を行うものとする。

- (1) 要救助者及び死傷者の有無の確認、その速やかな救出救助活動
- (2) 消防機関、救出機関等と連携・協力した負傷者の救護搬送活動
- (3) 行方不明者があるときは、その速やかな搜索活動
- (4) 救出救助活動の迅速かつ円滑な推進を図るために必要な交通規制等の活動

3 自主防災クラブによる救出

自主防災クラブにあっては、組織内における被害状況を調査し、救出対象者の早期発見に努めるものとする。救出対象者を発見した場合には、迅速な救出活動を行い、又は消防局、警察等に連絡するとともに、付近住民と協力し、早期救出に努めるものとする。

第 4 項 救出期間

救出期間は原則として災害発生の日から 3 日以内とする。ただし、災害発生の日から 3 日以上経過しても、現に被災者が救出を求めていることが明らかである場合は、救出期間を延長して救出するものとする

第 5 項 関係機関の連携

救出・救助活動を円滑に実施するため、災害発生後の早い段階から、災害対策本部と消防局対策部は活動調整会議等を開催するものとする。

【資料編】7-2 災害対策本部と消防局との連携強化要領

また、警察、消防、自衛隊、海上保安庁等の実動機関へり、防災消防へり、ドクターへり等は、必要に応じて連携し、迅速かつ確実に被災者の救出、救助、搜索活動等を実施する。

第 6 項 職員の安全確保

救出、救助活動を実施する各機関は、職員の安全確保を図りつつ、効率的な救出・救助活動を行うため、関係機関相互の連携体制の強化を図るとともに、職員の教育訓練を行い、救出・救助機能の強化を図るものとする。

第 7 項 惨事ストレス対策

救出、救助活動を実施する各機関は、職員等の惨事ストレス対策に努めるものとする。

第13節 医療救護対策計画

大規模、広域的な災害や事故等により多数の傷病者が発生し、被災地及びその周辺の医療救護の対応能力を著しく超えた場合において、市及び県は、日本赤十字社熊本県支部、熊本県医師会、熊本市医師会、熊本医師会、災害拠点病院、災害派遣医療チーム（以下「DMAT」という。）、災害派遣精神医療チーム（以下「DPAT」という。）、災害時健康危機管理支援チーム（以下「DHEAT」という。）、熊本県公的病院災害ネットワーク、熊本大学病院等と緊密な連携のもと、総力を挙げて迅速かつ適切な医療救護活動を実施する。

第1項 実施機関

- 1 災害時における医療救護は、被災地域の市長が行う。
- 2 災害が広域的に発生した場合又は被害が甚大である場合、県知事がこれを行う。

第2項 救護活動

1 災害医療情報の収集及び提供

- (1) 県は、広域災害・救急医療情報システム等を活用し、保健所、市、消防本部、日赤県支部、県医師会、災害拠点病院、DMAT指定医療機関及びその他医療機関等から、迅速に次に掲げる情報を収集する。

- ア 被災地の保健衛生行政機能の被害状況
- イ 保健医療施設、設備の被害状況
- ウ 保健医療活動従事者の数及び不足数
- エ 放射性同位元素、病原微生物、毒物類等の保健衛生上危害を生ずるおそれのある物の被害状況
- オ 診療（施設）機能の稼働状況
- カ 災害拠点病院の被災状況、患者の収容及びライフライン確保の状況
- キ DMAT、DPATの対応状況
- ク 職員の被災状況、応急活動への対応状況
- ケ 医薬品等及び医療用資機材の需要状況
- コ 保健医療施設への交通状況等

- (2) 県は、収集した情報をもとに、保健所、市、消防本部、日赤県支部、県医師会及び医療機関等の関係機関に必要な情報を提供する。
- (3) 県は、本市における医療ニーズ等の把握に基づいた要請に対して、災害派遣医療チーム（DMAT）による活動と並行して、また、災害派遣医療チーム（DMAT）活動の終了以降、日本医師会災害医療チーム（JMAT）、日本赤十字社、独立行政法人国立病機構、独立行政法人地域医療機能推進機構、国立大学病院、日本災害歯科支援チーム（JDAT）、日本薬剤師会、日本看護協会、日本災害リハビリテーション支援協会（JRAT）、日本栄養士会災害支援チーム（JDA-DAT）、民間医療機関等からの医療チーム等の派遣を調整・決定する。

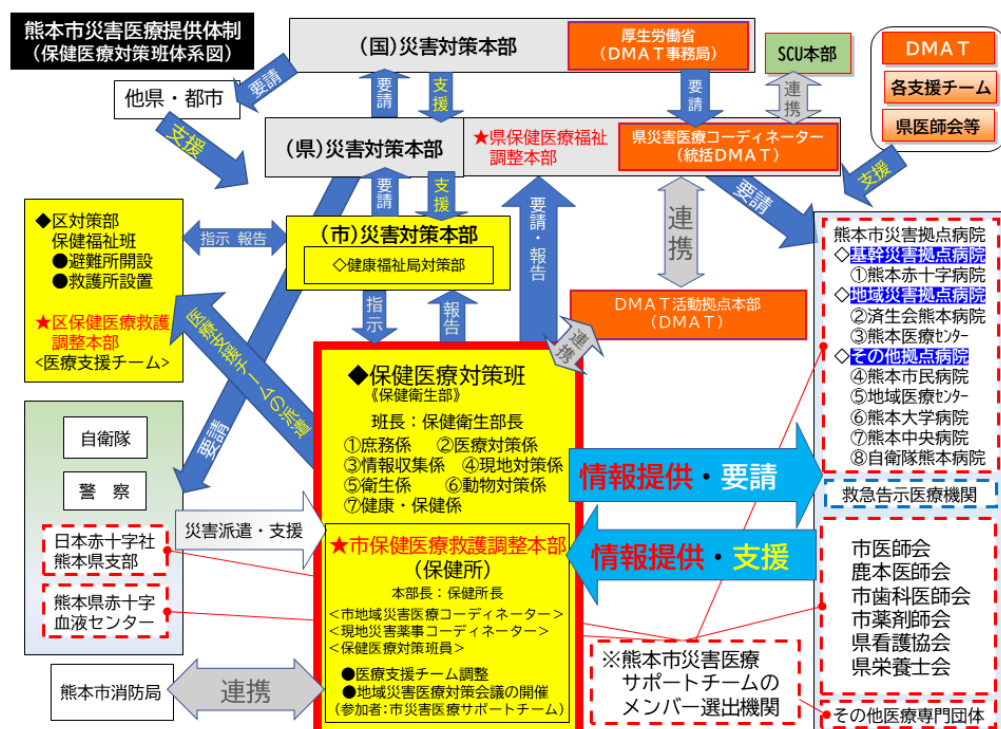
【関連部局】
健康福祉局
消防局
病院局

- (4) 市保健医療対策班は、各区における医療ニーズの把握と J M A T 等全国から参集する医療支援チームの采配調整等を行う保健医療救護調整本部を市保健所及び各区に設置する。
- (5) 市保健医療救護調整本部（保健所）の本部長は保健所長が担い、保健医療対策班員が活動要員となる。各区の区保健医療救護調整本部長は、区役所に所属する医師（医療政策課併任職員）又は D H E A T 等支援に入る他都市の医師等が担うこととし、市保健医療救護調整本部（保健所）が各区に派遣する医療支援チームに活動内容を指示する。市保健医療救護調整本部（保健所）は、各区の区保健医療救護調整本部を統括し、適宜、派遣チーム数等を調整する。
- (6) 市保健医療救護調整本部（保健所）及び各区の区保健医療救護調整本部は、医療支援チーム等が保健医療救護活動を行うための采配調整及び指示並びに保健医療活動に関する情報の収集・整理・分析等保健医療活動の総合調整を行う。
- (7) 各区保健医療救護調整本部は、「災害時における保健活動初動対応マニュアル」により活動する区の職員や保健活動チームと情報を共有し、連携した活動を行うものとする。

2 災害医療提供体制

健康福祉局対策部は、保健医療対策班及び市保健医療救護調整本部（保健所）を設置し、熊本市地域災害医療コーディネーターの支援のもと、次の医療救護活動を実施する。

- (1) 医療機関の被災状況と傷病者の受け入れ状況等の情報集約
- (2) 医療に関する市民への情報発信
- (3) 医療ニーズと供給の調整
- (4) 県への D M A T ・ D P A T ・ 医療支援チーム等の派遣要請、広域搬送要請
- (5) 医療従事者（医療支援チーム・保健チーム等）の采配
- (6) 医薬品・医療資機材の供給調整 等



第 3 項 救護所及び救護班の設置

市は、市管理の避難所（小・中学校等）に、必要に応じ医療救護所（医療処置を行うなど医師又は歯科医師が配置される救護所）又は救護所（健康相談等の業務のみを行う救護所）を設置する。なお、歯科の医療救護所については、必要に応じ県と調整の上、市歯科医師会等の協力を得て、各区役所や熊本県歯科医師会館等に設置する。

こころの健康センターは、災害派遣精神医療チーム（D P A T）の派遣要請を、県を通じて国に行い、派遣された他県の D P A T とともに被災者支援や各区役所を通じ避難所との調整を行う。

医療救護所の医療従事者には、他都市や日赤・医師会等から派遣された医療支援チーム等による救護班の派遣を充てるが、市保健医療救護調整本部（保健所）は、必要な救護内容を掌握し、医療支援チーム等の派遣調整を行う熊本県へ要請する。

救護班の編成は、原則として医師 1 人、看護師または保健師 2 人、その他 1 ～ 2 人で構成する。

救護所による医療の提供が長期間に及んだ場合の救護所の閉鎖と、収容患者の地元医師への引継ぎについては、熊本県や市医師会等と協議し、医療機関の復興状況に合わせてその時期を判断する。

【関連部局】
健康福祉局
各区役所
病院局
教育委員会

第 4 項 個別疾患対策

1 難病、人工透析

- (1) 県は、あらかじめ人工呼吸器装着患者、酸素療法患者等特別な配慮を要する難病者、透析患者等の受療状況及び治療に必要な施設を有する医療機関の把握に努めるものとする。
- (2) 県知事は、把握した医療機関における医薬品等の確保状況を把握し、関係団体を通じて医療機関へ医薬品等の提供を要請する。

2 妊婦、新生児

県は、あらかじめ、高度医療を必要とする妊婦、新生児について、医療機関の受入れ状況の把握に努めるものとする。

3 精神疾患

- (1) 県は、精神保健医療に関する情報の集約を図り、支援団体との調整、支援チームの割り振り、移送手段の確保等を総括的にを行い、迅速な対応に努める。
- (2) 県は、被災医療機関の入院患者の受入れ先の把握及び調整を図る。

【関連部局】
病院局

第 5 項 惨事ストレス対策等

医療救護活動を実施する各機関は、職員等の惨事ストレス対策等の実施に努めるものとする。

第 6 項 災害救助法に基づく措置

「第 2 章 災害応急対策計画 第 3 6 節 災害救助法の適用」に基づくものとする。

第 7 項 費用の負担

医療救助活動に要した費用は、災害救助法適用の有無に関わらず、原則として市が負担する。

第 8 項 損害の補償

- 1 市長は、災害対策基本法第 65 条及び第 84 条の規定により応急措置の業務に従事させた場合において、当該業務に従事した者がそのため死亡し、負傷し、若しくは疾病にかかり、又は障がい者となったときは、市の条例で定めるところによりその者又はその者の遺族若しくは被扶養者がこれらの原因によって受ける損害を補償するものとする。
- 2 県知事は、災害対策基本法第 84 条第 2 項の規定による同法 71 条の従事命令により応急措置の業務に従事させた場合において、当該業務に従事した者がそのため死亡し、負傷し、若しくは疾病にかかり、又は障がい者となったときは、条例で定めるところによりその者又はその者の遺族若しくは被扶養者がこれらの原因によって受ける損害を補償するものとする。

第 9 項 関係機関との連携・訓練

平常時より、災害に備え、保健医療専門団体、公的医療機関及び自衛隊、警察、日本赤十字社熊本県支部等の関係機関で組織する「熊本市救急災害医療協議会」において、迅速な対応が取れるよう連携を強化し、相互支援体制の充実を図る。また、協同で災害医療訓練を実施する。

なお、熊本市医師会の災害対処については、医師会が別途定める。

【資料編】13-1 熊本市救急災害医療協議会運営要綱

13-3 一般社団法人熊本市医師会

第 14 節 動物救護対策計画

【関連部局】
健康福祉局

第 1 項 実施体制

動物愛護センター所長が総括する動物対策係を設置し、関係機関への救援資材確保の調整、獣医師の派遣要請などの連絡調整を行うとともに、熊本県獣医師会熊本市支部、熊本市動物愛護推進協議会等の協力を得て被災動物の救援活動を行う。

第 2 項 被災動物の救援活動

1 一時預かり場所の確保

避難等により飼い主による飼育が困難となったペットの一時預かり場所の確保を支援する。

2 負傷動物の治療

被災地域に所有者不明の負傷動物がいる場合には、動物愛護センターが保護収容し、熊本県獣医師会熊本市支部等の協力を得て応急処置を実施する。

3 動物の相談窓口の設置

大規模災害発生に伴う不明・保護動物等の情報提供等の問合せ、飼い主への被災動物の適正飼育啓発等に対応するために、熊本市動物愛護推進協議会等の協力を得て相談窓口を設置する。

4 特定動物の逸走等の対応

災害発生時、飼養管理者に対し飼養施設の不備及び特定動物の逸走等の確認を行い、特定動物が逸走した場合、警察等に通報するとともに、危害防止のため必要な措置を行う。

【関連部局】
政策局
消防局

第 15 節 消防計画

熊本市消防局が実施する、地震、風水害、大規模な火災、その他の非常災害の対策については、必要な事項を「熊本市消防局非常災害対策規程」に定め運用するものとする。

第 1 項 消防局対策部

1 対策部の設置

- (1) 消防局長（以下「局長」という。）は、熊本市消防局の管轄区域内で非常災害が発生し、又は非常災害が発生するおそれのある場合において、災害対策のため必要があると認めるときは、消防局災害警戒本部（以下「警戒本部」という。）又は消防局対策部（以下「対策部」という。）を設置するものとし、熊本市、益城町又は西原村に災害対策本部（以下「市町村災害対策本部」という。）が設置された場合も同様とする。
- (2) 警戒本部及び対策部（以下「対策部等」という。）は、熊本市消防局に置く。
- (3) 対策部等は、市町村災害対策本部が設置された場合は、これと連携し活動するものとする。

2 構成員

- (1) 警戒本部に警戒本部長及び副警戒本部長を置き、警戒本部長に局長、副本部長に消防局総務部長（以下「総務部長」という。）、消防局予防部長（以下「予防部長」という。）及び消防局警防部長（以下「警防部長」という。）をもって充てる。
- (2) 対策部に対策部長及び対策副部長を置き、対策部長に局長、対策副部長に総務部長、予防部長及び警防部長をもって充てる。
- (3) 消防局各部の班に班長、副班長及び班員を置き、班長に消防局各課長、副班長に消防局各副課長、班員に消防局員（以下「局員」という。）をもって充てる。
- (4) 地区隊に地区隊長、地区副隊長、班長及び隊員を置き、地区隊長に署長、地区副隊長に副署長、班長に消防署指導課長及び消防署警防課長、隊員に消防署員（以下「署員」という。）をもって充てる。ただし、警戒本部による災害対応時における地区隊長及び地区副隊長は、あらかじめ署長が指定する署員を充てる。

3 職務

- (1) 対策部長は、対策部の事務を統括する。
- (2) 対策副部長は、対策部長を補佐し、対策部長が不在のときは、警防部長、総務部長、予防部長の順位でその職務を代理する。
- (3) 班長及び地区隊長は、対策部長の命を受け、所属班員及び隊員を指揮監督し、班及び地区隊の業務を統括する。
- (4) 副班長及び地区副隊長は、班長又は地区隊長を補佐し、班長又は地区隊長不在のときは、その職務を代理する。
- (5) 班員及び隊員は、上司の命を受け班又は隊の業務に従事する。

4 非常災害体制

- (1) 非常災害体制とは、管轄区域内で非常災害が発生し、又は非常災害が発生するおそれのある場合において、対策部等を設置し、非常災害に関する情報収集、応急対策の立案・遂行、防災関係機関への応援要請及び受援体制の確立等を迅速かつ的確に行う体制をいうものとする。
- (2) 非常災害体制は、別表第 3－1 に定める非常招集に係る判断基準により対策部長等が発令するものとする。
- ア 初動準備体制
- 各種災害等で、情報収集した状況から非常災害に進展していくような事案が発生し、又は発生するおそれのある場合において、警戒本部を設置して被害状況の把握等の初動対応を実施する体制をいう。
- イ 第 1 非常災害体制
- 非常災害が、局地的に発生し、その拡大が予想される場合又は発生するおそれがある場合において、警戒本部を設置して災害対策を実施する体制をいう。
- ウ 第 2 非常災害体制
- 非常災害が、2 以上の区（益城町及び西原村含む。）にわたり発生し、その拡大が予想される場合又は非常災害が多発した場合において、対策部を設置して災害対策を実施する体制をいう。
- エ 第 3 非常災害体制
- 非常災害が、管轄区域の全域又は管轄区域の大部分の範囲で発生し、甚大な被害やその拡大が予想される場合又は消防広域応援隊等の応援を要請する場合若しくは応援を要請する可能性がある場合において、対策部を設置して災害対策を実施する体制をいう。
- (3) 指令管制長は、非常災害体制が発令された場合は、速やかに所定の方法により伝達するものとし、解除された場合においても同様とする。
- (4) 非常災害体制時において、火災等の災害における部隊運用は、指令管制室において行うものとする。

別表第 3－1

【非常災害時の組織、非常災害体制設置及び非常招集に係る判断基準、地区隊運用】						
組 織	組織名	消防局災害警戒本部		消防局対策部		
	体制名	初動準備体制	第 1 非常災害体制	第 2 非常災害体制	第 3 非常災害体制	
	責任者	警防課長、情報司令課長、署長	警防部長、署長	局長	同左	
	実施内容	各種災害等で、情報収集した状況から非常災害に進展していくような事案が発生し、又は発生するおそれがある場合において、初動対応を行う職員の招集等により、被害状況の把握等、初動対応を実施する体制	非常災害が、局地的に発生し、その拡大が予想される場合、又は発生するおそれがある場合において、指定招集による職員の招集等により、災害対策を実施する体制	非常災害が、2以上の区（益城町及び西原村含む）にわたり発生し、その拡大が予想される場合、又は非常災害が多発した場合において、全職員の招集等により、対策部を設置し、災害対策を実施する体制	非常災害が、管轄区域の全域若しくは管轄区域の大部分の範囲で発生し、甚大な被害やその拡大が予想される場合、又は消防広域応援隊等の応援を決定若しくは応援を決定する可能性がある場合において、全職員の招集等により、対策部を設置し、災害対策を実施する体制	
非常災害体制設置及び非常招集に係る判断基準	災害別	地震	震度4	震度5弱	震度5強【規定参集】	震度6弱以上【規定参集】
		津波	市沿岸海域で津波注意報が発表されて被害の発生が予想されるとき	同左	市沿岸海域で津波警報（大津波）が発表されるとき【規定参集】	同左
		風水害	・高齢者等避難が発令されたとき（警戒レベル3） ・大雨、大雪、洪水、高潮、暴風、暴風雪、波浪警報が発表されたとき	・避難指示が発令されたとき（警戒レベル4） ・土砂災害警戒情報が発表されたとき	・緊急安全確保が発令されたとき（警戒レベル5） ・特別警報級等発表、又は発表が見込まれ、大規模な災害が発生するおそれがある場合	・管轄全域にわたり災害が発生し、特に被害が甚大な場合
		大規模火災	・局警防課長及び情報司令課長が協議の結果、必要と認めるとき ・署長が必要と認めるとき	・多数の死傷者が発生したとき ・第3出場以上の消防隊出動が指令されたとき ・焼損面積が5㎡以上の林野火災 ・対策副部長が必要と認めるとき	・左記のほか、局長（対策部長）が必要と認めるとき	同左
		国民保護	・局警防課長及び情報司令課長が協議の結果、必要と認めるとき ・署長が必要と認めるとき	熊本市民国民保護計画に基づき、市が「情報収集体制（危機管理防災総室職員参集）」を設置したとき	熊本市民国民保護計画に基づき、熊本市が「緊急事態連絡本部体制（原則、全職員参集に準ずる）」を設置したとき	熊本市民国民保護計画に基づき、市が「国民保護対策本部体制又は緊急対処事態対策本部体制（全職員参集）」を設置したとき
		その他の災害	・局警防課長及び情報司令課長が協議の結果、必要と認めるとき ・署長が必要と認めるとき	・警防部長（対策副部長）又は署長（地区隊長）が必要と認めるとき	・局長（対策部長）が必要と認めるとき	同左
	その他の要件	・市災害警戒本部又は市水防本部が設置され初動準備態勢（レベル3）が発令されたとき ・益城町又は西原村において、災害対策本部（災害警戒本部含む）が設置されたとき	・市災害警戒本部が設置され応急活動準備態勢（レベル4）が発令されたとき ・益城町又は西原村において、災害対策本部が設置されたとき	・市災害警戒本部が設置され災害警戒態勢（レベル4強化）が発令されたとき ・災害対策本部が設置され災害対応態勢（レベル5）が発令されたとき ・益城町又は西原村において、災害対策本部が設置されたとき	・熊本市に災害対策本部が設置され全庁総力態勢（レベル5強化）が発令されたとき ・益城町又は西原村において、災害対策本部が設置されたとき	
		地区隊運用	・指令管制長及び各署の現場最高責任者が、通常の部隊運用では支障をきたすおそれがあると認める場合 ・各署の現場最高責任者が部隊運用を行う	・警防部長（対策副部長）又は署長（地区隊長）が通常の部隊運用では対処できないと認める場合 ・非常災害指令により地区隊長が部隊運用を行う	・局長（対策部長）が単独の地区隊のみでの部隊運用では対処できないと認める場合 ・非常災害指令により対策部長が部隊運用を行う	・局長（対策部長）が管轄区域で発生する災害が異常な事態になると認める場合又は警防部隊を大規模な範囲で運用する必要があると認める場合 ・非常災害指令により対策部長が部隊運用を行う

※地震にあつては、熊本市消防局の管轄区域で上記震度の地震が発生したときを表す

5 重要情報の収集

（１）対策部等は、警防隊の効果的な運用を図るために、次に掲げる情報を優先的かつ詳細に収集するものとする。

ア 災害発生場所

イ 災害の規模

ウ 災害拡大（危険性の有無を含む。）の有無

エ 死傷者及び人命危険の有無

オ 警防隊の活動体制又は増強（他の防災機関への応援要請を含む。）の必要性

カ 消火栓、防火水槽、プール等の消防水利の被害状況

キ 道路、橋梁、堤防等の障害状況

ク 住民の動向及び避難の必要性

ケ その他警防隊の運用上必要な事項

（２）地区隊は、所属警防隊をして前項に掲げる事項を調査するとともに区役所及び消防団の活動等について対策部等へ報告するものとする。

（３）通信運用班長は、当該災害に係る気象情報については時期を失せず、警戒本部長又は対策部長（以下「対策部長等」という。）に報告するとともに対策部等で共有するものとする。

6 情報の報告

（１）対策部等及び地区隊の情報は、別に定めるトリアージカード等を使用し収集、報告するものとする。

（２）事案の決裁について、対策部等においては重要事案を対策部長等が、その他の事案については指揮運用班長がそれぞれ決裁するものとし、地区隊においては地区隊長がこれを準用して定めるものとする。

- (3) 地区隊長は、地区隊運用を解除したときは、管内の被害等の状況について、情報収集班長を通じて対策部長等に報告するものとする。
- (4) 情報整理班長及び情報収集班長は、当該災害に係る災害経過及び被災の状況等について連携して速やかにとりまとめ、対策部長等に報告するものとする。

第 2 項 非常招集

1 職員の招集

- (1) 対策部長等及び地区隊長は、非常災害が発生し、又は非常災害が発生するおそれのある場合において、消防力を増強する必要があると認めるときは、局員及び署員（以下「職員」という。）の招集を発令するものとする。
- (2) 前項の場合において、地区隊長が署員を招集した場合は、直に対策部長等に招集発令の要件等について報告しなければならない。
- (3) 対策部長等及び地区隊長は、別表第 3－1 に定める非常招集に係る判断基準により速やかに職員の招集を決定するものとする。

2 招集種別

非常招集の招集種別は、次に掲げるとおりとする。

(1) 指定招集

対策部長等が非常災害体制を発令したとき、対策部長等及び地区隊長が、職員を指定して招集するものをいい、別表第 3－2 のとおり必要な職員を指定し、段階的な招集要領等について事前に定めておくものとする。

別表第 3－2

組織名 体制名 責任者 所属別		【 非常災害体制時に係る指定招集人員 】			
		消防局災害警戒本部		消防局対策部	
		初動準備体制	第 1 非常災害体制	第 2 非常災害体制	第 3 非常災害体制
指 定 招 集 （ 人 員 ）	消防局	警防課長、情報司令課長、署長	警防部長、署長	局長	同左
	消防署	・初動対応班の班長以下必要とする人員 （待機日時に該当する班） ※必要に応じ職員の増減を警防課長と 情報司令課長で協議	・警防部長 ・各課の管理職 1 名以上 ・初動対応班の班員全員 （待機日時に該当する班） ・各課職員の 1 / 2 程度 （初動対応班含む）	全職員	同左
	消防署	【震度 4 を観測した管轄署】 【災害発生のおそれがある署】 ・局初動対応班設置を受け、署長の 指定する者	【震度 5 弱を観測した管轄署】 ・管理職 2 名以上 ・日勤者の 1 / 2 程度 （初動対応を行う職員含む） ・当務部の週休者全員 【震度 5 弱を観測していない管轄署】 ・署長の指定する者 【その他の災害】 ・署長の指定する者	全職員	同左

(2) 規定参集

職員自らが災害発生を聞知して参集基準に基づき参集するものをいう。

3 非常災害時の活動の基本

非常災害が発生した場合における警防隊の基本的な活動は、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 地区隊長は、管内並びに消防庁舎、消防車両及び資機材（以下「消防施設等」という。）の被害状況を早急に把握し、活動方針を決定しなければならない。
- (2) 救急救助活動は、次の事項を基本に実施する。
- ア 災害時救急救助活動の基本

実動各隊は、人命救助活動を最優先し、次の原則に基づき活動する。

(ア) 重症者優先の原則

救急搬送及び救急処置は、救命処置を必要とする負傷者を優先する。

(イ) 要配慮者優先の原則

負傷者多数の場合は、幼児、高齢者、身体障害者等の要配慮者を優先する。

イ 多数の人命の救急救助活動の基本

同時に多数の人命の救急救助活動を要する場合は、医療機関、自衛隊、警察等（以下「防災関係機関」という。）と連携をとりながら、次の事項に基づいて活動する。

(ア) 市町村災害対策本部を通じて、災害拠点病院、市医師会等に医師派遣を要請する。

(イ) 必要に応じ、招集した職員による特別救急隊を編成する。

(ウ) 各事案のトリアージにより、効果的な警防隊の投入を行う。

ウ 医療機関との連携

非常災害発生時における救急救助活動に万全を期すため、医療機関と綿密な連携を図るものとする。

(3) 地区隊長は、非常災害活動において消防団と連携を図り被害の軽減に努めるとともに、被害状況に応じて消防団との協議により担当区域外での活動を指示することができるものとする。

4 情報の収集及び伝達

(1) 対策部長等及び地区隊長は、対策活動の万全を期すため、非常災害を予知したときから情報を収集するものとする。

(2) 対策部長等及び地区隊長は、重大な地震情報、気象情報、洪水情報、その他必要な情報は、速やかに管内住民に伝達するものとし、風評等による不安を軽減しなければならない。

第3項 風水害対策活動

1 基本事項

風水害に伴う対策活動は、次の各号に掲げる事項を基本に実施する。

(1) 河川の警戒

(2) 急傾斜地危険地区及び土砂災害危険地区の警戒

(3) 水災防御

(4) 人命救助

(5) 避難誘導

(6) 情報収集及び連絡

(7) 被害調査

(8) その他必要な事項

2 状況報告等

地区隊長は、風水害が発生し、又は風水害が発生するおそれがある場合は、次の各号に掲げる事項について管内の状況を把握し、必要な事項については、逐次対策部長等に報告しなければならない。

- (1) 河川の状況
- (2) 危険箇所の状況
- (3) 人的及び物的の被害状況
- (4) 住民の避難状況
- (5) 道路及び田畑の浸水状況
- (6) その他必要な事項

第4項 地震対策活動

地震災害に伴う対策活動は、次の各号に掲げる事項を基本に実施する。

1 火災防御の主眼

地震による火災は、多くの場所で同時に発生することが予想されるため、特に初期において延焼又は人命に危険を及ぼすおそれのあるものを最優先して防御するものとする。

2 大規模火災の消火活動

地震災害の初期において、火災の阻止が困難であると認められる場合は、時期を失することなく、適切な火災防御線を設定するとともに、防御に必要な警防隊の増隊及び消防団等の協力を要請するものとする。

3 消防水利の効果的な活用

地震により消火栓が使用不能となった場合は、防火水槽、プール、河川等を活用し消火活動等を行うものとする。

第5項 津波及び高潮対策活動

津波及び高潮に伴う対策活動は、次の各号に掲げる事項を基本に実施する。

- 1 沿岸区域の警戒
- 2 情報の収集及び連絡
- 3 住民広報
- 4 避難誘導
- 5 救助活動及び被害調査
- 6 その他必要な活動

第6項 非常通信体制

- 1 指令管制長は、非常災害体制の発令に備え、次の各号に掲げる事項を常時把握しておくものとする。

- (1) 気象情報及び災害情報
- (2) 警防隊の活動状況
- (3) 通信施設及び通信機器の運用状況
- (4) その他災害対策に必要な事項

- 2 通信運用班長又は指令管制長（以下「通信運用班長等」という。）は、非常災害体制へ移行すると同時に、又は必要に応じ、非常通信体制として別表 4 のとおり地区隊の無線チャンネルを指定するものとする。この場合において、移動局は通信規程第 1 1 条第 1 項第 3 号の規定によらないことができる。
- 3 通信運用班長等は、非常災害体制が解除された場合又は地区隊の無線チャンネルを指定する必要がなくなった場合は、速やかに非常通信体制を解除するものとする。

別表 4

【非常通信体制時の地区隊の無線チャンネルの指定】

	消防救急デジタル無線 (2 6 0 M H z)	署活動用アナログ無線 (4 0 0 M H z)
中央地区隊	C H 1 (活動波 1)	C H 1 (署活動波 1)
東地区隊	C H 2 (活動波 2)	C H 2 (署活動波 2)
西地区隊	C H 3 (活動波 3)	C H 3 (署活動波 3)
南地区隊	C H 4 (活動波 4)	C H 4 (署活動波 4)
北地区隊	C H 5 (活動波 5)	C H 5 (署活動波 5)
益城西原地区隊	C H 6 (活動波 6)	C H 8 (署活動波 6)
救急隊専用	C H 7 (活動波 7)	C H 1 2、1 3 (署活動波 7、8)

第 7 項 応援及び受援体制の確立

1 応援要請等

対策部長は、非常災害において保有する消防力では対応できない災害に拡大したと認められる場合は、次の各号に掲げるとおり他の消防本部又は防災関係機関へ応援を要請するものとする

ア 消防広域応援の要請

熊本市消防広域応援基本計画に基づく熊本市消防局応援計画・受援計画（令和 7 年（2025 年）4 月 1 日改正）の定めるところによる。

イ 自衛隊、警察等の公的機関への応援要請

人命または財産の保護のため、自衛隊、警察等の公的機関への応援を要請する必要がある場合は、地域防災計画の定めるところによる。ただし、緊急で、やむを得ない事由があるときは、必要に応じて電話、その他の方法により直接要請するものとする。

ウ 民間団体に対する協力要請

災害対応が困難になり、又は災害対応が困難になると予想される場合は、各種民間団体等に協力を要請するものとする。

2 受援体制

対策部長は、前条第 1 号により消防広域応援を要請した場合は、応援部隊等の円滑な活動を支援するため、熊本県消防広域応援基本計画に基づく熊本市消防局応援計画・受援計画（令和 7 年（2025 年）4 月 1 日改正）の定めるところにより、受援体制を確立するものとする。

第 8 項 避難の指示

- 1 災害による危険が急迫し、緊急を要する場合において、熊本市長、益城町長及び西原村長（以下「市町村長」という。）が避難の指示（以下「避難指示等」という。）を住民に対して発令するいとまがないときは、現場付近にいる職員及び消防団員（以下「団員」という。）は、市町村地域防災計画に基づき避難指示等を発令する、又は伝達することができる。ただし、職員は、益城町域及び西原村域において避難指示等を発令することができないものとする。
- 2 前項ただし書の場合において、職員が益城町地域及び西原村地域において避難指示等を発令する必要があると認めた場合は、速やかに益城町及び西原村の職員または消防団員に報告するものとし、職員は、益城町及び西原村の団員等が住民に対して発令した避難指示等を住民に伝達するものとする。

第 9 項 消防団の活動

1 消防団の任務

非常災害発生時の消防団の任務は、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 消防団は、地区隊と連絡を密にとり、災害警戒、人命救助及び災害防御活動にあたるものとする。
- (2) 消防団本部は、地区隊から団員の活動情報を収集し、消防団長に報告するとともに、消防団活動が適正に遂行されるよう努めなければならない。
- (3) 消防分団は、受持ち校区での災害活動を基本とするが、被害状況等により、熊本市消防団災害出場規程（平成 20 年 3 月 24 日消防局訓令第 5 号）に基づき相互に連携し、被害の甚大な区域への応援活動にあたるものとする。

2 活動内容

災害時の消防団は、次の各号に掲げる活動を行うものとする。

- (1) 災害発生後速やかに分団機械倉庫の損壊状況等を把握し、消防車両、小型動力ポンプ等を安全な場所に移動し、出場体制を確保するものとする。
- (2) 携帯無線機は、緊急の場合に使用し、無線統制下にあつてはむやみに発信しないものとする。
- (3) 災害発生後の初動活動は、次に掲げる事項を基本とする。
 - ア 被災状況の把握
 - イ 災害の早期発見と避難誘導
 - ウ 災害防御活動

- エ 救急救助活動
- オ 消防水利の確保

第 10 項 消防活動体制

消防の活動体制は、次のとおりとする。

署別	配置場所	所在地	隊 名	
中央 消防署	本署	中央区大江3丁目1番3号	○指揮小隊 ○梯子ポン プ小隊	○救急小隊
	南熊本庁舎	〃 南熊本3丁目8番25号	○特別高度救助小隊	○救急小隊
	出水出張所	〃 水前寺公園13番40号	○救急小隊	
東 消防署			○ポンプ小隊	○救急小隊
	本署	東 区東町4丁目6番17号	○指揮小隊 ○梯子ポン プ小隊	○救急小隊
	託麻出張所	〃 下南部1丁目3番137号	○特別救助小隊	○救急小隊
西 消防署	小山出張所	〃 小山4丁目4番22号	○ポンプ小隊	○救急小隊
			○ポンプ小隊	○救急小隊
	本署	中央区米屋町1丁目12番地1	○指揮小隊 ○梯子ポン プ小隊	○救急小隊
	池田庁舎	西 区池田2丁目4番43号	○特別救助小隊	○救急小隊
	田崎出張所	〃 田崎2丁目2番36号	○救急小隊	
	小島出張所	〃 小島8丁目10番20号	○ポンプ小隊	○救急小隊
南 消防署	島崎出張所	〃 島崎2丁目17番23号	○ポンプ小隊	○救急小隊
	河内出張所	〃 河内町大字野出1891番地1	○ポンプ小隊	○救急小隊
			○ポンプ小隊	○救急小隊
	本署	南 区平田2丁目13番1号	○指揮小隊 ○梯子ポン プ小隊	○救急小隊
	川尻出張所	〃 南高江2丁目15番53号	○特別救助小隊	○救急小隊
北 消防署	飽田天明出張所	〃 白石町385番地1	○ポンプ小隊	○救急小隊
	富合出張所	〃 富合町田尻445番地5	○ポンプ小隊	○救急小隊
	城南出張所	〃 城南町さんさん1丁目1番地1	○ポンプ小隊	○救急小隊
			○ポンプ小隊	○救急小隊
益城 西原 消防署	本署	北区四方寄町514番地1	○指揮小隊 ○梯子ポン プ小隊	○救急小隊
	清水出張所	〃 清水亀井町12番22号	○特別救助小隊	○救急小隊
	楠出張所	〃 楠5丁目7番60号	○ポンプ小隊	○救急小隊
	植木出張所	〃 植木町山本739番地2	○ポンプ小隊	○救急小隊
特別 編成	上益城郡益城町大字寺迫202番地1		○ポンプ救急小隊	○救急小隊
	阿蘇郡西原村大字小森583番地1		○救急小隊	
国際消防救助 緊急消防援助	事務局	警防部警防課		
	事務局	警防部警防課		

第16節 警備・交通規制計画

第1項 警察の警備対策

1 警備方針

警察は、市その他の関係機関との緊密な連携の下に災害警備対策を推進し、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合には、早期に警備体制を確立して、情報の収集等に努め、住民等の生命及び身体の保護を第一とした災害警備活動に努めるものとする。

【警察の任務】

- (1) 被災者の救出救助
- (2) 緊急交通路の確保等交通秩序の維持
- (3) 被害実態の早期把握及び災害関連情報の収集・伝達
- (4) 被災地域における社会秩序の維持
- (5) 検視及び行方不明者の捜索、遺族支援
- (6) 市民の安全確保と不安解消のための広報
- (7) 避難誘導及び二次被害の防止
- (8) その他必要な警察業務

【関連部局】

政策局
文化市民局
健康福祉局
環境局
経済観光局
農水局
都市建設局
各区役所
交通局
病院局

第2項 海上における警備対策

海上災害が発生した場合、消防局と各対策部が連絡を図りながら次の活動を実施する。

- (1) 人命の救出・救護
- (2) 初期消火及び延焼防止
- (3) 沿岸住民に対する災害状況の周知徹底及び警戒
- (4) 沿岸住民に対する避難の指示
- (5) 沿岸地先海面の警戒

【関連部局】

消防局

第3項 交通規制計画

大規模災害発生時に、住民等の円滑な避難誘導が必要な場合、道路災害が発生するおそれがある場合、橋梁等の交通施設に被害が発生した場合、又は交通の混乱を防止して緊急輸送を確保するために必要がある場合には、交通規制を行って被害の軽減と迅速な応急対策を実施するものとする。

1 実施責任者

災害時の交通規制は次の区分によって行うものとするが、道路管理者と警察は、常に緊密な連携を保ち、応急措置の万全を期するものとする。

【関連部局】

都市建設局
各区役所

区分		範囲
道路管理者	国土交通大臣 県知事 熊本市長 西日本高速道路(株)	(1)道路の破損、決壊その他の理由により道路が危険であると認められる場合 (2)道路に関する工事のため、やむを得ないと認める場合
警察	公安委員会 警察署長 警察官	(1)災害応急対策が的確かつ円滑に行われるようにするため緊急の必要があると認めるとき (2)道路における危険を防止し、その他交通の安全と円滑を図るため必要があると認めるとき (3)道路の破損、火災の発生、その他の事情により道路において交通の危険が生じ、又はそのおそれがある場合

2 交通規制の措置

(1) 道路管理者

道路管理者は、道路、橋梁等交通施設の巡回調査に努め、災害等により道路施設等の危険な状態が予想され、又は発見したとき、若しくは通報等により承知したときは、速やかに必要な規制を実施するものとする。

(2) 警察

ア 風水害により住民等の円滑な避難誘導が必要なとき、道路・橋梁等の交通施設の危険な状態が予想され、又は発見したとき、若しくは通報等により認知したときは、速やかに必要な交通規制を実施するものとする。

イ 災害が広域にわたる場合、若しくは幹線道路の破損等のため交通上の支障が広域にわたる場合の交通規制は、災害の規模及び迂回路等との関係を総合的に判断して実施するものとする。

ウ 必要がある場合には、他県から被災地域に通じる主要幹線道路について、広域交通規制を隣接及び近接する県に要請するものとする。

エ 各警察署において、交通規制を実施した場合は、報道機関等を通じて一般通行車両及び住民等に周知徹底し、交通に支障のないよう万全を期するものとする。

オ 交通規制を行う場合は、法令に定められた道路標識を設置するものとし、また、設置不可能な場合又は設置する暇がない場合は、警察官が現場で交通整理、誘導に当たるなど、交通に支障がないように配慮するものとする。

カ 緊急通行車両の通行の確保等の確、円滑な災害応急対策に資するため、県警備業協会をはじめ、関係機関・団体に対する協力要請を行い、広域交通管制及び交通広報による交通総量抑制対策を実施するものとする。

3 交通規制の実施

道路及び橋梁の破損、決壊その他の状況により通行禁止又は交通を制限する必要があると認めるときの交通規制の実施は、道路管理者又は警察が、禁止又は制限の対象、区間、期間及び理由等を明瞭に記載した道路標識等を設置するとともに、必要な場合には迂回道路の標識も明示し、一般の交通に支障がないよう措置するものとする。

なお、道路標識施設の設置基準は、次によるものとする。

(1) 道路標識を設ける場合

ア 通行止め：歩行者、車両及び路面電車等の通行を禁止する区間の前面における道路の中央

イ 通行制限：通行を制限する区間の前面における道路の中央又は左側の路端

ウ 迂回路：迂回路のある交差点の手前の左側の路端

(2) 道路標識の構造

道路標識は堅固な構造とし、所定の位置に整然と設置して修理、塗装、清掃等の維持を行うほか、夜間において遠方から確認し得るよう照明又は反射装置を施すものとする。

(3) 道路標識の寸法及び色彩

道路標識の寸法及び色彩は、「道路標識、区画線及び道路標示に関する命令」(昭和 35 年総理府・建設省令第 3 号)及び「熊本市道路標識の寸法を定める規則」(平成 25 年規則第 53 号)に定めるところによる。

4 災害時における車両の移動等

(1) 道路交通規制等

公安委員会は、緊急通行車両以外の車両の通行禁止等を行うため必要があるときは、道路管理者に対し、緊急通行車両の通行を確保するための区間の指定、放置車両や立ち往生車両等の移動等について要請するものとする。

(2) 道路啓開等

道路管理者は、放置車両や立ち往生車両等が発生し、緊急通行車両の通行を確保するため緊急の必要があるときは、運転者等に対し車両の移動等の命令を行うものとする。運転者がいない場合等においては、道路管理者は、自ら車両の移動等を行うものとする。

5 相互の連携・協力

道路管理者及び警察は、次の事項について相互に連携、協力し、的確かつ円滑な災害応急対策を実施するものとする。

(1) 被災地の実態、道路の被害状況及び交通状況等に関する情報を収集し、相互に情報を交換する。

(2) 緊急通行車両の通行を確保すべき道路の障害物排除等のための応急対策の実施及び重機等の支援部隊の速やかな要請を行うものとする。

第 1 7 節 緊急輸送計画

災害発生時には、被災者、避難者の移送、応急対策に必要な人員、物資の輸送など様々な種類の緊急を要する輸送需要が発生する。これらの輸送を迅速かつ適切に行うことは、災害対策活動を円滑に進めるために欠くことのできないことであり、次により緊急輸送について計画する。

第 1 項 緊急通行車両における輸送対象の限定

緊急輸送車両による輸送対象は、被災状況及び被災応急対策の進捗状況に応じて、おおむね次のとおりとする。

段階	輸送の対象
第一段階	○救助・救急活動、医療活動の従事者、医薬品等人命救助に要する人員、物資 ○消防、水防活動等災害の拡大防止のための人員、物資 ○交通規制に必要な人員、物資 ○後方医療機関へ搬送する負傷者等 ○政府災害対策要員、地方公共団体災害要員、情報通信・電力・ガス・水道施設保安要員等初動の応急対策に必要な要員・物資 ○緊急輸送に必要な輸送施設、輸送拠点の応急復旧及び緊急輸送道路確保に必要な人員及び物資
第二段階 (応急対策活動期)	○上記第一段階の継続 ○食糧、飲料水等生命の維持に必要な物資 ○傷病者及び被災者の被災地外への輸送
第三段階 (復旧活動期)	○上記第二段階の継続 ○災害復旧に必要な人員及び物資 ○生活必需品

第 2 項 緊急通行車両の確認

市長は、公安委員会が災害対策基本法第 76 条に基づく通行の禁止又は制限を行った場合、県知事又は公安委員会へ申し出て、緊急通行車両としての確認を受け、標章及び緊急通行車両確認証明書の交付を受けるものとする。

なお、緊急通行車両の確認事務の省力化、効率化を図るため、災害発生前にあらかじめ緊急通行車両の確認を受け、標章等の交付を受けるものとする。

第 3 項 輸送手段の確保

1 車両の確保

緊急輸送活動に必要な市保有車両は、総務局対策部が管理し、各対策部の要請に応じて適切な配車を行うものとし、配車された車両の出動は各対策部の判断にて行う。

また、市保有車両だけでは災害対策活動に支障をきたす場合、協定に基づき車両の提供要請を行う。

【資料編】6-5 車両関係等
【資料編】8-3 災害協定一覧

【関連部局】
全局

【関連部局】
総務局
都市建設局

2 配 車

市は、輸送に従事する車両は災害輸送の表示をし、災害対策本部が指定した場所に待機する。

3 輸送の要請

総合調整室は、必要と認める場合に次に掲げる機関に緊急輸送の要請を行う。

なお、緊急輸送手段としてヘリコプターの活用が有効と考えられる場合には、ヘリコプターの派遣を要請する。

陸路輸送	① （公社）熊本県トラック協会への要請 【資料編】11-2 公益社団法人熊本県トラック協会 ② （一社）熊本都市建設業協会への要請 ③ その他の機関への要請
海路輸送	① 海上保安庁熊本海上保安部 巡視船艇による緊急海上輸送を必要とする場合、熊本海上保安部に要請を行う。 ② その他の民間海運機関
鉄道輸送	① 九州旅客鉄道株式会社熊本支社等 道路の被害等により自動車による輸送が不可能な場合、あるいは遠隔地において物資を調達した場合等、鉄道による輸送が適当であると認められる場合は、各鉄道会社に協力を要請する。
航空輸送	① 航空自衛隊築城基地等 災害の状況により航空機による輸送を必要とする場合は、県知事に対し、自衛隊の航空機による輸送について出動を要請する。

第4項 輸送道路の確保

【関連部局】
都市建設局

1 緊急輸送道路の確保

都市建設局対策部長は、緊急輸送活動を円滑に実施するため、被害を受けた緊急輸送道路を以下により確保する。

- (1) 緊急輸送道路の被害状況を確認し、災害対策本部長（以下「本部長」という。）に報告する。
- (2) 被害の状況により次の措置をとる。
 - 災害時相互応援応急活動等に関する協定を結ぶ事業者へ要請し、緊急輸送道路の啓開作業を行う。
 - 交通情報板、信号機等交通管制施設の機能回復を要請する。
 - 運転者に対して車両の移動等の措置命令を行う。
 - 放置車両等の撤去、緊急通行車両の先導等を行う。
 - 障害物の除去について道路管理者、警察署、消防本部及び自衛隊等と協力し、状況に応じて必要な措置をとる。
 - 緊急輸送道路の確保が困難な場合は、必要に応じて他の路線を確保する。
- (3) 緊急輸送道路の確保作業が完了した場合又は交通規制を行った場合は、速やかに本部長にその旨を報告する。

2 輸送ルートの検討

輸送ルートは、本部長の指示があった場合、国県が制定する道路啓開計画に基づき、国県との調整、交通規制の状況を踏まえ、都市建設局対策部と連携し、災害対策本部にて検討する。

第18節 避難者対策

災害の発生又はおそれがある場合に、被害を受けた者、若しくは受けるおそれのある者を速やかに避難場所等へ避難誘導する。

第1項 避難誘導・移送

【関連部局】
全局

1 避難誘導を行う者

- (1) 避難誘導は、避難先となる指定緊急避難場所（スペース）等の安全を確認しつつ、消防・警察・市職員・自主防災クラブ等が連携して実施する。
- (2) 災害対策本部及び区対策部は、必要と認める避難場所へ市職員を派遣し、避難者の誘導及び本部からの指示の伝達、避難状況等の情報収集にあたらせる。
- (3) 学校、社会福祉施設等においては、各施設の管理者、責任者等による自主的な実施を原則とする。
- (4) 交通機関等における避難の誘導は、その交通機関があらかじめ定める避難計画に基づき、各交通機関等の組織体制により必要な措置を講ずる。

2 避難の誘導

(1) 避難の誘導方法

ア 市

避難の誘導方法については、災害の規模、状態に応じて、混乱なく迅速に安全な避難場所に誘導するため必要な方法をとることとするが、次のようなことに留意する。

- (ア) 避難に際しては、自主防災クラブ又は近隣で、互いに助け合い集団行動をとりながら、要配慮者を特に優先して避難させるよう努める。
- (イ) 避難経路は、災害対策本部（以下「本部」という。）から特に指示がない時は、避難の誘導にあたる者が指定するよう努める。

なお、避難経路の選定にあたっては、火災、落下物、危険物、パニックの起こるおそれ等のない経路を選定し、危険箇所については、標示、縄張り等の措置を行い、できる限り指導にあたる者があらかじめ経路の実際を確認して行うように努める。

ただし、選定した避難路に重大な障害があり、容易に解消しない場合は、指導にあたる者が本部へ連絡し、避難路の確保等を要請する。

- (ウ) 津波に対する避難の場合は、特に次の点に留意すること。
 - a できるだけ高い建築物や高台等の指定緊急避難場所へ誘導するものとする。
 - b 徒歩による避難を原則としつつ、地域の実情に応じて自動車による避難を図ること。
 - c 津波の危険は継続する可能性もあるため、気象台の情報等を十分に認識し、避難の解除が早すぎることをないよう適切な住民避難を行うこと。

イ 防災関係機関

防災関係機関は住民等の避難誘導にあたって、市と協力するとともに、次の事項に留意した誘導を行うものとする。

- (ア) 被災地域、危険箇所等の現場の状況を把握したうえで、安全な指定緊急避難場所、避難経路を選定し、避難誘導を行うものとする。特に、津波被害が予想される場合は、できるだけ高い建物等や高台等の指定緊急避難場所へ誘導を行うものとする。
- (イ) 高齢者、障がい者、こども、妊産婦等の要配慮者に配慮しつつ、災害発生状況等に応じて効果的な装備資機材を活用し避難誘導を行うものとする。

ウ 社会福祉施設等

- (ア) 被災福祉施設は、あらかじめ定めた避難誘導方法に従い、近隣住民、自主防災クラブの協力を得て速やかに入所者の安全を確保するものとする。
また、必要に応じて保護者とも連絡をとり、可能な人には協力を依頼するものとする。
- (イ) 被災地に隣接する社会福祉施設は、施設機能を低下させない範囲内で援護の必要性の高い被災者を優先し、施設への受け入れに努めるものとする。

エ 災害に伴う大規模な立ち往生発生時

県及び市は、車両の滞留状況や開放の見通し等に関する道路管理者が有する情報等から、災害に伴う大規模な立ち往生が発生し、滞留車両の開放に長時間を要すると見込まれる場合には、関係機関と連携の上、支援体制を構築し、滞留車両の乗員に対し救援物資の提供や避難所への一時避難の支援等を行うよう努めるものとする。

(2) 携帯品の制限

携帯品は、円滑な避難行動に支障をおこさない最小限のものとするが、おおよそ次のようなものを目安とする。なお、自動車による避難及び家財等の持ち出しは危険なので、中止させる。

- 1 家族の名札、連絡先
- 2 食糧・飲料水・タオル・救急医薬品・ライト・ラジオ等
- 3 靴をはき、帽子、頭巾、雨具類及び必要に応じ防寒着
- 4 貴重品

3 被災者の輸送

(1) 市

被災者が自力で避難できない場合、及び遠隔地へ早急に避難させるため必要と認められる場合、車両等により輸送する。

(2) 県

県は、被災者の保護の実施のため緊急の必要があると認めるときは、運送事業者である指定公共機関又は指定地方公共機関に対し、輸送すべき人並びに運送すべき場所及び期日を示して、被災者の輸送を要請するものとする。

なお、県は、運送事業者である指定公共機関又は指定地方公共機関が正当な理由がないのに上述の要請に応じないときは、被災者の保護の実施のために特に必要があるときに限り、当該機関に対し、当該輸送を行うべきことを指示するものとする。

4 避難路及び避難場所の安全確保

- (1) 消防局対策部は、避難指示等が出された地域の者が避難を行う場合には、災害の規模、道路、橋梁の状況、火災の拡大の経路及び消防隊の運用等を勘案して、最も安全と思われる方向を本部及び警察に通報する。

また、避難が開始された場合には、円滑な避難誘導に協力するとともに、付近にいる消防団員に対して、市民の誘導・避難指示等の伝達の徹底にあたるよう要請する。

なお、避難指示等の発令時点以降の消火活動は被災者の移動が完了するまでの間、避難路、避難場所の安全確保に努めるとともに、飛火延焼等の火災の防止に努めるものとする。

- (2) 防災関係機関の任務

防災関係機関は、避難指示等が発令された旨の通報を受けたとき、又は避難を指示したときは、要所の箇所に、市と連携し可能な限り避難誘導員の配置を行う。

避難誘導員は、資機材を活用し、安全な避難交通の確保及び避難者の混乱による各種事故防止に配慮した誘導を行う。

避難場所では、市の職員と密接に連携を図りながら避難者の保護及び避難場所等の秩序保持に努める。

【資料編】10-1 指定緊急避難場所（スペース）・指定避難所
10-3 広域避難場所

第2項 指定緊急避難場所及び指定避難所の開設・管理運営

1 災害が発生するおそれがある、又は発生した場合

- (1) 避難所の開設基準

避難所の開設は、災害の規模・状況等を踏まえ、本部長が判断する。

本部長は、避難指示等はもとより、特別警報級の災害前の避難情報の発令により、開設する避難所の施設管理者のほか、区水防部等に避難所開設及び運営・管理の指示を行う。

ただし、突発的かつ大規模な災害が発生した場合の開設については別途定める。

- (2) 避難所の受入れ対象者

避難所への受入れ対象者は、災害により被害を受けた者、若しくは受けるおそれのある者、及び避難指示等を受けた者及び交通機関の不通により帰宅が困難となった者（帰宅困難者）、その他本部長が必要と認めた者とする。

【関連部局】
消防局

【関連部局】
文化市民局
教育委員会
各区役所
政策局

(3) 避難所の責任者の役割

避難所の開設及び運営・管理は、施設管理者と区対策部が連携して業務を行うため、事前に調整を行い、各自の役割を明確にする必要がある。

ア 開設責任者

- (ア) 避難所の施設を管理する者としてあらかじめ施設管理者が指名した者を「開設責任者」とする。
- (イ) 開設責任者は、あらかじめ避難所の開設を担う「開設担当職員」を複数名指名する。
- (ウ) 指名された開設担当職員(委託・嘱託者を含む)は、避難所の鍵を保管する。
- (エ) 開設責任者は、避難所が所在する管轄区役所及び危機管理防災部等と連携し、災害時に迅速に避難所が開設できるよう避難所の開錠、区画割り、事務所の開設(看板設置等)、避難者の受け入れ要領等を定めた避難所の施設利用計画をあらかじめ策定する。
- (オ) 施設利用計画で区画を指定する際は、要配慮者を最優先するとともに、事情の許す限り、個人のプライバシーの確保に留意する。

イ 運営責任者

- (ア) 区対策部等は、「運営責任者」及び複数の「運営担当職員」をあらかじめ指名する。
- (イ) 運営責任者は、避難所の運営・管理を総括する責任者として、運営担当職員及び開設責任者、福祉等の担当職員と連携し、円滑な避難所の運営を行う。
- (ウ) 区対策部は必要に応じて運営担当職員を派遣し、運営担当職員は、運営責任者を補佐するとともに避難所内事務所の事務を行う。

(4) 避難所の開設・運営

ア 避難所の開設

(ア) 職員の派遣

本部長から、避難場所開設の指示があった施設管理者及び区対策部は、あらかじめ指名した開設責任者(開設担当職員)及び運営責任者(運営担当職員)を派遣する。

(イ) 開設の準備

派遣された開設担当職員等は、速やかに避難場所を開設し、避難者を受入れる態勢を完了させる。災害の状況により、緊急に開設する必要がある場合は、施設管理者及び現場に勤務する職員等が実施する。

現地の避難所では、災害等による施設の損傷など安全点検を実施し、避難所として使用できない場合は、速やかに区対策部に連絡する。

なお、災害の状況などから、行政担当者の開設業務が遅延したりする場合は予想される。その場合は、応急的に町内自治会や自主防災組織役員などが地域リーダーとなり、避難者を取りまとめ、応急的な組織作りにより、開設にあたる必要がある。リーダーは、集まって来た避難者の中から補佐役や協力者を募り、協力体制のもと、開設業務を応急的に行う。

(ウ) 行政担当者による開設

「避難所開設チェックリスト」及び「避難所施設被害状況チェックリスト」により安全確認を行う。

- a 開設責任者・担当職員の派遣（施設管理者等）
- b 避難場所周辺・外壁等の安全確認（開設責任者）
- c 避難場所の開錠（開設責任者）
- d 避難場所内部の安全確認、使用の可否判断及び報告（開設責任者）
- e 運営担当職員の派遣（区水防部）
- f 役割分担の確認（運営責任者・開設責任者）
- g 指定区画（居住区域）の確認（運営責任者・開設責任者）
- h 「避難者名簿記入用紙」等の運営記録用品の準備（開設責任者）
- i 机・イス・看板・電話等の事務所資機材の準備（運営責任者・開設責任者）
- j 避難場所開設の準備完了報告（運営責任者）

(エ) 避難者による避難場所の安全確認

「避難所開設チェックリスト」及び「避難所施設被害状況チェックリスト」を使用する。

- a 行政担当者が不在の場合は、応急的組織のリーダーのもと協力し合い、避難所の被害状況や安全性を応急的に判断する。

(オ) 負傷者、要配慮者の救護のための準備事項

- a 目視や口頭確認により、緊急に救護が必要な避難者の有無を確認する。
- b 避難者の中から、医療従事者を募り協力を要請する。
- c 軽微な負傷については、避難場所に備えてある備蓄品の「災害用救急セット」を使用し処置する。

また、負傷者等の様態急変に備え、避難場所施設に「AED（自動体外式除細動器）」が備え付けられている場合は設置場所を確認し、緊急時にすぐ使用できるようにする。

- d 対応が困難な場合は、区対策部へ連絡し、医療機関や福祉避難所への搬送を手配する。

イ 運営・管理

(ア) 避難者の受入れ

避難所開設にあたっては、避難者の協力を得ながら進める必要がある。

- a 避難者の受入れは、避難所施設のうち、避難区画として指定した適当な区域に避難者を収容し、指定区域以外の場所へは、立ち入らないよう指導する。

立ち入り禁止区域、危険区域、使用除外区域は張り紙やロープ等で制限してある事を明示する。

なお、支援を要する高齢者、障がい者等は家族単位で優先して、スペースを確保するなどの配慮を行う。

- b 受入れの際は、避難者を登録する窓口を設置し、「避難者名簿記入用紙」を配布して各世帯単位で記入してもらう。正式に避難所が開設されるまでは、区独自の名簿で管理してもよいこととする。

- c 避難所におけるサービスは、避難者数が基となるため、名簿への記入を周知徹底し、協力を求める。
- d 帰宅困難者、他の地域からの避難者の名簿は、管理しやすいよう別に受け付ける。
- e 在宅の避難者、屋外の避難者（車・テント等）等へは、地域が一体となった支援が必要となる。

入所希望を問わず、世帯ごとに配布し記入のうえ、提出してもらう。

(イ) 避難場所内運営本部の設置

- a 受入れ開始とともに、避難場所内に運営本部を速やかに開設し「運営本部」の所在を明らかにする。
- b 運営本部には職員を常時配置し、運営に必要な「避難者名簿記入用紙」、「避難者受付簿」、「事務用品」等を準備し、避難場所の運営記録として、「避難所記録用紙」に記入する。
- c 避難所の施設管理者は、運営に必要な用品、記録簿等をあらかじめ避難所に備えておく必要がある。

(ウ) 居住区域の割り振り

居住区域の割り振りは、要配慮者を最優先とし、可能な限り身体の安全を確保する。特に、高齢者・障がい者・女性やこどもの安心・安全に配慮し、更衣室、トイレ、洗濯・物干しなどの専用スペースを可能な限り確保することとし、乳幼児・妊産婦のいる家族の割り振りは、育児スペース等（大きさ、配置など）を考慮する。また、男女ニーズの違いや女性の視点を踏まえて、プライバシーの確保などに配慮した避難場所の運営に努める。

- a 安全点検が済んだ場所から居住スペースを決める。
- b 居住スペースは、屋内に設け町内単位等で決める。
- c 共用部分（玄関、トイレ、廊下、階段等）は避難者の占有を避ける。
- d 理科室等、危険な薬品等がある場所は立ち入り禁止とする。
- e 避難場所として利用する場所は、その利用目的や範囲を誰でもわかるよう、張り紙等で明示する。
- f 避難所で、遺体を一時的に収容する必要がある場合は、遺体安置所への移送までの間、居住スペースとは別に避難所内に応急的な安置所を設ける。
- g ペットと同行した避難者がいる場合は、ペットの飼養場所（ペットスペース）について説明する。ただし、身体障害者補助犬法（平成 14 年 5 月 29 日法律第 49 号）第 2 条に規定する「身体障害者補助犬」は、同法第 7 条の規定に基づき対応する。

(エ) 避難者の「居住組」の編成

避難所内の部屋ごとなど、居住区域に基づいて「居住組」を構成し、組長（代表）を選出する。組長は人数確認などを行うと同時に、意見をまとめて運営会議へ提出する役割を担う。

- a 避難者の代表者に、「避難者受付簿」に記入してもらうとともに、世帯数分の「避難者名簿記入用紙」を配布する。

- b 1つの組の構成人数の目安は最大30人程度とする。必要に応じて、人数の配分を行う。
- c 居住組の編成には、血縁関係や居住地域を考慮する。
- d 世帯の異なる家族、親戚なども必要に応じて同じ居住組の中に編成する。
- e 避難する以前に住んでいた地区を考慮して、できるだけ顔見知り同士が近くに集まることができるように配慮する。
- f 旅行者、通勤通学者などは、避難所に長く留まらないと考えられるため、地域住民のグループとは分けて編成する。

(オ) 開設及び避難状況の報告

避難所の運営責任者は、下記の状況について可能な限り速やかに区対策部に報告する。区対策部は、各避難所の状況を取りまとめ、示された定時、又は適時に本部長へ報告する。特に、避難所がどのような状況かという報告は、災害対策本部による円滑な後方支援の実施のためには、貴重な情報となる。

また、避難場所を含む周辺地域の被災状況の報告は、災害対策本部にとって災害対応のための重要な情報源となるので、併せて周辺状況の報告も行う。

- a 避難場所を開設した日時及び場所
- b 避難者数、世帯数、負傷者数及び要配慮者の人数等
- c 食料の要否、必要食料数及び毛布・寝具等の物資の要否及び必要見込数
- d 高齢者・障がい者・妊産婦・乳幼児などのニーズに適応した物資品目と必要数
- e 周囲の被災状況
- f その他必要事項

(カ) 食料等の請求、受取り及び配給

- a 避難所全体で集約された食料等の物資の必要数のうち、現地で調達が不可能なものについては、区対策部へ物資の配送を要請する。
- b 到着した食料や物資を受け取る時は、そのつど、「食料管理簿」、「物資管理簿」に記録する。
- c 避難者への分配・配給については、避難者の協力を得ながら、居住区域ごとに配給を行う。

(キ) 救護所の設置

区対策部保健福祉班は、必要に応じ避難場所に救護所を設置し、職員を派遣する。健康福祉局対策部（医療対策班）は、救護班を編成・派遣し、避難者等の健康管理等の相談・対応を行う。

なお、救護所等の閉鎖と、収容患者の地元医師への引継ぎについては、健康福祉局対策部長が、県健康福祉部長及び市医師会長と協議し、その時期を判断する。

(ク) 避難所運営委員会による運営主体の移行

避難生活が長期にわたる場合は、避難者等で組織する「避難所運営委員会」を設け、避難者の自主的な統制に基づく避難所運営を行うものとする。

※避難所運営は、「避難所開設・運営マニュアル」を参考にする

（５） 緊急閉鎖

建物の安全性が疑わしい場合等、避難所を開設した施設が何らかの理由で危険となり、避難者の安全を確保することが困難になったときは、本部長からの指示を受けて避難所の緊急閉鎖を行い、避難者を別の避難所に誘導するか、代替え避難所を開設する。

ただし、危険が切迫していると管理責任者及び担当職員又は施設管理者が判断したときは、本部長の指示を待たずに避難所を緊急閉鎖し、避難者の移動後、本部長に状況を報告するものとする。

（６） 大量避難者への対応

区対策部及び施設管理者は、当該区域内の避難所に避難者を収容できない場合は、本部長と協議し、次の措置を実施するものとする。

ア 他市町村への移送

本部長は、被害が甚大なため、市内の避難所に避難者を収容できないと判断した場合には、県知事に対して、非被害地若しくは小被害地である他市町村への移送を要請する。

イ 応急テントの設置

必要に応じ、広場等に応急避難テントを設置し、避難者を一時的に収容する。

（７） 帰宅困難者への対応

本部長は、災害により、列車・バス等の交通機関の不通や道路の寸断等により、多数の帰宅困難者が発生し、駅等での滞留者の集中や無理な帰宅による二次的被害が想定されるため、関係機関と連携を図り、下記の事項などの必要な措置をとる。

ア 情報の提供

列車・バス等の交通機関の被災状況、復旧・開通状況等の情報について、記者発表や市ホームページへの掲載及び相談窓口の開設を行う。

イ 避難場所等の確保

帰宅困難者の避難場所として活用できる市施設及び民間施設の確保を図るとともに、民間事業者等へ一時滞留場所及び食料、飲料水等の確保について協力を働きかける。

（８） 避難所の統合・廃止

文化市民局及び区対策部は、災害の復旧状況や避難所の人数等により、避難所の統合及び廃止を行うものとする。

2 突発的かつ大規模な災害が発生した場合

（１） 避難所の開設基準

東日本大震災や熊本地震のように「突発的かつ大規模な災害」が発生した場合は、指定緊急避難場所及び指定避難所（以下、「避難所」と略す）の迅速かつ円滑な開設・運営が行えるよう、次の方針により体制の整備に努めるものとする。

【突発的かつ大規模な災害】

- 震度 6 弱以上の地震が発生した場合
- 災害対策本部長（市長）が指示する場合

(2) 避難所の受入れ対象者

避難所への受入れ対象者は、災害により被害を受けた者、若しくは受けるおそれのある者、及び避難指示等を受けた者及び交通機関の不通により帰宅が困難となった者（帰宅困難者）、その他本部長が必要と認めた者とする。

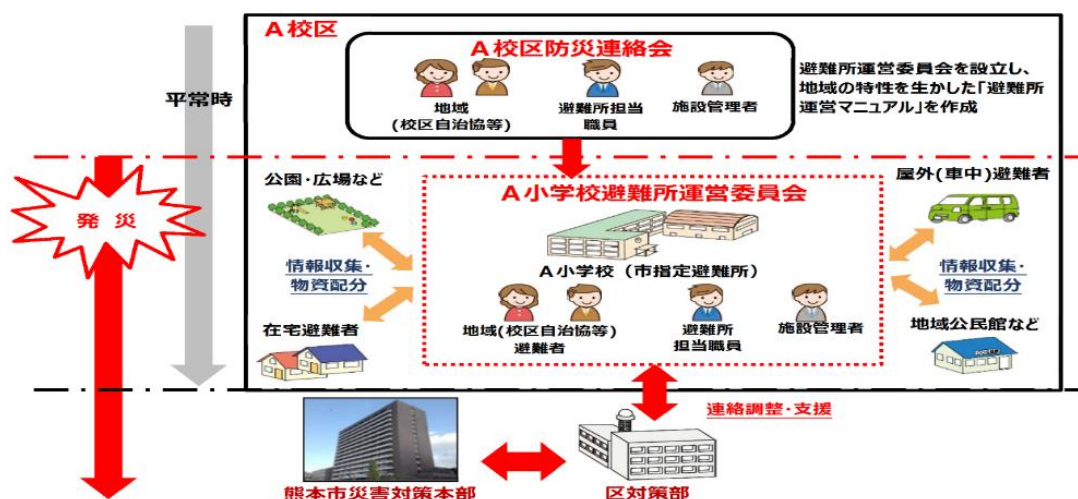
(3) 避難所の責任者

指定避難所及び建屋がある指定緊急避難場所では、あらかじめ「校区防災連絡会」から指名された、校区自治協議会などの「地域」、市が派遣する「避難所担当職員」、「施設管理者」で構成する「避難所運営委員会」が運営管理を統括するものとする。

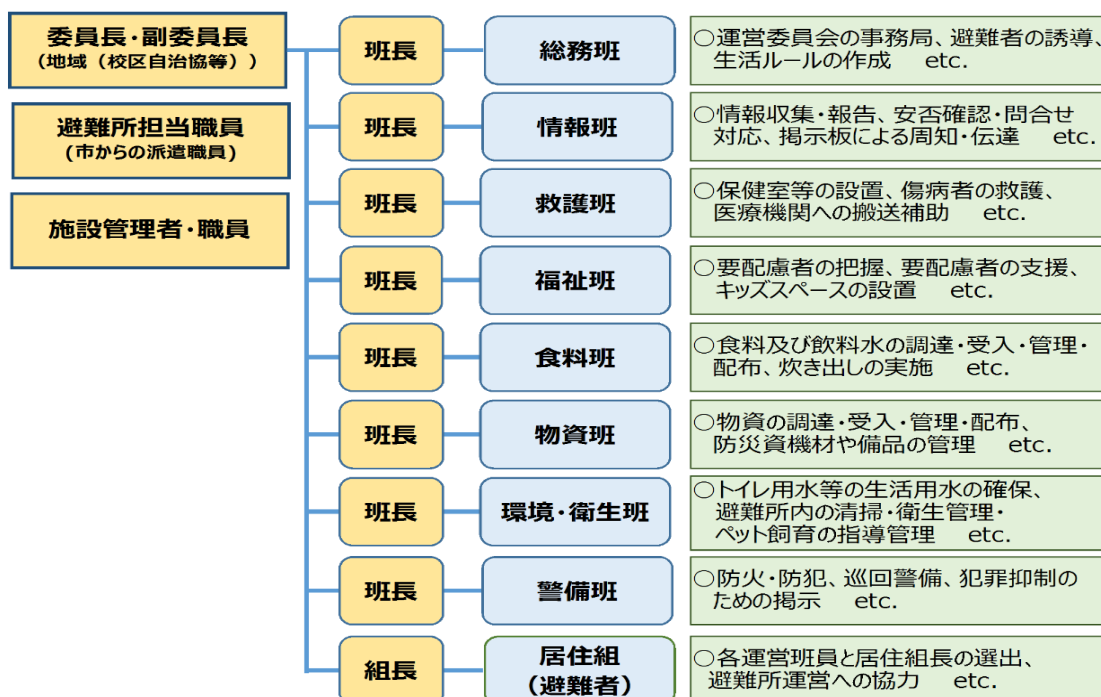
運営管理は、各避難所運営委員会が事前協議を行い作成した「避難所運営マニュアル」を基に実施するものとする。

また、各避難所運営委員会は、近所にある地域の避難場所等の開設状況を把握し、区対策部へ報告するものとする。

【避難所運営のイメージ】



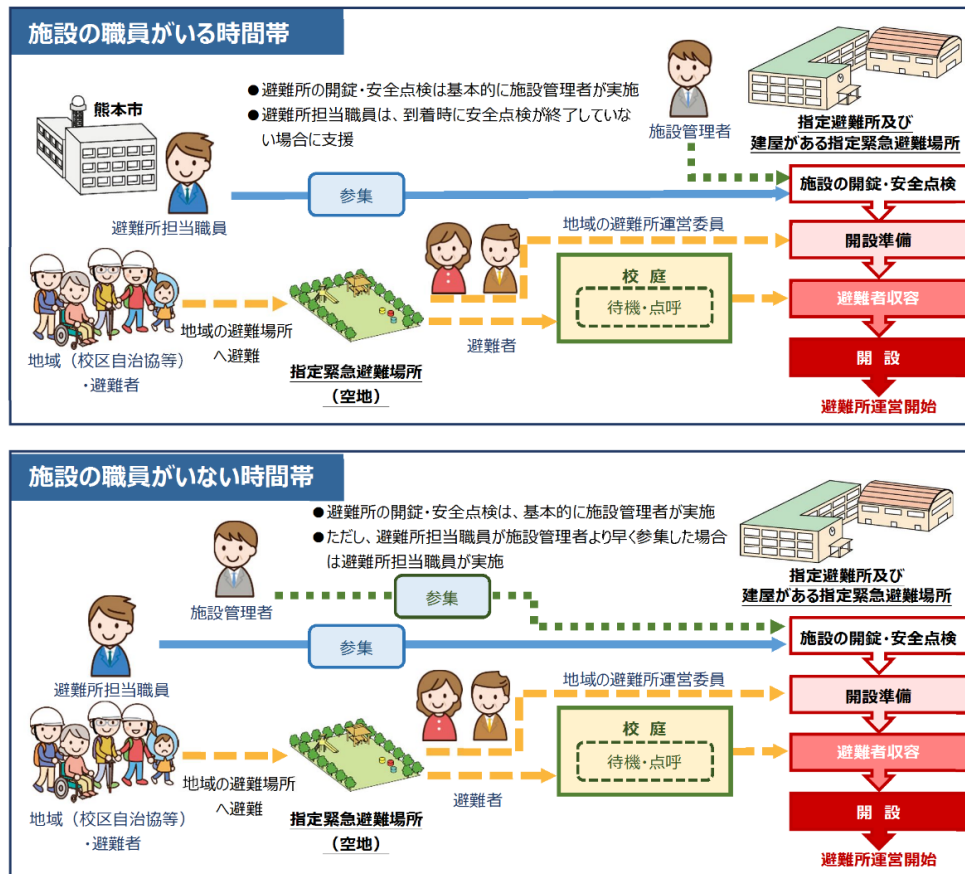
【避難所運営委員会の組織体系】



(4) 避難所の開設方法及び受入れ

ア 避難所の開設及び安全点検

避難所の開設及び安全点検は、基本的に「施設管理者」が実施することとし、「避難所担当職員」が先に参集した場合は「避難所担当職員」が実施するものとする。



イ 開設及び受入れ

避難所運営委員会は「避難所チェックリスト」を基に、次の手順により、避難所の開設及び避難者の受入れを行うものとする。

(ア) 避難所運営委員の参集確認

- 「避難所運営委員会 委員名簿」と「避難所運営委員会 運営班名簿」を活用し、避難所運営委員の参集状況を確認
- 参集できない避難所運営委員が発生した場合は、地域の避難者から協力者を募集
- 「緊急時連絡先一覧」を用いて緊急時連絡先を確認

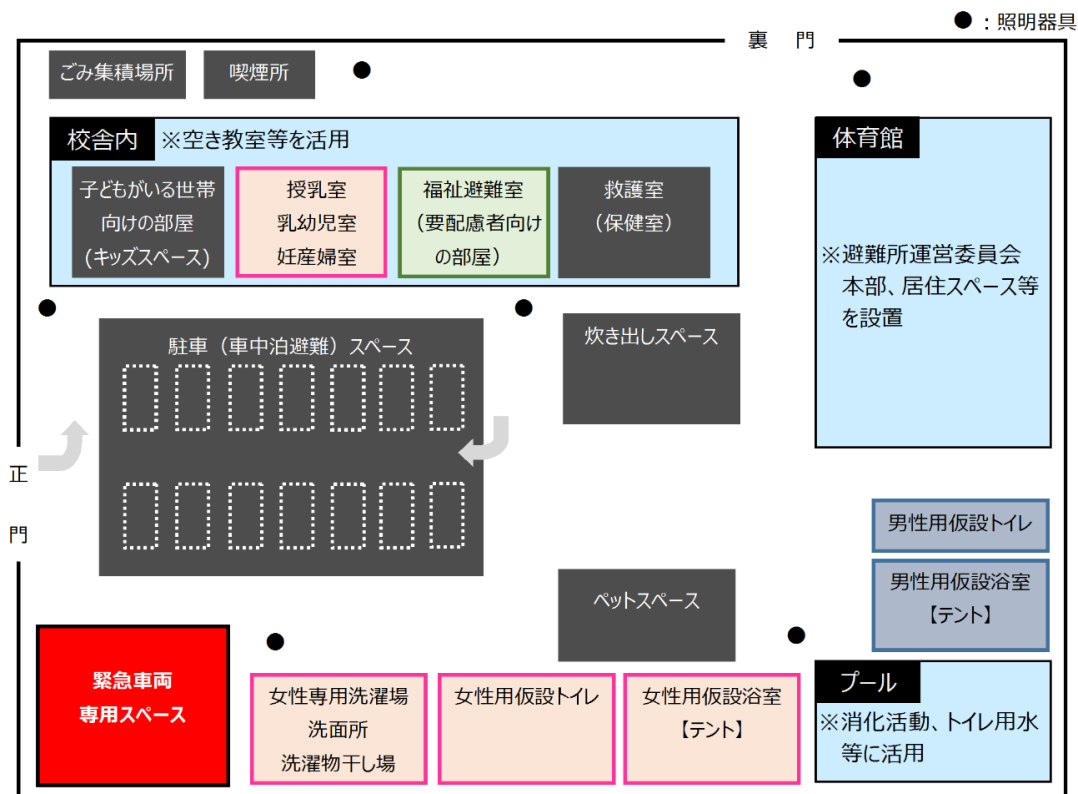
(イ) 避難所の開設準備

- 「居住スペース等の割り振り」を確認し、割り振りを実施
- 避難所運営本部の設置、「避難所のルール」を掲示
- 「避難者受付簿」、「避難者名簿記入用紙」、「避難所記録用紙」及び「駐車許可証」の準備

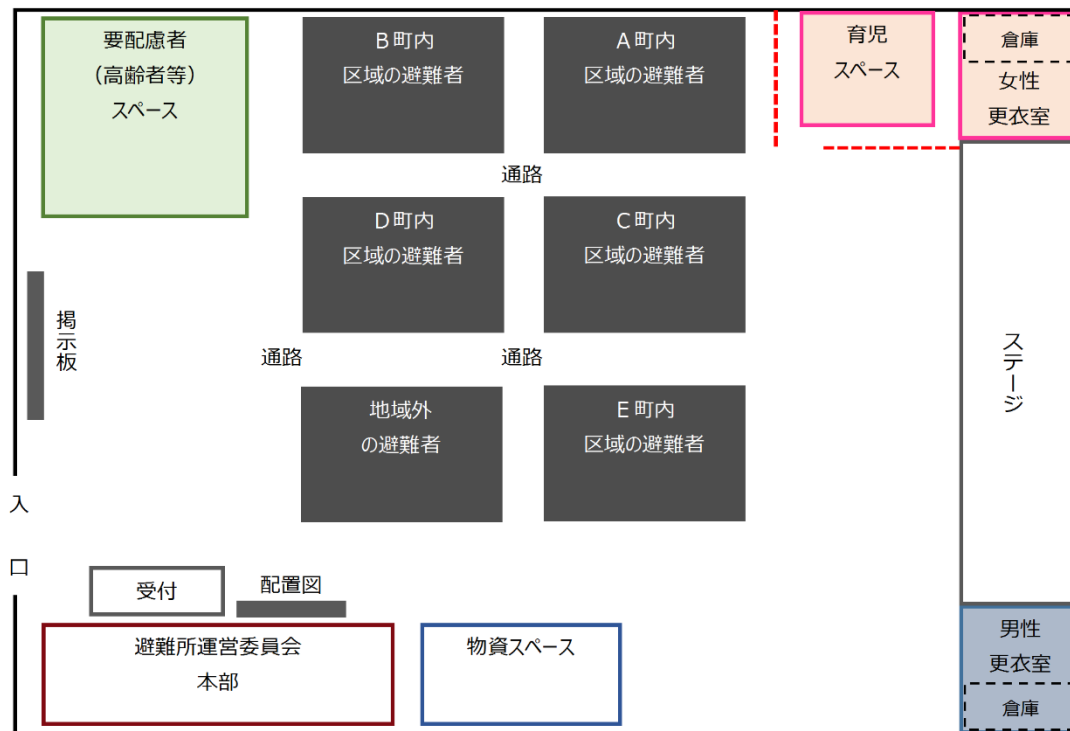
【居住スペースの割り振りにおけるポイント】

- 避難所の入り口付近に受付や避難所運営委員会本部を設置し対応の円滑化を図る。
- 避難所では、利用目的やルールを誰でもわかるよう、掲示板等に明示する。
- 体育館等の施設では既設の空間(更衣室、用具倉庫、ステージ等)を有効活用する。
- 高齢者・障がい者・女性やこどもの安心・安全、プライバシーの保護、感染症予防に配慮し、段ボールやベニヤ板等で間仕切りを行う。
- 居住スペースは、町内単位等で決める。
- 空き教室や空き部屋を活用して、乳幼児・妊産婦のいる世帯向けの部屋、小さい子供のいる世帯向けの部屋などのスペースを確保する。
- 職員室、校長室、理科室など、個人情報・危険な物がある部屋は、施設管理者と事前に協議し、使用禁止とする。
- 更衣室、トイレ、洗濯・物干しなどの専用スペースを可能な限り確保する。
- 男女ニーズの違いや女性の視点を踏まえて、女性スタッフと十分協議してスペースを確保する。(女性用仮設トイレは多めに設置する。衛生用品はトイレ内に常備する。女性用と男性用のスペースはなるべく離れて設置する。など)
- ペットの収容場所については、各避難所の施設能力及び状況、他の避難者への影響や衛生管理状況等を考慮する。
- 共用部分(玄関、トイレ、廊下、階段等)は避難者の占有をさせず、協力して利用する。
- 喫煙は原則禁止とする。(※ただし、施設管理者が許可した場合、屋外に喫煙場所を設置する。)
- 駐車スペースの利用については、事前に協議して一定のルールを取り決めておきます。(※場内は一方通行にする。夜10時以降は入出を禁止する。など)

【全体・グラウンドのスペースの割り振り(例)】



【体育館の居住スペースの割り振り（例）】



(ウ) 避難所の開設及び避難者の受入れ

a 避難者の受付

※避難者の代表者に「避難者受付簿」の記入を行ってもらうとともに、世帯数分の「避難者名簿記入用紙」を配布

※避難者のうち、特に配慮が必要な方及びその家族は「要配慮者（高齢者等）スペース」に案内

※自動車を利用する避難者には、「駐車許可証」を発行

※ペットと同行した避難者は「ペットスペース」に案内し「ペット飼育管理簿」に記載

⇒医療・救護等が必要な要配慮者がいる場合は、区対策部へ報告し、区保健福祉部の派遣を要請

b 避難者の中から医療従事者を募り協力要請

c 居住組を編成し、「避難所運営委員会名簿」に組長の連絡先等を記載

※居住組の組長は、この時点から避難所運営委員会に参加

d 「避難者受付簿」及び「避難所記録用紙」を作成

※地域の避難場所、在宅避難者、屋外(車中)避難者の情報収集も実施

⇒避難者数を区対策部へ報告（避難者数はわかる範囲で早めに報告）

e 避難者への「避難所のルール」を説明

f 非常用設備及び物資の確認

g 「避難所開設チェックリスト」を作成

⇒作成結果を区対策部へ報告

(5) 開設（避難状況の報告）

避難所担当職員は、避難所を開設した時は、「避難所開設チェックリスト」を作成し、区対策部に速やかにその旨を報告する。

また、下記に示す状況についても区対策部に報告し、区対策部は、これを避難所別に取りまとめ、示された定時又は適時に総合調整室へ報告する。

ア 避難所開設の日時及び場所

イ 避難者数、世帯数、負傷者数及び要配慮者の数等

ウ 食料の要否、必要食料数及び毛布・寝具等の物資の要否及び必要見込数
また、高齢者・乳幼児などのニーズに適応した物資品目と必要数

エ 周囲の被災状況

オ その他

(6) 本部長等の報告

本部長は、避難所の開設を確認後、避難所の開設状況を広報する。

また、県知事及び警察署等の関係機関に対して、避難所の開設状況を報告する。

報告すべき事項は、おおよそ次のとおりとする。

ア 避難所開設の日時、場所、施設名

イ 避難状況及び避難者数・世帯数

ウ 開設期間の見込み

(7) 救護所の設置

区保健福祉班は、避難所が開設された場合は、速やかに救護所を設置し、避難者等の健康管理等の相談・対応の体制を整えること。

(8) 避難所の運営・管理

ア 避難所運営会議の開催

避難生活が長期にわたる場合は、避難所運営委員会を中心に、避難所担当職員と施設管理者の協働による避難所運営会議を開催し、運営サイクルの確立を目指すものとする。

(ア) 避難所運営会議は、1日1回は必ず開催し「避難所記録用紙」にとりまとめ、区対策部に報告する。区対策部は、災害対策本部に報告する。

(イ) 各運営班の班長など一部の人に負担が偏らないよう交代体制を組むなど、運営体制を随時見直す。

(ウ) 必要に応じて「避難所のルール」の見直しについて協議する。

(エ) 避難者の身体とこころのケア対策の必要性について協議する。

(オ) 必要があれば区対策部へ災害ボランティア等の派遣を要請する。

イ 避難所の情報集約・物資配布

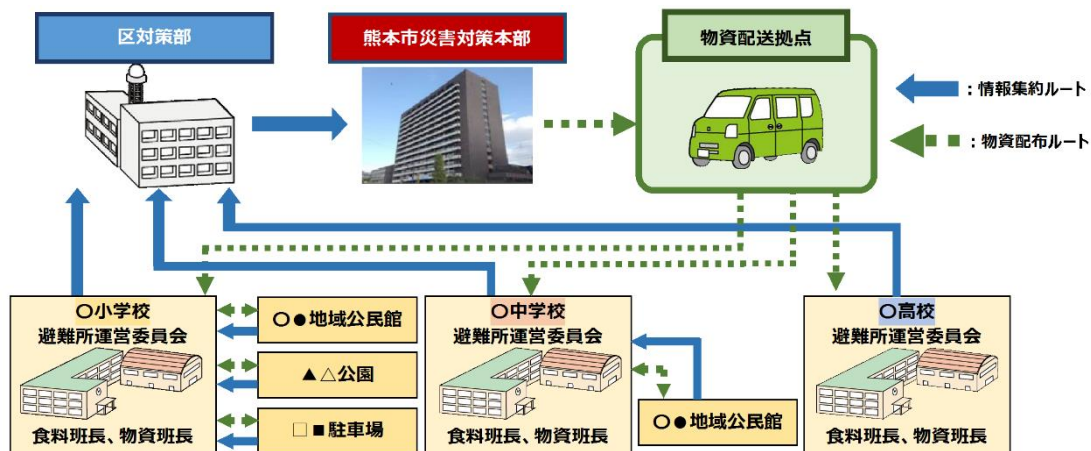
(ア) 食料や物資が不足する場合は「物資配送依頼票」に記録し区対策部に報告する。区対策部は、災害対策本部に報告する。

※近所にある地域の避難場所や在宅避難者、屋外（車内）避難者のための食料や物資の不足分も「物資配送依頼票」に計上する。

(イ) 不足する食料や物資は、災害対策本部が物資配送拠点に指示し、各避難所に配布する。

- (ウ) 到着した食料や物資を受け取る時は、そのつど、「食料管理簿」、「物資管理簿」に記録する。

【避難所の情報集約及び物資配布ルート】



(9) 緊急閉鎖

建物応急危険度判定の結果、建物の安全性が疑わしい場合等、避難所を開設した施設が何らかの理由で危険となり、避難者の安全を確保することが困難になったときは、本部長からの指示を受けて避難所の緊急閉鎖を行い、避難者を別の避難所に誘導するか、新たに代替え避難所を開設する。ただし、危険が切迫していると施設管理者及び避難所担当職員が判断したときは、本部長の指示を待たずに避難所を緊急閉鎖し、避難者の移動後、本部長に状況を報告するものとする。

(10) 大量避難者への対応

区対策部及び避難所運営委員会は、避難所に避難者を収容できない場合は、本部長と協議し、次の措置を実施するものとする。

ア 他市町村への移送

本部長は、被害が甚大なため、市内の避難所に避難者を収容できないと判断した場合には、県知事に対して、非被害地若しくは小被害地である他市町村への移送を要請する。

イ 応急テントの設置

必要に応じ、広場等に応急避難テントを設置し、避難者を一時的に収容する。

(11) 帰宅困難者への対応

本部長は、災害により、列車・バス等の交通機関の不通や道路の寸断等により、多数の帰宅困難者が発生し、駅等での滞留者の集中や無理な帰宅による二次的被害が想定されるため、関係機関と連携を図り、次の事項などの必要な措置をとる。

ア 情報の提供

列車・バス等の交通機関の被災状況、復旧・開通状況等の情報について、記者発表や市ホームページへの掲載及び相談窓口の開設を行う。

イ 避難所等の確保

帰宅困難者の避難所として活用できる市施設及び民間施設の確保を図るとともに、民間事業者等へ一時滞留場所及び食料、飲料水等の確保について協力を働きかける。

(12) 避難所の統合・廃止

文化市民局及び区対策部は、災害の復旧状況や避難所の人数等により、避難所の統合及び廃止を行うものとする。

第 19 節 要配慮者対策

第 1 項 避難行動要支援者の避難支援等

本市では、令和 7 年度（2025 年度）から、災害時要援護者避難支援制度の対象者を避難行動要支援者名簿に統合するかたちで一本化し、個別避難計画の作成推進により、避難行動要支援者の実効性ある避難支援が行われるよう取り組む。本人等の同意を得た上で、避難行動要支援者名簿情報及び個別避難計画情報（以下「名簿情報等」という。）を消防機関、熊本県警察、民生委員・児童委員、市社会福祉協議会、自主防災クラブ等の避難支援等関係者に提供し、災害時には、避難支援等関係者の協力を得て、名簿情報等を活用した避難支援等を実施するものとする。

災害が発生し、又は災害が発生するおそれがある場合において、避難行動要支援者の生命又は身体を保護するために特に必要があるときは、災害対策基本法第49条の11第3項及び第49条の15第3項の規定により、避難支援等の実施に必要な限度で、避難支援等関係者その他の者に名簿情報等を提供する。この場合においては、名簿情報等を提供することについて本人の同意を得ることを要しない。また、名簿情報等の提供を受けた避難支援等関係者は、名簿情報等を活用し、速やかに避難支援等を実施する。

第 2 項 社会福祉施設における対策

社会福祉施設には、自力では歩行できない高齢者や身体障がい者、精神に障がいのある人や児童が入所あるいは通所している。これらの人々は、災害発生時に自力で行動することは困難であり、介助が欠かせない。

災害発生時にこれらの人々の安全を確保するため、日頃から十分な防災対策をとっておく必要がある。

1 防災設備等の整備

施設入所者や通所者は、災害発生の際に、とっさの自己防御がとれない可能性が高いことから、各施設の管理者は、施設の耐震性を確保するとともに、施設の設備点検を常に行い、その安全性を高める必要がある。

また、ライフライン等の機能停止の際にも、施設入所者の生活を維持できるよう非常用発電や非常用給水タンクなどの設備の整備や非常用食糧、医薬品等の備蓄に努めなければならない。

2 防災計画の策定

災害発生時には、施設職員の迅速で的確な行動が重要であるため、各施設管理者は職員の任務分担、動員計画、避難方法等を詳細に定めた実効ある防災計画を策定しておくものとする。策定にあたっては、施設に入所している人々の障がい程度は様々であるため、それぞれの施設の実情に見合った綿密な防災計画を策定するものとする。特に、夜間は職員が手薄になることと、入所者が就寝中のため避難行動が昼間にもまして困難になることを考慮した計画とする。

また、災害発生時に保護者、家族等と確実に連絡がとれるよう、緊急連絡先の整備を行うものとする。

3 情報連絡手段の整備

災害発生時の関係機関への迅速な連絡が行えるよう、緊急時の情報伝達の手段、方法を定めておくとともに、災害時においても使用可能な通信手段の整備に努めるものとする。

4 地域社会との連携

社会福祉施設の入所、通所者は、自力での避難が困難である者が多く、災害発生時の避難にあたっては、施設職員だけでは不十分であり、地域住民のボランティア活動が望まれる。日頃から、地域との交流に努め、災害時には地域住民の協力が得られるような必要な体制づくりに努めるものとする。

第3項 外国人に対する対策

外国人は、言葉や文化・生活習慣の違いが原因となり、防災に関する情報や災害時における緊急情報、避難指示等が理解できず的確な避難行動が取れない可能性があり、被害を受けることが考えられる。このため、日頃から十分な防災対策を行う必要がある。

【関連部局】
政策局

1 外国人への情報提供等

国際交流会館において、日頃から多言語での相談窓口を設置するなど、外国人への情報提供に努めるとともに、市の窓口においては、手続き・相談を円滑に行うため、通訳等の支援に努めるものとする。

国際交流会館の指定管理者は、「市政だより」の暮らし、健康に関する情報や本市で外国人が生活する上で必要となる情報をやさしい日本語・英語・中国語・韓国語・ベトナム語に翻訳し、独自のホームページに掲載するとともに、警報以上の災害情報が出された場合には、多言語防災メールへ登録している外国人へ災害情報を配信するなど情報提供を行うものとする。

また、防災カードを多言語で作成し、外国人への配布に努めるものとする。

2 関係各所との連携

災害時に備えて、国際交流会館の指定管理者、県・市町村、各大学、民間団体、在留外国人コミュニティ及び自治会等との連携を図り、防災意識の啓発や、外国人が防災訓練等の地域活動へ積極的に参加できる環境づくりに努めるものとする。

また、傷病者に備えて、外国語で診療を受けることができる医療機関を把握するとともに、医療機関との連携を深めておくこととする。

非常時においては、外国人への配慮が欠如することのないよう、地域住民との協働で災害時でも役立つ日本語講座を実施することなどにより、地域と外国人との顔の見える関係づくりを促進していくものとする。

3 大規模災害時の対策

大規模災害発生時においては、政策局対策部により、外国人避難対応施設である国際交流会館を避難所として開設するものとする。

発災後は、国際交流会館の指定管理者や関係機関等と連携し、速やかに情報収集や多言語翻訳を行い、市のホームページやSNS等を通して、外国人への情報提供を行うものとする。また、市等から発信される災害情報を円滑に提供できるように、必要に応じて災害多言語支援センターを設置する。

あわせて、外国人避難者を把握するために、各避難所での登録状況の把握や関係機関等への情報収集を行い、野外等の避難者に対してはSNS等を活用した状況把握に努めるものとする。

また、各避難所においては、多言語化された情報提供に努めるものとする。

■外国人避難対応施設

施設名	住所	電話番号
熊本市国際交流会館	熊本市中央区花畑町4番18号	096-359-2020

第 4 項 観光客に対する対策

災害発生時、ホテル、旅館等の宿泊施設やホール設備等を有する施設においては、利用者は施設に不慣れなため、緊急時の避難誘導に混乱を生じる可能性が高い。

災害が発生した際、迅速・的確な情報の伝達と被害を未然に防止するため、十分な防災対策を講じることが必要である。

1 緊急連絡体制の整備

各施設は、災害発生時においては関係機関へ迅速な連絡が行えるよう情報の収集と伝達の手段、方法を定めておく。また、災害時において使用可能な通信手段の整備に努める。

2 避難誘導に対する対策

観光客は地理に不案内なため、観光地周辺の避難所の周知を行うものとする。

第 5 項 熊本県災害派遣福祉チーム（熊本DCAT及び熊本DWAT）

県は、災害発生時に高齢者、障がい者等の要配慮者の支援活動を行う必要があると判断した場合は、熊本県災害派遣福祉チーム（熊本DCAT及び熊本DWAT）や災害支援ナースを指定避難所、福祉避難所等に派遣する。

第 6 項 情報の提供

市は、指定避難所、福祉避難所等においては、要配慮者に円滑に情報提供ができるように障がい等の状況に応じて、文字放送用テレビやファクシミリ等を設置するほか、必

【関連部局】
経済観光局

【関連部局】
政策局
健康福祉局
各区役所

【関連部局】
健康福祉局
各区役所

要に応じて手話や外国語の通訳、視覚障がい児者をサポートする人などの専門的支援者の確保に努めるものとする。

また、要配慮者の特性に応じて、例えば、要約筆記や点字、ひらがなやカタカナ等わかりやすい言葉による表現、絵や写真の提示など、多様な手段による情報提供がなされるよう配慮に努めるものとする。

第7項 生活の支援

【関連部局】
健康福祉局
各区役所

1 相談体制の整備

市は、指定避難所、こころの健康センター、熊本市消費者センター等に相談窓口を設置し、高齢者や障がい者などの要配慮者の相談に応じるとともに、必要な支援のニーズ把握を行うものとする。

なお、窓口には、ファクシミリ等の機器の設置や通訳等の配置についての配慮が必要である。

また、相談窓口に来られない人に対しては、避難所や自宅等を巡回して声を掛け、各種相談等に応じるとともに、必要な支援のニーズの把握を行うものとする。

2 心身両面の健康管理

要配慮者の中には、特に健康面の配慮が必要である者がいる可能性が高いことから、医師、薬剤師、保健師、看護師等が避難所や自宅等に対して健康支援チームを編成して巡回し、健康状態の確認や各種相談に応じるとともに、医療ケア等を行うものとする。

また、大規模災害発生後のストレスによる心や体の反応は、誰にでも起こる正常な反応であり、時間とともに軽減していくことを周知し、不安の軽減を図るとともに、市民に対し相談窓口を周知する。

3 施設の整備

市は、指定避難所等において、多目的トイレや暖房器具、間仕切り、スロープなど、要配慮者の視点に配慮した施設等の整備及びその情報提供に努める。

4 避難所運営

避難所等の運営において、居住区域の割り振りや、福祉避難室の設置、食料や物資の配布などについては、要配慮者への配慮に努める。

その際、特に内部障がいや発達障がいなど外見では障がい者とは判断できない障がい者や、重複障がいにより情報を得にくい障がい者への情報伝達に留意する。

【関連部局】
文化市民局
各区役所

第 20 節 安否情報の提供計画

市は、被災者の安否について住民等から照会があったときは、被災者等の権利利益を不当に侵害することのないよう配慮しつつ、被災者の安否に関する情報（以下、「安否情報」という。）を回答するよう努める。回答する際は、消防、救助等人命に関わるような災害発生直後の緊急性の高い応急措置に支障を及ぼさない範囲で行う。県は、市の安否情報の収集に協力する。

第 1 項 市・県の役割

- 1 市は、必要な安否情報を収集し、照会に回答するよう努める。
- 2 県は、市の安否情報の収集に協力する。ただし、当該災害の発生により、市がその全部又は大部分の事務を行うことができなくなったときは、県は市に代わって必要な安否情報を収集し、照会に回答するよう努める。

第 2 項 安否情報の収集

- 1 市及び県は、必要と認める範囲で関係地方公共団体及び防災関係機関と安否情報の収集について連携を図るものとする。
- 2 市及び県は、被災者の安否情報の照会に対し、回答を適切に行い、又は適切な回答に備えるために必要な限度で、保有する被災者の氏名その他の情報を、その保有に当たって特定された利用の目的以外の目的のために、内部で利用することができる。

第 3 項 照会を行う者

照会を行う者（以下、「照会者」という。）は個人又は法人とし、以下のとおり分類する。

- 1 被災者の同居の親族（婚姻の届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者、その他婚姻の予約者を含む。）
- 2 被災者の親族又は職場の関係者その他の関係者
- 3 被災者の知人その他の被災者の安否情報を必要とすることが相当であると認められる者

第 4 項 照会手順

- 1 照会者は、市長に対し、以下の事項を明らかにして照会を行わなければならない。
 - (1) 照会者の氏名、住所（法人その他の団体にあつてはその名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）その他の照会者を特定するために必要な事項
 - (2) 照会する被災者の氏名、住所、生年月日及び性別等個人を特定できる事項
 - (3) 照会をする理由

- 2 照会者は 1 (1) の事項が記載されている運転免許証、健康保険の被保険者証、個人番号カード等の身分証明書を提示又は提出しなければならない。ただし、照会者が遠隔地に居住している場合その他この方法によることができない場合においては、市が適当と認める方法によることができる。

第 5 項 提供できる情報

市は、照会者の分類により、以下の情報を提供することができる。

ただし、当該照会が不当な目的によるものと認めるとき、又は照会に対する回答により知り得た事項が不当な目的に使用されるおそれがあると認めるときは、情報を提供しない。

なお、被災者の中に、配偶者からの暴力等を受け加害者から追跡されて危害を受けるおそれがある者等が含まれる場合は、その加害者等に居所が知られることのないよう当該被災者の個人情報の管理を徹底するよう努めるものとする。

- 1 第 3 項の 1 の者 被災者の居所、負傷若しくは疾病の状況又は連絡先その他安否の確認に必要と認められる情報
- 2 第 3 項の 2 の者 被災者の負傷又は疾病の状況
- 3 第 3 項の 3 の者 被災者について保有している安否情報の有無
- 4 1～3 の区分にかかわらず、被災者が照会に際しその提供に同意している安否情報については、その同意の範囲内の情報
- 5 1～3 の区分にかかわらず、市及び県が公益上特に必要と認めるときは、必要と認める限度の情報

第 2 1 節 救援対策計画

災害の発生により、日常生活に支障をきたしている市民に対し、給水、備蓄物資や緊急に調達した物資を供給して、最低限の身体的健康を確保するとともに、混乱する民意の安定を図る。また、救援対策の実施にあたっては、要配慮者に配慮した適切な実施方法に努める。

【関連部局】
上下水道局

第 1 項 給水救援対策

1 水源の確保

災害が発生し、水道施設の破損等により水の供給が停止したとき、直ちに被害状況を把握するとともに、次のような措置により応急給水のための水源を確保する。

- 災害発生後、直ちに水源地・送配水ポンプ及び連絡管等の異常を調査する。
- 配水場の緊急遮断弁の動作状況を確認のうえ、必要ならば現場で操作を行い、上水の流出防止を図る。
- 停電に備えて主要な施設の発電機運転準備を行い、応急給水に必要な水を確保する。

2 需要調査と給水計画

(1) 需要調査

災害が発生し断水すると判断されるとき、給水の必要な地域、給水活動の規模を決定するため、需要調査を実施する。

- 断水区域と区域内の世帯数、人口
- 復旧の見込み

(2) 応急給水の目標水量

給水量は、災害発生後 3 日間については、飲料水として 3 ㍲／人・日を目安とし、応急復旧の期間としては 4 週間以内を目標とする。

○発災直後～3 日間	: 1 人 1 日 3 ㍲	(飲料水 (生命維持))
○10 日目まで	: 1 人 1 日 20 ㍲	(飲料水 + 炊事等 (最低生活維持))
○21 日目まで	: 1 人 1 日 100 ㍲	(上記 + 洗濯水等 (制限はあるが生活可能))
○28 日目まで	: ほぼ通常生活	(自宅での入浴等)

3 応急給水計画の作成

保有する車両及び資機材を用いて、給水場所・給水方法・配置人員等の応急給水計画を立案する。

また、資機材・給水袋等は、市内小売業者などから調達するが、不足する場合は速やかに市外の水道事業団へ応援を要請する。

【資料編】8-3 災害協定一覧

4 給水の優先順位

断水地域にある施設のうち、次の施設を最優先に給水を行う。

- 災害拠点病院
- 人工透析治療病院等の重要医療施設
- 重度身体障がい者施設
- 老人ホーム等の要配慮者利用施設
- 重要公共施設
- 避難所 等

5 応援要請

市単独で飲料水の確保、応急給水活動等が困難と判断するとき、災害協定を締結している都市及び団体に応援を要請する。加えて、(公社)日本水道協会の「地震等緊急時対応の手引き」に基づき加盟各都市に要請を行う。

6 給水活動の実施

(1) 給水所の設置

主に避難所に給水所を設置し運搬給水を行うが、必要に応じて他の施設等にも給水所を設置する。

また、給水所の設置場所については、給水所の看板等を掲示するとともに、市及び上下水道局のホームページや報道機関等により周知する。

(2) 給水の方法

ア 給水所への運搬

上下水道局は、配水池等から給水所へ水を運搬する。

運搬に際しては、給水車等を使用する。

なお、配水池等において給水するときは、応急給水栓等で行う。

イ 給水所での給水

給水所での給水は、避難所派遣職員・消防団・自主防災クラブ等の協力を得て、市民が自ら持参した容器により行う。不足するときは上下水道局が用意する給水袋等を使用する。

ウ 貯水機能付給水管での給水

貯水機能付給水管が整備してある避難所では、避難所担当職員や避難所運営委員会と協議の上、貯水機能付給水管への給水を行う。

【資料編】6-5 車両関係等

(3) 周知・広報

給水所を設定したとき、総合調整室と連係して給水に関する広報を、市及び上下水道局のホームページや報道機関等により行い、市民への速やかな周知を図る。

- | |
|---|
| <ul style="list-style-type: none">○給水所の場所○給水する日時○容器の持参依頼等 |
|---|

【関連部局】
環境局

7 災害時における井戸水の提供

(1) 災害時協力企業井戸

地震等の災害により、広域的な断水が発生した場合、上水道が復旧するまでの間、応急給水を補完するものとして、協定を締結している民間事業者が管理する井戸水を応急用の飲料水又は生活用水として地域住民に提供する。

災害発生後、断水が発生し必要と判断される場合は、直ちに環境総合センターの被災状況及び水質検査の受け入れ体制について確認するとともに、民間事業者に被災状況を確認の上、井戸水の提供を依頼する。

(2) 地下水位観測井戸

広域的な断水が発生した場合、市が管理する地下水位観測用の一部の井戸についても同様に、応急給水を補完するものとして、校区防災連絡会が応急用の生活用水の給水設備として活用する。

(3) 周知・広報

提供可能な井戸を設定したとき、市のホームページや報道機関等により行い、市民への速やかな周知を図る。

【資料編】8 - 4 災害時における井戸水の提供

第 2 項 食糧救援対策

【関連部局】
政策局
文化市民局
健康福祉局
経済観光局
各区役所

災害発生時に、住家被害等により、避難所に避難された被災者や自宅で炊飯等が不可能となった者、その他日常の食事に支障をきたした者等に対して食糧の供給を実施する。

1 食糧の需要把握

(1) 供給対象者

食糧の供給は、災害救助法(昭和 22 年法律第 118 号)を適用する場合、あるいは適用しないが次のように食品の供給の実施が必要と認められた場合に実施する。

ア 避難所に避難し、又は食品や調理のための手段を失い、近隣の援助だけでは対処できない市民がある程度の規模で発生し、相当程度の期間その状態が継続すると判断された場合。

イ 災害地における救助作業あるいは応急復旧作業に従事する者に対し、給食を行う必要がある場合

食糧の供給対象者は、原則として次のとおりとする。

- 避難所に避難した者

○住家の被害が全焼全壊・流失・半焼半壊又は床上浸水等であって、炊飯のできない者

○その他災害により、日常の食事に支障を生じると市が認めた者

○災害応急対策活動従事者(災害救助法の対象外)

○ライフラインの寸断等のため調理不可能な社会福祉施設の入所者及び病院の入院患者

(2) 把握方法

応急食糧の必要数の把握については、本部で情報の一元化を図るとともに、避難所に避難している被災者の他、各区対策部、他の関係部局、関係機関、町内自治会及び自主防災組織等の協力を得て、在宅避難者や車中泊避難者についても必要数を把握するよう努めるものとする。

2 食糧の確保

(1) 市の食糧確保

市が防災倉庫と各区役所、各まちづくりセンター等に設置する備蓄倉庫（コンテナ）や、避難所となる小中学校等に備蓄する保存食（アルファ米、長期保存パン等）及び調達による米穀、食パン、弁当等の主食の他、必要に応じて百貨店、スーパー等から惣菜等の副食を調達する。

【資料編】8-3 災害協定一覧

(2) 国の米穀等の調達

災害救助法を適用し応急食糧が必要な場合は、県知事に要請し、その指示に基づき農林水産省を通じて受託事業者から米穀、乾パンを調達する。

【資料編】14-2 米穀の買入れ・販売等に関する基本要領

3 食糧の供給

(1) 食糧の輸送

食糧の輸送については、納入する業者の負担で炊き出しや配給を行う現地まで届けるものとする。ただし、道路状況等により輸送が困難なときなど、それにより難しい場合は、納入業者と市が連携して行う。

【資料編】8-3 災害協定一覧

(2) 食糧の供給

ア 供給する食品

供給する食品は、災害発生直後はアルファ米等の備蓄食糧とし、備蓄分を消費した後は、購入した弁当・食パンの配給及び米穀の炊き出しにより行う。

イ 供給基準

品目	供給基準
アルファ米	1食あたり1袋
長期保存パン	1食あたり1袋
粉ミルク	1食あたり2袋

ウ 供給場所及び方法

供給場所及び方法は、原則として避難所での個別供給とし、必要に応じて自主防災クラブ、町内自治会、婦人会、日赤奉仕団、民間事業者等に協力を依頼する。

高齢者、乳児、食事管理を要する者などに対し優先的に配分する。

4 炊き出しの実施

(1) 炊き出しの場所

避難所となる各小中学校・公民館等の校庭・駐車場等に設置された区域を使用して炊き出しを行う。

(2) 炊き出しの方法

- 炊き出しは、ボランティアに協力を要請する。
- 炊き出しに必要な器具・容器等は、各区対策部を通じて確保する。
- 炊き出し場所には、消毒設備を設けて、衛生管理に注意する。

(3) 炊き出しの協力要請

市において炊き出しによる食糧の給与の実施が困難と認めたときは、県に炊き出しの協力を要請するものとする。

県は、市から要請を受けたときは、次の措置をとるものとする。

- 日赤奉仕団への要請
- 自衛隊への応援要請
- 集団給食施設への炊飯委託

第 3 項 生活必需品救援対策

災害による住家被害等により、日常生活に欠くことのできない被服、寝具その他の衣料品及び生活必需品を喪失又は毀損し、直ちに日常生活を営むことが困難な者に対して、急場をしのぐ程度の被服、寝具、その他の衣料品及び生活必需品を給与又は貸与し、一時的に被災者の生活を安定させることを目的とする。

1 生活必需品の需要把握

(1) 供給対象者

災害救助法を適用し、生活必需品の供給が必要と認められた場合、生活必需品の供給を実施する。供給対象者は次のとおりとする。

- ア 住家の被害が全焼全壊・流失・半焼半壊又は床上浸水であって、衣料・寝具その他生活上必要な最小限の家財を失った者
- イ その他災害により、衣料・寝具その他生活上必要な物資がないため、日常生活を営むことが困難な者

(2) 把握方法

生活必需品の必要数の把握については、本部で情報の一元化を図るとともに、避難所に避難している被災者の他、避難所運営委員会、各区対策部、健康福祉局対策部、他の関係部局、関係機関、町内自治会及び自主防災クラブ等の協力を得て、在宅避難者や車中泊避難者についても必要数を把握するよう努めるものとする。

【関連部局】
文化市民局
健康福祉局
経済観光局
各区役所

2 生活必需物資の種類

生活必需品の応急給付は、次の範囲内で行うものとする。

種類	供給品目
寝具	就寝に必要な最小限の毛布、布団類
外衣	普通着、作業着、婦人服、子供服、雨ガッパ等
肌着	シャツ、パンツ等の下着類
身の回り品	タオル、靴下、サンダル、傘等
炊事道具	鍋、包丁、卓上コンロ、バケツ類
食器	茶碗、皿、はし、スプーン等
日用品	石鹸、ちり紙、歯ブラシ、トイレットペーパー、生理用品、紙おむつ（大人用・子ども用）等
光熱材料	マッチ、ローソク、固形燃料、携帯用プロパンガス等
その他	ビニールシート

3 供給活動

(1) 物資の配分計画

次の要領で救助物資の配分計画を立て、これにより迅速な被災地への輸送及び供給を行う。

- ア 被災者の世帯構成人員別、被害状況等に基づき、救援物資の配分計画表を作成する。
- イ 配分は、被災者の被害の程度に応じて、公正に行うものとし、1世帯当たりの給与金額は、災害救助法に定める限度額を原則とするもので、その期間は災害の程度に応じ県知事が定める期間とする。
- ウ 救助物資の受領、調達、配給については、その都度物品受払い簿に記録して、常に明確にしておくものとする。

(2) 物資の供給

- ア 供給基準
原則として災害救助法の範囲内で行う。
- イ 供給場所及び方法
供給場所及び方法は、原則として避難場所での個別供給とし、必要に応じて自主防災クラブ、町内自治会、婦人会、日赤奉仕団、民間事業者等に協力を依頼する。

【資料編】8-3 災害協定一覧

4 物資集積センターの設置

国、県からの供給物資や市で購入した調達物資及び県内外からの救援物資を受入れ仕分けし、配送手配する集積センターを、災害の規模、状況によりあらかじめ選定した候補施設から決定し設置する。

また、センターでは現地ニーズの受入れ窓口となり、物資情報を集約し、避難所だけでなく在宅避難者や車中泊避難者にも行き渡るように配慮する。

(1) 物資集積センターの設置

本部長は、災害の規模、状況によりあらかじめ選定した候補施設から、物資集積センターの決定を行う。また、管理・運営については別に定めるものとする。

(2) 物資集積センターの開設・管理・運営

災害規模によっては、市域外からの救援物資の供給が考えられ、集積センターに集められることとなる。集積センターの開設、物資の仕分け、積み下ろし、積み込み作業等について次のように行うものとする。

ア 集積センターの開設・管理・運営

集積センターの開設・管理・運営は、経済観光局対策部及び各区対策部が派遣する職員（うち 1 人を責任者とする）が担当する。

イ 集積センターの開設

本部長が集積センターを決定した後、責任者である職員は集積センターを速やかに開設し、「集積事務所」の看板を掲げて、集積センター管理・運営の責任者の所在を明らかにする。

なお、集積センター開設以降は、事務所に要員を常時配置し、管理・運営に必要な用品（物品受払い簿、事務用品等）を準備しておく。

ウ 管理・運営の手順（目安として示す）

- (ア) 物資の荷下ろし、搬入を行う。
- (イ) 搬入物資の仕分けを行う。
- (ウ) 搬入物資の分類数量を把握する。
- (エ) 搬出物資の搬出、積み込みを行う。
- (オ) 搬出物資の分類数量を把握する。

5 生活必需品の円滑な提供

市は、被災者が必要とする生活必需品が円滑に提供されるよう、ホームページや報道機関等による適時、的確な情報発信を行うものとする。

また、市は、事業者からの提供申し出に迅速に対応するため、品名・数量・提供までの所要時間・提供条件等が確認できる様式を、ホームページに掲載するものとする。

なお、小口・混載の支援物資を送ることは被災自治体の負担となることや、不足している物資を確認したうえで送るなど被災地支援に関する正しい知識や、生活必需品の提供ルールなどの普及啓発に努めるものとする。

第 2 2 節 保健衛生計画

【関連部局】
健康福祉局
こども局

被災地、特に避難所においては、避難が長期に及ぶ場合もあり、生活環境の激変に伴い被災者が心身の健康に不調を来す可能性が高いため、常に良好な衛生状態を保つように努めるとともに、健康状態を十分把握し、必要に応じ救護所等の設置やこころのケアを含めた対策を行うものとする。

特に、高齢者、障がい者、こども、妊産婦等要配慮者の心身の健康状態には特段の配慮を行い、必要に応じ福祉施設への入所、介護職員等の派遣、車椅子等の手配等を福祉事業者、ボランティア団体等の協力を得つつ、計画的に実施するものとする。

第 1 項 防疫計画

災害によって被害を受けた地域又は当該住民に対し、公衆衛生の立場から感染症の発生予防及びまん延防止を図るものとする。

1 実施責任

市長は、災害時における防疫上必要な措置を行うものとする。

2 防疫体制

市長は、感染症の予防及びまん延防止のため、感染症の発生状況の調査、汚染された場所・物件の消毒その他必要な措置を講ずるものとし、健康福祉局対策部災害対応マニュアルにより実施する。

(1) 防疫の実施組織等

ア 防疫調査班の編成及び調査対象

市長は、感染症の発生状況を調査するため検病調査班を編成する。

調査班は医師 1 名、保健師（又は看護師）1 名及び助手 1 名をもって編成する。

その他検病調査 1 班の調査能力は、おおむね 1 日当たり 10 戸（30 人）とし、対象人員実施予定回数を考慮して必要な調査班を編成し、派遣するものとする。

滞水地域においては週 1 回以上、集団避難所においては随時行う。

イ 防疫班の編成

市は、必要な場所・物件の消毒、ねずみ族・昆虫等の駆除等を行うため保健衛生班を編成する。保健衛生班は、災害の発生状況・規模等に応じて、消毒等を実施するために必要な人員をもって編成する。

ウ 防疫活動のための薬剤・器具・機材等の整備

市は、災害時又はそのおそれが顕著になった際の防疫活動のための薬剤・器具・機材等を整備し、あらかじめ周到な計画をたてておくこととする。

(2) 実施方法等

ア 検病調査及び健康診断

市長は、検病調査及び健康診断を計画的に実施するものとするが、下痢患者、有熱患者が現に発生している地域又は滞水地域等衛生条件が良好でない地域を優

先的に行うものとする。調査にあたっては、市内の衛生組織等関係機関の協力を得て、的確な情報の把握に努めるものとする。また、集団避難所にあたっては、衛生に関する自治組織を設けるよう指導し、その協力を得ることと検病検査の結果、必要があると認められるときは、感染症法第 17 条の規定により健康診断を実施する。

イ 消毒

市長は、県知事の指示に基づき、感染症法第 27 条及び施行規則第 14 条・16 条並びに結核感染症課長通知の定めるところにより、汚染された場所の消毒を実施するものとする。

ウ ねずみ族昆虫等の駆除

市長は、感染症法第 28 条第 2 項及び施行規則第 15 条の規定により、ねずみ族・昆虫等の駆除を実施するものとする。

エ 感染症患者の入院

市長は、1 類感染症又は 2 類感染症のまん延を防止するため必要があると認めるときは、感染症法第 19 条の規定により感染症指定医療機関に患者を入院させるものとする。

ただし、交通途絶等により感染症指定医療機関に収容することが困難なときは、災害をまぬがれた地域の感染症指定医療機関その他県知事が適当と認める医療機関に収容するものとする。

オ 生活用水の使用制限等

市長は、感染症法第 31 条の規定により感染症の病原体に汚染され、又は汚染された疑いがある生活用水について、その管理者に対し、その使用又は給水を制限し、又は禁止すべきことを命ずるものとする。

カ 臨時の予防接種

市長は、厚生労働大臣又は県知事が、感染症のまん延防止を図るうえで緊急の必要があると認める場合、予防接種法第 6 条による予防接種の指示を受け、臨時に予防接種を行う。

(3) 県による指導

県知事は、主要災害地の市町村に対して、直ちに担当職員を現地に派遣し、当該職員はその実態を速やかに調査のうえ、防疫計画の樹立及び具体的実施方法等の指導にあたるものとする。

(4) 災害時感染制御支援チーム等の派遣要請

県及び市は、避難所等における衛生環境を維持するため、必要に応じ、災害時感染制御支援チーム（DICT）等の派遣を迅速に要請するものとする。

第 2 項 食品衛生の確保

1 食中毒の未然防止

- (1) 市は、食品衛生監視員を食品の流通拠点に派遣し、食品の搬送等における衛生確保の状況を監視させ、必要に応じて指導を行わせるものとする。

- (2) 市は、食品衛生監視員を避難所等に派遣し、食品の衛生的取扱、加熱調理、食用不適な食品の廃棄、器具、容器等の消毒について必要に応じ指導を行わせるものとする。
- (3) 市は、食品関係営業施設の被災状況等の実態調査を実施し、施設の構造、食品取扱設備、給水等の点で衛生上著しく劣る場合には改善を指導するものとする。
- (4) 市は、食品の衛生的取扱について、食品衛生協会の協力を求めるものとする。
- (5) 熊本市食品衛生協会は市と協力し、食品関係営業施設に対し、加熱調理等食品の衛生的取扱について相談に応じ、指導を行うものとする。

2 食中毒発生時の対応

- (1) 市は、食中毒患者が発生した場合、食品衛生監視員に所要の検査等を行わせるとともに、食中毒の原因食品、原因施設等の調査を行うものとする。
- (2) 市は、保健所、検査機関、医療機関等と連携を密にして、被害の拡大と再発防止に努めるものとする。
- (3) 市は、被害が甚大で対応困難であると認められる場合は、他県等の支援要請を行うものとする。

第3項 健康管理

1 保健及び栄養指導

- (1) 健康福祉局対策部の保健衛生班と、区対策部保健福祉班は、「災害時における保健活動初動対応マニュアル」に基づき、被災者のニーズ等に的確に対応した健康管理を行うものとする。

【資料編】13-2 災害時における保健活動初動対応マニュアル

- (2) 県は、被害が長期化する場合、避難所が多数設置されている場合等被災者の健康管理を組織的に行うことが必要と思われるときには、市からの要請に基づき被災者等の健康管理のための実施計画を策定することにより、計画的な対応を行うものとする。
- (3) 県は、市から要請があった場合は、住民の健康管理を図るために、保健指導班等を中心に市と協力のうえ、避難所等を巡回して被災者のニーズに対応した保健指導及び栄養指導を行うものとする。
- (4) 県は、市から要請があった場合は、被害の規模に応じ、近隣市町村又は県栄養士会等関係団体並びに他県等に対し応援要請を行うものとする。

2 精神保健相談

市は、災害発生時の段階に応じ、次の措置を行うものとする。

(1) 初期

- ア 精神科救護所の設置
- イ 精神保健巡回診療及び相談の実施
- ウ 精神保健医療情報の提供
- エ 夜間相談窓口の設置

オ 避難所内のメンタルヘルスケアのシステムづくり

(2) 安定期

仮設住宅の被災者等に対する巡回訪問及び相談

第 2 3 節 遺体の収容埋葬計画

【関連部局】
健康福祉局

災害による死亡者の遺体を放置することは、人道上からも許されないことであり、混乱期の人心の安定を図るうえからも、遺体の埋葬活動を関係機関・団体と緊密な連携をとり、早急に実施するものとする。

なお、災害時における遺体の収容埋葬については、災害救助法適用の有無に関わらず、市が災害救助法及び熊本市災害救助法施行規則を基準として実施する。

第 1 項 実施機関

遺体の収容埋葬は、市長が、警察、消防、海上保安部、警察医会、警察歯科医師会等の協力を得て行うものとする。

市だけでは十分な対応ができない場合、市及び県は、周辺市町村、自衛隊等に対して応援要請を行い、これらの機関の応援を得て実施するものとする。

第 2 項 遺体の検視、身元確認

警察等は、明らかに災害により死亡したと認められる遺体を発見したとき、又は遺体がある旨の届出を受けた場合には、警察等が取扱う死体の死因又は身元の調査等に関する法律（平成 24 年法律第 34 号）に基づき死体取扱いを行うものとする。

第 3 項 遺体の引き渡し

受取人がいない遺体又は身元不明の遺体は、市長に引き渡すものとする。

なお、戸籍法第 92 条第 1 項の規定による報告は、死亡報告書に本籍等不明死体調査書を添付して行うものとする。

第 4 項 遺体安置所の設置

大規模な災害が発生した場合、次の 2 ヶ所に遺体安置所を設置する。

設置については、①熊本市総合体育館・青年会館、②熊本県立総合体育館の順とする。

名称	所在地	収容体数	対象区分	電話番号
熊本市総合体育館・青年会館	中央区出水 2 丁目 7 番 1 号	126 体	北東部	096-385-1010
熊本県立総合体育館	西区上熊本 1 丁目 9 番 28 号	160 体	南西部	096-356-1233

第 5 項 遺体の収容

- 1 遺体が発見された場合は、直ちに警察に連絡し、遺体収容所(遺体安置所)において検視、検案を行い、身元が判明した場合は、直ちに家族に引き渡し、不明者については、別に安置する。
- 2 上記施設への遺体安置が困難な場合においては、対策本部は、警察と協議し、被害現場付近の適当な場所(寺院、公共建物等)に遺体の安置所を開設し、遺体を安置するものとする。適当な既存建物が確保できない場合は、天幕等を設置して代用する。

なお、市は、死者及び行方不明者数を早期に把握し、棺、遺体保全剤等の納棺用品を確保するものとする。

- 3 収容遺体は引取人の出頭を待ち、又は身元判明を待つために安置する。安置の期間は、原則として災害発生の日から 10 日以内とする。なお、安置の期間を過ぎても不明のときは仮埋葬に付す。ただし、この場合は将来遺体の取引人の出頭を考慮し、遺体毎にその所持品、衣類等を保存しておくものとする。

第 6 項 遺体の埋葬

- 1 災害の際死亡した者に対して、その遺族が混乱期のため資力の有無にかかわらず埋葬を行うことがきわめて困難な場合、又は死亡した者の遺族がない場合には火葬に付し、応急的に埋葬を行うものとする。
- 2 市における火葬場の名称、所在地、処理能力等は次のとおりである。

名称	所在地	焼却炉数	焼却所要時間	1日の最大処理能力
熊本市斎場	東区戸島町796番地	15基	1時間30分	100体

第 7 項 遺体の火葬

- 1 市は、次により火葬の実施体制の確保を行うものとする。
 - (1) 火葬場の被災状況の把握
 - (2) 死亡者数の把握
 - (3) 火葬相談窓口の設置
 - (4) 遺体安置所の確保
 - (5) 作業要員の確保
 - (6) 火葬場への搬送経路及び搬送手段の確保
 - (7) 棺、遺体保全剤、骨壺の調達
 - (8) 火葬用燃料の確保
- 2 県は、市において火葬することが困難な死体について、熊本県広域火葬計画に基づき、他の火葬場設置市町村等に要請を行い、火葬場を割り振ることにより、円滑に火葬できるよう支援するものとする。また、県は、厚生労働省に対して火葬の状況を報告し、火葬許可証発行の特例措置を申請するものとする。

第24節 住宅対策

災害のために住家が滅失したり災者に対し住宅を貸与し、又は被害を受けた住家に対して居住のため必要な最小限度の部分を応急的に補修して、災者の居住安定を図るものとする。

第1項 建物の解体・撤去

1 実施責任者

被災建築物の解体は、原則として所有者の責任において行う。

ただし、大規模地震などにおいて特例措置として、公費負担による解体を行う場合もある。

2 解体促進

都市建設局は、応急危険度判定により「危険」と判定された建築物に対して、貼紙にて二次被害の恐れがあることを周知し、所有者に解体・撤去を含めた危険性の改善を促す。

第2項 応急仮設住宅の需要把握

【関連部局】
都市建設局

1 需要の把握

都市建設局は、応急仮設住宅の入居希望者を把握する。

調査方法は、入居の資格基準及び該当者を周知した後、希望者を相談窓口や避難所で受付ける。

2 入居の資格基準

応急仮設住宅の入居者は、次の基準を原則とする。

- 住家が全焼・全壊又は流失した者であること
- 居住する住家がない者であること
- 自らの資力をもっては、住宅を確保することのできない者であること

第3項 応急仮設住宅(建設型応急住宅)の用地確保

【関連部局】
都市建設局

都市建設局は、次の条件を考慮し、建設型応急住宅の用地を確保する。

- 浸水・がけ崩れ等の危険がないこと
- 飲料水等が得やすく、しかも保健衛生上良好なこと
- 児童生徒の通学やその他生活の立て直し上の便宜を考慮し、可能な限り被災者の生活圏内にあること
- 交通の便がよいこと
- 敷地が広大であること
- 公有地であること

【関連部局】
都市建設局

第 4 項 応急仮設住宅(建設型応急住宅)の建設

1 建設実施の決定

災害救助法適用の有無に関わらず、応急仮設住宅の建設が必要と認められる場合は、市が災害救助法及び熊本市災害救助法施行細則を基準として実施する。

2 建設の実施

都市建設局は、災害救助法が適用されたとき、次の点を踏まえて仮設住宅を建設する。

建設の基準	○建設の基準は、災害救助法の規定による。住宅の仕様は、入居希望者の世帯構成に応じていくつかのタイプに分けて建設する。 ○1戸当たりの面積は、世帯構成人員等を考慮して増減することができる。入居予定者の状況によって、高齢者、障がい者向けの仕様にも配慮し、段差の解消、スロープ及び手すり、十分な広さをとった間口等の設置を行う。 ○1戸当たり支出できる費用は、設置にかかる原材料費、労務費、附帯設備工事費及び建築事務費等の一切の経費として 5,714,000 円以内とする。 ○高齢者等であって、日常の生活上特別な配慮を要する者を数人以上収容し、老人居宅介護等事業等を利用しやすい構造及び設備を有する施設（福祉仮設住宅）を応急仮設住宅として設置できる。
建設の実施	○仮設住宅建設の工事は、建設業者に協力を要請する。
建設期間	○災害発生日から 20 日以内を目標に着工し、速やかに完成する。20 日以内に着工できない事情があるときは、事前に内閣総理大臣の承認を受けて、期間を延長することができる。
建設戸数	○住家の全壊・全焼・流失した世帯数の 3 割以内を基準とする。ただし、やむをえないときは、周辺市町村に対象数を調整する。

【資料編】9-1 災害救助法による救助の程度、方法及び期間並びに実費弁償の基準について

3 集会所の設置

応急仮設住宅（建設型応急住宅）を同一敷地内又は近接する地域内におおむね 50 戸以上設置したときは、居住者の集会に利用するための施設を設置する。50 戸未満の場合でも戸数に応じた小規模な施設を設置できる。

第 5 項 応急仮設住宅(建設型応急住宅)の入居者選定

【関連部局】
都市建設局

1 入居の資格基準及び該当者

入居の資格基準及び該当者については、「第 2 項 応急仮設住宅の需要把握」を参照する。

2 入居者の選定

入居者の選定は、入居希望者の条件を十分調査し、本部会議において決定する。

入居決定にあたっては、次の点にも留意する。

- (1) 高齢者、障がい者等を優先するが、応急仮設住宅での生活が長期化することも想定し、高齢者、障がい者等が集中しないよう配慮する。
- (2) 要配慮者は、福祉仮設住宅に入居できるよう配慮する。
- (3) 従前の居住地及び自治組織に考慮した選定を行う。

3 応急仮設住宅の管理

都市建設局は、応急仮設住宅への入居を円滑に進めるとともに、入居者の管理及び応急仮設住宅の運営管理を行う。この際、応急仮設住宅における安心・安全の確保、孤独死や引きこもりなどを防止するための心のケア、入居者によるコミュニティの形成及び運営に努めるとともに、女性の参画を推進し、女性を始めとする生活者の意見を反映できるよう配慮する。さらに、必要に応じて、応急仮設住宅における家庭動物の受入に配慮する。

県で建設した応急仮設住宅の時は、県は市の管理に協力する。

4 供与期間

入居者に応急仮設住宅を供与する期間は、完成の日から2年以内とする。

第 6 項 被災住宅の修理

【関連部局】
都市建設局

1 実施機関

災害救助法適用の有無に関わらず、り災者に対する応急修理が必要と認められる場合は、市が災害救助法及び熊本市災害救助法施行細則を基準として実施する。

2 応急修理の実施対象者

応急修理の実施対象者は、次のすべての条件に該当する者とする。

- 住家が半壊、半焼又はこれらに準ずる程度の被害を受け、当面の日常生活を営むことができない状態にある者
- 自らの資力では、住家の修理ができない者
- 修理により、とりあえずの日常生活を営むことのできる者

3 応急修理の内容

応急修理の内容は、災害救助法の規定により、居室・炊事場・便所などの日常生活に欠くことのできない部分について、必要最小限度の部分を実施（給付）するに留める。

【資料編】9-1 災害救助法による救助の程度、方法及び期間並びに実費弁償の基準について

4 修理対象住宅の選定

修理対象住宅の選定は、応急仮設住宅入居者の選定に準じ、住家の半壊・半焼又はこれらに準ずる程度の被害を受けた世帯数の3割以内を基準とする。ただし、やむをえないときは、周辺市町村と対象数を調整する。

5 修理の期間

修理の期間は、災害が発生した日から3ヶ月以内（災害対策基本法に基づく国の災害対策本部が設置された場合は6ヶ月以内）とする。ただし、交通機関の途絶、その

他特別の事情により、期間内に修理できない場合は、事前に内閣総理大臣の承認を得て、必要最小限度の期間を延長する。

6 公営住宅の応急修理

都市建設局は、公営住宅の被害調査を行い、必要度の高い住宅から修理を実施する。

第 7 項 公営住宅及び賃貸型応急住宅の確保

都市建設局は、公営住宅及び賃貸型応急住宅の空室の確保・供給に努める。

1 公営住宅の確保

公営住宅の確保は、被災者の世帯構成に応じて、多人数向け、少人数向け住宅を考慮する。

2 賃貸型応急住宅の確保

大規模災害等の発生時には、民間賃貸住宅の借上げによる賃貸型応急住宅の提供を行う。また、発生直後から円滑な提供ができるよう、あらかじめ、必要な体制を整備し、要領等を定めるとともに、平時から防災訓練を通じて「災害時における民間賃貸住宅の提供に関する協定」を締結する不動産関係団体との連携を図るものとする。

3 入居者の選定

公営住宅及び賃貸型応急住宅の入居者の選定は、「第 5 項 応急仮設住宅（建設型応急住宅）の入居者選定」を準用する。

第 8 項 応急仮設住宅の運営管理

市は、応急仮設住宅について、入居者の募集・選定から、入居中の住宅の維持補修、退去に至るまでの運営管理を行うとともに、警察及び防犯ボランティア団体等と連携して応急仮設住宅の防犯活動を推進するものとする。また、孤立化や引きこもりなどを防止するためのこころのケア、入居者によるコミュニティの形成及び運営に努めるとともに、男女共同参画の視点に配慮するものとする。

なお、県は、市に対し、応急仮設住宅の運営管理に係る業務マニュアルなど必要な情報提供を行い、各応急仮設住宅の運営管理に協力するものとする。

第25節 環境汚染対策

第1項 有害物質による環境汚染対策

【関連部局】
環境局

市は、大規模地震・津波による有害物質の保管・使用事業所等からの有害物質の飛散・流出を防止し、安全性を確保するため、以下の対策をとるものとする。

- 1 有害物質の保管・使用業者に有害物質の飛散・流出状況を確認する。
- 2 有害物質の飛散・流出が確認された場合は、関係機関へ連絡すると共に、事業者に対し、有害物質の飛散・流出の防止を指導する。

第2項 建築物のアスベスト飛散防止対策

1 アスベストの飛散状況の実態調査

災害により建築物等が被災した場合、アスベストが露出・飛散するおそれがあるため、市は、発災後にアスベスト含有建材等が露出されている建築物の実態調査を実施するものとする。

該当建築物の所有者に対しては、応急飛散防止措置をとるよう徹底し、健康被害の拡大防止に努めるものとする。

■応急飛散防止措置例

種類	概要
養生	ビニールシート等によって飛散防止を図る
散水・薬剤散布	水・薬剤等の散布を行い湿潤化・固定化等の措置を行う
立入禁止	上記が行えない場合、ロープ等で立ち入りを規制する
その他	建物内や周辺での作業を行う場合、防じんマスクを必ず着用する

必要に応じ、「九州・山口9県における災害時被災建築物等のアスベスト調査に関する協定」の枠組みを活用し、県を通してアスベスト調査専門の協会へ調査の支援を要請する。

2 解体事業者への周知徹底

被災した建築物等の解体工事を行う事業者に対し、解体時のアスベスト飛散防止対策について、「大気汚染防止法」、「石綿障害予防規則」等に従うとともに、「災害時における石綿飛散防止に係る取扱いマニュアル」（令和5年4月 環境省）等を参考にして適切な処理を実施するよう周知徹底に努める。

3 アスベスト環境モニタリング調査の実施

災害発生後は建築物からのアスベスト飛散状況を把握するため、アスベスト環境モニタリング調査を実施する。また、被災した建築物の解体現場及び災害廃棄物仮置場においても同調査を実施する。

必要に応じ、「九州・山口9県災害時応援協定」の枠組みを活用し、県を通して他県にモニタリング調査の支援を要請する。

【関連部局】
環境局

第 2 6 節 生活ごみ・し尿・災害廃棄物処理計画

災害で発生するごみ、し尿は、環境衛生上、正確な情報に基づいた緊急かつ適切な処理が求められる。

災害廃棄物処理計画に則って、災害廃棄物の処理方法を確立するとともに、仮置場、最終処分地を確保し、災害廃棄物の迅速かつ適正な処理を行うものとする。

第 1 項 生活ごみの処理

1 処理方針

災害時にも通常どおり排出される生活ごみに加え、避難所から排出される避難所ごみについて、分別等を行った上で再資源化や埋立処理を行うなど適正に処理する。

【資料編】15-1 熊本市災害廃棄物処理計画

2 実施方法

環境局は、次の点に注意し、ごみ収集車・ダンプ・トラック等で災害ごみを搬送し、処理する。

- (1) 災害発生時、迅速に処理施設等の被害状況を把握し、処理施設等の応急復旧を図る。

(2) ごみの収集、運搬、処分にあつては、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和 45 年法律第 137 号）に定める基準に準拠し実施する。

(3) 収集したごみは可能な限り再生利用を進めることとし、焼却施設での焼却や埋立て処分を行うなど、環境保全上支障のない方法で処理を行う。

(4) 市で対応できない場合は、状況に応じて広域処理を行う。

(5) 住民等への広報
住民等に対し以下の項目について広報し、ごみ処理の円滑な推進を図る。
ア ごみの収集処理方針
イ ごみ量の削減への協力（できるだけごみを出さない等）
ウ ごみの分別への協力

■市の処理施設

焼却処分 （可燃ごみ）	○東部環境工場 ○西部環境工場
埋立処分 （不燃ごみ）	○扇田環境センター ○山鹿植木広域行政事務組合一般廃棄物最終処分場

第2項 災害し尿の処理

【関連部局】
環境局
上下水道局

1 処理方針

災害時に発生するし尿は、正確な情報収集に努め、許可9業者により、迅速なし尿収集を行い、適正に処理するものとする。

【資料編】15-1 熊本市災害廃棄物処理計画

2 実施方法

環境局は、上下水道局と連携し、次の実施方法により処理するものとする。

- (1) 災害発生時、迅速に処理施設等の被害状況を把握し、処理施設等の応急復旧を図る。
- (2) し尿の収集、運搬、処分にあつては、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）に定める基準に可能な限り準拠し実施する。
- (3) 収集したし尿は原則として下水道処理施設により処理する。
- (4) 市で対応できない場合は、県を通じて他市町村及び関係団体の応援を得て実施する。
- (5) 仮設トイレの選定にあつては、高齢者・障がい者等に配慮したものを優先的に設置する。
- (6) 浸水地域等の悪条件下に位置する地域や指定避難所、仮設トイレ等の重要度、使用頻度の高い施設のし尿を優先的に収集する。
- (7) 被害が激甚なためし尿の収集が遅滞する場合は、住民に対し、携帯用トイレや隣近所での協力等呼びかける。

■ 処理施設

下水道処理施設	○中部浄化センター ○東部浄化センター ○山鹿浄水センター※

※植木地域のし尿等は山鹿市の山鹿浄水センターにて処理

第3項 仮設トイレの設置

【関連部局】
環境局
上下水道局

災害時には、多くの市民が避難所に避難し、生活の場を失った被災者は長期的な避難生活者となることが考えられる。

環境局は、被害状況、避難所の開設状況、被災住民のし尿の排出量を考慮し、仮設トイレを設置する。

仮設トイレは、高齢者・障がい者等に配慮したものを優先的に設置する。

仮設トイレは、リース会社等から調達するが、市で調達できないときは、県に設置に係る協力要請を行う。

また、避難所にマンホールトイレが整備されている場合は併用して活用する。

【資料編】8-3 災害協定一覧

【関連部局】
環境局
都市建設局

第 4 項 災害廃棄物の処理

1 処理の方針

災害により発生する、住民が自宅内にある被災したものを片付ける際に排出される片付けごみや、損壊家屋の撤去（必要に応じて解体）等に伴い排出される廃棄物（以下、「災害廃棄物」という。）について、災害廃棄物処理計画に則って迅速かつ適正に処理を行うとともに、災害廃棄物の発生量と廃棄物処理施設の被害状況を把握したうえで、災害廃棄物処理実行計画を策定する。

2 被災状況調査、把握体制

- (1) 市は、速やかに被害状況を把握するため、調査地域、調査対象施設・設備、調査者等を明確にした調査体制を整備する。
- (2) 市は、廃棄物処理施設等の被害状況を早急にとりまとめ、関係機関に報告する体制を整備する。

3 災害廃棄物の仮置場用地の選定等

- (1) 市は、あらかじめ、災害時に発生する損壊家屋のがれきや焼失家屋の焼き残り等の災害廃棄物の仮置場用地の選定、確保に努める。
- (2) 市及び県は、平時から廃棄物処理施設について、ヒアリング、立入検査等の実施をととして、処理能力の確認を行う。

4 災害廃棄物処理の広域応援体制

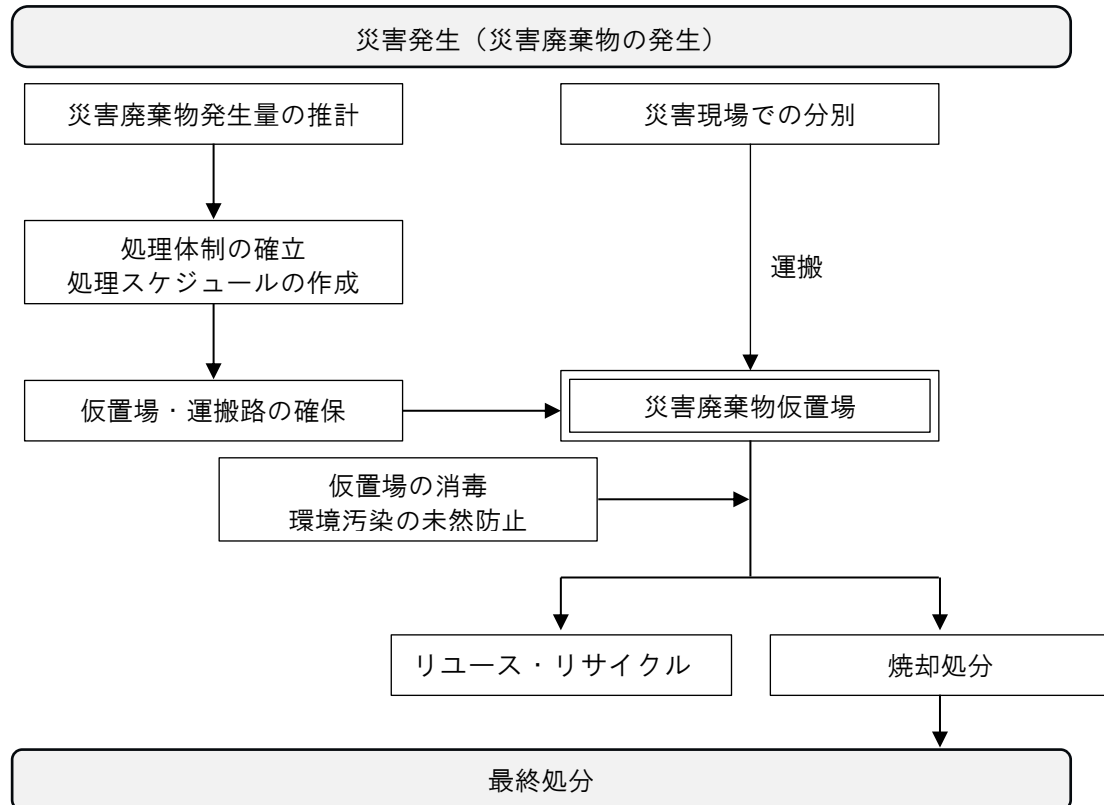
- (1) 市は、災害廃棄物の発生量や処理能力等を想定の上、近隣市町村と相互応援体制の整備に努める。
- (2) 市は、広範囲の被災により近隣市町村による相互応援体制が維持できない場合を想定した広域応援体制の整備に努める。

5 災害廃棄物処理実行計画

(1) 処理方針

- 災害廃棄物のうち、危険なもの、通行上支障があるもの等から優先的に処理する。この場合、緊急輸送路については、優先的に実施する。
- 災害廃棄物の分別については、発生現場での分別を原則とする。
- 応急対策上及び衛生上の緊急度を考慮して、処理スケジュールを定める。いたずらに作業を急ぎ、交通渋滞を招いたり、応急・復旧計画の障害とならないように配慮する。
- 周辺環境や住民・作業員の健康に留意し、作業にあたって適切な措置等を講ずる。
- 災害廃棄物処理のための重機・要員等は、災害協定等に従い、関係機関・団体の協力を得て確保する。
- アスベスト等の有害な廃棄物は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和 45 年法律第 137 号）等の規定に従い適正に処理する。

(2) 処理方法



- 計画的に処理を進めるため、災害廃棄物の全体発生量と処理量の把握に努める。
- 短期間での災害廃棄物の処分が困難なときは、あらかじめ選定していた候補地に仮置場を開設する。また、仮置場及び最終処分場までの搬送路を確保する。
- 原則として災害廃棄物発生現場において分別し、仮置場へ搬入する。
- 災害廃棄物は破碎・選別して、可能な限りリサイクルに努める。
- 災害廃棄物の処理は周辺環境に配慮し、関係者に処理処分基準の遵守を指導する。
- 必要に応じて仮置場の消毒を行う。
- 住民等に対し次の項目について広報し、災害廃棄物処理の円滑な推進を図る。
 - ・災害廃棄物の収集処理方針
 - ・災害廃棄物の分別への協力

第 5 項 廃棄物処理施設の応急復旧

- 1 市は、処理施設の維持管理体制を整備し、非常時に備え予備資材の確保に努める。
- 2 市は、災害により施設・設備等に欠陥が生じた場合は、早急に点検を行い、被害状況等を県に報告するとともに、応急復旧を行う。
 また、廃棄物の収集、処分に影響を及ぼす場合は近隣市町村等への応援依頼等により効率的な処理を確保する。
- 3 市は、要員、資材等の不足により、応急復旧が不可能なときには県に応援要請を行う。
 県は、近隣市町村の被災状況を把握のうえ広域応援体制を要請する。

【関連部局】
 環境局

第 2 7 節 公共施設応急工事計画

公共施設の災害に際し、交通の確保並びに公共施設の応急復旧を迅速的確に処理するための必要事項を定める。

第 1 項 公共土木施設

災害によって河川、海岸、道路その他の公共土木施設が被災した場合における応急工事は、次により実施する。

1 実施機関

種別	実施機関
河川	○一級河川の直轄管理区間は国土交通省 ○一級河川のうち指定区間及び二級河川は県 ○準用河川及び普通河川並びに権限の委譲を受けた一・二級河川は市
海岸	○海岸保全区域の県管理区域は県 ○市管理区域は市
道路	○一般国道の指定区間は国土交通省 ○その他の一般国道及び県道については市 ○市道は市 ○高速道路等については西日本高速道路（株）
砂防	○川辺川直轄砂防施行区域は国土交通省 ○その他区域は県
地すべり・急傾斜	○県
下水道	○流域下水道施設は県 ○公共下水道及び都市下水路は市
農業集落排水施設	○市

2 人員資機材の確保

応急工事を実施するに当たり、実施機関のみの人員、資機材で不足する場合、人員は「第 9 節 応急公用負担と労働力の確保」の定めるところによって、人員の確保を図るものとする。

3 応急工事の施工

仮道工事、仮さん道工事、仮橋工事、仮締切り工事及び決壊防止等の応急工事は、緊要度考慮のうえ、次により迅速、かつ重点的に実施するものとする。

(1) 緊要度の高い交通路

被災した道路又は橋梁が唯一の交通路であり、食料及び物資等の輸送又は復旧資材の運搬等のため、早急に復旧を必要とする仮道、仮さん道及び仮橋について、交通の確保を図るものとする。

(2) その他の交通路

被災した道路又は橋梁が唯一の交通路でない場合には、国道、主要地方道並びに交通上特に重要と認められる県道若しくは市道が被災して、交通に著しい支障を及ぼし、これらの復旧に長時間を要し、かつ適当な迂回道路がないため緊急に施行しなければならない仮道工事等が必要な場合

【関連部局】
農水局
都市建設局
上下水道局

(3) 仮締切り工事

仮締切り工事は、河川、海岸、砂防施設又はこれらの効用をかねる道路が被災して、通常の状態における流水又は海水が侵入し、当該被災施設に隣接する一連の施設で、当該被災箇所の背後地に甚大な被害を与えているか、又はそのおそれが大きいため、緊急に仮締切り工事を施行しなければならない場合

第2項 上水道施設

【関連部局】
上下水道局

災害発生のおそれがある場合には、飲料水等の確保及び被害施設の応急復旧に対処するために必要な人員、車両並びに資機材等を事前に確保する必要がある。

また、情報収集連絡体制を確立し、被害や断水地域等の予測を行い、応急給水及び応急対策を行うものとする。

1 活動人員の適正配置

施設の被害状況調査（水質確認含む）を早急に行い、二次災害の防止及び被害の拡大を最小限にとどめるため、緊急措置を講じるものとする。また、調査の結果を踏まえ、関係する団体等の協力をもとに復旧にあたる。

2 取水、送水、配水施設

被害状況の調査結果を早急に検討し、その重要度、応急復旧時間等を勘案し作業にあたる。原則として、水源側から作業にあたる。また、施設能力の維持には、電力の供給が重要となるため、九州電力送配電(株)に対して優先的供給を要請しつつ、自家発電機の運転を行う。

3 導水、送水、配水管

通水可能な管路については、供給能力等を考慮に入れ、順次通水する。

また、破損管路の応急復旧については、原則として基幹管路を優先し作業を進め、その後配水管の復旧を行う。

4 給水管

給水管及び給水装置の被害箇所については、随時復旧作業を行うが、道路部分及び二次災害発生の危険性のある箇所の作業を優先的に行う。

第3項 下水道施設

【関連部局】
上下水道局

下水道は、上水道、電気、ガス等の供給系と並ぶ重要なライフラインであり、市民生活、自然環境を守るために不可欠な施設である。災害により被災すれば、社会経済活動への影響が大きいため、早期の被害調査及び応急復旧を行うものとする。

1 被害調査

下水道管路施設の被害は表面に表れにくく、被害状況把握に相当の期間を要し、また、処理施設の被害は下水道システムの根幹に及ぶものであるため、ともに早期の被害調査が必要である。

2 応急復旧

(1) 浄化センター、ポンプ場

浄化センター、ポンプ場の甚大な被害は、下水道システム上影響が大きく、代替施設の利用等を含む早急な応急復旧を行う。

(2) 下水道管路施設

下水道管路施設の応急復旧は、管の破損、陥没等による閉塞にともなう排水不良箇所及びマンホール等の崩壊の危険がある箇所を優先的に行う。

第 4 項 浄化施設

災害発生時には、電気や上・下水道等の機能停止を含め、浄化施設の被災も予想される。

浄化施設が被災することにより、し尿、汚水等が滞留して地域社会の保健衛生状態が不良となるばかりでなく、伝染病等が発生しやすくなるので、速やかな施設の応急復旧を行うものとする。

第 5 項 社会福祉施設

社会福祉施設等が被災し、応急工事を施行しなければ人命に危害を及ぼすおそれがある場合は、次により応急工事を施行する。

1 実施責任

生活保護施設、老人福祉施設、児童福祉施設、障がい者支援施設及び国民健康保険施設等の応急工事は、当該施設の管理者、又は所有者が実施するものとする。

2 労務者の確保

応急工事を実施する場合に、当該機関のみの労務者で実施不可能なときは、当該施設の管理者又は所有者が直接、所轄の公共職業安定所長に要請し確保するものとする。

労務者の要請を行うときは、次の事項を明らかにしなければならない。

- (1) 求人者名
- (2) 職種別、所要労働者数
- (3) 作業場所及び作業内容
- (4) 労働条件
- (5) 宿泊施設の状況
- (6) その他の必要事項

第 6 項 医療衛生施設

医療衛生施設等が被災し、応急工事を施行しなければ診療が不可能なとき、又は入院患者に危険を及ぼすおそれがある場合は、次により応急工事を施行する。

【関連部局】
環境局
農水局
上下水道局

【関連部局】
健康福祉局
こども局

【関連部局】
健康福祉局
病院局

1 実施責任

種別	実施責任
公的医療施設	市又は当該施設の管理者 (医療法第 31 条に規定する病院又は診療所)
保健所	市所管の保健所は市
その他の医療施設	当該施設の設置者又は管理者

2 人員、資機材の確保

応急工事を実施するために必要な人員、資機材の調達については、次により確保するものとする。

(1) 公的医療施設及び保健所

「第 9 節 応急公用負担と労働力の確保」に準じて確保する。

(2) その他の医療施設

応急工事を実施する場合に、当該機関のみの労務者で実施不可能なときは、当該施設の管理者又は所有者が直接、所轄の公共職業安定所長に要請し確保するものとする。

労務者の要請を行うときは、次の事項を明らかにしなければならない。

- ア 求人者名
- イ 職種別、所要労働者数
- ウ 作業場所及び作業内容
- エ 労働条件
- オ 宿泊施設の状況
- カ その他の必要事項

第 2 8 節 文教対策計画

災害が発生した場合、災害対策基本法及びその他の法令に基づき、児童・生徒の生命、身体及び文教施設を災害から保護し、もって教育行政の確保を図るものとする。

第 1 項 学校の災害直後の措置

1 学校が被災したときの措置

学校長及び教職員は、災害が発生したとき、次の措置を行う。

教育委員会は、学校長を通じて児童・生徒・教職員の安否確認、被害状況を把握する。

(1) 勤務時間内

学校長	○災害状況に応じ緊急避難の指示を行う。 ○児童・生徒・教職員の安否をまとめ、教育委員会に報告する。 ○災害の規模、校舎等の被害状況を把握する。 ○児童・生徒は、学校にて保護者に引き渡すか、又は教職員の引率で集団下校させる。なお、集団下校にあたっては、事前に避難路・避難場所の安全性を確認しておくものとする。
教職員	○児童・生徒の安否を確認し、学校長に報告する。 ○応急教育の実施及び校舎の管理のための体制を確立する。

(2) 勤務時間外

学校長	○参集した教職員の所属、職、氏名を確認する。
教職員	○所属の学校に参集する。

2 市内は被災したが、学校は被災していないときの措置

教育委員会は、災害に関する情報を学校長へ伝達する。

学校長	○災害に関する情報を、速やかに教職員に伝達する。 ○ラジオ・テレビ等で被災状況等の災害情報を収集する。 ○児童・生徒への伝達には、混乱防止の配慮をする。 ○状況に応じ児童・生徒の集団下校、休校等の適切な措置を行う。
教職員	○所属の学校に参集する。

第 2 項 避難所開設への支援

学校長は、本部より避難所開設の指示があったとき、教職員に指示して体育館等を開放し、避難所の開設に努める。また、施設の利用等について、避難所担当職員と協議し、運営に積極的に協力する。

第 3 項 応急教育の実施

1 教育委員会は、学校が被災した場合、応急復旧を速やかに行い、教育が実施できるよう措置を講じるとともに、地域ごとに比較的多数の者を収容できる建物の所在、規模及び収容能力を調査し、応急教育実施場所として指定する。

- (1) 当該校区内の公設公民館、幼稚園、保育園等の公共施設の借用
- (2) 被害のなかった隣接学校の施設の借用
- (3) 私立学校又は民有施設の借用
- 2 災害の状況によっては、近隣市町村の小・中学校施設への委託等により教育の実施を図る。
- 3 教育委員会は、学校及び県教育委員会と連絡を取り、稼働教職員の実態を調査し、教育上の混乱を引き起こさないよう教育実施者の確保に努める。
- 4 学校長は、被災の状況及び施設の復旧期間を考慮し、応急教育の期間及び内容等を定めるものとする。この場合、心のケアを中心とした教育の実施にも努める。
- 5 各学校長は、施設の復旧状況を見て、速やかにその施設に児童・生徒等を収容し、教育を平常の状態に復帰させる。

第 4 項 学用品の調達・給与

【関連部局】
教育委員会

- 1 学校長は、災害発生後速やかに学用品及び机、椅子、その他の設備備品等の被害状況を調査し、教育委員会に報告する。
- 2 教育委員会は、災害救助法が適用された場合、学用品のうち、教科書の被害状況については県教育委員会へ報告し、文房具及び通学用品の被害状況については市長を経由して国へ報告する。
- 3 教育委員会は、応急教育実施上必要な学用品の確保に努め、応急教育実施場所ごとに児童・生徒を把握し配布する。

災害救助法が適用されたとき、学用品は、次のとおり調達及び給与を行う。

給与の対象	○災害により住家に被害を受け、学用品を失い、又は毀損(きそん)し、就学上支障ある児童・生徒に対し、被害の実状に応じて教科書(教材も含む)、文房具及び通学用品を給与する。
給与の期間	○支給期間は、災害発生の日から教科書は1ヶ月以内、文房具及び通学用品は15日以内である。
費用の限度	○被害の実状に応じて、災害救助法の定める範囲内で現物給付を行う。

- 4 教育委員会は、学校の学用品及び机、椅子、その他の設備備品等の被害については、速やかに復旧の措置を講じるとともに、応急教育実施のために必要がある時は、市立の各学校に協力させる。

第 5 項 学校給食の確保

【関連部局】
教育委員会

- 1 学校長は、給食施設・設備及び物資等の被害状況調査並びに学校給食の実施又は中止を教育委員会に報告する。
- 2 教育委員会は、被害物資等の処分方法及び物資納入業者の被害状況を把握するとともに、給食納入物資流通ルートの確保に努め、あらかじめ定めた「給食再開に向けた給食室、共同調理場状況確認リスト(チェック表)」に基づき、安全性が確認された調理場から順次速やかに給食を実施する。

【関連部局】
教育委員会

第 6 項 教育施設の管理

各教育施設の長は、施設内の市民の安全誘導を図り、警備要員を残し、その他の職員は教育委員会の指示に基づき、あらかじめ定めた業務分担により災害対策に従事する。

【関連部局】
文化市民局

第 7 項 文化財の保護

文化財所有者（防火管理者を置くところは防火管理者）は、災害により文化財に被害が発生したとき、その状況を災害対策本部に通報する。

所有者又は管理者が市のときは、文化市民局対策部がその被災状況を調査し、市域の被害状況をまとめて災害対策本部に報告する。

第29節 農林水産物応急対策計画

【関連部局】
農水局

災害に際して、農林水産物の被害を最小限に防止するため各対策を次により実施するものとする。

第1項 水害対策

水害に対する抵抗力は、作物の種類、気温、水質、生育の段階等によって異なる。特に、作物の幼少期において弱く、麦類、ばれいしょ、たまねぎ、トマト、うり類等は水害に対して抵抗力が極めて弱いので、冠水後は、速やかに排水を図るものとする。

茎葉に付着した泥は、病害（疫病、べと病等）予防をかねて薬剤散布等で洗い流す。薬剤等の散布にあたっては、高温時や高濃度散布を避け薬害に注意する。肥料の流亡や草勢低下時は追肥や葉面散布を実施し、草勢の回復に努める。

第2項 干害対策

毎年6月から9月にかけて、年間降雨量の約60%を記録しているが、その反面、3～4年毎に干害を受けることも多い。

野菜の一部及びなし、かんきつ、かきの幼木等は干害に対して弱いので、表土を浅くかき、株間には、土入れをしたり、敷わら、敷草等で覆い、地面からの蒸発を最小限度に防ぐ。また水稻は干ばつにより、田植えの遅れる場合もあり、肥料を小量追肥としてほどこし苗の老化を防ぎ、用水のある田に仮植する等、被害を軽減する。

しかし、適期には万難を排して、最も効果的な方法で灌水するよう努めるものとする。

第3項 風害対策

台風による風害を防止するため、作物の生育状況に応じ適切に対応するものとする。水稻は、台風直前に深めの湛水状態を保ち、支持力を高め影響を少しでも軽くする。潮風害を受けた水田は、直ちに用水の入替えを行う。台風通過後は、病害虫が発生しやすいので、発生に応じて防除に努める。

園芸ハウスについては、ハウスや作物に直接強風が当たらないよう防風ネット等を周囲に張るとともに、ビニル、テープ、杭等の点検を行い、必要に応じ補強や締め直し等によりビニルの固定を強める。強風によりハウスが倒壊するおそれが出た場合、ビニルを除去しハウス保全を優先する。

果樹については、防風ネット等の点検、整備と補強を行う。若木や高接ぎ樹は、倒木や枝折れ・枝裂け防止のため支柱や添え木を行う。なし、ぶどう等の棚栽培では、支柱やラセン杭等により揺れ防止に努める。

第 4 項 霜害対策

霜害に弱いなし、かき、もも等の果樹や農作物については、燃焼法、送風法及びべたがけ資材等により予防し、また特に霜の害を受けやすい地域では、防風樹は風がよく通るように樹間の枝を払って冷気の停滞による霜害を防ぐ。

また、果樹園において生育初期に被害を受けた場合は、その後の生育が劣るため、生育の状態に応じて新葉の展開後に葉面散布等を行う。

第 5 項 雪害(寒害を含む)対策

南国に位置する本市においてはあまり雪害の心配はないが、特に雪害に弱い農作物は降雪量が多くなると被害を受けるので、そのおそれのある際は、作物に応じ適切に対応する。特に、枝折れや枝裂けしやすい果樹については、支柱で誘引補強するとともに、積もった雪は早急に除雪する。また、防風樹や防風ネット等で寒風害を防止し、冬から春にかけての落葉を防ぐ。

加温ハウスでは、降雪時に設定温度を高めて二重カーテンを開き、融雪させて雪の滑落を図る。また、無加温ハウスは、支柱等で補強するとともにビニルの破損箇所や隙間をふさぎ、二重被覆や補助加温を行うなど寒害防止に努める。

第 6 項 のり養殖対策

- 1 台風等により、のり芽が流失したり、のり網が破損した場合は再種付、重ね張りによる種付、種網の購入、予備網等による張替等、時期に応じた養殖指導を行い、被害を最小限に食い止めるものとする。
- 2 豪雨時には、河口付近の漁場で塩分濃度の低下や河川からの流入物が、のり(芽及び葉体)の流失や病害発生の原因となる。これに対応するため海況の調査を実施し、のり網の沖合移動、低層張り、病害対策等を講じるものとする。

第30節 電力施設応急対策計画

(九州電力(株)熊本支店、九州電力送配電(株)熊本支社)

電力設備の非常災害応急復旧対策については、九州電力株式会社熊本支店及び九州電力送配電株式会社熊本支社において、災害対策に万全を期するため、「防災業務計画」に基づき「非常災害対策本部運営基準」を定めるとともに各配電事業所・営業所は当該本部に準じて「非常災害対策部運営基準」を定めている。

※荒尾市(福岡支社管轄)及び阿蘇郡小国町、南小国町、産山村、阿蘇市波野(大分支社管轄)を除く

本節においては、非常災害時に迅速かつ的確な応急対策を実施する事項を定めるものとする。

第1項 応急対策の方法

台風、洪水、地震などにより電力施設に非常災害の発生が予想される場合、各配電事業所・営業所においては定められた「非常災害対策部運営基準」に基づいて準備体制を確立し、直ちに「非常災害対策時の指令伝達・情報連絡系統」(別図)のとおり本店に非常災害対策総本部、支社には非常災害対策本部、各配電事業所・営業所に非常災害対策部が設置され、必要な情報の連絡及び対策に対する指令が伝達される。

また、非常災害が数時間以内に発生することが予想される場合及び発生した場合は、非常体制を確立し、非常対策に万全を期するものとする。

なお、南海トラフ地震発生時は、それぞれの対策組織を「非常災害」から「南海トラフ地震」へ名称を変更する。

第2項 応急対策実施にあたっての留意点

1 県の災害対策本部等との連絡体制

県に災害警戒本部又は災害対策本部が設置されて広範囲な停電が予想される場合は、同本部と停電情報等の提供及び復旧作業の迅速かつ的確な実施のための情報収集等の相互連絡を緊密に行うものとする。

2 電力復旧作業に伴う障害物の撤去等

電力復旧の遅延が人命に係る等、重大な社会的影響をもたらすと予想される場合は、関係機関に対し交通障害物の除去や道路仮補修、倒木等の除去等の協力を求めるものとする。

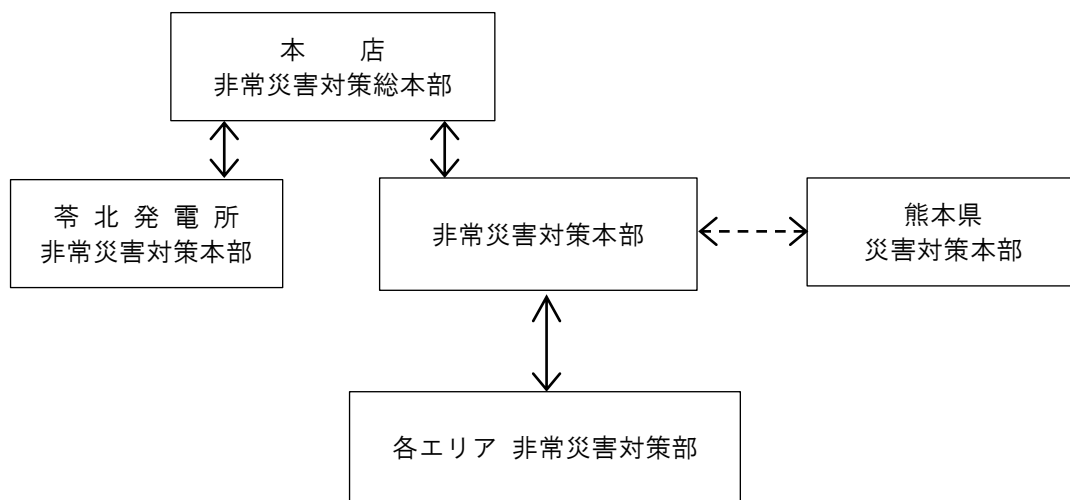
3 停電、復旧状況の広報

停電が広範囲あるいは長期に亘り、広報対応が困難な場合は、県及び市に防災行政無線、テレビ、ラジオ、新聞等による停電、復旧状況の広報の応援を求めるものとする。

4 復旧資材の配置

広範囲の災害、道路・交通機関の被災等を予測して、復旧資材を分散配置して、支社及び各配電事業所に機器の予備品、電柱、電線等の復旧資材を保管している。

■〔別図〕熊本支社非常対策時の指令伝達・情報連絡系統



第 3 項 電力施設応急対策計画

大規模地震発生時の災害応急復旧については、「熊本支社非常災害対策本部運営基準」に基づいた体制により対応し、迅速な停電の解消を図ることとする。

【資料編】16-2 九州電力株式会社・九州電力送配電株式会社

1 電力施設応急体制

(1) 初動体制の確立

- ア 震度 6 弱以上の地震が発生した場合、自動的に非常体制に入り、速やかに対策本部を設置するものとする。
- イ 震度 6 弱以上の地震が発生した場合、対策要員は次の行動をとるものとする。
 - (ア) 供給区域内で震度 6 弱以上の地震が発生した場合、当該地域の対策要員は上長との相互連絡を行い、その指示に従い行動することを基本とするが、通信途絶等で上長と連絡がとれない場合は、応急的な安全措置を講じたのち、自動出社とする。
 - (イ) 所属事業所への出社が困難な場合は、あらかじめ指定した事業所に出社する。なお、対策要員の被災を考慮し、組織責任者の代行者及び対策要員呼出の優先順位をあらかじめ指定しておくものとする。
- ウ 初期段階（対策本部機能確立まで）における情報連絡・指揮命令体制を整備し、早期の対策本部機能の確立に努めるものとする。
- エ 支社屋被災、交通途絶等により、支社屋内に対策本部設置が不可能な事態を想定し、あらかじめ対策本部の代替箇所を定めておくこととする。

2 応急対策の方法

(1) 対策本部の設置

早期に非常災害対応体制を確立し、応急復旧に当たることとする。

(2) 防災関係機関との情報連絡及び協力

市災害対策本部等の情報収集は、九電送配非常災害対策組織の本部要員を、必要に応じて市災害対策本部に派遣し、関係防災機関との緊密な連携に努めるものとする。

また、停電孤立地域へ災害対策用資機材及び復旧要員の輸送・派遣が困難な場合、県と情報共有を図り、市からの要請に基づき、県より自衛隊への災害対策用資機材及び復旧要員の輸送要請を行い、早期復旧に努めるものとする。

電力復旧作業に伴う交通障害物の除去や道路仮補修、倒木等の除去等については、関係機関に対し協力を求めるものとする。なお、緊急用車両については、あらかじめ車種、台数、横断幕等届出に必要な項目を整備することとする。

(3) 復旧資材の保管

復旧資材の保管場所については、地震発生時の交通網の混乱を考慮し配置するものとする。

(4) 広報活動

被災者の冷静かつ客観的判断に資する停電・復旧状況等の情報について、的確な広報を行うこととする。とくに、送電災害時における安全確認についての広報に努めることとする。

第 3 1 節 ガス施設応急対策計画（西部ガス株式会社）

災害時におけるガス施設の応急対策は次の計画によるものとする。

第 1 項 実施機関

名称	所在地	電話
西部ガス(株)供給本部熊本供給部	熊本市中央区萩原町14番10号	096-370-8617

第 2 項 保安体制

1 保安規程

ガス事業者は、ガス事業法第 24 条第 1 項及び第 64 条第 1 項に基づいて保安規程を定め、ガス工作物の工事、維持及び運用に関する保安を確保するものとする。

2 ガス事業者における防災体制の確立

台風、洪水、高潮、地震、火災等による広範囲にわたるガス施設の災害の防止及び被害の軽減を図るため、各ガス事業者は災害復旧活動の組織、人員、分担業務及び指令系統などを定めた「防災業務計画」を定め、防災体制の確立を図るものとする。

3 器材の整備

災害及び事故の発生時の被害を最小限にするとともに早期復旧を図るため、必要な器材を備えておくものとする。

第 3 項 災害発生時におけるガス事業者の措置

1 非常体制

災害が発生し、又は発生するおそれがある場合は、「防災業務計画」に基づき、速やかに次の非常体制を確立し、迅速かつ適切な措置を講ずるものとする。

体制	体制確立の基準
第1非常体制	被害又は被害予想が軽度又は局地の場合
第2非常体制	被害又は被害予想が中程度の場合
第3非常体制	被害又は被害予想がはなはだしい場合
総合非常体制	広域、大規模な災害が発生した場合

2 処理体制

災害の規模、影響度合いに応じ、あらかじめ定めた風水害等防災要綱の体制を基に、地区要員及び応援要員により、処理を行う。

需要家からのガス漏えい及び導管事故等の通報に対する受付、連絡及び処理体制は次によるものとし、詳細については、各ガス事業者の定める「ガス漏えい及び導管事故等処理要領」によるものとする。

- (1) 各ガス事業者は、事業所ごとに次の要員を常時配置するものとする

ア 保安責任者

通報に対する受付、連絡、出動及び処理に関する指示及び命令（特別出動体制の場合は除く）を行う者

イ 受付担当者

通報を受付け、これを関係箇所に連絡する者

ウ 通信担当者

処理要員から無線等により連絡又は報告を受けるとともに、保安責任者の指示を受けて処理要員に必要な指示及び応援等の手配を行う者

- (2) 事業所ごとに出勤した処理要員と無線連絡が可能な設備を整備しておくものとする。

- (3) 受付担当者は受付けた通報の状況に応じ、ガス栓又はメーターガス栓の閉止、火気使用の禁止、電気スイッチ点滅禁止、窓の開放、近隣への通報等、必要と思われる措置を講じるよう通報者に協力要請するものとする。

- (4) 保安責任者は通報又は現場に出動した処理要員からの連絡に基づき、事故が発生し、又は発生するおそれがあると認められる場合には、直ちに消防機関及び警察機関へ連絡し、協力を要請するものとする。

第 4 項 ガス事業者と関係機関との連携

- 1 事故発生時には、事故拡大の防止又は復旧のため、事故の程度に応じた体制に従い、速やかに措置を講ずるものとする。
なお、ガス事業者の要員体制が不足する場合は、関係工事業者等の応援を求める。
- 2 ガス事業者と消防機関とは、緊急時における初動体制、連絡通報体制、現場等での措置等について「ガス漏れ及び爆発事故の防止対策に関する申し合わせ」を作成し、ガス保安体制の強化を図るものとする。
- 3 関係の消防機関、警察機関及び特定地下街等の管理者等との協議の上、連絡専用の加入電話回線整備等の通信設備を整備し、関係機関との連絡通報の円滑化を図るものとする。

第 5 項 広報活動

災害発生後、速やかに報道機関、広報車等を通じ、需要家に対してガスについての注意事項及び協力をお願いの広報を行う。

また、あわせて地方自治体、警察、消防等への情報連絡と広報活動への協力をお願いする。

災害発生により供給停止の措置がとられた場合は二次災害防止とともに需要家の不安の解消のため、供給停止地区及び供給継続地区へガスの安全使用に関する周知について広報活動を行う。

第 6 項 都市ガス施設応急対策

地震災害により都市ガス施設に被害があった場合、二次災害の発生を予防し、速やかに応急復旧を行い、迅速な機能の回復を図るものとする。

【資料編】16-3 西部ガス株式会社

1 通常時の連絡先

名称	所在地	電話
西部ガス(株)供給本部熊本供給部	熊本市中央区萩原町14番10号	096-370-8617

2 非常時の体制

災害の規模に応じて、「第 1 非常体制」「第 2 非常体制」「第 3 非常体制」「総合非常体制」を発令する。

第1非常体制	事業所の所在する地域に震度5弱の地震が発生した場合又は供給エリアの沿岸に大津波警報が発表された場合
第2非常体制	事業所の所在する地域に震度5弱の地震が発生し、漏えい又は供給支障等の被害が発生した場合
第3非常体制	事業所の所在する地域に震度5強以上の地震が発生した場合
総合非常体制	事業所の所在する地域に震度5強以上の地震が発生し、広範囲に被害が発生した場合又は事業所の所在する地域に震度6弱以上の地震が発生した場合

3 災害対策本部の設置等

- (1) 第 3 非常体制が発令されたときは、地区災害対策本部を設置する。
- (2) 総合非常体制が発令されたときは、本社に総合災害対策本部を設置する。

災害対策本部	名称	所在地	電話
地区災害対策本部	西部ガス(株)熊本地区	熊本市中央区萩原町14番10号	096-370-8617
総合災害対策本部	西部ガス(株)本社	福岡市博多区千代1-17-1	092-633-2263

4 社員の自動出動

気象庁が発表した各事業所の最寄りの地震観測地点の震度が 5 弱以上の場合は、あらかじめ定めた社員の自動出動とする。

なお、動員基準については地震防災要綱に別途定めるものとする。

5 社外機関との協調

(1) 地方防災会議等への参加と協力

平常時には、担当部署（事業所）が地方自治体の防災会議等と、また災害時には対策本部等が地方公共団体の災害対策本部等と緊密な連絡を保ち、この計画が円滑、適切に行われるよう努める。

ア 地方防災会議等への参画

地方防災会議等には、委員を推薦し参加させる。

イ 地方自治体災害対策本部との協調

この計画が円滑かつ適切に行われるよう次の事項に関し協調を図る。

- a 災害に関する情報の提供及び収集
- b 災害応急対策及び災害復旧対策の推進

6 緊急対策

二次災害防災のために必要がある場合は、次の措置を実施するものとする。

(1) 災害発生時における広報

- ア 災害発生時又は災害の発生が予想される場合においては発生直後、ガス供給停止時、復旧作業中及び復旧完了時の各時点において、その状況に応じた適切な広報活動を行うものとする。
- イ 災害発生後、ガス供給を継続する地区のお客さまに対しては、必要に応じて保安確保のための広報活動を行うものとする。
- ウ 広報活動については、災害発生時に即応できるように、報道機関、警察、消防機関等関係機関に協力を要請するほか、広報車等により実施する。また、状況に応じて地方自治体とも連携を図る。

(2) 災害発生時における緊急工事

- ア 災害に伴う緊急工事は、緊急度を勘案して、迅速かつ適切な措置を講じるものとする。
- イ 緊急工事に際しては、二次災害の発生防止に万全を期すとともに、対策要員の安全に十分配慮する。

(3) 地震時の供給停止判断

地震が発生した場合、次の各号に掲げるような大きな災害が確認されたブロックでは、ガス供給を停止する。

- ア 地震計のS I値があらかじめ定めた供給停止判断基準値以上を記録した地域及び製造所又は供給所ガスホルダーの送出量の大変動、主要整圧器等の大変動により供給継続が困難な地域については、直ちにガス供給を停止する。
- イ 地震計のS I値があらかじめ定めた供給停止判断基準値未満となった地域については、緊急巡回点検やガス漏えい通報の受付情報等から経時的に得られる被害状況により、二次災害の発生が予測される場合は、速やかにガス供給を停止する。

7 災害復旧対策

被災地の迅速な復旧のため、次の措置を行うものとする。

(1) 復旧計画の策定

災害が発生した場合は、被害状況の調査を速やかに行い、正確な情報を収集し、早期復旧をはかるため、次に掲げる各号の事項を明らかにした復旧計画を速やかに策定する。

- ア 復旧手順及び方法
- イ 復旧要員の動員及び配置計画
- ウ 復旧用資機材の調達計画
- エ 復旧作業の期間
- オ 供給停止のお客さま等への支援

- カ 宿泊施設の手配、食糧等の調達
- キ その他必要な対策

(2) 復旧作業の実施

復旧計画に基づき、二次災害防止に万全を期すとともに、速やかにガス施設の復旧作業を実施する。

ア 製造設備の復旧作業

被害を受けた製造設備は、復旧計画に基づき速やかに復旧する。

イ 供給設備の復旧作業

供給設備の復旧作業は、二次災害の発生防止に万全を期しつつ、次の手順により行う。

(ア) 高・中圧導管の復旧作業

- a 区間遮断
- b 漏えい検査
- c 漏えい箇所の修理
- d ガス開通

(イ) 低圧導管の復旧作業

- a 閉栓確認作業
- b 復旧ブロック内巡回調査
- c 被災地域の復旧ブロック化
- d 復旧ブロック内の漏えい検査
- e 本支管、供給管、灯外内管の漏えい箇所の修理
- f 本支管混入空気除去
- g 内管検査及び灯内内管修理
- h 点火、燃焼試験（給排気設備の点検）
- i 開栓

(3) 災害時における復旧用資材の確保

ア 調達

対策本部は、予備品、貯蔵品等の復旧用資機材の在庫量を確認し、調達を必要とする資機材は、次のいずれかの方法により速やかに確保する。

- (ア) 取引先、メーカー等からの調達
- (イ) 対策本部間の相互流用
- (ウ) 他ガス事業者等からの融通

イ 復旧用資機材置場等の確保

災害時において、復旧用資機材置場及び仮設用用地が緊急に必要な場合には、あらかじめ調査した前進基地用地等の利用を検討し、この確保が困難と思われる場合は、関係省庁・地方自治体等の災害対策本部に依頼して、迅速な確保を図る。

(4) 他事業者との協力

自社のみでは、早期復旧が困難であると考えられる場合には、被害を免れたガス事業者からの協力を得るため、一般社団法人日本ガス協会の「非常事態における応援要綱」に基づき、日本ガス協会へ応援を要請する。

第 3 2 節 通信施設応急対策計画 (NTT 西日本熊本支店)

災害時における通信施設の応急対策は次の計画によるものとする。

第 1 項 通信施設災害応急対策

地震災害により通信施設に被害を受けた場合は、通信ふくそうの緩和及び重要施設の確保を図るものとする。

【資料編】16-1 NTT 西日本熊本支店災害等対策実施細則（抜粋）

1 災害時における情報の収集

災害が発生したときは、重要通信を確保し、あるいは被災した電気通信設備等を迅速に復旧するため、情報を収集するとともに、関係組織相互間への連絡、周知を行うものとする。

2 通信の非常措置

(1) 重要通信の確保

- ア 応急回線の作成、網措置等そ通確保の措置をとる。
- イ 通信のそ通が著しく困難となり、重要通信を確保するために必要があるときは、電気通信事業法第 8 条第 2 項及び電気通信事業法施行規則第 56 条の定めるところにより、臨機に利用制限等の措置をとる。
- ウ 非常、緊急通話又は非常、緊急電報は、電気通信事業法第 8 条第 1 項及び電気通信事業法施行規則第 55 条の定めるところにより、一般の通話又は電報に優先して取扱う。
- エ 警察、消防その他の諸官庁等が設置する通信網と連携をとる。
- オ 電気通信事業者及び防災行政無線との連携をとる。

(2) 被災地特設公衆電話の設置

通信施設が大規模地震により被害を受け不通になった場合でも、避難所等に被災者が利用するため、ポータブル衛星通信車等による特設公衆電話の設置に努めるものとする。

(3) 安否の確認用の災害用伝言ダイヤル及び災害用伝言板の運用

- ア 災害用伝言ダイヤル（171）
被災地への通信が増加し、連絡がとりにくい状況になった場合には、被災地住民が安否等に関する情報を録音し、当該情報を他の地域から聞くことのできる災害用伝言ダイヤル（171）を運用する。
- イ 災害用伝言板（web171）
文字・音声・画像情報でご家族の安否情報がインターネット上で確認できる災害用伝言板（web171）を運用する。

3 災害時における広報活動

- (1) 災害が発生した場合は、通信のそ通及び利用制限の措置状況並びに被災した電気通信設備等の応急復旧の状況等の広報を行い、通信のそ通ができないことによる社会不安の解消に努めるものとする。
- (2) 広報については、テレビ、ラジオ、新聞等の報道機関を通じて行うほか、必要に応じてホームページや支店前掲示等により直接当該被災地に周知するものとする。
- (3) 災害用伝言ダイヤル等を提供した場合、交換機よりのふくそうトーキ案内、避難所等での利用案内を実施するほか、必要に応じて報道機関、自治体との協力体制により、テレビ、ラジオ、防災無線等で利用案内を実施する。

4 設備の応急復旧

- (1) 非常体制が発令された場合は、対策要員は速やかに所属する対策本部に出動するものとする。
- (2) 被災した電気通信設備等の復旧は、サービス回復を第一主義として速やかに実施するものとする。
- (3) 必要と認めるときは、NTT西日本グループから最大限の復旧要員を被災地へ派遣し、早期復旧に努めるものとする。
- (4) 復旧にあたっては、行政機関、ライフライン事業者と提携し、早期復旧に努めるものとする。
- (5) 通信途絶地域へ災害対策用資機材及び復旧要員の輸送・派遣が困難な場合、県と情報共有を図り、市町村からの要求にもとづき、県より自衛隊への災害対策用資機材及び復旧要員の輸送要請を行い、早期復旧に努めるものとする。

第33節 鉄道施設応急対策計画 (九州旅客鉄道株式会社熊本支社)

第1項 災害時の列車の運転規制

災害発生時における列車の運転規制については、「運転取扱実施基準」、「気象異常時運転規制手続（規定）」、「運転事故並びに災害応急処理標準」に基づき対処するものとする。

第2項 地震計の設置箇所

既設の地震警報装置により、大規模地震発生時の列車運転に関する規制を行うものとする。なお、地震計の設置箇所は次のとおりである

線 名	設 置 停 車 場	備 考
鹿 児 島 本 線	玉 名	大 牟 田 ～ 植 木
鹿 児 島 本 線	熊 本	植 木 ～ 松 橋
豊 肥 本 線		熊 本 ～ 肥後大津
三 角 線		宇 土 ～ 三 角
鹿 児 島 本 線	八 代	松 橋 ～ 八 代
肥 薩 線		八 代 ～ 白 石
肥 薩 線	人 吉	白 石 ～ 真 幸※1
豊 肥 本 線	立 野	肥後大津 ～ 赤 水
豊 肥 本 線	宮 地	赤 水 ～ 滝 水

※1 2020年7月豪雨災害により不通区間のため非稼働

第3項 災害時の代替輸送方法

列車の運転規制が長時間にわたると認められるときは、バス等による代替輸送又は振替輸送を検討するものとする。

第4項 災害対策本部の設置

災害発生時においては、「運転事故並びに災害応急処理標準」に定める基準に従い、本社又は支社に対策本部を設置するとともに、現場に復旧現場本部を設置し、情報収集、連絡広報、応急復旧、代行輸送、救護活動等の災害対策を総括するものとする。

第5項 連絡通報体制

災害発生時における連絡通報については、「運転事故並びに災害応急処理標準」及び「気象異常時運転規制手続（規定）」に定める連絡系統により、連絡施設を有効活用し、正確、敏速を期するものとする。

第 6 項 応急措置（案内広報等）

災害発生時において、列車の運転に支障が認められるときは、直ちに列車の緊急停止手配を行うものとする。

駅設置の地震計が計測震度 4.5 以上の時、列車無線等により全列車の停止措置をとるものとする。

また、旅客に対する案内広報業務に関しては、関係駅区との連絡を緊密に行い、災害情報、代行輸送の方法、復旧の見込み、その他必要な事項について正確な情報を提供し、混乱の発生を防止するものとする。

また、報道機関に対しては、広報担当者を定めて情報の提供を行うこととする。

第 7 項 応急復旧体制

災害発生時における応急復旧体制については、「運転事故並びに災害応急処理標準」に基づき、本社、支社対策本部と密接な連絡をとって正確な状況把握を行い、応急復旧の具体的な方法、復旧資材の調達、復旧要員の確保計画等を策定し、速やかに復旧するものとする。

第34節 九州自動車道等災害対策計画 (西日本高速道路(株)、九州地方整備局)

県内の九州自動車道(以下、「高速道路等」という。)における災害を防止し、被害の軽減を図るため、関係機関は次の措置を実施するものとする。

第1項 防災体制

西日本高速道路(株)及び九州地方整備局は、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合は、下表の防災体制の発令基準(別表1)に従って、必要な体制をとるものとする。

■防災体制の発令基準(別表1)

体制	基準
警戒体制	交通規制実施基準(別表2)に規定する交通規制実施基準により交通規制を実施した場合及び交通規制の実施が予想される場合(霧及び風による通行規制を除く)
緊急体制	同実施基準により通行止めを実施した場合(霧及び風による通行規制を除く)
非常体制	次の各号に該当する場合 1 広範囲又は長期間にわたり通行止めを必要とする場合 2 多数の死傷者が生じた場合、その他社会的影響が甚大である場合

大規模な災害により上記体制のみでは応急活動等の円滑な実施が困難な場合は関係機関の応援を求めるものとし、必要に応じて、県及び県警察は組織計画に基づく県災害対策本部、災害警備計画に基づく県災害警備本部等を組織し、災害の拡大防止に努めるものとする。

第2項 交通規制

県警察及び西日本高速道路(株)及び九州地方整備局は災害が発生し、又は発生するおそれがある場合には直ちに交通規制を実施するものとする。

なお、この実施基準は下表の交通規制実施基準(別表2)によるものとし、規制を実施した場合は、必要に応じ関係機関に通知するものとする。規制の変更又は解除についても、これに準ずるものとする。

■交通規制実施基準(別表2)

(九州自動車道)

平成26年4月1日現在

区分	地震	降雨	霧	風(最大風速)	その他
交通規制	計測震度4.0以上	○連続雨量150(100)mm以上 ○時間雨量30(20)mm以上又は警報が発表された場合	視程150m未満	風速15m/s以上(10分間平均風速) 暴風警報が発表された場合	
		(九州道 八代以北) ○連続雨量75mm以上かつ注意報若しくは警報が発表された場合 (九州道 八代以南) ○連続雨量100mm以上かつ注意報若しくは警報が発表された場合			

通行止め	計測震度 4.5 以上 点検の結果 通行止めを 必要とする とき	(九州道 八代以北) ○連続雨量 250mm 以上 ○連続雨量が 150mm に達し、かつ 時間雨量が 50mm に達した場合 (第二通行止め基準) ○連続雨量 200mm 以上 ○連続雨量が 100mm に達し、かつ 時間雨量が 50mm に達した場合	視界不良に より通行止 めが必要と 考えられる 場合	風速 20m/s 以 上 (10 分間平均 風速) 事故発生・施 設損壊の危険 を有する場合	トンネル 内火災等 通行止め が必要と 考えられ る場合
		(九州道 八代以南) ○連続雨量 350mm 以上 ○連続雨量が 200mm に達し、かつ 時間雨量が 50mm に達した場合 (第二通行止め基準) ○連続雨量 300mm 以上 ○連続雨量が 150mm に達し、かつ 時間雨量が 50mm に達した場合			

注 1) 本表にいう交通規制は最高速度 50km/時規制をいう。
注 2) 「第二通行止め基準」は、通行止め解除後で連続雨量が一旦ゼロになった後、24 時間以内に再び降雨が開始した場合の基準をいう。

第 3 項 緊急通行車両の取扱い

災害の発生等により通行の禁止又は制限を実施した場合において、災害対策基本法施行令第 32 条の 2 に規定する緊急通行車両の通行が必要であると認められるときは、西日本高速道路（株）は、緊急通行車両の通行確保のため、道路の機能回復について応急の措置を講ずるよう努めるものとする。

第 4 項 救急救助体制

西日本高速道路（株）及び関係機関は、協力して適切かつ効率的な人命救護を行うため、救急救助体制を整備充実するものとする。

【西日本高速道路（株）の緊急体制】

西日本高速道路（株）及び関係機関は高速道路等における救急救助体制の整備を図るため、熊本県九州自動車道消防連絡協議会等において、事故発生時における関係機関の業務分担、情報交換、指揮調整の方法、防災訓練の実施等を推進するものとする。

なお、高速道路等における火災及びその他の災害への対応は「九州自動車道における消防相互応援協定」によるものとする。

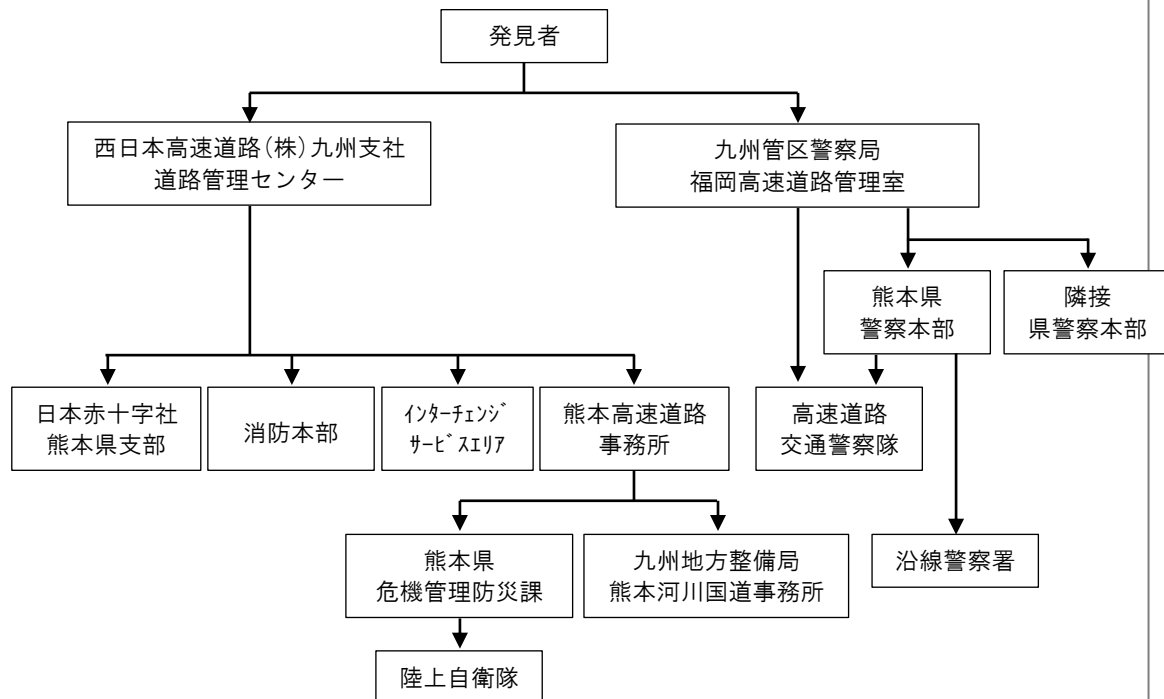
第 5 項 救急医療体制

災害により負傷者が発生した場合、救急隊は情報司令課や救急課が広域災害救急医療情報システムを活用して得た情報等を基に、医療機関と連絡をとり、搬送するものとする。

なお、大規模な災害により、多数の死傷者が発生した場合は、医療救護計画に基づき、応急の医療救護活動を実施するものとする。

第6項 情報連絡体制

1 連絡系統



2 連絡窓口

機関名	連絡窓口	電話番号
西日本高速道路(株)九州支社	道路管制センター	092-925-4062
熊本高速道路事務所	企画担当課	0965-39-0711
九州管区警察局福岡高速道路管理室	管制係	092-622-5000 (内線 771-204)
熊本県警察本部	交通企画課	110・096-381-0110 (内線 5023)
	交通規制課	〃 〃 (内線 5182)
	交通機動隊	096-245-0047
	高速道路交通警察隊	0965-39-0321
	警備第二課	110・096-381-0110 (内線 5773)
有明広域行政事務組合消防本部		119・0968-73-5272
山鹿市消防本部		〃 0968-43-1194
菊池広域連合消防本部		〃 096-232-9331
熊本市消防局		〃 096-363-0119
上益城消防本部		〃 096-282-1955
宇城広域連合消防本部		〃 0964-22-0554
八代広域消防本部		〃 0965-32-6181
人吉下球磨消防本部		〃 0966-22-5241
熊本県	危機管理防災課	096-333-2115 (災害対策班)
	道路保全課	096-333-2504 (維持防災班)
	くらしの安全推進課	096-333-2293 (交通・くらし安全班)

機関名	連絡窓口	電話番号
陸上自衛隊第 8 師団	第 3 部防衛班	096-343-3141 (内線 3237)
九州地方整備局熊本河川国道事務所	道路管理第 1 課	096-382-1111
日本赤十字社 熊本県支部	事業推進課	096-384-2119
		096-384-5465 (災害時有線電話)
熊本地方気象台		096-324-3283
日本道路交通情報センター(福岡)		092-721-1331
〃 (熊本)		096-382-8686
J A F 熊本支部		096-363-1502

第 7 項 広報

西日本高速道路（株）は災害が発生し、又は発生するおそれがある場合に際し、交通規制等の措置を講じた時はその旨を日本道路交通情報センターに通知するとともに、ラジオ、テレビ等を通じ住民に広報するものとする。

第35節 災害ボランティア活用計画

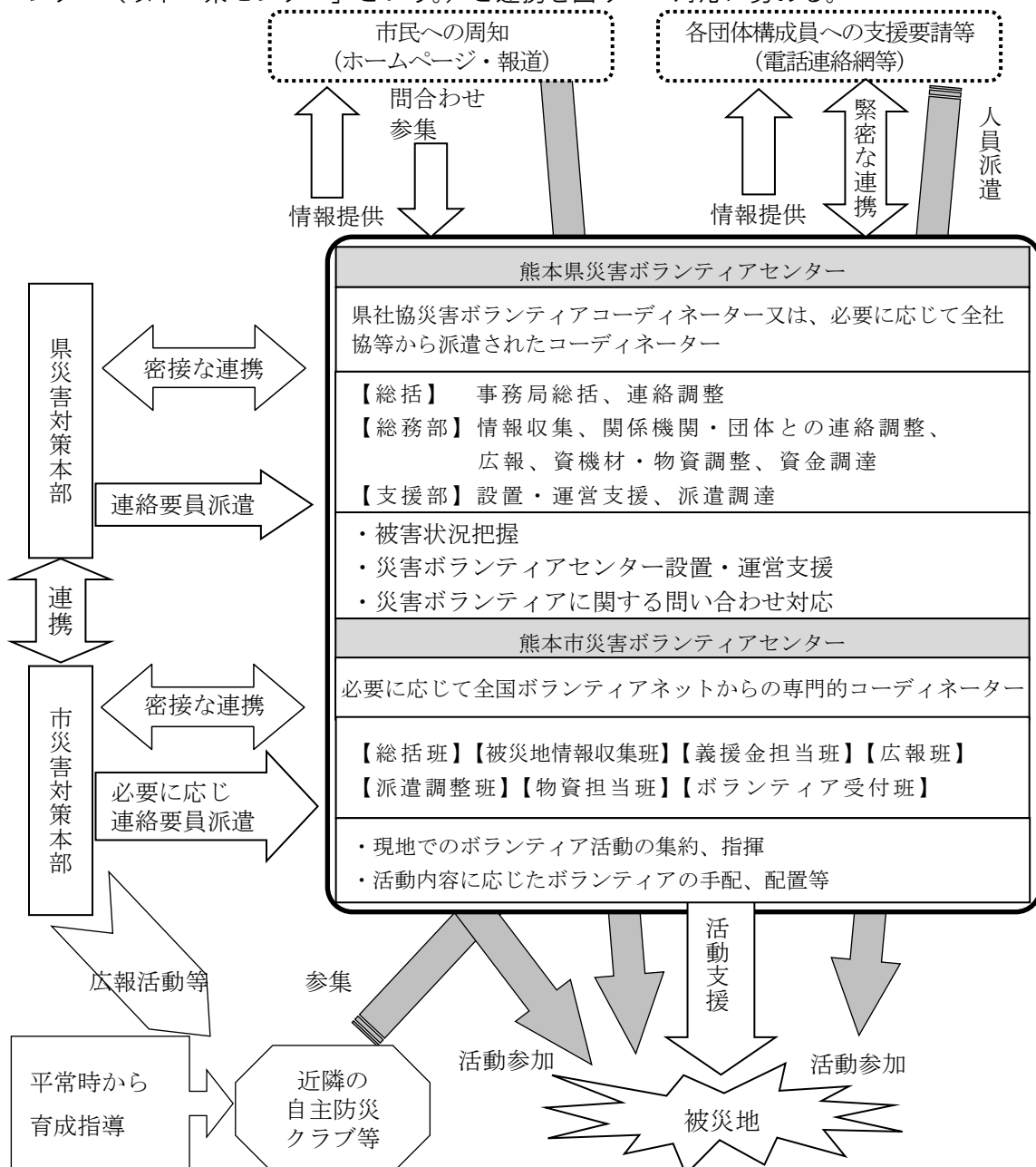
【関連部局】
文化市民局
各区役所

大規模災害が発生したときには、市防災関係機関等の職員だけでは十分に対応しきれないことが予想される。このような場合、災害応急対策の的確な実施を図るため、災害ボランティアの参加・協力が不可欠である。

市は、社会福祉法人熊本市社会福祉協議会と災害ボランティアセンターの設置等に関する協定を締結しており、ボランティア活動による円滑な救援活動を実施する必要があると認められるときは、速やかに熊本市災害ボランティアセンター（以下「市センター」という。）の設置を要請するものとする。

災害時のみならず復旧時においても、ボランティア相互の情報交換の場の提供などについて被災住民の支援を図るとともに、全国から駆けつけるボランティアの善意が効果的に活かされるよう、活動の支援、調整に努める。

また、市及び県は、熊本市災害ボランティアセンター及び熊本県災害ボランティアセンター（以下「県センター」という。）と連携を図りつつ対応に努める。



【関連部局】
文化市民局

第 1 項 災害ボランティア活動を支援する体制整備

1 熊本市災害ボランティアセンター、熊本県災害ボランティアセンターの設置

市及び熊本市社会福祉協議会は、熊本県社会福祉協議会及び県センターの受入れ調整等の協力・支援を得ながら、市センターの設置に努める。各災害ボランティアセンターの役割は次のとおりとする。

(1) 熊本市災害ボランティアセンター

ア 市センターの役割と機能

- (ア) 市や県センターとの連絡調整
- (イ) 地域のボランティア関係団体との情報交換及び運営スタッフなどの派遣要請
- (ウ) 活動用資材や機材の調達（市、県センターとの連携）
- (エ) ボランティアニーズ及び被害状況の把握
- (オ) ボランティアの受入れ
- (カ) ボランティアの移動手段の確保
- (キ) ボランティア希望者の配置等
- (ク) 救援物資の仕分け、配布
- (ケ) 現地での支援活動
- (コ) ボランティアの健康管理
- (サ) その他

イ 市の災害ボランティア活動拠点

災害ボランティアセンター本部を設置し、必要に応じて現地事務所を設置する。

【本部及び現地事務所候補地】

名称	所在地
熊本市社会福祉協議会	熊本市中央区新町 2 丁目 4 - 2 7
花畑広場	中央区花畑町 7 - 7
熊本駅白川口（東口）駅前広場	西区春日 3 丁目
熊本大学大江総合運動場	中央区渡鹿 4 丁目 1 - 1
リサイクル情報プラザ跡地	東区戸島町 2 5 7 0
城山運動施設	西区上代 9 丁目 6 - 3 6
城南まちづくりセンター・ センター南側駐車場	南区城南町宮地 1 0 5 0
火の君文化センター	南区城南町舞原 3 9 4 - 1
熊本保健科学大学	北区和泉町 3 2 5

(2) 熊本県災害ボランティアセンター

ア 県センターの役割と機能

- (ア) 関係機関、団体との連絡調整
- (イ) 応援職員派遣の調整
- (ウ) 被災地センター設置までのボランティア活動参加申請者への対応
- (エ) 被災地センターの設置支援→被災地センターの設置・運営支援
- (オ) 各種情報収集及び発信

- (カ) 資材や機材の仲介→資機材や物資の調達
- (キ) 県センターの運営及びボランティア活動等に係る資金調達
- イ 県の災害ボランティア活動拠点

名称	所在地
熊本県災害ボランティアセンター	中央区南千反畑町3番7号 (熊本県総合福祉センター2階)

2 市及び県の対応

(1) 市の対応

文化市民局対策部市民総務・応急支援班及び各区対策部総務班は、市センターの設置・運営について、災害状況に応じて次の対応を行う。

ア 連絡調整窓口の設置

市センターとの情報交換や協議等を行う連絡調整窓口を設置する。また、市センターの円滑な運営のため、市センターと協議のうえ、職員を市センターに常駐させる。

イ 活動場所の提供

市センターの円滑な運営のため、市社協と協議のうえ、活動場所の提供を行う。

ウ 行政情報の適切な提供

被災状況や避難所開設状況、ライフラインの復旧状況、交通規制や公共交通機関の復旧状況等の行政情報を、適時適切に市センターに提供する。

(2) 県の対応

ア 連携会議の設置

県は、県内で大規模又は甚大な災害が発生した場合は、県社協及びNPO等の災害ボランティア団体ネットワークとの連携会議を直ちに設置し、円滑な連携体制を確立するものとする。

イ 連絡調整窓口の設置

県は、ボランティアに関する連絡調整窓口を健康福祉政策課に設置する。また、県は、県センターの円滑な運営を図るため、県センターと協議のうえ、職員を県センターに常駐させる。

ウ 行政情報の適切な提供

県は、被災状況や避難所開設状況、ライフラインの復旧状況、交通規制や公共交通機関の復旧状況等の行政情報を、適時適切に県センター及びNPO等の災害ボランティア団体ネットワークに提供する。

エ 他道府県、報道機関に対する情報の提供

県は、被害状況やボランティアに対するニーズ等についてホームページや報道機関等を通して情報提供を行うとともに、必要な物資、資材や機材、ボランティアやボランティアセンター運営資金などの募集に関する広報への協力を行う。

オ ボランティアの活動環境整備

県は、必要に応じ、ボランティアの活動環境の整備に努めるものとする。

3 日本赤十字社熊本県支部の対応

日本赤十字社熊本県支部は、県センターからの要請に応じて、職員又は赤十字防災ボランティアリーダーを連絡調整員として派遣する。

4 熊本県共同募金会の対応

熊本県共同募金会は、被災者への支援・救援活動を行うNPO、ボランティアグループ及び民間の災害ボランティアセンターなどに対して、必要に応じて活動資金を支援する。

第 2 項 災害ボランティア団体の活動

災害ボランティアが活動する内容は、主として次のとおりとする。

区分	活動内容
生活支援に関する業務	○被災者家屋等の清掃活動 ○現地災害ボランティアセンター運営の補助 ○避難所運営の補助 ○炊き出し、食料等の配布 ○救援物資等の仕分け、輸送 ○高齢者、障がい者等の介護補助 ○被災者の話し相手・励まし ○その他被災地での軽作業（危険を伴わないもの）
専門的な知識を要する業務	○救護所等での医療、看護 ○被災宅地の応急危険度判定 ○外国人のための通訳 ○被災者へのメンタルヘルスケア ○高齢者、障がい者等への介護・支援 ○アマチュア無線等を利用した情報通信事務 ○公共土木施設の調査等 ○その他専門的な技術・知識が必要な業務

第 3 6 節 災害救助法の適用

本節では、市域に一定規模以上の災害が発生し、被災者が現に応急的な救助を必要としている場合において、災害救助法を適用し、応急的な救助を行うための計画を定める。

本市は、災害救助法第 2 条の 2 に基づき、内閣総理大臣より救助実施市の指定(平成 31 年 4 月 1 日)を受けていることから、県との密接な連携体制のもと、円滑かつ迅速に災害救助を実施する。

なお、救助実施市の指定にあたり、県と市で「熊本市の救助実施市指定後における申合せ」(平成 31 年 2 月 8 日)により、県と市との調整及び連携について、以下の取り決めを行っている。

- 1 県・市連絡会議の設置
- 2 物資の供給及び役務の提供を適正かつ円滑に行うための連絡調整会議の設置
- 3 県市共同訓練の実施
- 4 非常時の県への職員派遣
- 5 特別基準に関する県市共有体制
- 6 資源配分に関する事項
- 7 県及び市における相互応援
- 8 救助に要する費用負担・求償事務の考え方

第 1 項 災害救助法の適用基準

災害救助法の適用基準は、法に別段の定めがある場合を除き、「災害救助法施行令」第 1 条 1 項第 1 号から第 4 号までの規定に定めるところによる。

本部長は、次のいずれかに該当する場合、もしくは、災害が発生するおそれがある場合において、災害対策基本法第 23 条の 3 第 1 項に規定する特定災害対策本部、同法 24 条第 1 項に規定する非常災害対策本部又は同法第 28 条の 2 第 1 項に規定する緊急災害対策本部が設置され、同法第 23 条の 3 第 2 項の規定により当該本部の所管区域が告示されたときは、災害救助法の適用を決定する。

なお、指定都市については、市又は区若しくは総合区のいずれの地域を単位とすることができる。

該当条項	指標となる被害項目	滅失世帯数
1 項第 1 号	(1) 市内の住家が滅失した世帯の数	市全域：150 以上 中央区：100 以上 東 区：100 以上 西 区：80 以上 南 区：100 以上 北 区：100 以上

【関連部局】
政策局

1 項第 2 号	(2) 県内の住家が滅失した世帯数のうち 市内の住家が滅失した世帯の数	県内 1,500 以上かつ、 市全域：75 以上 中央区：50 以上 東 区：50 以上 西 区：40 以上 南 区：50 以上 北 区：50 以上
1 項第 3 号 (前段)	(3) 県内の住家が滅失した世帯数のうち 市内の住家が滅失した世帯の数	県内 7,000 以上かつ、 市内多数
1 項第 3 号 (後段)	(4) 災害が隔絶した地域で発生したもの である等、被災者の救護が著しく困 難である場合 ※	多数
1 項第 4 号	(5) 多数の者が生命又は身体に危害を受 け、又は受けるおそれが生じた場合 ※	

注 1) ※印の場合は、内閣総理大臣と事前協議を行う

注 2) 上記表「滅失世帯数」欄における多数とは、最低 5 以上必要と考えられている。
なお、住家の滅失が 5 世帯を下回り、滅失世帯数が多数と認められない場合であつても、令第 1 項第 4 号の定めるところ等により、法による救助の途は開かれている。

注 3) 上記 (4) に係る事例

- ①被害地域が他の集落から隔離又は孤立しているため生活必需品等の補給が極めて困難な場合で、被災者の救助に特殊の補給方法等を必要とする場合
- ②有毒ガスの発生、放射性物質の放出等のため、被災者の救助が極めて困難であり、そのため特殊の技術を必要とする場合

注 4) 上記 (5) に係る事例

- ①火山噴火、有毒ガスの発生、放射性物質の放出等のため、多数の住民が避難の指示を受けて避難生活を余儀なくされる場合等、災害が発生し、又は発生するおそれのある地域に所在する多数の者が、避難して継続的に救助を必要とする場合
- ②交通路の途絶のため多数の登山者等が放置すれば飢餓状態に陥る場合等、被災者に対する食品若しくは生活必需品の給与等について特殊の補給方法を必要とし、又は被災者の救出について特殊の技術を必要とする場合

第 2 項 滅失世帯の算定基準

【関連部局】
政策局

1 滅失世帯の算定

住家が滅失した世帯の数の算定は、住家の「全壊（全焼・流失）」した世帯を基準とする。

半壊等については、災害救助法施行令第 1 条 2 項の規定により次のとおり、みなし換算を行う。

住家被害状況	算定根拠
全壊(全焼・流失)	1 世帯を滅失した世帯数 1 とする
半壊(半焼)	2 世帯を滅失した世帯数 1 とみなす
床上浸水	3 世帯を滅失した世帯数 1 とみなす

2 住家被害程度の認定

住家の被害程度の認定を行う基準は、次のとおりである。

被害の区分	認定の基準
住家全壊 (全焼・全流失)	住家がその居住のための基本的機能を喪失したもの、すなわち、住家全部が倒壊、流失、埋没、焼失したものまたは住家の損壊が甚だしく、補修により元通りに再使用することが困難なもので、具体的には、住家の損壊、焼失もしくは流失した部分の床面積がその住家の延床面積の 70%以上に達した程度のものである又は住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が 50%以上に達した程度のものである。
住家半壊 (半焼)	住家がその居住のための基本的機能の一部を喪失したもの、すなわち、住家の損壊が甚だしいが、補修すれば元通りに再使用できる程度のものである、具体的には、損壊部分がその住家の延床面積の 20%以上 70%未満のものである、または住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が 20%以上 50%未満のものである。 このうち、大規模な補修を行わなければ当該住宅に居住することが困難なもので、具体的には、損壊部分がその住家の延床面積の 50%以上 70%未満、またはその住家の損害割合が 40%以上 50%未満のものを大規模半壊とすることとし、大規模半壊に至らないまでも住宅に居住するために最低限必要な「居室の壁、床又は天井のいずれかの室内に面する部分」の過半の補修を含む「相当規模の補修」が必要なもので、具体的には、損壊部分がその住家の延床面積の 30%以上 50%未満、またはその住家の損害割合が 30%以上 40%未満のものを中規模半壊とする。
床上浸水	上記 2 点に該当しない場合であって、浸水が住家の床上に達した程度のものである又は土砂・竹木等の堆積により一時的に居住することができない状態となったものである。

注 1)「住家」とは、現実に居住のため使用している建物をいい、社会通念上の住家であるかどうかは問わない。

注 2)「世帯」とは、生計を一にしている実際の生活単位をいう。

注 3)「災害救助法による救助の実施について」(昭和 40 年 5 月 11 日付社施第 99 号)の一部改正について」(令和 3 年 3 月 31 日付け府政防第 429 号)に基づく

第 3 項 救助の実施に関する事務手続き

【関連部局】
政策局

1 災害救助法の適用

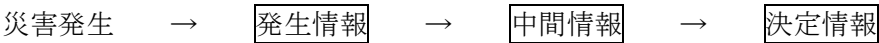
市災害対策本部は、県と連携、情報共有の下、災害救助法第 2 条第 2 項に定める基準に該当する場合、もしくは、被害の程度が災害救助法施行令に定める適用基準に該当する場合は、災害救助法の適用を決定する。

災害救助法の適用を決定した場合は、総合調整室災害救助法班は、速やかに内閣総理大臣に報告し、県、各局(区)対策部及び関係機関に連絡する。

2 救助の実施状況等の報告

各局(区)対策部は、災害救助法が適用された日から救済が完了するまでの間、救助の実施状況等について、総合調整室災害救助法班に報告する。なお、総合調整室災害救助法班は、本市の救助実施状況等を取りまとめ、内閣総理大臣に報告する。

(1) 報告の種類



(2) 報告内容及び報告の時期

	内容	報告時期
発生情報	・被害状況 ・既にとった措置及び今後の措置 等	災害発生直後
中間情報	・被害状況 ・応急救助の実施状況 等	適用後、救助の実施期間中 都度報告
決定情報	・確定した被害状況 ・応急救助の実施状況 等	応急救助の完了後

(3) 報告様式

「令和 3 年 3 月 31 日付け府政防第 429 号「災害救助法による救助の実施について」（昭和 40 年 5 月 11 日付社施第 99 号）の一部改正について」参照

3 災害救助法による救助の程度、方法及び期間内並びに実費弁償の基準

災害救助法による救助の程度、方法及び期間並びに実費弁償の基準は、内閣総理大臣が定める基準に従い、熊本市災害救助法施行細則に定めるとおりであるが、内閣総理大臣が定める基準（一般基準）では救助の適切な実施が困難な場合には、本部長は、内閣総理大臣に協議し、その同意を得た上で、救助の程度、方法及び期間（特別基準）を定めることができる。

なお、当該協議が必要となった場合は、原則として、事前に県に対しその内容を文書やメール等により情報提供する。

4 救助費用の精算

災害救助法に規定する各種救助に要する費用の精算は、各局（区）対策部から必要な関係書類を取りまとめた上で、内閣総理大臣に対して行うことから、各局（区）対策部は、初期活動から救助活動が完了するまでの間、(2)ウに記載する報告様式及び実施した救助の費用に係る関係書類を整備、保存する。

第 4 項 災害救助法による救助の種類とその措置

救助の種類は災害救助法第 4 条及び同施行令第 2 条に定められており、法令等に基づき次の救助を実施する。なお、救助の程度、救助の方法及び期間等については「災害救助法による救助の程度、方法及び期間並びに実費弁償の基準」（平成 25 年内閣府告示第 228 号）に従い定めた熊本市災害救助法施行細則による。

- 1 避難所及び応急仮設住宅の供与
- 2 炊き出しその他による食品の給与及び飲料水の供給
- 3 被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与

【関連部局】
全局

- 4 医療及び助産
- 5 被災者の救出
- 6 被災した住宅の応急修理
- 7 生業に必要な資金の貸与
- 8 学用品の給与
- 9 埋葬
- 10 死体の捜索及び処理
- 11 災害によって住居又はその周辺に運ばれた土石、竹木等で、日常生活に著しい支障を及ぼしているものの除去

※災害救助法第2条第2項の規定による救助の種類は、避難所の供与とする

【資料編】9-1 災害救助法による救助の程度、方法及び期間並びに実費弁償の基準について

第3章 災害復旧・復興計画

項目	関連部局	ページ
第1節 復旧・復興に向けた考え方	政策局	364
第2節 災害復興本部	政策局	365
第3節 市民生活安定のための緊急措置	政策局、財政局、文化市民局、健康福祉局、こども局、経済観光局、農水局、上下水道局、交通局、各区役所	366
第4節 公共施設の災害復旧	政策局、財政局、都市建設局、農水局、教育委員会、健康福祉局、こども局、病院局、経済観光局、上下水道局、交通局、各区役所	377
第5節 大規模災害からの復興に関する法律	政策局	384
第6節 復興計画	全局	385

第 1 節 復旧・復興に向けた考え方

災害からの復旧・復興に当たっては、被災者の生活再建・インフラや被災施設の復旧・地域経済の再生と活性化等を一日も早く実現するため、次に掲げる事項に留意しながら、復旧・復興事業を効果的かつ迅速に推進する。

- 1 被災状況や地域特性等を踏まえた上で、復旧・復興に当たっての方向性を示す基本方針を定めるとともに、必要に応じて、復興計画を策定する。
- 2 多様な市民の意見等を復興計画や復旧・復興事業に反映するとともに、市民・地域・行政がそれぞれ果たすべき責任と役割を分担し、互いに補完し、連携しながら復旧・復興に取り組む。
- 3 国、県及び近隣自治体、電力、通信等のインフラ事業者等の関係機関と緊密に連携・調整等を行いながら、復旧・復興を円滑に進める。

第 2 節 災害復興本部

復旧・復興に関する市政運営の方針及び重要な事務事業の周知並びに復旧・復興に関する情報の交換を行い、全庁的な情報共有を図ることにより、復旧・復興事業を効果的かつ迅速に推進するため、必要に応じて、災害復興本部を設置する。

【関連部局】
政策局

第 3 節 市民生活安定のための緊急措置

大規模災害が発生した時には、多くの人々が被災し、住宅や家財の喪失、経済的困窮、あるいは生命の危機に瀕して、地域社会が混乱に陥る可能性がある。

また、上水道、電気、ガス、電話などのライフライン(生活関連)施設の被害が重なり、被災者は極めて精神的に不安定な状態におかれることとなる。

市をはじめとする防災関係機関は、都市としてのサービスの機能の低下を補うため、代替サービスの提供や応急的な復旧対策を講じるとともに、市民生活再建のための各種援助施策をあわせて行う必要がある。

この節では、災害により独力では克服することが困難な被害を受けた市民に対して、国・県・市等が行う市民生活安定のための緊急措置に関する対策について示す。

また、被災した農林漁業者、中小企業者の早期経営安定を図るための復旧資金の幹旋を行うとともに、住宅の復旧資金融資の措置等について示す。

第 1 項 り災証明書の発行

市長は、災害の被災者から申請があったときは、その災害による被害戸数等にかかわらず、遅滞なく、住家の被害その他市長が定める種類の被害の状況を調査し、当該災害による被害の程度を証明するり災証明書を交付する。

また、り災証明書の交付に必要な業務の実施体制の確保を図るため、被害状況調査について専門的な知識及び経験を有する職員の育成、り災証明書の交付に関する規程や様式の準備、関係職員が事務処理に当たって参照できる簡便なマニュアルの作成、他の地方公共団体又は民間団体との連携の確保その他必要な措置を講じるよう努める。

あわせて、県等が実施する住家等被害認定の研修会などに参加し、災害時においては、迅速に被害認定を行うことができるよう職員の技術向上に努める。

なお、り災証明書の発行業務については、市民目線でのワンストップ窓口を目指し、関連部局によるプロジェクトチームで業務にあたる。

1 被害認定基準

災害による住家への被害程度を判定する際は、内閣府の災害の被害認定基準について（令和 3 年 6 月 24 日付府政防第 670 号）及び災害に係る住家の被害認定基準運用指針（令和 6 年 5 月 内閣府（防災担当））を基準とした区分とする。

【関連部局】

財政局
健康福祉局
経済観光局
農水局
各区役所

＜災害に係る住家の被害認定基準＞

被害の程度	認定基準
住家全壊 (全焼・全流失)	住家がその居住のための基本的機能を喪失したもの、すなわち、住家全部が倒壊、流失、埋没、焼失したもの、または住家の損壊が甚だしく、補修により元通りに再使用することが困難なもので、具体的には、住家の損壊、焼失若しくは流失した部分の床面積がその住家の延床面積の70%以上に達した程度のも、または住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が50%以上に達した程度のもとする。
住家半壊 (半焼)	住家がその居住のための基本的機能の一部を喪失したもの、すなわち、住家の損壊が甚だしいが、補修すれば元通りに再使用できる程度のも、具体的には、損壊部分がその住家の延床面積の20%以上70%未満のも、または住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が20%以上50%未満のもとする。
大規模半壊	居住する住家が半壊し、構造耐力上主要な部分の補修を含む大規模な補修を行わなければ当該住宅に居住することが困難なものの。具体的には、損壊部分がその住家の延床面積の50%以上70%未満のも、または住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が40%以上50%未満のもとする。
中規模半壊	居住する住家が半壊し、居室の壁、床又は天井のいずれかの室内に面する部分の過半の補修を含む相当規模の補修を行わなければ当該住宅に居住することが困難なものの。具体的には、損壊部分がその住家の延床面積の30%以上50%未満のも、または住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が30%以上40%未満のもとする。
半壊	住家半壊(半焼)のうち、大規模半壊、中規模半壊を除くもの。具体的には、損壊部分がその住家の延床面積の20%以上30%未満のも、または住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が20%以上30%未満のもとする。
準半壊	住家が半壊又は半焼に準ずる程度の損傷を受けたもので、具体的には、損壊部分がその住家の延床面積の10%以上20%未満のも、または住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が10%以上20%未満のもとする。

また、前述の基準のほかに、消防庁の災害報告取扱要領（昭和45年消防防第246号）に示されている判定基準もあり、認定基準に取り入れることとする。

■災害報告取扱要領（消防庁）における認定基準

被害の程度	認定基準
全壊	前述表と同様
半壊	前述表と同様
一部破損	全壊及び半壊にいたらない程度の住家の破損で、補修を必要とする程度のもとする。ただし、ガラスが数枚破損した程度のごく小さなものは除く。
床上浸水	住家の床より上に浸水したもの及び全壊・半壊には該当しないが、土砂竹木のたい積により一時的に居住することができないものとする。
床下浸水	床上浸水にいたらない程度に浸水したものとする。

2 事前準備

市は、災害発生により住家等に被害が及んだ場合又はそのような事態の発生が予想される場合、り災証明書を発行するための事前準備を行い、体制の整備に努める。

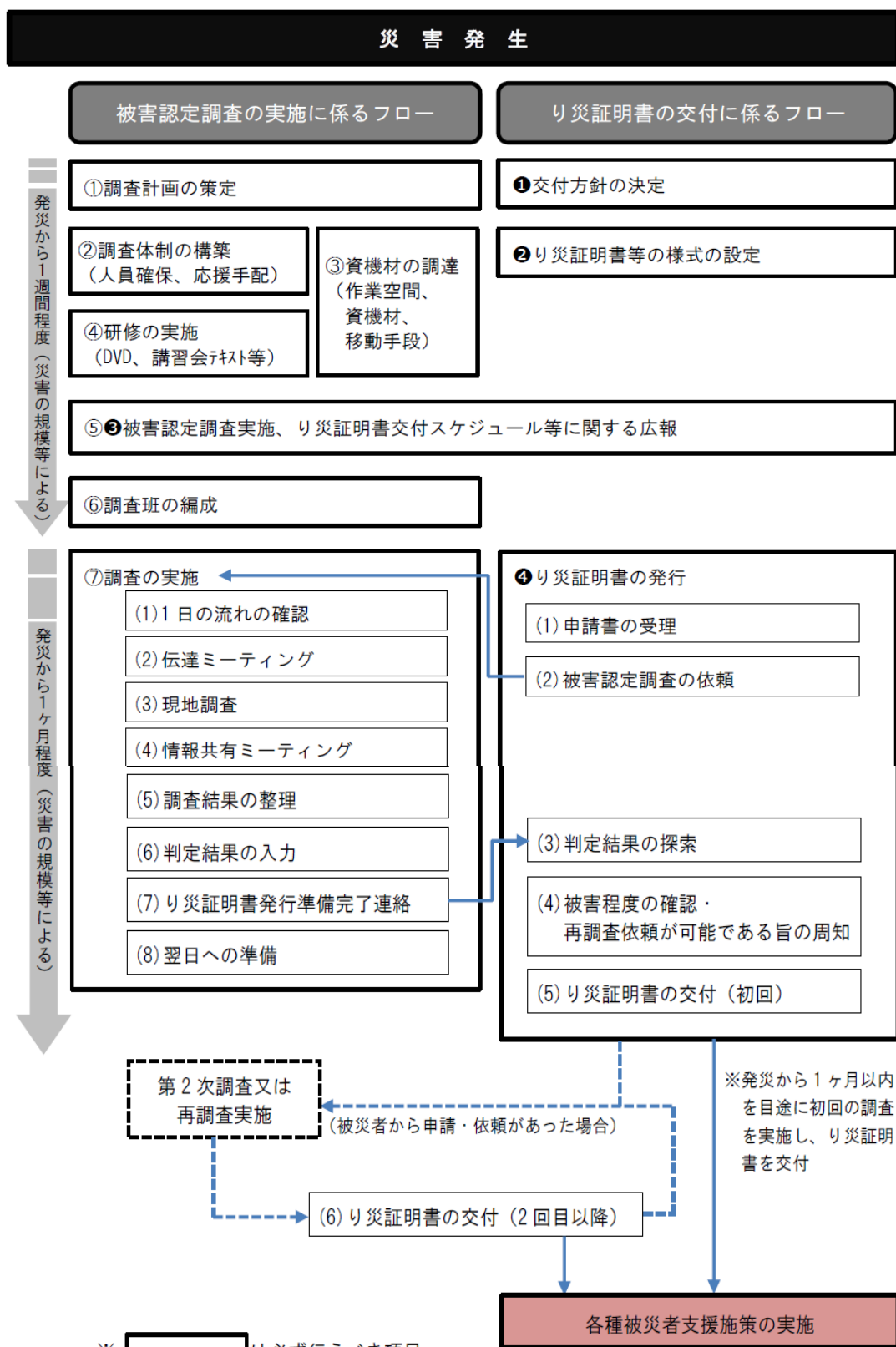
(1) り災証明書発行のための事前準備

- ア 発行方針の決定
- イ り災証明書の様式の設定
- ウ 資機材等の確保
- エ 申請窓口及び人員の確保

オ リ災証明書発行に関する広報活動等

(2) 被害認定調査のための事前準備

- ア 調査計画の策定
- イ 調査体制の構築及び調査班の編成
- ウ 調査用資機材の調達
- エ 職員研修の実施等



3 り災証明書の発行

り災証明書は、災害による被害の程度を証明し、その被害の程度により、被災者生活再建支援法（平成10年法律第66号）に基づく被災者生活再建支援金などの救済措置が適用されるため、市は市民に対して速やかに発行する。

(1) 申請窓口の開設等

被災者からのり災証明申請に対応するため、窓口では、被災者からの調査依頼を受け付け、被害認定調査の準備を行う。

被害の分類	対象者・対象物	申請窓口
住家	○住家（店舗兼住宅を含む）に被害を受けた方 ○区分所有建物（マンション）の共用部分に被害を受けられた方	各区役所 各総合出張所
事業者	○店舗、事務所、工場等事業所及び事業用設備等に被害を受けた方	
農林水産業関係	○農家、漁家 ○被害を受けた農水産業用施設・機械、農水産物、農地等	北東部農業振興センター農業振興課 同 東農業振興室 西南部農業振興センター農業振興課 同 河内農業振興室 同 南農業振興室 水産振興センター

(2) 被害認定調査の実施

被災者からり災証明申請を受けた住家等に対し、被害の程度を判定するため被害認定調査を実施する。調査体制は1班当たり2～3人を基本構成とし、災害に係る住家の被害認定基準運用指針（令和6年5月 内閣府（防災担当））等を基に調査を実施する。

なお、り災証明申請を受けた際に、被害状況の写真等を基に、一部破損等の被害の程度が低いと判断されるものについては、被害認定調査の実施を不要とする。

また、事業者を対象とするり災証明申請については、申請者が被害認定調査を希望しない場合は、被害認定調査の実施を不要とする。

(3) り災証明書の発行

被害認定調査より判定された結果等を基に、り災証明書を発行する。

なお、り災証明書の判定結果に対し、被災者は再調査を依頼することが可能であり、その場合は再度被害認定調査を実施し、り災証明書を再発行するものとする。

4 り災証明書発行に関する広報

り災証明の発行体制を速やかに整備し、発行開始日時、受付会場、申請時に必要な提出物等について、市広報紙、市ホームページ、市公式SNS等を活用し、被災者へ周知する。

【関連部局】
政策局
各区役所

第 2 項 被災者台帳の整備

市長は、被災者の援護を総合的かつ効率的に実施するため必要があると認めるときは、被災者の援護を実施するための基礎となる台帳（以下、「被災者台帳」という。）を作成することができる。

また、被災者支援業務の迅速化・効率化のため、被災者台帳の作成にデジタル技術を活用するものとする。

1 記載事項

被災者台帳には、被災者に関する以下の事項を記載し、又は記録する。

- (1) 氏名
- (2) 生年月日
- (3) 性別
- (4) 住所又は居所（避難先の住所ではなく、被災時の住所とする。※住民票の住所と異なる場合がある）
- (5) 住家の被害その他市長が定める種類の被害の状況
- (6) 援護の実施の状況
- (7) 要配慮者であるときは、その旨及び要配慮者に該当する事由
- (8) 電話番号その他の連絡先
- (9) 世帯の構成（被災時の世帯員とする。※住民票の住所と異なる場合がある。）
- (10) り災証明書の交付の状況
- (11) 市長が台帳情報を当該市以外の者に提供することに本人が同意している場合には、その提供先
- (12) (11)の提供を行った場合は、その旨及び日時
- (13) 被災者台帳の作成に当たって行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成 25 年法律第 27 号）第 2 条第 5 項に規定する個人番号を利用する場合には、当該被災者の個人番号
- (14) その他被災者の援護の実施に関し市長が必要と認める事項

2 情報の収集

- (1) 市長は、被災者台帳の作成に必要な限度で、その保有する被災者の氏名その他の被災者に関する情報を、その保有に当たって特定された利用の目的以外の目的のために内部で利用することができる。
- (2) 市長は、被災者台帳の作成のため必要があると認めるときは、関係地方公共団体の長その他の者に対して、被災者に関する情報の提供を求めることができる。
また、災害救助法に基づき被災者の救助を行ったときは、県に対し被災者に関する情報を提供する。

3 台帳情報の利用

市長は、市が被災者に対する援護の実施に必要な限度で、被災者台帳に記載し、又は記録された情報（以下この項において「台帳情報」という。）を、その保有に当たって特定された利用の目的以外の目的のために自ら利用することができる。

4 台帳情報の提供

- (1) 市長は、以下のいずれかに該当すると認めるときは、被災者台帳に記載し、又は記録された情報（以下「台帳情報」という。）を、その保有に当たって特定された利用の目的以外の目的のために提供することができる。
 - ア 本人（台帳情報によって識別される特定の個人をいう。）の同意があるとき、又は本人に提供するとき。
 - イ 他の地方公共団体に台帳情報を提供する場合において、台帳情報の提供を受ける者が、被災者に対する援護の実施に必要な限度で提供される情報を利用するとき
- (2) (1)の場合、提供を受ける者は、以下の事項を記載した申請書を、当該台帳情報を保有する市長に提出しなければならない。
 - ア 申請者の氏名及び住所又は居所（法人その他の団体にあつてはその名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）
 - イ 申請対象の被災者を特定するために必要な情報
 - ウ 提供を受けようとする台帳情報の範囲
 - エ 提供を受ける台帳情報に申請者以外の者の情報が含まれる場合は、その使用目的
 - オ その他、台帳情報の提供に関し市長が必要と認める事項
- (3) 市長は、台帳情報の提供に関する申請があつた場合、当該申請が不当な目的によるものと認めるとき、又は申請者が台帳情報の提供を受けることにより知り得た情報が不当な目的に使用されるおそれがあると認めるときを除き、申請者に対し、1の(13)の情報を除き、当該申請に関する台帳情報を提供することができる。

第3項 生活相談

災害時には、多くの人が被災し、住居や家財の喪失、経済的困窮など、市民からの様々な問い合わせや要望に的確かつ迅速に対応するため、関係機関と連携し、次に掲げる相談窓口を開設する。

【関連部局】
文化市民局
健康福祉局
各区役所

1 市の相談窓口

相談窓口	受付内容	窓口
消費生活相談	賃貸アパートなどからの退去、屋根修理工事などの事業者とのトラブルや不審な電話・訪問などに関する相談	熊本市消費者センター 096-353-2500
こころの健康相談	様々な心の不調に関する相談	こころの健康センター 096-362-8100
食品に関する衛生相談 食品関係事業者の施設、使用水、器具の消毒に関する衛生相談	食品の取扱い、表示、保存方法、食中毒などの食品に関する健康被害についての相談 食品関係事業者からの被害を受けた施設や使用水の衛生管理や衛生上必要な措置などに関する相談	保健所食品保健課 096-364-3188
無料法律相談	個人の法的解釈を必要とする相談	広聴課 特別相談（弁護士） 予約専用電話 096-234-7499

2 関係機関の各種相談窓口

相談窓口	受付内容	窓口
被災分譲マンション専門家相談 （公益財団法人住宅リフォーム・紛争処理支援センター）	被災分譲マンションの合意形成の法制度に関する相談	住まいるダイヤル （国土交通大臣指定の相談窓口） 0570-016-100
土地建物の権利について（熊本地方方法務局）	地震により権利証（登記済証・登記識別情報通知書）を紛失した場合の不正登記防止に関する相談	熊本地方方法務局 不動産登記部門 096-364-2145
法的支援について（日本司法支援センター）	オペレーターが震災に関するお問い合わせについて法制度の紹介や被災された方の問題解決に役立つ相談窓口等の情報を提供	法テラス サポートダイヤル 0570-078-374
雇用保険失業給付について（熊本労働局）	雇用保険失業給付の給付制限期間が短縮（3 ヶ月⇒1 ヶ月）される特例措置について	熊本労働局 職業安定課 096-211-1703

第 4 項 災害弔慰金等の支給及び貸付制度

【関連部局】
政策局
健康福祉局
こども局

1 災害弔慰金等の支給

(1) 災害弔慰金

災害弔慰金の支給等に関する法律（昭和 48 年法律第 82 号）の規定に基づき、熊本市災害弔慰金の支給等に関する条例（昭和 49 年条例第 13 号）により実施する弔慰金の支給制度である。

(2) 災害障害見舞金

災害弔慰金の支給等に関する法律の規定に基づき、熊本市災害弔慰金の支給等に関する条例により実施する障害見舞金の支給制度である。

(3) 災害見舞金

熊本市災害弔慰金及び災害見舞金支給要綱に基づき支給する見舞金制度である。

(4) 被災者生活再建支援金

被災者生活再建支援法に基づき、自然災害によりその生活基盤に著しい被害を受けた者に対し、支援金を支給する制度である。

【資料編】17-2 災害弔慰金等の支給及び貸付制度

2 災害援護資金・住宅資金等の貸付

(1) 災害援護資金

災害弔慰金の支給等に関する法律（昭和 48 年法律第 82 号）の規定に基づき、熊本市災害弔慰金の支給等に関する条例により実施する貸付制度である。

(2) 生活福祉資金

社会福祉法（昭和 26 年法律第 45 号）の規定に基づき、低所得世帯に対して、資金の貸付を行い経済的自立と生活意欲の助長を図ることを目的として、熊本市社会福祉協議会が熊本県社会福祉協議会から事務の委託を受けて行う貸付制度である。

【資料編】17-2 災害弔慰金等の支給及び貸付制度

(3) 母子父子寡婦福祉資金

母子及び父子並びに寡婦福祉法（昭和 39 年法律第 129 号）の規定に基づき、経済的自立の助成と生活意欲の助長を図るため、母子父子家庭又は寡婦に対し資金を貸し付ける制度である。

(4) 災害復興住宅融資

独立行政法人住宅金融支援機構が独立行政法人住宅金融支援機構法（平成 17 年法律第 82 号）に基づき行う、被災者向けの低利融資制度である。

法の定める融資適用災害に該当する場合は、住宅金融支援機構が被災者に対して、災害復興住宅融資を行う。その制度については、災害発生の都度、現地説明会などにより周知を図る。

【資料編】17-7 災害公営住宅計画

(5) 農林漁業対策関係融資及び災害補償制度

県は災害により被害を受けた農林漁業者又は農林漁業者の組織する団体に対し、復旧を促進し、農林漁業の生産力の回復と経営の安定を図るため、政府系金融機関及び一般金融機関に特別の配慮を要請し、災害復旧に必要な資金の融資が迅速かつ円滑に行われるよう努める。また、災害によって生じた損失を補填して経営の安定を図るため各種の共済、保険制度がある。

【資料編】17-6 災害に対する金融措置一覧

(6) 中小企業対策関係融資

被災した中小企業者に対する資金対策としては、政府系金融機関の融資、熊本県信用保証協会による保証制度等により、事業所の復旧に必要な資金の融資が円滑に行われ、早期に経営の安定が得られるよう努める。

【資料編】17-6 災害に対する金融措置一覧

【関連部局】
財政局
各区役所
上下水道局

第 5 項 市税等の徴収猶予、減免等

1 市税の徴収猶予、申告等に関する期限の延長及び減免

(1) 徴収猶予

地方税法（昭和25年法律第226号）第15条第1項第1号の規定に基づくもの。

(2) 申告等に関する期限の延長

熊本市税条例（昭和25年告示第89号）第13条の2第1項又は第3項の規定に基づくもの。

(3) 減免

ア 市民税の減免 熊本市税条例第33条第1項第7号の規定に基づくもの。

イ 固定資産税及び都市計画税の減免 熊本市税条例第50条第1項第3号及び第150条並びに地方税法第702条の8第7項の規定に基づくもの。

ウ 軽自動車税種別割の減免 熊本市税条例第67条第1項の規定に基づくもの。

エ 事業所税の減免 熊本市税条例第144条第1項の規定に基づくもの。

【資料編】17-3 熊本市税条例

2 その他市関係の減免及び徴収猶予等

(1) 国民健康保険料の徴収猶予及び減免、一部負担金（医療費）減免

熊本市国民健康保険条例(昭和 50 年条例第 3 号)第 24 条第 1 項第 1 号及び第 25 条第 1 項第 1 号の規定に基づくもの。（国民健康保険法第 44 条の規定に基づくもの。）

【資料編】17-4 熊本市国民健康保険条例

(2) 国民年金保険料の免除及び学生納付特例

国民年金法(昭和 34 年法律第 141 号)第 90 条第 1 項第 5 号、第 90 条の 2 第 1 項第 3 号、同条第 2 項第 3 号、同条第 3 項第 3 号、第 90 条の 3 第 1 項第 3 号の規定に基づき、天災などにより国民年金保険料を納付することが困難なときに申請できるもので、市を経由し国に報告する。

【資料編】17-5 国民年金保険料の免除及び学生納付特例（国民年金法）抜粋

(3) 水道料金及び下水道使用料金の減免

水道料金については、熊本市水道条例(昭和 33 年条例第 37 号)第 35 条、下水道使用料については、熊本市下水道条例（昭和 46 年条例第 14 号）第 24 条に基づき「熊本市上下水道局水道料金等の減免に関する要綱」を定めており、これによりその都度決定する。

(4) 保育所保育料等の減免

災害により家屋等に著しい損害を受けた場合、保育料の減免を受けられる場合がある。

(5) 介護保険料等の減免

65歳以上の方で、世帯主又は本人が災害により住家等に著しい損害（全半壊程度）を受けた場合、介護保険料が減免になる場合がある。

第6項 その他郵便事業等の特別取扱い

災害が発生した場合、その被災状況並びに被災地の実情に応じて以下に掲げる援護対策を実施することになっている。その主なものについて記す。

機 関 名	生 活 確 保 の 取 扱 い
厚生労働省 【熊本労働局】	1 労働保険料等の徴収の猶予 被災した労働保険適用事業主に対し、関係法令に基づき、労働保険料の納入期限延長等の措置を講ずることがある。 (1) 納期限の延長 災害により、労働保険適用事業主が、納期限内に労働保険料を納付することが困難となった場合、その申請に基づき1年以内の期間に限り納期限を延長する。 (2) 制度の周知徹底 市町村及び労働保険事務組合等関係団体に対しても、当該適用事業主に対する制度の周知を要請するものとする。
厚生労働省 【公共職業安定所】	1 証明書による失業の認定 災害により、失業の認定日に出頭できない需給資格者に対して、証明書により事後に失業の認定を行い、失業給付を行うものとする。 2 激甚災害による林業者に対する基本手当の支給 激甚災害に指定された場合は、災害による休業のための賃金を受けることができない雇用保険の被保険者（日雇労働保険者は除く）に対して、失業しているものとみなし基本手当を支給するものとする。 3 雇用調整助成金の特例適用の要請 次の休業等をさせる場合、休業手当に係わる賃金負担の一部を助成できるよう厚生労働省へ要請する。 (1) 被災地域の事業主が労働者を休業させる場合 (2) 被災地域外の災害関連下請け事業所が労働者を休業させる場合 (3) 被災地域の事業主が新卒者等の内定取消の回避を図る場合
日本郵便株式会社	1 被災者に対する通常はがき・郵便書留の無償交付 2 被災者の差し出す郵便物の料金免除 3 被災地あて救助用郵便物（救助用物資を内容とするゆうパック、救助用又は見舞い用の現金書留郵便物）の料金免除 4 被災者救援用寄付金送付のための郵便振替料金免除 5 郵便貯金関係 取扱局・取扱期間・取扱業務の範囲を指定して払い戻し等の便宜措置を行う。 6 簡易保険・郵便年金関係 取扱局・取扱期間・取扱業務の範囲を指定して、保険金・貸付金等の支払い・保険料等の払込の際、適宜措置を行う。 7 簡易福祉事業団に対する災害救護活動の要請 8 被災地域地方公共団体に対する簡易保険積立金による災害短期融資
日本放送協会	1 被災者の受信料免除 2 状況により避難所へ受信機を貸与する。
N T T 西日本	1 避難指示等により実際に電話サービスを受けられない契約者の基本料金の免除 (避難指示の日から同解除の日まで) 2 災害による建物被害により仮設住宅等へ電話を移設する契約者の移転工事費の免除
九州電力 ^{※1}	電気事業法に基づく、電気供給等に係わる特別措置の適用については、災害の状況をみて電気事業者が経済産業大臣に申請し、認可を得るものとする。

注1)「電力の小売全面自由化」により他電力会社の該当もあり。

【関連部局】
文化市民局
健康福祉局
政策局
各区役所

第 7 項 義援金品の受入れ・配分

災害時には、国内、国外から多くの義援金品が送られてくることが予想されるため、これらの受入体制を確立するとともに、り災者にあて寄託された義援金品の配分及び市民や事業者が義援品を提供する場合は、次により行う。

1 実施機関

熊本市

2 募集要領

本市ホームページや市政だより、ラジオ、テレビ等の報道機関を通じて周知を図るものとする。

3 義援金品の保管及び配分

(1) 義援物資の取扱い

本市に寄せられた義援物資は、本庁又は出先機関においてこれを受領し、厳重に保管するとともに、義援物資受付整理簿（様式は別途定める。）を整備して、速やかにり災者に配分するものとする。

(2) 義援金の取扱い

本市に寄せられた義援金は、本庁又は出先機関においてこれを受領し、厳重に保管するとともに、義援金受付整理簿（様式は別途定める。）を整備して、速やかにり災者に配分するものとする。

なお、配分方法については、義援金配分委員会（災害の状況等によって、その都度設置する。）においてこれを決定するものとする。

第 8 項 災害時の風評による人権侵害等を防止するための啓発

災害時の風評による人権侵害・地域経済の不振等を防止するため、積極的に広報・啓発等の措置を講じる。

なお、広報・啓発を行う際は、以下の方法を検討し速やかに実施する。

- インターネットによる情報提供
- 風評被害対策等リーフレットの作成
- 車内吊り公告
- テレビ・ラジオ番組やテレビでのスポット放映
- 市広報紙への掲載
- 講演会等の開催

【関連部局】
政策局
文化市民局
経済観光局
農水局
各区役所
交通局

第 4 節 公共施設の災害復旧

災害により被災した公共施設の復旧は、災害復旧事業の実施責任者において応急措置を講じた後、再度の被害発生を防止するために、各施設の原形復旧を考慮して、必要な施設の改良を行う等の事業計画を速やかに確立し、経済的、社会的活動の早急な回復と民心の安定を図るよう迅速に実施するものとする。

被災施設の復旧にあたっては、被災施設の防災上の重要度、市民生活への影響、被災状況等を勘案の上、災害復旧事業計画を策定し、早期に適切な復旧を図る。

また、災害対策基本法に規定する著しく激甚である災害に相当する被害を受けた場合には、災害の状況を速やかに調査して早期に激甚災害の指定が受けられるよう措置し、公共施設の災害復旧事業が迅速かつ円滑に実施できるよう努める。そのため、指定を受けるための必要な手続きの手順、激甚災害に係る復旧事業実施に伴う国の財政援助等について示す。

【関連部局】
財政局
都市建設局
農水局
教育委員会
健康福祉局
病院局
経済観光局
上下水道局
交通局
各区役所

第 1 項 災害復旧事業計画

被災箇所は原形に復旧することが原則であるが、再度の被害発生を防止する必要上改良を要すると認められる箇所については検討の上、復旧計画を樹立する。

災害復旧事業の種類は以下のとおり。

1 公共土木施設等災害復旧事業計画

国土交通省所管に係る公共土木施設災害復旧工事は、「公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法」（昭和 26 年法律第 97 号）に基づき、国庫負担を受け災害復旧を実施する。

(1) 実施機関

災害復旧の実施責任者は、原則として県の管理に属する施設については県が、市町村の管理に属するものは、市町村において実施するものとするが、その他法令の規定により、災害復旧の実施について責任を有するものが当該施設の復旧にあたるものとする。

(2) 復旧方針

公共土木施設の災害復旧方針は、各施設の原形復旧と併せて再度災害の発生を防止するために必要な施設の新設又は改良を行う等の事業計画を樹立するものとし、これらの施設の早期復旧の完成に努めるものとする。

(3) 対象事業

公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法第 3 条に規定する政令で定める公共土木施設とは、次のような施設である。

公共施設	内容
河川	河川法(昭和 39 年法律第 167 号) が適用され、若しくは準用される河川若しくはその他の河川又はこれらのものの維持管理上必要な堤防、護岸、水制、床止めその他の施設若しくは沿岸を保全するために防護することを必要とする河岸。ただし、砂防法(明治 30 年法律第 29 号) 第 3 条の 2 の規定によって同法が準用される天然の河岸を除く。
海岸	国土を保全するために防護することを必要とする海岸又はこれに設置する堤防、護岸、突堤その他海岸を防護するための施設
砂防設備	砂防法(明治 30 年法律第 29 号) 第 1 条に規定する砂防施設、同法第 3 条の規定によって同法が準用される砂防のための施設又は同法第 3 条の 2 の規定によって同法が準用される天然の海岸
林地荒廃防止施設	山林砂防施設(立木を除く。)又は海岸砂防施設(防潮堤を含み、立木を除く。)
地すべり防止施設	地すべり等防止法(昭和 33 年法律第 30 号) 第 2 条第 3 項に規定する地すべり防止施設
急傾斜地崩壊防止施設	急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律(昭和 44 年法律第 57 号) 第 2 条第 2 項に規定する急傾斜地崩壊防止施設
道路	道路法(昭和 27 年法律第 180 号) 第 2 条第 1 項に規定する道路(道路の附属物については、主務大臣の指定するものに限る。)
港湾	港湾法(昭和 25 年法律第 218 号) 第 2 条第 5 項に規定する水域施設、外郭施設、係留施設、廃棄物埋立護岸若しくは港湾の利用及び管理上重要な臨港交通施設又は同法第 55 条の 3 の 2 第 1 項に規定する港湾広域防災施設
漁港	漁港及び漁場の整備等に関する法律(昭和 25 年法律第 137 号) 第 3 条に規定する基本施設又は漁港の利用及び管理上重要な輸送施設
水道	水道法(昭和 32 年法律第 177 号) 第 3 条第 8 項に規定する水道施設(同条第 2 項に規定する水道事業又は同条第 4 項に規定する水道用水供給事業に係るものに限る。)又は一般の需要に応じて、給水人口が 50 人以上 100 人以下である水道(同条第 1 項に規定する水道をいう。)により水を供給する事業に係る取水施設、貯水施設、導水施設、浄水施設、送水施設若しくは配水施設
下水道	下水道法(昭和 33 年法律第 79 号) 第 2 条第 3 号に規定する公共下水道、同条第 4 号に規定する流域下水道又は同条第 5 項に規定する都市下水路
公園	都市公園法施行令(昭和 31 年政令第 290 号) 第 31 条各号に掲げる施設(主務大臣の指定するものを除く。)で、都市公園法(昭和 31 年法律第 79 号) 第 2 条第 1 項に規定する都市公園又は社会資本整備重点計画法施行令(平成 15 年政令第 162 号) 第 2 条第 2 号に掲げる公園若しくは緑地でその設置に要する費用の一部を国が補助するものに設けられたもの

2 農林水産業施設災害復旧事業計画

農地、農業用施設、林業施設、漁港施設及び共同利用施設(以下「農地等」という。)の災害復旧工事は、「農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律」(昭和 25 年法律第 169 号)に基づき、国庫補助を受け復旧を実施することを基本とする。

(1) 実施機関

農地等の災害復旧は、一般的には財産所有者である県、市、土地改良区、農業協同組合、漁業協同組合及び森林組合等の該当機関によって施行するものであるが、当該災害の規模等により実施主体を決めるものとする。

(2) 復旧方針

農林水産施設の災害復旧方針は、前述「1 公共土木施設等災害復旧計画」の(2)復旧方針に準じて施行するものとするが、その他特に本復旧事業の推進に当たって必要な事項は、次のとおりとする。

- ア 同法律により、国に対し災害復旧の申請をなし、早急な国の査定を要請するとともに、緊急度の大きなものは応急復旧、その他は査定後施行するものとする。
- イ 前記アの事業を推進するため、当該災害の規模等により臨時適切な技術職員の配置を考慮するとともに、早期復旧の実現を期する。
- ウ その他災害復旧の特色としては、緊急性により施越工事が認められているから、資金計画を樹立して、早期復旧を図るものとする。

(3) 対象事業

農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律第2条に規定する農林水産施設とは、次のような施設である。

- ア 農地、耕作の目的に供される土地
 - ・ 田、畑等
- イ 農業用施設、農地の利用又は保全上必要な公共的施設であって、次のものをいう。
 - ・ かんがい用排水路、ため池、頭首工、揚水機等
 - ・ 農業用道路、橋梁
 - ・ 農地保全施設、堤防(海岸を含む)
- ウ 林業用施設、林地の利用又は保全上必要な公共的施設であって、次のものをいう。
 - ・ 林地荒廃防止施設(地方公共団体又はその機関の維持管理に属するものを除く)
 - ・ 林道
- エ 漁業用施設、漁場の利用又は保全上必要な公共的施設であって、次のものをいう。
 - ・ 沿岸漁場整備開発施設(消波施設等)
 - ・ 漁港施設(外郭施設、係留施設、水域施設)
- オ 共同利用施設、農業協同組合、農業協同組合連合会、森林組合連合会又は水産業協同組合の所有する次のものをいう。
 - ・ 倉庫
 - ・ 加工施設
 - ・ 共同作業場及びその他の農林水産業者の共同利用に供する施設

3 公立学校災害復旧計画

公共学校施設の災害復旧は、公立学校施設災害復旧費国庫負担法(昭和28年法律第247号)に基づくほか、単独事業として、それぞれ次により実施するものとする。

(1) 実施機関

公立学校施設の復旧は、県立学校にあつては県知事、市立学校にあつては市長が行うものとする。

(2) 復旧方針

公立学校施設の復旧方針は、前述「1 公共土木施設等災害復旧計画」の(2)復旧方針に準ずる。

(3) 対象事業

同法による学校施設で、建物、建物以外の工作物、土地及び設備である。

(4) 財政援助

公立学校施設災害復旧事業を実施するための財政援助は、次により措置されるものである。

ア 公立学校施設災害復旧費国庫負担法による国庫負担

イ 激甚災害に対処するための財政援助等に関する法律に基づく国庫負担率の嵩上げ

ウ 地方交付税法に基づく地方債の元利補給

エ 地方財政法第 5 条第 1 項第 4 号の規定による地方債

4 災害公営住宅計画

(1) 災害公営住宅の建設

災害公営住宅（公営住宅法（昭和 26 年法律第 193 号）第 8 条第 1 項の規定による公営住宅をいう。）は、大規模な災害が発生し、住宅の被害が基準以上に達した場合に低所得り災者のため国からの補助を受けて建設し、入居者は公正な方法により選考して入居させるものとする。

(2) 既設公営住宅の復旧

災害により公営住宅が滅失し又は著しく損傷した場合は、当該公営住宅に係る公営住宅の工事費もしくは補修に要する費用又は公営住宅等を建設するための土地の復旧に要する費用は所定の率により補助される。

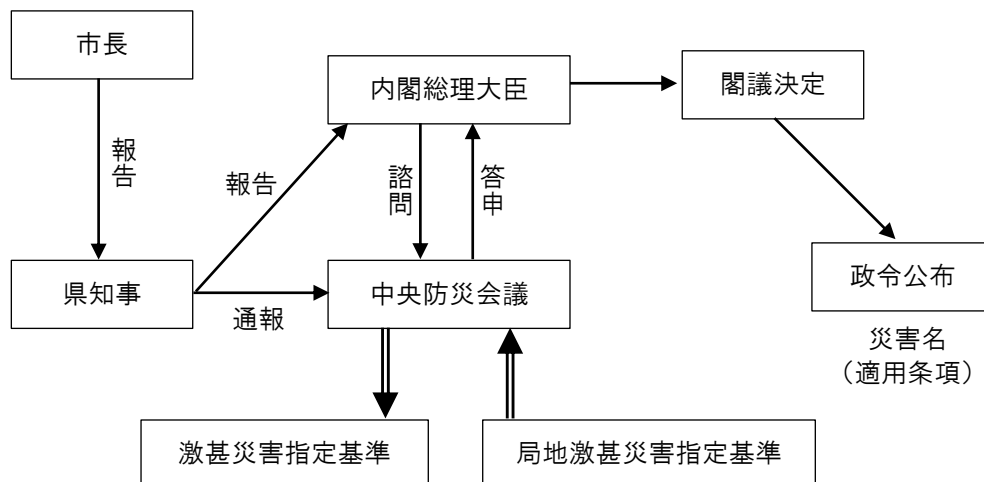
第2項 激甚災害の指定

激甚災害指定については、災害対策基本法に規定する著しく激甚である災害に相当する被害を受けた場合に災害の状況を速やかに調査して早期に激甚災害の指定が受けられるよう措置し、公共施設の災害復旧事業が迅速かつ円滑に実施できるよう努める必要がある。

ここでは激甚災害の指定を受けるために必要な措置、手続きの手順、激甚災害に係る復旧事業実施に伴う国の財政援助等について、その概要を述べる。

1 激甚災害の指定手順

- (1) 市長は災害が発生した場合は、速やかにその被害の状況及びこれに対してとられた措置の概要を県知事に報告する。
- (2) 県知事は市長からの報告により、必要と認めた場合は、内閣総理大臣に報告する。
- (3) 内閣総理大臣は、県知事の報告に基づき、必要と認めた場合は中央防災会議の意見を聞いて激甚災害として指定すべき災害かどうか判断する。
- (4) 中央防災会議は「激甚災害指定基準」又は「局地激甚災害指定基準」に基づいて、激甚災害として指定すべき災害かどうか答申する。
- (5) 内閣総理大臣は、この答申を受けて閣議を開き、激甚災害指定が閣議決定され、政令として公布される。



2 激甚災害に関する調査報告

被害状況等の報告は災害が発生した時点から当該災害に対する応急措置が完了するまでの間、次に掲げる事について報告する。

- (1) 災害の原因
- (2) 災害が発生した時
- (3) 災害が発生した場所又は地域
- (4) 被害の程度
- (5) 災害に対しとられた措置
- (6) その他必要な事項

【関連部局】
 政策局
 財政局
 都市建設局
 農水局
 教育委員会
 健康福祉局
 こども局
 病院局
 経済観光局
 上下水道局
 交通局
 各区役所

3 激甚災害指定の基準

激甚災害については「激甚災害指定基準」と「局地激甚災害指定基準」の2つの指定基準がある。

第 3 項 災害復旧に伴う財政援助の確保

災害が発生した場合は、速やかに災害復旧に必要な資金需要を把握し、早期にその財源確保に努めるものとする。

また、市長は激甚災害の指定を受けた場合は、速やかに関係調書等を作成し、国又は県各部局に提出し、公共施設の災害復旧事業が迅速かつ円滑に実施できるよう措置する。

■ 激甚法による財政援助

助成区分	財政援助を受ける事業等
公共土木施設災害復旧事業等に関する特別の財政援助	○公共土木施設災害復旧事業 ○公共土木施設災害関連事業 ○公立学校施設災害復旧事業 ○公営住宅災害復旧事業 ○生活保護施設災害復旧事業 ○児童福祉施設災害復旧事業 ○養護老人ホーム及び特別養護老人ホーム災害復旧事業 ○身体障害者社会参加支援施設災害復旧事業 ○障害者支援施設等施設災害復旧事業 ○婦人保護施設災害復旧事業 ○感染症指定医療機関災害復旧事業 ○感染症予防事業 ○堆積土砂排除事業（公共的施設区域内・公共的施設区域外） ○湛水排除事業
農林水産業に関する特別の助成	○農地等の災害復旧事業に関わる補助の特別措置 ○農林水産共同利用施設災害復旧事業費の補助の特例 ○開拓者等の施設の災害復旧事業に対する補助 ○天災による被害農林漁業者に対する貸金の融通に関する暫定措置の特例 ○森林組合等の行う堆積土砂の排除事業に対する補助 ○土地改良区等の行う湛水排除事業に対する補助 ○共同利用小型漁船の建造費の補助 ○森林災害復旧事業に対する補助
中小企業に関する特別の助成	○中小企業信用保険法による災害関係保証の特例 ○事業協同組合等の施設の災害復旧事業に対する補助
その他の財政援助及び助成	○公立社会教育施設災害復旧事業に対する補助 ○私立学校施設災害復旧事業に対する補助 ○市町村が施行する感染症予防事業に関する負担の特例 ○母子及び父子並びに寡婦福祉法による国の貸付の特例 ○水防資機材費の補助の特例 ○り災者公営住宅建設事業に対する補助の特例 ○小災害債に係る元利償還金の基準財政需要額への算入等 ○雇用保険法による求職者給付に関する特例

第 4 項 その他の法律による災害復旧事業

国が激甚法以外の法律により財政援助を行うときの事業等及び根拠法令は、次に示すとおりである。

根拠法令	財政援助を受ける事業等
公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法	○河川・砂防設備、林地荒廃防止施設・地すべり防止施設・急傾斜崩壊防止施設・道路・下水道及び公園の復旧事業
公立学校施設災害復旧費国庫負担法	○公立学校施設の復旧事業
公営住宅法	○災害公営住宅の建設 ○既設公営住宅の復旧事業
土地区画整理法	○災害により特別に施行される土地区画整理事業
感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（感染症法）	○感染症法に基づく感染症予防事業（消毒等）
廃棄物の処理及び清掃に関する法律	○災害により特に必要となった廃棄物の処理
予防接種法	○臨時に行う予防接種
農林水産業施設災害復旧費国庫補助の暫定措置に関する法律	○農地・農業用施設・共同利用施設の復旧事業 ○林業用施設・漁業用施設
水道法	○上水道施設の復旧事業
下水道法	○下水道施設の復旧事業
道路法	○道路の復旧事業
鉄道軌道整備法	○軌道施設の復旧事業
河川法	○河川の復旧事業
生活保護法	○生活保護施設復旧事業
児童福祉法	○児童福祉施設復旧事業
身体障害者福祉法	○身体障害者更生援護施設復旧事業
老人福祉法	○老人福祉施設復旧事業
知的障害者福祉法	○知的障害者援護施設復旧事業
売春防止法	○婦人保護施設復旧事業

【関連部局】

財政局
都市建設局
農水局
教育委員会
健康福祉局
こども局
病院局
経済観光局
上下水道局
交通局
各区役所

【関連部局】
政策局

第 5 節 大規模災害からの復興に関する法律

大規模災害からの復興に関する法律は、大規模な災害からの復興のための特別の措置について定める法律である。東日本大震災の経験を踏まえて平成 25 年（2013 年）6 月 21 日に公布・施行された。また、規定の一部は平成 25 年（2013 年）8 月 20 日に施行された。

特定大規模災害（災害対策基本法第 28 条の 2 第 1 項に規定する緊急災害対策本部が設置された災害）が発生した際に内閣総理大臣を本部長とする「復興対策本部」を置くことができる（第 4 条）とし、政府に「国と地方公共団体とが適切な役割分担の下に地域住民の意向を尊重しつつ協同して、当該災害を受けた地域における生活の再建及び経済の復興を図るとともに、災害に対して将来にわたって安全な地域づくりを円滑かつ迅速に推進する」（第 3 条）ことを基本理念とした「復興基本方針」の策定を義務づけている（第 8 条）。

また、復興対策本部が定めた復興計画を国が実行するために都市計画法、土地改良法、森林法等の規定に対する「特別の措置」を行使することが出来ることを定めているほか、被災市町村が実施すべき災害復旧事業を被災自治体の要請に基づき国が代行出来る措置などを定めている。

都市計画上の特例と災害復旧事業の権限代行措置については第 2 条第 9 号に規定する特定大規模災害等（特定大規模災害ならびにその他著しく異常かつ激甚な非常災害として政令で指定する災害）にこれらの措置を適用出来ることとしている。

熊本地震による災害は、平成二十八年熊本地震による災害についての非常災害の指定に関する政令（平成 28 年政令第 218 号。同年 5 月 10 日閣議決定、5 月 13 日公布・施行）により、大規模災害からの復興に関する法律第 2 条第 9 号に規定される「非常災害」に指定され、本法律の適用第一号となった。

これに基づき、国（国土交通省）が県道熊本高森線（俵山トンネルを含む俵山バイパス区間）と南阿蘇村道栃の木～立野線（阿蘇長陽大橋を含む区間）の災害復旧事業を代行した。

第6節 復興計画

第1項 策定方針

災害からの復旧・復興に当たっては、被災状況や地域特性等を踏まえた上で、復旧・復興に向けた基本方針を定めるとともに、取り組むべき主要な施策や具体的な取組等を体系的にまとめ、復旧・復興を着実に推進していくために復興計画を策定する。

復興計画は、本市総合計画等との整合を図りつつ、計画の対象地域や位置付け等を定め、災害からの復旧と地域経済の回復を図るとともに、防災面の強化や都市としての更なる魅力向上など、よりよいまちづくりを目指すものとする。

なお、策定過程においては積極的に市民参画の機会を設け、高齢者、障がい者、妊産婦等の多様な市民の意見等を復興計画へ反映するよう努めるものとする。

【関連部局】
政策局

第2項 基本事項

復興計画の対象地域・位置付け・期間・構成等は、本市総合計画等との整合を図った上で、被災状況や地域特性等に応じて設定する。

【関連部局】
全局

第3項 復興計画策定委員会

災害からの復興に向け、外部の学識経験者や関係諸団体の代表者又は構成員等の専門的な見地をもとに復興計画の策定に関する事項を審議するため、必要に応じて、復興計画策定委員会を設置する。

【関連部局】
政策局

第 3 部 大規模事故対策

第 1 章 原子力災害対策計画

県内には原子力関連施設は存在しないが、本市においては同等の距離に位置する佐賀県玄海原子力発電所及び鹿児島県川内原子力発電所に対して、平成 23 年 3 月 11 日の東日本大震災により福島県で発生した東京電力福島第一原子力発電所の事故による原子力災害と同様の事故が万が一に発生した場合に備えることが必要と考えられる。

このような立場から、本市及び各防災関係機関がとるべき応急対策について計画するものである。

項目	関連部局	ページ
第 1 節 総則	全局	389
第 2 節 災害予防計画	政策局、消防局	398
第 3 節 災害応急対策計画	全局	401
第 4 節 災害復旧計画	政策局、文化市民局、健康福祉局、環境局、経済観光局、農水局、都市建設局、病院局	404

第 1 節 総則

【関連部局】
全局

第 1 項 計画の目的

この計画は、災害対策基本法（昭和 36 年法律第 223 号）及び原子力災害対策特別措置法（平成 11 年法律第 156 号）の規定に基づき、原子力事業者等の原子炉の運転等により放射性物質又は放射線が異常な水準で事業所外（運搬の場合は輸送容器外）へ放出されることによる原子力災害の発生及び拡大を防止し、原子力災害の復旧を図るために必要な対策について、市、県等の防災関係機関がとるべき措置を定めることとする。

第 2 項 計画の見直し

この計画は、国における原子力災害対策に関する法令や基本となる計画、ガイドライン等の見直し及び県の計画または市の体制、組織等の見直しにより修正の必要があると認められる場合は、災害対策基本法 42 条の規定に基づき検討を行い、必要な追補、修正等を行っていく。

第 3 項 計画の周知徹底

この計画は、市の職員及び防災関係機関に対し周知徹底を図るとともに、住民に対しても周知を図るものとする。

また、各関係機関においては、この計画を熟知し、必要に応じて細部の活動計画等を作成し、万全を期すものとする。

第 4 項 原子力災害対策を重点的に実施すべき地域等の範囲

1 原子力発電所の概要

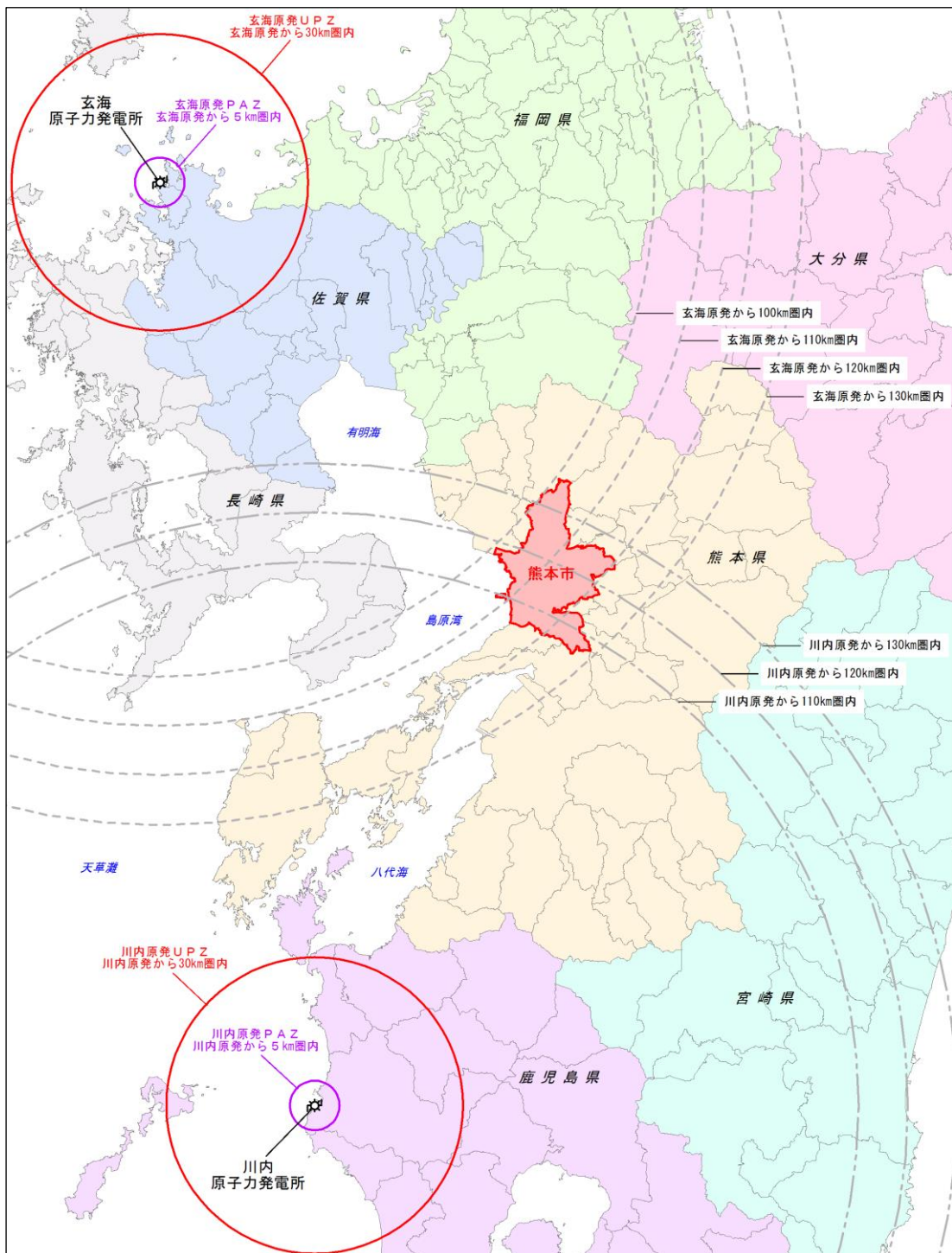
■玄海原子力発電所

ユニット		1 号機	2 号機	3 号機	4 号機
所在地		佐賀県東松浦郡玄海町今村			
敷地面積		約 87 万 m ²			
電気出力		55 万 9 千 kW	55 万 9 千 kW	118 万 kW	118 万 kW
原子炉	型式	加圧水型軽水炉（PWR）			
	熱出力	165 万 kW	165 万 kW	342 万 3 千 kW	342 万 3 千 kW
燃料	種別	-	-	低濃縮（約 4%） 二酸化ウラン ウラン・プルトニウム 混合酸化物	低濃縮 （約 4～5%） 二酸化ウラン
	装荷量	-	-	約 89 トン	約 89 トン
営業運転開始日		昭 50. 10. 15	昭 56. 3. 30	平 6. 3. 18	平 9. 7. 25
運転終了日		平 27. 4. 27	平 31. 4. 9	-	

■川内原子力発電所

ユニット		1 号機	2 号機
所在地		鹿児島県薩摩川内市久見崎町字片平山	
用地面積		約 145 万平方メートル（埋立面積約 10 万 m ² を含む）	
電気出力		89 万 kW	89 万 kW
原子炉		軽水減速・軽水冷却加圧水型（PWR）	
燃料	種別	低濃縮（約 4～5%）二酸化ウラン	
	装荷量	約 74 トン	約 74 トン
営業運転開始日		昭 59. 7. 4	昭 60. 11. 28

2 原子力発電所と本市の位置関係



3 原子力防災対策を重点的に実施すべき地域の範囲

防災資機材、モニタリング設備、非常用通信機器の整備、避難計画の策定等、原子力防災対策を重点的に実施すべき地域の範囲については、原子力災害対策指針において示されている目安を踏まえ、施設の特性、地勢等地域に固有の自然的、社会的周辺状況等を勘案し、具体的な地域を定めるものとする。

以下は、原子力規制委員会が定めた区域である（原子力規制委員会「原子力災害対策指針」より抜粋）が、本市においては、これらの区域内に位置していないため、該当しない。

(1) 防的防護措置を準備する区域（P A Z : Precautionary Action Zone）

P A Z とは、急速に進展する事故においても放射線被ばくによる確定的影響等を回避するため、緊急時活動レベル（「Emergency Action Level」以下「E A L」という。表 1 を参照。）に応じて、即時避難を実施する等、放射性物質の環境への放出前の段階から予防的に防護措置を準備する区域のことを指す。P A Z の具体的な範囲については、国際原子力機関（「International Atomic Energy Agency」以下「I A E A」という。）の国際基準において、P A Z の最大半径を原子力施設から 3～5km の間で設定すること（5km を推奨）とされていること等を踏まえ、「原子力施設から概ね半径 5km」を目安とする。

(2) 緊急時防護措置を準備する区域

（U P Z : Urgent Protective Action Planning Zone）

U P Z とは、確率的影響のリスクを最小限に抑えるため、E A L、空中放射線や環境試料中の放射線物質の濃度等の原則測定可能な値で表わされる運用上の介入レベル（「Operational Intervention Level」以下「O I L」という。表 2 を参照。）に基づき、緊急時防護措置を準備する区域である。U P Z の具体的な範囲については、I A E A の国際基準において、U P Z の最大半径は原子力施設から 5～30km の間で設定されていることを踏まえ、「原子力施設から概ね 30km」を目安とする。

■表 1 緊急事態区分と緊急時活動レベル EAL : Emergency Action Level

	現行の原災法等における基準を採用した当面のEAL	緊急事態区分における措置の概要
警戒事態	1. 原子炉の運転中に原子炉保護回路の1チャンネルから原子炉停止信号が発信され、その状態が一定時間継続された場合において、当該原子炉停止信号が発信された原因を特定できないこと。 2. 原子炉の運転中に保安規定で定められた数値を超える原子炉冷却材の漏えいが起こり、定められた時間内に定められた措置を実施できないこと。 3. 原子炉の運転中に蒸気発生器への全ての主給水が停止した場合において、電動補助給水ポンプ又はタービン動補助給水ポンプによる給水機能が喪失すること。 4. 全ての非常用交流母線からの電気の供給が1系統のみとなった場合で当該母線への電気の供給が1つの電源のみとなり、その状態が15分以上継続すること、又は外部電源喪失が3時間以上継続すること。 5. 原子炉の停止中に1つの残留熱除去系ポンプの機能が喪失すること。 6. 使用済燃料貯蔵槽の水位が一定の水位まで低下すること。 7. 原子炉制御室その他の箇所からの原子炉の運転や制御に影響を及ぼす可能性が生じること。 8. 原子力事業所内の通信のための設備又は原子力事業所内と原子力事業所外との通信のための設備の一部の機能が喪失すること。 9. 重要区域において、火災又は溢水が発生し、安全機器等の機能の一部が喪失するおそれがあること。 10. 燃料被覆管障壁もしくは原子炉冷却系障壁が喪失するおそれがあること、又は、燃料被覆管障壁もしくは原子炉冷却系障壁が喪失すること。 11. 当該原子炉施設等立地道府県において、震度6弱以上の地震が発生した場合。 12. 当該原子炉施設等立地道府県沿岸において、大津波警報が発令された場合。 13. オンサイト統括補佐が警戒を必要と認める当該原子炉施設の重要な故障等が発生した場合。 14. 当該原子炉施設において新規制基準で定める設計基準を超える外部事象が発生した場合（竜巻、洪水、台風、火山等）。 15. その他原子炉施設以外に起因する事象が原子炉施設に影響を及ぼすおそれがあることを認知した場合など委員長又は委員長代行が警戒本部の設置が必要と判断した場合。	体制構築や情報収集を行い、住民防護のための準備を開始する。
施設敷地緊急事態	1. 原子炉の運転中に非常用炉心冷却装置の作動を必要とする原子炉冷却材の漏えいが発生すること。 2. 原子炉の運転中に蒸気発生器への全ての給水機能が喪失すること。 3. 全ての交流母線からの電気の供給が停止し、かつ、その状態が30分以上（原子炉施設に設ける電源設備が実用発電用原子炉及びその附属施設の位置、構造及び設備の基準に関する規則第57条第1項及び実用発電用原子炉及びその附属施設の技術基準に関する規則第72条第1項の基準に適合しない場合には、5分以上）継続すること。 4. 非常用直流母線が一となった場合において、当該直流母線に電気を供給する電源が一となる状態が5分以上継続すること。 5. 原子炉の停止中に全ての残留熱除去系ポンプの機能が喪失すること。 6. 使用済燃料貯蔵槽の水位を維持できないこと又は当該貯蔵槽の水位を維持できていないおそれがある場合において、当該貯蔵槽の水位を測定できないこと。 7. 原子炉制御室の環境が悪化し、原子炉の制御に支障が生じること、又は原子炉若しくは使用済燃料貯蔵槽に異常が発生した場合において、原子炉制御室に設置する原子炉施設の状態を表示する装置若しくは原子炉施設の異常を表示する警報装置の機能の一部が喪失すること。 8. 原子力事業所内の通信のための設備又は原子力事業所内と原子力事業所外との通信のための設備の全ての機能が喪失すること。 9. 火災又は溢水が発生し、安全機器等の機能の一部が喪失すること。 10. 原子炉格納容器内の圧力又は温度の上昇率が一定時間にわたって通常の運転及び停止中において想定される上昇率を超えること。 11. 炉心の損傷が発生していない場合において、炉心の損傷を防止するために原子炉格納容器圧力逃がし装置を使用すること。	PAZ内の住民等の避難準備及びより時間を必要とする住民等の避難を実施する等の防護措置を行う。

	現行の原災法等における基準を採用した当面のEAL	緊急事態区分における措置の概要
施設敷地緊急事態	12. 燃料被覆管の障壁が喪失した場合において原子炉冷却系の障壁が喪失するおそれがあること、燃料被覆管の障壁及び原子炉冷却系の障壁が喪失するおそれがあること、又は燃料被覆管の障壁若しくは原子炉冷却系の障壁が喪失するおそれがある場合において原子炉格納容器の障壁が喪失すること。 13. 原子力事業所の区域の境界付近等において原災法第10条に基づく通報の判断基準として政令等で定める基準以上の放射線量又は放射性物質が検出された場合（事業所外運搬に係る場合を除く。）。 14. その他原子炉施設以外に起因する事象が原子炉施設に影響を及ぼすおそれがあること等放射性物質又は放射線が原子力事業所外へ放出され、又は放出されるおそれがあり、原子力事業所周辺において、緊急事態に備えた防護措置の準備及び防護措置の一部の実施を開始する必要がある事象が発生すること。	
全面緊急事態	1. 原子炉の非常停止が必要な場合において、制御棒の挿入により原子炉を停止することができないこと又は停止したことを確認することができないこと。 2. 原子炉の運転中に非常用炉心冷却装置の作動を必要とする原子炉冷却材の漏えいが発生した場合において、全ての非常用炉心冷却装置による当該原子炉への注水ができないこと。 3. 原子炉の運転中に蒸気発生器への全ての給水機能が喪失した場合において、全ての非常用炉心冷却装置による当該原子炉への注水ができないこと。 4. 原子炉格納容器内の圧力又は温度が当該格納容器の設計上の最高使用圧力又は最高使用温度に達すること。 5. 全ての交流母線からの電気の供給が停止し、かつ、その状態が1時間以上（原子炉施設に設ける電源設備が実用発電用原子炉及びその附属施設の位置、構造及び設備の基準に関する規則第57条第1項及び実用発電用原子炉及びその附属施設の技術基準に関する規則第72条第1項の基準に適合しない場合には、30分以上）継続すること。 6. 全ての非常用直流母線からの電気の供給が停止し、かつ、その状態が5分以上継続すること。 7. 炉心の損傷の発生を示す原子炉格納容器内の放射線量又は原子炉容器内の出口温度を検知すること。 8. 蒸気発生器の検査その他の目的で一時的に原子炉容器の水位を下げた状態で、当該原子炉から残留熱を除去する機能が喪失し、かつ、燃料取替用水貯蔵槽からの注水ができないこと。 9. 使用済燃料貯蔵槽の水位が照射済燃料集合体の頂部から上方2メートルの水位まで低下すること、又は当該水位まで低下しているおそれがある場合において、当該貯蔵槽の水位を測定できないこと。 10. 原子炉制御室が使用できなくなることにより、原子炉制御室からの原子炉を停止する機能及び冷温停止状態を維持する機能が喪失すること又は原子炉施設に異常が発生した場合において、原子炉制御室に設置する原子炉施設の状態を表示する装置若しくは原子炉施設の異常を表示する警報装置の全ての機能が喪失すること。 11. 燃料被覆管の障壁及び原子炉冷却系の障壁が喪失した場合において、原子炉格納容器の障壁が喪失するおそれがあること。 12. 原子力事業所の区域の境界付近等において原災法第15条に基づく緊急事態宣言の判断基準として政令等で定める基準以上の放射線量又は放射性物質が検出された場合（事業所外運搬に係る場合を除く。）。 13. その他原子炉施設以外に起因する事象が原子炉施設に影響を及ぼすこと等放射性物質又は放射線が異常な水準で原子力事業所外へ放出され、又は放出されるおそれがあり、原子力事業所周辺の住民の避難を開始する必要がある事象が発生すること。	PAZ内の住民避難実施等の住民防護措置を行うとともに、UPZ及び必要に応じてそれ以遠の周辺地域において、放射性物質放出後の防護措置実施に備えた準備を開始し、計測される空間放射線量率などに基づく防護措置を実施する。

出典：原子力規制委員会「原子力災害対策指針」

■表 2 O I L と防護措置

	基準の種類	基準の概要	初期設定値 ^{※1}			防護措置の概要
緊急防護措置	O I L 1	地表面からの放射線、再浮遊した放射性物質の吸入、不注意な経口摂取による被ばく影響を防止するため、住民等を数時間内に避難や屋内退避等させるための基準	500 μ Sv/h (地上 1m で計測した場合の空間放射線量率 ^{※2})			数時間内を目途に区域を特定し、避難等を実施。(移動が困難な者の一時屋内退避を含む)
	O I L 4	不注意な経口摂取、皮膚汚染からの外部被ばくを防止するため、除染を講じるための基準	β 線：40,000 cpm ^{※3} (皮膚から数 cm での検出器の計数率) β 線：13,000 cpm ^{※4} 【1 ヶ月後の値】 (皮膚から数 cm での検出器の計数率)			避難又は一次移転の基準に基づいて避難等した避難者等に避難退域時検査を実施して、基準を超える際は迅速に簡易除染等を実施。
早期防護措置	O I L 2	地表面からの放射線、再浮遊した放射性物質の吸入、不注意な経口摂取による被ばく影響を防止するため、地域生産物 ^{※5} の摂取を制限するとともに、住民等を 1 週間程度内に一時移転させるための基準	20 μ Sv/h (地上 1m で計測した場合の空間放射線量率 ^{※2})			1 日内を目途に区域を特定し、地域生産物の摂取を制限するとともに 1 週間程度内に一時移転を実施。
飲食物摂取制限 ^{※9}	飲食物に係るスクリーニング基準	O I L 6 による飲食物の摂取制限を判断する準備として、飲食物中の放射性核種濃度測定を実施すべき地域を特定する際の基準	0.5 μ Sv/h ^{※6} (地上 1m で計測した場合の空間放射線量率 ^{※2})			数日内を目途に飲食物中の放射性核種濃度を測定すべき区域を特定。
	O I L 6	経口摂取による被ばく影響を防止するため、飲食物の摂取を制限する際の基準	核種 ^{※7}	飲料水、牛乳・乳製品	野菜類、穀類、肉、卵、魚、その他	1 週間内を目途に飲食物中の放射性核種濃度の測定と分析を行い、基準を超えるものにつき摂取制限を迅速に実施。
			放射性ヨウ素	300 Bq/kg	2,000 Bq/kg ^{※8}	
			放射性セシウム	200 Bq/kg	500 Bq/kg	
			プルトニウム及び超ウラン元素のアルファ核種	1 Bq/kg	10 Bq/kg	
			ウラン	20 Bq/kg	100 Bq/kg	

出典：原子力規制委員会「原子力災害対策指針」

- ※1)「初期設定値」とは緊急事態当初に用いる O I L の値であり、地上沈着した放射性核種組成が明確になった時点で必要な場合には O I L の初期設定値は改定される。
- ※2) 本値は地上 1 m で計測した場合の空間放射線量率である。実際の適用に当たっては、空間放射線量率計測機器の設置場所における線量率と地上 1m での線量率との差異を考慮して、判断基準の値を補正する必要がある。
- ※3) 我が国において広く用いられている β 線の入射窓面積が 20 cm² の検出器を利用した場合の計数率であり、表面汚染密度は約 120 Bq/cm² 相当となる。他の計測器を使用して測定する場合には、この表面汚染密度より入射窓面積や検出効率を勘案した計数率を求める必要がある。
- ※4) ※3 と同様、表面汚染密度は約 40 Bq/cm² 相当となり、計測器の仕様が異なる場合には、計数率の換算が必要である。
- ※5)「地域生産物」とは、放出された放射性物質により直接汚染される野外で生産された食品であって、数週間以内に消費されるもの(例えば野菜、該当地域の牧草を食べた牛の乳)をいう。
- ※6) 実効性を考慮して、計測場所の自然放射線によるバックグラウンドによる寄与も含めた値とする。
- ※7) その他の核種の設定の必要性も含めて、今後、国が検討する。その際、I A E A の G S G - 2 における O I L 6 の値を参考として数値を設定する。
- ※8) 根菜、芋類を除く野菜類が対象

- ※9) IAEAでは、OIL6に係る飲食物摂取制限が効果的かつ効率的に行われるよう、飲食物中の放射性核種濃度の測定が開始されるまでの間に暫定的に飲食物摂取制限を行うとともに、広い範囲における飲食物のスクリーニング作業を実施する地域を設定するための基準であるOIL3、その測定のためのスクリーニング基準であるOIL5が設定されている。ただし、OIL3については、IAEAの現在の出版物において空間放射線量率の測定結果と暫定的な飲食物摂取制限との関係が必ずしも明確でないこと、また、OIL5については我が国において核種ごとの濃度測定が比較的容易に行えることから、放射性核種濃度を測定すべき区域を特定するための基準である「飲食物に係るスクリーニング基準」を定める。

4 放射性物質又は放射線の放出形態及び被ばくの経路

原子力災害対策を的確に実施するためには、放射性物質又は放射線の放出の形態及び住民等の生命又は身体に危険を及ぼすこととなる被ばくの経路について理解しておく必要がある。

(1) 原子炉施設で想定される放射性物質の放出形態

原子炉施設においては、多重の物理的防護壁が設けられているが、これらの防護壁が機能しない場合は、放射性物質が周辺環境に放出される。その際、大気へ放出された放射性物質は、気体状又は粒子状の物質を含んだ空気の一団となり、移動距離が長くなる場合は拡散により濃度は低くなる傾向があるものの、風下方向によっては本市にも影響が及ぶ可能性がある。

また、特に降雨雪がある場合には、地表に沈着し長期間留まる可能性が高い。さらに、土壌や瓦礫等に付着する場合や冷却水に溶ける場合があり、それらの飛散や流出には特別な留意が必要である。

実際、平成23年3月に発生した東京電力株式会社福島第一原子力発電所事故においては、格納容器の一部の封じ込め機能の喪失、熔融炉心から発生した水素の爆発による原子炉建屋の損傷等の結果、放射性セシウム等の放射性物質が大量に大気環境に放出された。また、炉心冷却に用いた冷却水に多量の放射性物質が含まれて海に流出した。

したがって、事故による放出形態は必ずしも単一的なものではなく、複合であることを十分考慮する必要がある。

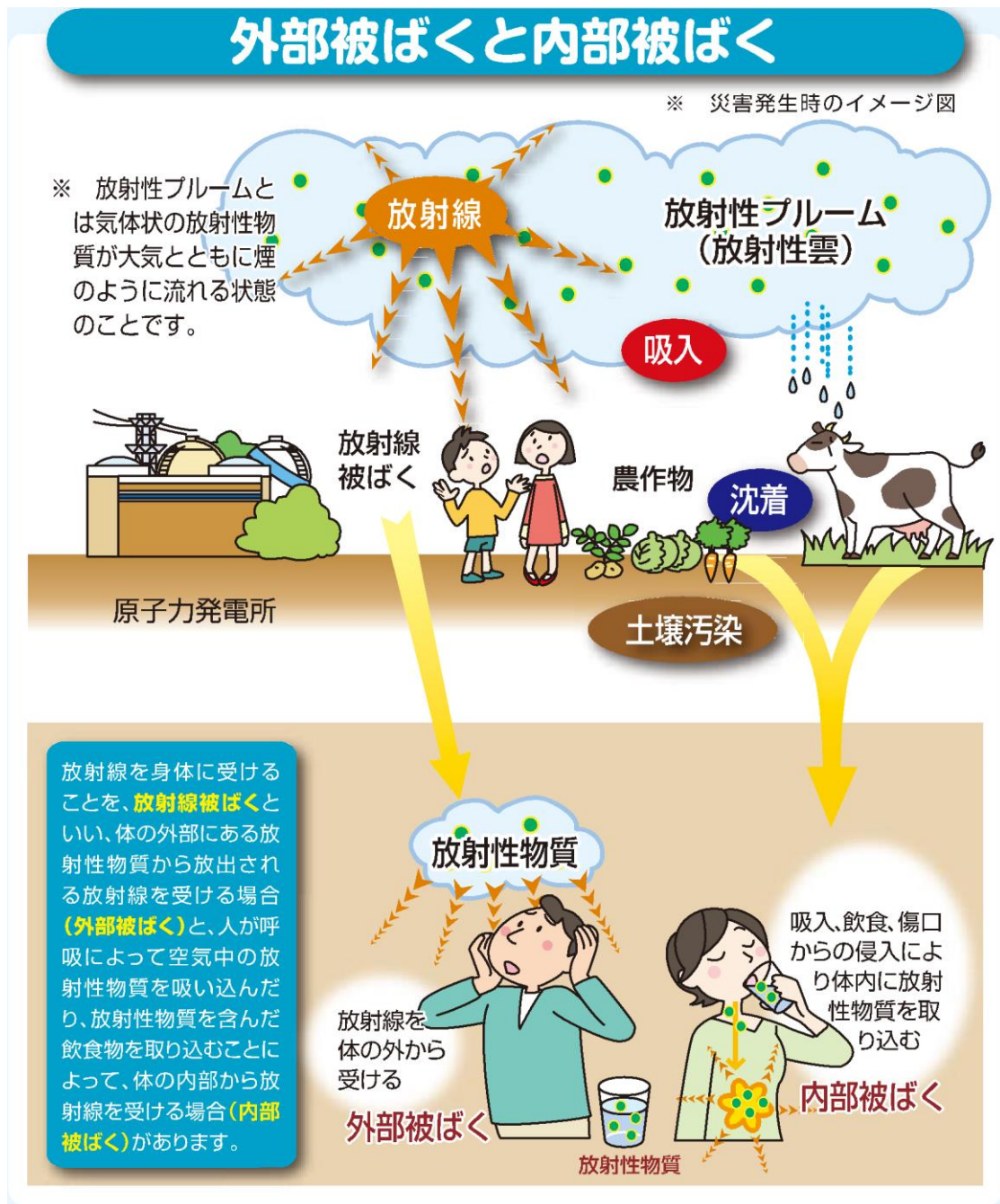
(2) 被ばく経路

被ばくの経路には、大きく「外部被ばく」と「内部被ばく」の2種類がある。これらは複合的に起こり得ることから、原子力災害対策の実施にあたっては双方を考慮する必要がある。

ア 外部被ばくとは、体外にある放射性源から放射線を受けることである。

イ 内部被ばくとは、放射性物質を吸入、経口摂取等により体内に取り込み、体内にある放射線源から放射線を受けることである。

■ 外部被ばくと内部被ばく



出典：福岡県「原子力防災の手引」

第 5 項 防災関係機関の処理すべき事務又は業務の大綱

1 市

- (1) 原子力防災に関する住民等への知識の普及・啓発
- (2) 原子力防災に関する専門知識を備えた職員の養成
- (3) 原子力防災に関する訓練の実施
- (4) 住民避難等に関する広報・指示
- (5) 健康相談及び医療体制の整備に関する県への協力
- (6) 住民への原子力災害に関する情報伝達

2 県

- (1) 原子力防災に関する住民等への知識の普及・啓発
- (2) 原子力防災に関する専門知識を備えた職員の養成
- (3) 原子力防災に関する訓練の実施及び市町村が行う訓練への助言
- (4) 環境放射線モニタリング体制の整備
- (5) 食品検査体制の整備
- (6) 健康相談及び医療体制の整備
- (7) 原子力災害に関する情報の収集及び関係機関への通報
- (8) 住民避難等に関する関係機関間の調整
- (9) 県内において放射性物質による被害が生じた場合の対応の調整

3 警察

- (1) 被災者の救出救助
- (2) 緊急交通路の確保等交通秩序の維持
- (3) 災害実態の早期把握及び災害関連情報の収集・伝達
- (4) 立入禁止区域及びその周辺における警戒警備並びに交通規制
- (5) 被災地域における社会秩序の維持
- (6) 検視及び行方不明者の搜索、遺族支援
- (7) 市民の安全確保と不安解消のための広報
- (8) 避難誘導及び二次災害の防止
- (9) その他必要な警察業務

4 放射性物質取扱施設の設置者（以下「施設設置者」という。）

- (1) 事故状況の収集・把握及び関係防災機関への連絡通報
- (2) 施設の防災対策の実施

5 その他関係防災機関（指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関等）

- (1) 所管の応急対策の実施
- (2) 県及び市町村等との協力・連携

第 2 節 災害予防計画

第 1 項 即応体制の整備

1 警戒態勢をとるために必要な体制等の整備

市は、県から警戒事態若しくは施設敷地緊急事態が発生した旨の通報を受けた場合、速やかに職員の非常参集、情報の収集・連絡を行えるよう、必要な体制を整備するものとする。

2 災害対策本部体制等の整備

市は、全面緊急事態が発生し、内閣総理大臣が原子力緊急事態宣言を発出した場合に、市長を本部長とする災害対策本部を迅速・的確に設置・運営するため、設置場所、職務権限、本部の組織・掌握事務、職員の参集配備体制等についてあらかじめ定めておくものとする。

また、迅速な防護対策の実施が必要となった場合に備え、防護対策の指示を行なうための体制についてあらかじめ定めておくものとする。この際、意思決定については判断の遅滞がないよう、意思決定者への情報の連絡及び指示のための情報伝達方法と、意思決定者不在時の代理者をあらかじめ取り決めておくものとする。

3 消防の相互応援体制

市は、消防の応援について県内外の近隣市町村及び県内全市町村による協定の締結の促進、消防相互応援体制の整備に努めるものとする。

4 飲料水、飲食物の摂取制限等に関する体制の整備

市は、大規模な原子力災害が発生した場合、飲料水、農林水産物等が放射性物質に汚染されるおそれがあることから、内部被ばくを防ぎ、住民の安全や健康を適切に守るための対策が講じられるよう、飲料水、飲食物の摂取制限に関する体制の整備に努めるものとする。

飲料水、飲食物の摂取制限等を行うにあたっては、住民等への安全な飲料水、飲食物の供給体制をあらかじめ定めるよう努めるものとする。

5 防災業務関係者への研修

市は、県や関係省庁等が実施する原子力防災に関する研修に防災業務関係者を積極的に参加させるなどして、防災知識の習得、防災技術の習熟を図るものとする。

第 2 項 情報の収集・伝達体制等の整備

【関連部局】
政策局
消防局

1 情報の収集・伝達体制の整備

原子力施設等で大規模な事故が発生した場合、非常時の情報連絡を直ちに受けるとともに、国、県やその他防災関係機関と緊密な連携を図りつつ、その状況等を住民に広報する必要がある。このため、市は、県、原子力事業者等及びその他防災関係機関と原子力災害に関する情報の収集・伝達を円滑に行うため、以下に掲げる事項について体制の整備を行うものとする。

(1) 市と関係機関相互の連携体制の確保

市は、原子力災害に対し、国、県、その他防災関係機関との間において確実な情報の収集・連絡体制の整備・充実を図る。

(2) 情報の収集・連絡に当たる要員の指定

迅速かつ的確な災害情報の収集・連絡を図るため、発災現場の状況等について情報の収集・連絡に当たる要員をあらかじめ指定しておくなど体制の整備を図る。

(3) 移動通信系の活用体制

関係機関と連携し、移動系防災行政無線（携帯型）、携帯電話等による移動通信系の活用体制の整備を図る。

2 通信手段・経路の多様化

市は、原子力防災対策を円滑に実施するため、県及び原子力施設からの状況報告や防災関係機関からの連絡が迅速かつ正確に行われるよう、緊急時通信連絡網にかかる設備の整備を行うとともに、その円滑な活用が図られるよう努めるものとする。

(1) 防災行政無線の保守・運用

防災行政無線の使用に支障をきたさないよう、機器の保守点検を定期的に行うものとする。

(2) 他の通信手段の確保

総合防災訓練その他の訓練、防災に関する研修会等の機会において、防災行政無線システムにおけるメール配信システムを活用した情報伝達訓練等を行うものとする。

【関連部局】
政策局

第 3 項 住民等への的確な情報伝達体制の整備

1 情報項目の整理

市は、原子力災害における住民等への情報伝達がわかりやすく、かつ円滑に実施できるよう、原子力発電所事故等の状況に応じて住民等に提供すべき情報の項目について整理しておくものとする。

2 情報提供体制の整備

市は、住民等に対する的確な情報を継続的に提供できるよう、その体制の整備を図る。
情報提供体制の整備に当たっては、原子力災害の特殊性を踏まえ、要配慮者に対し、災害情報が迅速かつ的確に提供されるよう、多様なメディアの活用や自主防災組織、町内自治会、民生委員・児童委員等との協力・連携に努める。

3 住民相談窓口の設置等

市は、県と連携して、住民等からの問い合わせに対応する住民相談窓口の設置等について、事故の状況に応じて必要な対応を考慮しつつ、24 時間受付体制を取ることも含めて、あらかじめその方法、体制等について定めておくものとする。

また、市は、災害発生後のストレスによる心や体のケアに対応するため、心身両面の相談体制を整備する。

4 原子力防災に関する住民等への知識の普及と啓発

平常時から住民等の原子力防災に対する意識の向上を図るため、市は次に掲げる事項等について、継続的な広報活動を実施する。

防災知識の普及・啓発に際しては、要配慮者や被ばくによる健康リスクが高い青少年への普及・啓発が図られるよう努める。

- (1) 放射性物質及び放射線の特性に関すること
- (2) 原子力発電所施設の概要に関すること
- (3) 原子力災害とその特性に関すること
- (4) 放射線による健康への影響及び放射線防護に関すること
- (5) 緊急時に国、県及び市等が講じる対策の内容に関すること
- (6) 屋内退避や避難等に関すること
- (7) 緊急時にとるべき行動及び避難所での行動等に関すること
- (8) 被災した住民等に対する人権侵害の防止に関すること
- (9) 安定ヨウ素剤の服用の効果等に関すること
- (10) その他原子力防災に関すること

6 防災関係機関による防災訓練の実施

市、県等の防災関係機関及び施設設置者は、相互に連携した訓練を実施するものとする。

第 3 節 災害応急対策計画

第 1 項 応急活動体制の確立

【関連部局】
全局

1 職員の動員配備基準

県から「警戒事態」若しくは「施設敷地緊急事態」が発生した旨の連絡を受けた場合は、次の配備態勢をとるものとする。

■配備基準（原子力災害）

本部	配備	配備基準	主な活動
災害警戒本部	レベル 4 強化 災害警戒 態勢	○県から警戒事態若しくは施設敷地緊急事態が発生した旨の連絡を受けた場合	○災害情報の収集、伝達 ○緊急時モニタリングへの協体制の確立 ○住民等への情報提供活動
災害対策本部	レベル 5 災害対応 態勢	○全面緊急事態が発生し内閣総理大臣が原子力緊急事態宣言を発出した場合 ○県が災害対策本部を設置した場合又は市長が必要と認めた場合	○災害情報の収集、伝達 ○緊急時モニタリングへの協力 ○住民等への屋内退避の注意喚起
	レベル 5 強化 全庁総力 態勢	○国からの指示等により、住民等に対し、屋内退避もしくは避難のための立ち退きの指示があった場合	○災害応急対策の全活動

第 2 項 屋内退避・避難収容等の防護活動

1 屋内退避、避難誘導等の防護活動の実施

(1) 退避及び避難に関する基準

市は、施設設置者等による放射性物質の汚染状況調査の結果、予測線量が次表の「退避及び避難に関する指標」に掲げる線量区分に該当すると認められる場合は、当該地域住民に対し、屋内退避、コンクリート屋内退避又は避難の区分に応じた措置をとるものとする。

その他放射性物質又は放射線により地域住民が危険にさらされるおそれがある場合においても、同様の措置をとるものとする。

■退避及び避難に関する指標

予測線量（単位 mSv）		防護対策の内容
全身外部線量	甲状腺等の各臓器の組織線量	
10～50 mSv	100～500 mSv	○住民は、自宅等の屋内へ退避すること。その際窓等を閉め気密性に配慮すること。
50 mSv 以上	500 mSv 以上	○住民は、避難又はコンクリート建家の屋内に退避すること。

参考：原子力安全委員会「原子力施設等の防災対策について」

(2) 退避等の方法

市は、あらかじめ定める屋内退避・避難誘導の方法に基づき、地区住民を退避又は避難させるものとする。

また、避難時の服装等について、次のとおり、防災行政無線又は広報車等により住民への周知を図るものとする。

■避難時の服装等

- 1 ゴーグル、マスク、ビニールカッパ、ゴム手袋、ゴム長靴を着用し、皮膚の露出を防いで避難すること。
- 2 避難する前に身体の傷口の有無をチェックし、傷口はテープ等で塞ぐこと。

参考：原子力安全委員会「原子力施設等の防災対策について」

(3) 警戒区域の設定

ア 市は、災害対策基本法等に定める基準に従い、特に必要と認めるときは警戒区域を設定することとする。

イ 市は、警戒区域及びその周辺における立入制限等必要な措置をとるよう関係機関に要請する。

2 避難場所

市は、発災時に必要な避難場所を開設し、住民等に対し周知徹底を図るものとする。また、必要があれば、あらかじめ指定された施設以外の施設についても、災害に対する安全性を確認の上管理者の同意を得て避難所として開設する。

3 要配慮者への配慮

市は、避難誘導、避難場所での生活環境に当たっては、年齢、国籍、性別及び障害の特性に関する多様性を理解し、その尊厳を傷つけられないことがないよう十分配慮するものとする。特に高齢者、障がい者の避難場所での健康状態の把握等に努めるものとする。また、要配慮者に向けた情報の提供についても十分配慮するものとする。

4 飲料水、飲食物の摂取制限

(1) 飲食物摂取制限に関する指標

市及び県は、放射性物質等による汚染状況の調査の結果等により、次表の「飲食物摂取制限に関する指標」を超え、又は超えるおそれがあると認められた場合は、汚染水源の使用禁止、汚染飲料水の飲用禁止の措置及び汚染飲食物の摂取制限等必要な措置をとる。

■飲食物摂取制限に関する指標

対象	放射性ヨウ素 (混合核種の代表核種：I-131)	放射性セシウム
飲料水、牛乳・乳製品	3×10^2 Bq/kg 以上	3×10^2 Bq/kg 以上
野菜類	2×10^3 Bq/kg 以上	5×10^2 Bq/kg 以上
穀類、肉・卵・魚その他	—	—

参考：原子力安全委員会「原子力施設等の防災対策について」

(2) 農林水産物の摂取及び出荷制限

市及び県は、農林水産物の生産者、出荷機関及び市場の責任者等に汚染農林水産物の摂取禁止、漁獲の禁止、出荷制限等必要な措置をとる。

第 3 項 関係者等への的確な情報伝達活動

1 周辺住民への情報伝達活動

市、県等の防災関係機関及び施設設置者は、役割に応じて周辺住民のニーズを十分に把握し、原子力災害の状況、安否情報、医療機関などの情報、農畜水産物等の安全性の確認状況、それぞれの機関が講じている施策に関する情報、交通規制情報など被災者等に役立つ正確かつきめ細やかな情報を適切に提供するものとする。

なお、情報の公表、広報活動の際、その内容について、相互に連絡をとりあうものとする。

情報伝達に当たっては、放送事業者等、新聞社等の報道機関の協力を得るものとする。また、インターネット等を活用して、的確な情報提供に努めるものとする。

2 住民等からの問い合わせに対する対応

市、県等の防災関係機関及び施設設置者は、必要に応じ、発災後速やかに住民等からの問い合わせに対応するように、人員の配置等の体制の整備に努めるものとする。

また、住民のニーズを見極め、情報の収集・整理を行うものとする。

3 健康相談及び医療の実施

- (1) 市は、必要に応じて、市内の医療機関等の協力を得て、避難所等でのサーベイメータ等を用いた放射性物質の汚染検査（スクリーニング）、ふき取り等の簡易除染、安定ヨウ素剤投与及び健康相談等を実施する。
- (2) 市は、必要に応じて、放射線医学総合研究所等のスタッフからなる緊急被ばく医療チーム等の派遣要請や専門医療機関への搬送を実施する。

【関連部局】

政策局
文化市民局
健康福祉局
環境局
経済観光局
農水局
都市建設局
病院局

第 4 節 災害復旧計画

1 環境放射線モニタリングの実施

市は、所在県における原子力緊急事態解除宣言が行われる等、原子力災害の拡大の可能性がなくなった後も、継続して環境放射線モニタリングを実施し、その結果を公表する。

2 風評被害等の影響軽減

市は、県等と連携し原子力被害による風評被害等の未然防止又は影響を軽減するため、必要に応じて以下のような行動を行う。

- (1) 農林畜水産業等の生産物について、放射能汚染状況を調査し、その結果を公表すること。
- (2) 被ばく患者の処置を行った医療機関の処置室等の汚染の有無を確認し、その結果を公表する。
- (3) 市内における農林畜水産業、商工業、観光業等及び地域経済への影響を把握すること。
- (4) 市産品等に対する市場や消費者の動向を把握すること。
- (5) 原子力被害による風評被害等の影響を軽減するために、農林漁業、地場産業の商品等の適正な流通の促進のための広報活動を行う。

3 住民健康相談

市は、県及び医療機関と連携して、避難等を行った住民及び避難者の受入に協力した住民等の心身の健康に関する相談に応じるための体制をとる。

4 放射性物質による汚染の除去等

市は、市内においても放射性物質の除染の必要があると認める場合は、国、所在県、県及び発電事業者その他関係機関と連携して、放射性物質に汚染された物の除去及び除染作業を行う。

第 2 章 海上災害対策計画

船舶の海難による油の流出、大規模な海上火災、大量の放射性物質の放出、船舶及び航空機の遭難による多数の人命の損失、その他異常な自然現象による海上災害が発生し又は発生するおそれのある場合、海難救助、被害の防止及び災害の未然防止等応急措置を実施し、海上における住民の生命、身体及び財産を保護するとともに、社会秩序の維持にあたるものとし、これらの対策実施に必要な体制の確立等について定める。

項目	関連部局	ページ
第 1 節 総則	政策局、健康福祉局、環境局、経済観光局、農水局、各区役所、消防局、病院局	406
第 2 節 災害予防計画	政策局、総務局、健康福祉局、環境局、経済観光局、農水局、都市建設局、各区役所、消防局	409
第 3 節 災害応急対策計画	政策局、総務局、財政局、健康福祉局、環境局、経済観光局、農水局、消防局、病院局	414
第 4 節 災害復旧計画	政策局、財政局、環境局、経済観光局、農水局	424

第 1 節 総則

第 1 項 計画の目的

この計画は、災害対策基本法（昭和 36 年法律第 223 号）第 42 条の規定に基づき、船舶等からの油流出事故対策及び海難事故対策に関し、県、市、指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関等が処理すべき事務及び業務について定めたものであり、住民の生命、身体及び財産を災害から保護し、被害の軽減を図り、もって社会秩序の維持と県民福祉の確保に万全を期することを目的とする。

第 2 項 災害の想定

1 船舶等による油流出事故

市内沿岸及びその地先海域において、船舶及び貯油施設（屋外貯蔵タンク等）等の事故による大量の油の流出、火災の発生。

2 海難事故

船舶の衝突、乗揚、転覆、火災、爆発、浸水、機関故障等の海難による多数の遭難者、行方不明者、死傷者等の発生。

第 3 項 防災関係機関の処理すべき事務又は業務の大綱

1 市

- (1) 沿岸住民に対する災害情報の周知、広報
- (2) 沿岸及び地先海域の警戒
- (3) 沿岸住民に対する避難の指示
- (4) 沿岸住民に対する警戒区域の設定、火気使用の制限等危険防止のための措置
- (5) 傷病者の救出、救助、援護（搬送、収容）
- (6) 沿岸漂着の可能性のある油及び沿岸漂着油の防除措置の実施
- (7) 消火作業及び延焼防止作業
- (8) 海上保安官等の行う応急対策への協力
- (9) 事故貯油施設の所有者等に対し、海上への石油等流出防止措置の指導
- (10) 防除資機材及び消火資機材の整備
- (11) 漂流油防除に要した経費及び損失補償要求などの資料作成並びに関係者への指導
- (12) 風評被害対策に関すること
- (13) 災害救助法適用に関すること

【関連部局】
政策局
消防局

【関連部局】
政策局
消防局

【関連部局】
政策局
健康福祉局
環境局
経済観光局
農水局
各区役所
消防局
病院局

2 県

- (1) 的確な情報の収集及び関係機関への連絡通報
- (2) 沿岸市町村に対する情報の伝達及び応急対策上必要な指示
- (3) 自衛隊、地方公共団体等に対する応援要請
- (4) 第十管区海上保安本部等の行う応急対策への協力
- (5) 傷病野生鳥獣の救護体制の整備及び救護の実施
- (6) 事故の状況、結果等について適時公表及び事後の可能な限りでの環境の状況の把握
- (7) 風評被害対策に関すること
- (8) 災害救助法適用に関する措置
- (9) 防除資機材及び消火資機材の整備
- (10) 応急物資のあっせん及び輸送手段の調整その他の応急措置
- (11) 補償対策に関すること
- (12) 沿岸漂着の可能性のある油の防除措置の実施及び県管理区域での油防除措置の実施並びに市町村に対する油防除措置の支援

3 警察

- (1) 被災者の救出救助
- (2) 警備艇による油等の流出海域のパトロール、他船舶又は陸上からの火気、可燃物の投棄等危険行為の警戒及び取締まり
- (3) 緊急交通路の確保等交通秩序の維持
- (4) 災害実態の早期把握及び災害関連情報の収集・伝達
- (5) 立入禁止区域及びその周辺における警戒警備並びに交通規制
- (6) 被災地域における社会秩序の維持
- (7) 検視及び行方不明者の捜索、遺族支援
- (8) 市民の安全確保と不安解消のための広報
- (9) 避難誘導及び二次災害の防止
- (10) その他必要な警察業務

4 第十管区海上保安本部（熊本海上保安部）

- (1) 関係機関への情報伝達及び協力要請
- (2) 航空機又は巡視船艇の被災海域への派遣並びに被害状の把握及び結果の分析・評価
- (3) 避難船舶乗組員の人命救助、被災者等の避難誘導並びに救護・輸送
- (4) 油の拡散防止及び流出油の防除
- (5) 避難船舶に対する損壊箇所の修理、積荷油の他の油槽又は船舶への移し替え、流出防止作業及び安全海域への移動等応急措置の指導
- (6) 消火作業及び延焼防止作業
- (7) 防災資機材の整備、調達及び海上輸送
- (8) 船舶の航行の制限・禁止、航行船舶の火気使用禁止の指導、在港船舶に対する移動及び誘導
- (9) 遭難船舶の破壊、油の焼却及び現場付近の海域にある財産の処分等応急非常措置

- (10) 漂流物の除去等船舶航行の安全を図るための必要な措置
- (11) 治安の維持（監視、警戒）
- (12) 流出油災害対策協議会との連絡調整
- (13) 災害対策連絡調整本部の設置・運営

5 九州運輸局熊本運輸支局

救援船舶のあっせん並びに海上輸送及び港湾荷役作業の円滑な実施に関する指導及び連絡調整

6 九州地方整備局

流出油回収活動の実施等

7 自衛隊

- (1) 被害状況の調査
- (2) 遭難者の救出・救護
- (3) 死傷病者の救出、搬送
- (4) 行方不明者の捜索
- (5) 沿岸住民及び付近船舶の避難に必要な支援
- (6) 人員・物資の輸送等
- (7) 消火及び石油類の流出拡散防止並びに回収処理等の応急活動

8 関係事業者等

- (1) 熊本海上保安部等への事故発生の通報
- (2) 遭難船舶乗組員の救助
- (3) 遭難船舶の損壊箇所の修理、積荷油の他の油槽又は船舶への移し替え、流出防止作業、消火作業及び安全海域への移動等
- (4) 油の拡散防止及び流出油の防除
- (5) 現場付近の者又は船舶に対する注意喚気の実施
- (6) 必要に応じ、付近住民への避難警告
- (7) 関係事業所に応援協力を要請
- (8) 消火活動等消防機関への協力
- (9) 災害対策連絡調整本部への責任者の派遣
- (10) 防除資機材及び消火資機材の整備及び調達

第 2 節 災害予防計画

第 1 項 海上交通の安全のための情報の充実

1 熊本地方気象台

熊本地方気象台は船舶など海上交通の安全に資するため、海上風・海霧等気象の状況、波浪・海面水温等水象の状況、地震・津波等の状況を観測し、これらに関する実況あるいは予報及び警報・注意報等の情報を適時・的確に発表するものとする。また、発表情報の内容の改善、情報を迅速かつ適切に収集、伝達するための体制及び施設、設備の充実を図るものとする。

2 第十管区海上保安本部（熊本海上保安部）

熊本海上保安部は、海図、水路図誌等の整備を図るとともに、水路情報、航行警報、気象通報等船舶交通の安全に必要な情報提供体制の整備を図るものとする。

また、海事関係者に対する海難防止、海上災害防止に係る講習会等の開催、訪船指導等により海上災害防止思想の普及、高揚に努める。

第 2 項 船舶の安全な運行の確保

1 九州運輸局

- (1) 九州運輸局は、海技従事者になろうとする者に対し、海技従事者として必要な知識・能力があるかについて海技従事者国家試験を行うとともに、既に海技従事者である者についても、5 年ごとの海技免状の更新の際、一定の乗船履歴又は講習等を要求することにより、海技従事者の知識・能力の維持及び最新化を図るものとする。
- (2) 九州運輸局は、発航前検査の励行、操練の適切な実施、航海当直体制の確保、船内の巡視制度の確立等について、船員労務官による監査及び指導をより一層強化し、船舶の安全な運行の確保を図るものとする。
- (3) 九州運輸局は、危険物運搬船の技術基準の遵守の徹底を図るため、船舶検査の厳格な実施及び危険物運搬船等の立入検査を実施するものとする。

2 第十管区海上保安本部（熊本海上保安部）

熊本海上保安部は、港内、狭水道等船舶の輻輳する海域における航行管制、海上交通情報の提供等の体制の整備に努めるものとする。

第 3 項 迅速かつ円滑な災害応急対策、災害復旧への備え

1 情報の収集・連絡関係

(1) 情報の収集・連絡体制の整備

- ア 市、県等の防災関係機関及び関係事業者等は、内部の若しくは相互の連絡体制が確保されるよう、又は相互の連携協力の下に必要な対策が適切に実施されるよう、それぞれの機関及び機関相互間において情報の収集・連絡体制の整備を図るものとする。その際、夜間、休日の場合等においても対応できる体制の整備を図るものとする。
- イ 市、県等の防災関係機関及び関係事業者等は、航空機、巡視船、車両など多様な情報収集手段を有効に活用できる体制の整備を推進するとともに、様々な観測機器（人工衛星・深海調査機器、短波海洋レーダー等）によるデータの利用可能性についても検討を加える。
- ウ 流出油の的確な状況把握及び情報の共有化が可能となるよう、関係機関で協議の上、流出油の状況についての通報要領の定型化を図る。

(2) 情報の分析整理

- ア 熊本海上保安部、市及び県等の防災関係機関は、収集した情報を的確に分析整理するため、人材の育成を図るとともに、必要に応じ専門家の意見を活用できる体制の整備に努めるものとする。
- イ 熊本海上保安部、市及び県等の防災関係機関は、油流出事故による環境への影響を迅速に把握・評価し、また、被害の発生を最小限とするために、平常時より自然的・社会的・経済的諸情報（水質、底質、漁場、養殖場、工業用水等の取水口、海水浴場、藻場、干潟、鳥類の渡来・繁殖地、史跡名勝等に関する情報）等を収集・整理し、情報系統図として整備する等その内容を充実させ、防災関係機関において有効に活用できる体制の確立に努める。

(3) 通信手段の確保

市及び県は、非常通信体制の整備、有・無線通信システムの一体的運用及び応急対策等災害時の重要通信の確保に関する対策の推進を図るものとする。この場合、熊本県非常通信協議会との連携にも十分配慮することとする。

2 災害応急体制の整備

(1) 職員の体制

- ア 防災関係機関及び民間救助・防災組織等は、それぞれの機関において実情に応じ職員の非常参集体制の整備を図るものとする。
- イ 防災関係機関及び民間救助・防災組織等は、それぞれの機関の実情を踏まえ、必要に応じ応急活動のためのマニュアルを作成し、職員に周知するとともに、定期的に訓練を行い、活動手順、使用する資機材や装備の使用方法等の習熟、他の職員、機関等との連携等について徹底を図るものとする。

(2) 防災関係機関相互の連携体制

災害発生時には、防災関係機関相互の連携体制が重要であり、防災関係機関、民間救助・防災組織及び関係事業者等は、応急活動及び復旧活動に関し、各関係機関において相互応援の協定を締結する等平常時より連携を強化しておくものとする。

3 搜索、救助・救急、医療及び消火活動

(1) 搜索、救助・救急活動関係

- ア 熊本海上保安部は、搜索、救助・救急活動を実施するための潜水器材等の搜索、救急救助用資機材の整備に努めるものとする。また、救助・救急活動に関し専門的知識・技能を有する職員の養成に努めるものとする。
- イ 市は、船舶、ヘリコプター、救急車、照明車等の車両及び応急措置の実施に必要な救急救助用資機材の整備に努めるものとする。
- ウ 自衛隊は、救助用資機材の整備に努めるものとする。

(2) 医療活動関係

- ア 県は、県医師会、日本赤十字社（熊本県支部）と連携して、負傷者が多数にのぼる場合を想定し、応急救護用医療品、医療資機材等の確保体制の整備に努めるものとする。
- イ 熊本海上保安部、市及び県は、あらかじめ、熊本海上保安部と医療機関、消防機関と医療機関及び医療機関相互の連絡体制の整備を図る。
- ウ 県又は消防本部は、負傷者の状況等、必要に応じて熊本県災害派遣医療チーム（熊本県DMAT）を要請する。
- エ 市は、災害発生後のストレスによる心や体のケアに対応するため、心身両面の相談体制を整備する。

(3) 消火活動関係

- ア 熊本海上保安部及び消防機関は、平常時から連携を図り、消防体制の整備に努めるものとする。
- イ 熊本海上保安部は、大型タンカーの火災等に対応できる消防船等及び海上火災に有効な資機材の整備に努めるものとする。
- ウ 沿岸市町村（消防機関）は、消防艇等の海上災害用の消防用機械・資機材の整備に努めるとともに、海水、河川水等を消防水利として活用するための施設の整備を図るものとする。

4 緊急輸送活動関係

災害時においては、物資・資機材・要員の輸送及び負傷者の搬送が早急に必要となる。これらの活動を円滑に行うため、以下の道路を緊急輸送道路に指定し、整備を図ることとする。

さらに、指定された緊急輸送道路については、沿道建造物の不燃化及び耐震強化を図り、電柱等の構造物の地中化を推進し、自販機・看板等の落下防止に努める等、関係機関、住民等に理解を求めていくものとする。

5 油の大量流出時における活動関係

(1) 資機材の整備

- ア 熊本海上保安部、九州地方整備局、県、市町村等は、連携をとりながら、必要な資機材の整備を図るとともに、危険物等の種類に応じた防除資機材の整備状況を把握しておく。また、資機材を保有する機関や事業者等からの調達が円滑に行えるよう、災害発生時に必要な資機材の要請、輸送、保管、配分等の実施方法について、関係機関間で十分協議しておく。
- イ 船舶所有者等は、油が大量流出した場合に備えて、必要な資機材を船舶内等に備え付けるものとする。
- ウ 石油事業者等団体は、油が大量流出した場合に備えて、油防除資機材の整備を図るものとする。

(2) 回収油の輸送・処理体制の確保

市は、回収油が産業廃棄物に当たるため、災害時にそれらを迅速かつ的確に貯留・運搬・処分することができるよう、産業廃棄物関係業者の所在地、処理能力等を把握するとともに、災害時に大量に発生する回収油の受入れについて協力体制の構築に努める。

(3) 環境対策の充実強化

ア 水質、底質の測定等

市及び県は、モニタリングポイントを設定し、海岸線付近及び河川の定期的な水質、底質等の測定（特に油分について）を行い、その結果を整理するなど、災害発生後の調査結果と比較することができるよう、基礎データの整備に努める。

また、災害時に環境対策の実施に当たって、専門家による助言等を迅速に得られるよう、専門家との連携体制の確保を図る。

イ 水鳥等野生生物の救護対策の充実

市は、県、獣医師会その他の関係団体と協議の上、油により汚染された水鳥等野生生物の捕獲・搬送、洗浄・治療、回復までの飼育等の救護活動が適切に実施されるよう、捕獲・搬送体制、洗浄・治療の場の確保等救護対策の充実を図る。

(4) 補償対策の充実強化

市及び県は、地方公共団体、漁業協同組合等が流出油の防除活動等を実施した場合の防除費用等の請求を円滑に実施するため、油濁損害に対する補償制度に関する情報（補償制度の概要、法的根拠、請求手続、補償対象となる費用等）の把握に努め、整理の上、市町村、商工観光業関係者、漁業関係者等関係機関と情報の共有化を図る。

6 関係者等への的確な情報伝達関係

- (1) 熊本海上保安部、市及び県等の防災関係機関は、発災後の経過に応じて関係者等に提供すべき情報について整理しておくものとする。
- (2) 市及び県等の防災関係機関は、被災者の家族等からの問い合わせ等に対応する体制についてあらかじめ計画しておくものとする。

7 二次災害の防止活動関係

熊本海上保安部は、航行制限、船舶禁止等二次災害の防止に関して必要な措置を講じるとともに、船舶に対し周知活動を行う体制の整備を図るものとする。

8 防災関係機関による防災訓練の実施

(1) 防災訓練の実施

- ア 熊本海上保安部、消防機関及び警察は、大規模海難や危険物等の大量流出を想定し、より実践的な訓練を実施するものとする。
- イ 第十管区海上保安本部等の国の機関、県、市、消防機関、警察、民間救助・防災組織、関係事業者等並びに港湾管理者等は、相互に連携した訓練を実施するものとする。
- ウ 石油事業者等は、油流出事故に対応するため、積極的に油防除訓練を行う。

(2) 実践的な訓練の実施と事後評価

- ア 第十管区海上保安本部等防災関係機関が訓練を行うにあたっては、気象・海象条件、対応区域、排出油の状態等の事故想定及び被害の想定を明らかにするとともに、実体に即した、より実践的な訓練となるよう留意する。
- イ 訓練後には評価を行い、課題等を明らかにし、必要に応じて体制等の改善を行う。

9 災害復旧への備え

港湾管理者等は、円滑な災害復旧を図るため、あらかじめ重要な所管施設の構造図等の資料を整備しておくとともに、資料の被災を回避するため、複製を別途保存するよう努めるものとする。

第 4 項 海上防災思想の普及

熊本海上保安部は、海難防止、海上災害防止に係る講習会を開催し、また、船舶指導を行うことにより、海上災害防止思想の普及に努めるものとする。

第 5 項 海上交通環境の整備

1 港湾管理者等

港湾管理者等は、防波堤、航路等の整備により、海上交通の安全性の向上に努めるものとする。

2 第十管区海上保安本部（熊本海上保安部）

熊本海上保安部は、航路標識の整備を行うとともに、港湾管理者等が設置・管理する航路標識についての指導を行うものとする。

第 3 節 災害応急対策計画

第 1 項 発災直後の情報の収集・連絡及び通信の確保

1 災害情報の収集・連絡

海上災害が発生した場合、必要な対策を適切に実施するためには、海難事故の発生状況や流出油の種類、性状、量、拡散状況等に関する情報をできるだけ正確かつ詳細に入手し、関係機関間でこれらの情報の共有化を図る必要がある。

そのため、熊本海上保安部、県、市その他の防災関係機関は、相互に密接な連携の下に、「海上災害情報伝達系統」により、迅速かつ的確に災害情報を収集し、伝達するものとする。

(1) 市

市は、人的被害の状況等の情報を収集するとともに、被害規模に関する概括的情報を含め、把握できた範囲から直ちに県へ連絡するものとする。

また、県に応急対策の活動状況、対策本部設置状況等を連絡し、応援の必要性等を連絡する。

(2) 県

ア 県は、熊本海上保安部から受けた情報を、警察、関係市町村、防災関係機関及び漁業団体等関係団体へ連絡する。

イ 県は、市町村から情報を収集するとともに、自らも必要な災害規模に関する概括的な情報を把握し、これらの情報を消防庁に報告するとともに必要に応じ関係省庁に連絡する。

ウ 県は必要に応じて、消防ヘリコプターの出動を要請する。

(3) 警察

警察は、必要に応じて、テレビカメラ搭載のヘリコプターにより上空から被害状況の把握を行い、警察庁及び管区警察局に連絡するとともに、県等関係防災機関へ連絡する。

(4) 第十管区海上保安本部（熊本海上保安部）

ア 熊本海上保安部は、大規模な海上事故が発生した場合又は発生するおそれがある場合、事故情報の連絡を速やかに九州運輸局（熊本運輸支局）、九州地方整備局、県等防災関係機関に連絡する。

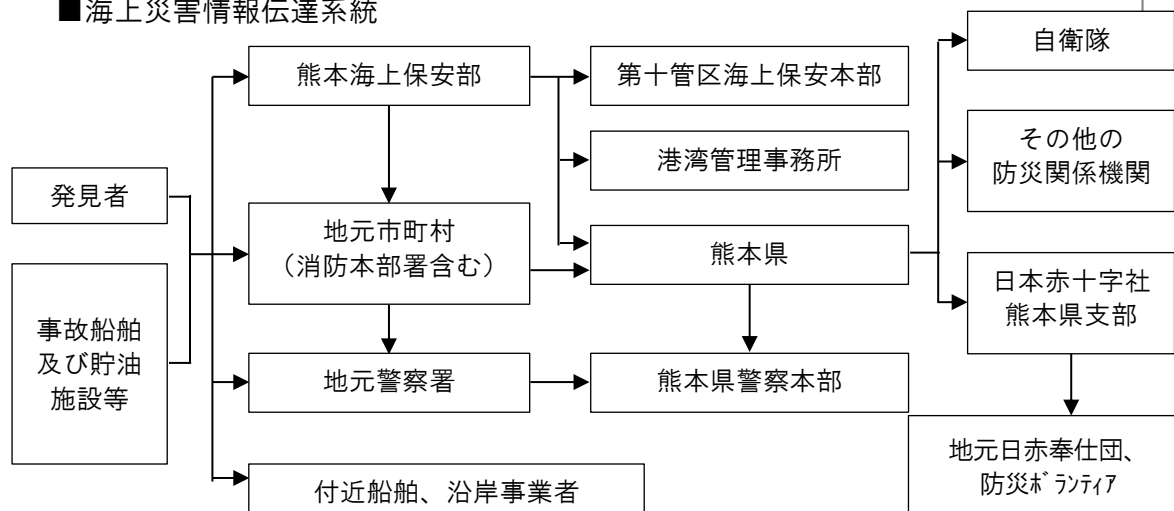
イ 熊本海上保安部は、必要に応じ巡視船艇、航空機等による目視、撮影等による情報収集及び被害規模の把握を行い、被害の状況、応急対策の活動状況、災害対策連絡調整本部設置状況等について、適宜、防災関係機関に連絡する。

(5) 関係事業者等（熊本海上保安官部等への事故発生通報）

大規模な海上災害が発生した場合又は発生するおそれがある場合は、関係事業者等は速やかに熊本海上保安部等へ通報するものとする。

- ア 船名、総トン数、乗組員数、流出油等の種類及び量又は施設名
- イ 事故発生日時及び場所
- ウ 事故の概要
- エ 気象、海象の状況
- オ 流出油の状況
- カ 今後予想される災害
- キ その他必要な事項

■海上災害情報伝達系統



2 通信手段の確保

(1) 事故発生直後の通信確保

熊本海上保安部、県、市等防災関係機関及び関係事業者等は、災害発生直後は直ちに、災害情報連絡のための通信手段を確保するものとする。

(2) 重要通信の疎通確保

西日本電信電話株式会社は、通信の疎通が著しく困難となり、重要通信を確保するため必要があるときは、電気通信事業法及び同法施行規則の定めるところにより、臨機に利用制限の措置をとる。

【関連部局】

政策局
総務局
健康福祉局
環境局
経済観光局
農水局
消防局
病院局

第 2 項 活動体制の確立

1 関係事業者等の活動体制

関係事業者等は、発災後、速やかに災害の拡大の防止のため必要な措置を講ずるとともに、職員の非常参集、情報収集連絡体制の確立及び対策本部設置等必要な態勢をとるものとする。

2 指定地方行政機関等の活動体制

指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関等は、法令又は防災業務計画、防災に関する計画に定めるところにより、海難事故又は油流出事故が発生した場合又は発生するおそれがある場合には、迅速かつ的確に応急措置を実施することができよう、速やかに必要な体制を確立する。

なお、対策本部等を設置したときは、県をはじめ防災関係機関に連絡するものとする。

3 市の活動体制

(1) 人命の救出、救護

市は、沿岸において大規模な海上災害が発生した場合には、水難救助用資機材等を活用し、熊本海上保安部、警察等関係機関と協力し、迅速な搜索活動及び救出救護活動を実施する

(2) 初期消火及び延焼防止

(3) 沿岸住民に対する災害状況の周知徹底及び警戒

(4) 沿岸住民に対する避難の指示

(5) 沿岸地先海面の警戒

排出油、火災及び漂着等被害が沿岸に及ぶおそれのある地先、海面への巡回監視

(6) 情報収集及び伝達

(7) 排出油に係る対策

ア 市町村は、事故原因者及び海上保安部等の要請に基づき、排出油の除去措置を講じるものとする。

イ 排出油の漂着により海岸が汚染され又はそのおそれがある場合は、排出油による被害を防止するため沿岸への漂着油の除去等の応急措置を講じるものとする。

ウ 海上災害により油が排出し、被害が発生又はそのおそれがあるときは、海岸線の陸上パトロール等を実施のうえ、広域本部を経由して県災害対策本部(危機管理防災課)に報告するものとする。

4 広域的な活動体制

市及び県等防災関係機関は、被害の規模等に応じて、応急対策を実施する必要があると認めるときは、他の地方公共団体等に対して応援を要請する。

第 3 項 流出油防除対策

1 基本的考え方

(1) 浮流油の防除措置

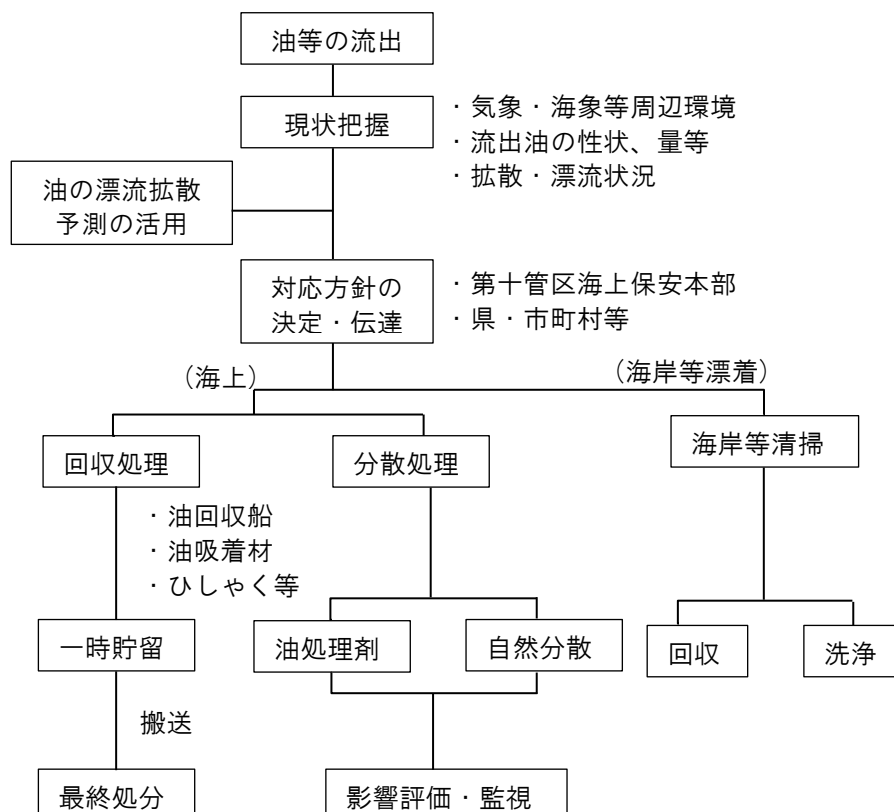
油は時間が経過することにより、ムース化し回収は極めて困難になるとともに、風、海流によって流出油が広域化することから、特に海上における防除措置に際しては、流出油が広範囲に拡散し、ムース化する前に可能な限り迅速に回収することが重要である。

したがって、熊本海上保安部を中心とする防災関係機関は、油流出事故を覚知したときは、直ちに関係機関へ連絡するとともに、その初期の段階において必要な人員、船舶、防除資機材等有効な防除勢力を組織的に先制集中して、迅速かつ効果的な防除措置をとる。

(2) 漂着油の防除措置

陸域に油が漂着した場合又はそのおそれのある場合に、これを除去し、又は防止する一義的な義務は原因者にある。しかしながら、大規模な油汚染事故においては、原因者の活動のみでは十分な対応ができないことから、地域住民の生命財産への被害の局限化や生活環境の保全の観点から市及び県が、また、港湾、漁港、海岸等の管理区域・施設の機能の保全の観点から各区域管理者が、それぞれ熊本海上保安部と連携を図りながら、迅速かつ効果的な防除措置をとる。

■流出油防除作業の概要



「海上防災ハンドブック」海上災害防止センター、海上防災事業者等協会より作成

【関連部局】

政策局
環境局
経済観光局
農水局
消防局

2 流出油等の現状把握及び防除方針の決定

(1) 流出油等の現状把握

油流出事故への対応を効果的に実施するためには、事故状況を迅速かつ的確に把握し、適切な防除方針を早期に確立する必要がある。

そのため、熊本海上保安部は、航空機、船艇等を用いて監視及びサンプルの採取を行い、流出油の種類、性状、量、拡散状況さらには周辺の地勢、気象・海象等に関する情報をできるだけ正確かつ詳細に入手する。

(2) 防除方針の決定及び伝達

熊本海上保安部は、流出油の種類・性状等、周辺海域の地勢・保護海域、自然条件の評価・海象予報等の各種情報に基づき、分析・評価を行い、次に掲げるような防除手法の選定、防除作業の実施に必要な防除勢力、防除資機材等防除措置に必要な諸要件を判断し、適切な防除方針を早急に確立する。

なお、防除方針は、流出油の状況、回収の状況等を踏まえて随時更新していく。

- ア 排出防除措置
- イ 拡散防止措置
- ウ 回収措置
- エ 化学的处理

3 流出油の防除

(1) 関係者の防除措置等

ア 事故原因者等の措置

海上事故により大量の原油等の油が排出された場合、事故の原因者（事故を起こしたタンカーの船長及び船舶所有者又は事故を起こした陸上施設の管理者）等は、次に掲げる措置を講じるものとする。

- (ア) 事故の発生を直ちに所轄海上保安部に通報
- (イ) オイルフェンスの展張、油吸着剤及び油処理剤等による流出油の拡散防止又は化学処理
- (ウ) 船体又は貯油施設等の損傷箇所の応急処理並びに油の移し替え
- (エ) 流出油による被害の拡大を防止するため、油槽船、バージ船により事故船舶の積油の抜き取りを行う。また、事故船舶が陸地に近いとき又は荒天により積油の抜き取りが困難な場合は、直接輸送管をもって抜き取りを行う。
- (オ) 火災等二次災害発生の防災

イ 熊本海上保安部の措置

- (ア) 熊本海上保安部は、海上事故により危険物等が海上に流出した場合、応急的な防除活動を行い、航行船舶の避難誘導活動等必要な措置を講じるとともに、排出の原因者等が必要な措置を講じていない場合は、措置を講じるよう命ずるものとする。

- (イ) 熊本海上保安部は、危険物等が大量に流出した場合、原因者側の対応が不十分なときは、自ら防除を行う等被害を最小限に食い止めるための措置を講ずるものとする。
- (ウ) 熊本海上保安部長は、「海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律第 41 条の 2」の規定により、特に必要と認めるときは、関係行政機関（九州地方整備局、海上自衛隊、県、県警等）の長に対し、政令で定めるところにより、排出された油等の除去その他の海洋の汚染を防止するため必要な措置を講ずるよう要請するものとする。この場合において、熊本海上保安部は、関係機関の油防除能力を勘案の上、出油状況に関する情報を基に回収範囲と役割分担の調整を図る。

ウ 九州地方整備局の措置

九州地方整備局は、油流出事故が発生した場合、要請等を受けて油回収船を出動させ、防除活動を行うものとする。

エ 管理区域（施設）を持つ機関の措置

港湾、漁港、海岸、河川等の管理区域・施設の機能の保全の観点から、各区域管理者（九州地方整備局、県、市町村等）は、熊本海上保安部と連携を図りながら、おおむね次に掲げる活動を展開する。

- (ア) 管理区域（施設）の監視
- (イ) 管理区域（施設）での流出油除去活動の実施
- (ウ) 回収油の一時集積場所への貯留
- (エ) 活動情報の収集及び県への連絡

オ 県の措置

県は、熊本海上保安部等防災関係機関と連携を図りながら、県管理区域・施設における油防除措置、沿岸漂着可能性のある油防除措置を実施するとともに、市からの要請に基づき、自衛隊、その他の地方公共団体に対する応援要請等を実施する。

カ 市の措置

市は、消防機関、警察署、漁業協同組合等と連携を図りながら、おおむね次に掲げる活動を展開する。なお、防除資機材（手袋、作業着、ひしゃく等）が不足する場合は、県へ要請する。

- (ア) 海岸等の監視
- (イ) 海岸等での除去活動の実施
- (ウ) 回収油の一時集積場所への貯留
- (エ) 除去活動情報の収集及び県への連絡

キ 回収船及び防除資機材の確保

県は、必要な防除資機材に関する情報を把握し、熊本海上保安部、九州地方整備局等防災関係機関と緊密な連携をとりながら、取扱業者からの調達、広域応援協定の活用等により迅速かつ的確に確保する。

また、県で調達可能な回収船、防除資機材に関する情報は、逐次市等へ提供する。

(2) 活動状況等の情報の共有化

熊本海上保安部、九州地方整備局、県、市は、関係機関等との間で、事故情報、流出油の漂流状況・回収状況、防除方針、それぞれの機関の活動状況等について情報交換を行い、これらの情報について共有化を図る。

また、県は、関係市町村及び管理区域（施設）を持つ防災関係機関から沿岸での活動情報を集約し、防災関係機関へ迅速かつ的確に伝達する。

4 回収油の処理

海上又は沿岸において回収された油等の貯留・輸送・処分の一義的責任は事故原因者にあるが、回収油等の搬送・処理を円滑に行うため、関係機関は次のような支援措置を講ずるものとする。

(1) 回収した油の処理

熊本海上保安部等防災機関が回収した油の処理については、速やかに集油船等により廃油処理施設、焼却施設等に輸送して処理するものとする。状況によっては、あらかじめ集積地を定め、ここに一時保管し、逐次輸送して処理するものとする。

(2) 回収油の処理方法

ア 回収油の状況把握・情報提供

県は、回収された油等の量、処理作業の状況等を把握するとともに、適正かつ円滑な処理が実施されるよう、関係業界団体等の協力を得て、回収した油等の貯留・搬送に従事可能な事業者等及び回収した油等の処理施設、当該受入れ可能量等の情報を収集・整理し、船舶所有者等の関係者に対し提供等を行うなど必要な支援を実施する。

イ 回収油の保管

市、県等は、回収油が入ったドラム缶等の集積保管場所について、処理施設への搬出方法（車両輸送、鉄道輸送又は船舶輸送）及び近隣地域住民の生活環境保全上の観点から、適切な場所を選定する。

また、ドラム缶によって保管する場合には、回収油の飛散流出、地下浸透及び揮発の防止並びに運搬中における流出防止のために、ふたを閉める等により密閉する。

なお、大規模な流出油事故で、清掃現場等から大量の油を一時的に貯蔵する必要がある場合は、周辺の地質を調査し貯蔵ピットの造成について検討する。

ウ 回収油の処理

市、県等は、回収油の処理に当たっては、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」に基づく廃棄物処理基準に従い、適正に処理する。

また、回収された廃油、油混じりの砂等で、再生利用が可能なものについては再生利用に努める。

5 環境対策等

(1) 環境対策の実施

市、県及び関係機関は、水質・底質、水産資源、水鳥、植生等に対する事故災害による影響の調査並びにそれを踏まえた必要な対策（環境復旧対策、野生生物救護対策、史跡名勝天然記念物対策等）について、連携を図りながら実施する。

なお、環境対策の実施に当たっては、必要に応じ、国（環境省等）、専門家による指導・助言等の活用を図るものとする。

(2) 野生生物の救護

県は、油流出事故により野生生物に被害が発生した場合には、獣医師、関係団体等の協力を得て、油が付着した野生生物の洗浄、油付着に伴う疾病の予防、回復までの飼育等野生生物の救護対策を実施する。

(3) 漁場保全対策

県は、油流出事故により漁場等に汚染が生ずるおそれがある場合又は生じた場合には、漁業関係者による油の回収、漁場修復対策が円滑かつ適切に実施されるよう、必要な支援を行う。

6 風評対策

市、県、漁業関係者、商工観光業関係者等関係機関は、風評による観光客離れ、水産物の消費者離れ等を防止するため、連携を図りながら、観光地の安全性アピールなどの広報活動を実施する。

7 補償対策

(1) 県における対応

ア 補償対策の協議

県（関係各課）は、補償対策を円滑に進めるため、海事鑑定人、国際油濁補償基金、市町村等と連携を図りながら、次に掲げる事項について協議、確認を行う。

- (ア) 当該事故に適用される補償制度及び請求先
- (イ) 油の防除措置に係る経費の把握、支払方法
- (ウ) 補償請求方針等

イ 補償請求

県は、できるだけ早い時期に海事鑑定人、保険会社、国際油濁補償基金等補償関係者と協議し、当該事故に適用される補償制度及び請求先、経費の把握方法等について協議する。これを受けて、補償請求を実施していく。

(2) 関係機関における対応

市、漁業関係者、商工観光業関係者等の関係機関は、作業内容及びそれに要した経費の把握、並びに写真等の証拠書類を整備し、補償請求を行う。この場合においては、海事鑑定人、国際油濁補償基金、県等連携を図る。

また、補償の早期実現を図るため、できる限り早期に請求を行うよう努める。

【関連部局】

政策局
財政局
環境局
経済観光局
農水局

(3) 関係機関の連携

市、県、漁業関係者、商工観光業関係者等の関係機関は、補償請求について相互の連携を図るため、必要に応じ、会議の開催等を行うことにより補償対策について情報の交換、補償請求の請求方針等の確認を行う。この場合において、必要と認めるときは、海事鑑定人、国際油濁補償基金代理人又は委任弁護士の出席を求める。

第 4 項 関係者等への的確な情報伝達活動

1 船舶への周知

熊本海上保安部及び港の管理者等は、流出油による災害が発生し、又は災害の波及が予想される場合は、海上における船舶の安全を図るため、災害の状況及び安全措置等について、無線、ラジオ、拡声器等により、付近航行の船舶に対する周知に努める。

2 被災者の家族等への情報伝達活動

市、県等の防災関係機関及び関係事業者等は、被災者の家族等のニーズを十分把握し、海上災害の状況、安否情報、医療機関などの情報、それぞれの機関が講じている施策に関する情報、交通規制等被災者等に役立つ正確かつきめ細やかな情報を適切に提供するものとする。

なお、情報の公表、広報活動の際、その内容について、相互に連絡をとりあうものとする。

3 住民等への的確な情報の伝達

市、県等の防災関係機関及び関係事業者等は、事故現場周辺の地域住人はもとより、広く一般住民に対し、事故災害の状況、安否情報、施設等の復旧状況等、ニーズに応じた情報を積極的に伝達するものとする。

なお、情報の公表、広報活動の際、その内容について、相互に連絡をとりあうものとする。

4 関係者等からの問い合わせに対する対応

市、県等の防災関係機関及び関係事業者等は、必要に応じ、発災後速やかに関係者等からの問い合わせに対応するように、人員の配置等の体制の整備に努めるものとする。また、情報のニーズを見極め収集・整理を行うものとする。

第 5 項 二次災害の防止活動

1 第十管区海上保安本部（熊本海上保安部）

熊本海上保安部は、海上災害により船舶交通に危険が生じ又は生じるおそれがあるときは、速やかに航行警報等必要な措置を講ずるとともに、必要に応じて船舶交通の整理、指導を行うものとする。

また、災害の原因者である船舶の所有者等に対し、船舶の除去その他船舶交通の危険を防止するための措置を講じるよう指導するものとする。

2 熊本地方気象台

熊本地方気象台は、二次災害防止のため、海上風・海霧等気象の状況、波浪・海面水温等水象の状況、地震、津波等の状況を観測し、これらに関する実況あるいは予・警報等の情報を発表するものとする。

【関連部局】

政策局
財政局
環境局
経済観光局
農水局

第 4 節 災害復旧計画

1 災害復旧対策の基本方針

市及び県は、油流出による各種被害からの回復を総合的に推進する必要があると認められるときは、関係部署で構成する「被害回復推進会議」を設置し、災害復旧対策の基本方針等を検討する。

2 被災事業者等の復旧支援

市及び県は、流出油により被害を受けた漁業関係者、商工観光業関係者等の回復を支援するため、総合的な相談窓口の設置、各種資金の貸付等を検討する。

3 事後の監視等の実施

特に油流出事故による生態系等環境への影響は、回復に長期間を要することがあることから、市及び県は、流出油の防除措置終了後も、状況に応じて沿岸等の巡視、環境の状況（水質、底質、野生生物等）の把握等に努め、必要な措置を講ずる。

4 原因船舶等の除去等

熊本海上保安部は、災害の原因者である船舶の所有者等に対し、船舶の除去その他船舶交通の危険を防止するための措置を講じるよう指導するものとする。

第 3 章 航空機災害対策計画

熊本空港及び熊本市内において、航空機の墜落等により災害が発生した場合に、その災害の拡大を防止し被害の軽減を図るため、防災関係機関が実施する各種の対策を定め、もって地域住民等を災害から守ることを目的とする。

項目	関連部局	ページ
第 1 節 総則	政策局、健康福祉局、環境局、経済観光局、農水局、各区役所、病院局	426
第 2 節 災害予防計画	政策局、総務局、財政局、健康福祉局、都市建設局、消防局、病院局	428
第 3 節 災害応急対策計画	全局	431

第 1 節 総則

第 1 項 災害の想定

航空運送事業者等の運航する航空機の墜落等大規模な航空事故の発生を想定する。

第 2 項 防災関係機関の処理すべき事務又は業務の大綱

航空機災害対策に関し、防災関係機関が処理すべき事務又は業務の大綱は次のとおりとする。

1 市

- (1) 事故状況の実態の把握及び的確な情報の収集並びに関係防災機関・医療機関への連絡通報
- (2) 関係防災機関・医療機関との調整
- (3) 被災者の救出、救助、救護（搬送・収容）
- (4) 傷病者の身元確認
- (5) 事故拡大防止のための消火その他消防活動
- (6) 警戒区域の設定及び立入制限、現場警戒並びに付近住民に対する避難の指示
- (7) 県又は他の市町村に対する応援要請

2 県

- (1) 的確な情報の収集及び関係機関への連絡通報
- (2) 自衛隊、地方公共団体等に対する災害派遣・応援要請
- (3) 国、市町村及び防災関係機関との連絡調整
- (4) 医療救護体制の確保

3 警察

- (1) 被災者の救出救助
- (2) 緊急交通路の確保等交通秩序の維持
- (3) 災害実態の早期把握及び災害関連情報の収集・伝達
- (4) 合同対策本部等への要員派遣
- (5) 遭難航空機の捜索
- (6) 事故現場付近、医療救護活動地区における警戒警備並びに交通規制
- (7) 被災地域における社会秩序の維持
- (8) 検視及び行方不明者の捜索、遺族支援
- (9) 市民の安全確保と不安解消のための広報
- (10) 避難誘導及び二次災害の防止
- (11) その他必要な警察業務

4 熊本空港事務所(国の出先機関)

- (1) 遭難航空機の搜索及び救助
- (2) 自衛隊に対する災害派遣要請
- (3) 航空機への航空保安業務の提供
- (4) 熊本国際空港株式会社が設置する現場指揮所及び合同対策本部へ要員の派遣

5 熊本国際空港株式会社（空港の運営権者）

- (1) 事故状況の収集・把握及び関係防災機関への連絡通報
- (2) 航空法第 47 条の 2「空港機能管理規程」に基づいた空港緊急計画の策定及び計画の発動

6 航空運送事業者等

- (1) 熊本空港事務所、熊本国際空港株式会社、消防機関、警察等関係防災機関に対する事故状況の的確な通報
- (2) 熊本国際空港株式会社が設置する現場指揮所及び合同対策本部へ要員の派遣
- (3) 遭難航空機の搜索
- (4) 被害拡大防止のための現地における医療その他応急措置
- (5) 死傷病者の身元確認及び家族への通知

7 その他関係防災機関（指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関等）

- (1) 所管の応急対策の実施
- (2) 県及び市町村等との協力・連携

第 2 節 災害予防計画

第 1 項 航空交通の安全のための情報の充実

1 熊本地方気象台

熊本地方気象台は、航空機の安全に係る気象、地象、水象の現象を的確に観測し、これらに関する実況あるいは予報及び警報・注意報等の情報を適時・的確に発表するものとする。

また、局地的な激しい気象の変化を監視する航空気象ドップラーレーダー等の航空気象観測施設の整備や航空気象予報・警報の精度向上等を通じて、航空交通の安全のための気象情報の充実を図るものとする。

2 熊本国際空港株式会社

熊本国際空港株式会社は、航空局航空情報センターを通じて航空路誌等により航空交通の安全確保に関する情報を適切・適時に提供するものとする。

3 航空運送事業者等

航空運送事業者等は、航空交通の安全に関する各種情報を様態、要員毎等に分類、整理し、事故予防のために活用し、必要な措置を講ずるものとする。また、分類、整理した各種情報を事業者等相互間において交換し、情報の活用を促進するものとする。

第 2 項 航空機の安全な運航の確保

1 規則の遵守指導

熊本空港事務所は、本省航空局を介して航空運送事業者等に対し、航空関係諸規則の遵守の徹底を指導するものとする。

2 航空運送事業者等の教育・訓練

熊本空港事務所は、本省航空局を介して航空運送事業者等に対する安全教育・訓練の着実な実施を指導するものとする。また、航空運送事業者等に対し、過去の事故事例等を参考とした実践的な教育訓練の設定及びその実施を指導するとともに、その実施状況を把握し、必要に応じてその改善・充実等を図るものとする。

第 3 項 迅速かつ円滑な災害応急対策、災害復旧への備え

【関連部局】

政策局
総務局
財政局
健康福祉局
都市建設局
消防局
病院局

1 情報の収集・連絡関係

(1) 情報の収集・連絡体制の整備

市、県等の防災関係機関及び航空運送事業者等は、それぞれの機関及び機関相互間において情報の収集・連絡体制の整備を図るものとする。その際、夜間、休日の場合等においても対応できる体制の整備を図るものとする。

(2) 情報の分析整理

市、県等の防災関係機関は、収集した情報を的確に分析整理するため、人材の育成を図るとともに、必要に応じ専門家の意見を活用できるよう努めるものとする。

(3) 通信手段の確保

市及び県は、非常通信体制の整備、有・無線通信システムの一体的運用及び応急対策等災害時の重要通信の確保に関する対策の推進を図るものとする。この場合、熊本県非常通信協議会との連携にも十分配慮することとする。

2 災害応急体制の整備

(1) 職員の体制

ア 市、県等の防災関係機関及び航空運送事業者等は、それぞれの機関において実情に応じ職員の非常参集体制の整備を図るものとする。

イ 市、県等の防災関係機関及び航空運送事業者等は、それぞれの機関の実情を踏まえ、必要に応じ応急活動のためのマニュアルを作成し、職員に通知するとともに、定期的に訓練を行い、活動手順、使用する資機材や装備の使用方法等の習熟、他の職員、機関等との連携等について徹底を図るものとする。

(2) 防災関係機関相互の連携体制

ア 災害発生時には、防災関係機関相互の連携が重要であり、市、県及び航空運送事業者等は、応急活動及び復旧活動に関し、各関係機関において平常時より連携を強化しておくものとする。

イ 空港事務所長等法令で定める者は、自衛隊への派遣要請が迅速に行えるよう、あらかじめ要請の手順、連絡調整窓口、連絡の方法を取り決めておくとともに、連絡先を徹底しておく等必要な準備を整えておくものとする。

3 搜索、救助・救急、医療及び消火活動

- (1) 熊本空港において航空機災害が発生し、乗客等の救出を要する場合は、熊本空港緊急計画連絡協議会の構成員が各協定等及び「熊本空港緊急計画」に基づく活動を実施するものとする。
- (2) 熊本市域内で航空機災害が発生し、乗客等の救出を要する場合は、熊本市、熊本市消防局、県及び県警は、協議に基づき救出に必要な資機材を投入して、迅速に救出活動を実施するものとする。
- (3) 熊本市域内で航空機災害が発生し、死傷者がある場合は、熊本市健康福祉局、熊本市病院局、熊本市消防局及び熊本市医師会等で編成する医療救護班を現地

に派遣し、応急措置を施した後、市内の医療機関に収容する。なお、市及び市医師会の救護班での救護活動が不可能な場合は、日赤熊本県支部に応援を求めるものとする。

- (4) 熊本市域内で航空機災害により死傷者が発生した場合は、熊本市、熊本市消防局及び県警は、行方不明者の搜索、負傷者の救出及び遺体の収容等を実施するものとする。
- (5) 市は、災害発生後のストレスによる心や体のケアに対応するため、心身両面の相談体制を整備する。

4 緊急輸送活動

災害時においては、物資・資機材・要員の輸送及び負傷者の搬送が早急に必要となる。これらの活動を円滑に行うため、以下の道路を緊急輸送道路に指定し、整備を図ることとする。

さらに、指定された緊急輸送道路については、沿道建造物の不燃化及び耐震強化を図り、電柱等の構造物の地中化を推進し、自販機・看板等の落下防止に努める等、関係機関、住民等に理解を求めていくものとする。

5 関係者等への的確な情報伝達関係

- (1) 市、県等の防災関係機関及び航空運送事業者等は、発災後の経過に応じて関係者等に提供すべき情報について整理しておくものとする。
- (2) 市、県等の防災関係機関及び航空運送事業者等は、被災者の家族等からの問い合わせ等に対応する体制についてあらかじめ計画しておくものとする。

6 防災関係機関による防災訓練の実施

(1) 防災訓練の実施

熊本空港緊急計画連絡協議会は、相互に連携した訓練を実施するものとする。

(2) 実践的な訓練の実施と事後評価

- ア 熊本空港緊急計画連絡協議会が主催する合同訓練は、航空機事故及び被害の想定を明らかにするとともに実施時間を工夫する等様々な条件を設定するなど実践的なものとなるよう工夫するものとする。
- イ 訓練後は評価を行い、課題等を明らかにし、必要に応じ体制等の改善を行うものとする。

第3節 災害応急対策計画

第1項 発災直後の情報の収集・連絡及び通信の確保

【関連部局】
政策局
消防局

1 災害情報の収集・連絡

航空災害が発生した場合、必要な施策を適切に実施するためには、正確な情報を迅速に収集し、関係機関間でこれらの情報の共有化を図る必要がある。

そのため、市、県等の防災関係機関及び航空運送事業者等は、相互に密接な連携の下に、「航空災害情報伝達系統」により、迅速かつ的確に災害情報を収集し、伝達するものとする。

(1) 航空運送事業者等

航空運送事業者等は、自己の運航する航空機について緊急事態又は事故が発生した場合、速やかに熊本空港事務所、熊本国際空港株式会社等関係防災機関に連絡する。

また、被害の状況、活動態勢、応急対策の活動状況、対策本部設置状況等について、適宜連絡するものとする。

(2) 市の役割

市は、人的被害の状況等の情報を収集するとともに、被害規模に関する概括的情報を含め、把握できた範囲から直ちに県へ連絡する。

また、県に応急対策の活動状況、対策本部設置状況等を連絡し、応援の必要性等を連絡する。

2 通信手段の確保

(1) 事故発生直後の通信確保

市、県及び航空運送事業者等は、災害発生直後は直ちに、災害情報連絡のための通信手段を確保するものとする。

(2) 重要通信の疎通確保

西日本電信電話株式会社は、通信の疎通が著しく困難となり、重要通信を確保するため必要があるときは、電気通信事業法及び同法施行規則の定めるところにより、臨機に利用制限の措置をとる。

【関連部局】
全局

第 2 項 活動体制の確立

1 熊本国際空港株式会社の活動体制

熊本国際空港株式会社は、熊本空港緊急計画に基づき、速やかに必要な体制をとるものとする。また、市への協力を必要に応じて行うものとする。

2 航空運航事業者等の活動体制

航空運航事業者等は、発災後速やかに、社員の非常参集、情報収集連絡体制の確立等必要な態勢をとるものとする。

3 指定地方行政機関等の活動体制

指定地方行政機関、指定公共機関及び指定地方公共機関等は、法令又は防災業務計画、防災に関する計画に定めるところにより、航空機事故が発生した場合、迅速かつ的確に応急措置を実施することができるよう、速やかに必要な体制を確立する。

なお、対策本部等を設置したときは、県をはじめ防災関係機関に連絡するものとする。

4 市の活動体制

市は、発災後速やかに、職員の非常参集、情報収集体制の確立及び災害対策本部の設置等必要な態勢をとる。

その場合、市地域防災計画やその他のマニュアル等にあらかじめ定められた災害対策本部の設置基準、配備態勢、職員の参集基準及びその際の基本的事項に従い、的確な活動体制を構築する。

5 広域的な活動体制

市及び県等は、被害の規模等に応じて、応急対策を実施する必要があると認めるときは、他の地方公共団体等に対して応援を要請する。

6 自衛隊の災害派遣

- (1) 熊本空港事務所長は、自衛隊の派遣要請の必要性を航空機事故の規模や収集した被害情報から判断し、必要があれば直ちに要請するものとする。
- (2) 市長は、事故災害による被害が甚大であり、市、県及び各防災関係機関のみでは対処することが困難と予想される場合において、自衛隊法 83 条の規定に基づく災害派遣の要請を知事に依頼するものとする。

第 3 項 警戒区域の設定、緊急輸送のための交通の確保・ 緊急輸送活動

【関連部局】
政策局
都市建設局

1 警戒区域の設定

市及び警察は、地域住民の生命、身体の安全を守るとともに応急活動の円滑化を図るため、必要に応じ警戒区域を設定する。

2 交通の確保・緊急輸送活動の基本方針

市及び警察は、交通の確保・緊急輸送活動について、被害の状況、緊急度、重要度を考慮して、交通規制、応急復旧、輸送活動を行う。活動実施の際は、その旨を交通機関並びに地域住民に対し広報し、協力を求めるものとする。

第 4 項 関係者等への的確な情報伝達活動

【関連部局】
政策局
文化市民局
各区役所

1 被災者の家族等への情報伝達活動

市、県等の防災機関及び航空運送事業者等は、被災者の家族等のニーズを十分把握し、航空機災害の状況、安否情報、医療機関などの情報、それぞれの機関が講じている施策に関する情報、交通規制等被災者等に役立つ正確かつきめ細やかな情報を適切に提供するものとする。

なお、情報の公表、広報活動の際、その内容について、相互に連絡をとりあうものとする。

2 住民等への的確な情報の伝達

市、県等の防災機関及び航空運送事業者等は、事故現場周辺の地域住民はもとより、交通機関を利用する一般住民に対し、航空機災害の状況、安否情報、施設等の復旧状況、ニーズに応じた情報を積極的に伝達するものとする。

なお、情報の公表、広報活動の際、その内容について、相互に連絡をとりあうものとする。

3 関係者等からの問い合わせに対する対応

市、県等の防災機関及び航空運送事業者等は、必要に応じ、発災後速やかに関係者等からの問い合わせに対応するように、人員の配置等の体制の整備に努めるものとする。また、住民のニーズを見極め、情報の収集・整理を行うものとする。

第 4 章 危険物等災害対策計画

石油類、高圧ガス等の爆発、火災等による災害はもとより、地震等による大規模な災害にも対処するため、事業所及び防災関係者が実施すべき各種の対策を定め、もって災害の未然防止とその拡大防止及び被害の軽減を図るとともに、早期の情報収集を迅速に行い、地域住民の生命、身体及び財産を災害から保護することを目的とする。

項目	関連部局	ページ
第 1 節 総則	政策局、消防局	435
第 2 節 災害予防計画	政策局、消防局	436
第 3 節 災害応急対策計画	政策局、都市建設局、各区役所、消防局	437

第 1 節 総則

第 1 項 災害の想定

石油類、高圧ガス等の爆発、火災等による災害はもとより、地震等による大規模かつ広範囲に及ぶ爆発、火災、漏洩等を想定する。

【関連部局】
消防局

第 2 項 市及び消防機関の処理すべき事務又は業務の大綱

市は、防災について第一次的責任を有する地方公共団体として指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関及び他の地方公共団体の協力を得て防災活動を実施するものとする。

【関連部局】
政策局
消防局

- 1 情報の収集、伝達
- 2 災害広報
- 3 避難指示、避難誘導
- 4 被災者の救助
- 5 消火活動
- 6 警戒区域の設定及び被害の拡大防止
- 7 危険物施設等の安全確保に必要な指導、助言
- 8 関係機関との連絡調整

【関連部局】
消防局

【関連部局】
政策局
消防局

第 2 節 災害予防計画

第 1 項 自主防災体制の強化

危険物施設、高圧ガス施設に、次の指導、助言を行う。

- 1 危険物、高圧ガスの特性及び設備等の取扱いに関するマニュアル作成
- 2 従業員に対する保安教育の徹底
- 3 情報収集及び有線不通時の連絡体制の確立

第 2 項 防災用設備、資機材の整備、備蓄等

防災関係機関及び関係事業者は、災害を未然に防止するとともに、災害発生に対して被害の拡大を防止するため、その所轄する事務又は業務に関して必要な設備、資機材の整備、備蓄に努めるものとする。

- 1 化学消火薬剤
- 2 オイルフェンス
- 3 油処理剤及び吸着マット
- 4 照明用機材
- 5 通信用資機材
- 6 ガス検知器
- 7 耐熱防火衣
- 8 空気呼吸器

第 3 項 防災訓練の実施

防災機関及び関係事業者は、災害が発生した場合における情報収集及び防災活動が迅速かつ的確に実施できるように、相互に協力し防災訓練を実施するものとする。

第 3 節 災害応急対策計画

第 1 項 事業者間における相互応援体制

関係事業者は、事業者相互間における災害予防、災害発生時における応援協力の円滑化を図るため協定の締結に努めるものとする。

- 1 応援出動の基準及び連絡方法
- 2 応援の設備、資材の種類、数量
- 3 応援活動の具体的役割分担
- 4 費用の負担区分

第 2 項 消防機関と事業者間における協力体制

消防機関及び関係事業者は、防災活動をより円滑に行なうため、相互における具体的な協力体制の確立を図るものとする。

【関連部局】
消防局

第 3 項 市町村間における相互応援体制

すでに締結されている「熊本県消防相互応援協定」「熊本県消防広域応援基本計画」に基づき、応援体制の整備、確立に努めるものとする。

【関連部局】
政策局
消防局

第 4 項 避難

- 1 災害が当該対策地域外におよび、付近住民に危険が生じるおそれがある場合、あらかじめ指定した避難先へ避難するよう指示を行う。
- 2 最寄りの一時避難場所に避難者を誘導する。
- 3 避難経路及び一時避難場所に職員及び団員を配置し、避難者の安全確保に努める。

【関連部局】
政策局
都市建設局
各区役所
消防局

第 5 項 警戒区域の設定

- 1 生命・身体に対する危険を防止するために、警戒区域を設定し、災害応急対策従事者以外の立ち入りを制限もしくは禁止し又はその区域から退去を命ずる。
- 2 災害の発生を防止し、消防活動の効率的実施を確保するため、消防警戒区域を設定し災害応急対策従事者以外の立ち入りを制限もしくは禁止し又はその区域から退去を命ずる。

【関連部局】
政策局
消防局

熊本市地域防災計画

本 編

発行・編集 熊本市防災会議

事務局 危機管理防災部防災計画課

住 所：〒860-8601 熊本市中央区手取本町1番1号

電 話 番 号：096-328-2111（代表）

ホームページ：<http://www.city.kumamoto.jp/>